

令和5年度子どもの権利擁護に係る実証モデル事業報告書

意見表明等支援員の 活動の手引き

Ver.1

2024年3月

はじめに

令和5年度における子どもの権利擁護に係る実証モデル事業報告書は、「意見表明等支援員の活動の手引き Ver.1」をもって充てることとする。

令和2年度～5年度までの具体的なアドボカシーのモデル実践などを踏まえて、本報告書である「意見表明等支援員の活動の手引き Ver.1」は作成している。

特に、第3章以降については、大分県における具体的なアドボカシー活動について、そして意見表明等支援員（アドボケイト）による工夫した活動報告、作品、声を紹介している。

本モデル事業は令和2年度から実施してきたが、来年度からは、改正児童福祉法の施行により、意見表明等支援事業が本格実施することになる。これまでの実践などを踏まえて「意見表明等支援員の活動の手引き」の作成を目指してきた。一読すれば、手引きの内容としては、こどものアドボカシー活動をするための内容が網羅されておらず、手引きとして活用するには、内容的に不十分な点も少なくないが、この手引きを参考書の1つとして活用しながら、これからも実践を積み上げていく中で、手引きについては、精緻化していきたいと考えている。

是非とも一読いただき、忌憚のない意見や感想をいただければ幸甚である。

この手引きを手にした方々へ

本手引きは、意見表明等支援員（アドボケイト（通称））として活動する方をはじめ、児童相談所、市区町村福祉、里親やファミリーホーム、児童福祉施設の職員の方々などを対象としている。

この手引きは、意見表明等支援員としてこどもとかかわる方々に、こどもへの独立・専門アドボカシー活動をするためには、どのように取り組めばいいのか、その一助となるために作成したものである。

大分県では、2020年3月に公表された「大分県社会的養育推進計画」に提言された「子どもの意見を聴く機会の確保など必要な仕組みの検討準備」や、児童虐待防止対策の強化に向けた子どもの権利擁護の推進といった国の動向などを踏まえ、「子どもの権利擁護に係る実証モデル事業」を実施することになった。このモデル事業を展開する上で、こどもに対する確かな理解に基づいた適切なアドボカシー活動をすることが求められている。

そこで、この手引きでは、意見表明等支援員のみなさんが、こどもに対して適切なアドボカシー活動をするために、参考となる児童福祉審議会を活用したこども権利擁護のしくみについて、あるいはどのように傾聴、意見形成支援、意見表明支援などを実施したらいいのか、その基本的な考え方や方法などとともに、現場での支援の際に具体的に活用できる様子などについても提供している。どのようにアドボカシーをしたらいいのか、どのようにこどもに寄り添ったらいいのか考えたい時、あるいは意見表明支援が進まない時などは、是非ともこの本を開いて見ていただきたい。こどもに対するアドボカシー活動をする上でのヒントを得ることができよう。

どうぞ、この手引きを、みなさんが意見表明等支援員としてのアドボカシー活動のあり方について深く検討していくための1つの参考書として活用していただきたい。

こどもへのアドボカシー活動を推進されるみなさんにとってこの本が、こどもに対するアドボカシーについて考えるための契機となり、さらにそれに関する理解を深め、こどものセルフアドボカシーの形成や健全育成が図れるとしたら、幸いである。

なお、この手引きは、筆者がいずれも調査研究委員長を務めさせてもらった2019年に公表された三菱UFJリサーチ&コンサルティングの「子どもの権利擁護に新たに取り組む自治体にとって参考となるガイドラインに関する調査研究」報告書の中の①「児童福祉審議会を活用した子ども権利擁護対応ガイドライン」及び2020年に公表された「アドボケイト制度の構築に関する調査研究」報告書の中の②「アドボケイト制度のガイドライン案」をベースにして作成（三菱UFJリサーチ&コンサルティング承認済）している。

それに加えて、2022年度、委員又は委員長として関与させてもらい実施した「権利擁護スタートアップマニュアル作成に関する調査研究」の中の③「こどもの権利擁護スタートアップマニュアル（案）」、障害児入所施設及び障害児通所支援事業所を利用する障害のある子

どもの権利擁護の在り方に関する調査研究の中の④「意見表明等支援員養成のためのガイドライン（案）」及び障害児入所施設及び障害児通所支援事業所を利用する障害のある子どもの権利擁護の在り方に関する調査研究の中の⑤「障害児入所施設・障害児通所支援事業所を利用するこどもの権利擁護、意見形成支援・意見表明支援のための手引き（案）」の5つの研究調査報告を踏まえて作成した。

この手引きの読みすすめ方であるが、アドボカシー活動に関心のある方などがその必要性に応じて、どこからでも読んで頂き活用してもらいたい。

なお、この手引きにおいては、①「こども」と「子ども」が混在しているなど表記が統一されていない、②意見表明等支援員と意見表明支援員とアドボケイト及び子どもアドボケイトを同義語として使用している、③スーパービジョンとスーパーバイザーを同じSVで表記するなど、平仄や表記を十分に統一することができ切れておらず、その点については、読みづらさなどがあると思われる。この点については、お詫び申し上げます。

最後になりましたが、アドボカシー活動に参加して下さいましたこどもをはじめ、これまでの間本事業に関係しご尽力ご協力をいただきました意見表明等支援員、多くの関係者の皆様、本手引きに玉稿を賜りました執筆者の皆様に、この場を借りて心より深謝申し上げます。

2024年3月

大分大学権利擁護教育研究センター長 相澤 仁

目 次

はじめに

この手引きを手にした方々へ

第1章	こどもの意見表明に関する制度的経緯	1
第1節	令和元年度「児童福祉法等の一部を改正する法律」に関連した意見表明等の整備	1
第2節	令和4年度児童福祉法の改正による意見表明等支援事業の努力義務化などこどもの権利擁護の推進	4
1.	令和4年度児童福祉法の改正までのこどもアドボカシー制度の動向	4
2.	こどもの意見聴取等の仕組みの整備	5
第2章	「子どもの権利擁護に係るモデル事業」が示した実践のあり方	7
第1節	児童福祉審議会を活用した意見表明モデルの実施体制	7
1.	こども権利擁護部会等の設置	7
2.	意見表明等支援員（アドボケイト）の配置	12
第2節	児童福祉審議会を活用した意見表明モデルの進め方・流れ	14
1.	児童福祉審議会へのこどもの意見表明の進め方	15
2.	児福審窓口で受け付けたこどもの意見内容を踏まえた振り分けなどの対応について	16
3.	進める上での前提としてのこどもへの説明とその理解	19
4.	こどもの意見表明の進め方	22
第3章	大分県における子どもの権利擁護に係る実証モデル事業	36
第1節	モデル事業開始時の準備状況	36
1.	導入に至るまでの経過	36
2.	事業実施に向けた準備のための打ち合わせの開催と協議事項	36
3.	事業の実施体制	41
第2節	モデル事業の実施状況	43
1.	事業の具体的な実施状況（2020（令和2）年度～2023（令和5）年度）	43
2.	わたしの権利ノートの作成	97
第4章	大分方式によるこどもアドボカシー活動（意見表明等支援事業）	99
第1節	活動の意義・目的及びその流れ	99
1.	意見表明等支援事業などこどもの意見表明に関する制度的位置づけ	99
2.	意見表明等支援事業の意義・目的	102

3. 大分におけるこどもへの円環による包容型独立・重層的支援	102
4. 意見表明等支援を実施する場面	105
5. 意見表明等支援の流れ	107
第2節 活動開始時の申し合わせ	129
第3節 活動の実際	133
1. 訪問準備	133
2. 訪問活動時の確認事項・留意点	134
3. こどもへの説明	139
4. 関係機関・関係者への説明	158
5. アクセス手段の確保	160
6. こどもとの面談の準備	161
7. こどもと初めて会う時	162
8. 面談の場所・方法	164
9. 遊びなどによる表現活動	165
10. こどもの意見などについての傾聴	165
11. 意見形成支援	167
12. 意見表明支援	167
13. こどもの意見表明とその対応	168
14. 意見表明への対応とこどもへのフィードバック	170
15. 確認・再申請	173
16. 終結及びふりかえり	175
17. 報告書及び記録の作成・保管	177
第5章 意見表明等支援員（アドボケイト）の養成研修	185
1. 大分県における意見表明等支援員（アドボケイト）の養成研修の経緯	185
2. 「意見表明等支援員養成のためのガイドライン」を踏まえた意見表明等支援員養成研修	189
3. 意見表明等支援員に求められる資質の醸成・担保	198
4. 「意見表明等支援員養成のためのガイドライン」における意見表明等支援員の到達目標	199
5. 意見表明等支援員の獲得すべき基本的な専門性	200
A アドボカシーの意義と目的	200
B 権利擁護・児童福祉行政に対する理解	210
C アドボカシーの基本的な態度・技術	238
D こどもの多様性への理解	244
E アドボカシーの実際	278

6. 意見表明等支援員に対する研修	311
7. 意見表明等支援員（アドボケイト）からのメッセージ	322
8. スーパーバイザーの養成・確保	333
9. 子ども権利擁護調査員の確保・研修	335
第6章 アドボカシーサークル活動	337
1. サークル活動の経緯	337
2. サークル活動報告	350
第7章 調査研究報告	353
1. こどもアドボカシー活動に関するこどもへのアンケート調査について	353
2. 児童養護施設の子どもと児童福祉審議会との交流会参加児童のアンケート調査	355
3. こどもへのインタビューからみる活動のあり方について	357
4. 児童相談所職員へのアンケート調査によるアドボカシー活動の影響について	359
5. 大分県における子どもの権利擁護に係る実証モデル事業に関する調査報告	362
6. 児童養護施設に入所しているこどもへのアドボカシー訪問活動についてのアンケート調査（速報値）	364
引用・参考文献	371

第1章 こどもの意見表明に関する制度的経緯

第1節 令和元年度「児童福祉法等の一部を改正する法律」に関連した意見表明等の整備

周知のとおり、平成28年5月児童福祉法等（平成29年4月施行等）が一部改正され、理念規定も見直された。具体的には、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、こどもは単に保護される客体として存在するのではなく、権利を享有し行使する主体であり、一人の独立した人格として尊重されるとともに、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されることになった。また、「児童福祉審議会で児童等や家族その他の関係者に対し、必要な報告等を求め、その意見を聴くことができる」旨が初めて規定された。

次いで、令和元年6月「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和元年法律第46号。以下「改正児童福祉法等」）が、可決・成立し公布され、児童の意見表明等については、次のように規定された。

「児童福祉審議会は、前項の規定により意見を聴く場合においては、意見を述べる者の心身の状況、その者の置かれている環境その他の状況に配慮しなければならない。」（第8条第7項）

「政府は、この法律の施行後2年を目途として、児童の保護及び支援に当たって、児童の意見を聴く機会及び児童が自ら意見を述べるができる機会の確保、当該機会における児童を支援する仕組みの構築、児童の権利を擁護する仕組みの構築その他の児童の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されるための措置の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」（附則第7条第4項）

こうした規定を踏まえて、令和2年3月、厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長より、次のような内容が盛り込まれた「児童福祉審議会を活用した子どもの権利擁護の取組について」（通知）が都道府県等の児童福祉主管部局長宛てに発出された。

「(略)平成30年度子ども・子育て支援推進調査研究事業により、子どもの権利擁護に新たに取り組む自治体にとって参考となるガイドラインを作成し、全国児童福祉主管課長会議等においてお示したところです。

本ガイドラインでは、子どもの権利擁護に新たに取り組む自治体の指針として、①子どもの権利擁護を行う子ども権利擁護部会の設置と、②施設等を巡回して子どもの意見表明を支援する子ども意見表明支援員の配置を位置づけるとともに、子どもによる意見表明や関係機関による申立・申出があった場合における進め方を示しています（※1）。

さらに、法律上もこうした枠組みの適切な運用がなされるよう、児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律（令和元年法律第46号）による改正では、児童福祉審議会において児童に意見聴取する場合においては、その児童の状況・環境等に配慮する（意見を述べる児童を支援する専門的知識及び技能を持つ職員の児童福祉審議会事務局への配置や、審議会の場で児童が安心して意見を述べることのできる雰囲気づくり等）

とされており、令和2年4月1日に施行されます。

各自治体において、本ガイドラインを有効に活用の上、児童福祉審議会を活用した子どもの権利擁護の取組を進めていただきますようお願いいたします。

各自治体で当該取組が推進されるよう、本年度と同様、来年度予算においても子どもの権利擁護に係る実証モデル事業（※2）を計上していますので、当該事業の活用についてご検討ください。

※1 「子どもの権利擁護に新たに取り組む自治体にとって参考となるガイドラインに関する調査研究」報告書（平成31年3月 三菱UFJリサーチ&コンサルティング）

https://www.murc.jp/wp-content/uploads/2019/04/koukai_190426_13.pdf

※2 子どもの権利擁護に係る実証モデル事業（金額等は来年度予算）

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：183億円の内数】

子どもの権利擁護を推進する観点から、電話やハガキによる相談、第三者の訪問による聴取等の方法により、児童相談所が関与した子どもの意見表明を受け止める体制の構築を図るための実証モデル事業に係る補助を行う。

【実施主体】都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助基準額】1自治体当たり：8,175千円

【補助率】定額（国：10/10相当）（下線は筆者によるもの）

この通知と併せて、次の2つの参考資料（参考1、参考2）が添付された。

参考1の概要①の中の子どもによる意見表明の進め方と参考2の取組例を併せてみるとわかるように、児童福祉審議会に設置した窓口で受け付けた子どもからの相談に応じて、アドバイスの実施や子どもの権利擁護専門員（子ども権利擁護調査員）による子どもとの面接を実施する。子どもの権利擁護専門員は、その内容を踏まえて、関係機関の紹介や協力、関係機関への調査、助言・調整及び必要に応じた児童福祉審議会への付議を実施するといった取組例が示されている。

このように、モデル事業の具体例として、児童福祉審議会に設置した窓口で、子どもからの相談を受け付け、子どもの権利擁護専門員が中心になって対応する取組が示されている。

児童福祉審議会を活用した子ども権利擁護対応ガイドライン
～都道府県・政令指定都市・児童相談所設置市向け～ 概要①

参考 1

子ども権利擁護部会の設置(第2章)

■児福審に「子どもの権利擁護部会」(仮称)の設置

- 委員選定:
子どもの権利擁護はじめ児童福祉全般に精通した者(学識経験者、弁護士、医師、心理職、児童福祉職、児童福祉施設等経験者)
- 委員の職務・機能:
子どもの意見表明や関係機関からの申立について調査、審議
- 子ども権利擁護調査員(仮称)の配置:
調査権限、委員からの業務の監督指示等
- 事務局:部会の庶務
※独立性、第三者性の担保

子ども意見表明支援員の配置(第3章)

■子どもの意見表明を支援する「子ども意見表明支援員」(通称:子どもアドボケート)の配置

- 役割:
施設等を巡回、啓発、意見聴取、子どもの意見表明の支援、子どもの意見の代弁等
- 配置の方法(法人・個人):
独立性確保のため外部委託を基本
- 支援員への研修
- 守秘性
※子どもの権利擁護調査委員とは併任しない

児福審への子どもの意見表明及び関係機関の申立・申出の進め方(第4章)等

■子どもによる意見表明の進め方 (P3左図参照)

- 権利擁護の対象:児童相談所の支援に関わる全ての子ども(支援・保護を行って欲しかったのにされなかった場合を含む)
- 前提条件:子どもの意見表明権についての啓発、地方自治体の理解、体制整備等
- 意見表明の受付窓口の整備・周知、障害児等への合理的配慮
- 子どもによる意見表明支援員の呼び寄せ、支援員によるアウトリーチ
- 児福審が審議する範囲:措置等への不服、入所中や一時保護中の不満・問題、在宅指導中の支援への不満・問題
- 受付からの流れ:受付、事前調査、部会の準備・審議・意見具申、対応の確認、報告等

■関係機関が児福審へ申立・申出する場合の進め方 (P3右図参照)

- 申立・申出の範囲:特定の児童の措置等への不服(措置等がされなかった場合等を含む)
- 関係機関の例:学校関係者、医療機関、要対協構成メンバー、児童福祉施設、里親、親族等
- 進め方:関係機関による申立・申出、事実関係の調査、部会の開催、意見具申、対応の確認、報告等

■モニタリング、活動評価

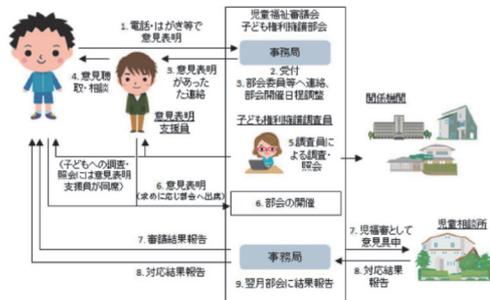
- 活動報告書の作成と公表、事業評価

1

児童福祉審議会を活用した子ども権利擁護対応ガイドライン
～都道府県・政令指定都市・児童相談所設置市向け～ 概要②

＜児福審を活用した子どもの意見表明モデルの例＞

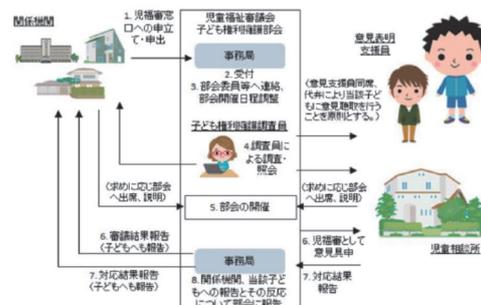
※電話・はがき等で意見表明する場合



※子どもの意見表明の流れとしては、上記のほか、施設職員等に依頼して意見表明支援員を呼び寄せるモデルがある。
※意見表明支援員は、定期的に施設や一時保護所を巡回し、児福審の意見表明窓口や意見表明の仕組みについて啓発活動を行う。

1. 子どもの意見表明
意見表明ができる窓口を設置・周知。子どもが意義と仕組みを理解。
2. 受付
3. 意見表明があった連絡等
4. 意見表明支援員による意見聴取
子どものプライバシーが保てる外部の場所で面会する等の工夫が必要。
5. 事前調査
調査員は、支援員や関係機関に調査。子どもに調査を行う場合、支援員同席のもとで実施。
6. 子ども権利擁護部会の開催
原則非公開。子どもに意見聴取する場合は、支援員が、子どもの発言を補足したり、助言する等補助。
7. 意見具申・検討結果の伝達
審議の結果を子どもが納得できるよう丁寧に説明。
8. 思相等の対応結果の説明
子どもに対応結果を報告。
9. 子ども権利擁護部会への報告
子どもへの報告とその反応を報告。

＜児福審を活用した関係機関の申立て・申出モデルの例＞



※ 申立の範囲: 児相の措置等に関する不服(子どもが不利益を被る場合)

1. 関係機関の申立て
学校関係者、医療機関、要対協メンバー、児童福祉施設、親族等が申立。
2. 受付
3. 申立があった連絡等
4. 事前調査
調査員は、関係機関や子ども等に調査。支援員同席・代弁により、子どもに意見聴取を行うことが原則。
5. 子ども権利擁護部会の開催
6. 意見具申・検討結果の伝達
7. 児相等の対応結果の説明
8. 子ども権利擁護部会への報告

2

図 1-1 児童福祉審議会を活用した子ども権利擁護対応ガイドライン

【令和2年度予算案】183億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

【現状・課題】

児童相談所の一時保護等の措置に対して親権者等は異議申立てを行うことができるが、子ども自ら異議申立てを行うことは困難であり、また、児童相談所の支援を受ける子どもたちが、自らの意見を表明することも困難であることから、子どもの権利擁護の仕組みの構築が求められている。

※平成28年度児童福祉法等改正法の参議院附帯決議

「自分から声を上げられない子どもの権利を保障するため、子どもの権利擁護に係る第三者機関の設置を含めた実効的な方策を検討すること」

※「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（平成30年7月20日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）

「都道府県児童福祉審議会の活用などにより、子どもの声を受け止める体制や子どもの声を代弁する仕組みを構築するためのガイドラインを年度内に作成し、子どもの権利擁護を推進する。」

【事業内容】

電話やハガキによる相談、第三者の訪問による聴取等の方法により、子どもの意見表明を受け止める体制の構築を図るためのモデル事業を創設する。事業実施後、子どもの権利擁護に係る体制構築に関する報告書を作成する。

【実施主体】都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助基準額】1自治体当たり：8,175千円

【補助率】定額（国：10/10相当）

<取組例>

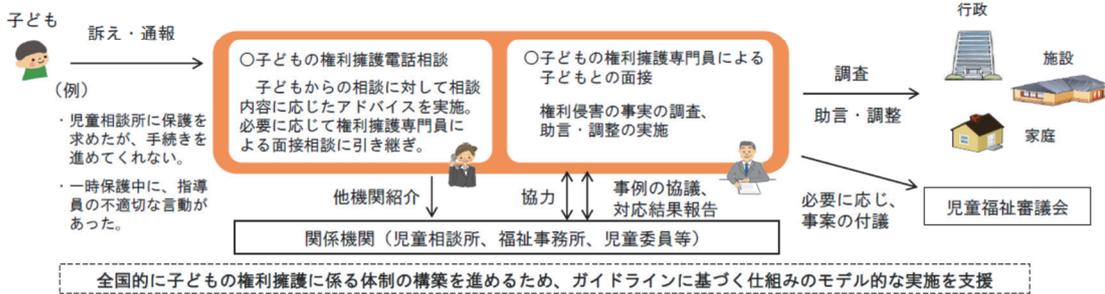


図 1-2 子どもの権利擁護に関わる実証モデル事業

第2節 令和4年度児童福祉法の改正による意見表明等支援事業の努力義務化などこどもの権利擁護の推進

1. 令和4年度児童福祉法の改正までのこどもアドボカシー制度の動向

前述した通り、令和元年6月にも児童福祉法等（令和2年4月施行等）が一部改正され、児童福祉審議会における児童、妊産婦及び知的障害者、これらの者の家族その他の関係者からの意見聴取の際の配慮事項が規定された。また、児童の意見表明権を保障する仕組みとして、児童の意見を聴く機会の確保、児童が自ら意見を述べる機会の確保、その機会に児童を支援する仕組みの構築、児童の権利を擁護する仕組みの構築その他の児童の権利擁護の在り方について、施行後2年（令和3年度内）を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。という旨の附則が規定された。

その後、これらの経緯を踏まえ、こどもの意見表明権の保障のあり方、権利擁護の仕組みのあり方等を検討し、目指すべき方向性を整理するため「子どもの権利擁護に関するワーキングチーム（以下「ワーキングチーム」という。）」が設置され、以下の3点を含むとりまとめが公表された。

- ① 都道府県等（指定都市及び児童相談所設置市を含む）が在宅指導・里親委託・施設入所・指定発達支援医療機関への委託の措置を採る場合には、子どもの年齢等に合わせ

た適切な方法によりあらかじめ子どもの意見を聴取しなければならないことを児童福祉法に規定するべきである。また、これらの措置の停止、解除及び他の措置への変更を行う場合や、措置の期間を更新する場合についても、同様に子どもに与える影響は大きいものであり、あらかじめ意見を聴取しなければならないこと。

- ② 具体的には、児童福祉法上、都道府県等は、意見表明を支援する者の配置など子どもの意見表明を支援する環境の整備に努めなければならない旨を規定するべきであること。
- ③ 権利救済の仕組みとして、児童福祉審議会を活用した権利擁護の仕組みを都道府県等が構築に努めなければならない旨を規定すべきであること。

紹介した3つの事項を含むワーキングチームでとりまとめられた内容については、社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会（以下「養育専門委員会」という。）においても議論がなされた後、権利救済の仕組みについては努力義務から義務化に修正された内容が報告書に盛り込まれた。

ワーキングチームのとりまとめの内容や養育専門委員会の報告書等を踏まえ、令和4年6月に成立した改正後の児童福祉法では、社会的養護のもとで生活しているこどもの権利擁護に係る様々な取組が規定された。都道府県等も、児童の意見聴取等の仕組みの整備などを推進することとされ、特に今回の改正では以下の①～③の3点が新たに定められた。

2. こどもの意見聴取等の仕組みの整備

児童相談所等は入所措置や一時保護等の際にこどもの最善の利益を考慮しつつ、こどもの意見・意向を勘案して措置を行うため、こどもの意見聴取等の措置を講ずることとする。都道府県はこどもの意見・意向表明や権利擁護に向けた必要な環境整備を行うことになった。

都道府県等においては、引き続き、こどもの権利擁護の取組みを推進するため、

- ① こどもの権利擁護の環境整備を行うことを都道府県等の業務として位置づけ、
- ② 都道府県知事又は児童相談所長が行う措置等の決定時において、こどもの意見聴取等を行うこととし、
- ③ こどもの意見表明等を支援するための事業（以下「意見表明等支援事業」）を制度に位置づけ、その体制整備に努めること、と規定された。

意見表明等支援員養成のためのガイドラインにおいて、「意見表明等支援事業」とは、「児童相談所長等の意見聴取等措置の対象となっている児童の施設入所等の措置や一時保護の決定等を行うことに係る意見又は意向や、施設入所等の措置が採られている児童等の当該措置における処遇に係る意見又は意向について、児童の福祉に関し知識又は経験を有する者（意見表明等支援員）が、意見聴取等の適切な方法により把握するとともに、これらの意見又は意向を勘案して児童相談所、都道府県その他関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行う事業」といった内容で規定（児福法第6条の3第17項）された、と説明してい

る。

この意見表明等支援事業は、令和6年4月から施行されることから、都道府県等では事業が着実に実施できるように、必要な措置を講ずるよう努力しなければならないこととなった（法第33条の6の2）。

第2章 「子どもの権利擁護に係るモデル事業」が示した実践のあり方

前記したとおり、都道府県等のこどもの権利擁護のための体制整備を支援するため、令和元年度予算で「子どもの権利擁護に係る実証モデル事業」が創設され、モデル事業の具体例として、「児童福祉審議会を活用した子ども権利擁護対応ガイドライン」を踏まえて、児童福祉審議会に設置した窓口で、こどもからの相談を受け付け、子ども権利擁護調査員が中心になって対応する取組が次のように示されている。

第1節 児童福祉審議会を活用した意見表明モデルの実施体制

1. こども権利擁護部会等の設置

児福審を活用したこどもの意見表明及び関係機関の申立て・申出を受け付けるために必要な体制の準備として、児福審にこどもの権利擁護の専門部会（権利擁護部会）を設置する。

なお、児福審の下に設置されている既存の部会において、下記の取り組みが可能である場合には、新たに部会を設置することなく既存の部会を活用することを妨げるものではない。

（1）こども権利擁護部会の意義・目的

権利擁護部会においては、客観的、専門的な立場において、こどもの意見表明権（子ども権利条約12条）を保障し、結果的にこどものwell-beingの向上に資するものでなければならない。このため、既存の部会とは別に、新たにこどもの権利擁護を専門に調査、審議する権利擁護部会を審議会に設置することが望ましい。

また、こどもの意見表明については、可能な限り迅速な対応が重要である。このため、権利擁護部会は、適時、臨機応変の開催が必要である。また、部会委員は、児童相談所からの独立性、第三者性が担保された人を確保し任命することが必要である。

（2）こども権利擁護部会の手順

権利擁護部会の設置の方法としては、①児福審本体の下に専門部会として設置する方法、②既存の専門部会のさらに下部機関の小委員会として設置する方法の二つが考えられる。

ア. 必要な予算の確保等

権利擁護部会の設置・運営にあたっては、人件費（事務局職員、部会委員委嘱費用、直接雇用する場合の意見表明支援員、権利擁護調査員の人件費等）、外部委託費（外部委託する場合の意見表明支援員、権利擁護調査員委託・委嘱費、事務局職員、事務費、研修費）、意見表明の受付窓口の設置のための費用や周知のための費用などが必要となる。

イ. 児福審運営要綱の改訂

都道府県等に新たにこども権利擁護部会を設置するためには、既存の児福審運営要綱

の改訂が必要となる。新たな部会について、調査審議事項、決議方法、部会の庶務担当課名、掌握事務、部会の構成及び招集、開催に関する規則、会議の公開非公開に関する事等の規定が必要である（規定する内容とその規定例については各該当項目にて記載する）。

（３）こども権利擁護部会の名称

権利擁護部会の名称は、こどもの権利擁護を専門に審議する部会であることが客観的に分かるものであることが望ましい。そのため、ガイドラインにおいて仮称としている「こども権利擁護部会」や「こども意見表明部会」等の名称が考えられる。

（４）委員の選定

ア．委員の職務、権能

権利擁護部会の委員の職務は、部会に出席し、こどもからの意見表明や関係機関から申立て・申出を受けた内容について調査、審議することである。後述の通り、調査については、権利擁護部会に設置された子ども権利擁護調査員がいわゆる実働チームとして実施することを想定しているため、委員の職責は、基本的にはその調査報告について部会において審議することである。

イ．委員の資質、資格

児福審の委員は「児童福祉審議会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができる者であつて、かつ、児童又は知的障害者の福祉に関する事業に従事する者及び学識経験のある者」である（児童福祉法９条）。このような者のうち、権利擁護部会は、特に里親委託、施設入所等中、一時保護中、在宅支援中の児童相談所の措置等に関するこどもの不服や、生活や支援の悩みなどまで幅広く扱うことから、こどもの権利擁護を始め児童福祉全般に精通した者として、①学識経験者、②弁護士、③医師、④心理職、⑤児童福祉職、⑥児童福祉施設等経験者、などが考えられる。

権利擁護部会の委員は、こどもの意見表明を受付けてから可能な限り迅速な検討が可能な人材が望ましい。

さらに、権利擁護部会の委員としては、権利擁護部会において、児童相談所の措置や相談援助、支援について公正中立に審議するため、独立性、第三者性の担保が必要であり、児童相談所の元職員や施設関係者、児童相談所・一時保護所の第三者委員を務める弁護士等は望ましくない。

権利擁護部会の構成委員は、後述の意見表明等支援員の役割やこども権利擁護の意義について正しく理解した上で、こどもの権利擁護について審議し、意見具申を行うため、アドボケイトに関する研修を修了していることが望ましい。

ウ. 委員の任期、人数

こども権利擁護部会を迅速、適時に開催する必要があるため、委員の人数は5人程が適当であり、任期については、児福審の他の部会での任期も考慮し、再任もできるように設定することも必要である。なお、既存部会の委員の任期は2年となっている自治体が多い。

(5) 審議事項の規定

児福審に権利擁護部会を新たに設置した場合、既存の各部会が扱う審議事項について審議会部会運営要綱において規定をし、重複しないように各部会の審査及び調査審議事項を明確に区別しなければならない。ガイドラインでは、想定される運営要綱の記載例を以下の通り示している。

〇〇県児童福祉審議会運営要綱（具体例） （部会）	
第〇条〇〇県児童福祉審議会規則第〇条の規定に基づき、児童福祉審議会に次の表の左欄に掲げる専門部会（以下「部会」という。）を設置し、それぞれ同表の右欄に掲げる事項を審査する。	
部会名	審査及び調査審議する事項
里親審査部会	里親等の認定等に関する事。
児童措置審査部会	児童の施設入所等に関する事。 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第13条の5の規定に関する事。
児童虐待事例等点検・検証 専門部会	児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析又は検証及び子ども家庭センターの業務の点検並びに検証に関する事。
被措置児童等援助専門部会	被措置児童等の援助に関する事。
こども権利擁護部会	こども福祉分野におけるこどもの権利擁護に関する事

(6) 子ども権利擁護調査員（仮称）の配置

児福審の権利擁護部会は、第三者機関として公正中立な調査審議が必要であり、委員による直接調査も考えられるが、適時・迅速なこどもからの意見表明の対応のため、部会の下に子ども権利擁護調査員（以下「権利擁護調査員」）を配置し、実際の調査は権利擁護調査員がいわゆる実働チームとして部会開催に先駆けて実施することが考えられる。権利擁護調査員は公正中立にこどもからの意見表明や関係機関からの申立て・申出を調査する必要がある。

あるため、こどもの声を代弁する意見表明等支援員とは併任しないものとする。

形態としては第三者性を担保するために、行政組織から独立した外部の団体や個人への外部委託（個人の場合は委嘱）が望ましい。職員採用（常勤、非常勤、嘱託職員等）による場合であっても、都道府県等が雇用する形式にはなるが、権利擁護調査員の独立性、第三者性を担保できるよう、業務の監督指示等は都道府県等の担当課ではなく、権利擁護部会委員が行う、職責としては外部員扱い等の工夫が必要である。外部委託の場合でも、自治体が直接雇用する場合でも、権利擁護調査員の配置費用等について児福審権利擁護部会で予算の確保が必要である。

権利擁護調査員は権利擁護部会委員とは立場が異なるため、権利擁護調査員自身が調査権限を有している必要がある。そのためには、児福審運営要綱にて権利擁護部会の審議事項として前述の通り「こどもの権利擁護に関すること」が規定されていることを前提に、権利擁護部会の所掌事務として、例えば「直接施設や当該こども、関係機関等に赴き、専門的な立場から、事案に対する聞き取り調査等の事実確認を行うこと。」という調査権限を規定する。そして権利擁護部会の事務局として都道府県等の課名を規定することで、当該担当課が権利擁護調査員を外部委託したり雇用することで、権利擁護部会の権利擁護調査員として調査することが可能となると考えられる、というようにガイドラインでは説明している。

また、権利擁護調査員は児童福祉に精通しているとともに、公平中立に調査を実施することができる必要があり、そのような調査が可能な資質と専門性を身につけた人材の確保が不可欠である。そのため、児童相談所の元職員や施設関係者、児童相談所・一時保護所の第三者委員を務める弁護士等は避けることが望ましい。権利擁護調査員の望ましい資格としては、（現在、児童相談所とは関係がない）①弁護士、②社会福祉士、③精神保健福祉士、④公認心理師等の有資格者等が考えられる。また、⑤社会的養護関係施設第三者評価の評価調査者経験がある人も考えられる。人数体制は、異なる資格・経験を有する複数人を配置し、事案に応じて適切な専門をもつ権利擁護調査員が調査にあたるのが望ましい、ともガイドラインでは説明している。

権利擁護調査員は児福審のこどもの意見表明権を保障する制度や事業及び意見表明支援員の機能・役割について正確に理解していることが必要であることから、アドボケート研修を受講している必要がある。

（7）事務局の設置

ア．事務局の体制

児福審の権利擁護部会を活用したこどもの権利擁護の取り組みでは、部会の庶務担当事務局が必要である。児福審の部会は、通常、各都道府県等の主管課が担当することが多い。権利擁護部会は、被措置児童部会等と連携や役割分担が必要であり、事務局は他部会と連携して一体的に運営することが効率的である場合が多い。そのため、全ての部会について同一の主管課が担当し、その中で部会毎に担当者を割り当て、主担当1名、

あるいは主担当、副担当の2名配置、等が体制として考えられる。第三者性を重視し、事務局自体を外部の団体へ外部委託する、という方法もありえる。自治体によっては、児福審の部会事務局を、児童相談所職員が担当しているところもあるが、権利擁護部会については児童相談所からの独立性、第三者性の確保が特に重要であることから、児童相談所職員が担当することは避けるべきである。

イ. 事務局の機能、役割

児福審の権利擁護部会による審議においては、都道府県等からの第三者性の確保が非常に重要である。そのため、部会の事務局を都道府県主管課の職員が担当する場合でも、事務局は部会の運営や子どもからの相談窓口として庶務や調整役に徹することが望ましく、実際の審議や調査に関することは権利擁護部会委員や権利擁護調査員が実施するものとする。

(8) 既存の部会を活用する場合の留意点

平成 29 (2017) 年度調査で確認の通り、児福審の下にその専門部会として、児童福祉法及び同法施行令にて審議会の意見聴取や報告が義務付けられている里親審査、児童相談所の措置審査、被措置児童等虐待、児童虐待の防止等に関する法律にて調査研究、検証が必要とされている児童虐待死亡等事例に関する部会を既に設置している自治体も多い。そのため、自治体によっては、権利擁護部会を新設するのではなく、既存の部会を活用して子どもの権利擁護に取り組むことも考えられる、ガイドラインでは説明し、その場合の留意点を、以下のように示している。

- ・ 既存の部会を活用して子どもの権利擁護に取り組む場合であっても、本ガイドラインが前提条件として想定する子どもが意見表明するために必要な体制の整備（権利擁護部会と同一の機能を有するよう既存部会・事務局の整備、権利擁護調査員、意見表明支援員の設置）を行う。
- ・ こどもの意見表明については、概ね1ヵ月以内には結論がでるよう、できる限り迅速に対応することが重要である。そのため、既存の部会の開催頻度が年〇回等運営要綱で定められている場合であっても、こどもの権利擁護に関する事案については開催頻度を増やす、別途で迅速に臨時会を開催できるようにする、等して要綱を改訂し体制を整備する必要がある。
- ・ こどもの権利擁護については、児童相談所からの独立性、第三者性が非常に重要である。そのため、審議事項に応じて、例えば措置等を検討する場合に同部会の委員の中に児童相談所関係者が含まれている、里親に関する事項を審議する場合に里親関係者が委員に含まれている、といった場合は、当該委員は審議から外れる、又は他の委員を立てることにより第三者性を確保する必要がある。

2. 意見表明等支援員（アドボケイト）の配置

(1) 意見表明等支援員の意義、目的、役割

意見表明等支援員を配置する目的・効果としては、行政機関や関係機関などから一定の独立性をもち、こどもの立場に立った意見表明等支援を実施すること、人材の確保により、機動的な意見表明等支援活動を可能とすること、専門的知識・技術・態度や相談業務経験のある人材による、質の高い意見表明等支援を実施すること、が挙げられる。

ガイドラインにおける「意見表明員等支援員」の役割は次の通りである（「児童福祉審議会への子どもの意見表明の進め方【例1】」。いわゆる全てのこどものアドボカシーといったアドボケイトの役割を全面的に担うものではなく、ここでは、児福審を活用したこどもの意見表明等を進めるために独自の役割を想定している。

- ・ 定期的に施設や一時保護所を巡回し、児福審の申立て・申出窓口や意見表明の仕組みについて啓発活動を行う。
- ・ 児福審権利擁護部会事務局からこどもの意見表明があった旨の連絡を受けた場合、当事者のこどもと面会し、意見の聴取と並び、意見表明の手順、効果、守秘に関する説明を行う。面会は、意見表明等支援員が施設等又はこどもが希望する外部の場所に向向いて行う。
- ・ 権利擁護調査員による照会・調査に対応する。直接こどもへの意見聴取が権利擁護調査員によって行われる場合、調査に同席し、こどもの意見表明の支援をする。
- ・ 意見の審議が行われる権利擁護部会に、必要に応じて出席し、こどもが表明した意見を代弁する。こどもが直接出席して意見聴取される場合は同席しこどもの意見表明を支援する。

(2) 意見表明等支援員配置の方法

ア. 配置の形式

意見表明等支援員は、担当するケースに関する一切の利害対立から自由であり、当事者であるこどもの利益のためにのみ活動するという意味での独立性を確保することが望ましい。ガイドラインの意見表明等支援員は、自治体やその管轄下の児福審やその部会、児童相談所、こども相談事業等とは一定の距離をおいた存在である。

独立性のあるこどもの意見表明等支援を実施するためには、意見表明等支援員が行政組織や関係機関などから独立していることが必要である。このため、ガイドラインにおいては、自治体が直接雇用・契約するのではなく、外部委託（個人の場合は委嘱）により意見表明等支援員を手配することを基本とし、委託先候補は法人・個人を問わず、以下の具体例を挙げている（実際に受託可能かは各団体に相談のこと）。

表2-1 意見表明等支援員の委託先候補の具体例

法人	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各地のこどもに関する NPO 法人 ・ チャイルドライン実施団体 ・ CAP グループ ・ 弁護士会
個人	<p>(児童相談所とは関係がない)</p> <p>弁護士、社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師等の有資格者、児童福祉事業の従事経験者、児童福祉施設経験者等</p>

外部委託による配置が基本であるが、現実にはそうした外部委託先が利用可能でない場合もあり、その場合には自治体の直接雇用（常勤職員・非常勤職員・嘱託職員等）により意見表明等支援員を配置する場合も想定される。その場合、次のような措置により独立性に関する懸念の緩和を図る必要があると、ガイドラインでは説明している。

- ・ 他のこどもの福祉関連の部署に雇用されていない職員を任命する。
- ・ 児福審や関連部会が、意見表明等支援員の業務に対し監督・指示を行わない旨の規則を設ける。

外部委託の場合も、自治体が直接雇用する場合も、意見表明等支援員の配置に関する費用について児福審権利擁護部会で予算の確保が必要である。

イ. 体制（人数、任期）

こどもの意見表明を支援する上で、こどもとの信頼関係を形成・維持することが重要であり、丁寧な支援活動が行える体制の整備が必要となる。こどもの状況、特性に応じた意見表明等支援員による支援ができるよう、性別、経歴、社会的養護を受けていた経験の有無など多様な者を複数名配置することが望ましい。なお、意見表明等支援員は、その役割の違いから、権利擁護調査員と併任はしないものとする。

ウ. 意見表明等支援員の資質、資格

意見表明等支援を行う上では、意見表明等支援員は、こどもに信頼され、こどもが安心して意見を表明できる相手であることが必要となる。意見表明等支援員によるこどもへの接し方次第では、この人には話を聞いてもらえない、自分の意見は尊重されていないという心象を与えることもあり、こどもを傷つける結果となる可能性もある。

意見表明等支援員が活動を行うにあたって備えるべき資質としては、第5章で後述する。

参考までに、ガイドラインでは、前述した権利擁護部会委員、権利擁護調査員と、意

見表明等支援員の望ましい資格、資質・経験等を以下表の通りまとめている。

表 2-2 想定される資質、資格のまとめ

	資質、資格
権利擁護部会委員	弁護士、医師、学識経験者、心理職、児童福祉職、児童福祉施設経験者等
権利擁護調査員	弁護士、社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師、社会的養護関係施設第三者評価の評価調査者経験等
意見表明支援員	弁護士、社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師、福祉・教育・医療などの現場でのこども支援、NPO 等でのこども支援、児童福祉施設経験者等

エ. 意見表明等支援員の研修

研修については、後述するため省略する。

オ. 意見表明等支援業務の守秘性

意見表明等支援業務の守秘性については、こどもが打ち明けた情報が秘密になることによって初めて意見表明等支援員を信頼できることから、重要である。また、こども本人の同意がない限り情報が守秘されることは、情報を打ち明けたことにより何が起こるかを、こどもがコントロールできるための条件でもある。したがって、提供先に関わらず、意見表明等支援業務の過程で知り得た情報を、こどもの同意がない限り守秘することが原則である。

留意が必要となる点は、意見表明等支援員がどのような場合に守秘義務に反して情報を提供する必要があるのかについて、各自治体があらかじめ方針を決めておくことである。具体的には、法律に基づき通告しなければならない情報や、こどもの生命や身体に対する重大な危険を回避するために関係機関へ情報を提供することが想定される。各自治体では、守秘義務という原則を定めた上で、どのような場合がその原則の例外となるかを検討の上、方針を決定する必要がある。

第 2 節 児童福祉審議会を活用した意見表明モデルの進め方・流れ

「児童福祉審議会を活用した子ども権利擁護対応ガイドライン」では、こどもの権利擁護の実現のため、都道府県等が設置する児童福祉審議会（以下「児福審」という）を活用したこどもの意見表明及び関係機関の申立て・申出の仕組みに関して、都道府県等が取り組むべき体制整備、運用の指針を提示している。

その中で、児童福祉審議会を活用したこどもによる意見表明による申立て・申出の場合の進め方・流れについて、次のように概説している。（仮称などは筆者が一部修正している。）

1. 児童福祉審議会へのこどもの意見表明の進め方

ガイドラインが想定する児福審を活用したこどもの意見表明の進め方の全体モデル図（下記の図の（その1）（その2）を参照）では、電話・はがき等による場合と、施設職員等に依頼して意見表明等支援員を呼び寄せて意見表明する場合の2通りが提示されている。

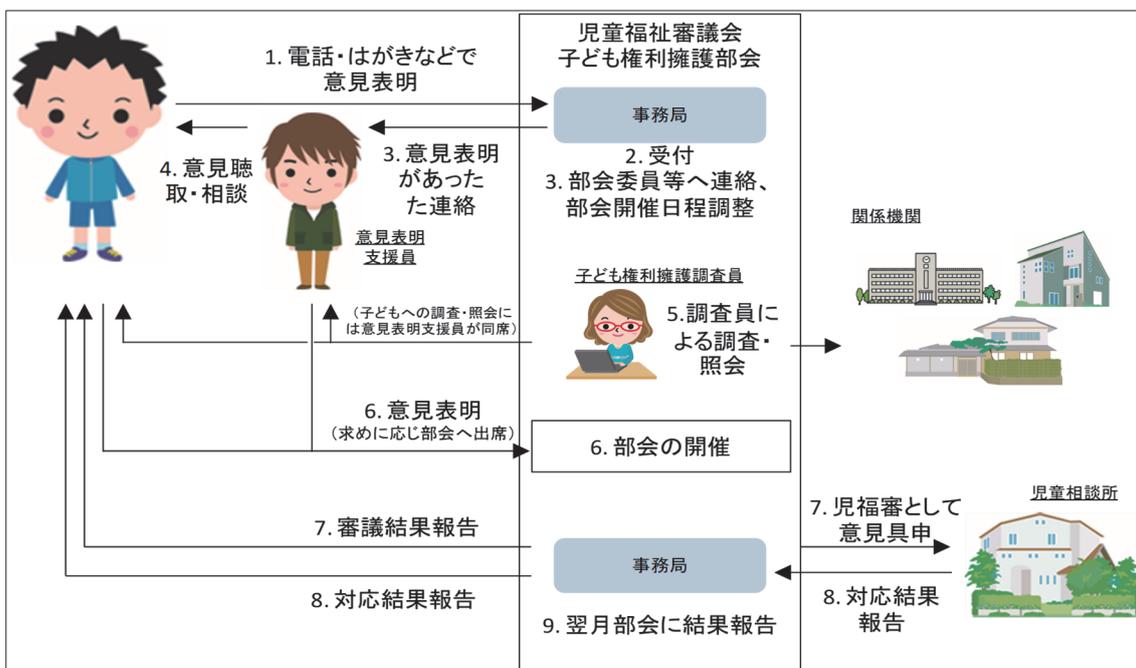


図2-1 児福審を活用した子どもの意見表明モデル（その1）

（電話・はがき等で意見表明する場合）

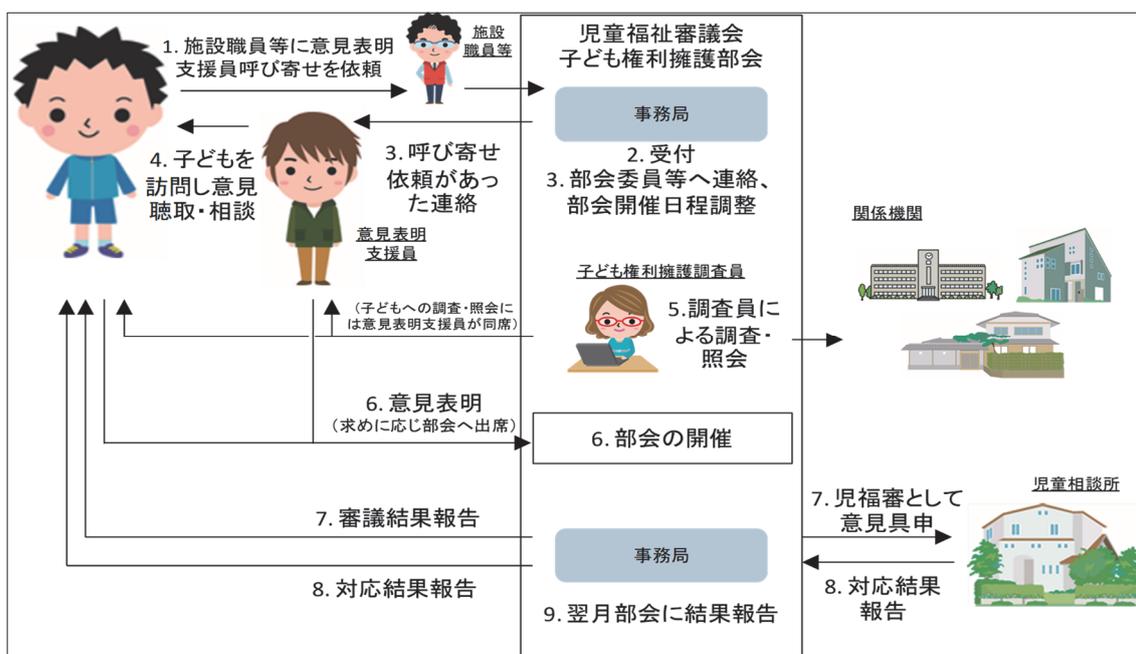


図2-2 児福審を活用した子どもの意見表明モデル（その2）

（施設職員等に依頼して意見表明支援員を呼び寄せる場合）

モデル事業の対象は、児童相談所の支援に関わるすべてのこどもであり、具体的には、児福審が審議することを想定するこどもの意見表明の範囲は以下の通り示されている。

児福審が審議するこどもの意見表明の範囲

- ・ 児童相談所の措置等に対する不服（措置等がされなかった場合を含む）
- ・ 施設入所中、里親委託中における生活上の不満・問題
- ・ 在宅指導中における児童相談所への支援に対する不満・問題
- ・ 一時保護中の不満・問題

また、同モデルでは、次のような体制によりこどもの意見表明を展開することを想定している。

- ・ 児福審の下に、こどもの権利擁護に関する「こども権利擁護部会」（仮称）（以下「権利擁護部会」という。）を設置する。なお、既存の部会にて対応が可能な場合は、同部会の活用でもよい。
- ・ 権利擁護部会には、こどもの権利擁護に専門的知識、経験を有する委員を任命するとともに、こどもから意見表明があった場合に調査をする「子ども権利擁護調査員」（仮称）（以下「権利擁護調査員」という。）を配置する。権利擁護調査員は外部委託又は都道府県等の職員（常勤、非常勤、嘱託等）の形式で配置する。
- ・ 権利擁護部会にはこどもからの意見表明を受付ける窓口を整備する。
- ・ こどもの意見表明を聴取し、こどもの意見表明を代弁する者として、権利擁護部会とは別途独立した「意見表明等支援員（通称：アドボケイト）」（仮称）（以下「意見表明等支援員」という。）を配置する。意見表明等支援員は第三者性と専門性の担保が重要であるため、都道府県等の外部委託を基本とする。

2. 児福審窓口で受け付けたこどもの意見内容を踏まえた振り分けなどの対応について

権利擁護部会には、上記で示した内容について、こどもからの意見表明を受付ける窓口を整備することから、窓口で受け付けたすべてのこどもの意見について児福審で審議することはできないため、ガイドラインでは、次のように提示している。

権利擁護調査員が事実関係の確認・調査をした後、権利擁護調査員は当該意見表明の内容が権利擁護部会で審議するこどもの意見表明に該当するか否かを確認する。該当している場合であっても、調査した結果、例えば食事など生活上に関する不満・苦情等で、当該施設内の苦情解決システムで対応することがより効率的で有効と考えられる場合は、委員と協議の上、委員の判断で当該苦情解決システムに連絡をし、当該事案は同システムで対応することとする。また、調査の結果、当該意見表明の内容が被措置児童等虐待に関する場合など、児福審の他部会の審議事項に該当していると考えられる場合は、委員と協議し、委員の判断で、当該事項を審議対象とする他部会へ連絡し、同意見表明については他部会で対処する。

これらの場合、当該意見表明をしたこどもに対しては、施設の苦情解決システムないし他部会、他の自治体に対応することとなった旨を事務局より連絡することとする、といった振り分けなどの対応が示されている。

児福審を活用したこどもの意見表明の進め方の全体フローとしては、下記の図のとおりである。

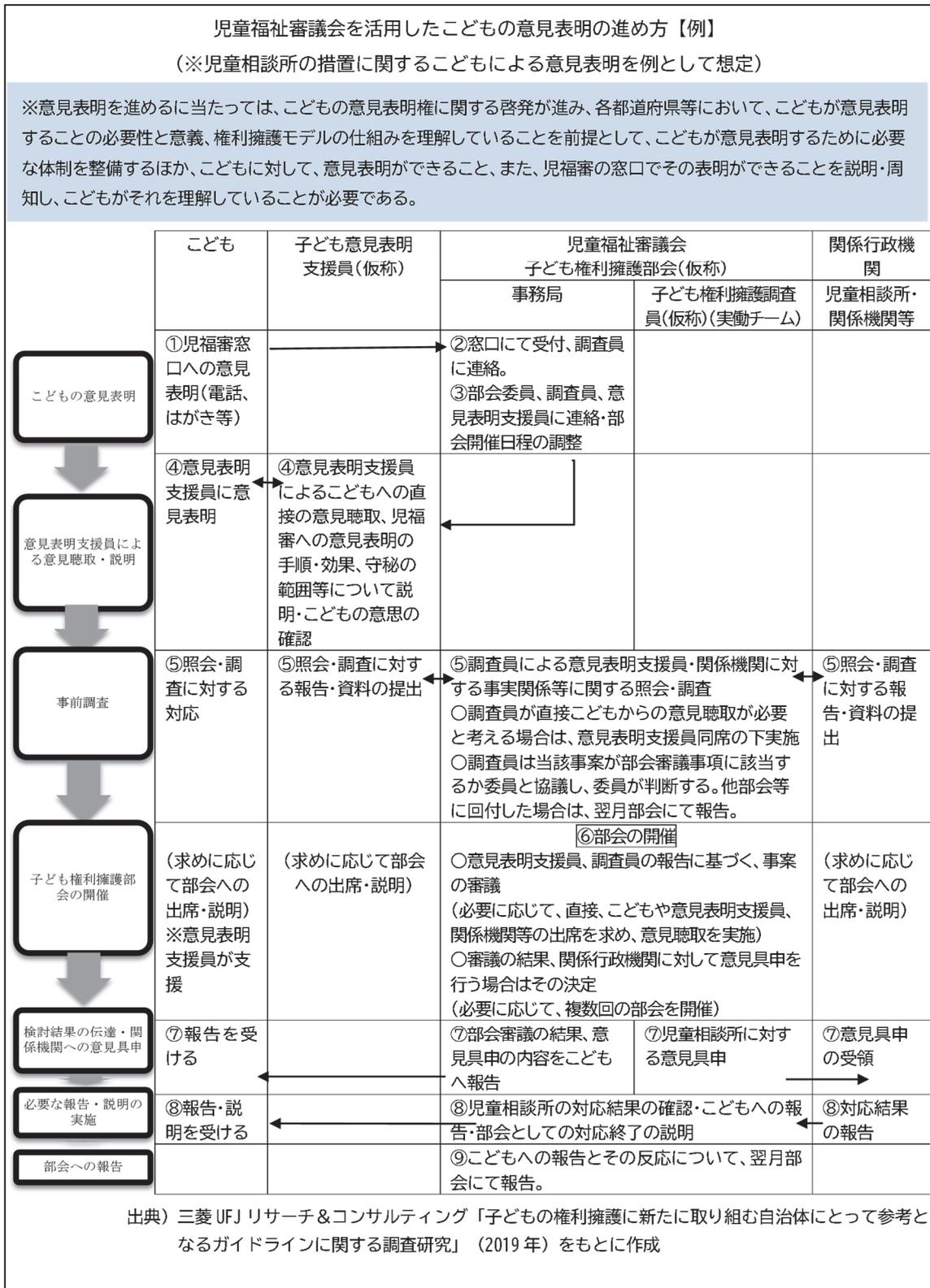


図 2-3 児童福祉審議会を活用したこどもの意見表明の進め方【例】

3. 進める上での前提としての子どもへの説明とその理解

意見表明等支援を進める上での前提として、子どもに対して、子どもの意見表明権に関する啓発が進み、各都道府県等において、子どもが意見表明することの必要性と意義、権利擁護モデルの仕組みを理解していることが重要である。子ども自ら意見表明を行うことができること、また、児福審の窓口でその表明ができること、表明する場合の方法・窓口等について説明・周知すること、子どもがそれを十分に理解していることが必要である。

ガイドラインの内容を子どもに対して説明する際は、常に子どもの目線でも手続の詳細やフロー、その効果が分かるよう心掛ける必要があることから、ガイドラインでは説明に用いる次のイラスト図を参考例として掲載されている。

参考例

あなたの不満や願いを聞かせてね

施設や一時保護所、里親の家で生活する子どもたちへ
自分の家で児童相談所の支援を受けている子どもたちへ

あなたの不満や願いの声を聞かせてください。
解決に向けて、あなたにとって一番よい方法を、みんなで話し合います。

こんな不満や願いはありませんか？

施設に入ることになったけど、家に帰りたい・・・

里親さんとの関係がうまくいかず、生活がづらい・・・

家で暮らしたくなくて、児童相談所に相談したけど話を聞いてくれなかった・・・

こんな時は児福審に不満や願いを伝えてね。(裏面に伝える方法がのっているよ)
※児福審(児童福祉審議会)にはみんなの不満や願いを受け付けて対応する窓口があります。

図 2-4 こどもが意見表明することの必要性と意義

あなたの不満や願いを児福審に届けることができるよ！

1 電話やお手紙で児福審に連絡できるよ！

児福審電話窓口【XXX-XXX-XXXX】

子どもの権利ノートにはがきが付いているよ！

話しづらければ、施設職員や里親などに、子どもアドボケイトを呼んでもらえるよ。

子どもアドボケイトを呼んで欲しいな

施設職員 里親など

2 連絡してくれたあなたのもとに子どもアドボケイトがお話を聞きに行くよ！

あなたの言葉をしっかり届けるよ

子どもアドボケイト

※子どもアドボケイトとは、あなたの不満や願いをじっくり聞いて児福審に届けてくれる人だよ。子どもアドボケイトに相談しながら一緒に不満や願いを児福審に伝えられるよ。(児童相談所や施設の人ではないよ。)

児福審では、みんなで解決に向けて話し合いをするよ

3 あなたの声を専門家に届けて、一番いい方法を話しあうよ。

子どもアドボケイト 委員

児福審

子ども権利擁護調査員 委員

関係する大人や機関に意見を伝えるよ

4 話し合いの結果をあなたに報告するよ！

イラスト：毛刺ひろみ

As a mechanism to protect the rights of children, JIFUKUSHIN (Prefectural Child Welfare Council) functions for children placed in children's nursing homes, foster homes and temporary custody facilities, and for children who are receiving assistance from child guidance center. If you have any problems or requests, please don't hesitate to contact JIFUKUSHIN by phone or letter. Our child advocate immediately goes to listen to your voice, and JIFUKUSHIN experts will solve your problems.

図 2-5 権利擁護モデルの仕組み

権利ノートにおける児福審窓口記載【参考例】

あなたの不満や願いを聞かせてね。施設職員、里親さん、児童相談所にもいいにくいときは、こんなところに電話して連絡できるよ！

こんなことで不満や願いがあったら、以下の窓口に連絡してね。

- 施設（または里親さんの家）で生活しているけど、家に帰りたい・・・
- 里親さんとの関係がうまくいかず、生活しづらい・・・
- 家で暮らしたくなくて児童相談所に相談したけど話を聞いてくれなかった・・・

〇〇県児童福祉審議会の窓口
☎ ●●●—●●●●●—●●●●●
●曜日～●曜日 午前●時～午後●時

※児福審（児童福祉審議会）にはみんなの不満や願いを受け付けて対応する窓口があります。

※連絡をくれた子どものもとに、児童相談所や施設とは関係のない子どもアドボケイトが話を聞きに行くよ。不満がなくなるよう大人や機関に意見を伝えるよ。

※子どもアドボケイトとは、あなたの不満や願いをじっくり聞いて、児福審に届けてくれる人だよ。子どもアドボケイトに相談しながら一緒に不満や願いを児福審に伝えられるよ。

あなたが電話をするとき、たとえばこんなふうに話をしてみてください。

（例 1）私は本当は家で暮らしたくないのですが、児童相談所の人に相談しても話をきいてくれませんでした。このことを伝えたいので、話をきいてくれる人をお願いします。

（例 2）私は施設（里親さんの家）で生活していますが、本当は家に帰りたいと思っています。このことを伝えたいので、話をきいてくれる人をお願いします。



（資料）既存の自治体の権利ノート例を参考に当社作成。

図 2-6 権利ノートにおける児福審審議会窓口記載【参考例】

4. こどもの意見表明の進め方

次に、ガイドラインによる児福審にこどもが意見表明する場合の進め方について概説する。

(1) こどもの権利擁護の対象、範囲、方法について

このガイドラインで示されている対象は、児童福祉施設・一時保護所入所中、里親委託中、及び在宅指導中のこどもなど、児童相談所の相談支援に関わるすべてのこどもである。したがって、支援・保護を行って欲しかったのにされなかったこどもや契約により障害児施設などに入所しているこどもについても含まれている。

なお、ガイドラインにおいて、こども自身は、児童相談所が行う措置等に対して、利害関係者として不服申立てを行うことは制度上可能であるが、こどもが主体的にその手続をとることは困難である。そのため、こどもについて児福審等を活用した意見表明ルートの整備が特に必要になっていると説明している。

(2) 児福審へのこどもの意見表明を進める上で前提となる必要な体制整備

前述したように、体制整備として必要なことは、①児福審の下に権利擁護部会（構成：委員、権利擁護調査員、事務局）が設置されていること、②意見表明等支援員が配置されていることである。その上で、こどもが意見表明等のできる窓口を児福審権利擁護部会に整備し、こどもに同窓口が周知され、こどもがその活動の目的やシステムなどについて、十分に理解していることが必要である。

(3) 意見表明を受け付ける窓口の整備

こどもが意見表明できように、児福審の権利擁護部会事務局に窓口を設置し、その連絡先を周知する必要がある。

具体的には、電話（フリーダイヤル）、はがき（プライバシー・シール（秘匿シール））、手紙での相談が基本と想定されるが、電子メールアドレスや WEB フォーム、FAX、SNS 等による手段を用意することも望ましい。

事務局による窓口運営については外部法人への外部委託も考えられ、各自治体の実情に合わせた受付窓口の設置することが必要である。

また、既存のこども相談事業やホットライン、苦情解決等の窓口など、他の相談窓口と意見表明を受け付ける窓口との違いについて、こどもが混乱せぬよう、審議会への意見表明窓口への連絡への手続やその後の対応など、権利ノート等において、こどもに向けてわかりやすい説明書きを提供することが重要である。

(4) 窓口の周知

ア. 広報媒体物の活用

設置された意見表明窓口について、こどもへの周知が極めて重要である。具体的な方法としては、各自治体のウェブサイトや広報物、権利ノート、パンフレット、カード、映像その他普及のための媒体物や児童相談所や施設の職員などの説明による広報が必要である。

広報内容としては、①窓口の電話番号や住所、メールアドレス等、②こどもが施設職員に依頼をして、意見表明等支援員を呼び寄せての相談もできること。③児福審への意見表明の仕組み、意義、意見表明後の対応、守秘の範囲等制度の概要についてなどである。

また、措置等の際に、こどもに児福審への意見表明権があり、そのための窓口が整備されていること、児童相談所の措置についても不服・不満を言えることを、権利ノート、パンフレット、カード、映像などを活用して、口頭で説明することが必要である。

(ア) 権利ノートの活用

児福審への申立て・申出窓口についても、権利ノートを活用したこどもへの周知が有効といえる。権利ノートの作成は各自治体の判断に委ねられているため、権利ノートが作成されていても、内容に差異があることがある。また、自治体や児童福祉施設によって、その扱いや活用のあり方などに差異があるように見受けられる。そのため、権利ノートは作成するだけでなく、こどもに配布し、その内容を分かりやすく説明し、周知することを各自治体、施設が徹底して実施することが必要である。

(イ) 映像資料の活用

こどもへ意見表明のシステムについて説明する際には、予め映像資料を用意しておき、一時保護所を含め、児童福祉施設で定期的に上映する、常にパソコン上で閲覧できるようにしておくなど、こどもに視聴してもらうことも有効である。

(ウ) その他広報媒体物の利用

自治体によっては、相談窓口を記載した文房具やTシャツ、ティッシュを独自に作成し、学校や施設入所中のこどもに配布するなど、こどもの相談窓口を周知している団体もある。こどもが日常的に利用するアイテムに相談窓口の連絡先などを記載することは有効である。

イ. こどもの措置された場所別の周知方法

措置された場所によって児童相談所の支援方法、生活環境が異なるため、以下、措置等の各種類別に周知にあたっての方法と留意点について概説する。

(ア) 一時保護所で生活している子ども

一時保護所で生活している子どもについては、私物の持ち込みの制限や外部への通信への制限などが通常である。保護期間が数日間の子どももいれば、2ヵ月以上に至る子どももいるという特殊性もある。そのため、児福審への申立て・申出窓口の周知にも特別な配慮が必要である。ガイドラインでは、一時保護中の子どもについてへの対応は以下のように述べられている。

- ・ 入所時に児童に配布する冊子や案内文書（一時保護所用に権利ノートがある場合は権利ノート）に意見表明窓口への連絡方法を記載する。
- ・ 入所時に、上記文書を配布するだけでなく、一時保護所職員が当該児童に意見表明権があること、児福審に意見を直接表明できる窓口があること、保護されたことについての不服・不満についても意見を言えること、職員に依頼して意見表明支援員を呼び寄せて相談できること、を口頭で説明する（解説 DVD や漫画、イラスト等による説明も有効）。
- ・ 児福審への意見箱を一時保護所内に設置し、意見表明を記載できる用紙を配布する（内容を一時保護所職員に読まれないよう秘匿する配慮が必要）。
- ・ 一時保護所に配置された第三者委員が定期的に一時保護所を訪問し、子どもから聞き取った声を児福審窓口伝えてほしいという子どもからの意思表示があった場合、児福審窓口へ伝達する。
- ・ 一時保護所の係長、課長や児童相談所長が、定期的にこどもの前で権利擁護とその意見表明方法について映像資料（DVD 等）を上映する等して分かりやすく説明を行う。意見表明等支援員に相談したい時は、職員に依頼すれば呼んでもらえることも説明する。
- ・ 定期的にアンケートを実施し、児福審に伝えたいことを記述してもらう（記述内容を職員に秘匿できるように秘匿シールを配布するなどの配慮が必要）。
- ・ 意見表明等支援員が定期的に一時保護所を巡回し、児福審窓口や意見表明の仕組みについて等啓発活動を行う。

(イ) 施設入所中の子ども

ガイドラインにおいて、児童福祉施設入所中の子どもへ児福審の申立て・申出窓口の周知については、以下の方法が述べられている。

- ・ 施設入所時に配布する権利ノートに児福審への意見表明窓口を記載する。
- ・ 相談用のはがき（相談内容が外部に知られてしまうため、秘匿シールの配布も必要）や封筒を定期的に配布する。
- ・ 施設内に施設職員に知られることなく児福審へ意見表明できる意見箱を設置する。
- ・ アンケートを定期的に実施し、児福審へ意見表明したいことがあるか聴取する。
- ・ 施設職員に依頼をして、意見表明等支援員を呼び寄せて相談することができることを

施設職員が定期的にこどもに周知する。

- ・自治体内にある児童福祉施設協議会の構成員が、自己が所属する施設以外の施設を訪問し、施設入所児童へワークショップや説明会を行う。
- ・児福審への意見表明窓口を記載した定規やえんぴつ、ノート等の文房具を作成し、施設に配布する。
- ・施設内に児福審への意見表明窓口を記載したポスターを掲示する。リーフレットを配布する。
- ・意見表明等支援員が定期的に施設を巡回し、児福審窓口や意見表明の仕組みについての啓発活動を行う。

(ウ) 里親委託中のこども

里親委託中のこどもへの児福審意見表明窓口の周知の方法としては、以下のように述べられている。

- ・里親委託中のこども権利ノートへ児福審意見表明窓口を記載する。児童相談所担当者に依頼して意見表明等支援員を呼び寄せて相談できることも記載する。
- ・児福審意見表明窓口宛のはがき、封筒を配布する。
- ・児童相談所職員又はフォスタリング機関（児童相談所から委託された民間機関等）が里親委託中のこどもを訪問する際、説明の上、児福審意見表明窓口宛のはがきやリーフレット等を手渡しする。児童相談所職員に頼んで意見表明等支援員を呼び寄せて相談できることも口頭で説明する。

(エ) 在宅で支援を受けるこども

在宅で支援を受けているこどもに対しては、児福審意見表明窓口の周知方法として以下のように述べられている。

- ・児童相談所が一時保護解除時や援助決定時に案内（リーフレット等）を渡す。
- ・在宅指導時に、児童相談所職員（児童福祉司等）が案内（リーフレット等）を配布し、児童相談所に指導や支援について不服がある場合、児福審に意見表明できることをこどもに口頭で説明する。児童相談所職員に頼んで、意見表明等支援員を呼び寄せて相談できることも口頭で説明する。
- ・上記案内（リーフレット等）には自治体ホームページの URL も記載し、ホームページにてこどもが児福審に意見表明できる仕組みとその窓口について周知する。
- ・在宅支援中のこどものために、教育機関（学校）に依頼をし、資料や案内（リーフレット等）を置いてもらう、掲示してもらう、又は配布してもらう。

ウ. 障害児・乳幼児・外国籍児童への合理的配慮

障害があるこどもや乳幼児、日本語でのコミュニケーションが不十分な外国籍児童に

については、一般のこども向けの周知方法では、説明などを理解することが困難な場合も想定される。そのため、児福審への意見表明窓口の周知においても合理的配慮が求められる。ガイドラインでは、考えられる取り組みとして以下のような例を挙げられる。

- ・ 権利ノートやリーフレット等を配布する場合は、障害児向けや乳幼児向けのバージョンを用意し、平易な文章とイラストを多用する等して、そのようなこども達が理解しやすい工夫をする。
- ・ 外国籍児童のために、英語や多言語での権利ノートやリーフレット、案内文を用意する。
- ・ 意見表明等支援員が外国籍児童へ意見聴取する場合は、こどもが理解可能な言語で意見聴取できる意見表明等支援員が対応する、あるいは通訳を準備して実施する。

(5) こどもによる意見表明等支援員の呼び寄せ

こどもが直接児福審の部会に連絡する以外にも、こどもが意見表明等支援員を自ら呼び寄せ、意見表明等支援員に相談した上で意見を伝えて、意見表明等支援員より部会に連絡するルートも設ける必要がある。こどもの中には意見表明をしたいが、どうしていいかわからない場合もある。また、意見表明等支援員が訪問した時に、意見を言える状態でない場合やうまく言えない場合もある。そのためこども自身が意見表明したい時に、施設の職員など関係者に依頼をして意見表明等支援員を呼び寄せてもらい、意見表明を支援してもらう体制を整備する必要がある。そのためにも関係者に心底から理解されていることが大切である。

(6) 受付から事前調査の流れ

ガイドラインでは、こども等からの意見表明を受付けた児福審権利擁護部会事務局は、以下の手順にて、権利擁護部会にて同意見表明を審議することになっている。

ア. 受け付ける意見表明の範囲

児福審権利擁護部会が受け付けるこどもの権利擁護に関する意見表明の範囲は、前述（p16）した通りである。

イ. 意見表明等支援員による意見聴取

権利擁護部会意見表明窓口の担当者は、意見表明をしたこどもに、施設などの関係機関や関係者に意見表明していることを連絡してよいか、日程や面会希望場所などについて確認し、こどもからの意見表明を受付けたことを事務局に報告する。事務局は登録されている意見表明等支援員名簿より、当該事案に適任と思われる意見表明等支援員を選任する。

選任された意見表明等支援員は、当該こどもと面談するために約束した日程や場所に訪問し、意見について聴取を行う。意見聴取の際は、こどもが意見表明したことによ

り、二次被害を受けないようプライバシーに強く考慮することが大切である。意見を表明したことについて周囲に秘密にしておきたい子どももあり、意見支援等表明員が子どもの生活場所などを訪ねるといことは、当該子どもが何か意見表明した、あるいはこれからしようとしていることを周囲に認識させることとなるため、周囲の人に知られたくない子どもについては、子どものプライバシーが保てる外部の場所で面談する等の工夫が必要である。

意見表明等支援員は、意見聴取において、児福審への意見表明の手順と効果等について子どもに説明し、手続きを進める希望の有無について確認する。また、子どものプライバシー権が侵害されないよう、守秘の範囲（児福審へ意見表明すると、部会委員や権利擁護調査員、事務局職員、児童相談所、関係機関等にその内容が共有され、文書としても記録に残ること等）を説明し、理解できているか確認をした上で、同意を得る。

ウ．保護者、関係者への説明と理解

児福審は、関係行政機関へ意見具申をするために、子ども等から意見聴取をすることを法律上認められている（児福法8条4項、6項）。また、子どもから児福審権利擁護部会窓口意見表明があった場合、子どもへの意見聴取や、審議会への出席依頼については、必ずしも保護者の協力は必要なものではない。ただし、在宅指導中の子どもを対象にした意見表明等支援員による訪問や意見聴取、児福審の部会への出席などの依頼にあたっては、子どもの最善の利益を考慮して、必要ならば保護者の理解と協力を得ることが望ましい。また、保護者への説明により子どもが不利益を被らないよう、説明には細心の注意を払うことが必要である。そのために、意見表明等支援員が在宅指導中の子どもに意見聴取のために訪問する際、保護者に意見表明等支援員としての公的な身分証明書を示した上で、子どもへの意見聴取について説明をする。子どもの自宅での意見聴取が難しい場合や、子どもが保護者に意見表明を秘密にしたい場合は、学校や公共施設などでの面談による意見聴取を行うことも考えられる。

保護者の他に、子どもから意見表明があった際に、意見表明等支援員が訪問することとなる児童福祉施設や一時保護所の職員、里親・ファミリーホームにも、児福審への意見表明の仕組みについて理解と協力を得ることも円滑な運営のために重要である。そのため、意見表明等支援員がこれらの施設や里親宅を訪問する際は、意見表明等支援員として公的な身分証明書を示し、当該仕組みについて口頭や文書で丁寧に説明をし、心底で理解を得ることが重要である。また、施設や一時保護所、里親・ファミリーホームに対しては、予め権利擁護部会から子どもの意見表明の制度・事業について文書送付などによって周知させておく必要がある。反対に、これらの周囲の大人に意見表明をすることを秘密にしたい子どもについては、子どものプライバシーに配慮した訪問を行うことが必要である。

エ. 事実関係の確認・調査

権利擁護部会を開催するにあたり、必要な事実関係の確認、調査が必要である。調査は権利擁護部会に配置されている権利擁護調査員が実施する。

権利擁護調査員は、意見表明等支援員及び関係機関に対して事実関係等に関する照会、調査を行い、照会に対する報告や資料の提出を求める。権利擁護調査員が直接意見表明をしたこどもへ調査が必要な場合、意見表明等支援員の同席・支援の下で、当該こどもへ照会を行う。

オ. 他部会との役割分担、連携、調整

権利擁護調査員による事実関係の確認・調査後、権利擁護調査員は当該こどもの意見表明の内容が、権利擁護部会が審議する範囲及び児福審運営要綱で定めた権利擁護部会の調査審議事項に該当するか否かを確認する。権利擁護部会の調査審議事項に該当する場合であっても、調査の結果、例えば食事に関する苦情等で、当該施設内の苦情解決システムに委ねることがより効率的であると考えられる場合は、委員と協議の上、委員の判断で当該苦情解決システムで対応することとする。また、当該意見表明の内容が、児福審他部会の審議事項に該当していると考えられる場合には、委員と協議し、委員の判断で、当該事項を審議対象とする他部会で対処することとする。受け付けた内容が当該都道府県等の指導所管にない児童相談所や施設等に対する不服である場合は、委員の判断でこれらを所管する自治体の窓口へ連絡をする。これらの場合、当該意見表明をしたこどもに対しては、施設の苦情解決システムないし他部会、他の自治体が対応することとなった旨を事務局より連絡し丁寧に説明する。また、これらの判断を行った委員は、次回権利擁護部会が開催される際に、当該振り分けを行い、他部会、自治体、もしくは苦情解決システム等で対処するよう回付した旨の報告を行う。

反対に、他の部会事務局が受け付けたこどもの意見表明が、権利擁護部会の管轄事項であった場合、権利擁護部会が他の部会事務局からの連絡を受けて、その後の確認、調査、審議を行うといった、部会間での連携体制の構築が必要である。

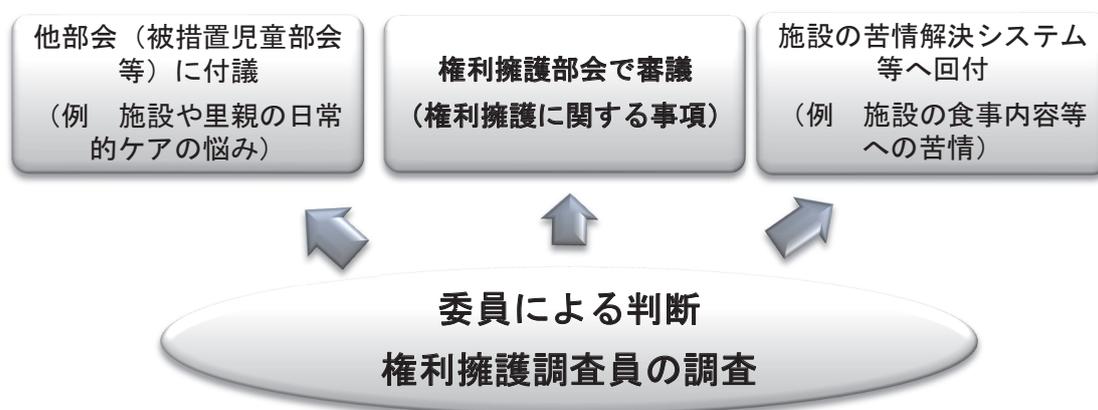


図 2-7 権利擁護部会委員による意見表明事項振り分けのイメージ

社会的養護における子どもの権利救済のしくみ（概略版）

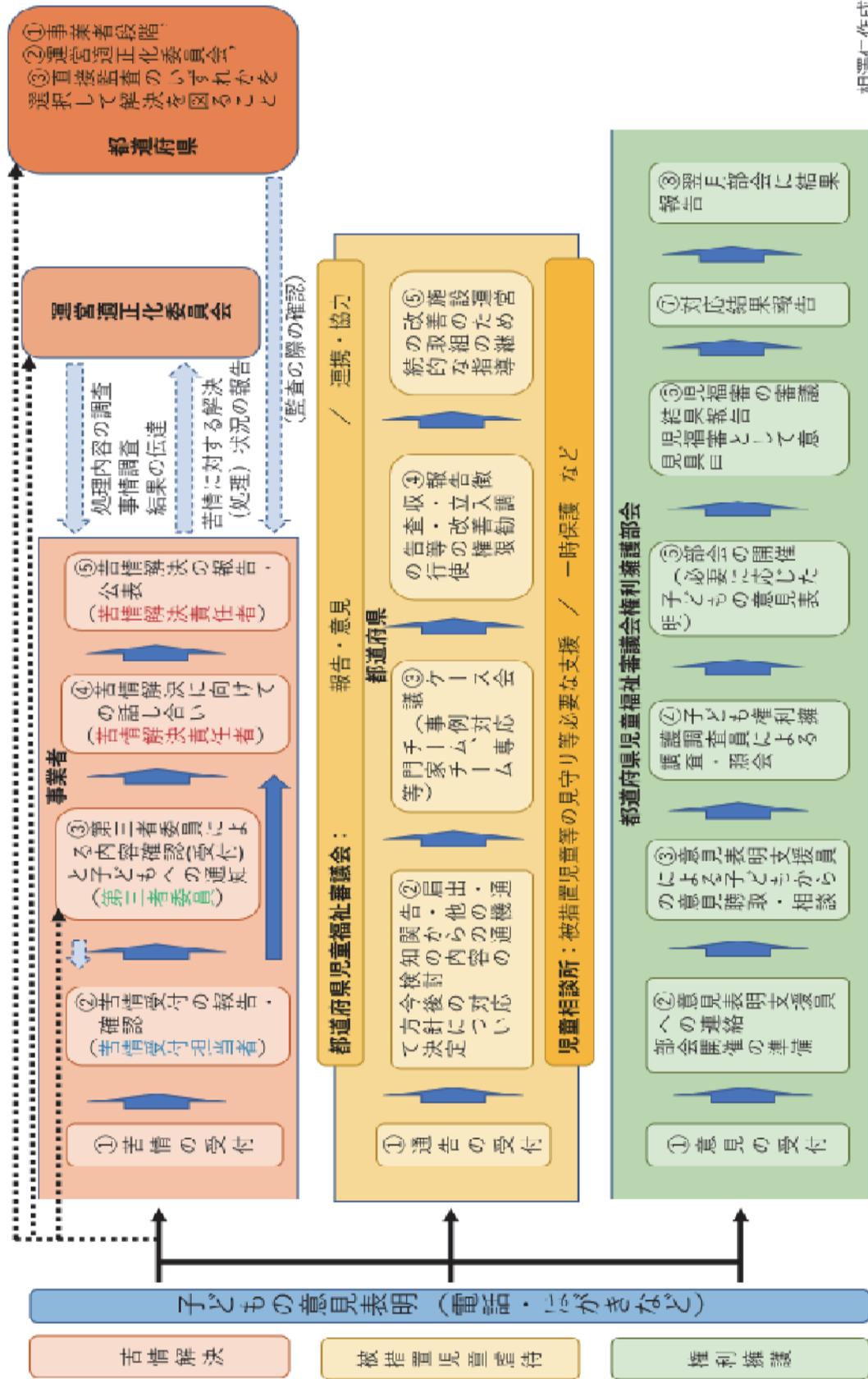


図2-8 社会的養護における子どもの権利救済のしくみ（概略版）

(7) 部会開催前の事前準備

こどもの意見表明に対して、迅速に対応するため、部会開催前に事務局及び権利擁護調査員は、部会委員に対し案件の概要や上述の調査結果などを報告する。部会において、こどもや関係機関の出席による直接の意見聴取が必要か、委員に判断を求める。必要な場合は、事務局よりこどもや関係機関等に部会への出席を要請し、調整する。

ア. 部会開催頻度

権利擁護部会について、権利擁護部会が審議を想定するこどもの意見表明というのは、児童相談所の措置等及び施設や里親委託中の生活上の悩みなど、幅広い。また、一時保護中のこどもについては、その状況によって保護期間が数日間から、通常最長2ヵ月とされていることから、一時保護についての悩みに関する意見表明があった場合は、権利擁護部会による迅速な対応が必要となる。このため、開催頻度は既存の部会よりも多くするか、又は遅くとも数日以内にこどもに調査して、迅速に部会を開催し、審議できることが望ましい。

イ. 開催場所、手段

権利擁護部会の開催場所は、通常その他部会と同様に、都道府県等の施設、会議室等の利用が考えられる。もっとも、権利擁護部会については、より迅速で、臨機応変の部会開催が求められていることから、会議室利用以外にも Skype 会議、テレビ会議、インターネット会議など、各委員が柔軟に参加可能となる手段によって、開催することも考えられる。

(8) 部会当日の審議の流れ

ア. 部会の公開、非公開

部会の公開、非公開については、こどもの権利擁護事案は、こどものプライバシーに配慮する必要性が高く、こどもや保護者、里親等に関する非開示情報を取り扱うことになるため、原則非公開とすべきである。ガイドラインでは、部会の公開・非公開に関する各自治体の運営要綱記載例を以下の通り示している。

表 2-3 部会を非公開とする児福審運営要綱記載例

横浜市	横浜市児童福祉審議会運営要綱（平成 28 年 11 月 1 日改正） 第 4 条 10 項 部会は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成 12 年 2 月横浜市条例第 1 号）第 31 条及び横浜市審議会等の会議の公開に関する要綱（平成 12 年 6 月制定）第 4 条の規定に基づき、里親、保育、児童及び障害児等に関する非開示情報を取り扱う場合には、非公開とする。
-----	---

東京都	東京都児童福祉審議会子供権利擁護部会に係る取扱要領（平成 30 年 4 月 2 日改正） 8 会議の運営 (4) 会議及び会議資料は非公開とする。
-----	---

イ. 審議の内容

権利擁護部会での議題については、部会当日の円滑な運営のために、事前に委員及び出席者に分かりやすく説明をする。

部会審議の流れとしては、まず、①意見表明等支援員よりこどもの意見表明の内容を報告する。次に②権利擁護調査員より事案の概要及び調査結果について報告する。③これらの報告に基づき、部会委員は事案を検討する。④必要に応じて、直接、こどもや関係機関等に部会の場で意見聴取を行う（事前に事務局は依頼、調整を行い、当日の出席を求めておく）。⑤これらを検討した上で、関係行政機関に対して意見具申を行うか、行う場合どのような内容の意見具申とするか、審議する。⑥審議の結果、意見具申をする場合はその旨を決議する。審議の結果、追加の調査が必要とされる場合は、次回部会日程を早急に設け、以降調査を続行する。必要に応じて複数回の部会を開催する。審議の結果、意見具申をしないこととする場合は、その決議と今後の対応について協議する。審議のフローを示した表が以下の権利擁護部会審議の流れ（案）となる。

<p>意見表明等支援員よりこどもの意見表明の内容報告 権利擁護調査員による調査結果の報告 調査資料に基づく事案の検討 （必要に応じて）こども（意見表明等支援員が同伴・代弁）、関係者、関係機関からの直接の意見聴取 意見具申についての審議（追加調査の要否の検討） 意見具申の決議（今後の対応についての協議）</p>

ウ. こどもへ部会で直接意見聴取する場合の留意点

特にこどもに部会への出席を要請し、部会で意見聴取を行う場合は以下のような点について留意する必要がある、とガイドラインでは説明している。

<ul style="list-style-type: none"> ・ こどもに直接意見聴取する場合は、意見表明等支援員が同伴し、こどもの発言を補足したり、こどもが発言に困る場合は助言をするなど補助する。年少児や知的障害児など、部会の場で、委員に適切にこどもの意見を伝えることが難しい場合は、意見表明等支援員がこどもに代わってこどもの意見を代弁する。 ・ 必要に応じ、こどもが発言しやすい環境とするために、部会会場ではなく、別室で、

意見表明等支援員が同席の下、代表委員とこどもの相対でこどもの意見を聴取する。

- ・ 部会への出席を要請されたこどもが、その出席に抵抗を示す場合は、無理に出席を強いるのではなく、意見表明等支援員がこどもの意見を事前に聞き取り、部会の場でこどもの意見表明を代弁する。

エ. 決議方法

権利擁護部会の審議においては、多数決による決議、全会一致による決議、合議制による決議方式が考えられるが、実務において、児福審の部会の決議方式は合議制を採用している自治体が多いように見受けられる。

また、決議の方式については、以下の自治体の例の通り、必要に応じて児福審の部会による決議が児福審の決議とみなされるよう、予め児福審運営要綱においてその旨を規定する必要がある。

表 2-4 決議方法についての児福審運営要綱記載（例）

大阪府	大阪府社会福祉審議会管理要綱（平成 30 年 5 月 14 日改正） （決議の特例） 第 4 条 専門分科会及び部会の決議は、これをもって審議会の決議とする。 2 ただし、会議の議決により、審議会の決議としないことができる。
横浜市	横浜市児童福祉審議会運営要綱（平成 28 年 11 月 1 日改正） 第 4 条 8 部会における次の事項の決定は、審議会の決定とみなす。ただし、次回の審議会に報告しなければならない。 (2) 児童福祉法第 27 条第 6 項及び同施行令第 32 条第 1 項に規定する事項。 (3) 児童福祉法第 33 条第 5 項に規定する事項 (4) 児童福祉法第 8 条第 7 項に規定する事項

(9) 児福審から関係行政機関への意見具申

都道府県や市町村に設置されている児福審は、こどもの福祉に関する事項を調査審議した場合、「関係行政機関」に「意見を具申」することができる（児福法 8 条 4 項）。

部会での審議の結果、児童相談所等関係行政機関への意見具申を行うことを決定した場合、当該関係行政機関に対して意見具申を行う。意見具申の相手先として以下が想定される。

表 2-5 意見具申の対象と内容（例）

審議内容	対象	内容（例）
児童相談所の措置等	都道府県知事等、	・ 措置等について必要な調査を改めて実施

に関する不服（措置等がされなかった場合を含む）	児童相談所長	すべき ・ 措置の（実施／取消し／変更）について検討すべき ・ 一時保護について改めて検討すべき
児童福祉施設入所中、里親委託中における生活上の不満・問題	都道府県知事、指定都市の長、児童相談所設置市の長	・ 施設の生活環境を改善するよう、施設に対して必要な指導を行うべき ・ 児童福祉司等を里親家庭へ訪問、指導させるべき
在宅指導中における児童相談所への支援に対する不満・問題	都道府県知事等、児童相談所長	・ 措置を講じるよう必要な調査を改めて実施再考すべき ・ 支援の内容、方法を改善すべき
一時保護中の不満・問題	都道府県知事等、児童相談所長	・ 一時保護所の生活環境を改善すべき ・ 一時保護所の規則を改訂すべき

児福審の権利擁護部会事務局は、審議の結果について、こどもが納得できるよう丁寧なわかりやすい説明をするとともに、意見具申をした場合には、意見表明をしたこどもに対し、意見具申をした相手方とその内容について報告する。意見具申の有無にかかわらず、審議の結果を丁寧に説明してもこどもが納得しない場合には、こどもが再度児福審に意見表明を行う等の対応ができることを伝え、どうするかこどもに聴くことが必要である。

(10) 意見具申後の対応の確認

ア. 意見具申を受けた関係行政機関の対応結果の確認

権利擁護部会の事務局又は権利擁護調査員は、意見具申を受けた関係行政機関に対して、事案に応じて相当期間経過後、その対応結果について照会し報告を求める。

イ. こどもへの報告

児福審の権利擁護部会事務局は、意見具申を受けた関係行政機関から対応結果を確認できた場合、こども等にその対応結果について丁寧に報告する。

(11) 権利擁護部会への報告

権利擁護部会事務局は、こどもへの報告とその反応について、次回の権利擁護部会にて報告する。

(12) モニタリング、活動評価

ア. 活動報告書の作成と公表

ガイドラインでは、活動報告書の作成と公表について次のように提言している。

児福審の部会を活用したこどもの権利擁護の活動実践について、その活動内容に関して公表するか否か、公表する場合には、その形式、方法、内容の範囲などについて、権利擁護部会にて取り決めておく必要がある。特に権利擁護部会が審議する内容は、こどもの個別の意見表明といった個人事案を取り扱うものであるため、こどもの個人情報保護に十分配慮し、公表は活動報告的な内容に留め、こども個人が特定されないよう配慮することが必須である。他方で、児福審が意見具申をした結果、児童相談所等関係行政機関がいかなる対応を取ったのかについては、行政の透明性向上に加え、意見具申に対する関係行政機関の対応を担保する点からも、公表には意義があるといえる。

公表の方式としては、具体例として、審議会の開催日程、審議事項の概要、児福審による意見具申の状況、児童相談所等の対応状況等を権利擁護部会のホームページ上で掲載する、年次報告書等で記載する、などが考えられる。

イ. 事業評価

児福審を活用したこどもの権利擁護の取り組みがさらに適切に運用されるために、事務局または第三者機関が、定期的に体制整備状況、利用状況についてモニタリング及び事業評価を実施して、問題点や課題があれば改善や達成することが必要である。ガイドラインでは、モニタリングの方法について以下のように述べられている。

- ・ 児福審の意見表明窓口を利用したこどもに対し、利用後の感想（はがきや電話は使いやすいか、窓口職員の態度、施設職員等による意見表明等支援員の呼び寄せ方、意見表明等支援員の対応、部会での発言の有無、発言しやすい雰囲気、意見表明に関する良否、良否の結果の理由等）をアンケートにて調査する。
- ・ 児福審への意見表明の仕組みについて、対象となる施設に入所中のこどもや里親委託中のこども、一時保護所入所中のこども、在宅指導中のこどもに対し、アンケート調査を定期的実施する。アンケート調査に含める内容は例えば以下が考えられる。

- ・ 児福審への意見表明窓口の認識の有無、利用の有無
- ・ 利用したことがない場合、利用したいと思うか、思わない場合それはなぜか
- ・ 映像資料（DVD等）を見せられたことに対する感想、理解の度合い
- ・ インターネット上でいつでも情報や映像資料が閲覧できることを知っているか
- ・ 施設職員等による説明が理解できたか
- ・ 権利ノート、リーフレット等の表現は分かりやすい内容か
- ・ 意見表明等支援員とは何か理解できたか。意見表明等支援員と話してみたいと思うか。思わない場合それはなぜか。

- 自治体職員に対し、児福審へこどもが意見表明を進める上での前提条件（権利の啓発、こどもの意見表明権と権利擁護モデルについての自治体の理解、児福審の体制整備、児福審窓口のこどもへの周知と理解）の達成度合いについて定期的にアンケート調査を行う。
- 申立て・申出窓口を利用した関係機関に、利用後の感想、意見をアンケートにて調査する。
- 関係機関に対し、児福審への申立て・申出窓口の認識の有無、利用経験の有無、利用の意向、意向がない場合の理由、意見、等のアンケート調査を定期的実施する。

第3章 大分県における子どもの権利擁護に係る実証モデル事業

第1節 モデル事業開始時の準備状況

1. 導入に至るまでの経過

このような動向を踏まえて、令和元年の秋に、大分県のこども・家庭支援課長に、①社会的養護を対象にしたこどもの聴かれる権利や意見を表明する権利の保障などのこどもの権利保障をはじめ、児童虐待防止対策の強化に向けたこどもの権利擁護の推進に向けての児童福祉法改正が予定されている点、そのため、②都道府県ではこうしたこどもの権利擁護を実施するための体制整備を構築していくことが求められる点、そして、③アドボカシー事業の実施などこどもの権利擁護の体制を整備するには複数の関係機関・関係者の理解と協力連携が重要になるため、それを浸透・定着させるためには数年かかることを想定して早期の取組みが必要である点、④その実施にあたっては大分大学が協力する点などについて相談したところ、理解を示してもらった。

こうした事業の実施については一般的に行政においては消極的になりがちな取組課題であるが、その後の福祉保健部内でのこどもの権利擁護に対する深い理解と前向きな姿勢による検討の結果により、大分県では、令和2年3月に公表された「大分県社会的養育推進計画」に提言された「子どもの意見を聴く機会の確保など必要な仕組みの検討準備」や、国で予算化した「子どもの権利擁護に係る実証モデル事業」を、全国で最初に実施することになった。

そこで、大分大学権利擁護教育研究センターでは、下記の3回に渡る「事業実施に向けた準備のための打ち合わせ」を経て、大分県より、意見表明等支援員（アドボケイト）の養成やこどもアドボカシー活動など、その事業の一部を受けて、実施することになったのである。

2. 事業実施に向けた準備のための打ち合わせの開催と協議事項

2020（令和2）年1月より、大分県福祉保健部こども・家庭支援課職員、中央児童相談所・中津児童相談所職員及び大分大学権利擁護教育研究センタースタッフによる事業実施に向けた準備のための打ち合わせを開催した。

第1回の開催は1月23日、第2回は2月26日、第3回は3月19日に実施した。その協議結果を3月26日に開催した大分県社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童相談部会に報告し協力依頼を行った。

事業実施に向けた準備のための打ち合わせで行われた協議事項の内容は以下の通りである。

令和2年度「子どもの権利擁護に係る実証モデル事業」の実施について
〈 第3回打合せ令和2年3月19日（木） 〉

※前回(2/26)打合せ結果及び検討事項

1 体制等の考え方と対応案

- ・ 法改正後の本格運用を見据えて取り組む。
- ・ 本格運用時に体制変更等が必要になることから、それまでの間は、現行の体制を活用できるものは活用することを基本として取り組む。
- ・ 体制を整えながら事業の周知等行う初年度については、活動の範囲をある程度限定することにより、子どもへの対応が大幅に遅れるような事態を防ぐ。

(1) 子ども権利擁護部会(仮称「子ども権利擁護委員会」)

【主な基準等】

- ・ 子どもの意見表明について、調査審議する。
- ・ 委員は、児童福祉全般に精通し、可能な限り迅速な対応ができる学識経験者、弁護士、医師、心理職、児童福祉職、児童福祉施設等経験者。児童相談所の関係者(元職員含む。)、施設関係者等は望ましくない。5人程が適当。
- ・ 既存の部会を活用する場合であっても、子どもの権利擁護に関する事案については、別途臨時会を開催できるようにする等、体制を整備する。

【当初案】

- ・ 大分県社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童相談部会を活用する。
- ・ 児童相談所からの独立性、第三者性を確保するため、一部の委員は審議から外れてもらう。
- ・ 現行の児童相談部会を2部構成とする、または、随時開催する。

【修正案】

- ・ 大分県社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童相談部会を活用する。
- ・ 児童相談所からの独立性、第三者性を確保するため、一部の委員(1名)は審議から外れてもらう。
7人を基本構成とし、事案が発生するごとに、毎回、事務局が5人の委員に対して持ち回り説明を行う(委員の職務上、随時の開催は困難)。

【協議結果+修正案】

- ・ 児童相談部会の7名の委員を基本構成とし(現役施設長である委員1名を除く)、事案ごとに2名の委員に審議を担当していただく。
- ・ 子どもから意見を受け付けた調査員は、委員長へ相談のうえ2名の委員(担当委員)を選定する(事案の性質に応じて、小児科医、精神科医、弁護士等を組み合わせる)。意見によっては、施設の苦情解決システム等に委ねることを決める。

- ・ 調査員は、子どもの意見及び調査結果をまとめた資料を準備し、担当委員を訪問して説明を行い、担当委員の意見をもとにして具申案を作成する。作成した 具申案は、担当委員に送付し内容確認してもらう。
- ・ 確認後、児相に意見具申→児相からの対応報告→直近の児童相・談部会で報告。

(2) 事務局

【主な基準等】

- ・ 意見表明ができる窓口(電話、はがき、メール等)を設置。
- ・ 他部会と連携して一体として運営することが効率的。
- ・ 部会の運営や相談窓口として調整役に徹するととが望ましく、審議や調査は委員や調査員が実施する。
- ・ 意見表明用の電話回線(フリーダイヤルが望ましい)を通常の子どもの相談事業とは別途に備え、メールや SNS 等による手段を用意することが望ましい。

【当初案】

- ・ 事務局は、こども・家庭支援課に設置する。
- ・ 専用のスマホを配備することにより、電話、メールでの相談を受付ける。
- ・ はがきでの相談は、「大分県福祉サービス運営適正化委員会」を通じて受付ける。

※当初案のとおり

(3) 調査員

【主な基準等】

- ・ 意見表明を受付け、部会開催日程を調整。
- ・ 意見表明支援員や関係機関に調査を行い、報告や資料提出を求める。
- ・ 子どもへの調査を行う場合、意見表明支援員同席のもとで行う。
- ・ 部会を開催し、部会の審議結果を子どもに報告するとともに、児童相談所へ部会の意見を伝える。
- ・ 児童相談所の対応結果報告を受け、子どもに対応結果を報告する。
- ・ 行政組織から独立した外部団体や個人への外部委託(委嘱)が望ましい。職員採用(非常勤など)による場合であっても、業務の監督指示等は部会委員が行う等の工夫が必要。
- ・ 弁護士、社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師等を想定。

【当初案】

- ・ 事務局に非常勤職員を配置する。

※当初案のとおり

- ・ 家裁調査官 OB は候補者なしのため、当課で職員の選定を行う。
- ・ ただし、児童自立支援施設入所児童など説明対応が困難なケースについては、スポ

ットで専門職を活用する。

(4) 意見表明支援員

【主な基準等】

- ・ 施設等を定期的に巡回するとともに、子どもから意見表明があったときに意見を聴き取り、サポートする。
- ・ 求めに応じ、部会へ出席する。
- ・ 外部委託(委嘱)を基本とする。調査員と併任はしない。
- ・ 弁護士、社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師、福祉・教育・医療等関係者等を想定。

【当初案】

- ・ 大分大学へ外部委託する。

【協議結果】

- ・ 意見表明支援員を養成するための研修費用が委託料に含まれていないため、大分大学への委託料の増額(40万円+ α)を検討(現在調整中)

【検討事項】

- ・ 意見表明支援員の確保 ・ 意見表明支援員研修の実施時期

2 活動内容

(1) 事業の周知

- ・ 窓口の電話番号、住所、メールアドレス等のほか、意見表明支援員を呼び寄せて相談することもできること、意見表明した後の対応など制度の概要等を周知。
- ・ 一時保護中の子どもへは、入所時に文書の配布と口頭説明。
- ・ 施設入所中の子どもへは、権利ノートへの記載、相談用はがきの定期配布、アンケートを定期実施、施設職員による定期周知、意見表明支援員の定期巡回による
- ・ 啓発活動等。
- ・ 里親委託中の子どもへは、権利ノートへの記載、相談用はがきの配布、児相職員等が訪問する際に口頭説明等。

【検討事項】

- ・ 現行の施設職員研修・里親研修の活用と実施時期
- ・ 子どもへの周知のあり方

(2) 受付・審議する子どもの意見表明の範囲

- ・ 児相の措置等に対する不服
- ・ 施設、里親宅での生活上の不満・問題
- ・ 在宅指導における児相の支援に対する不満・問題

※在宅支援中の児童は、児童本人が一時保護を求めてきた場合だけに限定

- ・ 一時保護中の不満・問題

【検討事項】

事業対象施設等

- ・ 一時保護所(定期巡回の頻度)
- ・ 児童養護施設(事業対象施設の選定)
- ・ 里親・FH(対象エリア(県南・別杵)の選定等)
- ・ 児童心理治療施設(見送り)
- ・ 児童自立支援施設(見送り)
- ・ 自立援助ホーム(見送り)
- ・ 障がい児施設、乳児院

(3) 意見表明支援員による意見聴取

- ・ 意見表明から遅くとも数日以内に子どもを訪問し、意見聴取。
- ・ 子どものプライバシーが保てる外部の場所で面会する等工夫が必要。

【検討事項】

- ・ 意見聴取の結果、調査に進む必要がないと意見表明支援員が認める事案(意見表明できたことに満足した子どもが調査を望まない等)の取扱い。
- ・ (案)意見の概要報告を受けた調査員が、委員長と相談して、事案によっては調査を行わないことを決定する。

(4) 調査

- ・ 児相からの第三者性を担保する。
- ・ 調査員は、事実関係等に関する照会、調査を行い、報告や資料の提出を求める。

(5) 部会

- ・ 児童相談部会(開催は2ヶ月に1回、平日18時~20時)を2部構成とするか随時開催する。

※1 (1) のとおり

3 スケジュール

- ・ 1/23 打合せ
- ・ 2/26 打合せ2
- ・ 3/19 打合せ3
- ・ 3/24 児童相談部会(周知・協力依頼)
- ・ 4月 委託契約、調査員配置、準備委員会1

・ 5月～	意見表明支援員研修
・ 7月	関係者研修
・ 8月下旬	子どもへの周知(周知資料を施設等へ配布)
・ 9月	モデル実施
・ 12月	評価
・ 1月	報告書作成

(大分県作成資料)

3. 事業の実施体制

大分県では、全国に先駆けて、2020（令和2）年度より、前記した進め方の例や取組例及びガイドラインを踏まえ、こうした準備のための打ち合わせによるモデル事業について検討を経て、次のような体制を整えた。

(1) 本県における子ども権利擁護部会の運営

子どもの意見表明に関する調査審議を行うためには、児童福祉審議会に「子どもの権利擁護部会」（仮称）を設置することや既存の部会を活用して取り組むことが考えられる。本県においては、令和2（2020）年度以降「子どもの権利擁護に係る実証モデル事業」により子どもの権利擁護に取り組む期間中は、既存の児童相談部会（委員8名、年6回開催）を活用する。その上で、当該モデル事業の実施状況も踏まえ、数年後の本格運用に合わせて児童相談部会の下に子どもの権利擁護部会（委員5名程度）を設置することを検討することとしている。

【事務局の設置】

事務局は児童相談部会の事務局である大分県福祉保健部子ども・家庭支援課が担当する。事務局には担当者2名のほかに子ども権利擁護調査員1名を配置する。

【事務局の役割】

事務局は児童相談部会の開催日程の調整や審議に必要な資料の準備など運営に関することをを行うほか、子ども権利擁護調査員が子ども意見表明の受付等の業務を行う。

【児童相談部会の開催方法】

子どもの意見表明を受けた子ども権利擁護調査員は、速やかに児童相談部会における審議日程を調整する。できる限り迅速に対応することが重要なため、2か月毎に開催している定例会を待てない場合は臨時会の開催を調整する。可能な限り適時、臨機応変に開催することが求められていることから、臨時会は委員3名が出席すれば審議を行うことができることとしている。

(2) 子ども権利擁護調査員の役割と業務

【子ども権利擁護調査員の役割】

子ども権利擁護調査員は、児童福祉審議会が第三者機関として公正中立な調査審議を行い、また、適時・迅速に子どもからの意見表明に対応することができるよう必要な業務を行う。

【子ども権利擁護調査員の業務】

子ども権利擁護調査員の主な業務は次のとおりである。

- ・ 子どもから意見表明の受付
- ・ 意見表明等支援員への連絡
- ・ 児童福祉審議会開催日程の調整
- ・ 意見表明等支援員・関係機関への照会・調査
- ・ 児童福祉審議会の開催、調査結果の報告
- ・ 子どもへ審議結果の報告、児童相談所へ意見具申
- ・ 児童相談所の対応結果の確認、当該対応結果をこどもへ報告
- ・ 児童福祉審議会へ対応結果等を報告

(大分県作成資料を筆者が一部修正)

第2節 モデル事業の実施状況

1. 事業の具体的な実施状況（2020（令和2）年度～2023（令和5）年度）

大分県では、全国に先駆けて、2020（令和2）年度より、前記した進め方の例や取組例及びガイドラインを踏まえ、こうした準備のための打ち合わせによるモデル事業について検討を経て、次のような方針や方法などによる実践を開始した。

（1）事業全体の実施状況

子どもの権利擁護に係る実証モデル事業について

大分県福祉保健部こども・家庭支援課

児福法の改正趣旨	児童虐待防止対策の強化を図るため、児童の権利擁護、児童相談所の体制強化及び関係機関間の連携強化等の所要の措置を講ずる。【R01.6.19成立 R02.4.1施行】		
改正内容（抜粋）	児童の意見表明権を保障する仕組みとして、児童の意見を聴く機会の確保、児童が自ら意見を述べる機会の確保、その機会に児童を支援する仕組みの構築、児童の権利を擁護する仕組みの構築等について、政府は、施行後2年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。【改正法附則】		
国の動き	現状・課題 ・児相の一時保護等の措置に対して親権者等は異議申立てを行うことができるが、子ども自ら異議申立てを行うことは困難であり、また、児相に対し、自らの意見を表明することも困難であることから、子どもの権利擁護の仕組みの構築が求められている。 ・「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（H30.7.20関係閣僚会議決定）：都道府県児童福祉審議会の活用などにより、子どもの声を受け止める体制や子どもの声を代弁する仕組みを構築するためのガイドラインをH30年度内に作成し、子どもの権利擁護を推進する。	事業内容 電話やハガキによる相談、第三者の訪問による聴取等の方法により子どもの意見表明を受け止める体制の構築を図るため、ガイドラインに基づくモデル事業を創設(国庫10/10) 【対象とする子どもの意見表明の範囲】 ①児童相談所の措置等に対する不服、②施設入所中、里親委託中における生活上の不満・問題、③一時保護中での不満・問題、④在宅指導中における児童相談所への支援に対する不満・問題	
本県の取組状況	現行 施設入所（里親委託）・一時保護所入所時に児童に権利ノートを配布し、意見表明の仕組みを説明している。	国モデル事業の活用による強化内容 ①子ども権利擁護調査員の配置（こども・家庭支援課に配置） ②意見表明支援員の配置（大分大学へ委託） ③事業の管理	
里親委託児童 H20年度～配布開始 権利ノートを配布（切手貼付ハガキ付） H31.4.1現在 在籍児童数：541人	(不満等) 相談ハガキを募集	大分県福祉サービス運営適正化委員会(大分県社会福祉協議会) ・事情調査、助言	・受付（施設等からの意見表明支援員派遣依頼。子どもからの電話等による相談） ・意見表明支援員の派遣調整 ・関係機関への調査照会 ・部会の開催 ・結果の報告 ・受付（児相からの意見表明支援員派遣依頼。意見箱に投函された相談） ・意見表明支援員の派遣調整 ・児童相談所への調査照会 ・部会の開催 ・結果の報告
一時保護所 H24年度～配布開始 権利ノートを配布（投函用紙を添付） H30年度入所数：246人	(不満等) 用紙を意見箱に投函	中央児相職員(企画担当)が回収→必要に応じて児童と面接	・児童相談所等関係機関から一定の独立性を確保 ・施設等の定期巡回 ・子ども・職員に対して意見表明の仕組みについて普及啓発 ・子ども権利擁護調査員から連絡を受け、子どもと面談し意見聴取 ・子どもの意見表明を支援 ・必要に応じて部会へ出席し、子どもの意見を代弁
事業内容	①子ども権利擁護調査員の配置、②意見表明支援員の配置、③権利ノートの改訂		

図3-1 子どもの権利擁護に係る実証モデル事業について（大分県作成資料）

子どもの権利擁護に係る実証モデル事業の実施状況	大分県
1 推進体制	
<ul style="list-style-type: none"> 関係者への事業内容の説明や、施設・里親・ファミリーホームとの事業開始前の打合せ、 児童相談所職員への研修など、全般的に大分大学の協力を得て推進。 意見表明支援員の養成等については、大分大学に委託して実施中。 	

2 運営体制

(1) 児童福祉審議会

- ・既存の部会（大分県社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童相談部会※）（以下「児童相談部会」）を活用。

※児童相談部会

児童を児童福祉施設へ入所させる措置等に関すること、被措置児童等虐待に関すること、児童虐待による死亡事例等の検証及び再発防止策の検討に関することについて審議するための部会。弁護士、医師、大学教授など委員8名。これまで年6回開催。

- ・子どもの意見表明に関する事案の審議は、臨時会を開催して行う。
- ・モデル事業の実施状況を踏まえ、新たに権利擁護部会（委員5名程度）の設置を検討する予定。

(2) 事務局

- ・児童相談部会の事務局（大分県福祉保健部こども・家庭支援課。主担当、副担当の2名体制）が、児童相談部会臨時会に関する庶務についても担当。

(3) 子ども権利擁護調査員

- ・子ども権利擁護調査員業務を行う職員として県が嘱託職員を募集し（望ましい資格：社会福祉士等）、1名雇用。児童相談部会事務局に配置。

【調査員の主な業務】

- ・子どもから意見表明を受付
- ・大分大学権利擁護教育研究センター（以下「大学」）へ意見表明等支援員の手配を依頼
- ・児童相談部会臨時会の開催日程を調整
- ・児童相談所等への照会・調査
- ・児童相談部会臨時会へ調査結果を報告
- ・子どもへ審議結果を報告、児童相談所等へ意見具申
- ・児童相談所の対応結果を確認、こどもへ対応結果を報告
- ・児童相談部会定例会へ対応結果を報告

(4) 意見表明支援員

- ・県が、大分大学に、意見表明支援員の養成等を委託。
- ・子どもアドボケイト養成研修等により、意見表明支援員を20名養成。

【大学の主な役割】

- ・意見表明支援員の養成
- ・意見表明支援員の活動の調整（人選等）
- ・意見表明支援員への研修

【意見表明支援員の主な業務】

- ・ 児童養護施設・里親・ファミリーホームへの巡回訪問による意見表明の仕組みについての啓発活動
- ・ 一時保護所への定期訪問
- ・ 意見表明支援員との面談を希望するこどもとの面談
- ・ 児童相談所や児童相談部会等への意見表明支援を希望するこどもへの支援
- ・ 児童相談部会の審議結果等を権利擁護調査員がこどもへ報告する場面での同席

3 実施方針

- ・ 施設職員や里親との事前協議を十分に行う。
- ・ 実施状況を確認しながら、徐々に対象施設等を拡大する。

【参考】大分県の規模（R2.3.31 現在）

児童相談所 2箇所

一時保護所 1箇所

児童養護施設 9箇所

子どもを委託している里親 83組

ファミリーホーム 11箇所

4 実施方法

(1) 一時保護所

①制度説明

- ・ 対象児童は、小学生以上の全ての児童。
- ・ 担当児童福祉司等が、子どもが一時保護所へ入所した後、速やかにリーフレット（別添）を用いて子どもに制度を説明する。

②意見表明等支援員との面談

- ・ 意見表明等支援員の面談日は週1回。4名体制（2名×2班）で実施。
- ・ 面談当日の読書の時間（小学生以上が一時保護所内の教室に集合）を利用して、権利擁護調査員・事務局職員がこどもに用紙を配布し○×を記入していただき回収する方法で面談希望者を募集。
- ・ 権利擁護調査員・事務局職員が順番にこどもを面談へ案内。

③意見表明支援

- ・ 面談の結果、こどもが担当児童福祉司等への意見表明支援を希望する場合は、意見表明支援員から報告を受けた権利擁護調査員が直ちに担当児童福祉司等の都合を確認し、面談当日に意見表明支援できるよう調整。担当児童福祉司等への意見表明が可能な場合は、意見表明支援員が同席してこどもの意見表明を支援する。
- ・ 子どもが児童相談部会での意見表明支援を希望する場合は、児童相談部会臨時会に意見表明支援員も出席してこどもの意見表明を支援する。

④調査・審議・意見具申

- ・子どもが児童相談部会での審議を希望する場合は、権利擁護調査員が審議に必要な調査を実施する。
- ・児童相談部会臨時会を開催し審議。審議の結果、児童相談所等へ意見具申することになった場合は、事務局が速やかに具申書を発出。

⑤子どもへの結果報告

- ・権利擁護調査員は、児童相談部会臨時会后、速やかに審議結果をこどもへ報告し、また、意見具申を受け児童相談所等が対応した場合は、対応結果を速やかにこどもへ報告する。
- ・子どもの希望に沿わない結果を報告する場合など、必要に応じて意見表明支援員も同席する。

(2) 児童養護施設

①制度説明

- ・施設長等への事前説明のうえ、後日、職員全体に対し、事業内容やこどもへの説明用資料等について説明。資料の内容や実施方法等について意見交換を行う。
- ・子どもへの説明は、子どもの理解力等に応じて全体を3つ程度のグループに分けて実施。権利擁護調査員と意見表明支援員が施設を巡回訪問し、説明資料等を用いて制度を説明。各グループ2回実施した後にその後の進め方を検討する予定。

②意見表明支援員との面談

- ・子ども本人や施設職員から意見表明支援員の呼び寄せ依頼を受付けた事務局が、大学へ意見表明支援員の手配を依頼。事務局が面談日時を調整。
- ・意見表明支援員がこどもと面談。
- ・子どもが希望する場合には、巡回訪問当日に面談することもある。

③意見表明支援

- ・面談の結果、こどもが担当児童福祉司等への意見表明支援を希望する場合は、意見表明支援員から報告を受けた権利擁護調査員が担当児童福祉司等の都合を確認し、後日、意見表明支援員が同席してこどもの意見表明を支援する。
- ・子どもが児童相談部会での意見表明支援を希望する場合は、児童相談部会臨時会に意見表明支援員も出席してこどもの意見表明を支援する。

④調査・審議・意見具申

(一時保護所と同じ)

⑤子どもへの結果報告

(一時保護所と同じ)

(3) 里親・ファミリーホーム

①制度説明

- ・里親サロンで里親へ、事業内容やこどもへの説明用資料等について説明。資料の内

容や実施方法等について意見交換を行う。里親と意見表明支援員の顔合わせ、訪問時のロールプレイも実施。

- ・ 子どもへの説明は、意見表明支援員が里親家庭を巡回訪問し、説明資料等を用いて説明。初回は里親も同席。2回実施した後にその後の進め方を検討する予定。

②意見表明支援員との面談

- ・ 子ども本人や里親から意見表明支援員の呼び寄せ依頼を受付けた事務局が、大学へ意見表明支援員の手配を依頼。事務局が面談日時を調整。
- ・ 意見表明支援員が子どもと面談。
- ・ 子どもが希望する場合は、巡回訪問当日に面談することもある。

③意見表明支援

(児童養護施設と同じ)

④調査・審議・意見具申

(児童養護施設と同じ)

⑤子どもへの結果報告

(児童養護施設と同じ)

5 実施状況

(1) 一時保護所

- ・ 11月30日定期訪問1回目
- ・ 12月07日定期訪問2回目

(2) 児童養護施設

- ・ 12月02日巡回訪問1回目
- ・ 13名の小学生に制度説明
- ・ 12月～1月に巡回訪問6回(3グループ×2回)予定
- ・ 12月07日2箇所目児童養護施設への事前説明
- ・ 2月～3月に巡回訪問6回(3グループ×2回)計画中

(3) 里親・ファミリーホーム

- ・ 12月13日巡回訪問開始
- ・ 大分県里親会6ブロック中、今年度は1ブロックを対象
- ・ 各里親家庭2回巡回予定

6 その他

(1) 意見表明支援員の養成等

①募集

- ・ 「アドボケイト養成研修」の開催をHPで案内。
- ・ 一方で、平成30年度大分大学公開講座「子どもアドボカシーってなんだろう？」受講者を中心に募集。

②養成

- ・ 「アドボケイト養成研修」(別添。受講者 33 名) を 3 日間開催。
- ・ 「アドボケイト事前講習会」(アドボケイト候補者 21 名を対象にロールプレイ等) を 2 回開催。
- ・ 大学がアドボケイト候補者を対象に毎月実施する研修会や随時行うスーパーバイズ。

③活用

- ・ 一時保護所、施設、里親等の別に、担当者を決めて巡回等を実施中。
- ・ 呼び寄せ依頼を受けて対応する場合は、その都度大学が人選。

④評価

- ・ 当事者アンケートを実施するなどの方法による評価を検討中。

⑤今後

- ・ モデル事業の実施状況を踏まえ、新たな候補者の養成を検討する予定。

(2) 他自治体が施設入所措置している子どもに対する意見表明支援

- ・ 制度説明や意見表明支援員との面談については、本県が措置している子どもと同じように行い、施設における生活上の困りなどは本県において対応する。
- ・ 児童相談所の措置に関する事など本県では対応できない内容の場合は、子どもが希望すれば、措置する児童相談所へ伝える。

(3) 事業開始前の意見表明支援

- ・ 緊急対応には児童心理司が必ず同行。児童心理司が現地でこどもと面談し、意向確認などを行っている。
- ・ 一時保護所に入所した場合は、一時保護所用の権利ノートを配布。一時保護所には意見箱を設置している。
- ・ 一時保護中の子どもの意見は児童心理司等が聴き取り、援助方針は子どもの意見も踏まえて決定している。
- ・ 施設や里親家庭での生活が始まる前に、子どもに権利ノートを配布。権利ノートには、運営適正化委員会あての切手付相談ハガキが付いている。
- ・ 施設や里親家庭を訪問しこどもと面談。生活上の困り等を聴き、必要に応じて対応

(第 5 回子どもの権利擁護に関するワーキングチームにおけるヒアリング(令和 2 年 12 月 14 日)より)

ア. 2020（令和2）年度のアドボカシー活動の定期巡回計画

2020（令和2）年度においては、下記の「定期巡回の内容」のとおり、児童養護施設2カ所、里親・ファミリーホーム、一時保護所に巡回して、制度の説明及び児童面接を実施する計画を立てた。

なお、受け入れ態勢や準備などが十分に整わないため、活動は限定的な内容にした。

表3-1 2020年度のアドボカシー活動の定期巡回計画（大分県作成資		R2.10.24	
児童養護施設A	児童養護施設B	里親・FH(県南ブロック)	一時保護所
全入所児童	全入所児童	小学生以上	小学生以上
制度の説明	制度の説明	1.巡目 制度の説明 2.巡目 児童面接	※面談を希望する児童のみ 児童面接
制度の説明(全体像):県 制度の説明(アド資料、アニメ):アド	制度の説明(全体像):県 制度の説明(アド資料、アニメ):アド	1.巡目 制度の説明:アド 2.巡目 児童面接:アド	制度の説明:担当CW(入所時) 児童面接:アド(訪問時)
年齢毎に分けて実施 幼児・小学生・中学生以上の3グループ	今後調整	里親宅への個別訪問	一時保護所を定期的に訪問し、児童面接を行なう
3グループ×2巡回	今後調整	個別訪問×2巡回	週1回、2~3時間程度 アド2人×2ペア
11月~	12月~	11月~	11月~
①自己紹介 ②制度の説明(全体像) リーフレットを使用して説明 ③制度の説明(アド資料、アニメ) アドボカイトの説明を行なう ※2巡目:制度の再確認+α(要検討)	①自己紹介 ②制度の説明(全体像) リーフレットを使用して説明 ③制度の説明(アド資料、アニメ) アドボカイトの説明を行なう ※2巡目:制度の再確認+α(要検討)	1.巡目 自己紹介 制度の説明 ・全体像 ・アド資料、アニメ 2.巡目 児童面接 ・制度の確認 ・子どもが希望すれば 意見を聴取	(希望者の確認) ①自己紹介 ②制度の再確認 入所時にCWが制度の説明を行なっているが、再度確認を行なう ③意見聴取 表明したい意見を聴取する
※できない約束をしない、子どもが過剰な期待を抱くような内容にしない	※できない約束をしない、子どもが過剰な期待を抱くような内容にしない	※質問を重ねるなど、アドの方から無理に聴き出そうとしない ※できない約束をしない、子どもが過剰な期待を抱くような内容にしない ※個人宅に伺うため、駐車場や滞在時間、面談場所など、里親に確認を取りながら進めること。不信任を抱かせることのないように里親にも配慮すること	・面談を希望する児童のみを対象 ・対象者がいない場合は終了 ・遊んだりすることはしない ※できない約束をしない、子どもが過剰な期待を抱くような内容にしない ※アド側から家庭内虐待について掘り下げない
留意点等			

イ. 2020（令和2）年度のアドボカシー活動の実施状況

2020（令和2）年度においては、上記の「定期巡回の内容について」を踏まえて、児童養護施設2カ所、里親・ファミリーホーム、一時保護所に巡回し、下記の「令和2年度の実施状況（実績）」のとおり、制度の説明及び児童面接を実施した。

表3-2 2020年度のアドボカシー活動の実施状況（大分県作成資料）

	一時保護所	A児童養護施設	B児童養護施設	里親・FH（一部エリアで先行）
対象児童	小学生以上の全ての児童	幼児以上の全ての児童	小学生以上の全ての児童	小学生以上の全ての児童
制度説明	対職員：県・大学が職員研修時に説明 対児童：入所後、CWが速やかに説明	対職員：県・大学が職員研修時に説明 対児童：調査員・アドボケイトが説明	対職員：県・大学が職員研修時に説明 対児童：調査員・アドボケイトが説明	対職員：県・大学が里親サロン時に説明 対児童：アドボケイトが訪問時に説明
実施概要	<ul style="list-style-type: none"> 週1回、月曜日に定期巡回 調査員が児童に対して面談希望者を募る 児童は紙に面談希望の有無(○×)を記入 面談を希望した児童とアドボケイトが面接 面談は児童相談所内の面接室で実施 調査員は全体のコーディネートを行う 	<ul style="list-style-type: none"> 実施内容の打ち合わせ 職員研修時に説明、意見交換を行う 児童への制度説明(2回程度) アニメクイズ、寸劇などで説明 その後、巡回開始 巡回時に意見表明があれば、児童とアドボケイトが面接を行う。意見表明がなければ児童のニーズに応じて遊んだり、話をして終了 面談は施設内の面接室で実施 調査員は全体のコーディネートを行う 	<ul style="list-style-type: none"> 同左 	<ul style="list-style-type: none"> 実施内容の打ち合わせ 里親等と個別に日程調整を行い、アドボケイトが訪問 初回は里親も同席して制度説明 2回目以降はアドボケイトと児童が個別面接を行う 県・調査員は同行しない
実施期間	R2.11～R3.3	R2.12～R3.3	R3.4～R3.5	R2.12～R3.3
実施回数	18回/週1回(月)実施	6回/年齢3区分×2巡回	4回/年齢2区分×2巡回	16回/8組×2巡回
結果	<ul style="list-style-type: none"> 意見表明：あり16回、なし2回 人数：実人数20名(延人数34名) 内訳：小15名、中4名、高1名 表明回数：1回のみ14名・2回表明 1名 3回表明 2名・4回表明 3名 <p>意見表明の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> CWに伝えたい・伝えて欲しい：13名 保護所の職員に伝えて欲しい：3名 心理の職員に伝えて欲しい：2名 アドボケイトに聴いてもらっただけ：15名 その他(見学で実施不可)：1名 ※児福審：0名 	<ul style="list-style-type: none"> 児童への制度説明は完了 個別の意見表明はまだなし 	<ul style="list-style-type: none"> 児童への制度説明は完了 人数：実人数3名(延人数6名) 内訳：小3名 表明回数：2回表明 3名 <p>意見表明の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 園長に伝えたい：2名 園の友達に伝えたい：3名 アドボケイトに聴いてもらっただけ：1名 ※児福審：0名 	<ul style="list-style-type: none"> 児童への制度説明は完了 個別の意見表明はまだなし
(参考)意見表明の主な内容・R3の実施予定	<p>(処遇に関する面)</p> <ul style="list-style-type: none"> いつまで一時保護所にいるのか。 家に帰りたい、家に帰りたくない。 〇〇に行きたい、〇〇に行きたくない。 〇〇に〇〇を伝えたい。 〇〇について〇〇したい、して欲しい。 <p>(一時保護所の生活に関する面)</p> <ul style="list-style-type: none"> 〇〇して欲しい、〇〇して欲しい。 褒められて嬉しかった。 <p>※R3はR2と同様、週1回の巡回を継続</p>	<p>※R3は夏休み、冬休み、春休みに巡回を実施予定。回数については、R3の実施状況を踏まえて随時調整。</p>	<p>表明回数が少なく、特定される可能性があるため、秘匿。</p> <p>※R3は毎月実施予定。</p>	<p>※R3は夏休み、冬休み、春休みに巡回を実施予定。回数については、R3の実施状況を踏まえて随時調整。</p>
総括	<p>初年度は、枠組み作り、関係者との打ち合わせ、アドボケイトの養成に半年がかり、年度後半から巡回を実施した。</p> <p>導入時には、打ち合わせ、職員や里親への説明・意見交換、児童への制度説明、振り返り等のステップを踏み、1箇所あたり4～5回訪問して個別協議を行いながら実施した。</p> <p>新しい取り組みのため、実施方法において関係者で意見の相違もあった。そのため、関係者の理解の下で実施できるように、調整には時間をかけ、少しずつ導入を進めた。</p> <p>実施結果 実施先：一時保護所1/1(100%)、児童養護施設2/9(22%)、里親・FH8/96(8%) 一時保護所では18回中16回とほぼ毎回、複数の意見表明があった。施設はまだ2施設で計10回の巡回をしたが、意見表明は2回だった。 里親・FHは先行的に1つのエリアで実施したが、意見表明はなかった。児童の年齢で見ると、意見表明は約8割が小学生で、約2割が中・高校生だった。</p> <p>児童福祉審議会での審議を希望する児童はなく、意見表明希望の実際はアドボケイトに聴いてもらっただけでいいという児童が約半数だった。</p> <p>アドボケイトは養成時には30数名いたが、仕事等の兼ね合いで実際に稼働できるアドボケイトは10名程度だった。初年度で実施先が少なかったため対応できた。</p> <p>課題：事業を開始したとはいえ、まだ導入の途中であり、社会的養護下の委託児童からアドボケイトが認知され、軌道に乗るにはまだ時間を要する。具体的には、児童養護施設への導入は2年目で概ね完了予定であるが、当県では里親委託が進む中、全ての里親家庭に導入し終えるにはあと1～2年ほど必要と思われる。</p> <p>意見表明のアクセスも平日日中の電話対応のみで児童からのアクセスが良いとは言えない状況である。SNSでの受信や夜間や休日のアクセスには対応できていない。</p> <p>導入後に形骸化せず、適切な運用を継続していくには、国のワーキングにあるとおり、自治体に何らかの権利擁護機関の存在が必要に感じる。</p> <p>当県では、今後、権利擁護部会の設置を検討していく予定であるが、部会の設置だけではなく、直営にしても委託にしても、実務を適切に行う組織の基盤作り、人材育成が課題である。</p>			

エ. 2022（令和4）年度子どもアドボカシー活動概要

2022（令和4）年度においては、下記の「2022年度子どもアドボカシー活動概要」のとおり、一時保護所、里親・ファミリーホーム、児童養護施設において活動を展開するとともに、児童心理治療施設と児童自立支援施設を加えて、制度の説明及び児童面接を実施した。

また、児童養護施設のこどもと児童福祉審議会との交流会を実施した。

表3-4 2022年度子どもアドボカシー活動概要

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
SV・チャート会議 (第3水曜日 17:00~18:20)	子どもアドボカシー活動・運営に関する事項についての協議											
来年度計画 (グループディ スカッション (以下GD) (オンライン)	4月20日 これまでの課題 等についての GD (オンライン)	5月18日 6月15日 講演 (川村涼太郎さ ん) (オンライン)	7月20日 講演 (子どもアドボカ シーセンター福岡 の実績報告) (オンライン)	8月30日 子どもアドボカ シーセンター福岡 との交流会 (オンライン)	9月23日 社会的養護経 験者とのデイ スカッション (渡辺睦美さ ん・中村みど りさん)	10月19日 アドボカシー活 動に関するGD	11月19日 講演「トラウマ を抱えた子ども の理解(脳の影 響を踏まえ て)」奥山真紀 子さん	12月21日 講座 の課題とシレ ンマ(柴田先 生) GD	1月18日 アドボカシー活 動に関するGD	2月15日 社会的養護 経験者との ディスカッ ション(畑 山麗衣さん)	3月29日 次年度の活動計 画について GD	
SV会議 (18:30~20:00)												
スタッフ会議 (SV会議終了後)	必要に応じて、子どもアドボカシー活動・運営に関する事項についての協議											
研修会など	5月14日PM7時 ボカイトベー シック研修											
一時保護所	昨年と同様に継続実施。随時アクセスができるように、吉情報にカードを入れるなど創意工夫をした対応を行う。											
児童養護施設	R4~定期巡回のルーティン化(定着)に向けての検証づくり(6月3日 児童養護施設担当者との会議) 各児童養護施設に権利擁護担当(窓口)を配置し、年間計画を策定 地域小規模の救い(R4-42ヶ所)も検討 月1回α2ヶ月に1回の実施を提示し、進捗管理を行なう											
里親	わたしの権利ノートは活用するため、9月研修会を実施して配布。 10月以降、新規委託里親及び希望する里親を対象にしてアドボカシー活動を実施する。県南地区の里親と同様に丁寧に説明し、理解後の実施に留意する。											
児童心理治療施設	職員説明(10/20~11/19は ばたき)											
児童自立支援施設	7/6~豊字園~7/12はばたき説明 活動開始 (12/6二重 ばたき)											
サークル活動 (毎月第2・4本 曜日の13:10~14:40)	メンバー間のディスカッションに よる活動内容・スケジュールの 検討 研修「児童養護 施設について」・ア ドボカイトロール プレイ等 児童養護施設 紹介動画制作 成(児童養護交流 会) アドボカシー活動周知啓発用製 作活動 アドボカイト新聞製作 施設訪問 夏季休暇 春季休暇											
※ なお、講師の都合や活動状況によっては日程を変更する場合があります。												

オ. 2023（令和5）年度子どもアドボカシー活動概要

2023（令和5）年度においては、下記の「2023年度子どもアドボカシー活動概要」のとおり、一時保護所、里親・ファミリーホーム、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設において活動を展開し、随時制度の説明及び児童面接を実施した。
また、児童養護施設の職員とアドボカイトとの交流会を実施した。

表3-5 2023年度子どもアドボカシー活動概要

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
定例会 オンライン (18:30~20:30)	4/27年間計画事例検討のグループディスカッション(GD)	5/17養成研修 これまでの課題についてのGD	6/26養成研修 研修の進め方についてGD(大阪大学)	7/27講演(川原信一先生)	8/2講演(自見はなこ先生)	9/25九州地区交流会の報告 事例検討GD	10/26児童養護施設職員との意見交換会における協議・要望のGD	11/16講演(植尻真由美先生)	12/117アミリーホーム訪問時の留意点、2月研修項に関するGD	1/25研修会のロールプレイトと協議事項に関するGD	2/11,12研修会にて講演(河野伸子先生)	3/18年度活動計画についてGD
スタッフ会議 (平日午後)	必要に応じて、子どもアドボカシー活動・運営に関する事項についての協議											
研修会等						9/2九州地区アドボカイト交流会	10/31児童養護施設職員との意見交換会				2/11PM12AM義務的研修会	
一時保護所	昨年同様継続実施。オンラインSVの対応に向けてタブレット端末を持参して検証した。											
児童養護施設	昨年同様継続実施。7/8児童養護施設担当者との会議、10/31児童養護施設協議会とアドボカイトとの交流会、施設訪問の流れ、事後意見表明の流れを作成した。											
里親・ファミリーホーム	里親家庭は随時対応。ファミリーホームは年4回の定期訪問と随時対応。訪問時の資料(訪問時の流れ、意見表明時の説明書、報告書)を作成・改善した。											
児童心理治療施設	各月で継続実施。											
児童自立支援施設	各月で継続実施。											
サークル活動 (毎週火曜10:40-12:10・木曜14:50-16:20)	メンバー間のディスカッションによる活動内容・スケジュールの検討	6/7,21講義「社会的養護施設について学ぶ」ロールプレイ	紙芝居・遊び道具の作成	夏期休暇	紙芝居・遊び道具・間くソウのイラスト作成	子どもの権利・なんでもかんかんカード整理	11/5大学開放イベントにて作品展示	アドボカイト新聞(たより)作成	3/15清津園視察			

(2) 一時保護所のアドボカシー活動の実施状況

ア. 2020（令和2）年度の実施状況

一時保護所は、11/30 からアドボカイト4名とスーパーバイザーの大学教員1名が毎週1回月曜日13時~15時に訪問した。

面談希望者は2回のみ0人という日はあったが、他16回は1名~4名の面談希望者

あり（89%の確率で面談あり）。実人員 20 名（延人員 34 名）小学生 15 名 中学生 4 名
高校生 1 名 面談希望 1 回 14 名 2 回 1 名 3 回 2 名 4 回 3 名

児童福祉審議会の調査を求めるこどもはいなかった。

イ. 2021（令和 3）年度の実施状況

一時保護所でのアドボカシー活動は、2020 年度と同様に週 1 回、毎週月曜日の 13 時～15 時で訪問した。アドボケイト 4 名とスーパーバイザーの大学教員 1 名が原則として毎週訪問した。

表 3-6 令和 3 年度一時保護所におけるアドボケイトの定期巡回活動表
(2021 年 4 月～2022 年 3 月まで)

月	アドボケイト の人数	施設訪問 回数	対象児童数	話すのみ	意見表明数	希望なし
4 月	12	4	27	1	5	21
5 月	14	4	43	3	5	35
6 月	16	4	41	3	8	30
7 月	12	4	38	3	3	32
8 月	13	4	41	8	0	33
9 月	6	3	18	1	2	15
10 月	16	4	41	8	6	26
11 月	20	5	59	8	5	46
12 月	14	4	28	3	2	23
1 月	17	5	32	0	3	29
2 月	14	4	47	8	2	37
3 月	14	4	38	5	1	32
県の令和 3 年度経過報告「アドボケイト児童養護			453	51	42	
面談希望者/対象数		21%				
意見表明/面談希望		45%				
意見表明/対象数		9%				
意見表明先						
ケースワーカー		32				
保護所職員		6				
心理		2				
その他		1				

1年間を通じたアドボカシー活動実績について、大分県からのデータを活用して分析してみた。その結果、令和3年度でアドボケイトの訪問回数は延べ49回であった。その間の一時保護所に入所した児童は延べ453名であり、そのうち93名(年間入所児童の20.5%)が面談を希望した。1回の訪問において平均して2名のこどもと面談したことになる。また、面談を実施した子どもの中で子ども権利擁護調査員(以下「調査員」)を介して意見表明を行った者は42名(45.1%)であった。こどもから毎回約1回(9.3%)の意見表明があったことになる。そのうち児童福祉審議会への申立てを行ったこどもは1名であった。主な意見表明内容は今後の支援方針内容への不安、家族との面会や手紙を渡す希望、一時保護所内の職員や友人関係、勉強の時間や不眠等の生活についてである。

今年は新たに、児童相談所のケースワーカーに加えて一時保護所の職員にも伝えられるようになったこと、調査員が一週間後にこどもにその後話確認してくださるようになった。

ウ. 2022(令和4)年度の実施状況

10か月間のアドボカシー活動実績について、大分県からのデータを活用して分析してみた。その結果、令和4年度の10か月間でアドボケイトの訪問回数は延べ41回であった。その間の一時保護所に入所した児童は延べ403名であり、そのうち95名(年間入所児童の23.6%)が面談を希望した。1回の訪問において平均して2名のこどもと面談したことになる。また、面談を実施したこどもの中で子ども権利擁護調査員(以下「調査員」)を介して意見表明を行った者は34名(35.8%)であった。こどもから毎回約1回(8.4%)の意見表明があったことになる。

表3-7 令和4年度一時保護所におけるアドボケイトの定期巡回活動表
(2022年4月～2023年1月まで)

月	アドボケイト の人数	施設訪問 回数	対象児童数	話すのみ	意見表明数	希望なし
4月	13	4	25	4	4	17
5月	20	5	46	13	2	31
6月	16	4	50	13	1	36
7月	3	2	17	2	1	14
8月	15	4	45	5	5	33
9月	14	4	42	4	9	29
10月	20	5	56	12	7	37
11月	16	4	44	7	4	33
12月	0	4	45	0	0	45
1月	4	5	33	1	1	31

県の令和4年度経過報告「アドボケイト児童養護施設定期訪問の状況」参考に作成

面談希望者/対象数	24%					
意見表明/面談希望	36%					
意見表明/対象数	8%					
意見表明先						
ケースワーカー	18					
保護所職員	12					
心理	3					
その他	1					

1年10カ月間（令和3・4年度）を通じたアドボカシー活動実績について、大分県からのデータを活用して分析してみた。その結果、令和3・4年度でアドボケイトの訪問回数は延べ49回であった。その間の一時保護所に入所した児童は延べ856名であり、そのうち188名（年間入所児童の22.0%）が面談を希望した。1回の訪問において平均して2名のこどもと面談したことになる。また、面談を実施したこどもの中で子ども権利擁護調査員（以下「調査員」）を介して意見表明を行った者は76名（40.4%）であった。こどもから毎回約1回（8.9%）の意見表明があったことになる。

表 3-8 令和3・4年度一時保護所におけるアドボケイトの定期巡回活動表
(2021年4月～2023年1月まで)

月	アドボケイト の人数	施設訪問 回数	対象児童数	話すのみ	意見表明数	希望なし
R3.4月	12	4	27	1	5	21
5月	14	4	43	3	5	35
6月	16	4	41	3	8	30
7月	12	4	38	3	3	32
8月	13	4	41	8	0	33
9月	6	3	18	1	2	15
10月	16	4	41	8	6	26
11月	20	5	59	8	5	46
12月	14	4	28	3	2	23
R4.月	17	5	32	0	3	29
2月	14	4	47	8	2	37
3月	14	4	38	5	1	32
4月	13	4	25	4	4	17
5月	20	5	46	13	2	31
6月	16	4	50	13	1	36
7月	3	2	17	2	1	14
8月	15	4	45	5	5	33
9月	14	4	42	4	9	29
10月	20	5	56	12	7	37
11月	16	4	44	7	4	33
12月	0	4	45	0	0	45
R5.1月	4	5	33	1	1	31
			対象児童数：856名	面談希望者数：188名		
県の令和3年度・令和4年度経過報告「アドボケイト児童養護施設定期訪問の状況」参考に作成						
面談希望者数 / 対象数		22%				
意見表明 / 面談希望		40%				
意見表明 / 対象数		9%				
意見表明先						
ケースワーカー		40				
保護所職員		18				
心理		5				
その他		2				

エ. 2023（令和5）年度の実施状況

表3-9 令和5年度一時保護所におけるアドボケイトの定期巡回活動表
(2023年4月～2024年1月まで)

月	アドボケイトの人数	施設訪問回数	対象児童数	話す	遊ぶ	意見表明	希望なし
R5.4月	8	4	32	3	2	1	2
5月	11	5	48	6	3	2	
6月	14	4	37	15	11	3	1
7月	18	5	60	7	6	13	0
8月	12	4	37	4	1	2	2
9月	12	4	41	6	5	1	1
10月	16	5	46	5	5	4	0
11月	12	4	35	5	3	1	0
12月	11	3	34	7	7	0	1
R6.1月	9	4	46	4	3	0	1

対象児童数：416名 面談希望者数：94名

県の令和5年度経過報告「子どもの権利擁護に係る実証モデル事業アドボケイト巡回実施状況」を参考に作成

面談希望/対象数	23%
意見表明/面談数	31%
意見表明/対象数	6%

意見表明先	
ケースワーカー	9
保護所職員	17
心理	1

(3) 里親・ファミリーホームのアドボカシー活動の実施状況

ア. 2020（令和2）年度の実施状況

(ア) 里親サロンにおける里親へのアドボカシー活動についての説明

里親・ファミリーホームに対して、里親サロンの時間をもらい、アドボカシー活動についての理解をしてもらうための説明を次の通り5回行った。

第1回目の説明会（令和2年7月21日）

第2回目の説明会（令和2年9月15日）

第3回目の説明会（令和2年10月13日）

第4回目の説明会（令和2年11月17日）

第5回目の説明会（令和2年2月18日）

参加してくれた里親からは次のような貴重な意見や質問をもらうことができた。

- ・子どもとの関係性をどうつくるのか。里親でも話せるようになるのは時間がかかる、まず大人との信頼関係づくりが必要ではないか。
- ・一般家庭に一週間に1回来るのは遠慮したい。
- ・何をするのか？ うまくいっている家庭に入ってもらおうと、関係が悪くなるのではないか。
- ・監視されているような気持ちになる。身が細る。
- ・子どもが色々と言うと子どもが里親家庭から引き上げられるのではないかと心配になる。
- ・子どもへの説明方法は？
- ・アドボケイトは身近ではないから話せるのではないかと思う。
- ・色々な背景の子どもがいるので、いきなり入ってきてわかるのか。
- ・アドボケイトが、子どもに対して巡回訪問の際に自ら子どもへ「何か心配事はない」等の質問を投げかけることはないのか？
- ・巡回訪問はいつまで続けるのか？
- ・アドボケイトさんは、子どもの一方的な言い分のみ聴いて理解を示すだけでなく、正確に判断し子どもに対して意見・指導してくれるのか？
- ・里親とアドボケイトさんが実際に合って、子どもアドボケイトの実施のシミュレーションをして貰いたい。
- ・アドボケイトさんの力量を知りたい。アドボケイトさんの適性を判断する機会はあるのか？
- ・アドボケイトの内容のフィードバックをして欲しい。子どもアドボケイトで知りえた情報で、里親との関係性の話は、子どもが秘密にして欲しいと言っても聴かせて貰いたい。関係改善の役に立てたい。
- ・子どもアドボケイトを行うことによって生じる里親の不安への対応はしてくれるのか？
- ・アドボケイトさんの今後の研修はどのように行っていくのか？
- ・アドボケイトさんに対する不満や、苦情等は、どこへ言えばいいのか？また、対応が適切だったかの判断はどこで行い、どのような対策をする予定なのか？
- ・アドボケイトさんが、子どもの意見のみを聴く事によって、子どもが自分が正しいと勘違いしてしまう懸念がある。子どももそれぞれ個性があり、知的レベルも違うので、巡回の際に子どもを観察してある程度個性を理解してからアドボカシー活動をして欲しい。
- ・子どもによって担当のアドボケイトさんを決めたりするのか？

真摯にこどもの養育に取り組んでいるからこそ発してくれる里親の意見や質問に対して、県の担当者やセンターのSVよりくりかえし丁寧に説明しつづけることやアドボケイトによる説明場面のロールプレイなどによって対応していった結果、徐々にではあったが里親もアドボカシー活動について理解を示してもらえるようになってきた。里親の中には、社会的養護のもとで生活しているこどもだけではなく、すべてのこどもに対してアドボカシー活動の必要性を唱える人もでてきた。

こうした取組を継続する中で、こどもに対して、アドボケイトの説明（啓発）のみか、個別面接も行なうか、意見交換を行なった。

その結果、こどもに個別に伝えるには、個別訪問（家庭訪問）をすることとし、1巡目は里親と委託児童が同席のもとで、アニメ動画やパンフレットなど説明する教材を提示して説明（啓発）する。2巡目以降でこどもだけの個別面接を行なうことになり、12月より実施することが決まった。

表3-10 里親・ファミリーホーム訪問によるアドボカシー活動の説明

訪問日 開始時間	対象	アドボ担当 同行者	活動内容	実施状況や課題
○月○日 (日) 10:00～	児童4名 里親家庭 3カ所 里親6名 1回目	アドボ2名 大学教員 1名	-アドボ自己紹介 ・里親同席のもと、パンフレットを活用して、子どもアドボケイトの役割及び子どもの意見表明の権利と方法について、わかりやすく説明をした。また、次回の訪問について了解を得た。 ・子どもとの話のきっかけは、学校での話題にしてみたが、とてもスムーズだった。好きな学科のこと、バス通学していること、習い事や興味があることなどが話題になった。 (各里親家庭で30～60分程度)	幼児と小学生については、どの子どもも来客を喜び、学校生活や興味関心のあつたことを積極的に話してくれた。里親に信頼を寄せている様子が窺えた。中学生は、少し緊張気味であったが、部活動に勤しんでいることなどを話し、笑顔で手を振って見送ってくれた。 里親訪問の場合は、すべての説明をアドボが行うが、先にアドボの役割と意見表明についてパネル等を使って説明し、後で児福審について説明した方が、スムーズだと感じた。
○月○日 (土) 10:00～	児童1名 里親1名 1回目	アドボ2名 大学教員 1名	里親同席のもとに実施 -アドボ自己紹介 ・アドボケイトビデオ上映 ・ビデオ内容の確認 ・パンフレットで説明 (全体で60分程度)	今回の児童は小1だったが、今回のアニメの動画を使った導入は内容を理解することよりも緊張や高くなったテンションを和らげるツールとして

				は役に立った。その意味では、紹介動画の内容を高学年向け、中学生向け、高校生向けに分けて用意しても良いと思った。
○月○日 (日) 10:00~	児童4名 ファミリーホーム 里親2名 1回目	アドボ2名 大学教員 1名	里親同席のもとに実施 -アドボ自己紹介 ・パンフレットで説明 (全体で30分程度)	対象児童の年齢が高学年になるにつれて、それぞれ子どもたちははっきりとした主観的意見を持っていると思う。それをうまく汲み取って意見表明に繋げるためにまずはアドボケイトと子どもとの相互の間に安心感を与えるような雰囲気作りが大切だと思った。
○月○日 (土) 10:00~	児童4名 ファミリーホーム 里親1名 1回目	アドボ2名 大学教員 1名	里親同席のもとに実施 ・アドボ再自己紹介 ・アドボケイトビデオ上映、内容確認 ・パンフレットで説明 ・里親とのミーティング (全体で90分程度)	小学生(低学年)は、アドボケイトは自分のお客様、という特別感で好意的に受け止められている気がする反面、小学生高学年以上も子どもにとっては、また家族や知り合い以外の他人(気を遣う煙たい存在)が増えて面倒だと思われるんだろうと察するような重たい空気も感じる事が多い。それは、ちょうど思春期の同年代にも当然ありうる反応である。アドボケイトとして、発する言葉以外に子どもたち1人ひとりの表情や反応等に目を向けながら敬意を持って聴くという姿勢

				も大事。
○月○日 (日) 13:00~	児童4名 里親家庭 3カ所 里親6名 2回目	アドボ 2 名	里親は基本的に同席せず ・初回訪問で説明した子どもアドボケイトの役割等について、理解しているかを確認するとともに、話をしたいこと、誰かに伝えたいことはないかを尋ねた。 (各里親家庭で30~60分程度)	二回目の訪問は子どもと面談する予定だったが、里親同席の家庭があった。その場では言いにくい雰囲気となったので、訪問前に念押ししておくとうよかった。 里親から、子どもの面談希望がなくても、手紙や訪問によって子どもアドボケイトと子どもたちとの関係性を継続していく必要があるのではないかと意見をいただいたので、今後の検討課題としたい。
○月○日 (火) 10:00~	児童4名 里親1名 2回目	アドボ 2 名	里親は同席せず ・初回訪問で説明した子どもアドボケイトの役割等について、理解しているかを確認するとともに、話をしたいこと、誰かに伝えたいことはないかを尋ねた。	部分的に覚えてくれていた。前回より、歓迎してくれている様子が見られた。 2回目の訪問では個別の説明と面談としたため、迷っているなどの反応がわかりやすかった。
○月○日 (日) 10:00~	児童1名 里親1名 1回目	アドボ 2 名 大学教員 1名	里親同席のもとに実施 ・-アドボ再自己紹介 ・アドボケイトビデオ上映 ・パンフレットで説明 ・生活の様子について (全体で60分程度)	里親さんが尊重してくれているようで、いろいろな事をしっかり理解しながら生活しているようで、すぐに打ち解けて説明を聞いていた。前もって里親さんが説明してくれていたようであった。 里親さんの理解の大切さを改めて感じた。

○月○日 (土) 10:30 ～	児童4名 里親家庭 ファミリー ホーム 里親2名 2回目	アドボ 2 名	里親は同席せず ・初回訪問で説明した子どもアドボケイトの役割等について、理解しているかを確認するとともに、話をしたいこと、誰かに伝えたいことはないかを尋ねた。	アドボケイト役割の説明を確認するための2回目の訪問という事で、事前に里親から本日の訪問目的を知らされていたこともあり、いずれの家庭の子どもたちも緊張感は前回よりも感じらず打ち解けた雰囲気です。子どもたちはアドボケイトという言葉と「話を聞いてくれる人」と大まかに理解できていた。
---------------------------	---	------------	--	--

イ. 2021（令和3）年度の実施状況

今年度の里親家庭に訪問する子どもアドボカシー活動については、コロナ感染症の影響で、4つの家庭への訪問と里親サロンに1回のみになってしまった。それでも成長した姿に触れるなど有意義な学びを得ることができた。

2022年度は、県内全域を対象に里親家庭へのアドボカシー活動を展開する計画が予定されており、充実した活動をしていきたいと考えている。

ウ. 2022（令和4）年度の実施状況

表3-1 1 里親・ファミリーホーム訪問によるアドボカシー活動（2022年度）

訪問日 開始時間	対象	訪問者	活動内容	備考
○月○日 (日) 10:00～	ファミリーホーム1ヶ所（児童生徒6名）	アドボケイト2名	6名のうち、新規児童4名に対して子どもアドボケイトの役割等について説明を行う（うち3名は遊びも希望）	前年度より継続。

2022年1月末時点

表3-12 里親サロンの参加

日時	参加者	内容
△月△日 (木) 10:00～	アドボケイト2名 SV1名、コーディネーター1名	里親とアドボケイトの意見交換

2022年1月末時点

エ. 2023（令和5）年度の実施状況

表3-13 令和5年度ファミリーホームにおけるアドボケイトの定期巡回活動表
(2023年4月～2024年1月まで)

月	訪問回数	区分	対象児童数	遊び希者望数	面談希者数	意見表明数
R5.4月	6	制度説明5回 随時対応1回	22		1	
7月	4	定期訪問①	17	6	11	1
8月	6	定期訪問①	22	22		
12月	7	定期訪問②	31	26	5	
R6.1月	3	定期訪問②	9	9		
	合計		101	63	17	1

県の令和5年度経過報告「子どもの権利擁護に係る実証モデル事業アドボケイト巡回実施状況」参考に作成

面談希望/対象数	17%
意見表明/面談希望	6%
意見表明/対象数	1%

意見表明先	
ケースワーカー	1

※当日、調査員経由で

(4) 児童養護施設のアドボカシー活動の実施状況

ア. 2020 (令和 2) 年度の実施状況

表 3-1 4 アドボカシー活動概要 児童養護施設 A : 子どもたちへの説明 報告 : 担当 SV

訪問日 開始時間 場所-集 会室	対象	アドボ担当 ※同行者	活動内容	実施状況や課題
12 月 2 日 (水) 16 : 00 ~	小学 生 1 回 目 15 名 程度	A・B※ 大学教員 2 名 調査員 事業担当者	・ 調査員事業説明-アドボ自己紹介 ・ アイスブレイク-フルーツバスケッ ト ・ アドボケイトビデオ上映 ・ ビデオ内容の確認 : 担当でロール プレイを行いながら子ども達に説明 ・ 質問への回答を行う (全体で 30 分程度)	子どもはアイスブ レイクを通してアド ボに親しみを感じた 様子。制度理解には 個人差あり。アドボ への連絡方法の検討 が必要 (子どもより 質問あり)。
12 月 12 日 (土) 14 : 00 ~	幼児 1 回 目 5 名	C・D※ 大学教員 1 名 調査員 事業担当者	・ 調査員事業説明-アドボ自己紹介 ・ アドボケイトビデオ上映 ・ ビデオ内容の確認・気持ちのワーク ・ 「びっくり箱」で遊ぶ (全体で 30 分程度)	幼児がアドボへの 親しみを抱くことが できるよう工夫され た手作り教材やおも ちゃは好評であっ た。
12 月 14 日 (月) 19 : 00 ~	中高 生 1 回 目 19 名	E・F※ 大学教員 1 名 調査員 事業担当者	・ 調査員事業説明-アドボ自己紹介 ・ アイスブレイク-フルーツバスケッ ト ・ アドボケイトビデオ上映、アドボへ の質問タイム (全体で 40 分程度)	手作りの教材もあ り、自己紹介や説明 は理解しやすかった 様子。多忙な時間帯 のため時間短縮の検 討が必要。
1 月 21 日 (木) 19 : 00 ~	中高 生 2 回 目 19 名 程度	E・F※ 大学教員 1 名 調査員 事業担当者	・ 調査員事業再説明-アドボ再自己紹 介 ・ アドボケイトビデオ上映、内容確認 クイズ (以上 15 分程度) ・ 終了後、希望者 2 名と権利すごろく で遊ぶ (全体で 30 分程度)	説明時間は 15 分 に短縮したが、中高 生は手作り教材や説 明による遊びを通し てアドボを受け入れ てくれ、自分たちの 権利も理解してくれ た印象あり。

1月23日 (土) 13:00~	幼児 2回目 5名	C・D※ 大学教員1名 調査員 事業担当者	・調査員事業再説明-アドボ再自己紹介 ・アドボケイトビデオ上映 ・内容確認クイズと気持ちのワーク ・「びっくり箱」で遊ぶ (全体で30分程度)	手作りのクイズ教材などを通し、子どもはアドボに親しみを感じ遊びを楽しみにしていた様子であった。
2月17日 (水) 16:00~	小学生 2回目 15名	A・B・G・H※ (G・Hは次年度担当予定のための参加) 調査員 事業担当者	・調査員事業再説明-アドボ再自己紹介 ・アドボケイトビデオ上映 ・内容確認クイズ (以上20分程度) ・終了後に希望者とアドボが外遊び (全体で1時間程度)	子どもはアドボを覚えており制度も概ね理解していた。外遊びを通してより親しい関係を構築できた。

イ. 2021 (令和3) 年度の実施状況

(ア) 具体的な活動

当初の計画では、2021 (令和3) 年度中に大分県内全ての9つの児童養護施設に対して「子どもへの制度説明」を終える予定であった。しかし、コロナ禍によって活動の中断を余儀なくされたため、2施設については2022年度(令和4年度)に延期することとなった。なお、1施設については2020年度(令和2年度)中に実施を終えている。

2021年度(令和3年度)中に制度説明後の「定期訪問」を実施した施設は2施設であった。そのうち、2020年度(令和2年度)に制度説明を終えた1施設については、年2回(アドボケイトのべ参加人数5名)の訪問を実施した。2021年度(令和3年度)当初に制度説明を終えた1施設については、月に1回、計10回(アドボケイトのべ参加人数25名)の訪問を実施した。なお、1回の定期訪問の活動時間は概ね2時間であった。また、全ての日程ではないものの、大学教員がSVとして同行した。活動状況の詳細は、下記の「施設担当アドボケイトの活動表」に示した通りである。

2021年度(令和3年度)の児童養護施設における活動のうち、制度説明について概観すると、それぞれのアドボケイトが説明の在り方や教材を工夫し、その後、改善点が会議等でアドボケイト全体に共有され、子どもにとってわかりやすいものとなるよう、回を重ねるごとに進化を遂げていた。アドボケイトが工夫を凝らした説明は、概ね好評であった子どもへの「アンケート結果」や、制度説明の直後の子どもからの面談の申し入れにあらわれていると考えられた。

しかし、一方で、残念ながらコロナ禍ゆえに、職員への説明が十分に浸透しているとは言い難かった施設においては、制度説明時のこどもの反応の乏しさを感じることもあった。つまり、施設職員のアドボケイトの理解の程度度がこどものアドボケイトの利用

にも関連していることがうかがえたため、職員研修を繰り返し行うことが、こどものアドボケイト活動を充実させる上では重要であると考えられる。

定期訪問について概観すると、10回の訪問を実施した施設においては、若干だが、こどもの利用が限定されてしまう傾向がみられた。また、今後は、こどもの入れ替わりも当然ながら予測されることから、どのこどもにも制度が理解され、偏りなく利用され活動の定着を図るために、こどもの定期訪問だけでなく、制度説明を定期的を実施していくことも必要と思われた。

表 3-15 施設担当アドボケイト活動表

施設	アドボケイトのべ人数	施設訪問回数	活動内容（抜粋）	印象および効果や課題（抜粋） *下線は大学教員の意見
A	25	10	<ul style="list-style-type: none"> ・小学生・中高生に分けて2回ずつ制度説明（2回目にはアンケートを実施）を行った後、月1回の定期訪問を実施した。 ・中高生に対しては、制度説明およびアンケート実施後、意見や感想について発表してもらう機会を設けた。 ・説明後は希望者に対して園庭での遊び、権利スゴク等を行い、個別面談を希望する子どもにも対応した。 ・定期訪問時の個別面談後には、数人の子どもたちの希望に応じて、交流を図る目的で園庭で遊んだ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・説明時は緊張していたが、最後に遊びのために残った子どもは楽しそうだった。 ・個別面談では、伝えたいことや聞いてほしいことをしっかりアドボケイトの目を見て自分の言葉で伝えていた。自分の興味があることを次々に話し、話し終わると疲れたと言って遊び始める子どもや、ため息をつくような子どももいた。 <u>・遊びに応じる場合も含め予約や時間配分を効率的に行う必要があるだろう。</u> <u>・希望する子どもが固定化する傾向にあり、制度説明を定期的に入れる必要もあるだろう。</u>

B	5	2	<ul style="list-style-type: none"> ・前年度の制度説明以降、今年度は年 2 回の定期訪問を実施した。 ・定期訪問においては、子どもと楽しい遊びの時間を共有しながら、関係性を深めた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ある子どもは 2 度目の個別面談であったが、本音でいろんな話をしてくれた。 ・子どもからアドボケイトの存在を忘れられないためにも月 1 回の実施が良いのではないかと感じた。
C	8	3	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児・小学生・中高生への制度説明（2 回目にはアンケートを実施）を行った。制度説明の際に小学生の中に 5 名の中高生を入れざるを得ない状況もあった。 ・制度説明後、個別面談を希望する子どもに対応した。 ・乳幼児の制度説明においては 10 名を対象に説明や動画視聴の後、描画、マグネット、シール、絵本を用意し遊びの内容を工夫した。 ・遊びにおいても、子どもが「自分で選ぶ」ことができる点が伝わるよう意識して説明・関わりを行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・個別面接では、アドボと 1 対 1 で話すことが良かったのだろうと思われる子どもがいた。 ・一時保護所で既にアドボケイトを利用していた子どもが、施設措置後にも利用しできていた。<u>アドボケイトへの信頼感があり意見表明ができた可能性がある。</u> ・年齢幅が大きい中での説明は難しかった。
D	11	4	<ul style="list-style-type: none"> ・小学生・中高生に分けて制度説明およびアンケートを行った。 ・年齢に応じて権利の絵本の読み聞かせ、復習クイズ、権利スゴロク、遊びなどを行った。 ・2 回目のアンケートの理解度は 6~9 割と思ったより、低かった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・クイズの進行は、子どもたちの関心を引き付けることができた。 ・遊びの種類によっては、参加できない子が出てくるので、複数の遊びの準備が必要だと感じた。 ・説明終了後は、面談希望も「権利スゴロク」希望もなく残念だった。めんどくさい様子の子が多かった。午前中の時間帯の方が元気があるようだ。 ・<u>施設職員が子どもにアドボケイトの説明を行うことも含めた研修の充実の必要性</u>

E	5	3	<ul style="list-style-type: none"> ・幼児、小学生、中高生の3グループに分けて制度説明(2回目にはアンケートを実施)を行った。 ・小学生は、折り紙、風船、絵本等で遊んだ。中高生は、説明後、風船を持って散開した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・風船など動きのある遊びを好んでいた。常備して持参すると良いだろう。 ・制度説明の際、幼児は、集中が長く続かないので、1対1で対応できるよう、少数・短時間で行った方がうまくいくのではないかと感じた。 ・幼児向けの単純、明快な動画を作ってはどうか。 ・中高生用の動画、意見表明に関するドキュメント動画や、アンケート結果集計結果などを準備すると中高生にも良いだろう。
G	9	4	<ul style="list-style-type: none"> ・小学生・中高生の2グループに分けて制度説明(2回目にはアンケートを実施)を行った。 ・2回目の制度説明の振り返りの後、アイスブレイクや大きな権利スゴロクなどを実施した。 ・アンケートの結果は全員7割以上理解したと回答していた。 ・制度説明後、個別面談を希望する子どもに対応した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>アドボケイト2回目に来ることを心待ちにしている子どもがいた。</u> ・権利スゴロクでは、うれしかったことも語り、子どもの権利条約の内容を理解しようとする姿がみられた。(ポーズを決めて実施することで)アドボとの一体感を味わい距離が近づいた印象を受けた。
F	8	5	<ul style="list-style-type: none"> ・小学生・中高生の2グループに分けて制度説明(2回目にはアンケートを実施)を行った。 ・中高生では3班対抗の大きな人権スゴロクの後、中学生1名の個別面談を行った。 ・制度説明後、個別面談を希望する子どもに対応した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・マラソン練習のあった子どもたちは疲れていたが、説明もしっかり聞き、指遊びや気持ちワークで元気に活動していた。 ・中高生では当初渋っているように伺えた人たちも、少しずつほぐれ最後まで参加してくれた。 ・職員から、説明後の遊びで盛り上がり、説明のことを忘れたのではないかという指摘があった。遊びの大切さを事前に職員に説明することと、最後のまとめの言葉の工夫も必要だった。

				・個別面談後の意見表明をスムーズな形で行うことができた。
計	71	31		

ウ. 2022（令和4）年度の実施状況

表3-16 施設担当アドボケイトの定期巡回活動表（2022年7月～2023年1月まで）

施設名	アドボケイト の人数	施設訪問 回数	対象児童数 (延べ数)	遊びのみ	話すのみ	意見表明数	希望なし
A	8	2	74	11	3	0	60
B	4	1	34	8	1	1	24
C	15	4	125	16	12	0	75
D	8	2	80	1	5	5	69
E	7	2	58	21	1	0	36
F	16	4	160	29	5	3	87
G	12	3	82	7	2	2	71
H	7	2	44	0	5	1	38
I	8	2	40	6	3	4	27
J	8	2		0	0	2	0
※12月より り開始							

県の令和4年度経過報告「アドボケイト児童養護施設定期訪問の状況」参考に作成

エ. 2023（令和5）年度の実施状況

表3-17 施設担当アドボケイトの定期巡回活動表（2023年4月～2024年1月まで）

施設名	アドボケイト の人数	施設訪問回数	対象児童数 (延べ数)	遊びのみ	話すのみ	意見表明	希望なし
A	8	2	60	1	2	1	56
B	10	3	99	17	0	0	82
C	11	3	70	4	5	3	61
D	8	2	74	2	3	0	69
E	8	2	49	3	7	4	39
F	8	2	76	31	1	0	44
G	8	2	65	3	6	2	55
H	7	2	68	12	0	0	56
I	8	2	40	21	0	0	19
J	6	2	36	0	3	1	33
K	20	10	112	0	2	14	96

県の令和5年度経過報告「子どもの権利擁護に係る実証モデル事業アドボケイト巡回実施状況」を参考に作成

(5) 児童養護施設の子どもと児童福祉審議会との交流会 (2022 (令和4) 年度)

「じふくしん (児福審)」って、なあに？

— 児童福祉審議会委員とのふれあいを通して学ぶ —

日時：11月23日(水) 14時～16時20分 (大分大学 第一講義室)

参加者：児童養護施設の子ども37名、児童福祉審議会(以下、児福審)委員7名、子どもアドボケイト、大分大学アドボカシーサークルの学生、県の担当者、権利擁護教育研究センター(SV・事務局)

プログラム：

- (1) 開会の挨拶
- (2) 児福審委員の自己紹介 アドケイトの自己紹介 調査員の自己紹介
- (3) 制度説明 (①「児福審」について②アドボケイトについて③調査員について…等)
 - ①事前にアドボカシーサークルで作成した児童福祉審議会の開催に関する動画
 - ②チーアド(P89参照)からアドボケイトの紹介と実際の活動の説明
 - ③権利擁護調査員の説明
- (4) 意見交換・交流会(グループに分かれて。60分程度)
 - ①グループごとにわかれて自己紹介(子ども・児福審委員・アドボケイト等で構成)
 - ②ゲーム(権利すごろく、こころのかるた)
 - ③グループディスカッション(児福審委員の役割など)
- (5) まとめ(感想) *子ども8人、児福審委員2人、チーアド2人
- (6) 閉会の挨拶



写真3-1 「じふくしん (児福審)」って、なあに？



写真 3-2 子どもアドボケイト



写真 3-3 子どもアドボケイト

○ 朝日新聞の紹介記事

児童養護施設の子どもたちと児童福祉審議会委員が交流会 大分市で
編集委員・大久保真紀 2022年11月25日 10時15分



アドボケイトや児童福祉審議会委員らと権利すごろくをする子どもたち。さまざまな権利があることを知るゲームに「楽しかった」と感想を漏らした=2022年11月23日、大分市、大久保真紀撮影



親の病気や虐待などの理由で大分県内の児童養護施設で生活する子どもたちが同県の児童福祉審議会（児福審）の委員と交流する会が23日、大分市の大分大学キャンパスで開かれた。2020年度から県が先駆的に取り組む、子どもの意見表明権を保障するアドボカシー活動の一環で行われた。

交流会には県内7施設から9～14歳の子どもたち37人が参加。「子どもには意見や思いを言う権利やそれを聴いてもらう権利がある」との説明を受け、その後、グループに分かれて児福審の7人の委員らと一緒に、いろいろな権利について知るすごろくなどをして遊びながら学んだ。

県の子どもアドボカシー活動は、児童相談所の一時保護所や施設などで生活する子どもたちがアドボケイト（意見表明支援員）の訪問を受け、自分の意見や思いを伝えたいときに、それを伝えられる仕組みとして進められている。児福審はその子どもたちの意見や思いを受け取り、子どもたちと一緒に問題や課題の解決の道を探る役割がある。

ただ、子どもたちにとっては、医師や弁護士、大学教員などが務める児福審の委員は直

接会ったこともなく、身近な存在ではない。子どもたちが意見を表明しやすくなることを目指して、直接ふれあう交流会が企画された。全国でも珍しい取り組みだ。

すごろくをした後、小3の男子は安心したのか「ぼく、ひとつ知りたいことがある。ママの顔」とぼつり。それを聞いた小5の女子も「私も～。記憶がない」と続けた。また「(自分が) やりたいことを言っても、これまでは『そやな～』ばかりだった。少しでも変わるといいな」と漏らした。

別のグループの小6の男子は「楽しかった。アドボケイトや児福審のことは初めて知った。相談したいことがあったら話してみようと思う」と感想を語った。

児福審委員のひとり、児童精神科医の清田晃生・大分療育センター所長は子どもたちに向かって、「みなさんは大切な存在なのだとことを覚えておいてほしい。何かあれば、気軽に相談してほしい」と呼びかけた。(編集委員・大久保真紀)

(6) 大分県・大分大学権利擁護教育研究センターとの会議の経緯

こどもの権利擁護の推進を目指し、子どもアドボカシー活動を適正かつ適切に実施しつつ、その質の向上を図るために、下記の通り大分県と大分大学権利擁護教育研究センターと会議を開催し、忌憚のない意見交換をして、その運営や活動に役立てている。

表3-18 大分県こども家庭支援課・大分大学権利擁護教育研究センターとの会議の経緯

日付	議題	内容	メンバー	備考
R2.1.29 (水) 15:00 ～16:30 大分大学	子ども権利擁護に係る実証モデル事業について	子どもの権利擁護に係る実証モデル事業についての概要説明	大学：11名 県：12名	第4回 大分大学 合同研究会
R2.1.23 (木) こども・ 女性相談 支援セン ター(以 下「こ女 セ」)	子どもの権利擁護に係る実証モデル事業 打合せ第1回	1. 体制等の考え方と対応案 →子ども権利擁護部会の運営方法については、引き続き検討 2. 活動内容 ○対象とする意見表明の範囲 →在宅支援中の児童は、児童本人が一時保護を求めてきた場合だ	大学：2名 アドボケイト：2名 県：4名	

日付	議題	内容	メンバー	備考
		<p>けに限定</p> <p>○対象とする関係機関の申立の範囲</p> <p>→関係機関の申立は、対象としない</p> <p>○事業対象施設等</p> <p>→定期巡回は限定（訪問回数は今後調整）</p> <p>→事業対象施設は、アドボケイトの都合もあるため、限定するかどうかは今後検討</p> <p>→障害児施設の対象にするかどうかは今後検討</p>		
R2. 2. 26 (火) 13:00 ～15:30 こ女セ	子どもの権利擁護に係る実証モデル事業 打合せ第2回	<p>1. 体制等の考え方と対応案</p> <p>(1) 子ども権利擁護部会</p> <p>(2) 事務局</p> <p>(3) 調査員</p> <p>(4) 意見表明支援員</p> <p>2. 活動内容</p> <p>3. スケジュール</p>	<p>大学：2名</p> <p>アドボケイト：1名</p> <p>県：4名</p>	
R 2. 3. 9 (木) 9:00～ 10:30 こ女セ	子どもの権利擁護に係る実証モデル事業 打合せ第3回	<p>1. 体制等の考え方と対応案</p> <p>(1) 子ども権利擁護部会</p> <p>(2) 事務局</p> <p>(3) 調査員</p> <p>(4) 意見表明支援員</p> <p>2. 活動内容</p> <p>(1) 事業の周知</p> <p>(2) 受付</p>	<p>大学：2名</p> <p>アドボケイト：1名</p> <p>県：4名</p>	

日付	議題	内容	メンバー	備考
		(3) 意見表明支援員による意見聴取 (4) 調査 (5) 部会 3. スケジュール		
R2. 4. 13 (月) こ女セ	令和2年度「子どもの権利擁護に係る実証モデル事業」打合せ(第1回)	1. 体制等の考え方と対応案 2. 活動内容 3. スケジュール	大学：3名 アドボイケト：2名 県：6名	
R2. 4. 17 (金) 県庁舎本館11会議室	令和2年度「子どもの権利擁護に係る実証モデル事業」打ち合わせ	1 権利ノート 2 全体にかかる事項等	大学：1名 県：4名	
R2. 5. 15 (金) 養成研修部門	令和2年度「子どもの権利擁護に係る実証モデル事業」打合せ(第2回)	◆前回までの決定事項の確認等 ・広報関係・子どもアドボケイト ◆養成研修の進捗状況	大学：6名 アドボイケト：3名 社会的養育経験者：1名 県：4名	R2. 6. 20 (土) ② R2. 7. 4 (土) ③ R2. 7. 5 (日)
R2. 5. 15 (金) スキーム部門		◆決定事項 ・決定事項の確認 ・協議事項 *関係者(大人・子ども)への説明について *巡回先 *子どもへの説明ツール *ガイドラインの作成 *子どもからの意見について	大学：6名 アドボイケト：3名 社会的養育経験者：1名 県：6名	
R2. 6. 5 (金) 養成研修	令和2年度「子どもの権利擁護に係る実証モデル事業」打合せ	◆決定事項 ・決定事項の確認 ・協議事項	大学：6名 アドボイケト：3名	

日付	議題	内容	メンバー	備考
部門	(第3回)	<ul style="list-style-type: none"> *受講者の選定について *受講後のことについて *当日の打合せ 修了証 (PDF) 	社会的養育 経験者：1名 県：6名	
スキーム 部門		<ul style="list-style-type: none"> ・決定事項の確認 ・協議事項 *巡回のイメージについて *子どもへの説明ツール アドボイト紹介カード (PDF) *施設職員への説明について *児童福祉審議会の委員への説明について 		
R2. 7. 29 (水) ZOOM 実施	モデル事業打合せ	子どもの権利擁護に係る実証モデル事業の運用にあたり、児童福祉審議会をどのように活用していくかについて (相澤先生議事録メール済)	大学：1名 県：3名	モデル事業の間は、全員が審議を行う対象の委員とする。
R2. 8. 20 (木) 大分大学 福祉社会科学 科学研究科棟 会議室 15:00 ～17:00	令和2年度子どもの権利擁護実証モデル事業 大分大学との打合せ	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもアドボケイト候補者事前講習について ・子どもアドボケイトの活動の手引き (案)の作成について ・パンフレット、配布説明資料、各種様式について ・児童相談所、児童養 	大学：6名 県：4名	事前研修 ① R2. 10. 4 (日) 13時～ 16時 こ女セ 事前研修 ② R2. 10. 24

日付	議題	内容	メンバー	備考
		護施設等との契約について ・里親（県南）での説明について ・一時保護所への巡回方法について ・一時保護所との打合せの状況を報告 ・今後のスケジュールについて		(土) 9 時～ 12 時 こ女セ
R2. 9. 25 (金) こ女セ	令和2年度子どもの権利擁護実証モデル事業 大分大学との打合せ	・8/20の進捗状況 ・協議事項 *一時保護所での実施について ●実施(案) ●実施方法 ●実施内容 *今後のスケジュールについて	大学：5名 アドボケイト：3名 県：6名	
R2. 10. 12 (月) 10:00 ～12:00	令和2年度「子どもの権利擁護に係る実証モデル事業」打ち合わせ	・①対象児童 ・②実施方法 ・③実施内容 ・④当日の流れ	大学：3名 県：3名	
R2. 10. 14 (水) 大分大学	配布用パンフレットについて	配布用パンフレットについて ・あなたの意見を伝えるための支援について (中・高校生用) ・子どもアドボケイトはどんなひとなの？ (小学校高学年用) ・こどもアドボケイトって？ (小学校低学年以下用)	大学：6名 県：2名	

日付	議題	内容	メンバー	備考
		誓約書（アドボケイト誓約書） 研究協力同意書		
R2. 10. 21 (木) 大分大学	事前研修2回目の打合せ	定期巡回（施設・一時保護所・里親）ロールプレイ 配布用パンフレットについて（修正後） ・あなたの意見を伝えるための支援について -子どもアドボケイトの活動- ・子どもアドボケイトはどんな人なの？ ・こどもアドボケイトって？ 「伝えること」の確認 （原則：子どもの言葉でかく） 子ども意見表明員の記録	大学：4名 アドボケイト：2名 県：1名	
R2. 11. 19 (木)	モデル事業打合せ	・受付から終了まで ・配布資料の確認 ・カード内容 ・里親と教員の日程調整 ・施設、一時保護所との契約書 ・土日や夜間の緊急対応	大学：3名 県：2名	
R3. 3. 26 (金) 大分県庁 ネバーランド	R2 年度 モデル事業のふりかえり	R2 年度 モデル事業におけるアドボケイトの活動報告（検討課題）まとめ（大学）	大学：4名 県：4名	

日付	議題	内容	メンバー	備考
R3.7.4 (日) 13時～ 17時 大分大学	R3年度アドボケイト養成研修打合せ	研修時のロールプレ イの打合せ ・施設 ・里親 ・一時 保護所	大学：1名 アドボケイト：4名 県：1名	① R3.7.10 (日) ② R3.7.30 (金)
R3.8.24 (火)	業務委託打合せ	・事務手続きに関する 意見交換	大学：5名 県：3名	
R4.1.21 (金) 10時～ 12時 こ女セ	児童福祉審議会ふ りかえり	子どもの意見表明にか かる臨時会での審議の 流れ(案)	大学：1名 県：3名	
R4.3.17 (木) 14時～ 16時 県庁舎別 館3階3 3会議室	(予定) R3年度モデル事 業のふりかえり	R3年度モデル事業 におけるアドボケイト の活動報告(検討課題) まとめ(大学)	大学：4名 県：4名	
R4.3.17 (木) 14時～ 16時 県庁舎 別館3階 33会議室	R3年度モデル事 業のふりかえり R4年度の取り組み 案	R3年度モデル事業 におけるアドボケイト の活動報告(検討課題) R4年度の取り組み案	大学：3名 県：5名	
R4.11.1 (火) 大分大 学	子どもの権利擁護 実証モデル事業(アド ボケイト)打ち合わせ	1. 施設定期訪問の 現状と課題について (1)頻度・回数につい て (2)役割分担につい て (3)その他	大学：2名 県：4名	

日付	議題	内容	メンバー	備考
R4. 11. 14 (月) 16:30 ～17:30	児童福祉審議会委員との交流会の打ち合わせ		大学 : 2名 県 : 4名	
R4. 12. 12 (月) 11:30 ～12:30	県とアドボケイトの話し合い	年度途中で本年度の活動予定変更が生じた件について	大学 : 5名 県 : 4名 アドボケイト : 6名	
R5. 3. 8 (水) 10:00 ～11:30	R4 年度 モデル事業のふりかえり R5 年度の取り組み案	R5 年度に向けての打ち合わせ アドボケイト業務分担など	大学 : 4名 県 : 3名	
R5. 10. 4 (月) 16:30 ～17:30	R6 アドボケイト事業について	R6 アドボケイト事業の実施体制について	大学 : 2名 県 : 3名	
R6. 3. 14 (月) 10:30 ～12:00	R5 年度 モデル事業のふりかえり R6 年度の取り組み案		大学 : 4名 県 : 3名	(予定)

2021 年度までは大分県作成、2022 年度以降は権利擁護教育センター作成

(7) 施設の権利擁護担当者と大分大学権利擁護教育研究センターとの連絡会

表 3-19 施設の権利擁護担当者と大分大学権利擁護教育研究センターとの連絡会

日付	内容	参加者	備考
2022.6.3 13:30～15:00 大分県こども・女性相談支援センター	1. 自己紹介 2. 講話 (講師: 相澤仁教授) 「児童養護施設における子どもの権利擁護・アドボケイトの活用」 3. 説明・意見交換 (1) アドボケイトの活動について (2) 権利ノート of 配布について	児童養護施設 12 名 児童相談所 4 名 大分大学 3 名 大分県 3 名 アドボケイト 3 名	
2022.12.12	1. 報告	児童養護施設 10 名	

<p>10:00～11:30 大分県こども・女性相談支援センター</p>	<p>1)子どもの権利擁護に係る実証モデル事業について（大分県こども・家庭支援課） (1)令和3年度実績報告 (2)令和4年度経過報告 (3)今後のスケジュールについて 2)アドボケイト訪問について（各施設） 2.意見交換 議題①子どもが希望する意見表明先が「学校」の場合の取り扱いについて 議題②アドボケイトがくることの児童への周知方法、希望の有無の確認について</p>	<p>児童自立支援施設 1名 児童心理治療施設 1名 児童相談所 4名 大分大学 3名 大分県 4名</p>	
<p>2023. 7. 3 10:00 ～ 12:00 大分県こども・女性相談支援センター</p>	<p>1. 自己紹介 2. 報告 子どもの権利擁護に係る実証モデル事業 1) 令和4年度活動実績報告（大分県こども・家庭支援課） 2) 令和5年度活動経過報告（大分大学権利擁護教育研究センター、大分県こども・家庭支援課） 1. 3. 意見交換</p>	<p>児童養護施設 12名 児童相談所 4名 大分大学 3名 大分県 3名</p>	
<p>2023. 3. 22 15:00 ～ 16:30 大分県こども・女性相談支援センター</p>	<p>(1) 令和5年度活動実績報告 (2) 令和6年度活動予定について (3) 意見交換</p>	<p>児童養護施設職員 児童相談所職員 大分大学職員 大分県職員</p>	<p>(予定)</p>

(8) 大分県児童養護施設協議会と大分大学権利擁護教育研究センターとの連絡会

表3-20 大分県児童養護施設協議会と大分大学権利擁護教育研究センターとの連絡会

日付	内容	参加者	備考
2023. 10. 31 10:00 ~ 12:00 児童養護施設光の園 オ フィス	1. 開会挨拶 2. 報告「大分のアドボカシー活動の現状」（大分大学権利擁護教育研究センター センター長 相澤仁） 3. 意見交換	大分県児童養護施設協議会 12名 大分大学3名 大分県社会福祉協議会1名	

(9) 大分大学権利擁護教育研究センター内の会議

ア 「SV（スーパービジョン）会議議事概要」

表3-21 SV（スーパービジョン）会議議事概要

月	議題
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・年間スケジュールについて ・養成研修のあり方について ・SV会議のあり方について ・実績報告 ・子どもアドボケイト実施時の注意事項共有 (子どもの呼び方について、「〇〇さん」で統一すること等)
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・権利カードについて ・一時保護所の見学について ・パンフレット・動画について ・ジレンマを伴う対応について
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・積極的傾聴について ・活動メモについて ・今年度の養成研修について
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・夏休みの活動日程について ・子どもアドボケイト活動の報告事項 (一時保護所訪問、施設訪問時の留意事項等について) ・養成研修受講者のサポート体制について ・子どもアドボカシー研究会 定例研究会 2021 へのお誘い ・その他（事務連絡）
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・児福審や権利擁護教育研究センターへの要望の伝え方について ・面談の振り返りについて ・その他（9月10月活動スケジュールについて）
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・サークル活動について

	<ul style="list-style-type: none"> ・2021年度アドボケイト候補生の担当一覧について ・10月・11月の活動スケジュールについて ・面談の記録の確認について ・里親訪問について ・Slack登録、使用方法について ・事務連絡
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・事務連絡 (謝金と出勤表について、子どもアドボケイト活動に使用する備品・消耗品について、Slackについて、活動時間と報告について、11月12月活動スケジュールについて) ・一時保護所版アドボケイトアニメ動画について ・グループ討議(活動場所に分かれて事例検討)
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・チーフアドボケイト会議報告 共通認識事項について(チーフアドボケイトから説明) 訪問先別訪問の留意点について(チーフアドボケイトから説明) ・Slackの使い方について ・12月1月活動スケジュールについて
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・チーフアドボケイト会議の報告(チーフアドボケイトから説明) ・施設へのアドボケイト顔写真の送付について ・子どもアドボケイト活動に使用する備品・消耗品について ・1月2月活動スケジュールについて ・今年度の事業報告書について
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問の留意点について(チーフアドボケイトから説明) ・報告書執筆について ・Slackの使い方について ・子どもの権利擁護の推進について(講義) ・2月3月活動スケジュールについて
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・チーフアドボケイト会議報告(チーフアドボケイトから説明) ・制度説明とアドボケイト紹介案の説明 ・全国子どもアドボカシー協議会について ・事例報告検討会 ・報告書の執筆について

(ア) スーパーバイザーの活動状況

今、現在大分大学権利擁護教育研究センターでは5名のスーパーバイザーを配置して

活動をしている。

スーパーバイザーとしての活動は、一時保護所、児童養護施設、里親家庭への訪問アドボカシー活動の引率、アドボカシー活動における具体的な事例に対するスーパービジョン、あるいは上記のSV会議、養成研修、サークル活動などにおける企画運営や参加及びスタッフ会議などである。

下記の表は、5人のスーパーバイザーの2021年度の活動実績を示したものである。

表3-22 スーパーバイザーの参加実績（2021年度）

	一時保護所引率	児童養護施設引率	里親家庭引率	SV会議出席	サークル活動出席	養成研修出席	合計
A	30	16	3	12	6	4	71
B		6		12		4	22
C				6	6	3	15
D	22			12		3	37
E				12	4	4	20

※ E：記録などの情報共有システムの構築

(イ) SV会議及びスーパーバイザーの活動状況・活動報告（2022年度）

表3-23 SV会議及びスーパーバイザーの活動状況・活動報告

日時	会議・研修等	SV（スーパービジョン）会議議事概要	備考
2022.4.20 17:00～ 20:00	4月SV会議 （オンライン）	1. 事前SV会議（チーフアドボケイトからの会議報告） 2. 今年度の計画について 3. グループディスカッション (1)SV会議の在り方について (2)SV会議の内容について (3)研修でやりたいこと等	
2022.5.14 13:20～ 16:20	大分アドボケイトベーシック研修（大分	1. 講義 2. グループワーク (1)権利すごろく	今年度は養成研修がないため、全体研修として

	大学)	(2)ロールプレイ (3)グループディスカッション (4)全体共有 3. 講評 4. 事務連絡	実施。
2022.5.18 17:00 ~ 20:00	5月SV会議 (オンライン)	1. 事前SV会議(チーフアドボケイトからの会議報告) 2. 今年度の活動計画(案)について 3. 5月14日研修の概要および振り返りの共有 4. グループディスカッション (1)これからの課題や気づいたこと (2)課題解決のために自分ができること・取り組みたいと思うこと等 (3)SVに意見を求めたいこと・質問等	
2022.6.15 17:00 ~ 20:00	6月SV会議 (オンライン)	1. 事前SV会議(チーフアドボケイトからの会議報告) 2. 報告・連絡事項 3. 講演(講師:川村涼太郎さん) (1)グループディスカッション (2)講演を聞いて思ったこと、気づいた点等 (3)質疑応答 (4)施設活動を始めるにあたって	
2020.7.13 17:30 ~ 18:00	SVスタッフ会議	1. 施設訪問アドボカシーについて 2. 年間活動予定について 3. 子どもと児童福祉審議会との交流会について 4. 子どもアドボカシー学会発表について 5. 8月のSV会議について	
2022.7.20 17:00 ~ 20:00	7月SV会議 (オンライン)	1. 事前SV会議(チーフアドボケイトからの会議報告) 2. 報告・連絡事項	

	ン)	<p>3. 講演（講師：子どもアドボカシーセンター福岡 安孫子健輔さん）</p> <p>4. グループディスカッション</p> <p>(1)講演を聞いて思ったこと、気づいた点等</p> <p>(2)質疑応答</p>	
20:00 ~ 20:30	SV スタッフ会議	・アドボケイトが抱く守秘義務に関するジレンマについて	SV スタッフのみ参加
2022.8.30 17:00 ~ 20:00	8月SV会議 (オンライン)	<p>1. 事前SV会議（チーフアドボケイトからの会議報告）</p> <p>2. 子どもアドボカシーセンター福岡とのオンライン交流会</p> <p>(1)大分から活動状況の説明</p> <p>(2)福岡から活動状況の説明</p> <p>(3)グループディスカッション</p>	
20:00 ~ 20:30	SV スタッフ会議	本日の振り返り	SV スタッフのみ参加
2022.9.17 19:00 ~ 20:00	9月事前SV会議（オンライン）	1. 事前SV会議（チーフアドボケイトからの会議報告）	9月SV会議は研修会を兼ねて開催
2022.9.23 16:00 ~ 20:00	9月SV会議 (大分大学)	<p>講演（講師：中村みどりさん・渡辺睦美さん）</p> <p>「社会的養護経験者とのディスカッション」</p>	
2022.10.19 17:00 ~ 20:00	10月SV会議 (オンライン)	<p>1. 事前SV会議（チーフアドボケイトからの会議報告）</p> <p>2. 連絡事項</p> <p>3. グループディスカッション</p> <p>(1)子どもから困っている話をきくとアドバイスをしたくなるアドボケイトのジレンマについて</p> <p>(2)それぞれアドボケイト活動を通して思うこと</p>	
20:00 ~ 20:30	SV スタッフ会議	・確認書の「どこで」という項目について	SV スタッフのみ

2022.11.16	11 月 事前 SV 会議 (オンライン)	1. 事前 SV 会議 (チーフアドボケイトからの会議報告)	11 月 SV 会議は 研修会を兼ねて 開催
2022.11.19 15:00 ~ 17:00	11 月 SV 会 議 (中央児 相)	講演 (講師: 奥山眞紀子さん) 「虐待を受けた子どもの理解と意見 表明」	
2022.11.29 20:40 ~ 22:00	SV スタッ フ会議 (オンライン)	1. 12 月以降のアドボケイト活動に ついて 2. 訪問時における緊急連絡先につ いて 3. その他	SV スタッフの み
2022.12.21 17:00 ~ 20:00	12 月 SV 会 議 (オンライン)	1. 事前 SV 会議 (チーフアドボケイトからの会議報告) 2. 連絡事項 3. 講義 (講師: 栄留里美先生) 「アドボカシーの課題とジレンマ」	
2023.1.18 17:00 ~ 20:00	1 月 SV 会 議 (オンライン)	1. 事前 SV 会議 (チーフアドボケイトからの会議報告) 2. 連絡事項 3. グループディスカッション ・ 現行のアドボケイトの活動内容に ついて	
20:00 ~ 20:30	SV スタッ フ会議	1 月～3 月の活動について(チーフ アドボケイトからの活動案について)	SV スタッフの み
2023.2.15 17:00 ~ 20:00	2 月 SV 会 議 (オンライン)	1. 事前 SV 会議 (チーフアドボケイトからの会議報告) 2. 連絡事項 3. 講演 (講師: 畑山麗衣さん) 4. グループディスカッション	
2023.3.29 17:00 ~ 20:00	3 月 SV 会 議 (オンライン)	1. 事前 SV 会議 (チーフアドボケイトからの会議報告) 2. 次年度の活動計画について 3. グループディスカッション	

イ. チーフアドボケイト会議

2021（令和3）年度11月より、第1期生の中から6名の方にチーフアドボケイト（アドボケイトとセンターとの調整役など）になってもらい、子どもアドボカシー活動のあり方やセンター運営にあり方、人材育成のあり方などについて、その実施状況などに関する実態把握・評価などを踏まえながら、その質の向上を図るための検討を行うチーフアドボケイト会議を設置した。2022年度は5名の方によって活動を展開してもらった。

（ア）2021年度 会議の概要

表3-24 チーフアドボケイト会議

回	日付	議題
1	2021年11月	1. 設置目的 2. チーフアドボケイト会議の持ち方について 3. 検討内容 1) 留意点について 2) ①一時保護所アニメのシナリオについて ②Slackの使い方 ③一時保護所のSVについて ④ 11月アドボケイト活動で、共通理解したいこと
2	2021年12月	1. 訪問留意点について 1) 訪問共通確認事項 (1) 共通確認事項 (2) 訪問の心得 (3) 事務的な確認 2. 施設訪問の流し方サンプル作成 (幼児用・小学生用・中高生用) 3. 共有したい内容 1) 「権利すごろく」について 2) 児福審にかかった事例の共有 3) 施設アドボケイトの顔写真について 4) CWの対応について
3	2022年1月	1. 訪問共通確認事項（案）について 2. 「アドボケイト紹介ワーク」について 1) サンプル作成について 2) 遊びについて (1) 施設の場合

		①権利すごろく ②指スマ (2) 里親の場合 (3) 総合的に 3. 共有したいこと
4	2022年2月	【確認事項】 アドボケイトが動きやすく、個性を生かして能力を発揮できるような活動に。 【検討内容】 1. 「制度説明とアドボケイト紹介」について (別紙資料) 2. 「確認書」について 3. 県 (児相と調査員) への要望 4. 権利擁護センターへの要望

(イ) 2022 (令和 4) 年度 チーフアドボケイト会議

表 3-2 5 2022 年度チーフアドボケイト会議

回	日付	会場	参加人数	内容
1	2021. 11. 23 15:00 ~ 18:00	県教育会館	7名 SV1 名参加	1. 設置目的 2. チーフアドボケイト会議の持ち方について 3. 検討内容 1) 留意点について ①一時保護所アニメのシナリオについて ②Slack の使い方 ③一時保護所の SV について ③ 11 月アドボケイト活動で共通理解したいこと
2	2021. 12. 19 15:00 ~ 17:00	オンライン	5名	1. 訪問留意点について 1) 訪問共通確認事項 (1) 共通確認事項 (2) 訪問の心得 (3) 事務的な確認 2. 施設訪問の流し方サンプル作成 (幼児用・小学生用・中高生用) 3. 共有したい内容 1) 「権利すごろく」について

				<p>2) 児福審にかかった事例の共有</p> <p>3) 施設アドボケイトの顔写真について</p> <p>4) CW の対応について</p>
3	2022. 1. 22 10:00 ~ 12:00	オン ライン	6名	<p>1. 訪問共通確認事項（案）について</p> <p>2. 「アドボケイト紹介ワーク」について</p> <p>1) サンプル作成について</p> <p>2) 遊びについて</p> <p>（1）施設の場合</p> <p>（2）里親の場合</p> <p>（3）総合的に</p> <p>3. 共有したいこと</p>
4	2022. 2. 21	オン ライン	5名	<p>【確認事項】アドボケイトが動きやすく、個性を生かして能力を発揮できるような活動に。</p> <p>【検討内容】</p> <p>1. 「制度説明とアドボケイト紹介」について</p> <p>2. 「確認書」について</p> <p>3. 県（児相と調査員）への要望</p> <p>4. 権利擁護教育センターへの要望</p>
5	2022. 3. 17	オン ライン	6名	<p>1. 「確認書」について</p> <p>2. 県（児相と調査員）への要望</p> <p>3. 次年度の活動について</p> <p>4. 共有したい内容（里親・FH 訪問前の心得）</p>
6	2022. 4. 13	オン ライン	5名	<p>1. 会則について</p> <p>2. 準備物のチェックリスト</p> <p>3. 希望する研修内容</p> <p>4. 共有したい内容</p> <p>（1）2期生のチーフアドボケイトについて</p> <p>（2）チーフアドボケイトの役割について</p> <p>5. その他</p> <p>（1）権利擁護教育センターへのお願い</p> <p>（2）係について</p>
7	2022. 5. 12	オン ライン	5名	<p>1. 5/14 研修内容の確認</p> <p>2. 共有したい内容</p> <p>（1）ケースワーカーに意見表明する場合調査員は同席するかどうか。</p> <p>（2）ケースワーカーの対応に疑問があった</p>

				<p>場合、機会があればアドボから直接伝えてもよいと聞いた。</p> <p>(3) はじめから遊びを希望する場合の対応について</p> <p>(4) チーフアドボケイトの在り方について 次回検討。</p> <p>(5) SV 間の協力体制の強化について</p> <p>3. その他 権利擁護教育センターへのお願い</p>
8	2022. 6. 7	オンライン	5名	<p>1. 6/3 施設アドボケイト担当者会議より施設定期訪問担当</p> <p>2. 子どものかかわり方についての共有</p> <p>3. チーフアドボケイトの在り方について</p> <p>4. 全国子どもアドボカシー学会、全国子どもアドボカシー協議会などでの学びの共有</p>
9	2022. 7. 10	オンライン	5名	<p>1. 子どもと児童福祉審議会委員との交流会について</p> <p>2. 児童養護施設の報告</p> <p>3. 子どものかかわり方について</p> <p>(1) アドボは「秘密を守る」と伝えるが、アドボ同士や SV で共有することにもやもやする。</p> <p>(2) 遊び道具について</p>
10	2022. 8. 25	オンライン	5名	<p>1. 8/30SV 会議、福岡との交流について</p> <p>2. 児童養護施設定期巡回の報告と課題</p> <p>3. 子どものかかわり方について (一時保護所でのケースについて)</p>
11	2022. 9. 14	オンライン	3名	<p>1. 児童養護施設定期巡回の報告と課題</p> <p>2. 子どものかかわり方について</p> <p>(1) 意見表明した後の結果について連続で面談希望する子どもの場合は特に確認したいがどうか。</p> <p>(2) 一時保護所の面談希望が 6 人で終了が 16:30 になり県から時間配分を指摘された。</p> <p>(3) 担当 CW が別の分所の CW だったため日を設けてアドボケイト同席で意見表明でき</p>

				<p>た。</p> <p>3. その他</p> <p>(1) 学生や2期生の施設訪問参加体制を充実させたい。</p> <p>(2) 福岡交流で提出した質問の回答について。また大分に対する質問への回答について。</p>
12	2022. 10. 15	オンライン	4名	<p>1. 前回チーフアド会議の継続課題</p> <p>2. 児童養護施設定期巡回の報告</p> <p>3. 子どもとのかかわり方について</p> <p>4. その他</p> <p>(1) アドボケイトについて</p> <p>(2) チーフアドボケイト介護のレジメ・記録作成勤務時間について</p>
13	2022. 11. 9 18:30 ~ 20:30	オンライン	4名	<p>1. 11月23日「子どもと児童福祉審議会委員との交流会」について</p> <p>2. 一時保護所アドボケイト活動についての意見交換</p> <p>3. 前回SV事前会議の継続課題</p> <p>4. 勤務交代の仕方についての共通理解</p> <p>5. 児童養護施設定期訪問の報告</p> <p>6. 一時保護所訪問の報告</p> <p>7. 里親活動の報告</p> <p>8. その他</p> <p>(1) 事務手続きについて</p> <p>(2) 10月課題の確認</p>
14	2022. 12. 14 19:00 ~ 21:00	オンライン	4名	<p>1. 研修内容の共有</p> <p>(1) 11/19(土) 奥山真紀子さん講演会</p> <p>(2) 11/23(水) 児福審との交流会</p> <p>(3) 12/12(月) 今後の施設訪問について県との話し合い。</p> <p>2. 活動の状況や課題</p> <p>(1) 施設</p> <p>(2) 一時保護所</p>
15	2023. 1. 11 17:00 ~ 18:00	オンライン	4名	<p>1. 12/26 相澤センター長との話し合いの確認</p> <p>(1) 今年度について</p> <p>(2) 来年度について</p>

				<ul style="list-style-type: none"> 2. 12/28「みみうさ」の使用にあたって、アドボカシー学会からの確認 3. 活動の状況や課題 <ul style="list-style-type: none"> (1) 施設 (2) 一時保護所 4. その他 <ul style="list-style-type: none"> (1) ケアリーバーの友人の言葉 (2) 施設の子どもからの言葉
16	2023. 2. 8 19:00 ~ 21:00	オン ライン	4名	<ul style="list-style-type: none"> 1. チーフアドボケイトの役割について <ul style="list-style-type: none"> (1) 施設での役割について (2) 立場（立ち位置） 2. センターからの課題 <ul style="list-style-type: none"> (1) 来年度のチーフアドボケイトについて (2) 代表施設長との話し合いから 3. 活動の状況や課題 4. その他 <ul style="list-style-type: none"> (1) センターへのお願い (2) 今後の予定
17	2023. 3. 22 17:00~ 19:30	オン ライン	4名	<ul style="list-style-type: none"> 1. ファミリーホーム訪問についての確認事項 2. 一時保護所見学確認について 3. 活動の状況や課題 4. 今後の予定

ウ. 定例会

2023（令和5）年度はSV会議を定例会と名称変更して、月例で開催した。

表3-26 2023年度アドボカシー活動定例会一覧

No.	日時／会場	議題（★協議内容）
1	2023年4月27日（木） 18:30～20:30 オンライン	<ol style="list-style-type: none"> 1. 年間アドボカイト活動スケジュールについて★ 2. 令和4年度報告書の完成と送付について 3. 改正確認書の完成と送付について 4. 令和5年度子どもアドボカイト証明書の送付について 5. 出勤表の送付・作成・返送について 6. 研修プログラムの報告書（三菱UFJ_RC） ・研修ガイドライン、スタートアップマニュアル 7. 事例検討と協議★
2	2023年5月17日（木） 18:30～20:30 オンライン	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本年度の養成研修について 2. 年間スケジュール案について 3. 活動後のフィードバック（確認のためのアンケート調査案）について 4. ディスカッション（事例検討）
3	2023年6月26日（月） 18:30～20:30 大分大学	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本年度の講演・交流会予定の報告 2. 養成研修の演習の進め方について★ 3. 協議
4	2023年7月27日（木） 18:30～20:30 オンライン	川瀬信一氏の講演（内閣府参与、全国子どもアドボカシー協議会理事、一般社団法人「子どもの声からはじめよう」代表理事）「社会的養護経験者（当事者）のお話」
5	2023年8月24日（木） 10:00～13:00 大分大学第一大講義室	自見はなこ氏講演（内閣府政務官）「これからの子ども施策と人材育成」
6	2023年9月25日（月） 18:30～20:30 オンライン	<ol style="list-style-type: none"> 1. 九州地区交流会の報告・現地参加者の感想★ 2. 候補生の紹介と10月以降の活動について 3. 児童養護施設職員との情報交換会について 4. 事例検討★
7	2023年10月26日（木） 18:30～20:30 オンライン	<ol style="list-style-type: none"> 1. 謝金の説明書類の訂正 2. 候補生のアドボカシー活動参加人数について 3. アドボカシーサークルとのコラボについて 4. 義務的研修について

		<p>5. 児童養護施設職員との意見交換会における協議・要望事項について</p> <p>6. 事例検討</p>
8	<p>2023年11月15日(水)</p> <p>18:30~20:30</p> <p>オンライン</p>	<p>塩尻真由美氏講演(とちぎユースアフターケア事業協同組合 相談支援員)「児童養護経験者(当事者)のお話」</p>
9	<p>2023年12月11日(月)</p> <p>18:30~20:30</p> <p>オンライン</p>	<p>1. ファミリーホーム訪問時の留意点</p> <p>2. 義務的研修会(2/11-12)について</p> <p>3. 後日意見表明の流れについて</p> <p>4. 児童養護施設での面接時に、子どもが同じ施設の子どもに対して、アドボケイトから伝えてほしいと要望が出た場合の対応</p> <p>5. 事例検討</p>
10	<p>2024年1月25日(木)</p> <p>18:30~20:30</p> <p>オンライン</p>	<p>1. FHへアドボケイトが直接連絡する件★</p> <p>2. 義務的研修会のロールプレイと協議内容★</p> <p>3. 活動の手引きに追加してほしい内容について★</p> <p>4. 協議</p>
11	<p>2024年2月11日(日)</p> <p>13:00~17:00, 18:00~20:00</p> <p>12日(月・祝) 9:00~12:00</p> <p>J:COM ホルトホール大分セミナールーム</p>	<p>義務的研修</p> <p>1. 河野伸子氏「子どもの表現活動とこころの育ち」</p> <p>2. 表現活動におけるツールの活用</p> <p>3. 永田勝利氏「社会的養護経験者(当事者)の講義」</p> <p>4. ロールプレイ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 導入しづらい子どもの導入場面の導入 ・ 後日意見表明の流れ <p>5. 協議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 後日意見表明の流れについて ・ FH訪問時の資料について ・ 表現活動で使用する物と子どもの持ち帰りについて
12	<p>2023年3月18日(月) 18:30~20:30</p> <p>オンライン</p>	<p>1. 2023年度のふりかえり(予定)</p>

2. わたしの権利ノートの作成



写真3-4 わたしの権利ノート

(1) わたしの権利ノート（年長版）の作成（2020（令和2）年度）

わたしの権利ノート（以下「権利ノート」）について、大分県は2020（令和2）年度に社会的養育推進計画に基づき、4人の代替養育経験者を委員に加えたワーキンググループ及び子どもの権利擁護検討委員会（以下「委員会」）を設置して、まず年長のこどもを対象にした権利ノート（B5判・50ページ）を作成した。その作成の過程で、権利ノート案について代替養育を受けているこどもの意見を聴き、反映させて作成した。

ア. 権利ノートの特徴

この権利ノートは、唯一無二のものになるように構成されている。具体的な例をあげてみると、表紙については、掲載した権利ノートを見るとわかるように、こども本人の希望により、写真や絵などを入れ替えることができるようになっている。

また、ノートの中には、わたしへのメッセージ、名前の由来、わたしの大事なもの、タイムカプセルなど自由に書き込めるページが盛り込まれている。

さらに、アドボケイトへの連絡方法などについても書かれている。

イ. 権利ノートの有効活用

代替養育を受けて生活しているこどもの中には、生まれながらにしてある権利について知らないものが少なくない。この権利ノートには、人として尊重され差別を受けない権利、意見を表明する権利、体罰やいじめなどから守られる権利など 17 項目の権利が紹介されており、こどもがそれらの権利について理解し、会得できるように活用することが大切である。

そのためにも、こどもたちが、日常生活の中で、この権利ノートを読み返したり、書き込んだりする時間を確保できるように創意工夫することが求められている。

また、アドボカシー活動について説明する資料としても活用してもらいたい。

(2) わたしの権利ノート（年少版）の作成（2021（令和3）年度）

2021（令和3）年度、委員会は年少の子どもを対象にしたわたしの権利ノート（A4判・30ページ）を作成した。

第4章 大分方式によるこどもアドボカシー活動（意見表明等支援事業）

ここでは、令和6年4月に施行される改正児童福祉法、こども基本法、こども大綱に基づき、「こどもの権利擁護スタートアップマニュアル」（以下「マニュアル」という）、「意見表明等支援員養成のためのガイドライン」（以下「養成ガイドライン」）及び「障害児入所施設・障害児通所支援事業所を利用するこどもの権利擁護、意見形成支援・意見表明支援のための手引き（案）」（以下「障害児支援手引き案」）を踏まえるとともに、モデル事業で実施してきたこれまでの大分でのアドボカシー活動実践を取り入れた、これからの大分方式のこどもアドボカシー活動（意見表明等支援事業）について概説する。

第1節 活動の意義・目的及びその流れ

1. 意見表明等支援事業などこどもの意見表明に関する制度的位置づけ

（1）改正児童福祉法

令和6年4月に施行される改正児童福祉法で規定されている意見表明等支援事業などのこどもの意見表明に関する主な条文は次のような内容である。

「児童養護施設その他の施設への入所の措置、一時保護の措置その他の措置の実施及びこれらの措置の実施中における処遇に対する児童の意見又は意向に関し、都道府県児童福祉審議会その他の機関の調査審議及び意見の具申が行われるようにすることその他の児童の権利の擁護に係る環境の整備を行うこと。」（第11条1項2号リ）

「この法律で、意見表明等支援事業とは、第三十三条の三の三に規定する意見聴取等措置の対象となる児童の同条各号に規定する措置を行うことに係る意見又は意向及び第二十七条第一項第三号の措置その他の措置が採られている児童その他の者の当該措置における処遇に係る意見又は意向について、児童の福祉に関し知識又は経験を有する者が、意見聴取その他これらの者の状況に応じた適切な方法により把握するとともに、これらの意見又は意向を勘案して児童相談所、都道府県その他の関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行う事業をいう。」（第6条の3 17項）

「都道府県は、児童の健全な育成及び措置解除者等の自立に資するため、その区域内において、親子再統合支援事業、社会的養護自立支援拠点事業及び意見表明等支援事業が着実に実施されるよう、必要な措置の実施に努めなければならない。」（第33条の6の2）

「都道府県は、親子再統合支援事業、社会的養護自立支援拠点事業又は意見表明等支援事業を行うことができる。

- ① 国及び都道府県以外の者は、内閣府令の定めるところにより、あらかじめ、内閣府令で定める事項を都道府県知事に届け出て、親子再統合支援事業、社会的養護自立支援拠点事業又は意見表明等支援事業を行うことができる。
- ② 国及び都道府県以外の者は、前項の規定により届け出た事項に変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

③ 国及び都道府県以外の者は、親子再統合支援事業、社会的養護自立支援拠点事業又は意見表明等支援事業を廃止し、又は休止しようとするときは、あらかじめ、内閣府令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

④ 親子再統合支援事業、社会的養護自立支援拠点事業又は意見表明等支援事業に従事する者は、その職務を遂行するに当たっては、個人の身上に関する秘密を守らなければならない。」(第34条の7の2)

「都道府県知事は、児童の福祉のために必要があると認めるときは、親子再統合支援事業、社会的養護自立支援拠点事業若しくは意見表明等支援事業を行う者に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその事務所若しくは施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。」(第34条の7の3)

「都道府県知事は、親子再統合支援事業、社会的養護自立支援拠点事業又は意見表明等支援事業を行う者が、この法律若しくはこれに基づく命令若しくはこれらに基づいてする処分に違反したとき、又はその事業に関し不当に営利を図り、若しくはその事業に係る児童若しくはその保護者の処遇につき不当な行為をしたときは、その者に対し、その事業の制限又は停止を命ずることができる。」(第34条の7の4)

「都道府県知事又は児童相談所長は、次に掲げる場合においては、児童の最善の利益を考慮するとともに、児童の意見又は意向を勘案して措置を行うために、あらかじめ、年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じ意見聴取その他の措置(以下この条において「意見聴取等措置」という。)をとらなければならない。ただし、児童の生命又は心身の安全を確保するため緊急を要する場合で、あらかじめ意見聴取等措置をとるとまがないときは、次に規定する措置を行つた後速やかに意見聴取等措置をとらなければならない。」(第33条の3の3)

(2) こども基本法

令和5年4月に施行されたこども基本法で規定されている意見表明等支援事業などのこどもの意見表明に関する主な条文は次のような内容である。

「(基本理念)

全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。」(第3条1項3・4号)

「(こども施策に対するこども等の意見の反映)

国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。」(第11条)

(3) こども大綱

令和5年12に公表されたこども大綱におけるこどもの意見表明に関する主な事項は次のような内容である。

こども大綱では『こどもまんなか社会』とは、全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会である。」と定義している。

その社会の一つの在り様として、「自らの意見を持つための様々な支援を受けることができ、その意見を表明し、社会に参画できる」状態を位置付けている。

また、こども大綱では、「こども・若者は、未来を担う存在であるとともに、今を生きる存在であり、保護者や社会の支えを受けながら、自立した個人として自己を確立していく、意見表明・参画と自己選択・自己決定・自己実現の主体である。」と提言している。

「こどもや若者に関わる全ての施策において、こども・若者の視点や権利を主流化し、権利を基盤とした施策を推進する。」と位置づけ、「こども・若者が、自らのことについて意見を形成し、その意見を表明することや、社会に参画することが、社会への影響力を発揮することにつながり、おとなは、こども・若者の最善の利益を実現する観点からこども・若者の意見を年齢や発達の程度に応じて尊重する。

こども・若者が意見表明をし、社会に参画する上でも意見形成は欠かせないものであることから、意見形成への支援を進め、意見を表明しやすい環境づくりを行う。」と提言している。

さらに、「こどもの教育、養育の場においてこどもが自らの権利について学び、自らを守る方法や、困難を抱える時に助けを求め、回復する方法を学べるよう、こどもの権利に関する理解促進や人権教育を推進する。」

そして、「こどもや若者の意見を聴いて施策に反映することやこどもや若者の社会参画を進めることには、大きく、2つの意義がある。

- ① こどもや若者の状況やニーズをよりの確に踏まえることができ、施策がより実効性のあるものになる。
- ② こどもや若者にとって、自らの意見が十分に聴かれ、自らによって社会に何らかの影響を与える、変化をもたらす経験は、自己肯定感や自己有用感、社会の一員としての主体性を高めることにつながる。ひいては、民主主義の担い手の育成に資する。

こどもや若者とともに社会をつくるという認識の下、安心して意見を述べることができる場や機会を作るとともに、意見を持つための様々な支援を行い、社会づくりに参画できる機会を保障することが重要である。」と提言している。

2. 意見表明等支援事業の意義・目的

意見表明等支援事業とはどのような事業を意味しているのでしょうか。

マニュアルでは、意見表明等支援事業について、「意見表明等支援事業は、第33条の3の3に規定する意見聴取等措置の対象となる児童の同条各号に規定する措置をとることに係る意見又は意向及び第27条第1項第3号の措置その他の措置が採られている児童その他の者の当該措置における処遇に係る意見又は意向について、児童の福祉に関し知識又は経験を有する者が、意見聴取その他これらの者の状況に応じた適切な方法により把握するとともに、これらの意見又は意向を勘案して児童相談所、都道府県その他の関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行う事業をいう（第6条の3第17項）。具体的には、一時保護所や施設・里親家庭等において、意見表明等支援員がこども本人や関係機関の求めに応じたり、定期的に訪問したりすることにより、生活における悩みや不満、措置の内容に関する意見などを取り扱うものである。」と説明している。

また、その事業の意義について、「意見表明等支援事業を活用し、児童相談所等から独立した立場である意見表明等支援員が、こどもの意見形成・意見表明等を支援していくことも有用である。意見聴取等措置をとる場面に限らず、日常生活においても、関係者・関係機関とは異なる立場からこども主導で意見を聴く役割を有する意見表明等支援員が関与し、こどもの意見形成及び意見表明を支援することは、こどもの意見表明機会の確保の観点で大きな意義があると言える。」と説明している。

さらに、その事業の目的や趣旨について、「児童の権利に関する条約第12条の理念も踏まえ、改正児童福祉法第2条では、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される旨が規定されているが、その趣旨を実現するためには、こどもが意見表明する機会を確保するのみならず、こどもの意見表明を支援する仕組みもあわせて構築することが重要である。（中略）

こうしたことから、改正児童福祉法では、児童相談所長等の意見聴取等の義務の対象となっているこども等を対象として、こどもの福祉に関し知識又は経験を有する者（意見表明等支援員）が、意見聴取等により意見又は意向を把握するとともに、それを勘案して児童相談所、都道府県その他関係機関との連絡調整等の必要な支援を行う事業（意見表明等支援事業）が着実に実施されるよう、必要な措置の実施がなされることが都道府県等の努力義務となった（第33条の6の2）。」と説明している。

3. 大分におけるこどもへの円環による包容型独立・重層的支援

大分における意見表明等支援は、下記の図で示したように、①意見表明等支援員、②子ども権利擁護調査員（児童福祉審議会）、③意見表明先の児童相談所や施設職員など関係者・関係機関という立場の異なった三者によるこどもの意見表明に対する被包感のある丁寧な包容型独立・重層的支援を目指して実施している。

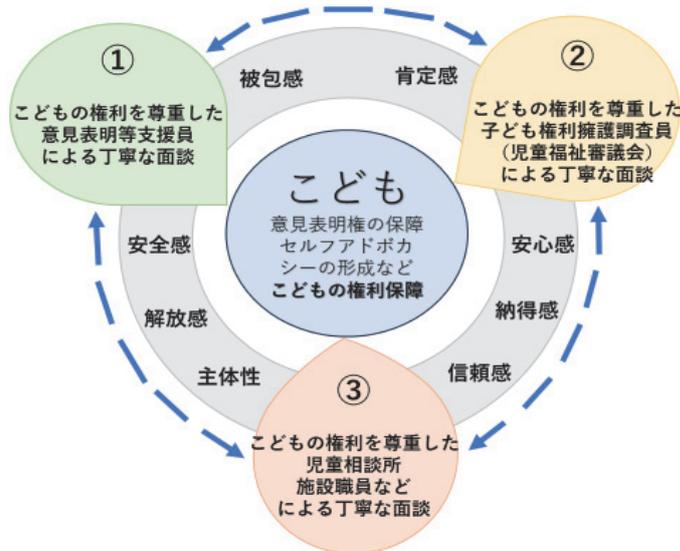


図4-1 大分におけるこどもへの円環による包容型独立・重層的支援

ここで言う「円環による包容型独立・重層的支援」とは、それぞれに異なる独立した立場にある支援者が、共通した目的として、こどもの被包感、安心感、安全感、信頼感、解放感、自己肯定感などの獲得を目指し、こどもの存在そのものを尊重して無条件に受け入れ、こどもの声を素直に傾聴するといったコミュニケーションなどを通して重層的に働きかけるとともに、こどもの主体性やセルフアドボカシーを形成するためのサポートなどを継続的循環的に提供することを言う。

①意見表明等支援員、②子ども権利擁護調査員（児童福祉審議会）、③意見表明先の児童相談所や施設職員など関係者・関係機関は、下記の図で示したように、それぞれ3つの立場が独立して異なる役割や機能を果たしているが、セルフアドボカシーの形成やこどもの意見表明権の保障などによってこどもの権利保障といった共通した目的を持っている。

表4-1 意見表明等支援員・子ども権利擁護調査員・児童相談所職員等の役割について

役割	①意見表明等支援員	②子ども権利擁護調査員 (児童福祉審議会)	③児童相談所職員、施設職員、 里親・ファミリーホームなど
共通の役割	①意見表明等支援事業の説明などによるこどもへの権利啓発 ②こどもの意見の実現にむけた支援 ③こどもの被包感、安心感、安全感、信頼感、解放感、肯定感などの獲得 ④セルフアドボカシーの形成やこどもの意見表明権の保障などによるこどもの権利保障 ⑤記録の作成と保管 ⑥守秘義務・個人情報の管理		
それぞれの役割	①こどもへの丁寧な説明、傾聴、意見形成・意見表明等の支援 ②こども主導（マイクのような役割） ③こどもからの再度の意見表明への対応	①こどもの意見表明に関する丁寧な調査 ②①の調査結果に基づく関係機関への連絡調整及び調査・照会 ③意見に関する審議 ④関係機関への意見具申・こどもへの報告	①こどもの意見に対する丁寧な検討（組織的検討） ②こどもの意見に対する丁寧な対応とこどもへのフィードバック ③児福審の意見具申への対応 ④児福審に意見具申への対応結果の報告

このように、どの立場にある支援者であっても、権利の主体であるこどもの声を尊重し、こどもを包容するように丁寧に支援する。そして下記の図のように一度のこどもの声だけではなく、こどもが声を発するたびに①から②を経て③へというようなプロセスを繰り返すサイクルによるらせん階段を上るような支援を継続的に実施する。こうしたそれぞれの立場で支援者みずからの役割を果たす意見表明等支援事業を通して、すべてのこどもに対して、意見表明権（参加する権利）はもとより、生存権（生きる権利）、成長・発達権（育つ権利）、保護される権利（守られる権利）といういわゆる4つの柱である権利の保障につなげていくことが大切なのである。

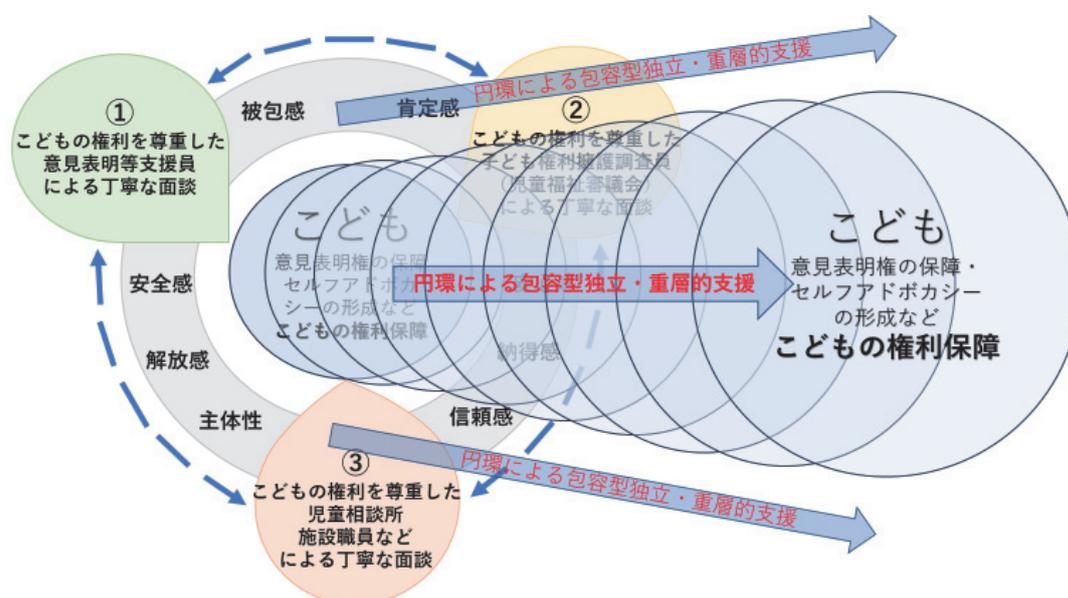


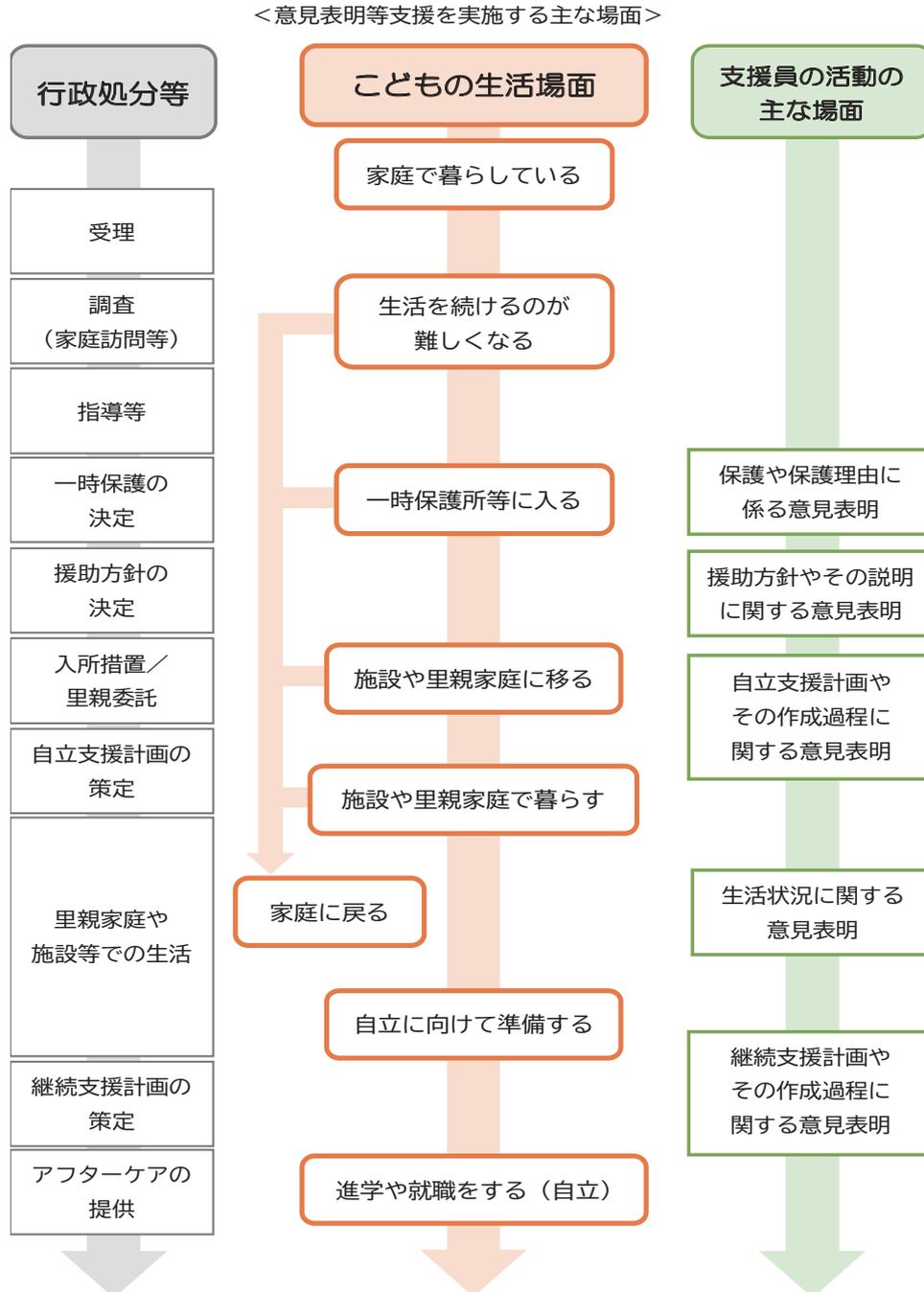
図4-2 大分におけるこどもへの円環による包容型独立・重層的支援

※ ここでいう「被包感」とは、20世紀ドイツの教育学者である O.F. ボルノーが提唱した「Geborgenheit (被包感)」の概念である。彼は、被包感について「教育を支えるもの」の中で「被包感にしても、揺れ動く媒質として最初に存在し、ついでそれによって、母親の愛情ある心やりがその中で経験されるようなものではない。愛の心やりそのものを経験することのうちに、暖かく包まれているという快い被包感が芽生え、そしてこれが、新たな諸経験に対して子どもを用意せしめる作用を発揮することになるのである。」と解説している。ごく簡単に言えば、被包感とは、人的環境である養育者や支援者などとのコミュニケーションや交流などによって、知らず知らずのうちに、こどもが抱く「包み護られ、その存在を支えられているという感じ」であり、こどもの主体的な活動や生活を後押しする雰囲気のような機能ももっていることを意味している。

O.F. ボルノー（森昭・岡田渥美訳）「教育を支えるもの」黎明書房 1969 p201

4. 意見表明等支援を実施する場面

意見表明等支援を実施することが想定される主な場面は、下記の図で示しているように、①措置・一時保護の決定場面、②自立支援計画策定の場面、③里親家庭・施設や一時保護所における日常生活の場面、④児童福祉審議会等へ意見の申立てを行う場面などである。



出典) 三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング「アドボケート制度の構築に関する調査研究」(2019年度) 報告書をもとに作成

(こどもの権利擁護スタートアップマニュアルより)

5. 意見表明等支援の流れ

大分における意見表明等支援の流れについては、下記のフロー図で示した通りである。

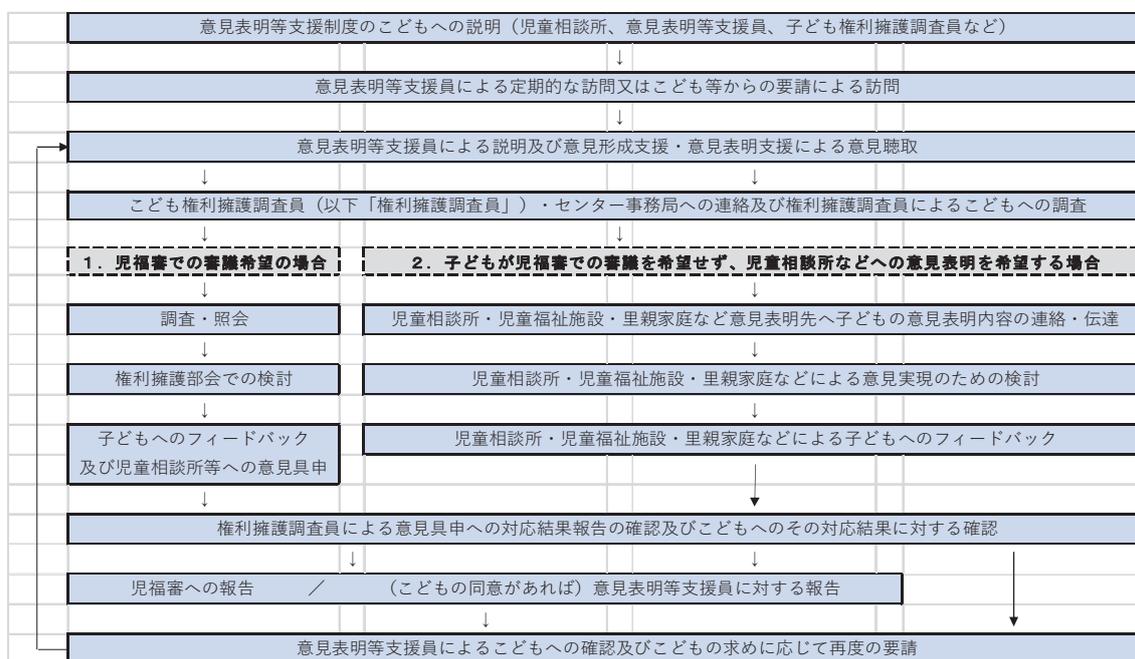


図4-3 子どもの意見表明等支援のフロー図（大分県）

大分県では「児童福祉審議会を活用した子ども権利擁護対応ガイドライン」を踏まえて子ども権利擁護調査員を置いて、児童福祉審議会事務局が意見表明等支援に関する事業を実施している。

上記のフロー図を見るとわかるように、子ども権利擁護調査員が、

- ① 子どもが意見表明等支援員に表明した意見の内容について、子どもから直接確認し、必要に応じて調査した上で、児童相談所等関係機関に伝えるのか、児童福祉審議会等の権利擁護機関での調査審議につなげるのか振り分ける役割を行う。
- ② 子ども権利擁護調査員が意見表明等支援員と児童相談所等の関係機関の連絡調整を行う。
- ③ 児童福祉審議会における審議を行う場合には調査・照会し、児童相談所などへの意見表明を希望する場合には児童相談所・児童福祉施設・里親家庭など意見表明先へ子どもの意見表明内容の連絡・伝達する。
- ④ 付与された調査権限に基づき子どもの意見に対して関係機関からどのようなフィードバックがなされたかを確認する。
- ⑤ 意見表明等支援員へ報告する。

といったシステムになっている。

このように、子ども権利擁護調査員が関係機関などと連絡調整を行うことになっており、意見表明等支援員による連絡調整は、基本的には子ども権利擁護調査員の間で行われるだけで、子どもが意見表明をした関係機関などとの間では行わず、独立性を確保している。

(1) 一時保護所での意見表明等支援の流れ

一時保護所における意見表明等支援の流れは下記の図の通りである。

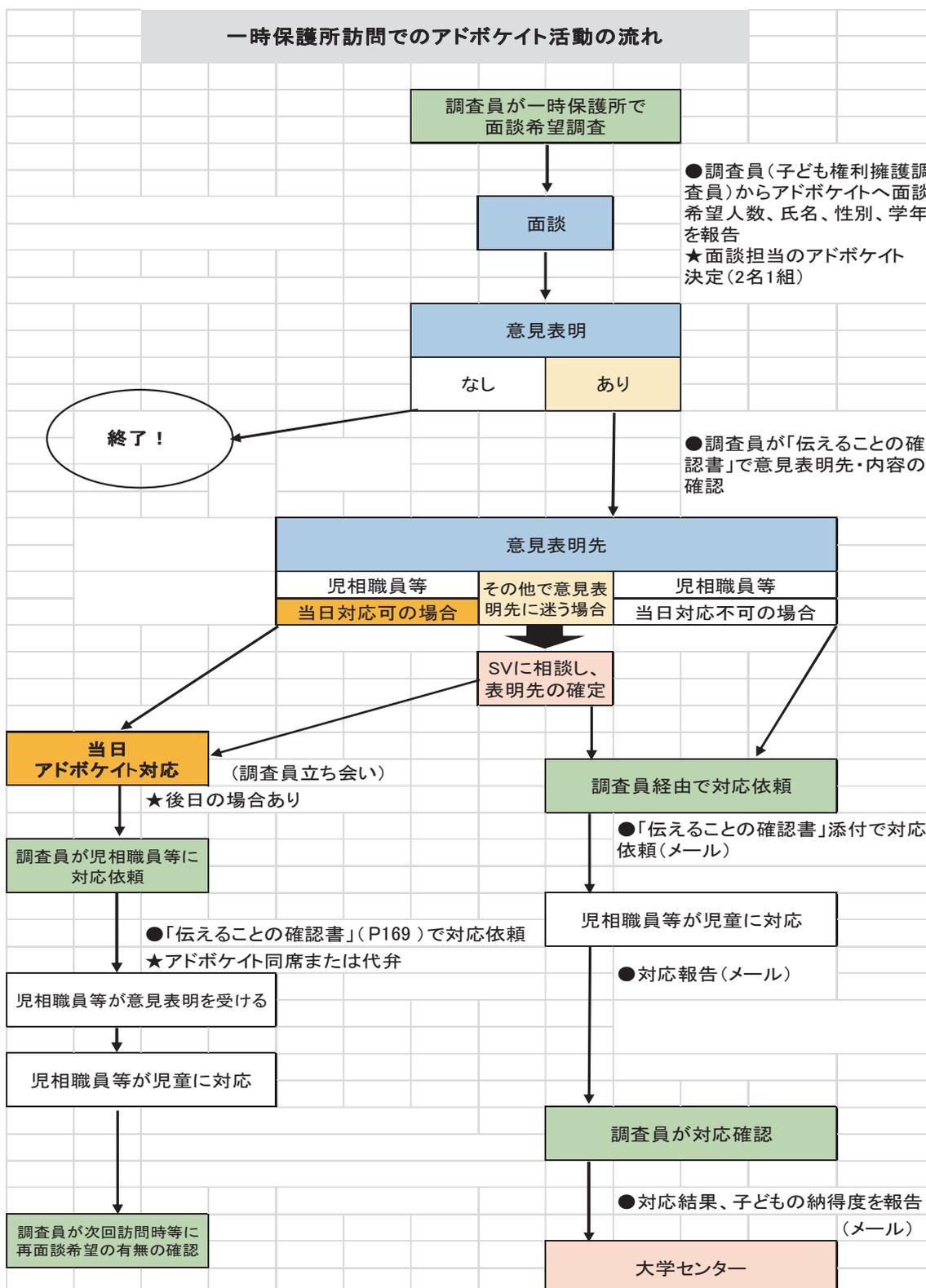


図 4-4 一時保護所訪問でのアドボケイト活動の流れ

(2) 里親・ファミリーホームにおける意見表明等支援の流れ

里親・ファミリーホームにおける意見表明等支援の流れは下記の図の通りである。

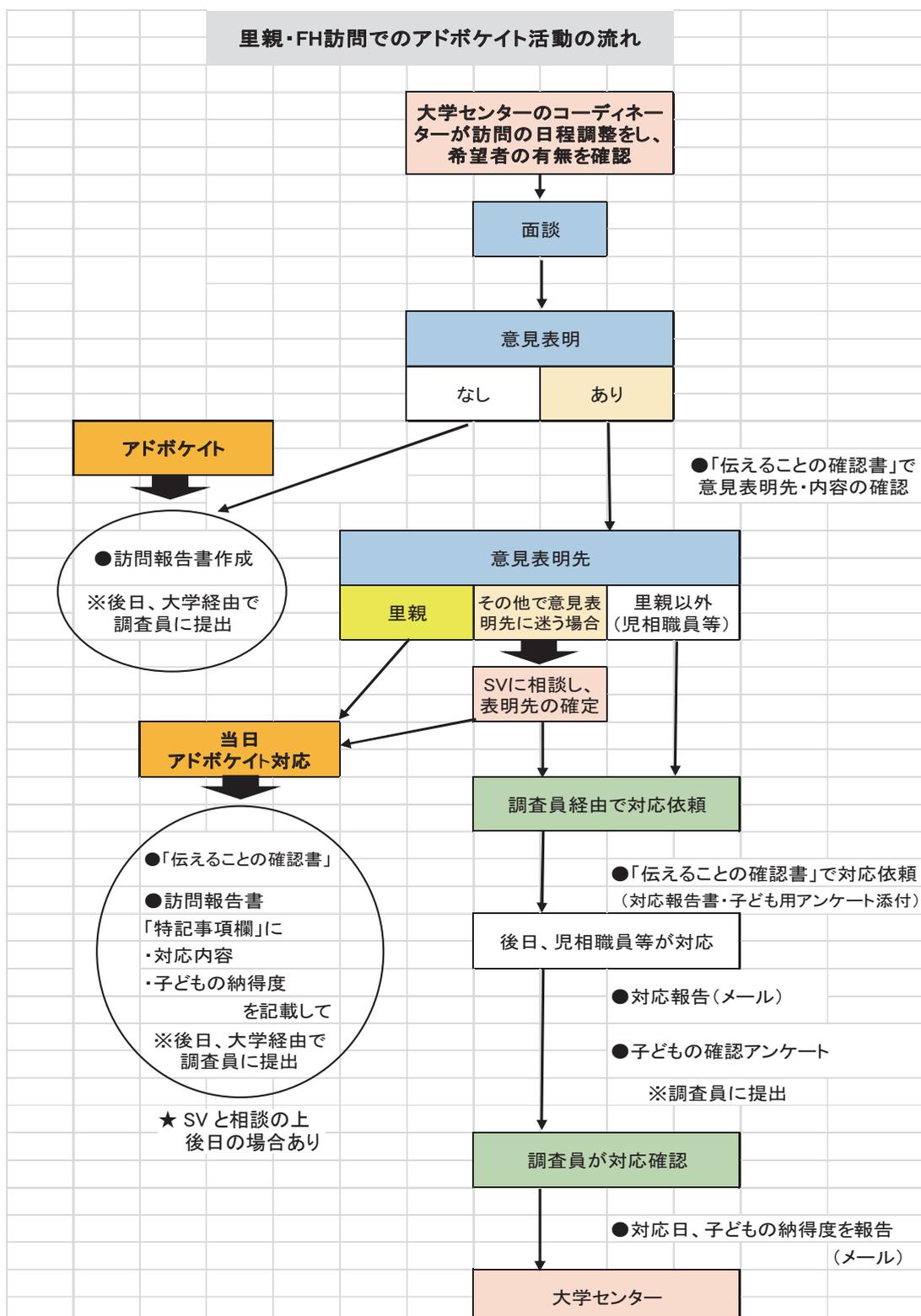


図 4-5 里親・ファミリーホームにおける意見表明等支援の流れ

(3) 児童養護施設・児童心理治療施設における意見表明等支援の流れ

児童養護施設・児童心理治療施設における意見表明等支援の流れは下記の図の通りである。

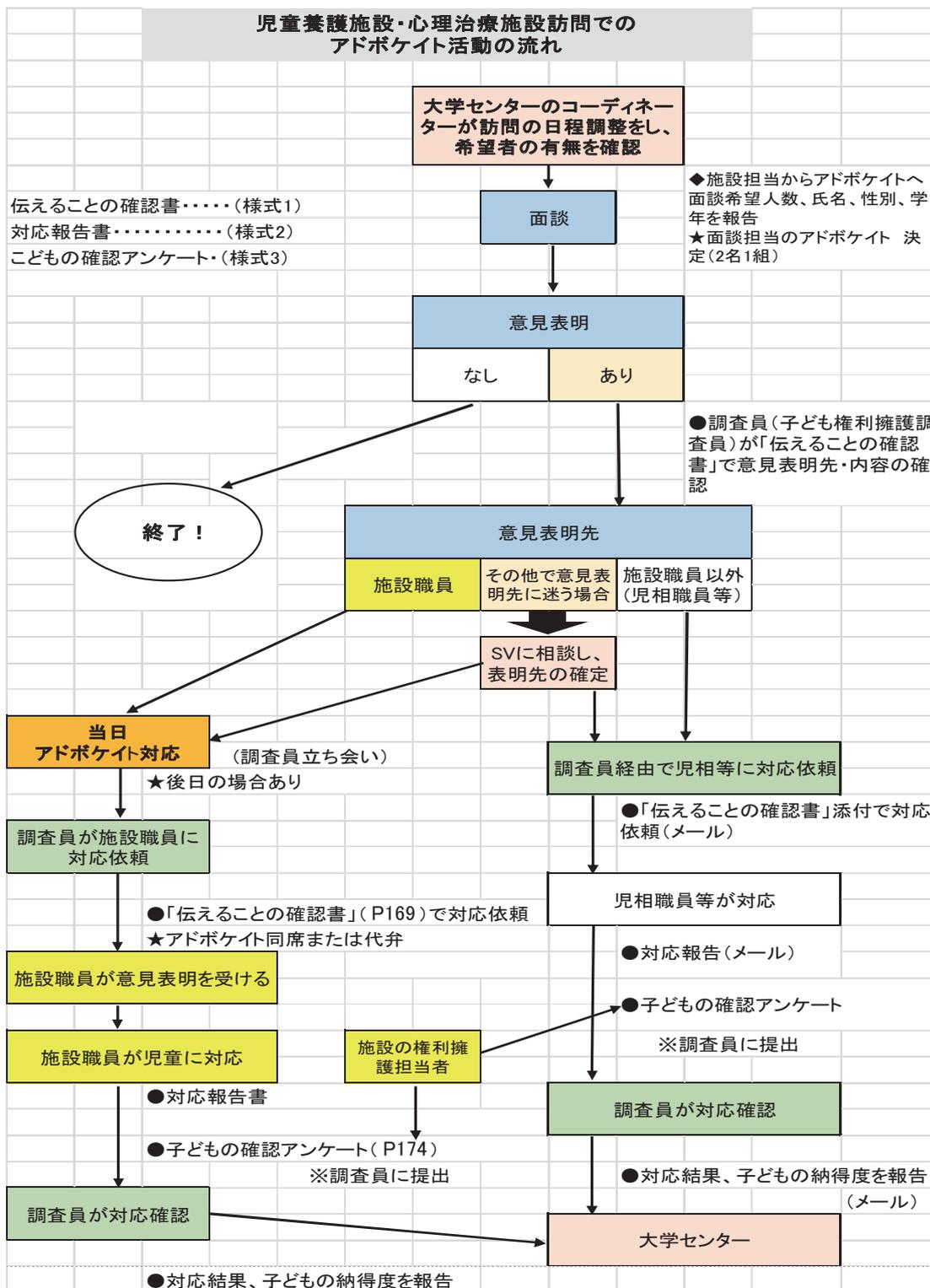


図 4-6 児童養護施設・児童心理治療施設における意見表明等支援の流れ

施設定期訪問（当日の流れ）

※ ◎はアドボケイトの調整者で当日担当アドボケイトの中からセンターが依頼します。

《事前》（◎アドボケイト）

- はじめて訪問するアドボケイトがいる等、知らせる必要がある場合は、駐車場・集合場所・集合時間・注意事項を、面談日2日前位までに slack にあげる。

《集 合》（面談開始30分前）

- アドボケイトのメンバー確認 （スーパーバイザー（SV）・◎アドボケイト）

《施設に開始連絡》（SV・調査員）

《打ち合わせ》（進行：SV）

- 施設の権利擁護担当者を確認 （アドボケイト）
 - ① 面談場所等の確認
 - ② 面談希望者の確認（学年、名前、諸注意等）
 - ③ 面談の順番、面談開始時間、面談希望者の入替え方法の確認
 - ④ 面談担当アドボケイトのペア決め

《面談開始》（アドボケイト）

※意見表明がある場合の対応

- 意見表明があるとわかった時点で、すみやかに調査員へ連絡。（アドボケイト）
（連絡先 ***-***-****）

※当日、意見表明への対応が可能かどうかを調査員が確認する。

- 確認書ができたら、調査員へ再度連絡。（アドボケイト）
- 意見表明対応 （調査員・アドボケイト）

※調査員が児童に対して、伝えたい相手、内容を確認し対応依頼をする。

※ 意見表明

- 伝えたい相手・こども（こどもが希望した場合）・アドボケイト（こどもが希望した場合）調査員で、確認書をもとに、意見表明する。

※伝えたい相手が不在の場合、電話で伝えるか、調査員から伝えるか、後日にするかこどもの意見を聴く。後日の日程調整（調査員）

- 全体で振り返る点について共通理解する。

《振り返り》（進行：SV）

- 調査員から意見表明の対応について報告（調査員）→（報告後、調査員は退席）
- ペア同志で振り返りをし、よかった点や今後に生かしたい点について、建設的な意見を出し合い
- アドボケイトとSVとの振り返り（SV・アドボケイト）

《施設に終了報告》（SV）

《解散》（SV・アドボケイト）

《結果報告》（調査員）

- 意見表明があった場合、後日子どもが納得しているかどうか、確認書番号でSlackに上がる。

○施設において、面談中は、調査員は控え室で待機し、意見表明があった場合に、面談場所に行きます。

（例外：一時保護所では、保護児童の安全確保のため、面談中は調査員が廊下で待機すること。

保護所からの移動時は、アドボケイトと調査員で付き添うことになっています。）

なお、後日の意見表明等支援の対応については、意見表明支援のところで後述しているので参照されたい。

児童自立支援施設では、一時保護所と同様に、訪問時に子ども権利擁護調査員が子どもに意見表明等及び児童福祉審議会について説明している。その上で、毎回の面談希望調査、「子どもアドボケイト利用についてのアンケート」調査及び「児童福祉審議会（児福審）についてのアンケート」を実施している。

表 4-2 面談希望調査、子どもアドボケイト利用についてのアンケート調査及び児童福祉審議会（児福審）についてのアンケート用紙

面談希望調査				
子どもアドボケイト訪問日		令和	年	月 日
なまえ	きょう、アドボケイトと面談を希望			
名前	する ・ しない			
※どちらかに○をしてください。				
子どもアドボケイト利用についてのアンケート				
あてはまるものを、○で囲んでください。				
(1) 先月(令和 年 月)「子どもアドボケイト」を利用しましたか？				
利用した		利用していない		アンケート終了です！
↓				
(2) 利用したときに、誰かに気持ちや意見を伝えること(意見表明)を希望しましたか？				
希望した		希望しなかった		アンケート終了です！
↓				
(3) 気持ちや意見を伝えた感想を聞かせてください。				
納得できた ・ 少し納得できた ・ あまり納得できなかった ・ 納得できなかった				
[感想]				
※納得できないときは、アドボケイトとの面談を希望することができます。				

				れいわ 令和	ねん 年	がつ 月	にち 日
<small>じどうふくしんぎかい じふくしん</small> 児童福祉審議会(児福審)についてのアンケート							
<small>じどうふくしんぎかい</small> <small>せつめい</small> ① 児童福祉審議会についての説明はわかりやすかったですか？							
<small>すこ</small> わかった ・ 少しわかった ・ あまりわからなかった ・ わからなかった							
<small>こ</small> <small>しつもん いけん</small> <small>じゆう か</small> ② 子どもアドボケイトについて、質問や意見があれば自由に書いてください。							
<small>きょうりょく</small> ご協力ありがとうございました。							

(4) 児童福祉審議会における意見表明等支援の流れ

児童福祉審議会における意見表明等支援及び審議の流れは下記の図の通りである。

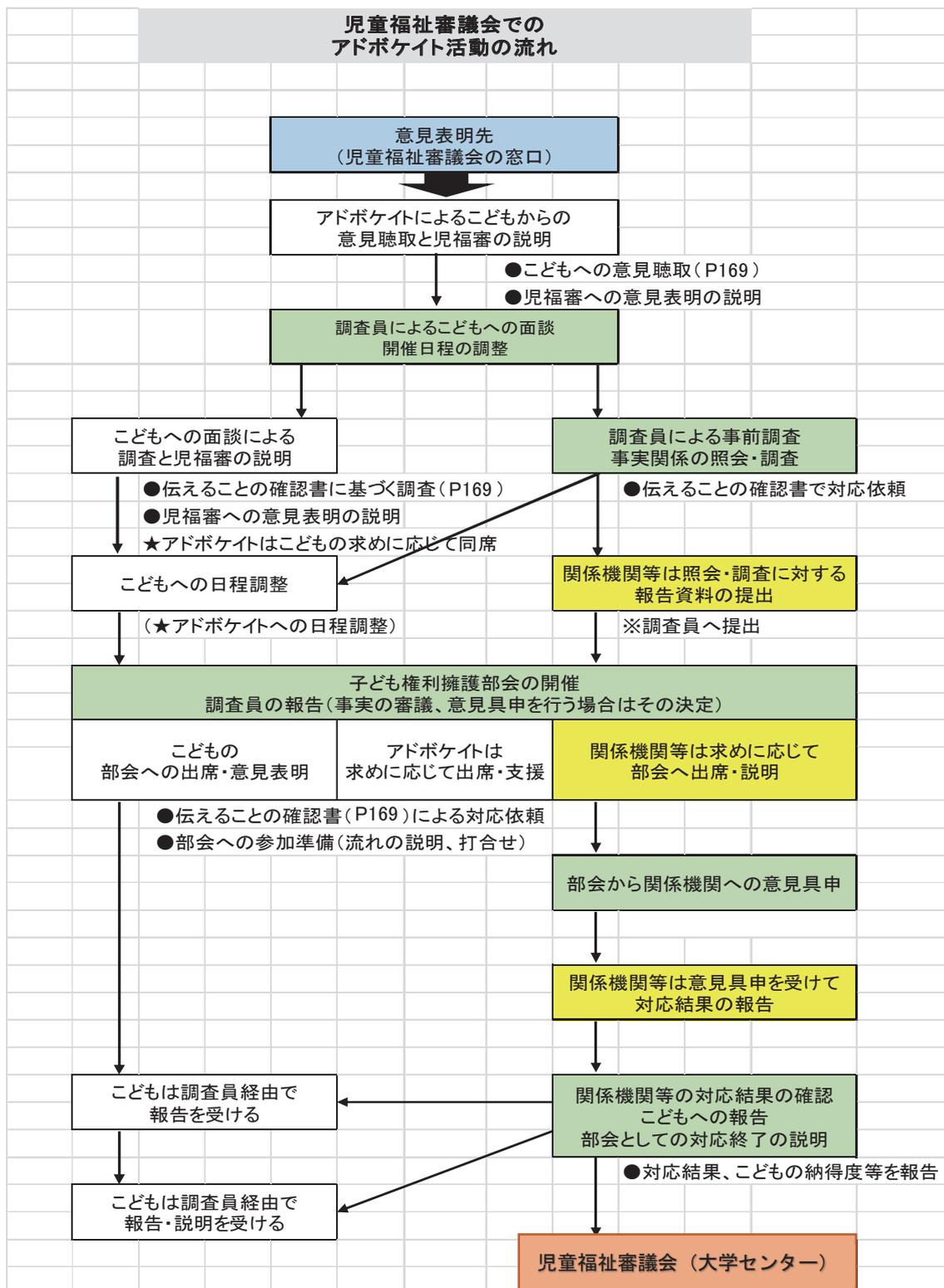


図4-7 児童福祉審議会でのアドボケイト活動の流れ

児童福祉審議会での意見表明等支援・審議の流れ

= 一時保護所での意見表明を通して =

① こどもが意見表明を希望（意見表明等支援員を呼んでほしい）

だれが：担当 CW 等

いつ：こどもから“意見表明等支援員呼び寄せ依頼”を受けた後、速やかに

なにを：電話で児福審事務局へ連絡

② “意見表明等支援員呼び寄せ依頼”を受付

だれが：児福審事務局

いつ：担当 CW 等からの電話を受け、

なにを：「こども意見表明受付票」（別紙2）に受付

こども意見表明受付票

別紙2

受付年月日	令和 年 月 日 () 午前・午後
受付担当者	
受付径路	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> その他 ()
受付方法	<input type="checkbox"/> 面談 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 手紙・はがき <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> FAX <input type="checkbox"/> その他 ()
児童氏名	セイベツ オトコ オンナ その他 (性別: 男 ・ 女 ・ その他) 年齢: ネンレイ サイ 歳
相談内容	【概要】
1. 意見表明等支援員との面談を希望する場合	
支援員の条件	性別 (男 ・ 女 ・ その他) 年齢 (20代 30代 40代 50代以上 年齢を問わず)
住所 (施設等名)	
面談日時	令和 年 月 日 () 午前・午後
面談場所	
連絡先	<連絡先がない場合の連絡方法>
2. 意見表明等支援員との面談を希望しない場合	
相談内容	
助言内容	
住所 (施設等名)	
連絡先	<連絡先がない場合の連絡方法>
制度説明	<input type="checkbox"/> 実施済 <input type="checkbox"/> 実施未済

③ 意見表明等支援員へ連絡

だれが：児福審事務局

いつ：“意見表明等支援員呼び寄せ依頼”受付後、速やかに

なにを：大分大学権利擁護教育研究センターへ対応を要請

④ 児福審の開催を準備

だれが：児福審事務局

いつ：“意見表明等支援員呼び寄せ依頼”受付後、速やかに

なにを：臨時会の開催日時の調整を開始

⑤ 意見表明等支援員による面談日時の調整

だれが：児福審事務局

いつ：意見表明等支援員の対応が可能な日時が分かり次第

なにを：担当 CW と電話で意見表明等支援員による面談日時を調整

⑥ こどもと面談

だれが：意見表明等支援員（2名）

いつ：事前に決めた日時に

なにを：こども・女性相談支援センター内においてこどもと面談

⑦ こども意見表明を受付

だれが：児福審事務局

なにを：意見表明等支援員から「こども意見表明等支援員記録」（別紙3）によりこどもの意見表明を受付

こども意見表明支援員記録

別紙3

受付年月日	令和 年 月 日 () 午前・午後
担当支援員名	
面談方法	
児童氏名	
児童住所 (施設等名)	
児童年齢 (生年月日)	
面談日時	令和 年 月 日 () 午前・午後
面談場所	
相談内容 (傾聴)	
形成支援内容	
調査希望	<input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない
具体的な 意見表明支援	いつ：令和 年 月 日 () 午前・午後
	どこで：
	だれが： <input type="checkbox"/> 本人のみ <input type="checkbox"/> 本人+支援員(同伴) <input type="checkbox"/> 支援員
	だれに：
	どのような方法で： <input type="checkbox"/> 面談 <input type="checkbox"/> オンライン <input type="checkbox"/> 手紙 <input type="checkbox"/> メール <input type="checkbox"/> 代弁 <input type="checkbox"/> その他 ()
	どのように表明するのか：
児童福祉審議会からの報告	
本人に対する関係者からの説明	
本人の意見	<input type="checkbox"/> 納得 <input type="checkbox"/> 調整依頼 <input type="checkbox"/> 再申請 <input type="checkbox"/> その他 ()

⑧ 調査・照会

だれが：子ども権利擁護調査員

いつ：「こども意見表明等支援員記録」(別紙3)による受付後、速やかに

なにを：担当 CW へ照会 (別紙4)

別紙4

文 書 番 号

令和〇年〇月〇日

関係機関の長 殿

(大分県社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童相談部会事務局)

こども・家庭支援課長

こどもの権利擁護に関する調査について (照会)

上記について、令和〇年〇月〇日に当課が受付けた下記の意見表明を大分県社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童相談部会 (臨時会) (以下、「臨時会」という。)において審議するにあたり必要なため、令和〇年〇月〇日までに、別紙様式により回答してください。

記

1 対象児童

〇〇〇〇 (〇歳)

2 意見表明の主旨

施設を退所し、早く家に帰りたい。

担当者

子ども権利擁護調査員 〇〇

別紙5

(別紙様式)

こども権利擁護に関する調査票

回答年月日

関係機関名

1 家族状況	継 父 (○歳) 実 母 (○歳) 異父弟 (○歳)
2 措置／一時保護 年月日	平成○年○月○日
3 措置／一時保護 理由	継父から身体的虐待を受け負傷 ・顔面に痣 ・頭部に出血痕
4 援助方針	再統合プログラム実施中
5 特記事項	

※ ただし、意見表明の内容が次のような場合は、この調査は行わずに既存のシステムによって対応する。

表 4-3 こどもの意見表明への対応方法

こどもの意見（例）	対応方法
漫画本の続きが読みたい。	苦情解決システム
〇〇は、生活していた施設で職員から叩かれたらしい。	被措置児童等虐待対応マニュアルに基づく対応

⑨ 児童相談所が回答

だれが：担当 CW

いつ：権利擁護調査員が指定した日時までに

なにを：「こども権利擁護に関する調査票」（別紙 5）を権利擁護調査員へ送付

⑩ 児福審臨時会の開催／審議

だれが：児福審委員、（こども、）権利擁護調査員、（意見表明等支援員、）事務局等

いつ：臨時会開催日

なにを：児童相談所等へ意見具申が必要な場合はその内容を決める等

※表 4-4・別紙 6 参照

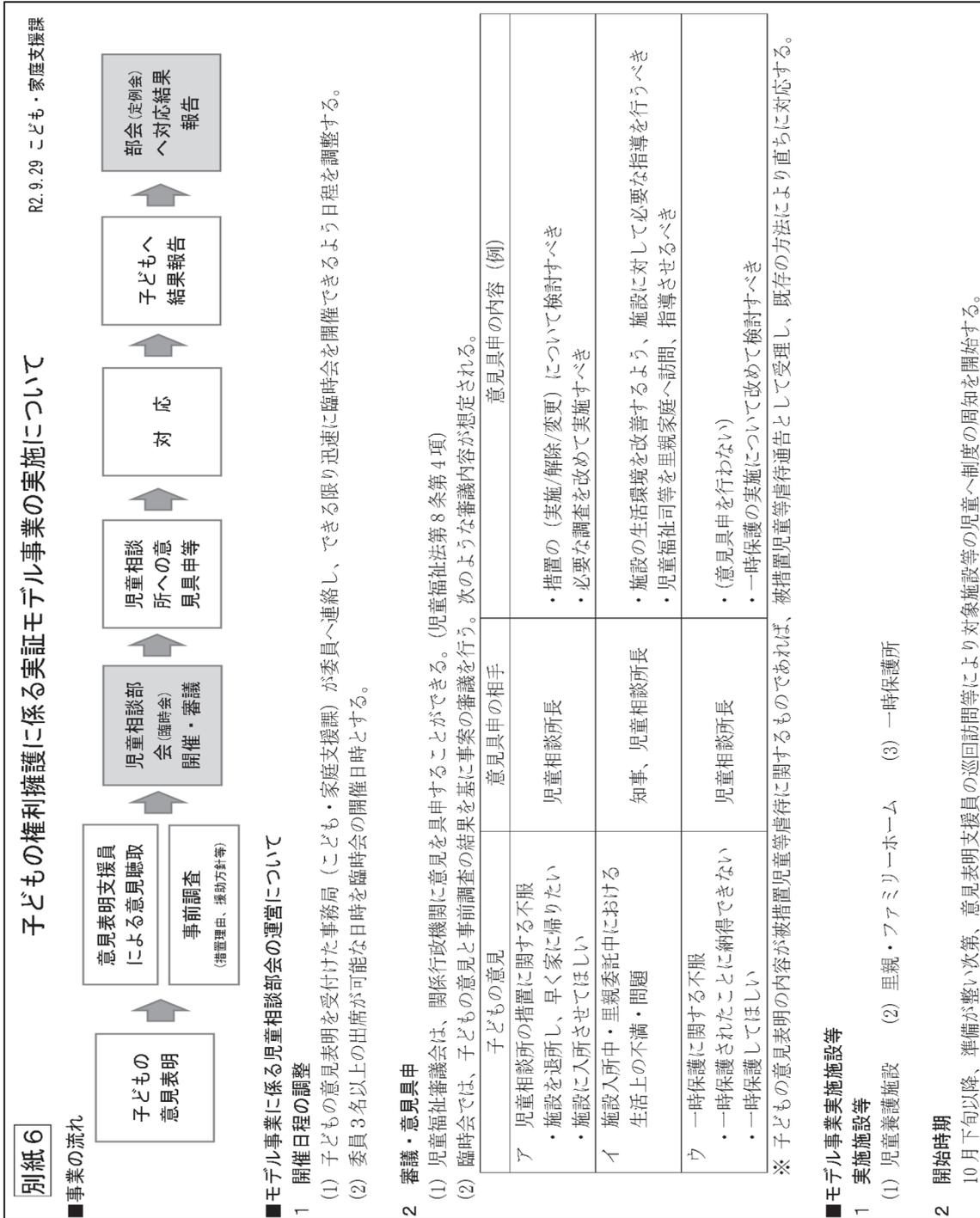
表4-4 児童福祉審議会の主な審議事項と関係者の役割

審議事項	目的	部会の役割	見相の役割	本課の役割	根拠(主なもの)
1 処遇困難事例	処遇についての諮問に対する助言又は意見具申	議事進行、調査審議、関係者からの意見聴取	事例報告・説明	部会運営	法第8条①、②、④、⑥ 法第27条⑥ 令第32条①、②
2 被措置児童等虐待	被措置児童等虐待該当の可否を判断	議事進行、報告受理、関係者からの意見聴取、調査審議	部会が必要と認めた場合の質疑応答	事例報告、諮問	法第8条②、④ 法第33条の15
3 子どもの意見表明(臨時会)	子どもの意見を受け止め、中立的な立場で関係機関に意見	調査審議、関係者からの意見聴取、意見具申の決議	部会が必要と認めた場合の質疑応答	議事進行、調査報告	法第8条②、④、⑥ *児童福祉審議会を活用した子ども権利擁護対応ガイドライン

【参考】
○法(児童福祉法)
 第8条①・・・、第27条第6項、第33条の15第3項、・・・の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議する・・・。
 ② 前項に規定する審議会・・・は、同項に定めるもののほか、児童、妊産婦・・・の福祉に関する事項を調査審議することができる。
 ④ 都道府県児童福祉審議会は、都道府県知事・・・諮問に答え、又は関係行政機関に意見を具申することができる。
 ⑥ 児童福祉審議会は、特に必要があると認めるときは、児童、妊産婦・・・の出席を求め、その意見を聴くことができる。
 第27条⑥ 都道府県知事は、政令に定めるところにより、・・・児童福祉審議会の意見を聴かなければならない。
 第33条の15② 都道府県知事は、・・・当該被措置児童等の状況・・・を都道府県児童福祉審議会に報告しなければならない。
 ③ 都道府県児童福祉審議会は、前項の規定による・・・報告にかかる事項について、都道府県知事に対し、意見を述べることができる。
 ④ 都道府県児童福祉審議会は、・・・特に必要があると認めるときは、・・・関係者に対し、出席説明及び資料の提出を求めることができる。

○令(児童福祉法施行令：法第27条⑥関係)
 第32条① 都道府県知事は、・・・児童若しくはその保護者の意向が当該措置と一致しないとき、又は都道府県知事が必要と求めるときは、都道府県児童福祉審議会の意見を聴かなければならない。ただし、・・・意見を聴くいとまがないときは、この限りでない。
 ② 前項ただし書き・・・において、都道府県知事は、・・・その採った措置について都道府県児童福祉審議会に報告しなければならない。

(大分県作成資料より)



(大分県作成資料より)

⑩ 児福審が児童相談所等へ意見具申

だれが：児福審事務局

いつ：児福審臨時会后、速やかに

なにを：児童相談所等へ具申書（別紙7）を发出

別紙7

文 書 番 号

令和〇年〇月〇日

関係機関の長 殿

(大分県社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童相談部会事務局)
こども・家庭支援課長

こどもの権利擁護に関する具申書

令和〇年〇月〇日に開催した大分県社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童相談部会(臨時会)(以下、「臨時会」という。)において、下記の事案について審議した結果、下記のとおり意見を具申すべきであると決定しましたので通知します。

つきましては、令和〇年〇月〇日までに、別紙様式により対応結果を報告してください。

記

1 事案

(1) 対象児童

〇〇〇〇 (〇歳)

(2) 意見表明の主旨

施設を退所し、早く家に帰りたい。

2 臨時会の意見

措置の解除について検討すべきである。

担当者

子ども権利擁護調査員 〇〇

別紙8

(別紙様式)

こども権利擁護に関する対応結果報告書

報告年月日

関係機関名

1 対象児童	〇〇〇〇 (〇歳)
2 臨時会の意見	措置の解除について検討すべきである。
3 対応結果	(例) ・措置解除に向けた支援の開始を決定した。 (例) ・再調査を実施し、措置解除に向けた支援を開始できる状況にないことを確認した。

⑫ 児福審の審議結果をこどもへ報告

だれが：権利擁護調査員等（必要に応じて意見表明等支援員）

いつ：児福審臨時会后、速やかに

なにを：審議結果をこどもへ報告

⑬ 児童相談所等が対応結果を児福審事務局へ報告

だれが：児童相談所等関係行政機関

いつ：対応後、速やかに

なにを：「こども権利擁護に関する対応結果報告書」（別紙8）により、対応結果を児福審事務局へ報告

⑭ 対応結果をこどもへ報告

だれが：権利擁護調査員等（必要に応じて意見表明等支援員）

いつ：児福審事務局が「こども権利擁護に関する対応結果報告書」（別紙8）受理後、速やかに

なにを：対応結果をこどもへ報告

⑮ 対応結果を児福審へ報告

だれが：児福審事務局

いつ：児福審定例会

なにを：事案の概要と対応結果を委員に報告

(5) アドボケイト施設訪問業務分担

大分県事務局・調査員とアドボケイト・SV 及び大学センターとの業務分担は次の通りである。

表 4-5 アドボケイト施設訪問業務分担
アドボケイト施設訪問業務分担(案)

2023/3/8

	制度説明 (事前連絡・導入)			事前連絡 (定期訪問)		当日のコー ディネイト		意見表明対応			関係機関に 対応依頼		意見表明 対応確認(当日)		意見表明 対応確認(後日)		
	県・調査員	大学センター	アド・SV	県・調査員	大学センター	県・調査員	アド・SV	県・調査員	アド・SV	大学センター	県・調査員	大学センター	県・調査員	アド・SV	県・調査員	アド・SV	大学センター
一時保護所	/	/	/	◎	△	◎		◎	◎	/	◎		△	◎	◎	/	△
二豊学園	/	/	/	△	◎	◎		◎	◎	/	◎		△	◎	◎	/	△
はばたき	/	/	/	△	◎	◎		◎	◎	/	◎		△	◎	◎	/	△
児童養護施設	/	/	/	△	◎		◎	◎	◎	/	◎		△	◎	◎	/	△
ファミリーホーム	△	◎ (事前連絡)	◎ (導入)	△	◎	/	◎	※	※	/	※②	※①	△	◎	◎	/	△

◎ 主担当

△ 主担当から報告を受ける

※ ①意見表明先がFH職員等の場合は、SV と相談の上（立ち会いのもと）、アドボケイトが意見表明対応を行う。 ⇒後日、県に報告。

SV がいない場合には、連絡・相談の上、対応を検討する。

※ ②意見表明先が児童相談所職員等の場合は、確認書を作成し、大学センター経由で県に確認書を送付する。確認書受理後、調査員は児相等に対応を依頼する。

第2節 活動開始時の申し合わせ

大分大学権利擁護教育研究センターは、アドボカシー活動を通して、こどもが決して不利益を被ることがないように、児童相談所・児童福祉施設等と下記の申し合わせ書を交わし、申し合わせ事項に基づき、アドボカシー活動を適切かつ円滑に展開し、こどもの意見表明権などこどもの権利保障に取り組む。

児童相談所・児童福祉施設等訪問による 意見表明等支援（アドボカシー）に関する申し合わせ

〇〇〇〇 〇〇〇〇 を甲とし、大分大学権利擁護教育研究センターを乙として、乙の提供する児童相談所・児童福祉施設等訪問による意見表明等支援（以下「訪問アドボカシー」という。）を、以下の内容・条件により甲が利用することに関して下記の事項を申し合わせとして確認する。

第1条（目的）

- 1 甲は、申し合わせに基づいて乙が実施する訪問アドボカシーを利用することによって、甲の実施するこども家庭福祉サービスの対象であるこどもの意見表明権（児童の権利に関する条約第12条）などの確保が推進され、そのことを通じてこどもの人権の保障及び甲の実施するこども家庭福祉サービスの質の向上などを目的とする。なお、本申し合わせにおいて、意見表明等支援（以下「アドボカシー」という。）とは、原則としてこどもの指示又は許可のもとに、こどもの意見（ポジティブ・ネガティブな内容にかかわらずあらゆる意見を含む、以下同じ）等表明を支援しあるいは擁護・代弁することによって、こどもの人権・権利の保障を目的とした活動を意味するものとする。
- 2 乙は、甲との申し合わせにより、第2条所定の訪問アドボカシー活動を行う。

第2条（訪問アドボカシー活動）

乙は、意見表明等支援員（以下「アドボケイト」という。）を甲に派遣し、こどもを対象に権利に関する啓発、傾聴、意見形成支援、意見表明支援・代弁（申入を含む）、意思表出や参加促進のための表現活動などを行う。

第3条（訪問アドボカシー活動の指針）

乙は、以下の7つの基本的な指針に基づきアドボカシー活動を行う。甲はそれを支持する。

- 1 アドボカシー活動は、こども自身が、権利、利益、ニーズなどを自ら主張し、エンパワメントするよう支援する。
- 2 アドボカシー活動は、こどもの権利及び関係する情報をこどもに伝え、こどもの

指示と同意のもとで行動する。

- 3 アドボカシー活動は、他の組織や個人からも独立したアドボケイトが、こどもの権利のためだけに行う。
- 4 アドボカシー活動は、法律に基づき守秘義務を遵守し、こどもの同意なしに開示や提供を原則行わない。
- 5 アドボカシー活動は、こどもが年齢、性別、人種、文化、宗教、言語、障害、性的指向などによる差別を受けないように支援する。
- 6 アドボカシー活動は、こどもに実施される支援計画内容やルールの検討などに、こども自身が参画することを促す。
- 7 アドボカシー活動は、1～6の指針に基づき、適切に実施するため、こども本人に丁寧に確認しながら行う。

第4条（権利に関する啓発）

- 1 乙は、関係法令に基づいてこどもの権利についての情報をこどもにわかりやすく説明し理解を得るよう努める。
- 2 乙は、こどもを対象とする権利を啓発するコミュニケーションや遊びによる表現活動などを通して、権利に関する啓発を行う。

第5条（傾聴・意見形成支援活動）

乙は原則として1回の活動につき2時間、乙に属するアドボケイトを訪問させ、こどもの求めに応じて傾聴・意見形成支援活動を行う。すべてのこどもはアドボケイトに個人的に面談する権利があり、こどもまたは他者の心身に重大な危害が及ぶ恐れがある場合を除き、面談内容は法律に基づき守秘される。

第6条（意見表明支援・代弁活動）

- 1 乙は、こどもの同意または指示のもとに、こどもの意見表明支援及び代弁活動を行う。
- 2 乙は、甲に対し、利用者の人権の確保のために、こどもの求めに応じて、口頭または文書により申請を行うことができる。
- 3 こどもが言葉により指示をすることが困難な場合及びこどもまたは他者の心身に危害が及ぶ恐れがある場合には、乙は法律や独自の判断などに基づき、こどもの代弁または申請を行うことができる。
- 4 利用者が関係機関への意見表明（苦情申し立てを含む）を行うことを希望する場合には、乙は必要な手続きを取る。

第7条（参加促進のための表現活動など）

乙は、施設生活及びアドボカシー活動へのこどもの参加を促進するために、コミュニケーションや遊びによる表現活動、その他の活動を行う。

第8条（権利擁護担当職員）

甲は、施設内で権利擁護担当職員を選任する。権利擁護担当職員は、アドボケイトの存在と活動について子ども並びに甲の職員等に紹介し認識を促すとともに、アドボカシー活動の推進に必要なその他の協力を行うものとする。

第9条（甲の責務）

- 1 甲は、アドボケイトの存在と活動について子ども並びに甲の職員等に紹介し十分に認識させることとする。また希望する場合には、すべての子どもが、アドボケイトに相談できるようにする。
- 2 甲は、子どもからの意見表明または乙による代弁（申入を含む）を受けた場合には、速やかに（原則として1週間以内に）、その意見内容について誠実な対応を行なったうえで、それを当該する子ども及びアドボケイトに対して子ども権利擁護調査員を通して報告するものとする。
- 3 子どもが関係機関への意見表明（苦情申し立てを含む）を行うことを希望する場合には、乙が必要な手続きを取ることを甲は了承する。

第10条（乙の責務）

- 1 乙は、訪問アドボカシー活動を通して得た個人情報を、子どもまたは他者の心身に重大な危害が及ぶ恐れがある場合を除き、乙に所属するアドボケイト、スーパーバイザー、スタッフ以外には開示又は漏洩しない。
- 2 乙は、人格が高潔で子どもの権利に関する認識を有し、子どもアドボカシーに関する十分な知識と技術を有するアドボケイトを派遣する。
- 3 乙に所属するアドボケイト、スーパーバイザー、スタッフが子どもや関係者から情報を得る場合、アドボカシー活動推進のために必要な範囲にとどめ、その秘密を保持することを保障する。秘密の保持は、業務を退いた後も同様とする。
- 4 乙に所属するスーパーバイザーは、各アドボケイトに対して、原則として毎月1回、個別又はグループスーパービジョンを行うものとする。
- 5 乙に所属するアドボケイト、スーパーバイザー、スタッフは、必要に応じてカンファレンスを開催し、子どもの人権の保障とアドボカシーの実現のための、情報の整理・交換・集約や具体的な対応活動に関する協議などを行うものとする。

第11条（年次報告書、定例会及び権利擁護担当職員連絡会）

- 1 乙は年度末に施設訪問アドボカシーの活動状況に関する年次報告書を作成、公表す

る。

2 乙は、施設訪問アドボカシーの活動状況に関する月例による定例会を開催する。

3 甲及び乙は、アドボカシー活動の状況を踏まえて、こどもの人権の確保及び甲が提供する福祉サービスの質の向上のために、また訪問アドボカシー活動の評価と改善のために、権利擁護担当職員連絡会を年2回開催する。

第12条（社会への提言活動）

乙は、訪問アドボカシー活動の状況をふまえて、社会的な制度改善に向けた提言等の活動を行う。

第13条（利用料金）

訪問アドボカシーの財源は、乙が助成金から得るものとし、大分県との契約に基づいて派遣される。したがって、甲にはアドボカシー活動の利用にかかる費用負担は発生しない。

第14条（期間・解約）

1 本申し合わせの期間は、2000年4月から2000年3月までとする。

2 甲又は乙は、こどもの人権の保障とアドボカシーの実現のために明らかな不都合を生じた場合を除き、期間中は本申し合わせを継続するものとする。

第15条（協議）

甲及び乙は、本申し合わせに定めのない事項については、相互間において随時協議して定めるものとする。

本申し合わせの証として、本書2通を作成し、甲乙それぞれ各1通を保管する。

令和6年 4月 1日

甲 印

大分県〇〇市〇〇〇〇

〇〇〇〇

児童相談所・児童福祉施設〇〇〇〇

所属長 〇〇〇〇 印

乙 〒870-1192

大分県大分市大字旦野原700番地

大分大学権利擁護教育研究センター

センター長 〇〇〇 印

第3節 活動の実際

1. 訪問準備

(1) センターによる日程調整

ア. 訪問日程

- ・一時保護所と施設は、2月に調査員が各施設の権利擁護担当者と調整し、3月に「施設定期巡回カレンダー」をセンターへ通知する。
- ・ファミリーホームは、小学校の長期休暇とその月を含む前後2ヶ月の週末を対象とし、訪問3か月前頃にセンターからファミリーホームへ訪問希望日程を伺い、FH訪問日程案をまとめる。

イ. アドボケイトの募集

- ・施設定期巡回カレンダー/FH訪問日程案に基づき、訪問2か月前に、センターからSlackで2ヶ月分の活動日程の参加者を募集する。募集期間は1週間程である。
- ・アドボケイトはSlackスレッドに参加可能日を記入する。

ウ. アドボケイトの調整

- ・締切後、センターで参加希望日程をとりまとめ、定員を超える場合は、アドボケイトの活動回数や訪問経験等を考慮して調整する。
- ・募集定員は、一時保護所と施設は4名、一部施設とファミリーホームは2名（10月～3月は候補生を含め1名追加）。
- ・調整後、センターから、2ヶ月分の活動表を、Slackへ共有する。

エ. 訪問先への通知

- ・一時保護所は調査員を通じて、施設とファミリーホームはセンターから、アドボケイトの訪問を通知する。
- ・通知の際には、①事前に参加する子どもの情報（学年・性別・人数）をお知らせいただくこと、②可能な範囲で、面談希望者数に合わせた面談室や表現活動に使用する部屋をお願いする。

オ. 変更の対応等

- ・アドボケイトの変更や欠席は、Slack#訪問地域ページでセンターと他の担当アドボケイトへ報告する。
- ・自然災害や感染症等で訪問を中止する場合は、センターからSlackで知らせる。
- ・訪問日の再調整は、訪問先の希望日程を伺い、調査員が出席可能な日程を確認した後に、SVとアドボケイトの調整を行う。

カ. 訪問前日までの確認

- ・一時保護所の待機場所と面談場所は、センターから前月にSlack#一時保護所へ通知する。
- ・施設から参加する子どもの情報は、訪問前日までに、センターからSlack#訪問地域別へ通知する。取りまとめのアドボケイトは、集合時間と場所をSlack#訪問地域別へ記

入し、担当アドボケイトはリアクションする（リマインドと参加予定確認を兼ねている）。

- ・ファミリーホームは、センターから、訪問前日までに、①面談や表現活動の希望、②訪問先の連絡先、③参考として前回の集合場所、④子どもの年代と性別を Slack へ個別に通知する。

2. 訪問活動時の確認事項・留意点

ここでは、こどもアドボカシー訪問活動時の確認事項・留意点について紹介する。

(1) 訪問共通確認事項

一時保護所や児童福祉施設及び里親・ファミリーホームへの訪問する際の共通した確認事項は下記の通りである。

訪問共通確認事項

【訪問の心得】

1. 権利擁護研究センターに所属している独立アドボケイトの立場と目的を意識します。
2. 不安や疑問点については、自己判断せずに、ペアで協力して面談を進めます。SV に確認する場合は、代表のアドボケイトがします。特に虐待など不適切な養育が疑われる場合には、必ず SV に相談します。
3. こどもの行動に危険がある場合は、迷わず制します。（例えば・・・急に飛び出したり走り出す *よじ登ったり落下しそうになる *物品に身体を挟んだり怪我をしそうになる等）
4. こどもと身体接触がある場合は、健全な成長において適切かどうか配慮します。（外部からの訪問者として、遊んでいる時の握手・タッチ・その場だけの何気ないだっこおんぶ等は構いませんが最小限にします。）
5. 話の内容にとらわれず、気持ちに焦点を当てて傾聴します。
6. 自分の思考傾向や癖が、こどもの気持ちを誘導していないか考えます。
7. こどもとの関係づくりは、こどもの気持ちを尊重しながら、一緒に楽しめる活動などを工夫します。
8. 独立性を保つため、意見表明がある場合を除き、スーパーバイザー（以下 SV）と担当アドボケイトで、振り返りを行います。

【事務的な確認】

<訪問時>

1. 名札・アドボケイトの説明資料（動画を使う場合は PC やタブレット）・名刺大のカード・確認書（意見表明用）・年齢に合わせた遊び道具を準備します。（初回は人数分の説明

資料が必要)

2. こどもの権利を知る「すごろく」や「かるた」などは事務局で借りられます。事前に使い方の確認をします。

3. 折り紙やお絵かき道具などの消耗品は、事前に事務局に申請が必要です。

◆持ち物

①つり下げ名札（表：証明書、裏：愛称など）

②筆記用具（打合せ時のメモ・確認書用）

③制度説明のパンフレット（演習で配付）

④確認書（コピーではなく3枚複写式のもの）

⑤その他（動画、ツールなど）

※感染予防のためのマスク持参

<報告と記録>

1. SVが同行しない場合は、調整役がセンターに活動終了の報告をします。

休祭日 ☞ 権利擁護研究センター緊急電話 ****-****-****

平日 ☞ 権利擁護研究センター事務局 ****-**-****

2. 「子ども意見表明等支援員の記録」は、原則翌日までに、(SV会議) 入力します。

場所 ☞ Slack「#アドボケイト活動の手引き」

<活動費> 高速料金やガソリン代を活動時間に換算して請求しますので、忘れないように記録します。

<日程調整> 訪問の日程調整については、2021.12.2付文書を確認し、行います。

(2) 一時保護所への訪問時の留意点

【一時保護所訪問の留意点】

<事前> ☆30分前に控え室に集まります。SV、調査員、アドボケイトが揃います。

1. 調査員が保護所に面談希望者の確認に行き、その後、希望者やケースワーカーについての情報を共有し、前回の引継ぎの有無等により担当ペアを決めます。

一時保護所へ迎えに行くアドボケイトを1人決めておきます。

各面談室に分かれ、ペアで必要な情報や役割分担を確認し、こどもが集中しやすいように物品を片付ける等、室内の環境を整えながらこどもの来室を待ちます。

迎え担当アドボケイトは、一時保護所入り口に13:30に待機し、一時保護所から調査員が引率してきたこどもを迎え、こどもが走る等で事故にあわないように、安全に留意しながら各面談室に案内します。

面談先



調査員



アドボケイト

<面談中>

アドボケイトから自己紹介し、座る場所・名前の呼び方について、こどもの希望を聴きます。

こどもの気持ちに寄り添い、傾聴します。

必要に応じて一緒に絵を描いたり遊んだりし、気持ちの整理や意見形成を支援します。

意見表明がある場合は、必ず確認書を使用して調査員に伝え、本人の希望や状況に沿って支援します。複写1枚目は調査員に渡します。

「書けないから書いて欲しい。」等の代筆要望があれば、正確な発言や気持ち、意見を本人に確認しながら書きます。下書きやメモをとることがありますが、面談終了時にはこどもの前で破棄します。

調査員とアドボケイト1人が、一時保護所へ安全に送り届けます。次の面談がある場合は、事務所入り口にて待機し、1人目同様に面談室へ案内します。

<面談後>

1. ペア同志で互いに振り返りをし、良かった点や今後に活かしたい点について、建設的な意見を出し合います。

2. 全体で振り返りをし、SVとしっかり共有します。

3. SVが同行しない場合は、調整役がセンターに活動終了の報告をします。

休祭日 ☎ 権利擁護研究センター緊急電話 ***-***-***

平日 ☎ 権利擁護研究センター事務局 ****-**-****

4. 確認書の複写2・3枚目は、1週間以内に事務局に郵送します。

(3) 児童養護施設への訪問時の留意点

【施設訪問の留意点】

<事前>

1. 訪問1週間前に、訪問アドボケイトのポスターを掲示できるように準備します。(サークルに依頼)

2. 訪問する施設の理念や特徴、場所をHPなどで、調べておくことが望ましいです。訪問担当で、役割分担について打ち合わせをします。

こども対象の訪問の際は、いつでも内外で遊べるように、服装や靴の準備をします。

<訪問時>

1. 職員説明は30分前に集合し、県が準備する資料の配付などを行い、質問に答えられるようにします。
2. こどもへの制度説明は30分前に集合し、関係者（県・SV・職員・アドボ）で打ち合わせを行い、机・椅子の配置や資料の準備をします。
3. 定期訪問は30分前に集合し、その日のこどもの人数や要望（遊び・面談）に応じて、役割分担やスケジュールなどを4者で打ち合わせします。（ペアの組み方、面談担当・遊び担当、部屋はどこが使えるかなど）

<面談時>

1. 可能な限り、こども1人に対してアドボ2人で対応します（1期生と2期生のペアが望ましい）
2. アドボケイトから自己紹介し、こどもに座る場所・名前の呼び方について希望を聴きます。
3. こどもの気持ちに寄り添い、傾聴します。
4. 必要に応じて、一緒に絵を描いたり遊んだりしながら、気持ちの整理や意見形成を支援します。
5. 意見表明がある場合は、必ず「確認書」を使用して調査員に伝え、本人の希望や状況に沿って支援します。複写1枚目は調査員に渡します。
6. 「書けないから書いて欲しい。」等の代筆要望があれば、正確な発言や気持ち、意見を本人に確認しながら書きます。下書きやメモをとることがありますが、面談終了時にはこどもの前で破棄します。
7. 施設の場合、施設内での友人関係や、ルールのこと、職員に関する意見がよく出されます。こどもが話してくれたことを、誰にどこまで話してよいのか、よく確認することが大事です。

<面談後>

1. ペア同志で互いに振り返りをし、良かった点や今後に生かしたい点について、建設的な意見を出し合います。
2. 全体で振り返りをし、SVとしっかり共有します。（必要があれば、施設長も交えて意見交換し、情報共有をします）調査員とは、確認書が出た場合のみ共有します。
3. SVが同行しない場合は、調整役がセンターに活動終了の報告をします。
 休祭日 ☞ 権利擁護研究センター緊急電話 ***-***-***
 平日 ☞ 権利擁護研究センター事務局 ****-**-****
4. 確認書複写2・3枚目は、1週間以内に事務局に郵送します。

(4) 里親家庭・ファミリーホームへの訪問時の留意点

【里親家庭・ファミリーホーム（FH）訪問の留意点】

1. 訪問体制について

◇里親家庭・FHの訪問は、基本的には2人1組です。

◇里親家庭・FHでは、訪問するアドボケイトの担当を固定することが望ましいですが、日程の調整状況によっては、担当アドボケイト1人が交代することもあります。

◇一時保護所と児童養護施設の訪問では、県の調査員が現地で待機しますが、里親家庭・FH訪問では意見表明があった場合、基本的には電話で調査員に連絡することになります。意見表明の内容や緊急性を要すると思われる等、判断に悩む場合は迷わずSVに相談します。

◇初回訪問では、SV（大分大学権利擁護教育研究センター教員）が同行します。

2. 制度説明の訪問について（初回及び2回目）

①事前準備と訪問先到着までのこと

◇訪問先のルート（経路）については、事前にSV・担当アドボケイト同士で確認しておきます（集合場所・集合時間・目印となるもの・駐車場の有無・自宅から訪問先までの距離や所要時間等）

◇集合場所と集合時間を決める際には、担当アドボケイト同士で連絡先（電話番号等）を確認しておきます。（予定時刻より遅れる、道に迷った等変更がある場合は途中で連絡する）

◇移動の際は交通安全に留意し、余裕をもって行動します。何よりも安全が第一です。

②訪問先でのこと

◇玄関で里親さんが出迎えてくれますので、笑顔であいさつします。

（具体例：「大分大学(権利擁護教育研究センター)から参りました、こどもアドボケイトの〇〇です。」等）。こどもにもアドボケイトの紹介をし、名前の呼び方について希望を聴きます。

◇初回は、里親さんとこどもに説明資料を配布して説明します。

◇2回目の訪問では、アドボケイトとこどもだけで話す場所・時間を設けてもらうことになっています。その際、必ずしもこどものみと限定せず、場合によって里親さんの不安やこどもの状態などを考慮しながら、柔軟に対応します。

◇訪問時間の目安は1時間程度です。

◇初回訪問終了時には、2回目訪問について、里親さんとこどもに訪問時期の希望も含め確認しておきます（訪問時期：できれば1～2カ月以内が望ましい）。尚、具体的な日程調整は事務局を通じて行います。

③訪問後のこと

◇SV が同行した場合は、周辺環境に配慮し、個人情報漏洩しない場所で、担当アドボケイトと一緒に振り返りを行い、悩みや疑問に思うこと等を共有し相談することで助言を受けることができます。

◇SV が同行しなかった場合は、調整役がセンターに活動終了の報告をします。

休祭日 ☞ 権利擁護研究センター緊急電話 ***-***-***

平日 ☞ 権利擁護研究センター事務局 ****-**-****

3. 定例の訪問

◇制度説明の訪問後は、年に3回程度（学期ごとに1回）を目安にした訪問になります。

◇日程の調整は事務局が行いますが、担当固定制の事情により、制度説明の訪問を担当したアドボケイトのどちらか1人の訪問が必要になるため、アドボケイト同士の調整も必要になります。

4. 里親サロン参加のおすすめ

◇里親サロンは、里親さんたちが情報交換したり、悩みを相談し合ったりする場です。里親サロンに参加することで、里親家庭への理解を深めることができます。現在、訪問している県南地域の里親サロンは、月に1回、佐伯市内で開催されています。参加を希望する場合は、事前にSVに相談します。

3. こどもへの説明

適切かつ効果的な意見表明等支援事業を実践するための前提条件の1つは、利用対象であるこどもに当事業及び意見表明等支援員や子ども権利擁護調査員の存在や役割を分かりやすく周知理解してもらうことである。このため、意見表明等支援員はもとより、大分県内の児童相談所及び関係機関・関係者は、支援、相談援助、ケアなどを実施する際には、対象のこどもに必ず意見表明等支援事業及び意見表明等支援員や子ども権利擁護調査員の存在や役割について、そのこどもの年齢や特性に配慮しつつ、パンフレットや権利ノート及び動画などを利用して分かりやすく説明し、目的や利用方法等について理解したことを、次のような説明・確認票を活用して確認する必要がある。

表4-6 こどもの意見表明支援をするにあたってのこどもへの説明・確認票

	確認内容	支援員
	意見表明等支援員（目的や役割など）についての説明	レ
1	意見表明等支援員について配布資料などを使っての説明	
2	意見表明等支援員について理解できているかの確認	
3	理解できていない場合には再度説明をする	

4	理解できているか再確認をする	
	こどもの意見表明権についての説明	
5	こどもの意見表明権について配布資料を使つての説明	
6	こどもの意見表明権について理解できているかの確認	
7	理解できていない場合には再度説明をする	
8	理解できているか再確認をする	
	児童福祉審議会を活用したこどもの意見表明のしくみについての説明	
9	児福審を活用したこどもの意見表明のしくみについて配布資料を使つての説明	
10	児福審を活用したこどもの意見表明のしくみについて理解できているかの確認	
11	理解できていない場合には再度説明をする	
12	理解できているか再確認をする	
	こども主導（こども中心）についての説明	
13	こども主導（こども中心）について配布資料を使つての説明	
14	こども主導（こども中心）について理解できているかの確認	
15	理解できていない場合には再度説明をする	
16	理解できているか再確認をする	
	守秘義務についての説明	
17	守秘義務について配布資料を使つての説明	
18	守秘義務について理解できているかの確認	
19	理解できていない場合には再度説明をする	
20	理解できているか再確認をする	
	他機関に伝えなければならない（通告義務）ことについての説明	
21	他機関に伝えなければならない（通告義務）ことについて配布資料を使つての説明	
22	他機関に伝えなければならない（通告義務）ことについて理解できているかの確認	
23	理解できていない場合には再度説明をする	
24	理解できているか再確認をする	
	独立性ことについての説明	
25	独立性について配布資料を使つての説明	
26	独立性について理解できているかの確認	

27	理解できていない場合には再度説明をする	
28	理解できているか再確認をする	

(1) 制度説明とアドボケイト紹介プログラム案及びクイズ・説明資料

次の写真は、幼児にいろいろなツールを使って、チーフアドボケイトが説明しているところである。



写真4-1 制度説明



写真4-2 制度説明

次に、制度説明とアドボケイト紹介プログラム案及びクイズ・説明資料について紹介する。

ア. 幼児用 (ショート)

〇〇〇〇 制度説明とアドボケイト紹介 幼児用(ショート) 〇年〇月〇日				対象児 〇人	[調査員]	施設職員	SV
時間配分 (分)	準備物	こども	アドボA	アドボBCD			
		ホールに入り、名前を貼ってもらう	こどもを出迎え、名前を貼る場所に誘導する	こどもに呼ばれたい名前を聞き、胸に貼る			
		名札を貼った人からすわる	こどもたちの様子を見る(アドボA)				
今日の出会いの意味を共有化する							
5	[バウチ資料]	調査員の話を聞く	[今日来た目的とアドボのことを伝える]				
3	ペープサート	・アドボケイトの自己紹介を聞き、今日の流れを知る ・職員と一緒に座る	・ペープサートを使い、アドボの文字を伝える。 ・アドボとはどんな人か知らせ、気持ちとは何かの話をすることを伝える	子どもと円になって座る			
アドボケイトのことを知る							
10	バベット	人形やポスターを見る	「どんな気持ちかなー」と人形をみせる				
	ポスター	話す	・こどもの声をひろいながら、「おなじ気持ちになったことある?」と聴く ・意見が出ないときは自分の体験を話す				
			いろいろな気持ちを聞くのがアドボケイトであることを伝える				
10	遊び道具を用意する	話したり、遊んだりする	子どもと、話したり遊んだりする。				
2		終了する	また来ることを伝え終了する				

<振り返り>
* 制度説明を1回と指定した施設があり、45分で想定したが、会場の広さなどもあり、困難であった。その時の振り返りで、短時間、少人数に分けるなどの工夫をし、再考した内容である。

イ. 幼児用 (ロング)

〇〇〇〇 制度説明とアドボケイト紹介 幼児用(ロング) 〇年〇月〇日			対象児〇人	[調査員]	施設職員	SV	
		アドボA(メインでファシリテーターをする)		アドボB(サブアドボケイト)			
時間配分(分)	準備物	こども	アドボA	アドボB・C			
		ホールに入り、名前を貼ってもらう	こどもを出迎え、名前を貼るところに誘導する	こどもに呼ばれたい名前を聞き胸に貼る			
		名札を貼った人からすわる	こどもたちの様子を見る				
今日の出会いの意味を共通化する							
5	[パウチ資料]	調査員の話聞く	[今日来た目的とアドボのことを伝える]				
5	ペープサート	アドボケイトの自己紹介を聞き、今日の流れを知る	・ペープサートを使い、アドボの文字を伝える ・今日は仲良くなるために名前を知らせ合ったり、ゲームをしたりすることを伝える	こどもの前に並び各自自己紹介をする			
自分で選択できる自由感を共有する							
15	イラスト	ロールプレイを見る	「どっちが好きかな?」でイラストを出し、自分の好きな方を選ぶ猫と犬のイラストを出し、アドボB・Cに選んでもらう	猫(アドボB)犬(アドボC)を選ぶ			
		好きな方が決まったら、大人と一緒に動く	こどもたちの様子を見る		猫のイラストを持ち「猫の好きな人おいで」と呼ぶ(アドボB)	犬のイラストを持ち「犬の好きな人おいで」と呼ぶ(アドボC)	
		決まらなかったら「?」に動く	「どっちも好きでわからない人」は「?」のマークのところにいくように促し、「?」の選択肢もOKだと伝える	[?のマークを持ち「決まらない人はおいで」と呼ぶ]			
		自分で選んだところに動く	どっちが好きかなを何度か行い、自分で選ぶことの大切さを話す	イラストを持ち、呼びかける			
いろんな気持ちの絵を見て、アドボに話したいことがあれば話したり、遊んだりする							
20	マイク耳ウサバンプ	アドボケイトのやくわりを知る	マイクやパンフを見せてアドボケイトの役割りを話す	こどもの表情が見える斜め前あたりにすわり、話を聴き、他の参加者は後ろに座る			
		話す	話したり、遊んだりすることができることを伝え、自分でしたいことを選んでもらう				
	遊び道具	折り紙、シール、磁石、描画など好きな遊びをする	どんな気持ちも大切であることを話し、アドボが聞きに来ること、話してくれるとうれしいことを伝える	一緒に遊んだり、話をしたりする			
		終了する	また来ることを伝え終了する				

<振り返り>
 * まず子どもに、自分で選ぶことができることを伝えるのが大切なので、そのことを1度めのワークで実践した。
 * 施設職員・SVなどの大人も参加してもらうことで、信頼できる大人がたくさんいることを知ってもらった。
 * 2度めの訪問のときにも子どもたちが内容をよく記憶していた。

ウ. 小学生用 (1回目)

〇〇〇〇 制度説明とアドボケイト紹介 小学生用 1回目(60分) 〇年〇月〇日			子ども〇人	[調査員]	職員	SV
時間配分(分)	準備物	子ども	アドボA	アドボB・C		
30		今日の出会いの意味を共通化し、役割分担する				
10	[パウチ資料]	調査員の話聞く	[来園目的とアドボの役割を伝える]	調査員の話聞く		
		アドボケイトの自己紹介を聞き、今日の流れを知る	子どもの前に並び、自己紹介する(感謝・ニックネームを伝え、笑顔で)	子どもの前に並び、自己紹介し、子どもの表情が見えるサイドに分かれて座る		
5	アドボ動画	動画を視聴する	動画でアドボの役割を伝える	PC(アドボB) 子どもの様子を見る(アドボC)		
10	アドボ説明パウチ パペット・マイク	アドボの役割を詳しく知る	アドボの役割・できないこと・約束 呼ぶ方法・権利などを伝える	PC(アドボB) 子どもの意見を聞く(アドボC)		
5		質問する	質問がないか聞く	子どもの様子を見る		
5	[アンケート]	県のアンケートに記入する	[アンケートをとることを説明し、配付する] (子どもに声かけし、サポートする)	配付、回収など手伝う (子どもに声かけし、サポートする)		
5	指遊び	指遊びに参加する	「1本と1本で…」の指遊びをする	子どもの横で一緒にする		
20	気持ちカード	気持ちワークに参加する	ワークで気持ちに良い・悪いはないことを知らせる	グループに入ってワークする		
	話ができる部屋	※相談希望がある場合は、B・Cが対応する				

<振り返り>
 * 事前の打ち合わせを実施するとともに、アドボケイト全員の動きが調査員やSVにもわかり、一体感が得られるように、タイムスケジュールを作成した。
 * アンケート記入の時間は、個別のかわりができるチャンスとなった。
 * アドボケイトから提案した遊びだったが、速さを変えたり職員がアレンジしてリーダーをしたりし、楽しく関係づくりができた。
 * 気持ちワーク(表情を表したカードで気持ちを考える)の活動で、男子グループが集中できない場面があった。男女混合のグループにするか、活動そのものの見直しが必要である。

エ. 小学生用 (2 回目)

〇〇〇〇 制度説明とアドポケット紹介 小学生用2回目(60分) ○年○月○日		子ども○人	[調査員]	職員	SV
時間	準備物	子ども	アドボA	アドボB・C	
30		今日の出会いの意味を共通化し、役割分担する			
10	[パウチ資料]	安波調査員の話聞く	[来園目的とアドボの役割を伝える]	調査員の話聞く	
		アドポケットの自己紹介を聞き、今日の流れを知る	子どもの前に並び、自己紹介する(感謝・ニックネームを伝え、笑顔で)今日の流れを説明する	子どもの前に並び、自己紹介し、子どもの表情が見えるサイドに分かれて座る	
10	アドボクイズ	アドボクイズを考える	アドポケットの理解度を確認する	PC(アドボC) 子どもの様子を見る(アドボB)	
5		質問する	質問がないか聞く	子どもの様子を見る	
5		指遊びに参加する	「1本と1本で…」の指遊びをする 指スマ(アドボさん)の復習をする	子どもの横で一緒にする	
30	気持ちカード 気持ちポスター パペット	気持ちワークに参加する	ワークで気持ちに良い・悪いはないことを知らせる	グループに入ってワークする	
		指遊びに参加する	アドボさん指スマをする	グループに入ってワークする	
		まとめをきく	まとめをする (権利・アドボの役割・呼び方)		
	話ができる部屋	※相談希望がある場合は、アドボB・Cが対応する			

<振り返り>
 * 活動前の打合せでは、1回目訪問時の子どもたちの様子を、詳しく共有する必要があった。
 * 前回の約束で「指スマ」をしたが、たし算が必要なため、低学年が参加しにくかった。低中高に分けるなどの工夫が必要である。
 * 「指スマ」の声かけを「アドボさん」に変えたことは、何回も言葉にすることで意識されてよかった。
 * 相談希望がある子どもたちの意思を、確認する機会を設けなかったことは、反省点である。

オ. 中高生用

〇〇〇〇 制度説明とアドポケット紹介 中高生用 ○年○月○日		生徒○人	[調査員]	職員	SV
時間配分(分)	準備物	生徒	アドボA	アドボB	
30		今日の出会いの意味を共通化し、役割分担する			
3	[パウチ資料]	調査員の話聞く	[来園目的とアドボの役割を伝える]	調査員の話聞く	
5		アドポケットの自己紹介を聞き、今日の流れを知る	子どもの前に並び、自己紹介する(感謝・ニックネームを伝え、笑顔で)	子どもの前に並び、自己紹介し、子どもの表情が見えるサイドに分かれて座る	
5	アドボ動画	動画を視聴する	動画でアドボの役割を伝える	PC(アドボB)	
7	アドボパワポ	アドボの役割を詳しく知る	アドボの役割・できないこと・約束呼ぶ方法・権利などを伝える	PC(アドボB)	
2	気持ちポスター 子どもの権利条約アイコン	色々な気持ち・権利条約について詳しく知る	色々な気持ちがあること 54の権利条約を知らせる	子どもの様子を見る	
3		質問する	質問がないか聞く		
5	[アンケート]	アンケートに記入する	[アンケートをとることを説明し、配付する]	配付、回収など手伝う	
28	権利すごろく	権利すごろくをする	権利すごろくの説明をし、進める	カードの内容を共有(アドボA) リアクション(アドボB)	
	話ができる部屋	※相談希望がある場合は、すごろくを少し早く終わり対応する			
2		終了する	また来ることを伝え、終了する		

<振り返り>
 * もう少しお互いを知る機会となるゲームなどを入れるとよかった。
 * 意見表明があるときに、どの部屋でどの程度の時間がとれるかなど事前に聞くよかった。
 * 「権利すごろく」は個人よりチームでの方が、それぞれが助け合いながら権利を学べるようだ。「わかる」と共感でき、ゴールしたときの達成感も増し、スムーズに感じた。また、アドポケットも、進行する人とリアクションの人など、役割分担をしておいて良かった。
 * 中高生に関しては、遊ぶことを用意しておいて「遊びをみんなでしょう」と、声をかけた方が参加できると感じた。

カ. ファミリーホームのこどもへの配布説明資料

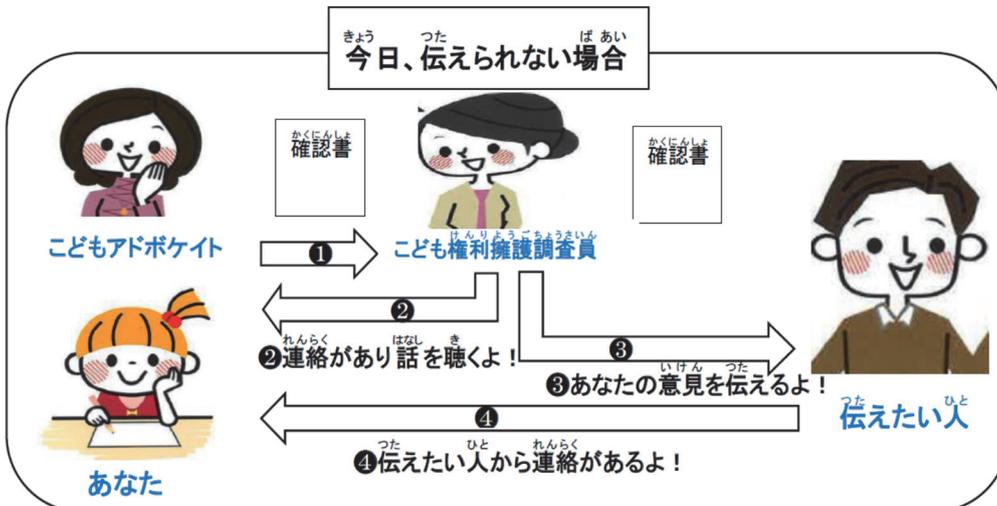
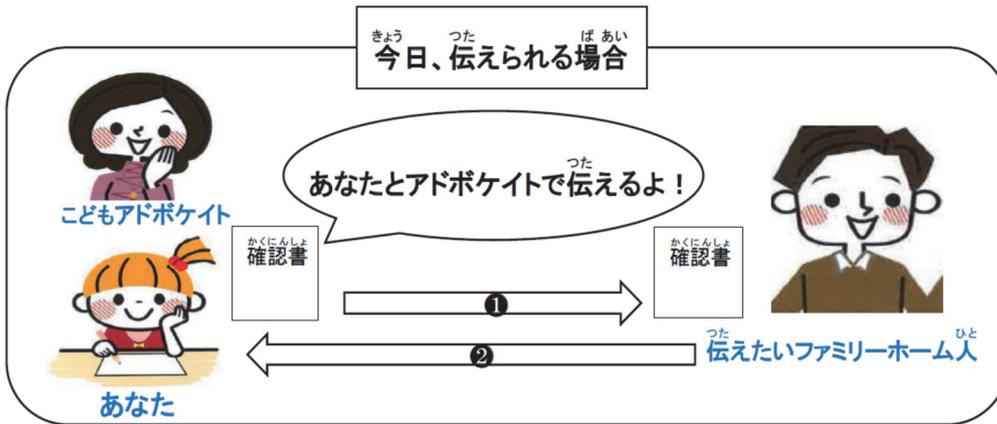
(こども用)

だれ つか いけん
誰かに伝えたいこと(意見)があるあなたへ

◆「伝えること」の確認書について

- ・あなたの伝えたいこと(意見)を、「伝えること」の確認書に書いてください。
- ・確認書を、こども権利擁護調査員に伝えることを、ファミリーホームの大人に知らせてもよいですか、わるいですか、教えてください。 よい ・ わるい

◆伝えたあとの流れについて



うらも見てね！ 



○伝えたい人に伝わるまで時間がかかることがあります。

○調査員(こども権利擁護調査員)や児相(児童相談所)からあなたに

連絡をする場合の連絡先は

あてに連絡をします。

(連絡がとれる、ファミリーホームの大人を決めてください。)

※この用紙はこどもに渡してください。

キ. 低年齢用クイズ



ク. 小学生用クイズ

こども アドポケット クイズ

こんにちは！
みみずさだよ

①アドポケットってどんなひと？

あなたのきもちをきいてくれるひと
アドカドをそだてるひと

②アドポケットがきいてくれるきもちは何？

うれし!	いらいら
たのし!	ごめ!
しんぱ!	わくわく

③アドポケットはきもちをきいてくれるだけ？

アドポケットは、**マイク**みたいなんだよ！
あなたの **きもち** や **おもい** をだれかにつたえたいときに、つたうひとだよ！

④アドポケットは、ひみつをまもってくれる？

とくどきひみつをやる
ひみつをまもる
とくべつなとくは、ほかのひとが知らない

④アドボさんがおはなしをきいて、みんなのためにはなしあいをしてくれるところ？

としょかん
じふくしん

●みんなのきもちをきいて、いちばんいいほうをはなしあうよ！

●どれもあなたのたいせつなきもちだよ！

●あなたの **きもち** や **おもい** をつたえてかなえられるようにおてたいをするよ！

●すべてうまくいかはわからないけれど、いっしょにかながるよ！

おぼえておいてほしいこと

- あなたは、うけいがあるよ。
- あなたは、きいてもらえるけんりがあるよ。
- あなたは、いちばんたいせつなけんりがあるよ。
- あなたのけんり、とてもたいせつだよ。
- アドポケットはあなたのみかただよ。

アドポケットをよびたいときは？

- しよくいんに、おわかいする。
- でんわをかける。
- (080-2786-4500)
- はがきをだす。
- たのしむとき、うらやまがあるとき。

おわり

ケ. 小学生用説明資料

子どもアドポケットは、どんな人なの？

子どもアドポケットはどんな人なの？

- ・あなたの話をきいて、きいてくれる人
- ・あなたの話をきいて、その気持ちをわかっていっしょに考えてくれる人
- ・帰るときは、あなたの話をきいて必ず返してくれる人

・呼びたいときは、でもあらず！ しよくいんにだすの！ はがきをだす！

だから子どもアドポケットにはなんでも話してね！

みかただよ！

- ・子どもアドポケットは、いつでもあなたを必要とする。
- ・話さないことは、無事に話さなくてもいい。

あなたのきもちをしっかりと聞いて受け止めてくれるよ

話していること、聞かなくていいこと、なんでも聞いて、一緒に考えてくれるよ。

しせつ・がっこう・かぞくともだち・これからのこと

いっしょに話して、きいてくれるよ。話さなくてもいいよ。

どんなきもちかな？

どんなきもちかな？

どんなきもちかな？

どんなきもちかな？

きもち

すべて、あなたのたいせつなきもちだよ

子どもアドポケットは、あなたのきもちが思いがかなえられるようにお手伝いをするよ。

あなたの気持ちをきいて、きいてくれるよ。すべてをきいてはかからないけれど、いっしょに話して、きいてくれるよ。話さなくてもいいよ。話さなくてもいいよ。話さなくてもいいよ。

子どもアドポケットは秘密を守ります！

話さなくてもいいよ。話さなくてもいいよ。話さなくてもいいよ。

大切なあなたを守るために！！

でも、あなたや誰かが心配なとき、ならされたらいいよ。大人に話せることがあるよ。そのとき、話していかうかがあなたに話せてからにするね。

サ. 説明パンフレット

その1



子どもアドボケイトって? III

これからつたえること

1. こどもアドボケイトのこと
2. おはなししてつたえてくれたこと



1. こどもアドボケイトのこと

あなたのきもちやおもいを
だれかにはなしたとき
つたえたいときに
つたってくれるひと



あなたのきもちやおもいを
しっかりときいて
うけとめてくれるよ

きもちって

いや、うれしい、たのしい、こわい、しんぱい、いらいら...
すべてあなたのたいせつなきもちだよ!

2. おはなししてつたえてくれたこと

あなたのきもちやおもいをつたえて
かなえられるようにおてつだいをするよ。

すべてうまくいかは
わからないけれど
いっしょにかんがえるよ!



こどもアドボケイトは
マイクみたいだよ!

ひみつをまもります!



shh

ひみつにしてほしいことは、
はなしません!
はなしてもいいかどうかは、
たしかめてからにします!

あなたがいじめられているときには、
あなたのみかたになるひとに つたえることがあるよ。

その2



子どもアドボケイトは
どんな人なの? III

子どもアドボケイトはどんな人なの?



- あなたのきもちを誰かに話したいときに、手伝ってくれる人
- あなたの話を聴いて、その気持ちが伝わるようにいっしょに考えてくれる人
- 呼んでくれれば、あなたの話を聴きに必ず来てくれる人
- 呼びたいときには ***-***-***

だから
子どもアドボケイトには
なんでも話してね！

- 子どもアドボケイトは、いつでもあなたを応援するよ。
- 話したくないことは、無理に話さなくてもいいよ。



あなたのきもちをしっかりと
聴いて受け止めてくれるよ♪

困っていること、嫌だと思っていること、
なんでも聴いて、一緒に考えてくれるよ。



きもちって

いや、うれしい、楽しい、こわい、心配、腹が立つ…いろいろあるね。
すべてあなたの大切なきもちだよ！ …話してくれたら…。

子どもアドボケイトは、あなたのきもちや思いが
かなえられるようにお手伝いをするよ。

あなたの気持ちや思いがかなえられるように。
すべてうまくいかはわからないけれど。

いっしょけんめい力になってくれるよ。
話してみたら、
スッキリしたり、
元気が出るかもしれないよ。



子どもアドボケイトは秘密を守ります！



秘密にしてほしいことは、
誰にも話しません！



話してもいいかどうかは、
必ず確認してからします！



たいせつ
大切なあなたを守るために！！

でも、あなたや誰かがいじめられたり、なぐられたりされているとき
には、大人に伝えることがあるよ。
(そのときも、話していいかどうかあなたに伝えてからにするね。)

それからね
あなたといっしょに
お話に行くこともできるよ



あなたが誰かにきもちを伝えたいときには、
いっしょにお話に行くよ。
あなたの代わりに行って伝えることもできるよ。

よかったね♪
うれしいね♪



さあ
あなたの
安心を守るために
子どもアドボケイトと
話そうね♪



シ. 説明リーフレット

(ア) 一時保護所用

あなたの気持ちや気になっていることを聞かせてね

一時保護所へ入所しているみなさんへ
 あなたの気持ちや気になっていることを聞かせてください。
 解決に向けて、一番よい方法を、みんなで話し合います。

こんな気持ちや気になっていることはありませんか？



児福審に気持ちや気になっていることを伝えることもできるよ。

※児福審（児童福祉審議会）にはみんなの気持ちや気になっていることを受け付けて対応する窓口があります。

あなたの気持ちや気になっていることを児福審に届けることができるよ

- 1 児童相談所の職員に、子どもアドボケイトを呼んでもらうことができるよ。



※子どもアドボケイトとは、
 あなたの気持ちや気になっていることを聞いて児福審に届けてくれる人だよ。
 子どもアドボケイトに相談しながら一緒にあなたの気持ちや気になっていることを児福審に伝えられるよ。
 （児童相談所の人ではないよ。）

- 2 児童相談所から連絡を受けた子どもアドボケイトがあなたの話を聞きに行くよ！



子どもアドボケイトは、呼ばれなくても定期的に児童相談所へ来るので、そのときにお話しをすることもできるよ。

児福審では、みんなで解決に向けて話し合いをするよ

- 3 あなたの声を専門家に届けて、一番いい方法を話あうよ。



- 4 話し合いの結果をあなたに報告するよ！



(イ) 里親・ファミリーホーム用

あなたの気持ちや気になっていることを聞かせてね

里親さんと生活するみなさんへ

あなたの気持ちや気になっていることを聞かせてください。

解決に向けて、あなたにとって一番よい方法を、みんなで話し合います。

こんな気持ちや気になっていることはありませんか？



こんな時は児福審に気持ちや気になっていることを伝えてね。(裏面に伝える方法がのっているよ)

※児福審(児童福祉審議会)にはみんなの気持ちや気になっていることを受け付けて対応する窓口があります。

あなたの気持ちや気になっていることを児福審に届けることができるよ

1 電話で児福審に連絡できるよ!

児福審電話窓口
【000-0000-0000】
受付時間 9:00~17:00
月~金(祝日はお休み)

話しづければ、里親さんに、子どもアドポケットを呼んでもらうこともできるよ。



2 連絡をくれたあなたのもとに子どもアドポケットがお話を聞きに行くよ!



※子どもアドポケットとは、

あなたの気持ちや気になっていることをじっくり聞いて児福審に届けてくれるんだよ。
子どもアドポケットに相談しながら一緒にあなたの気持ちや気になっていることを児福審に伝えられるよ。
(児童相談所や人ではないよ。)

児福審では、みんなで解決に向けて話し合いをするよ

3 あなたの声を専門家に届けて、一番いい方法を話あうよ。



4 話し合いの結果をあなたに報告するよ!



(ウ) 児童養護施設

あなたの気持ちや気になっていることを聞かせてね

小百合ホームで生活するみなさんへ
 あなたの気持ちや気になっていることを聞かせてください。
 解決に向けて、あなたにとって一番よい方法を、みんなで話し合います。

こんな気持ちや気になっていることはありませんか？



こんな時は児福審に気持ちや気になっていることを伝えてね。(裏面に伝える方法がのっているよ)
 ※児福審(児童福祉審議会)にはみんな気持ちや気になっていることを受け付けて対応する窓口があります。

あなたの気持ちや気になっていることを児福審に届けることができるよ

1 電話で児福審に連絡できるよ!

児福審電話窓口
 【000-0000-0000】
 受付時間 9:00~17:00
 月~金(祝日はお休み)

話しづらければ、施設職員さんに、子どもアドボケートを呼んでもらえるよ。



2 連絡をくれたあなたのもとに子どもアドボケートがお話を聞きに行くよ!



※子どもアドボケートとは、あなたの気持ちや気になっていることをじっくり聞いて児福審に届けてくれる人だよ。子どもアドボケートに相談しながら一緒にあなたの気持ちや気になっていることを児福審に伝えられるよ。(児童相談所や施設の人ではないよ。)

児福審では、みんなで解決に向けて話し合いをするよ

3 あなたの声を専門家に届けて、一番いい方法を話あうよ。



4 話し合いの結果をあなたに報告するよ!



ス. 内容確認クイズ

アドボさんクイズ

①アドボさんってどんな人？

みんなの話をきいてくれる人

アボカドをそだてる人

●アドボさんは、マイクみたいな人だよ！

●みんなのきもちやおもいをだれかにはなしたいときにてつだってくれるんだよ！

②アドボさんであるうらちゃんのすきなどうぶつはなんだろう？

いぬ

ねこ

セ. アドボケイト紹介カード

アドボケイト紹介カード

<div style="background-color: #f08080; padding: 5px; border-radius: 10px; margin-bottom: 10px;"> <p>ねえねえ あのね ～したいな</p> <p style="text-align: right;">いやだな</p> </div> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="background-color: #f08080; padding: 5px; border-radius: 10px; flex-grow: 1;"> <p style="color: white; text-align: center;">こんなこと、ないかな？</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ほんとのことを ● いってもいいのかな ● だれかにきいてほしい </div> </div> <div style="background-color: #f08080; padding: 5px; border-radius: 10px; margin-top: 10px;"> <p>あなたには「きいてもらうけんり」があります！ こどもアドボケイトにはなしてみませんか？</p> </div> <p style="text-align: center;">紹介カード表（幼児用・ひらがな）</p>	<div style="background-color: #f08080; padding: 5px; border-radius: 10px; margin-bottom: 10px; text-align: center;"> <p>アドボケイトにおはなしする</p> <p style="font-size: 2em;">000-000-000</p> </div> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin-bottom: 10px;"> <div style="background-color: #4CAF50; padding: 5px; border-radius: 10px; margin-right: 10px; color: white;"> <p>アドボケイトは</p> </div> <div style="text-align: center;"> <ul style="list-style-type: none"> ✓ あなたのいけんを だいじにします ✓ ひみつをまもります ✓ あなたののみかた！ </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; font-size: 0.8em; margin-top: 10px;"> <div style="width: 15%;"> <p>たとえば こんなことが できます！</p> </div> <div style="width: 15%; text-align: center;"> <p>あなたのお話を ききます</p> </div> <div style="width: 15%; text-align: center;"> <p>だれかにつたえる てつだいをします</p> </div> </div> <p style="text-align: center;">紹介カード裏（幼児用・ひらがな）</p>
<div style="background-color: #f08080; padding: 5px; border-radius: 10px; margin-bottom: 10px;"> <p>ねえねえ あのね ～したいな</p> <p style="text-align: right;">いやだな</p> </div> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="background-color: #f08080; padding: 5px; border-radius: 10px; flex-grow: 1;"> <p style="color: white; text-align: center;">こんなこと、ありませんか？</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 本当のことを ● 言ってもいいのかな ● 誰かに聞いて欲しい </div> </div> <div style="background-color: #f08080; padding: 5px; border-radius: 10px; margin-top: 10px;"> <p>あなたには「聴いてもらう権利」があります！ 子どもアドボケイトに話してみませんか？</p> </div> <p style="text-align: center;">紹介カード表（年長用・漢字）</p>	<div style="background-color: #f08080; padding: 5px; border-radius: 10px; margin-bottom: 10px; text-align: center;"> <p>アドボケイトにお話しする</p> <p style="font-size: 2em;">000-000-000</p> </div> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin-bottom: 10px;"> <div style="background-color: #4CAF50; padding: 5px; border-radius: 10px; margin-right: 10px; color: white;"> <p>アドボケイトは</p> </div> <div style="text-align: center;"> <ul style="list-style-type: none"> ✓ あなたの意見を 大事にします ✓ 秘密を守ります ✓ あなたの味方！ </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; font-size: 0.8em; margin-top: 10px;"> <div style="width: 15%;"> <p>例えば こんなことが できます！</p> </div> <div style="width: 15%; text-align: center;"> <p>あなたのお話を 聴きます</p> </div> <div style="width: 15%; text-align: center;"> <p>誰かに伝える 手伝いをします</p> </div> </div> <p style="text-align: center;">紹介カード裏（年長用・漢字）</p>

ソ. 子どもアドボケイト証明書

○ 子どもアドボケイト証明書（具体例）

こ しょうめいしよ 子どもアドボケイト証明書	
顔写真	あ ど ぼ けいと 亞土簿 圭人
	有効期間 2021年4月1日 ～ 2022年3月31日
おおいだいがくだいがくいんふくしけんこうかがくけんきゅうが 大分大学大学院福祉健康科学研究科	
ふそくけんりようごきょういくけんきゅう 附属権利擁護教育研究センター	

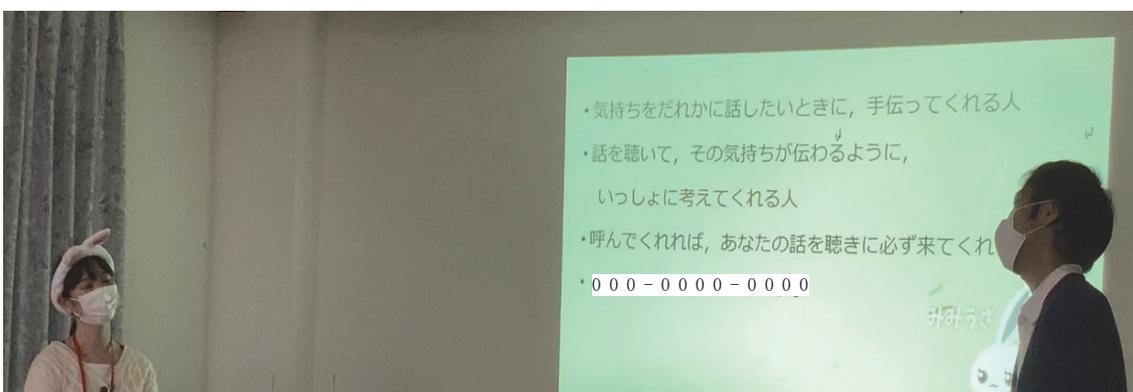
← ここに印影印刷

(2) 手作り教材やロールプレイなどを用いた説明場面



児童養護施設
幼児向けの手作り説明教材
(写真4-3~5)

児童養護施設
小学生 ロールプレイを取り入れた
ビデオ内容確認の場面
(写真4-6)



4. 関係機関・関係者への説明

意見表明等支援事業を実施する上で重要な点は、アドボカシーの定義・理念／独立・専門・訪問アドボカシーの概要などを丁寧に繰り返し説明し、意見表明等支援事業の目的と意義などを関係機関・関係者に心底から十分に理解してもらうことである。

大分におけるモデル事業を実施した過程の中で、児童相談所職員や一時保護所職員、児童福祉施設職員、里親・ファミリーホーム等の関係者は、新たな取組への不安感や不信感などから、独立（専門）アドボカシーの導入や実施に対して、スタートアップマニュアルで指摘している下記に示すような懸念を抱く場合が、前述した通り少なくなかった。

「・意見表明等支援員がこどもの気持ちに寄り添い過ぎてしまい、専門職の支援方針・アセスメントを軽視した関わりを進めてしまうのではないか。

・こどもが意見表明等支援員に話したことが、こどもとの約束に基づき守秘義務の対象になると、こどもの同意なく関係機関に話すことが困難になるが、それは適切なのか。

※虐待に当たる事実である場合（児童虐待防止法第6条）、要保護児童（第25条1項）を除く

・意見表明等支援員がこどもの具体的な状況を知らずに誤った認識や判断をするのではないか。それにより、こどもの生活が不安定化するのではないか。

・意見表明等支援員とこどもとの関係構築によりこどもと周囲との関係が希薄になるのではないか。

・意見表明等支援員の関わりが、円滑な支援の妨げになるのではないか。

・意見箱や第三者評価等、意見表明のための制度や仕組みがすでにある中、新たに意見表明等支援員が介入することで、それぞれの仕組みや専門職の役割や意義が曖昧になり、こどもや職員の混乱を招くのではないか。」

真摯にこどもに向き合い、養育や支援に取り組んでいるからこそ、関係者がこうした懸念や不安感などを抱くのは当然のことであり、関係者から発せられる意見や質問に対して、意見表明等支援員やスーパーバイザーはその都度、丁寧に説明することが必要なのである。そのためにも、意見表明等支援員やスーパーバイザーは、訪問アドボカシー活動の過程で、独立性を確保しつつ、関係者とコミュニケーションを取り、セルフアドボカシーを形成するためには、こどもが関係するアドボカシーの担い手であるすべての人から必要な支援をいつでも利用できる環境整備の必要性や、意見表明等支援事業の意義や目的等について、関係者が心底から理解し納得が得られるように、繰り返し分かりやすく丁寧に説明し、関係者との信頼関係の構築を図ることが重要なのである。

（なお、アドボカシーの定義・理念／独立・専門・訪問アドボカシーの概要などについての説明は、後述する意見表明等支援員の養成研修のパートで触れているので参照されたい。）

各関係機関との協議・周知を丁寧に進めた事例

- 半年ほどかけて、各関係機関とこどもの権利擁護の仕組みに関する協議・周知を進めた。各機関との調整過程は以下の通りであった。（大分県）

<児童相談所>

- 入所後すぐに担当の児童福祉司からこどもに説明を行うことへの理解と協力を得るため、数回の研修に加え、意見交換を重ねた。

<一時保護所>

- 一時保護所から、職員の負担の増加等を懸念する意見等が多く寄せられ、調整・相談のため多くの時間を割いた。一時保護所の懸念点を一つひとつ拾い、解決する作業を地道に行い、理解を得た。

<児童養護施設>

- 初年度は権利擁護に関心が高い施設を2か所選定し、他施設に段階的に広める際の標準モデルとすることとした。
- 最初に施設の施設長ほか、中心となる職員に制度説明と、当事業の定着に向けた取組の方法等の意見を聴いた。職員全体への説明は、事前に施設長等から頂いた意見を踏まえて行い、意見交換も行った。職員からは建設的な意見を頂くことができた。
- 施設入所児童への制度説明は、これら職員からの意見を踏まえて行った。

<里親・ファミリーホーム>

- 里親・ファミリーホームについては、物理的問題として他の人が入ることのない面談用の部屋を確保することが難しいことや、里親等が把握できない形でこどもの意見を聴いていくことへの戸惑い等から、理解を得るのに時間を要した。
 - まず、県内6ブロックの一ブロックにいる里親・ファミリーホームを対象に試験的に開始することとした。里親への説明は、事業の一部を委託している大学の協力を得ながら、事務局が実施。面談の実施場所は、学校や公民館等で行ってはどうかという意見も出たが、調整が困難なため里親家庭で行うこととし、1回目は里親と一緒に制度説明を行い、2回目からアドボケイトとこどものみで面談して意見表明等支援を実施することとした。
 - 里親の中には、こどもと里親の関係性を崩されるのではとの懸念の声もあった。
- 大学教授から、モデル事業実施時にこれらの課題を抽出し、修正することのアドバイスがあり、一律で行う説明会ではなく、里親委託を始める際に、里親にアドボケイトについて説明し、委託時から受け入れてもらうことについて理解を得るように方針を変えた。

- こうした経過もあり、これからの代替養育では、第三者がこどもに話を聴きに来るのはスタンダードであると、里親自身からも理解いただいている。
- ▶ こども自身も、一時保護所を経て里親家庭へ行く場合等、すでに一時保護所でアドボケイトの存在を知っているため、里親家庭へ行っても意見を聴きに来る人がいることを理解している。

(こどもの権利擁護スタートアップマニュアルより)

5. アクセス手段の確保

こどもの求めに応じて意見表明等支援員を派遣するセンター事務局は、対象のこどもが円滑に利用できるようにアクセスしやすい環境を整備するとともに、こどもが意見表明等支援員の利用を希望したときは、こどもの時間感覚に合わせて速やかに滞りなく意見表明等支援員を派遣し対応できるよう、その体制を整備することが必要である。そのため大分県では、子ども権利擁護調査員から連絡を受けた際には、センターが速やかにチームコミュニケーションツールであるスラック（Slack）などを活用して連絡調整を行っている。

また、その手段としては、電話（フリーダイヤル）、はがき（プライバシーシール付）、ファックス、電子メール、WEB フォーム、SNS などの中から、より多く確保し、こどもが選択できるように整備することが望ましい。

現在、大分県では電話とはがきのみであり、SNS などより多くのアクセス手段の確保が課題である。

実際に、電話によるアクセスの際には、誰からも聴かれることのない環境を整えたり、はがき使用後は補充したり、こどものアクセシビリティには十分に配慮することが必要である。

なお、社会的養護のもとで生活しているこどもの中には、大人に対する不信感などを有している者も少なくなく、意見表明等支援事業の利用について理解していてもアクセスできない場合もありうる。意見表明等支援員は、こどもが安心して利用できるよう、こどもとの信頼関係を構築するための取組が必要である。また、意見表明等支援員についての簡単なプロフィール情報や訪問日程などを事前に提供することも、こどもの安心につながる場合も考えられる。



写真4-7 一時保護所に掲示しているアドボケイト紹介ポスター

障害児や外国籍のこどもの場合には、手話通訳、ガイドヘルパー、通訳機器の活用など、相談受付窓口にアクセスするための合理的配慮も必要である。

6. こどもとの面談の準備

意見表明等支援員は、可能な限りこどもの求めに応じて時間調整をするとともに、こどもがアクセスしやすく、安心して主体的に意見を表明しやすい場所を確保し、こどもとの面談に備える。また、こどもとの面談前には、意見表明等支援員自身に何らかの健康上・安全上の問題がないか確認しておくことや、精神的に安定させておくが必要である。

こどもは語彙力不足や表現力の未熟さなどコミュニケーション力が十分に形成されていないため、簡単な言葉やフレーズを使ってコミュニケーションをとり、こどもが理解しやすいように工夫したり、視覚的な手助けや身体的なジェスチャーを取り入れたり、理解を促進することが必要である。したがって、意見表明等支援員は、こどもとのコミュニケーションを促進し、関係性を深め構築するための表現活動（遊び）やコミュニケーション技術について確認しておくことや、有用な遊び道具などのツールをこどもの年齢や障害等の特性を踏まえて準備する必要がある。

【参考】コミュニケーション・表現活動のグッズ・本
・子どものけんり「なんでやねん！すごろく」

- ・ ころかるた (子ども向け)
- ・ ナンジュモンジャ
- ・ すきなのだっち
- ・ 短所を長所に変えたいやき
- ・ ころとからだコンディションカード
- ・ コミュニケーションカード「いま、どんなきもち」
- ・ きいて・はなして はなして・きいて トーキングゲーム
- ・ 子どもの権利ワークショップ『きかせてジャーニー』
- ・ 世界の子どもの権利かるた: みんなで知ろう!わたしたちのチャイルドライツ
- ・ ようこそ こどものけんりのほん
- ・ 子どもの権利ってなあに?
- ・ ころべばいいのに
- ・ なんだろうなんだろう (絵本)
- ・ モンテッソーリおりがみ

7. こどもと初めて会う時

意見表明等支援員は、迎える物的な環境の準備とともに、待ち合わせ場所で生まれてくる赤ちゃんとの出会いを楽しむような気持ちで迎えるといった心の準備をしておくことも大切である。こどもと初めて会った時には、心のこもった挨拶はもとより、こどもが緊張せず、リラックスした状態でいられるように、フレンドリーで親しみやすい態度を心がけ、にこやかな表情や優しいトーンで声をかけ、緊張感を和らげ、こどもに安心感や安全感を抱くことができるように、そのこどもが“その「子」である”ということ自体を受け入れることが大切である。

具体的には、アイスブレイクとして、共通の興味や好きなことや、こどもが自分の興味を話すことで、対話がスムーズに進みことも少なくない。

また、自分自身を繕わずにオープンな自己紹介と、意見表明等支援員としての役割(こどもも主導、守秘義務、独立性などアドボカシーの原則なども含む)や意見表明等支援の過程などについて、マイクのような役割といった具体的な例を示しながら理解できるまで丁寧に説明しつづけ確認すること。と同時にこどもからの質問や困りごとなどについての訴えについては遠慮なく話してもらって良いことを伝え、その訴えなどについて十分に聴き理解できているかを確認しつつ、こどもから意見表明等支援をすることについて同意を得るといったインフォームドコンセントを実施することが必要である。

その際には、意見表明等支援員は、「決して自分からは見捨てないし諦めない」といったこどもに対する関心や思いが心肝に染むよう、言語的・非言語的コミュニケーションを用いて表現することが重要である。

こどもがエンパワメントするためには、こどもが楽しかったことやうれしかったことな

どポジティブな話を傾聴することも重要である。

■ 共通した意見が聴取された項目		
	話してみたい・話せそう、これは良い	話したくない、これは嫌
意見表明等 支援員の 態度・雰囲気	<ul style="list-style-type: none"> 自分の話を分かってくれる人 話の合う人、波長の合う人 真剣に考えてくれて、実現に向けて何かしてくれそうな人 かもしだす空気感が和やかな人 子ども心を忘れていない（子ども目線で話してくれる）人 	<ul style="list-style-type: none"> 話を否定してくる人 発言をさえぎったり意見を押し込めようとしたりする人 考え方が古かったり頭が固かったりする人 声が大きすぎる人 自分の話ばかり一方的にしてきて、言葉のキャッチボールにならない人
面談中の 関わり方・ 進め方	<ul style="list-style-type: none"> 長机の短辺を挟むくらいの距離で目線の高さをそろえて話す 目を合わせて話す 一緒にお菓子を食べながら和やかに話す こちらが話し始められるまでの間は自分から話しかけてくれる こちらが納得するまで話を聞いてくれる 	<ul style="list-style-type: none"> 立ったまま見下ろしてくる 全く目が合わない 威圧的に見つめられる 別の作業をしながら話を聞く こちらが話しているときにさえぎって話してくる 時間が来たからといって強制的に面談を終了する
意見の 取り扱い	<ul style="list-style-type: none"> 秘密にしてほしいことは誰にも言わない 意見を（他の人に）伝える必要がある場合、ときばきと対応してくれる 	<ul style="list-style-type: none"> 秘密をバラす 話した内容を勘違いしたまま 第三者に言う

■意見が分かれた項目

- カフェみたいな知らない人がたくさんいるオープンスペースが良い。2人きりだと変なことを言われた時に対応できないと思うから怖い。
- カフェみたいなところだと知り合いが紛れていそうで嫌。誰にも聞かれないところで個別に話したい。施設内の部屋でも良いけれど、聞き耳を立てる子がいて気になる。
- 児童養護施設がどんなところなのか、どんなルールなのかを知っている人が良い。
- 自分がなぜここに来たかくらいは知っていてほしい。
- 児童養護施設のことを知らない人なら自分が説明してあげるから大丈夫。
- 言いたくない人に自分のことを勝手に知られていくたくない。ここにいる理由も伝えたら自分で話す。

(意見表明等支援員養成のためのガイドラインより)

さらに、意見表明等支援の過程でこどもが支援を受けることにNOという意思を表明したいならば、いつでも遠慮せずに意思表示をしてもらいたいこと、その場合にはその意思を尊重して中止していつでも帰るということを伝えておくことも必要である。

こどもの年齢や特性に応じて、こどものおもちゃを用いた遊びなどの表現活動を通して、リラックスした場の雰囲気の中で自然なコミュニケーションを図りながらインフォームドコンセントを行うことも重要である。

このような相互交流を展開しても、こどもは、身近な存在ではない意見表明等支援員に対して警戒感や不信感を抱いていたり、本当に秘密を守ってくれるのかという不安や疑念をもったり、あるいは養育者と気まずい関係になるのではないかと不安を感じていたりする場合が少なくない。このような不安感や不信感などはすぐに解消されるわけではないので、じっくりと時間をかけて相互交流をし続けることを通して、信頼関係を構築しながら、徐々に取り除いていくことが肝要である。

面談の終わりには、こどもがコミュニケーションしてくれたことに感謝の意を示し、人格を尊重した丁寧なフィードバックをすることが大切である。

8. 面談の場所・方法

どのような環境で意見を聴いてほしいのか、面談の環境や場所については、こどもができるだけ自分の選択をすることができるように工夫することが大切である。こどもが感情を表現しやすいような場所を選ぶ。安心感があり、感情を自由に表現できる環境があれば、面談がより効果的となる。

また、面談は、基本的にはこどもの選択を考慮して、こどもがプライバシーを確保し、静かで落ち着いたリラックスしやすい雰囲気のある環境で、こどもが安心感を持って話することができる場で行うことが重要である。

但し、意見表明しやすい面談の環境や場所については、こどもによって様々であるため、意見表明等支援員は画一的に対応するのではなく、個々のこどものニーズに応じて場所や方法に関して柔軟に対応することが求められる。

こどもからは、「1対1が良いのか」「個室が良いのか」「外が良いのか」「遊びながら聴くのが良いのか」など、どのような環境で意見聴取を望んでいるのかなどについては、様々な意見があるので、こどもの意見を聴取して検討することが大切である。

また、面談の方法としては、こどもの希望も踏まえつつ、新人とベテランがペアになって面談をする複数名体制など、こどもにとって適切な意見表明等支援体制のもとで実施することが重要である。また、面談でのこどもへの問い掛けも、様々なバリエーションの面談方法が想定でき、こどもの状態や場面等に応じて効果的な方法を検討することが望まれる。

面談の場所については、例えば、一時保護所や施設の場合は施設内の面会室や談話室等、こどもと意見表明等支援員との面談が他のこどもからは分からないところを使用するなど工夫が必要である。

グループホームや里親家庭等の場合は、こどもが周囲に気を遣わずに意見表明等支援員と話せる場所がないケースもある。そのため、近隣の公共施設や庭や公園などこどもが気持ちを素直に表現しやすいような場所で実施したりすることも考えられる。その場合には、こどもの希望を聴取した上で、センターは、こうした場所の調整等についても関係者への協力依頼等によりスムーズな実施に向けて対応することが望ましいが、こどもの希望に応じられない場合には、できるだけその内容に近い場所を確保することが大切である。

なお、児童福祉施設においては、センターが、前もって施設と協議して、遊びなどの表現活動を行う場所と個人面談をする場所を確保しておくことが必要である。

9. 遊びなどによる表現活動

こどもの意見表明を促すための遊びなどによる表現活動は、こどもが自分の考えや感情を探求し、表現するための重要な取り組みである。

遊びなどによる表現活動を通じて、こどもは自分の考えや感情を表現する方法を学び、理解することができるとともに、絵を描いたり物語を作ったりすることで、こども自身の内面世界を探求し、自己認識を深めることや、内面から湧き出るアイデアや感情を外部に表現する手段を獲得することに結びつく。

遊びなどの表現活動を行う場所は、こどもがリラックスして楽しめるような安全で快適な環境であることが重要である。また、こどもには自由な表現の場を提供し、規制しすぎず、自分のアイデアや感情を自由に表現できる環境づくりが重要である。

様々な興味、能力、特性のあるこどもに対して、その背景に関係なく、すべてのこどもが参加しやすい表現活動を行うことも大切である。

こどもの表現やアイデアに対しては、包容的なフィードバックを与え、こどもの表現力を育てる。また、こどもとの表現活動や共同作業を通して、関係性の構築を図ることが重要である。

具体的な活動としては、こどもの求めに応じて遊びを行うことになるが、前述したグッツやツールなどを活用して、こどもの権利啓発や意見形成や意見表明に結びつくようなゲームなどを行うことが考えられる。

意見表明等支援員は、遊びなどの表現活動においても、アドボカシー活動の一環として実施していることを念頭に置いて、こどもと交流することが求められているのである。

表現活動の終了する際には、アドボカシー活動について、こどもに対して再説明や再確認をすることも重要である。

10. こどもの意見などについての傾聴

こどもの意見表明における傾聴は、彼らが自己表現しやすい環境を提供し、こども存在（being）とともにその声を尊重して理解することが重要である。こどもが自信を持って自分の考えを述べることができるよう、適切なサポートと理解を提供することが大切である。

こどもの意見表明における傾聴は、彼らの成長と発達において非常に重要であり、こどもが自信を持って意見を述べ、自分の声を発信できる環境を提供することが、健全な自己肯定感やコミュニケーションスキルの発展につながる。

たとえ、耳をふさぎたくなるような話であっても、意見表明等支援員はそのこどもの心情に想いを馳せながら傾聴し、一見実現不可能と考えられる意見でも「そう考えているんだ」といった受容の姿勢が必要である。こどもの意見や気持ちを傾聴する際、意見表明等支援員は、こどもが安心して自分のペースで本音を話せるように、じっくり傾聴しようとする態度を示し、安全な場所を選定して、こどもから表出される意見を丁寧に確認しながら、こどもが不安な気持ちを軽減できるように、あるいは受け止められたと実感できるように傾聴することが大切である。

こどもが表明した内容を理解できない場合、意見表明等支援員は、聴き返すことはもとより、図や絵を描いたり人形を用いて遊んだりしながらコミュニケーションを図る等の創意工夫が求められる。そのこどもに一番適したコミュニケーション方法を見つけ、その内容を理解できるまで諦めずに理解しようとするのが重要になる。

このように、意見表明等支援員がこどもの意見に対して誠意をもって対応することは、こどもが「自分も大切にされる存在なのだ」との実感を持つことにつながり、こどもをエンパワメントし、自己肯定感を育むことにもつながると期待される。

こどもが話すときは、積極的に耳を傾け、集中して聴き、その言葉や感情に注意を払うとともに、こどもの話に干渉せず、遮らず、じっくりと待つことが重要で、より深く理解しようとする姿勢を示すこと、「私はあなたの言うことを理解したい」という態度が大切である。

また、こどもは何らかの表現する力を持っており、言語的表現だけではなく、つまり、言語では語ることが難しくても、非言語的表現であれば、あるいは適切なサポートを受けることによって表現できる場合も少なくない。

非言語的なサインにも注目することが必要である。その非言語的なサインにも注意を払って敏感に反応し、こどもが言葉で表現しない感情や意思を、表情やジェスチャーから読み取ろう、理解しよう努めることが大切である。

こどもが気持ちや思いを表現した際には、その気持ちや思いを尊重し、偏見、ジャッジメント、否定及び批判をせずに理解し、共感する。こどもの意見や感情を理解するには、十分な時間をかけて話を聴くことが重要である。そのためにも、こどもが話すたびに、こどもが話した内容を確認し、その話を理解したことを示すフィードバックをすることが大切で、こどもが自分の意見や気持ちが理解されていることを感じると、より積極的にコミュニケーションをとるようになる場合が少なくない。

また、こどもが考えを整理したり、自分の感情に向き合ったりするために、適度な沈黙は大切であり、話す時間や空間という間を持つことも重要である。

こどもの考えや感情を深めるためには、こどものペースを尊重し、プレッシャーをかけないようにし、促進的な質問を投げかけることも大切である。

○ 傾聴する上でもポイント

- ・ こどもの話は、安心できる環境（雰囲気）の中で傾聴すること。
- ・ こどもの話に関心をもち、自分の考えや思いを挟まずに、相づちを打ちながら、共感しようとしつつ受け止めること。
- ・ 間を大切に、こどものペースや進み具合に合わせて聴くこと。
- ・ こどもが「理解されている」と感じるように理解できているか丁寧に確認すること。
- ・ こどもの心情に想いを馳せながら、ネガティブな内容であっても、受容の姿勢で聴くこと。
- ・ こどもが自分の考えや思いについて見つめ、気づいたり、自覚できるように聴くこと。
など

このように、意見表明等支援員が、こどもをパートナーとして尊重し、こどもの意見に対して誠意をもって傾聴することは、こどもが「自分も大切にされる存在なのだ」との実感を持つことにつながり、こどもをエンパワメントし、自己肯定感を育むことにもつながることが期待される。

（なお、ここで聴いた内容は守秘する必要があるため、意見表明等支援員には法律上守秘義務が課せられている（法第34条の7の2）。ただし児童虐待が疑われるケースなど要保護児童であると思われる場合には、市町村や児童相談所に対して通告しなければならない。）

11. 意見形成支援

こどもが、伝えたい相手にその内容を意識化したり言葉化したりできるようにするのが意見形成支援である。意見表明等支援員は、前述したような傾聴しながら意見を形成するサポートをしていく。その際、こどもの意見を誘導することにならないよう十分な配慮が必要である。

こどもの発達状況や特性に応じて、質問などをしていくことになる。まずは、「はい」または「いいえ」で答えるクローズドな質問ではなく、相手が答える範囲に制約を設けず、自由に答えてもらうようなオープンエンドの質問を使って、こどもに自分の意見や感情を自由に表現させるためのサポートをすることが大切である。こうした質問への返答が難しい場合には、選択による質問、それも難しければ「はい」「いいえ」で答える質問など、そのこどもの状態に応じて質問し反応をみながら意見形成支援を行っていくことが重要である。

12. 意見表明支援

意見表明等支援員は、こどもからの意見を十分に聴き、こどもから同意を得たうえで関係機関に対してこどもの意見・意向を伝える等により意見表明をサポートする役割を求められている。

こどもに伝えたいという態度が見られた場合には、意見表明等支援事業や児童福祉審議会のしくみ等の必要な情報について、こどもの年齢や特性などに配慮しながらツールなどを効果的に活用して再度説明するとともに、こどもが意見や気持ちを言語化できるように支援する。

いつ・どこで・誰が・何を・どのような方法で・どのような支援を受けて表明するか／等、こどもの考えや気持ちを詳しく確認する。その際には、誘導的な同意取得や確認とならないよう十分な配慮が必要である。

意見表明等支援員は、意見表明支援の際には、こどもが「聴いてくれるだけでいい」と言っているにもかかわらず、こどもを意見表明につなげるように誘導していないかなど、自分自身の発言や態度について、確認しながらこどもへの意見表明等支援を行うことが求められている。

基本 2 人のペアで意見表明支援をしていくプロセスで、原則などの基本的な考えに基づいて支援を展開しているのか確認しながら実施することが重要である。

また、こどもへの意見表明支援において、こどもの発言や意見内容の中には、被措置児童等虐待に該当する内容ではないか、こども間でのいじめではないのか。無断外出などについては虞犯に該当する内容ではないかなど、意見表明等支援員がどう対応したら良いのか、判断を迷うような内容がある。

こうした際には、速やかにスーパーバイザーに連絡して、意見表明等支援員は、その発言や意見内容についてはどう判断しどう対応するのが良いのか、その問題の解決に向けて自分で考えて出した結論（判断できなかった結論も含む）についてスーパーバイザーに確認し、スーパービジョンを受けることが必要である。

こどもが希望する場合や、乳幼児や障害児など言語的な意見・意向の表明が困難な場合は、意見表明等支援員がこどもの思いや気持ちを酌み取り、意見・意向を代弁して関係機関に伝達することもある。その際にも、意見・意向を恣意的に解釈することがないよう配慮が必要である。（乳幼児や障害児などに対する非指示的アドボカシーについては、意見表明等支援員の養成研修のところで後述している。）

関係機関への伝達、照会、調整などを円滑に実施するためにも、意見表明等支援員は、児童相談所職員や里親・施設職員等の関係者とのコミュニケーションの中で活動について分かりやすく説明し、認識を深めてもらうよう働きかけることが必要である。

13. こどもの意見表明とその対応

こどもが意見表明したい場合には、下記の別紙9「『伝えること』の確認」書（以下「確認書」という）に自分の意見をこども自身に書いてもらい、それをこどもに再度確認してから、子ども権利擁護調査員に確認書を届ける。



「伝えること」の確認

面談日時 令和 年 月 日 時 分 ~ 時 分

面談場所 ①一時保護所 ②児童福祉施設 ③里親家庭 ④ ()

伝えること いつごろまでに:

どこで:

だれに:

- だれが: [] あなたが自分で伝える
[] あなたと子どもアドボケイトで伝える
[] 子どもアドボケイトがあなたのかわりに伝える

どのように伝えるか: ①面会 ②電話 ③手紙 ④ ()

なにを伝えるか:

Multiple horizontal lines for writing answers to the previous questions.

上に書いてあることでまちがいありません。

令和 年 月 日

あなたの名前

子どもアドボケイトの名前

(なお、意見や思いが変わった場合には遠慮なく言ってください。)



但し、こどもが書くことができずに、代筆を依頼された場合には、意見表明等支援員は、こどもの声を聴きながら代筆し、確認をする。なお、「代筆」と確認書に記入する。

意見表明等支援員は、こどもに対して、何か希望があれば、いつでも応援するし支援することを伝えるとともに、その実現にむけて関係者は努力するけれども、必ずしも実現できないこともあることを話すことが必要である。

確認書を受け取った子ども権利擁護調査員は、こどもと面談して、こどもの意見表明内容について、再確認するなどやさしく丁寧に調査をして、こどもの要望に沿って、こどもの意見を伝えたい相手に確実に届けることや面談の機会を設定することなど、こどもに安心感・信頼感などを抱けるように対応することが大切である。

子ども権利擁護調査員は、こどもとの面談後、調査に基づき、こどもが意見を伝える相手である児童相談所、児童福祉施設、里親・ファミリーホーム等の関係機関・関係者に連絡をして、こどもの意見表明の内容を伝え、こどもとの面談のあり方などについての照会・調査を行う。その結果に基づき、こども、関係者、意見表明等支援員が同席・代弁する場合には意見表明等支援員を含め、センターと協力して日程調整を行い、面談の日時・場所を決定しこども、関係者、意見表明等支援員に連絡をして準備を行う。

14. 意見表明への対応とこどもへのフィードバック

面談当日、こども本人、意見表明先の職員等、子ども権利擁護調査員及び同席・代弁する場合の意見表明等支援員は、現地に30分前に集合する。

意見表明等支援員による具体的なこどもの意見表明への対応は以下の通りである。

《意見表明への対応について（後日、意見表明等支援員同席の場合）》

〈当日のながれ〉

出席者：こども本人、意見表明先の職員等、意見表明等支援員、子ども権利擁護調査員

① 調査員が意見表明等支援員、意見表明先の職員（ケースワーカー）等の出席者を紹介

② 意見表明等支援員がこどもに意見内容の確認

●こどもが面談を希望した場合・・・ 調査員が面談場所、時間を確保

●こどもが面談を希望しない場合・・・ ③へ

※面談時に確認した意見表明内容（意見・支援の仕方）でよいか、確認する。

確認書は調査員持参しているので、前もって確認しておくことが必要。

当日、調査員に「確認書」（個人情報）を借りて、こどもに提示することも大切。

③ こどもが意見表明先の職員（ケースワーカー等）に意見表明

④ 意見表明先の職員（ケースワーカー等）がこどもに、意見表明内容について回答・説明（フィードバック）

⑤ 意見表明等支援員がこどもに意見表明後の感想を聞く
※意見が伝えられたか、疑問や不安は残っていないか、確認する。

⑥ 調査員がこどもに、この後（意見表明後）、意見表明等支援員との面談を希望するかどうか確認する。

●こどもが面談を希望した場合・・・・・・・・ 調査員が面談場所、時間を確保

●こどもが面談を希望しない場合・・・・・・・・ ⑦へ

※（ケースワーカー等に配慮しつつ）対応後、納得できない場合は、いつでも窓口
に連絡ができ、意見表明等支援員が呼べること、児福審に審議してもらえること。
次回の施設訪問予定日など、こどもに対して主体的に判断し選択などができるよ
う必要な情報を提供する。

⑦ 終了 全員解散

<訪問時の面談等において、後日、意見表明等支援員同席で意見表明になった場合の確認事項>

① 後日、意見表明等支援員同席で意見表明になった場合、その時点の面談で、当日の流れや意見表明のあり方について確認する。

※意見表明まで日数がありそうな場合は特に、当日の流れについて説明し、意見表明時、こどもが主に伝え、意見表明等支援員がサポートするのか、意見表明等支援員が主に伝え、こどもが付け加えるのかなど、支援の仕方を具体的に丁寧に打ち合わせしておくことが必要。

上記のようなこどもの意見表明への対応とこどもにフィードバックをする際には、次のような留意が重要である。

(1) 意見表明先の関係者・関係機関

こどもの意見表明を受けた関係者・関係機関においては、こどもの意見・意向を最大限尊重して、こどもの最善の利益を優先して考慮し、その実現に向けての検討を十

二分に行った上で結論が出ることが必要である。その上で関係者・関係機関はこどもに対し丁寧かつわかりやすい説明、フィードバックが確実に行われるよう、意見表明等支援事業の目的や意義などについて、心底から理解をしておくことが重要である。

具体的には、子ども権利擁護調査員からこどもが表明した意見を受け取った児童相談所等の関係機関は、伝えられたこどもの意見について検討する。この際、こどもから面談の指名を受けた児童相談所の担当職員が単独でこどもからの意見を受け止め、対応していくことは、こどもと担当職員との関係がぎくしゃくしたり、気まづくなったりする場合や、職員自身が葛藤やストレスを生じたりする場合もある。また、こどもの意見を担当職員のみでなく、より客観的かつ重層的に対応についての判断がなされるのが、こどもの利益に資するため、組織的に判断されるべきである。

その結果を、こどもが自身を尊重してもらえた、理解してもらえた、大切にもらえたという感覚を抱くことができるように、こどもが納得のいく説明をした上で、今後こどもがどうしたいか確認することが大切である。

特に、こどもの意見が実現できない場合には、児童相談所や児童養護施設等は、こどもに対して、なぜ実現できないと判断したのか、説明責任を果たさなければならない。

児童相談所等の関係機関が、こどもに検討結果を説明（フィードバック）する際には、意見表明等支援員の同席を希望するか確認することが望ましい。意見表明等支援員が同席しない場合にも、子ども権利擁護調査員はその結果についてセンターに報告し、センターからこどもの納得感や再支援の有無などについて意見表明等支援員に対して報告を行う。

(2) 意見表明等支援員

意見表明等支援員は、その役割として、こどもが表明した意見が関係機関・関係者に正確に伝えることができるように支援することや必要に応じて代弁を行うことが求められている。

こどもが自身の意見を伝えた後も、他に伝えたい意見はないのかこどもに確認するとともに、こどもが望む場合には、児童相談所等の関係機関からこどもに対して適切な対応やフィードバックが実施された直後に、こどもがその説明や対応に納得しているのかなどを確認することが求められる。確認後こどもが再度意見表明したいという要望があれば、意見表明等支援員は、その旨を子ども権利擁護調査員と担当職員などに伝えて、可能であれば再度の担当職員などへの意見表明を支援する。

但し、担当職員のスケジュールなどで不可能の場合には、子ども権利擁護調査員に再度の日程調整を依頼する。

なお、マニュアルでは、「こどもの意見に制限や優先順位は設けられておらず、こどもから表明された意見は、内容にかかわらず意見表明等支援員が記録を作成し、こ

どもが児童相談所等関係機関に伝えることに同意した意見及び虐待等こどもに危険が及ぶおそれがある内容の意見について児童相談所職員等と共有する。」と提言されており、意見表明等支援員には、こうした対応も求められている。

(3) 子ども権利擁護調査員

子ども権利擁護調査員は、こどもが意見表明等支援員に対して意見表明した時には、前述したように、こどもの意見を書いた確認書の内容をこどもへの丁寧な調査をして確認して、こどもの意見表明先の関係者・関係機関に伝達し、面談を準備して開催する。

こどもが児童福祉審議会等の調査審議を望む場合には、前述のように、児童福祉審議会での意見表明等支援・審議の流れに基づき、こどもの意見について児童福祉審議会の調査審議及び意見の具申が行われるように、事務局と連携して準備し児童福祉審議会を開催して、こどもとの打合せなど当日の役割を担う。

15. 確認・再申請

(1) こどもへの確認

子ども権利擁護調査員は、こどもの意見表明に対する関係者の対応について、次の「意見を伝えたい人と面接した後のアンケート」（別紙10）をこどもに実施する。

実施後は、その結果についてセンターに報告する。

あなたがアドポケットさんと相談して、
意見を伝えたい人と面接した後の
アンケート



次の質問について、あてはまるものを、○で囲んでください。

(1) 相手の人は、あなたの気持ちや意見をどのように聴いてくれましたか？

よく 少し あまり聴いて 聴いて
聴いてくれた ・ 聴いてくれた ・ くれなかった ・ くれなかった

(2) あなたの気持ちや意見について、相手の人の説明はどうでしたか？

よく 少し あまり
わかった ・ わかった ・ わからなかった ・ わからなかった

(3) あなたは、相手の人からの説明について、納得できましたか？

できた ・ 少しできた ・ あまりできなかった ・ できなかった

(※納得ができない時は、アドポケットとの面談を希望することができます。)

(4) あなたは、自分の気持ちや意見を伝えて、どうでしたか？

よかった ・ 少しよかった ・ あまりよくなかった ・ よくなかった

(5) あなたは、今回の話のあらすじを、アドポケットさんに伝えても良いですか。

(※あらすじとは、話の主な内容・ポイントのことです。)

よい ・ よくない

(6) あなたは、アドポケットさんとの面談を、もう一度希望しますか。

すぐに面談したい ・ 今度来るときに面談したい ・ 面談しない

かんそう
[感想]

れいわ ねん がつ にち
令和 年 月 日

なまえ
名前

きょうりょく
ご協力ありがとうございました。



(2) 再申請

こどもから再調整を依頼された場合、意見表明等支援員は、改めてこどもへのアドボカシーを実践する。例えば、こどもの意見が「自分の要望を可能な限り取り入れた形で解決してほしい」との内容であれば、子ども権利擁護調査員と連携して、当該関係者・関係機関に対してそれが可能か再検討を依頼するなど、こどもの納得が得られるように再調整を図る必要がある。

例えば、関係者や関係機関がこどもの意見は最善の利益にならないと判断しており、どうしてもこどもの要望を叶えることができないといったケースにおいて、子ども権利擁護調査員と意見表明等支援員には、その理由やこどもの最善の利益になると判断した根拠や考えについて、こどもが納得できるよう対応する責務があることを、コーディネーターとしてあるいはこどもの代弁者として関係者・関係機関へ告げることが求められている。

具体的には、関係者・関係機関がこどもと真摯に向き合い、「私はあなたが健やかに成長することを望んでいます。すぐに家に帰ることができませんが、できるだけ早く帰るように対応していきますので、この結果について理解して下さい。」等のメッセージとともに、その理由をこどもに分かりやすく説明し、粘り強く説得し続ける責務について言及することが想定される。

こども自身が悩み考え、勇気を出して表現した意見に対し、関係者・関係機関の取った対応では、こどもが受容感や信頼感などを得られていない場合に、活動を終結させてしまうことは、こどもの傷つき体験や自己否定感につながる危険性を孕んでいる。したがって、「意見を言って良かった」「支援してもらって良かった」「納得できて良かった」など、こどもが肯定的で前向きな気持ちや姿勢になっていることを確認することが大切である。

こうした関係者・関係機関への調整を行う上で、意見表明等支援員の留意すべき点は、意見を表明する相手側に立っている印象をこどもに与えてはならない。意見表明等支援員は、あくまでもこどもの支援者としての役割を果たす必要があり、独立（専門）アドボカシーの基本原則を遵守し、こどもの意見と同意に従った意見表明支援を実施しなければならない。こどもが再申請を望む場合、意見表明等支援員は再申請を行う。

16. 終結及びふりかえり

(1) 終結

上記のような過程を経て、対象のこどもが意見表明等支援員に対してこれ以上の支援を必要としなくなった場合には、終結することになる。その時には、こどもが「不安だったけれど勇気をもって話して良かった」「自分の意見を尊重してくれたのがうれしかった」など、ポジティブな気持ちやエンパワメントしていることが望ましい。

終結する際、意見表明等支援員は、こどもに至らなかった点について謝罪するとともに、支援させてもらったことなどに対して感謝を伝える。もしこどもが再び支援を希望するならばいつでも遠慮なく連絡してくるよう伝えることも大切である。

(2) ふりかえり

ア. ペアを組んだ意見表明等支援員による確認・ふりかえり

こどもとの面談や意見表明等支援後、ペアの意見表明等支援員は、相互に自分たちで実施したアドボカシー活動についてふりかえりを行い、その内容について確認・評価をすることが大切である。

意見表明等支援員（アドボケイト）は、こどもとの面談の過程の中で、こどもの声をフラットやニュートラルな姿勢や態度で傾聴できているか、意見形成支援においてこどもが総合的に検討する上で必要な情報を偏りなく提供できているか、意見表明支援の際には、こどもが「こちらを選択したい」と言っているにもかかわらず、「その選択は良くない」と思った場合に、自分の考えを伝えて誘導していないかなど、自分自身の発言や態度について、確認しながらこどもへの意見表明等支援を適切に行っていたか、ふりかえり・評価をして次のアドボカシー活動につなげていくことが必要である。

こうした確認・ふりかえりは、こどものアドボカシー活動を適切かつ効果的に展開していくためには、とても重要な態度であり、自身の専門性・人間性を高めるための取り組みでもある。

その際は、そのアドボカシー活動に参加した意見表明等支援員でグループでディスカッションをしながら、どうすることが効果的だったのかなど検討して確認しておくことも大切である。

イ. スタッフとの確認・ふりかえり

また、意見表明等支援員同士による確認・ふりかえりが終わったら、次にセンタースタッフが参加しての確認・ふりかえりを実施する。

スタッフによるスーパービジョンを受けるにあたっては、抱えている問題の解決にむけてまずは意見表明等支援員自身で検討し、その考えや意見を表明することが大切であり、それは自身のセルフアドボカシーを高めるからでもある。そして意見表明等支援員（アドボケイト）がセルフアドボカシーを向上させることは、延いてはこどものセルフアドボカシーの形成にもポジティブな影響を与えるからである。

ウ. センターとしてのふりかえり

さらに、毎月実施している定例会による定期的な活動実践についてふりかえりを実施することも重要である。

意見表明等支援員が活動後に記録として書いた「ふりかえりと気づき」の内容から、意見表明等支援員のリクエストなどから、ピックアップして、その場面での対応のあり方や意見表明等支援員の心理状態などについて、グループディスカッションするとともに、全体でその内容を共有するとともに、スーパーバイザーなどからフィードバックを受けることも大切である。（具体的なグループディスカッションについては、第5章p305を参照）

利用した子どもや関係者に依頼し承諾を得て、意見表明等支援員の活動に関するアンケート調査等を実施し、事後評価を得るとともに、問題や課題があればヒアリングを実施する。これまでのアドボカシー活動に関わった意見表明等支援員自身が自己評価をすることはもとより、アドボカシーを利用した子どもや関係者が回答してくれたアンケート調査の結果などを参考として振り返り、明らかになった改善点や反省点などを材料に今後取組むべき目標を立て、その達成を目指して真摯に向き合い努力し、今後の活動に活かしていかなければならない。（調査研究については、第7章調査研究を参照）

17. 報告書及び記録の作成・保管

（1）報告書の作成・送付

児童福祉施設や里親・ファミリーホームでのアドボカシー活動の実施後、センターは、意見表明等支援員が作成した次の報告書（別紙11・12）を児福審事務局に送付する。

別紙 11		アドボケイト施設訪問報告				
※施設名					面談場所	
訪問日	令和 年 月 日 ()	訪問時間	:	~	:	
アドボケイト名		SV名		調査員名		
No.	面談希望者名 (下の名前のみカタカナ)	対応アドボケイト名	内容 (面談・遊び・その他)	意見表明 ありは(O)	備考	
1			面談・遊び・その他			
2			面談・遊び・その他			
3			面談・遊び・その他			
4			面談・遊び・その他			
5			面談・遊び・その他			
6			面談・遊び・その他			
7			面談・遊び・その他			
8			面談・遊び・その他			
9			面談・遊び・その他			
10			面談・遊び・その他			
11			面談・遊び・その他			
12			面談・遊び・その他			
13			面談・遊び・その他			
14			面談・遊び・その他			
15			面談・遊び・その他			
希望者数		名	内訳 (面談	名)(遊びのみ	名)(その他	名)
(特記事項)						

※ の部分は未記入でお願いします。

(2) 記録の作成・保管

意見表明等支援事業において実施したこどもとの面談の内容や支援の内容に関しては、意見表明等支援員等が活動後速やかに客観的に記録を作成する。その記録は、「意見表明等支援員の記録」と「面談の記録」の2種類である。

意見表明等支援員は、特にこどもとの約束事や伝達事項などの重要な内容については、正確に逐語体で記録する。乳幼児や障害児など言語表現が困難なこどもの場合は、表現や動作によってその思いを推察することが求められるため、的確に判断するためにも、こどもがその場面・状況において表現する立ち振る舞い、しぐさ、様相、泣き方、表情、動作、態度などについての的確に記録しておくことが必要である。

その際、一度の表現場面や状況だけでこどもの心情や考えを推測せず、複数の場面・状況でのこどもの様子を記録しておき、各場面・状況での類似している様子、できれば3つ以上の類似した状態を関連づけて、検討することで、何を意味するサインか、何を訴えたいのかに気づける場合が少なからずあるため、詳細な記録作成が望まれる。

大分大学権利擁護教育研究センターは、大分県と記録を適切に作成・保管する方法を協議し、実施要綱などを定めて、記録が漏洩・紛失しないように厳重に管理しなければならない。

ア. 意見表明等支援員の記録

○意見表明等支援員の記録（2023年度版）

こどもと面談を行った場合は、「面談の記録」の記入もお願いいたします（※面談の件数分）。
※は必須項目です。

記入者氏名

1. 記入者氏名※

例：大分花子（記入者の氏名のみ記入し、姓と名の間には空白を入れしないでください）

2. 活動日※（例：2019年1月7日）

活動場所での活動開始時間と終了時間

例：午後2時半→14:30（24時間制で表記）※移動時間は含めず、現地で活動を行った時間のみ記入してください。

3. 活動開始時間※

4. 活動終了時間※

5. 訪問場所・記録の区分※

（一つだけマークをしてください。）

一時保護所

- 児童養護施設
- 里親家庭（里親サロンを含む）
- 全体にかかわること（SV・研修など）

6. 活動内容*

（一つだけマークをしてください）

- 役割説明
- 個別面談
- 打ち合わせ（職員）
- 研修・SV

7. 支援員の活動内容の詳細

記入は 200 字以内でお願いします（※特記事項がない場合は省略可能）

参加したこどもの人数

半角英数字のみで記入し（「〇人」、「〇〇名」は不要）、こどもがいない場合は、以下の項目は記入不要です。

8. 参加したこどもの人数

こどもの様子・状態

記入は 200 字以内でお願いします。

9. こどもの様子・状態

10. アドボケイトとしての自身の振り返り（省察・次回に向けた課題など）

11. 権利擁護教育センター・他のアドボケイトに向けてきづいたこと（面談のあり方や手引きなど）

イ. 面談の記録

○面談の記録（2023年度版）

面談を複数のこどもと行った場合は、個別に記入し面談を行った人数分の作成をお願いします。*は必須項目です。

記入者氏名

1. 記入者氏名*

例：大分花子（記入者の氏名のみ記入し、姓と名の間には空白を入れないでください）

こどもの名前

例：×たろうさん→たろう（敬称等はつけず、名前のみひらがなで記入をお願いします）

2. こどもの名前*

3. こどもの所属*

- 一時保護所
- 児童養護施設（小百合ホーム）
- 児童養護施設（栄光園）
- 児童養護施設（清浄園）
- 児童養護施設（聖ヨゼフ寮）
- 児童養護施設（森の木）
- 児童養護施設（光の園）
- 児童養護施設（別府平和園）
- 児童養護施設（山家学園）
- 児童養護施設（鷹巣学園）
- 里親家庭
- 児童心理治療施設
- 児童自立支援施設
- その他

面談開始と終了時間

例：午後2時半→14:30（24時間制で表記）※移動時間は含めず、現地で活動を行った時間のみ記入してください。

4. 面談開始時間*

5. 面談終了時間*

傾聴した内容の区分

虐待や法律に反する事柄が疑われる場合は通告する義務があります。その場合は、調査員もしくはスーパーバイザーに連絡をお願いします。

6. 傾聴した内容の区分*

1つだけマークしてください。

- 一時保護所での生活面に関する事
- 一時保護所での人間関係に関する事
- 児童養護施設での生活面に関する事
- 児童養護施設での人間関係に関する事
- 里親家庭での生活面に関する事
- 里親家庭での人間関係に関する事
- 実家での生活面に関する事
- 実家での人間関係に関する事

- 学校での生活面に関すること
- 学校での人間関係に関すること
- 調査員やスーパーバイザーに連絡した通報義務にかかわる事項
- その他

傾聴した内容の要旨

できるだけ 50 字以内で簡潔にご記入をお願いします。例：家に早く帰りたい。/学校の勉強がわからない。など

7. 傾聴した内容の要旨

第5章 意見表明等支援員（アドボケイト）の養成研修

意見表明等支援事業を実施する中心的な担い手は、こども主導で意見表明を支援したり代弁したりする意見表明等支援員であることは言うまでもない。したがって、本事業の成否に極めて重要な役割を担っている意見表明等支援員の養成と確保は、最優先・最重要課題である。

1. 大分県における意見表明等支援員（アドボケイト）の養成研修の経緯

大分県における意見表明等支援員（アドボケイト）の養成研修は、次の図のように、2020年度、2021年度、2023年度において養成講座を開催した。これまでに約100名の方が意見表明等支援員の候補者として登録をしたことになる。

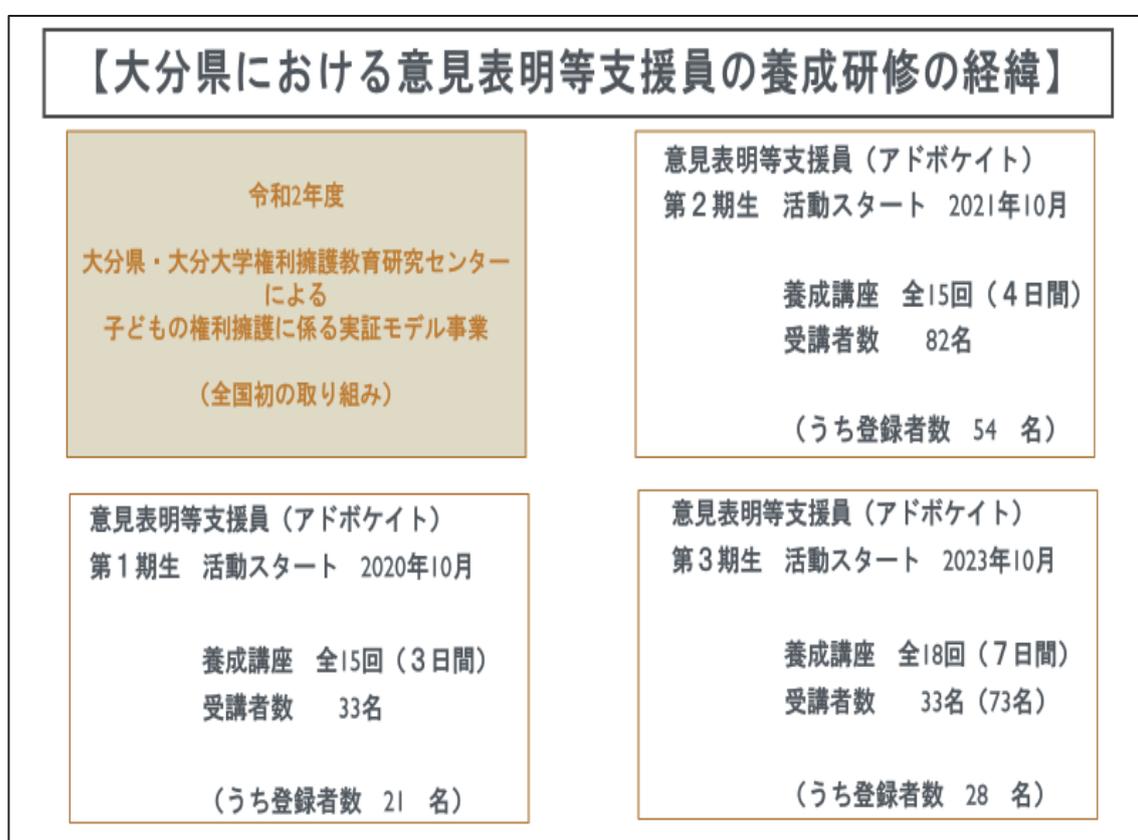


図5-1 大分県における意見表明等支援員の養成研修の経緯

2020年度、2021年度、2023年度と回数を重ねるごとに、プログラムを充実させて意見表明等支援の養成を行ってきた。

「意見表明等支援員養成のためのガイドライン」においては、大分大学権利擁護教育研究センターで実施してきた意見表明等支援員の養成研修の概要について次のように紹介している。

大分大学権利擁護教育研究センター

基本情報 ※2022年9月時点

〔所在地〕大分県大分市 〔設立年〕2020年（センター設立）

〔活動エリア〕大分県

〔団体職員数〕センター長1名、センタースタッフ4名、事務局1名の計6名

〔自治体との連携状況〕大分県と活動連携

〔団体HP〕[https://www.fwhs.oita-](https://www.fwhs.oita-u.ac.jp/daigakuin/fuzoku_shisetsu/kenriyogo_center/)

[u.ac.jp/daigakuin/fuzoku_shisetsu/kenriyogo_center/](https://www.fwhs.oita-u.ac.jp/daigakuin/fuzoku_shisetsu/kenriyogo_center/)

意見表明等支援の活動概要

2020年度より子どもの権利擁護に係る実証モデル事業を通じ訪問アドボカシー実践を開始。一時保護所は毎週1回（平日午後（2時間））に4名（2人1組）とSV（スーパーバイザー。以下同じ。）1名の5名で訪問。児童養護施設は同様の体制でおおむね1～2か月に1回程度の定期訪問を行う。訪問前から年齢に応じた子どもへの説明・職員への説明を丁寧に繰り返し行ったのち、子ども1名に対し2名の意見表明等支援員が傾聴する。その後傾聴内容・形成支援内容・希望する意見表明等支援の具体などについて記録する様式に沿って報告。

【主な活動場面】一時保護所、児童養護施設、里親・ファミリーホームで訪問活動を行う。

研修の概要

▶研修の対象者

2020年度は応募多数のため大分県在住・アドボカイト活動の見込みのある受講生33名を優先して登録。2021年度はコロナの影響を勘案し座学をオンラインとしたため、全国から受講生82名を受け入れ。参加者には大学生や社会福祉従事者などがいる。

▶研修内容/研修時間/研修場所

理論編（10時間）・実践編（10時間）で全20時間。講座修了後は研修に関するレポート提出のうえ、アドボカイト候補生として当該年度にアドボカイト活動に試行的に参加。

理論編

- ・子どもアドボカシーの定義・理念・種類・役割
- ・多様な子どもの理解とその権利
- ・社会的養護経験者から聞くアドボカシー
- ・児童福祉審議会などの概要
- ・障害児のアドボカシー/乳幼児のアドボカイト/等

10時間

※オンラインと対面のハイブリッド形式

実践編	<ul style="list-style-type: none"> ・施設・里親家庭・一時保護所でのアドボケイトの実際（演習） ・アドボカシーの葛藤とジレンマ ・危機的状況への対処/等 	10 時間 うち対面形式での演習（5 時間）ハイブリッド形式の座学（5 時間）
登録前の対応	受講後、活動希望者を対象に、研修受講レポートを提出。その後、2020 年度は事前講習会を行う。2022 年度は事前講習会ではなく活動対象者にフォローアップ研修を実施。	事前講習会： 4 時間 対面形式での演習 フォローアップ研修： 3 時間 対面形式での演習

▶ 研修の運営体制

研修の運営体制として、センタースタッフ 5 人（大分大学教員 4 人含む）と事務局 1 名で運営している。初年度の研修企画では大分県こども・家庭支援課と協議の上作成。講師には SV や県職員の他、社会的養護の経験のあるユース、アドボカシーに関する研究者、大分で現在活動中の子どもアドボケイト、他団体でアドボカシー活動をする有識者などに依頼。

▶ 重視するポイント

基本である「傾聴」を大切に…アドボケイト実践に慣れてくると、意見表明をさせることこそがアドボケイトの仕事だと思ってしまうことがある。目の前の子どもと向き合う、人と人との関りであり、その基本には関係づくりや傾聴がある。

大学生によるアドボケイトサークル…大分大には子どもアドボカシーについて学ぶサークル（20 名程度）が設置されている。サークルでは、訪問アドボカシーの際に活用するポスターや学内新聞等を作成している。大学生世代への関心喚起に重要な役割を担っており、学生アドボケイトが活動する点も強みの一つ。

▶ 認定基準・受講後のフォロー体制

認定基準は言語化して設けていない。受講後はフォローアップ研修の他、実際に訪問する中で悩んだことは先輩アドボケイトや随行する SV に常時相談できる体制を組んでいる。

研修内容（例）

実践編「アドボケイトの実際 2（演習）」

一里親家庭でのアドボケイト一

【時間】1 時間半

【研修の主な内容】訪問に関する手順・留意点・感想等について

【研修の目的】

里親家庭・ファミリーホーム（FH）における子どもアドボカシー活動の理解。

里親・FH訪問の手順（大分県の場合）

- ①訪問日程の決定
事務局（大分大学権利擁護教育センター）が、里親家庭やファミリーホームへの都合を調整する（土日・祝祭日、学校の長期休業日となる場合が多い）。
- ②場所などの確認
訪問日まで事務局から訪問担当のアドボケイトに訪問先の情報（名前、所在地、付近の地図）を伝える。訪問担当者は訪問経路や所要時間を確認する。
- ③訪問体制
SV1名、アドボケイト2名で訪問する（初年度の里親家庭アドボケイトは4名）
- ④打ち合わせ
訪問担当による当日の打ち合わせ（集合時刻、集合場所、緊急連絡先を確認）



実践者からの声

受講生・活動経験者の声を聴き、研修を改善し続け、大学生も含め、関心を持つ人を増やす

【研修企画で重視するポイント】 — 基本である傾聴を大切に、広報にも工夫

アドボケイトはいくら専門的な知識を持っていても、目の前の子どもが心を開き「話してもいいかな」と思えないといけないと考えます。それゆえ「傾聴」は基本であり、最重要だと考え、研修でも重視しています。

また、当団体は広報にも工夫をしており、2018 年度末に大分大学が実施した子どもアドボカシーに関する公開講座を受講生していた方々が第 1 期の養成研修に多く参加しました。事前に基礎的な内容に関し無料の公開講座を開催しておく、裾野拡大になるかもしれません。

【研修で得た知見を実践に活かすための工夫】 — 常時フォローの SV とフォローアップ研修

2 名 1 組で活動するアドボケイトの他、訪問時には SV も同行し面談後にアドボケイトのフォローをします。面談してすぐに悩みを相談できるので、課題の発見・改善がスピーディーに行えます。これに加え、年に 1 回のフォローアップ研修も機能しています。

【研修の主な改訂内容】 — 改訂のきっかけに受講生・活動経験者の声があり

養成研修は、2 期目から大分県でアドボケイトとして活動した経験者の話を入れるように変更しています。これは、1 期目に受講し活動し始めた方からの声に基づくものです。活動経験者からの生の経験の共有により、大分ならではの活動の具体や、特色を新たな受講生に伝えることができ、好評なプログラムの一つになりました。

(意見表明等支援員養成のためのガイドラインより)

2. 「意見表明等支援員養成のためのガイドライン」を踏まえた意見表明等支援員養成研修

2023年度意見表明等支援員に養成研修においては、「意見表明等支援員養成のためのガイドライン（案）」を踏まえて、次のようなプログラムで実施した。

表5-1 2023年度 意見表明等支援員養成研修プログラム

大項目	科目名	時間	担当
6月25日(日) A アドボカシーの意義・目的	オリエンテーション アドボカシーの定義・理念 独立・専門・訪問アドボカシーの概要	10:00～12:00	相澤 仁
	アドボカシーの定義・理念（詳細編）	13:00～14:30	
C アドボカシーの過程と必要な態度・技術	アドボカシーの基本的な態度・技術	14:45～16:45	川瀬信一
7月2日(日) B 権利擁護・児童福祉行政に対する理解	人権・子どもの権利の理解と子どもの権利擁護	10:00～11:30	橋本純子
	アドボカシーに関連する制度等	12:30～13:30	大分県
	各自治体における児童福祉行政の理解（概要編）	13:45～15:15	
	各自治体における関連制度やアドボカシーの取組（詳細編）	15:30～17:00	
7月9日(日) D 子どもの多様性への理解	多様な子どもの理解とその権利擁護① 子どもの多様性に応じたアドボカシー①	10:00～11:00 11:10～12:10	重永侑紀
	子どもの抱える困難と影響に関する理解（時間未確定）	13:10～15:10	井上登生
	子どもの発達段階に応じたアドボカシー	15:20～16:50	飯田法子
7月16日(日) E アドボカシーの実際	活動する組織の理解	10:00～11:00	センタースタッフ
	社会的養護当事者・経験者から見る社会的養護やアドボカシーの現状（概要編）	12:00～13:30	中村みどり 渡辺睦美
	社会的養護当事者・経験者から見る社会的養護やアドボカシーの現状（詳細編）	13:45～15:15	
	自己覚知や内省への理解	15:30～17:00	川瀬信一
7月22日(土) D 子どもの多様性への理解	多様な子どもの理解とその権利擁護② 子どもの多様性に応じたアドボカシー②	13:20～14:20 14:30～15:30	滝口 真
7月30日(日) C アドボカシーの過程と必要な態度・技術	訪問アドボカシーの過程と技術 （2時間×3回）	10:00～12:00, 13:00～15:00, 15:15～17:15	センタースタッフ アドボケイト
8月6日(日) E アドボカシーの実際	演習（ロールプレイ）（2時間×2回）	10:00～12:00, 13:00～15:00	センタースタッフ アドボケイト
	困難なケースへの対処・葛藤 養成研修のまとめ	15:15～17:00	

□ はオンライン（オンデマンド配信）での実施

□ は対面での実施

【参考】「意見表明等支援員養成のためのガイドライン」における研修カリキュラム（例）

▶基礎編

基礎編として 7 つの科目を例示しています。基礎編では、アドボカシーの定義・理念などから、意見表明等支援員が果たす役割・意義を理解しながら、望ましい基本的な態度、またこどもを取り巻く環境などについて理解をすることが期待されます。

大項目	科目名	時間	内容	目的
A アドボカシーの意義・目的	アドボカシーの定義・理念 ・独立・専門・訪問 アドボカシーの概要	2	①アドボカシーにおける意見表明等支援員の役割 ②アドボカシーの基礎・理念・6 原則 ③独立・専門・訪問アドボカシーの枠組み・特徴 ④アドボカシーの実践事例（国内） ⑤アドボカシーの取組例（国外）	①アドボカシーの目的・意義・必要性、意見表明等支援員の役割を理解する。 ②アドボカシーの基礎・理念・6 原則を深く理解する。 ③独立・専門・訪問アドボカシーの各特徴について理解し、セルフアドボカシー、フォーマルアドボカシー、インフォーマルアドボカシー、ピアアドボカシーとの違い等を理解する。 ④日本における実践事例をもとに、アドボカシーの実践過程、アドボカシーの導入によるこども自身やこども周辺の変化や影響の概観を理解する。 ⑤先進的に取組の進む国におけるアドボカシーの取組や歴史等の概観を理解する。
B 権利擁護・児童福祉行政に対する理解	人権・こどもの権利の理解と子どもの権利擁護	1～2	①子どもの権利条約の目的・内容 ②世界人権宣言を含む人権条約の目的・内容	①子どもの権利条約等が規定するこどもの権利の全体像（4 原則含む）を理解したうえで、

			③こどもの権利の歴史	こどもの意見表明権について深く理解する。 ②こどもを含む人権について正しく理解できるよう、世界人権宣言等の人権の全体像について概略を理解する。 ③こどもの権利擁護の現在に至るまでの歴史的背景や経緯等を理解する。
B 権利擁護・児童福祉行政に対する理解	アドボカシーに関する制度等	1～2	①意見表明等支援事業の関連法令の目的・内容 ②ガイドライン（案）、スタートアップマニュアル（案）の目的・内容	①児童福祉法やこども基本法、児童虐待の防止等に関する法律等から意見表明等支援員の法的根拠（制度的位置づけ等）の概略や関連法制度について理解する。 ②ガイドライン及びスタートアップマニュアル等の概要について理解する。
B 権利擁護・児童福祉行政に対する理解	各自治体における児童福祉行政の理解（概要編）	1～2	①各自治体の児童相談所や児童福祉審議会の役割等の制度・現状 ②各自治体におけるこどもの権利擁護施策の概略 ③各自治体における施設等の形態・運用	①各自治体における児童相談所や児童福祉審議会の役割等の制度・現状（児童福祉行政の概要）等を理解する。 ②各自治体の行うこどもの権利擁護の制度・施策やフォーマルアドボカシーの実情について理解し、こどもの権利擁護に関する他の支援制度等について把握する。 ③各自治体の社会的

				<p>養護の施設や里親の状況の概略を理解し、措置されているこどもの置かれた状況・仕組みの概略を理解する。</p>
<p>C アドボカシーの過程と必要な態度・技術</p>	<p>アドボカシーの基本的な態度・技術</p>	<p>2～3</p>	<p>①（アドボカシーに限らない）こどもと向き合う際の基本的な配慮事項 ②アドボカシーを行う際の基本的な態度 ③意見形成支援における基本的な態度・技術 ④意見表明等支援における基本的な態度・技術</p>	<p>①（アドボカシーに限らず）こどもと向き合う際に前提となる考え方等（こどもの持つ力を信頼し、こどもの声から変えていくことが出来る等）を理解したうえで、面談時に基本的に気をつけるべきポイント（座る場所・目線、言葉遣い、身だしなみなどを含む）を理解する。 ②こどものそのままのありようを尊重し傾聴を行う姿勢や、（誘導ではなく）こどもの意見の表出を支援する姿勢や、自他の境界線に配慮するなどの適切な距離感を持つ等の態度の重要性について理解する。 ③意見形成支援の際に、重視すべき態度・技術（傾聴、安心・安全・自由な場づくり、非指示的アプローチ、非侵襲的な関わり等）を理解する。 ④意見表明等支援の際に重視すべき態度・技術（必要な情報提</p>

				供、こどもの意見の確認、表明手段の確認、表明の際の環境調整、記録等)を理解する。
D こどもの多様性への理解	多様なこどもの理解とその権利擁護	2~3	①こどもの発達への理解 ②こどもの多様性（ジェンダー、LGBTQ、外国にルーツをもつ、障害など）への理解 ③様々な生きづらさなどへの理解	①こどもの発達に関する基礎的な知識を身につける ②現在のこどもの持つ多様性の概略を理解する。 ③こども自身が抱える様々な生きづらさ（トラウマを含む）等について理解する。
E アドボカシーの実践	社会的養護当事者・経験者から見る社会的養護やアドボカシーの現状（概要編）	1~2	①社会的養護当事者・経験者からみた社会的養護やアドボカシーの現状	①社会的養護当事者・経験者が感じている社会的養護の現状や、アドボカシーの取組への期待と課題点（話すことに集中・安心できる環境設定、関わる大人からの力の濫用や、無意識バイアス等）の概略について理解する。

▶ 養成編

養成編として11の科目を例示しています。養成編では、基礎編で学んだ概略をさらに深めて理解することや、実際に出会うこどもの多様性などについてより理解することが望まれます。また、意見表明等支援を行う実際の場面を想定して学びを深められるよう演習を重ねたり、意見表明等支援を通じて抱える葛藤について理解したりする中で、意見表明等支援員として活動するイメージや体験を増やすことが必要です。なお、養成編ではロールプレイをはじめ、グループワークが多く採用されると考えられます。グループワークは自己覚知を深め、他者視点から学び取る部分も多く、有効な方法です。この有効性を担保する前提には、参加者全員が、安心してワークに取り組んでいるか、また、有効な助言者（SV）がいるかという点が挙げられます。研修の企画者はこれらの点に留意しながら、研修を運営する必要があります。

大項目	科目名	時間	内容	目的
A アドボカシーの意義・目的	アドボカシーの理念と原則（詳細編）	1~2	①意見表明等支援員とこどもの権利擁護に関わる他職種との違い ②意見表明等支援員自身の抱えるジレンマ	①意見表明等支援員の果たすべき役割とこどもの権利擁護に関わる他職種の果たすべき役割の違いを理解し、そのうえで意見表明等支援員として活動する際に重視すべき点を深く理解する。 ②意見表明等支援員自身の抱えるジレンマ（守秘義務の解除ケース含む）として頻発するケースの概観を把握する。
B 権利擁護・児童福祉行政に対する理解	各自治体における関連制度やアドボカシーの取組（詳細編）	1~2	①社会的養護のこどもに関連する制度の詳細等 ②各自治体におけるアドボカシーの取組の詳細と今後の見通し	①社会的養護（一時保護を含む）のこどもに関連する児童福祉行政の具体的な制度や実態（こどもの現状や、施設や里親等の具体的な特徴を含む）を理解する。 ②各自治体におけるアドボカシーの取組の詳細と、今後の見通し、こどもの権利擁護に関する他の支援制度等について詳細を理解する。また、意見表明等支援員として活動する前にこどもの権利や意見表明等支援員の役割について、こどもや関係機関への啓発や説明の重要性を理解する。
C アドボカシーの過程と必要な態度・技術	訪問アドボカシーの過程と技術（2時間×3回）	6	①訪問する各施設等種別（一時保護所・施設・里親）の訪問アドボカシーのプロセス	①各施設等種別で異なる訪問アドボカシーのプロセスを詳細に理解する。特にこどもの権利や、アドボケート訪問に関する啓発の重要性を深く

			<p>②各施設等種別の訪問アドボカシーの特徴、必要な技術、留意点</p>	<p>理解し、訪問先の子どもや関係機関への説明の詳細を理解する。</p> <p>②事例検討等を通じ、各施設等種別の訪問アドボカシーの特徴や求められる態度、技術や遵守すべき手続き、留意点について理解する。（傾聴、安全・安心・自由な場の環境設定（守秘原則の提示含む）、非指示的アプローチ、必要な情報提供、意見の確認、記録管理、個人情報保護、SV への支援要請など）</p>
D こどもの多様性への理解	こどもの発達段階に応じたアドボカシー	1~2	<p>①こどもの発達への理解</p> <p>②年齢や発達の状況に合わせたアドボカシーの実践</p>	<p>①こどもの年齢や発達に関する知識（愛着と基本的信頼感や、こどもの発達過程など）を身に付ける。</p> <p>②こどもの年齢（乳幼児を含む）や発達の状況に応じたアドボカシー（遊びを通じた関係づくり、言語によらない意向・意見を含む）の実践における留意点について理解する。</p>
D こどもの多様性への理解	こどもの多様性に応じたアドボカシー	2~3	<p>①こどもの多様性への理解</p> <p>②多様性に応じたアドボカシーの実践</p>	<p>①こどもの多様性（ジェンダー、LGBTQ、外国にルーツを持つ、様々な障害、発達特徴等）への理解と、関連する制度（障害児関係の制度等）について理解する。</p> <p>②発達特徴によって異なる、アドボカシー（言語によらない意向・意見を含む）の実践における留意点を理解する。</p>

				る。
D こどもの多様性への理解	こどもの抱える困難と影響に関する理解	2~3	<ul style="list-style-type: none"> ①こどもが生きる上での様々な困難の理解 ②困難や被害によるこどもへの影響の理解 ③アドボカシーの実践における留意点 	<ul style="list-style-type: none"> ①家庭環境（DV や貧困等）や虐待、いじめ、体罰、性暴力等、こどもが生きるうえでの様々な困難が起きる背景や構造を理解したうえで、個々の困難や被害について理解する。 ②困難や被害が心理状態や行動へ与える影響（愛着、トラウマ、自傷行為、依存など）について理解する。特にトラウマについてはトラウマインフォームドケア（※）の重要性を理解する。 ③配慮を要するこどもへのアドボカシーの実践における留意点について理解する。
E アドボカシーの実際	演習（ロールプレイ）（2 時間×2～3）	4~6	<ul style="list-style-type: none"> ①面談のシナリオを作成するワーク、架空のケースをもとにしたロールプレイ等 ②ロールプレイを通じた振り返り 	<ul style="list-style-type: none"> ①架空の面談のシナリオを作成するワークや、架空のケースをもとにしたロールプレイを実施し、実際の訪問を想定し、アドボカイトの実践的技術を習得する。 ②演習で課題を感じた点をSV も含めチームで共有し改善をする。
E アドボカシーの実際	自己覚知や内省への理解	1~2	<ul style="list-style-type: none"> ①意見表明等支援員の自己覚知や内省の重要性 ②自己覚知の実践や、意見表明等支援員の実践の改善に向けた取組 	<ul style="list-style-type: none"> ①意見表明等支援員自身が自己の認識の囚われに気付くことや、自らの実践を振り返ることの重要性について理解する。（ロールプレイ等を通じることも望ましい） ②傾聴や信頼関係の構築の

				必要性について深く理解し、こどものそのままのありようを尊重できるような姿勢を一貫できているか確認し、学び続ける姿勢を身に付ける。
E アドボカシー の実際	社会的養護当事者・経験者からみたアドボカシーの実際（詳細編）	1～2	①社会的養護当事者・経験者からみたアドボカシーの現状・課題	①社会的養護当事者・経験者が感じている日々の権利擁護を実際に照らしながら、現在取り組まれるアドボカシーの期待と、課題・障壁を把握する。
E アドボカシー の実際	困難なケースへの対処・葛藤	2	①難しい場面への対処 ②実際のケースでの葛藤やジレンマ	①困難なケースに直面した際の対処法、SVの役割について理解し、SVへの相談方法や頼り方を理解する。 ②葛藤やジレンマを抱える複数の場面を詳細に想定し、そのような場面への過去の対処実績と個人・チームとしての対応方針や対応フローを理解する。
E アドボカシー の実際	活動する組織の理解 （※研修企画団体が意見表明等支援の訪問活動等も行う場合）	1～2	①活動する組織の理解 ②組織メンバーとの関り ③他の組織との連携	①活動する（予定する）組織の理念やスタッフ、事務局の役割、記録作成ルールや秘密保持の詳細について把握する。 ②活動する組織に対する自身の関りの流れを理解したうえで、メンバー間での協働のイメージを具体的に持ち、互いを尊重することの重要性を理解する。 ③外部で連携する（予定する）組織について把握し、協働のイメージを持ち、こどもの権利擁護の発展に向け、互

				いを尊重することの重要性を理解する。
--	--	--	--	--------------------

(意見表明等支援員養成のためのガイドラインより)

3. 意見表明等支援員に求められる資質の醸成・担保

意見表明等支援員に求められている資質については、マニュアルにおいて次のように提言されている。

- 意見表明等支援員はこどもと信頼関係を築き、児童相談所等の行政機関や里親・施設からは独立した立場でこどもの意見を代弁する役割を担うものであり、一定の専門性が必要である。こどもの意見表明等支援に求められる専門性に鑑みれば、適切な支援を行うためには、都道府県等が適当と認める養成研修を修了することが必要である。意見表明等支援員の役割や求められる資質、研修カリキュラムの例等については、意見表明等支援員の養成のためのガイドライン（令和5年12月〇日付けこ支虐第〇号こども家庭庁支援局長通知）を参照されたい。
- 現在も、弁護士・社会福祉士等の専門職、社会的養護の経験者、NPO法人等が実施する研修を修了した市民など多様な者が意見表明等支援員として活躍しているが、都道府県等においては、意見表明等支援が必要な場面やこどものニーズの多様性を踏まえ、ケースに応じて適切な支援者が派遣されるよう、多様な属性・強みを持つ意見表明等支援員を確保していくことが望まれる。
- さらに、適切な意見表明支援を実施していくためには、高い専門性を有する有識者や相応の意見表明等支援経験を積んだスーパーバイザーによる指導・教育を通じて、継続的に意見表明等支援のスキルを向上させていくことも重要であり、都道府県等においては、意見表明等支援員がスーパービジョンを受けられる体制整備が求められる。具体的な方法としては、意見表明等支援員に経験年数の多いベテランと経験の浅い者が混在する場合、支援員同士での支援・面談内容の振り返りを行うようにする体制や、都道府県等が別途意見表明等支援員のスーパーバイザーを確保し、定期的又は必要時に相談できる仕組みを提供する体制等が考えられる。
- なお、以下の事由に該当する者は、意見表明等支援員として不適格であるため、都道府県等は、意見表明等支援員が①から③までのいずれにも該当しないことを「宣誓書」等により確認するべきである。意見表明等支援事業について外部委託により実施している場合は、委託先の団体にこの確認も含めて委託することとして差し支えない。
 - ①禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - ②児童福祉法、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律その他国民の福祉に関する法律の規定により罰金の刑に処せられ、

その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

- ③児童虐待の防止等に関する法律第2条に規定する児童虐待又は被措置児童等虐待を行った者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者

4. 「意見表明等支援員養成のためのガイドライン」における意見表明等支援員の到達目標

▶意見表明等支援員の到達目標

○到達目標

こどもの権利保障のために、基本とする原則に基づいて、こどもの声を傾聴し、こどもを中心とした意見形成支援・意見表明支援を行うことができる。

○知識

- ①意見表明等支援事業に関連する法令やマニュアル等を十分理解している。
- ②こどもの発達やその多様性等に関して、十分理解している。
- ③意見表明等支援の役割・仕組み・支援員に求められる基本的な態度について理解し、説明することができる。
- ④意見表明等支援の方法や技術及び遵守すべき手続き等について理解し、説明することができる。
- ⑤児童相談所・社会的養護・児童福祉審議会等の制度や仕組みを含め現状について十分理解している。

○知識・技術

- ⑥こどもの権利および意見表明等支援員の果たす役割・内容についてこどもや関係機関・関係者に十分理解を得られるよう説明できる。
- ⑦意見表明等支援に関する基本的な考え方を理解し、自然と身に付いた状態で実践できる。
- ⑧6原則など重要な考え方に基づいてこどもの声を傾聴し、こどもを中心とした意見形成支援・意見表明支援を行うことができる。
- ⑨言語や言語によらない意向・意見を理解し、年齢・発達の程度や障害の状態等に応じたこどもへの説明や傾聴・支援などができる。
- ⑩記録の重要性と適切な記録方法を理解したうえで、的確に記録・文書管理ができる。

○態度

- ⑪こどもの権利保障実現を目指すことを常に意識し、こどもの権利を尊重し擁護する態度を身に付けている。
- ⑫こどものそのままのありようを尊重し、柔軟な姿勢を保ちながら、こどもと継続的な信頼関係を構築し、向き合い続けている。
- ⑬解決が難しいジレンマなどに向き合いながら、自己を内省し、自己覚知に努めることができる。

⑭常に自分や周りの人の人権を大切にし、関係性を継続できる。

⑮メンバーやSVへの適切な情報共有・相談などにより、互いに頼り、支え合いながらチームとして、こどもの権利擁護に取り組む。

※上記のうち「十分理解している」とは、内容について述べる状態を指す。

5. 意見表明等支援員の獲得すべき基本的な専門性

ここでは、前述した研修カリキュラム（例）や到達目標を踏まえて、意見表明等支援員の獲得すべき基本的な専門性について、その基礎的な内容や要点を簡潔に述べるに留める。

A アドボカシーの意義・目的

I : アドボカシーの定義・理念／独立・専門・訪問アドボカシーの概要

【基礎編・養成編】

1. こどもアドボカシーとは

ここでいう「こどもアドボカシー」とは、簡潔に言えば、こどもが自分で意見表明することができる場合には、その意見を聴いてもらえるよう環境を整備すること。また、こどもが十分に意見形成・表明することができにくい場合には、支援すること。そして、こどもが意見を表明することが困難である場合には、こどものために擁護・代弁することである。

アドボカシーについて具体例をあげて説明してみる。火事や地震があつて家に閉じ込められ、本人が声を上げることができない場合、発見した人が「大変だ、誰か来て、助けて！」と声を上げること。暴力やいじめ、あるいは虐待などを受けているこどもを発見した時、そのこどもに代わって「助けて下さい」と通告するなど声を上げること。そしてこどもを勇気づけエンパワメントすること。このように相手に声が確実に届くように「声をあげること」、そしてその実現にむけて支援することがアドボカシーということである。こどもアドボカシーとは、端的に言えば、意見表明権などこどもの権利を擁護し保障する活動である。

(1) アドボカシーの2つの分類

大別すると「個別（ケース）アドボカシー」と「システムアドボカシー」に分類できる。

「個別アドボカシー」は、その個人の必要なニーズなどに対して、最も適切で最善の利益が得られるように、その権利を擁護し、エンパワメントする活動である。

「システムアドボカシー」は、こどもや利用者の権利を擁護するために、法律・制度政策などの整備や充実強化及び行政機関・児童福祉施設などの柔軟な対応や変革を求めて、社会的な課題などを解決・軽減する活動である。

(2) 個別アドボカシーの種類

こうしたこどもの声を聴き、意見形成・意見表明の支援や代弁をし、こどもをエンパワメ

ントする個別アドボカシーには、基本的に、①セルフアドボカシー、②フォーマル（制度的）アドボカシー、③インフォーマル（非制度的）アドボカシー、④ピアアドボカシー、⑤独立（専門）アドボカシーの5つの種類に分類されている。（図5-2参照）

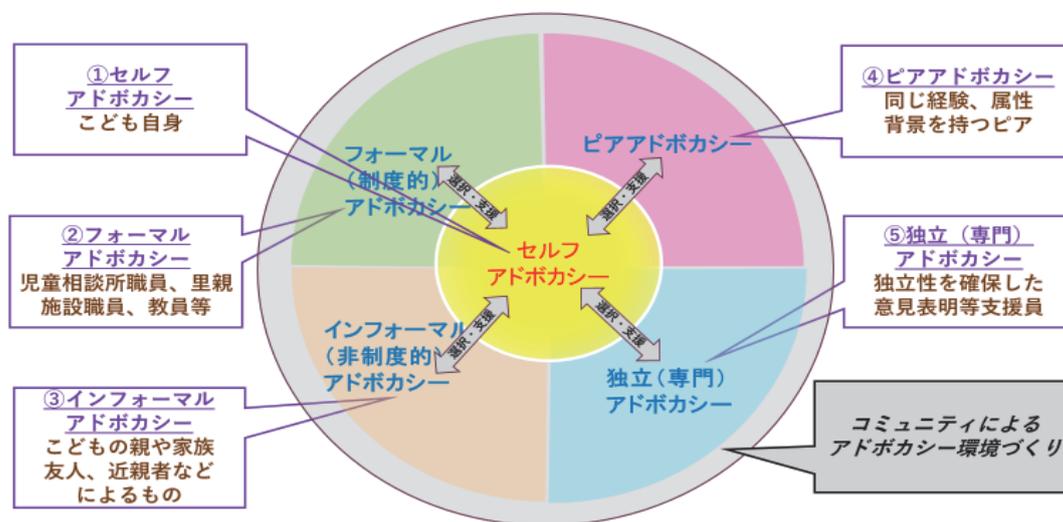


図5-2 個別アドボカシーの担い手と種類-すべての国民がアドボカシーの担い手

①セルフアドボカシーとは、端的に言えば、子ども自身が、自分の権利や利益、自己実現など自分が必要としている人間的な要求や支援などを得ることができるように、自ら主張することである。

子どもは、その機会が保障され、その過程を通してセルフアドボカシーを形成することが大切である。このセルフアドボカシーの形成は4種類のアドボカシーの基本方針である。

②フォーマル（制度的）アドボカシーとは、児童相談所の職員や里親・施設職員、教員等、子どもの相談援助や支援、教育などの業務に従事している専門職員によるアドボカシーである。専門性をもっているので適切なアドバイスを得られやすいとされている。

しかしながら、ケースワーカーやケアワーカーなど関係機関の専門職員などは、専門職としての立場から、子どもの最善の利益を優先して考慮することに努めている。そのため、例えば、家庭で虐待を受けていたために一時保護した子どもから「今すぐにでも家に帰りたい」という意見表明があっても、子どもの願いや希望をかなえることができない場合もある。

③インフォーマル（非制度的）アドボカシーとは、親、家族、友人、近所の人などより身近な存在によるアドボカシーである。相互によく知っている関係であり日常的に相談しやすいとされている。

一方で、保護者が「子どものことについて一番理解しているのは自分だ」という思いや考えから、子どもの意向・意見を聴かずに、勝手に解決してしまうような対応をとってしまうなどの問題が生じることもある。

④ピアアドボカシーとは、社会的養護の経験者同士、障害のある子ども同士、いじめを受

けた経験がある子ども同士など、子どもと類似の経験・属性・背景を持つピア（仲間）によるアドボカシーである。

子どもにとって自分の気持ちや意見を話す相手がピアであることは、他者よりも深い共感が得られたり、問題をいち早く理解してもらえたりすることにつながりやすく、経験からの具体的な助言を受けられる面もある。

しかし、ピアがアドボカシーについて理解していなければ、「自分も類似した経験があった。その時はこのように対応して解決したので、同じように対応すれば大丈夫だよ。」と、子ども本人の声を聴かずに自分の経験を押し付けてしまう可能性もある。

⑤独立（専門）アドボカシーとは、独立性を確保した「マイク」のような役割を果たす担い手である「意見表明等支援員（アドボケイト）」が意見形成支援・意見表明支援をするアドボカシーである。

独立（専門）アドボカシーは、他のアドボカシーとは違い、面談する相手が身近な存在ではないからこそ、権利侵害を受けた場合など学校の先生や保護者、施設職員から聴いてもらえない内容や身近であるために話づらい内容などについて、相談しやすいというメリットがある。

しかしながら、意見表明等支援員（アドボケイト）は身近な存在ではないので、子どもへの周知やアクセスが難しいという問題がある。

なお、意見表明等支援員とは、簡単に言えば、子どもの指示や求めに応じて、子どもの意見・意向を様々な方法で聴き、意見形成や意見表明を支援するとともに、子どもが望む場合は子どもに代わって発言する支援者をいう。

ここまで、4種類のアドボカシーについて説明してきたが、それぞれにメリット・デメリットがあり、4種類のアドボカシーのうちで、どのアドボカシーが優れているとかというのではなく、そのメリット・デメリットを認識して、子どもが自ら主体的に選択できるように環境を整備することが必要なのである。（図5-3参照）

（3）アドボカシーの担い手であるすべての国民によるアドボカシー環境づくり

子ども自身がセルフアドボカシーを形成するためには、相互補完的な関係性にある他の4種類のアドボカシーの仕組みが整備され、子どもがそれらの中から必要なアドボカシーをいつでも選択し利用できる環境を構築することによって達成されると考えられている。

アドボカシーの担い手であるすべての国民によって、総合的かつ持続可能なアドボカシー環境づくりが求められている。

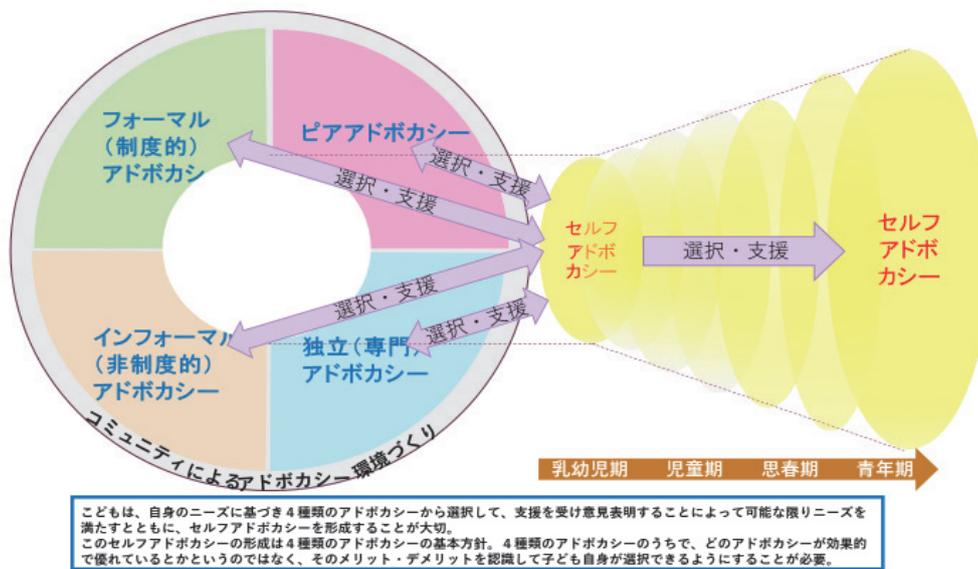


図 5-3 セルフアドボカシーの形成過程

(4) 独立（専門）アドボカシーを実践する上での基本原則

ア. 基本原則

独立（専門）アドボカシーは、意見表明等支援員が実践する意見形成・表明支援などであり、「アドボカシーに関するガイドライン案」では、実践をするにあたって、特に重要な事項（①エンパワメント ②こども中心 ③独立性 ④守秘 ⑤平等 ⑥こどもの参画）を6点抽出して「基本原則」と位置付け、次のように述べている。（表 5-2 参照）

表 5-2 独立（専門）アドボカシーを実践する上での基本原則

原則	概要
エンパワメント	こどもが自分の生活など自己に影響を与える事項に関する決定について、主導権を得られるよう支援し、自己効力感などを高められるようにする。
こども中心	こどもの権利及び関係する情報をこどもに伝え、こどもの指示と同意のもとで行動する。
独立性	他の組織や個人から組織運営面でも活動面でも独立しており、こどもの権利のためだけに活動する。
守秘	こどものプライバシー権を尊重した方針をこどもに分かりやすく説明し、こどもの同意なしに開示や提供を原則行わない。
平等	こどもが年齢、性別、人種、文化、宗教、言語、障害、性的指向などによる差別を受けないように支援する。
こどもの参画	行政の決定やこどもに提供されるサービス内容などに、こども自身が関わることを促す。

出典) 三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング「アドボカイト制度の構築に関する調査研究」（2020 年）報告書をもとに作成

① エンパワメント

適切なアドボカシーの実践はエンパワメントに結び付いている。こどもが自分の生活など自己に影響を及ぼす事項に関する決定の主導権を得られるように支援することで、こどもの自己肯定感や自尊心を高め、こども自身が取り組もうとしている困難な課題に対する「できそうだ」という自己効力感を高めることができる。

② こども中心

「こども中心」の基本原則は、こどもが権利を行使する主体であることを明確に定めたものである。意見表明等支援員が活動するにあたっては、こども自身の「こうしてほしい」という意見や希望に基づき活動し、適宜その活動についてこどもが同意する必要がある。つまり、意見表明等支援員はこどもの意見に基づいて行動すること、こどもが選択を行う権利を持ち、敬意をもって意見を尊重し考慮されるこどもの権利を守ることを確実に履行すべきである。

③ 独立性

「独立（専門）アドボカシー」という呼称が示すように、独立性は意見表明等支援員の活動の前提条件である。意見表明等支援員がこどもへのアドボカシーを適切に提供できるのは、意見表明等支援員がこどもの権利のためだけに行動し、他の利害との葛藤や脅威にさらされていないとこどもが確信している時だけである。そのため意見表明等支援員は、こどものものではない（意見表明等支援員自身や他の関係機関・関係者などの）意見や優先順位によって活動してはならない。

④ 守秘

アドボカシーでは、守秘は原則であり、こどもが秘密が守られると感じられることが、信頼関係形成の基盤になる。意見表明等支援員が有効なアドボカシーを実践する上で、守秘に対するこどもからの信用は不可欠である。こどもが話したことが、知られたくない誰かに伝わってしまうと感じると、こどもは意見表明等支援員に重要な内容を話さなくなる。

ただし、いじめや虐待を受けていたり、非行などの法律に違反する行動をしていることが判明した場合、意見表明等支援員も、法律に基づいて児童相談所などに通告しなければならない。また、こどもの生命が危険にさらされている場合など重大な侵害が及ぶ懸念があるときは、意見表明等支援員としての守秘義務の限りではない。この点について意見表明等支援員は、こどもと接触する最初の段階で合意を得ておく必要がある。

⑤ 平等

アドボカシーの基本原則としての「平等」は、表5-2で示した内容に加え、アドボ

カシー実践におけるアクセス機会の保障であり、合理的配慮としても位置付けられている。特に、乳幼児や障害児も意見表明等支援員によるアドボカシーが利用できるよう、特段の対応が求められている。

⑥ こどもの参画

アドボカシーでは、意見表明等支援員をはじめとするすべての関係者に、こどもを一人の人間として尊重し、権利の主体として位置づけることを求めている。小さなことであっても、こどもの意思表示や自己決定を促し、成功体験を積み重ねることで、アドボカシーの基本方針であるセルフアドボカシーの達成が可能となる。

イ. 実践上の原則（実践原則）としての「確認」

これらの原則を踏まえた上で、障害のあるこどもにアドボカシーを実践していく上で重要な実践上の原則の一つは、こどもへの「確認」である。『障害児入所施設・障害児通所支援事業所を利用するこどもの意見形成支援・意見表明支援のための手引き』

（案）」（以下「手引き案」）において、「具体的な実践において、原則として確認書という書面にて確認をしている自治体があるように、こどもの指示と同意のもとで行動することを的確に実施するためには、実践上において、こども本人への丁寧な確認は必須だからである。」障害のあるこどもの中には表現することが難しいこどもや、表現をしても本人の意図とは違う言葉使いになってしまうこども等もいるため、入念な確認が必要である。この「確認」を意識し実践することで、大人主導の誘導的な同意取得を防ぐことになり、こどもの指示や求めに基づきこども主導の独立アドボカシーが展開されることにつながる。」と、「確認」の重要性を位置付けている。

アドボカシー活動をしている意見表明等支援員（アドボケイト）の中には、確認といえば、「こどもの権利擁護スタートアップマニュアル（案）」（以下「マニュアル案」）に「誰に何を伝えたいか、意見を伝える場面にアドボケイトも同席してほしいか等について、こどもに確認書を書いてもらう。」ことや「児童相談所等の関係機関からこどもに対して適切な対応やフィードバックが実施され、こどもがその説明に納得しているかを確認することが求められる。」と書かれているように、意見表明内容や意見に対するフィードバック内容などの確認として認識している人がいるかもしれない。

しかしながら、ここで取り上げる「確認」とは、それだけではなく、傾聴などコミュニケーション全般における「確認」である。アドボカシー実践において、その生命線とも言えるのがこどもとのコミュニケーションの質である。そのコミュニケーションの質に深く関係しているのが確認するという技術や態度である。

① こどもの権利を尊重する行為としての確認

「意見表明等支援員養成のためのガイドライン（案）」（以下「ガイドライン案」）に

「いつ・どこで・誰が・何を・どのような方法で・どのような支援を受けて表明するか／等、こどもの考えを詳しく確認します。」と述べられているように、こどもから思いや意見を聴いた際に、その内容を的確に理解しているのか判断するためには確認が必要になる。

コミュニケーションは双方向であり、障害のあるなしに関わらず、一人ひとりのこどもの声をしっかりと傾聴して、そのこどもの思いや意見をより深く理解しようとするほど「確認」は求められている方法でありプロセスである。ましてや障害のあるこどもや乳幼児期のこどもの思いや気持ちをよりの確に理解しようとするれば、非指示的アドボカシーやさまざまな方法を駆使して確認することが必要であることは明々白々である。

こうした確認は、こどもの権利を尊重している行為に他ならない。

② セルフアドボカシーの形成を促進するための確認

こどもは変化する存在であるからこそ確認は重要になる。こどもにはもう一度考え直すことができるということを含めた確認が大切なのである。こうした確認の過程において、こどもは再度自分の思いや気持ちを見つめなおし、自分に向き合い、自分と対話することを通して、より豊かなセルフアドボカシーを形成していくことにつなげていくのである。

③ こども主導を確保するための確認

また、こうした確認は、こどもに意見表明内容などについての決定を求めるものであり、こどもが権利の主体として取り組むことを意味しているとともに、こどもの同意のもとで行動するといったこども主導・中心の原則を具体的な実践の場で具現化している態度でもある。したがって、自明のことであるが「こども本人に『ひとこと』確認した」「ひと言確認しておく」として進めるような形式的で簡便化した軽薄な確認ではない。「こどもの同意のもとで行動すること」をより明確にするための確認である。意見表明等支援員はマイクのような役割を確実に果たそうとするからこそ、あたりまえのこととしてこどもへの丁寧かつ慎重な確認をすることになる。

④ こども自身がエンパワメントするための確認

確認は「あなたは大切な存在」であるというメッセージの一つでもある。意見表明等支援員がパートナーシップに基づき、こどもそのままのありよう (being) を尊重し、一つ一つの思いや意見について表明支援をしようとするれば、確認は意識せずとも意図せずとも生じる態度であろう。「あなたは大切な存在」であるというメッセージとしての確認をしながら意見形成支援や意見表明支援をし続けることが大切であり、こうした過程を通して、こどもはエンパワメントし、「自分は大切な存在」であると思えるようになって

いく。つまり自己肯定感を高めていくことになるのである。真に自己肯定感や自己評価が高くなれば、他者を頼ることが可能になり、セルフアドボカシーの形成に結びつくのである。

⑤ アドボケイトの独立性を確保するための確認

こどもの意見を尊重し最優先に考えることを保証するため、意見表明等支援員がこどもに対して実施されるこどもの意見表明の内容についての確認や、相手にその内容がそのまま伝えられることやその方法についての確認は、利害関係者など外部関係者からの圧力や影響を受けずに、その独立性を確保することに結びつく。

⑥ アドボケイトの守秘義務を確保するための確認

マニュアル案において「意見表明等支援員は、こどもとの面談の際に、話したことのうち、何を児童相談所等に話し、何を秘匿にしてほしいかをこどもに確認する必要がある。」と指摘しているように、こどもに守秘内容について確認し合うことによって守秘義務を確保することができる。

⑦ 平等を確保するための確認

乳幼児や障害児などが表明した内容を理解できづらい場合、意見表明等支援員は、こども中心の原則に基づきそのこどもの主体性を尊重しつつ、丁寧に聴き返したり、図や絵を描いたり人形を用いて遊んだりしながらコミュニケーションを図り、その内容を理解できるまで諦めずに理解しようと確認する行為は、一人一人の理解の質の平等を確保することにつながる。

⑧ こども参画を保障するための確認

個々のこどもに応じた説明からはじまり、傾聴、意見形成・表明、フィードバックを経て終結までの過程で、その場面ごとに実施される丁寧かつ慎重な確認は、こども参画を保障することにつながる行為なのである。

⑨ 確認における留意事項

しつこく確認したり、こどもの考えや意見をゆがめたり、自分の考えを押し付けたり、誘導的な確認にならないように、基本的な原則や考え方を踏まえ、こどもの指示や求めに基づき、確認をしてほしくないという確認を含めて、丁寧かつ慎重な確認をすることが必要である。

パーフェクトな意見表明等支援などない。こどもの being を尊重し、不完全な者が不完全な者と向き合い、ともに生き育ちあいながら意見表明等支援をしていることを前提とするならば、確認という態度は自ずと生じてくるであろう。身についた自然な態度

として、確認をとることができるようになることが大切なのである。

(5) こどもの意見表明等支援の流れ

こどもへの意見表明等支援の流れについては、以下のフロー図の通りである。意見表明等支援員は、全てのこどものそのままのありよう (being) を尊重し、ニュートラルな姿勢で自然体で向き合い、パートナーシップのもとで基本原則・実践上の原則などに基づき、意見形成・表明支援などの活動を通して、意見表明権を保障することが大切である。

この流れの中で、こどもへの説明や意見形成・表明支援などのあり方については、別のパートで述べられているので参考にしてもらいたい。

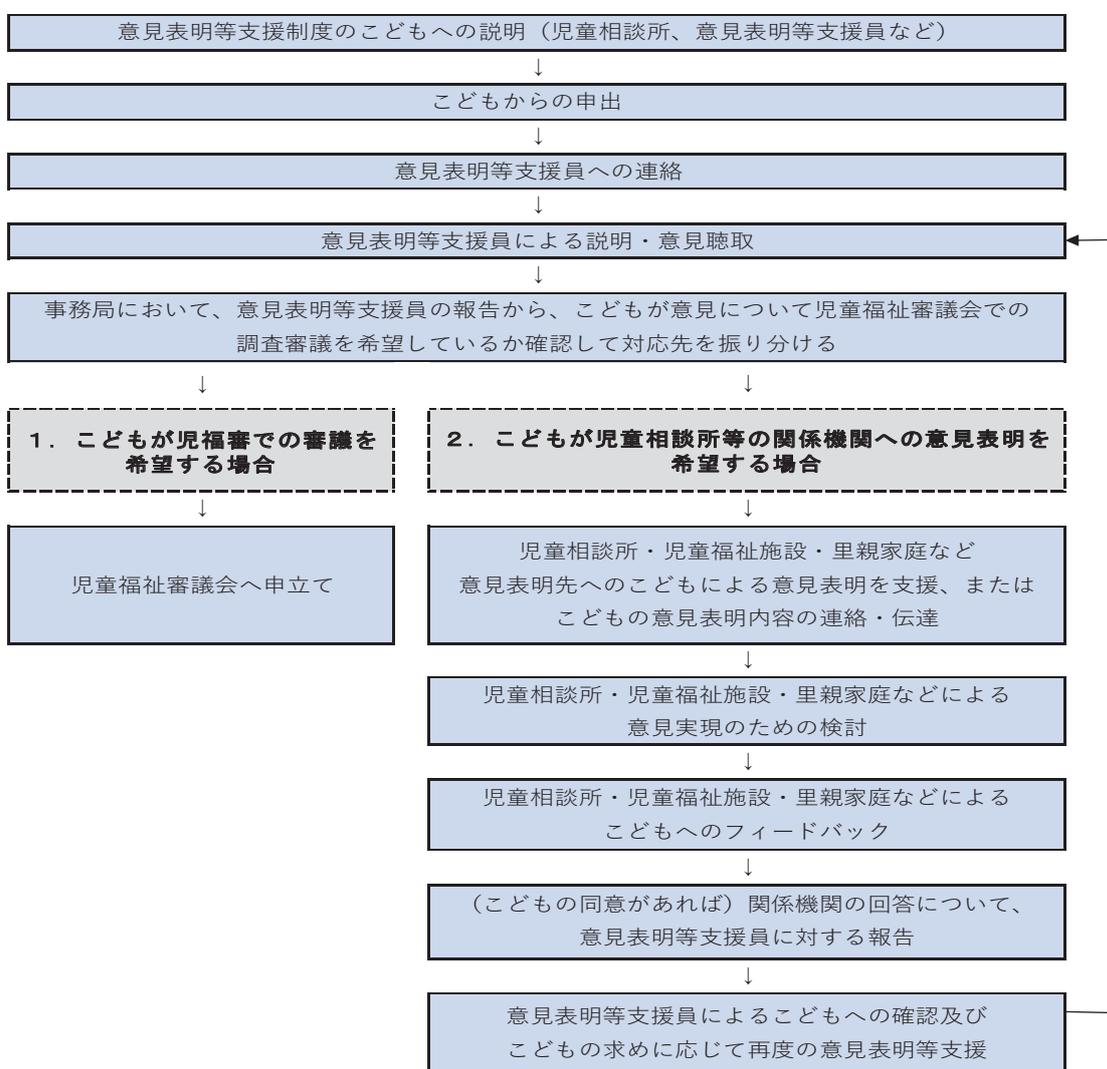


図 5-4 こどもの意見表明等支援のフロー

出典) 障害児入所施設及び障害児通所支援事業所を利用する障害のある子どもの権利擁護の在り方に関する調査研究報告書 (2023 年)

こどもが、自分の意見表明内容について児童福祉審議会での審議を要望し、申請・申立てをする場合の具体的な流れのイメージは、以下の通りである。

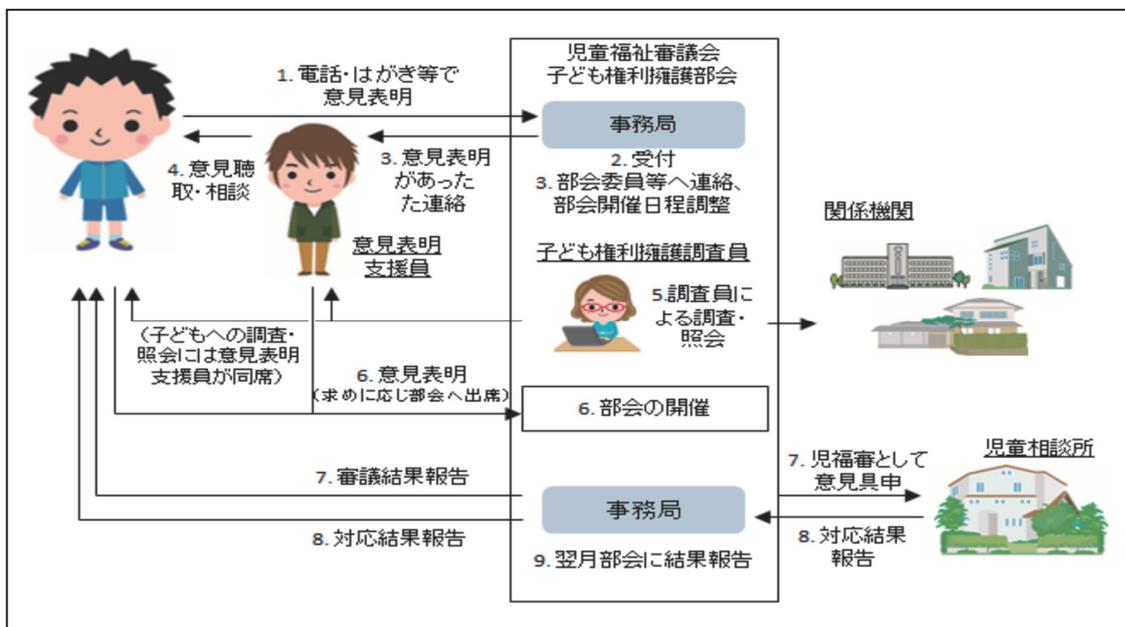


図5-5 児童福祉審議会を活用したこどもの意見表明モデル
(電話・はがき等で意見表明する場合)

出典) 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング「子どもの権利擁護に新たに取り組む自治体にとって参考となるガイドラインに関する調査研究」(2019年)

なお、子ども権利擁護調査員(以下「調査員」)は、こどもからの意見表明が窓口にあった場合、意見表明等支援員及び関係機関に対して事実関係等の確認のために照会、調査を行う。調査員は、その結果、意見表明の内容が児童福祉審議会での調査審議事項に該当するか、他部会への付議や苦情解決の仕組みへの回付が妥当であるか等を確認し、必要に応じ権利擁護部会への報告等を行う。このような役割を担っているのが調査員である。

2. 海外におけるアドボカシーの取組

(1) イギリスにおけるこどもコミッショナー制度

イギリスにおける「こどもコミッショナー機関(Children's Commissioner for England)」の役割や機能は、行政から独立した立場で、i 監視: こどもの権利や利益の保護などについて監視すること、ii 政策提言: こどもの権利擁護の促進のために必要な法制度の改善の提案や勧告を行うこと、iii 救済: こどもからのものを含む苦情申立てに対応し、必要な救済を提供すること、iv 教育・啓発: こどもの権利に関する教育や意識啓発を行うことである。

(2) カナダにおけるアドボカシー制度

2007年に制定され2019年に廃止された「オンタリオ州子どもユースアドボキッド法 (Provincial Advocate for Children and Youth Act)」に基づき、高い専門性と独立性を有しているアドボキッドは、子ども・青少年とパートナーとしての立場を重視し、子どもと青少年の権利を最優先に尊重しながら実質的な意味のある参加を確保して、彼らの声を政策決定に反映させることを目指して支援している。また、子どもと青少年の権利擁護に関連する活動を監視・調査するとともに、政府に対して提言や改善策を提案する役割を担っている。

B 権利擁護・児童福祉行政に対する理解

I : 人権・子どもの権利の理解と子どもの権利擁護

【基礎編】

1. 人権とは

人権は、人間が単に人間であるということに基づき、人間が生まれながらにして至極当然・当たり前持っている権利であり、人間として絶対に奪われてはならない普遍的で不可侵の権利である。人権は、その人が人間であるというだけで与えられるものであり、人種、性別、国籍、宗教、言語、社会的身分、政治的見解などにかかわらず、侵害されることなく、すべての人間に対して平等に適用され、個人が自由に享受できるものである。

日本国憲法においても次のように規定されている。

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第97条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

2. こどもの人権

「人権」は人間としての権利であるから、実際に多くの「人権」は大人と同様に子どもにも保障されている。こどもの人権は、国家・社会との権力関係からの自由だけでなく、大人との権力関係（具体例：「娘のことは私が一番分かっているので、私が決める」とか「息子にはこれが一番良いし合っている」など）からの自由についても保障されなければならない。

「こどもはだんだんと人間になるのではなく、すでに人間である。」とは、こどもの権利

条約の父といわれるヤヌシュ・コルチャックの言葉である。子どもは権利の主体であり、おとなと同じ人間として尊重されるべき存在である。

ただし、こどもは、一人では生きていけず、弱い存在として生まれて成長・発達していくものであり、大切に「守られるべき存在」でもある。

こどもは「守られるべき存在」「育てられるべき存在」であると同時に、「権利を享受し行使する主体」である。

「私たち抜きに私たちのことを決めないで」(Nothing about us without us) という言葉があるように、こどもは「権利行使の主体」である。こどもには自分らしく生きるために最も重要な権利の1つとして、こども自身に影響を与える大切な選択について、こどもの気持ちや意見をしっかり聴いてもらい・尊重してもらおうという権利がある。

前述した大分県で作成し配布した「わたしの権利ノート」にも次のように書かれている。

人は、誰もが生まれたときから幸せになる権利を持っています。そして、幸せになる権利は、わたしだけのものではありません。

わたしと生活を共にしている一人ひとりの権利も、わたしと同じように大切にし、また大切にされなければなりません。大事なことは、一人ひとりの幸せをお互いが大切にして守ることです。

権利は、だれもが生まれながらにして当たり前にもっているもので、わたしが、だれと、どこでくらしているかは、まったく関係ありません。

この『わたしの権利ノート』には、里親家庭や、施設で生活するわたしの「権利(わたしができること、もともとよいこと、してもらえること、しなくてよいこと)」について書かれています。

わたしは、わたし自身が、わたしの権利について学び、いつでも質問し、主張し、意見を述べることを大切にしたいと思います。

何故ならばそれもわたしの権利だからです。

3. こどもの権利条約

(1) こどもの権利条約の4つの一般原則とは

こどもの権利条約は、1989年に国際連合によって採択され、1990年に発効した、こどもの権利を保障するためのこどもの権利条約は、次の4つの一般的な原則こどもの権利は様々ですが、「4つの基本原則」としてまとめられることがあります。が含まれている。

- ①差別の禁止 (2条)
- ②こどもの最善の利益 (3条)
- ③生命・生存・発達に対する権利 (6条)
- ④こどもの意見の尊重 (12条)

① 非差別の原則 (Non-discrimination)

すべての子どもに対して、人種、色、性、言語、宗教、国籍、政治的またはその他の見解、社会的出自、財産、身体的、精神的、発達上の能力などのあらゆる区別なしに、この条約の規定に基づいて権利が保障されることが求められている。

② こどもの最善の利益の原則 (Best interests of the child)

すべての決定や行動は、子どもの最善の利益を考慮してなされるべきであり、これが子どもの利益と状況によるものとされます。親や保護者、政府、裁判所、立法機関など、あらゆる機関や個人が、この原則を尊重しなければならない。

③ こどもの生存と発達の権利 (Right to life, survival, and development)

すべての子どもは、生存、健康な成長、発達の権利を持ちます。政府や社会は、これらの権利を保護し、促進するために努力しなければならない。

④ こどもの意見を尊重する権利 (Respect for the views of the child):

こどもは、自分の意見を自由に表明する権利を持っている。彼らの年齢と成熟度に応じて、その意見が適切に尊重され、考慮されなければならない。

これらの一般原則は、子どもの権利条約の枠組みの中でこどもの権利を保護し、促進するために重要な基盤であり、すべての国や地域で子どもの権利条約の規定が遵守され、こどもの福祉が最優先されることを確保するために重要である。

この条約に掲げられた 4つの一般原則はこども基本法の基本理念として次のように位置づけられている。

第三条 こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けないようにすること。
- 二 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法（平成十八年法律第二百十号）の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
- 三 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
- 四 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。

(2) いわゆる 4つの柱の権利とは

こどもの権利条約（CRC）における 4つの柱の権利とは以下の通りである。

① 生きる権利 (Right to Survival)

生きる権利は、すべてのこどもが良好な環境のもとで健康な状態で生まれ、安全で清潔な環境で成長し、栄養を十分に摂取し、適切な医療を受ける権利を示している。これには、適切な医療や栄養、清潔な水、安全な住居、災害からの保護などが含まれている。

② 守られる権利 (Right to Protection)

守られる権利は、こどもが虐待、暴力、搾取、差別、戦争、紛争、犯罪、およびその他の危険な状況から保護される権利を示している。これには、身体的、精神的、性的虐待及びネグレクトからの保護、児童労働の防止、戦争や紛争に巻き込まれるリスクからの保護、および家庭や地域コミュニティでの安全が含まれている。

③ 育つ権利 (Right to Development)

育つ権利は、こどもが最大限に発展し、自己の能力を最大限に活用できる権利を示している。これには、適切な教育、知的、精神的、感情的、社会的な発達を支援する権利、および適切な遊びとレクリエーションの提供が含まれている。

④ 参加する権利 (Right to Participation)

参加する権利は、こどもが自分の意見を表明し、意思決定に参加し、社会的および文化的生活に参加する権利を示している。これには、こどもが情報にアクセスし、自分の意見が尊重される権利、および家庭、学校、地域、および国のレベルでの意思決定プロセスへの参加が含まれている。

これらの4つの柱の権利は、子どもの権利条約の中核を構成し、こどもの健全な成長と発達を促進し、彼らが自己を守り、自己を表現し、参加できる権利を擁護するとともに、こどもの権利が全体的かつ包括的な視点から保障されることを確保するために重要である。

(3) こどもの最善の利益とは

子どもの権利条約第3条第1項では、「児童に関するすべての措置をとるに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであっても、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。」と規定されている。

こどもの最善の利益について、子どもの権利委員会・一般的意見第14号（以下「14号」）において、次のように解説している。

子どもの最善の利益の概念は複雑であり、その内容は個別事案ごとに判定されなければならない。立法者、裁判官、行政機関、社会機関または教育機関は、条約の他の規定に

則して第3条第1項を解釈・実施してこそ、この概念を明確にし、かつ具体的に活用できるようになる。したがって、子どもの最善の利益の概念は柔軟性および適応性を有するものである。この概念は、当事者である子ども（たち）が置かれた特定の状況にしたがって、その個人的な背景、状況およびニーズを考慮に入れながら個別に調節・定義されるべきである。

そのこどもの最善の利益を検討する際に考慮すべき主要素として、14号では、次のような項目をあげている。

- ① こどもの意見
- ② こどものアイデンティティ（性別、性的指向、民族的出身、宗教および信条、文化的アイデンティティ、性格その他）
- ③ 家庭環境の保全および関係の維持
- ④ こどものケア、保護および安全
- ⑤ 脆弱な状況
- ⑥ 健康に対するこどもの権利
- ⑦ 教育に対するこどもの権利

①のこどもの意見については、「子どもの意見を考慮に入れない、または子どもの年齢および成熟度にしたがってその意見を正当に重視しないいかなる決定も、子ども（たち）が自己の最善の利益の判定に影響を及ぼす可能性を尊重していないことになる」(14号・パラ 53) こうした要素を考慮して、こどもの最善の利益について検討することが求められている。

(4) こどもの意見の尊重とは

子どもの権利条約第12条では、「自由に自己の意見を表明する権利(the right to express those views freely)」について次のように規定している。

- 1 締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。
- 2 このため、児童は、特に、自己に影響を及ぼすあらゆる司法上及び行政上の手続において、国内法の手続規則に合致する方法により直接に又は代理人若しくは適当な団体を通じて聴取される機会を与えられる。

ここでいう「意見」とは、原文では「view(s)」であり、子どもの権利委員会・一般的意見第12号(2009年)において、「第12条を全面的に実施するためには、遊び、身振り、表情およびお絵描きを含む非言語的コミュニケーション形態を認識しかつ尊重することが必要である。」と提言されている。

したがって、言語的コミュニケーションのみならず、非言語的コミュニケーションも尊重

しなければならない。

4. こどもの権利擁護のしくみ

令和3年5月に公表された「子どもの権利擁護に関するワーキングチームとりまとめ」において、こどもの権利擁護のしくみについて次のように提言し、「子どもの権利擁護の枠組み（あるべき姿のイメージ）」の図を示している。

児童福祉法第1条の原理のもとでは、全てのこどもの権利が擁護されることが必要である。それを果たすためには、

- ・こどもの権利や利益が守られているか、行政から独立した立場で監視すること
- ・こどもの代弁者として、こどもの権利擁護の促進のために必要な法制度の改善の提案や勧告を行うこと
- ・子ども自身からのものを含むこどもの権利に関する苦情申立てに対応して必要な救済を図ること
- ・こどもの権利に関する教育や意識啓発等を行うこと

といった機能が必要である。

本来、あらゆるこどもの権利擁護を司る行政から独立した機関を国に設置し、自治体に設置されている権利擁護機関とも連携しながら、社会においてこどもの権利が保障されているかどうかを監視し、子どもが暮らす中で受ける権利侵害の事案について調査や審議を行いこどもの権利が回復されるよう意見具申等すること、子どもに関する制度について権利擁護の観点から政策提言を行うこと、子どもが権利の享有・行使の主体であること等に関して市民に対する教育・啓発を展開することが必要である。

子どもの権利擁護の枠組み（あるべき姿のイメージ）

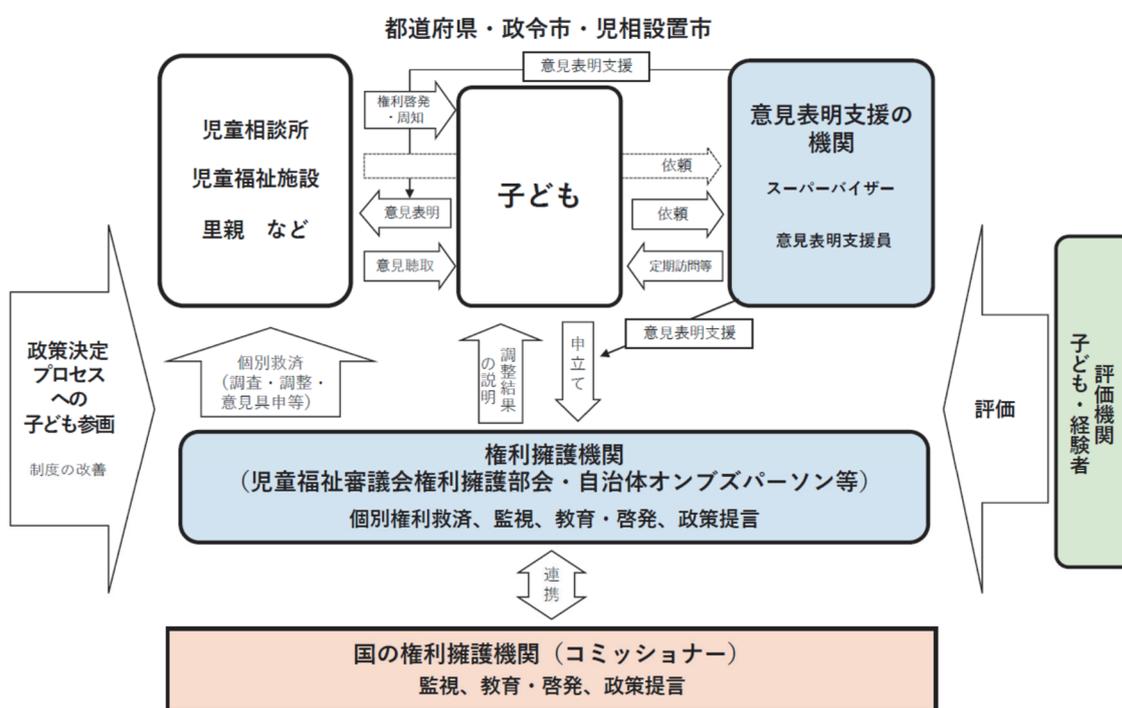


図5-4 子どもの権利擁護の枠組み（あるべき姿のイメージ）

子どもの権利全般を対象として、監視、教育・啓発、政策提言などの機能を有する国レベルの権利擁護機関（コミッショナー）及び自治体レベルの権利擁護機関（児童福祉審議会権利擁護部会・自治体オンブズパーソン等）を設置することが求められている。

（相澤 仁）

Ⅱ：アドボカシーに関連する制度等

【基礎編】

この内容については、前述した「第1章」「第2章」「第3章」「第4章第1節」を参照。

Ⅲ：各自治体における児童福祉行政の理解（概要編）

【基礎編】（大分版）

1. 児童福祉制度の概要

子どもが良好な環境において生まれ、かつ、心身ともに健やかに育成されるよう、保育、母子保護、児童虐待防止対策を含むすべての子どもの福祉を保障するため、国及び地方公共団体は、児童福祉法（以下「法」という。）の規定に基づき、それぞれ取り組みを進めている。

まずは、子どもが家庭において心身ともに健やかに養育されるよう保護者を支援し、家庭における養育が適当でない場合は、子どもが「家庭における養育環境と同様の養育環境（養子縁組や里親・ファミリーホーム）」において継続的に養育されるよう必要な措置を講じ、子どもを家庭及び当該養育環境において養育することが適当でない場合は、子どもが「できる限り良好な家庭的環境（小規模グループケアやグループホーム等小規模型施設）」で養育されるよう必要な措置を講じることとされている中において、市町村は、基礎的な地方公共団体として、子ども及び妊産婦の福祉に関し必要な調査や指導等を行うほか、障害児通所給付費の支給、保育の実施、その他子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業等この法に基づく子どもの身近な場所における子どもの福祉に関する支援に係る業務を行っている。

都道府県は、市町村の行う業務が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言等を行うとともに、子どもが心身ともに健やかに育成されるよう、専門的な知識及び技術並びに各市町村の区域を超えた広域的な対応が必要な業務として、調査・判定やそれに基づく指導等、子どもの一時保護、里親や養子縁組に関する業務の実施、小児慢性特定疾病医療費の支給、障害児入所給付費の支給、子どもを里親へ委託し、又は児童養護施設等へ入所させる措置その他この法に基づく子どもの福祉に関する業務を行っている。

国は、市町村及び都道府県が行うこの法律に基づく子どもの福祉に関する業務が適正かつ円滑に行われるよう、子どもが適切に養育される体制の確保に関する施策、市町村及び都道府県に対する助言及び情報の提供その他の業務を行っている。

2. 児童相談所の業務と役割

(1) 相談援助業務とその役割

「児童相談所運営指針」（平成 2（1990）年 3 月 厚生労働省）は、児童相談所の設置目的と相談援助活動の理念について次のように示している。

1. 児童相談所の設置目的と相談援助活動の理念

- (1) 児童相談所は、市町村と適切な協働・連携・役割分担を図りつつ、子どもに関する家庭その他からの相談に応じ、子どもが有する問題又は子どもの真のニーズ、子どもの置かれた環境の状況等を的確に捉え、個々の子どもや家庭に適切な援助を行い、もって子どもの福祉を図るとともに、その権利を擁護すること（以下「相談援助活動」という。）を主たる目的として都道府県、指定都市（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市をいう。以下同じ。）及び児童相談所設置市（第 59 条の 4 第 1 項の児童相談所設置市をいう。以下同じ。）（以下「都道府県等」という。）に設置される行政機関である。
- (2) 児童相談所における相談援助活動は、すべての子どもが心身ともに健やかに育ち、その持てる力を最大限に発揮することができるよう子ども及びその家庭等を援助すること

を目的とし、児童福祉の理念及び児童育成の責任の原理に基づき行われる。このため、常に子どもの最善の利益を優先して考慮し、援助活動を展開していくことが必要である。

(3)児童相談所は、この目的を達成するために、基本的に次の4つの条件を満たしている必要がある。

- ①子どもの権利擁護の主体者である明確な意識を持っていること
- ②児童家庭福祉に関する高い専門性を有していること
- ③地域住民や子どもに係る全ての団体や機関に浸透した信頼される機関であること
- ④児童福祉に関係する全ての機関、団体、個人との連携が十分に図られていること

(4)児童相談所は、上記理念に基づき、子どもの問題に対し専門性に基ついた一貫した相談援助活動を行うとともに、都道府県等の児童福祉主管部局とも連携しつつ、相談援助活動を総合的に企画し、これを実施していくことが必要である。

(5)近年、子どもの権利侵害である児童虐待が増加するなど、子どもや家庭をめぐる問題が複雑・多様化しており、問題が深刻化する前の早期発見・早期対応を図るとともに、地域におけるきめ細かな援助が求められている。(中略)

(6)児童相談所は、児童虐待防止対策の一層の充実・強化を図っていくことが必要である。

とりわけ、児童相談所は全ての職員に関して、子どもの権利擁護に必要な専門的な知識、技術、態度の習得と向上を図り、相談(通告を含む。)に対しては、面接や調査等による情報収集と適切なアセスメント(評価)に基づき、子どもの権利を守るために措置などの権限行使を含む相談援助活動を計画し遂行する必要がある。そのためには、児童家庭相談に応じる市町村に対して適切な支援を行うとともに、効果的な援助が期待できるソーシャルワークの技法の開発や確立はもとより、医療、保健、法律その他の幅広い専門機関や職種との連携強化、司法関与の仕組みの有効活用等により、迅速かつ的確な対応を図るとともに、虐待のない親子関係の再構築の促進を行ったり、児童虐待を受けた子どもが家庭(家庭における養育環境と同様の養育環境及び良好な家庭的環境を含む。)で生活するために必要な配慮の下、子どものみならず保護者も含めた家庭への支援に一層積極的に取り組むことが重要である。また、平成19年児童福祉法改正法により、虐待通告を受けたとき等の子どもの安全確認を行うための措置の義務化や臨検又は搜索の制度の創設等の措置が講じられ、平成28年児童福祉法等改正法により、措置解除後において児童相談所が地域の関係機関と連携し、定期的な子どもの安全確認、保護者への相談・支援等の実施、臨検又は搜索手続の簡素化により、児童相談所における子どもの安全確認又は安全確保が今後さらに期待されることになる。このため、各児童相談所においては、子どもの安全確認等に向けた迅速かつ適切な対応に一層配慮すべきである。

(7)児童虐待について、効果的な援助の実施を図るには、地域における関係機関がネットワークを形成し、相互に役割分担しながら一体となって援助活動を行うことが重要である

が、児童相談所は、児童福祉の中核的専門機関として、市町村における要保護児童対策地域協議会の設置や運営を支援するなど、関係機関等の連携に基づく地域援助活動の展開に向けて、市町村とともに中心的な役割を果たすことが求められる。

(8)問題が深刻化する前の早い段階での相談・通告等を促すため、あらゆる機会並びに多面的な媒介手段により、児童相談所を含む地域の児童家庭相談体制について、家庭、地域住民、関係機関等への周知に努める。

(9)令和元年児童福祉法等改正法を踏まえ、児童相談所において介入機能及び支援マネジメント機能を効果的に発揮できるよう、必要な措置を講ずること。なお、各自治体においては、必要な保護が躊躇されてしまうことや親の意向に反する一時保護を行った結果、その後の支援が進まないといったことがないよう、地域の実情に応じた体制の検討が必要である。(後略)

また、同指針は、児童相談所の業務のうち、相談援助活動の展開や体系等について次のように示している。

2. 相談援助活動の展開

(1)調査、診断、判定（アセスメント）、見立て

児童相談所は、受け付けた相談（通告を含む。）について主に児童福祉司、相談員等により行われる子どもとその家族への面接及び親族や地域関係者との面接を含むその他の調査に基づく社会診断、児童心理司等による心理診断、医師による医学診断、一時保護部門の児童指導員、保育士等による行動診断、その他の診断（理学療法士等によるもの等）をもとに、原則としてこれらの者の協議により総合的なアセスメント（総合診断）を行い、子どもとその家庭に関する全体像をつかみ、現在問題となっている状態に至ったプロセスを見立てる。

虐待通告や虐待者自身やその家族からの虐待相談、その他の相談において虐待が疑われるときには以下の展開が必要になる。

※危機状態の判断

子どもの心身の安全が脅かされて、緊急に対応しなければならない危機状態にあるかどうかの判断は常に行われなければならない。必要に応じて、一時保護やその委託などを含む介入を行って、まず心身の安全を確保しなければならない。詳しい面接や調査は安全が確保されてから行う。

※緊急度の判断

早急な危機介入を要しない場合は数日以内の面接や調査に基づいて、緊急度の判断が行われ、緊急度に応じた一時保護等の対応がなされることになる。例えば、入院中で心身の安全は確保できているが緊急度が高いと判断される場合は、入院中からの一時保護委託や退院時の一時保護が必要になる。

また、性的虐待等で本人からの事実確認が必要な場合には、虐待がなくなったとし

ても加害者のいる場で生活している場合は事実確認が困難になるため、一時保護等により安全を確保して面接や調査をすることが必要となる。

(2) 援助指針（援助方針）の作成とそれに基づく援助活動

(1)で述べたアセスメント及び見立てに基づき、個々の子どもに対する援助指針（援助方針）を作成する。援助指針（援助方針）は、子どもやその保護者等が有するそれぞれの課題や援助ニーズについて家庭環境調整を含めた援助の目標、援助方法、その他留意事項を明確に記載すること。また、援助指針（援助方針）の策定に際しては、児童相談所の方針を子ども及びその保護者並びに、必要に応じて祖父母等の親族に伝え、その意向を聴取するとともに、その策定過程においても、可能な限り子ども及びその保護者等（祖父母等の親族を含む。）と協議を行うなど、これらの者の参加を得ることが望ましい。

在宅での支援が適切と考えられる時には、必要に応じて、市町村や要保護児童対策地域協議会と連携して、協同で援助指針（援助方針）を立て、役割分担とそれぞれの目標を定めて支援を開始し、一定期間のもとに支援効果を判定する。同時に、常に子どもへの権利侵害が悪化する危険を意識し、通常と異なる状況が発生した時に情報を集約する方法と場を設定し、危機状態に陥ったときの対応もシミュレーションしておく必要がある。

一方、児童福祉施設への入所措置が採られる場合には、当該施設は、児童相談所の援助指針（援助方針）を踏まえて自立支援を実施することとなる。このため、児童相談所は、個々の子ども等に対する援助指針（援助方針）を策定する際には、児童福祉施設と十分な協議を行うこととする。

(3) 業務遂行体制

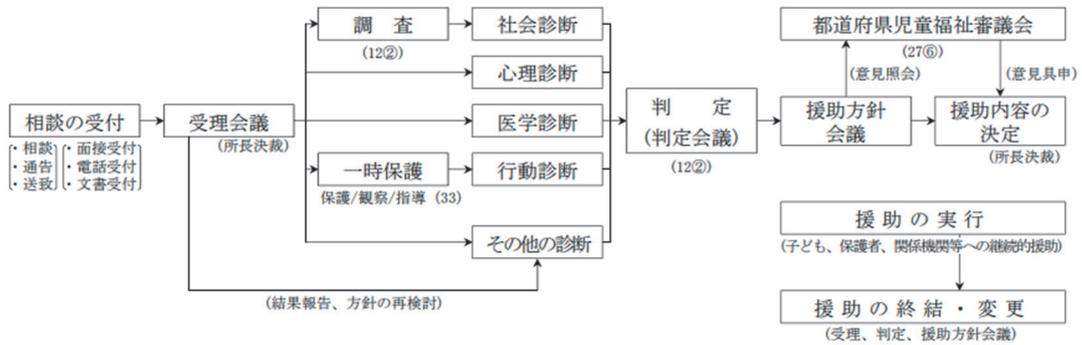
この業務を遂行するため、児童相談所は原則として総務部門、相談・判定・指導・措置部門、一時保護部門の三部門制をとり、各々の専門職から成る受理会議、判定会議、援助方針会議において、常に子どもの最善の利益の観点から子ども、保護者等の援助について検討して計画し、さらに検証していく作業を行う。特に困難事例、計画どおり進行していない事例及び虐待による死亡事例を始めとする状態が悪化した事例などについては、その原因や対策などについて関係者と十分に協議し、検証する必要がある。このチーム協議による判定と援助指針（援助方針）の作成、それに基づく援助が児童相談所の専門性を支える大きな柱であり、これにより、子どもとその環境を総合的に理解した援助活動が展開できると考えられる。

3. 相談援助活動の体系

児童相談所における相談援助活動の体系を概念的に示すと図-1のようになる。また、この業務は多くの関係機関との連絡協調の中で進められなければならないが、この

ことを考慮に入れ、児童相談所の業務系統図を示すとおおむね図-2のとおりである。

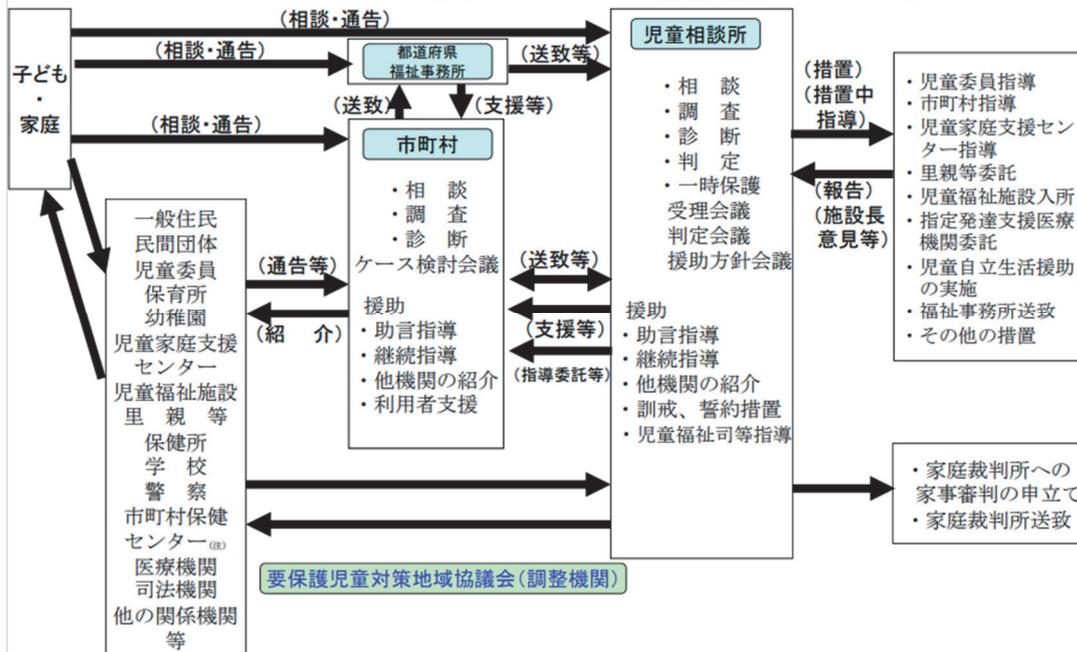
図-1 児童相談所における相談援助活動の体系・展開



援 助	
1 在宅措置等	2 児童福祉施設入所措置 (27①Ⅲ)
(1) 措置によらない指導 (12②)	指定発達支援医療機関委託 (27②)
ア 助言指導	3 里親、小規模住居型児童養育事業委託措置 (27①Ⅲ)
イ 継続指導	4 児童自立生活援助の実施 (33の6①)
ウ 他機関あつせん	5 市町村への事案送致 (26①Ⅲ)
(2) 措置による指導	福祉事務所送致、通知 (26①Ⅲ、63の4、63の5)
ア 児童福祉司指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ)	都道府県知事、市町村長報告、通知 (26①Ⅳ、Ⅴ、Ⅵ、Ⅶ)
イ 児童委員指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ)	6 家庭裁判所送致 (27①Ⅳ、27の3)
ウ 市町村指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ)	7 家庭裁判所への家事審判の申立て
エ 児童家庭支援センター指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ)	ア 施設入所の承認 (28①②)
オ 知的障害者福祉司、社会福祉主事指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ)	イ 特別養子縁組適格の確認の請求 (33の6の2①)
カ 障害児相談支援事業を行う者の指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ)	ウ 親権喪失等の審判の請求又は取消しの請求 (33の7)
キ 指導の委託 (26①Ⅱ、27①Ⅱ)	エ 後見人選任の請求 (33の8)
(3) 訓戒、誓約措置 (27①Ⅰ)	オ 後見人解任の請求 (33の9)

(数字は児童福祉法の該当条項等)

図-2 市町村・児童相談所における相談援助活動系統図



4. 家庭、地域に対する援助の展開

児童相談所は、地域の必要に応じ子どもの健やかな育成及び家庭、地域における児童

養育を支援するため、市町村と協働・連携・役割分担を図りつつ、次に掲げるような家庭、地域に対する援助活動を積極的に展開する。

- ①住民のニーズを的確に把握するための情報収集、調査等
- ②住民のニーズに対応した事業の企画及びその実施
 - ア巡回相談、電話相談
 - イ講演会等の開催、情報誌等の配付等による啓発的、予防的活動
 - ウ関係機関との連絡会議の実施
 - エその他の事業
- ③児童虐待防止のための活動
 - ア児童虐待防止のための早期発見、通告についての普及啓発
 - イ関係機関ネットワーク（要保護児童対策地域協議会など）の形成
 - ウ児童虐待についての研修の実施など
- ④ 子どもの福祉に関する多様なサービスの調整
- ⑤ 関係機関に対する児童福祉に関する助言等の技術的支援
- ⑥ 住民に対する情報提供活動等
- ⑦ 先駆的取組による相談援助方法の開発と啓発
- ⑧ フォーマル及びインフォーマルな社会資源を活用した子どもの権利を守る地域社会の構築のための活動等

5. 業務遂行上の配慮

- (1)児童相談所における相談援助活動は、子ども、保護者等の人権に十分配慮しながら行うとともに、常に子どもの最善の利益を図ることを最優先に行わなければならない。
- (2)子ども、保護者等に対する援助を行うに当たっては、アセスメントの結果及び援助指針（援助方針）とその指針（方針）が必要と考えられる理由に関して、年齢に応じた方法で十分な説明をし、子どもや家族の意向、意見を十分に傾聴し、尊重するよう配慮する。
- (3)調査、診断等を実施する場合、他の機関にあっせん又は連携して援助に当たる場合等においては、原則として子ども、保護者等の同意を得る等、プライバシー保護に留意する。ただし、子どもの心身の安全確保に必要な場合はその限りではない。また、多機関と連携する場合は要保護児童対策地域協議会の枠組みを利用するなどにより、プライバシーの保護を図る。
- (4)職員は職務上知り得た秘密を正当な理由なく漏らしてはならない。

なお、これに反した場合には、法第 61 条又は地方公務員法第 34 条により処罰の対象となる。

(2) 一時保護業務とその役割

「子ども虐待対応の手引き」（平成 25（2013）年 8 月改訂版 厚生労働省）は、一時保護

の目的を次のように示している。

1. 一時保護の目的は何か

子ども虐待事案における一時保護の第一の目的は、子どもの生命の安全を確保することである。単に生命の危険にとどまらず、現在の環境におくことが子どもの安全な家庭生活を確保する上で明らかに問題があると判断される時は、まず一時保護を行うべきである。一時保護を行い、子どもの安全を確保した方が、子どもへの危険を心配することなく虐待を行っている保護者への調査や指導を進めることができ、また、一時的に子どもから離れることで、保護者も落ち着くことができたり、援助を開始する動機付けにつながる場合もある。子どもの観察や意見聴取においても、一時保護による安全な生活環境下におくことで、よりの確な情報収集を行うことが期待できる。

以上の目的から必要とされる場合は、躊躇せず一時保護を行い、その上で虐待の事実等を調査するということが子どもの最善の利益にかなうといえる。

また、同手引きは、子どもへの一時保護の説明の方法等について、次のように解説している。

6. 一時保護の説明

一時保護は、子ども自身の意思に反しても、あるいは保護者の同意が得られない場合にも可能である。虐待対応における子どもの安全の判断と一時保護の判断は、基本的に児童相談所長の責任と権限において実施する。ただし、当事者にその理由を説明して、理解と協力を得る努力はその後の対応に影響する重要な場面であるので丁寧に行うこと。もとより、本人・保護者の同意は一時保護の要件ではないので、理解と協力が得られないからと言って権限執行の対応を変えることがあってはならない。

一時保護を実施する際には、子どもと保護者に対して、一時保護の理由、目的、期間、入所中の生活、一時保護中の児童相談所長の権限（児童相談所長は、一時保護中の子どもについて、親権者がある者についても、監護、教育及び懲戒に関し、その子どもの福祉のために必要な措置をとることができること。この場合には子どもの親権者等は、児童相談所長のとる措置を不当に妨げてはならないこと。また、子どもの生命又は身体の安全を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その親権者等の意に反しても必要な措置をとることができること等。）と、2か月を越えて引き続き一時保護を行う場合の手続きについて説明を行い、一時保護の同意を得て行うことが望ましい。

ただし、緊急保護など子どもを放置することが子どもの福祉を害するときは子どもや保護者の意に反して保護することができる。

一時保護の開始を決定したときは、速やかに一時保護の開始期日、理由及び場所を文書で保護者に通知する。但し、保護者に対して子どもの居所を明らかにした場合に、再び児童虐待が行われるおそれがあり、子どもの保護に支障がある場合には子どもの居所を明らかにしないことができる。

(1)子どもへの説明

①子ども本人が、帰宅を拒否し保護を求めている場合

子どもに対して虐待の事実関係や状況等を確認するのはもちろんのことであるが、まず、子どもの話や言葉を十分に傾聴し、子どもに安心感を与えることが大切である。

保護者の同意がなくても安全に生活できる場があることを伝え、一時保護所のパンフレットやアルバムなどを見せて具体的な情報を提供する。併設されている場合は、他児との関係などにも配慮して支障がなければ見学させてもよい。「少し親と離れて生活しながら、これからのことをいっしょに考えよう」などと話し、ひとりで問題に立ち向かうのではないということを伝え、不安な気持ちを少しでも取り除くような配慮が必要である。

また保護者には一時保護の告知を行うが、その際、保護は子どもの状況を把握した児童相談所の判断により実施したのであり、子どもの意向により判断したのではないことを明確に伝え、また子どもにもそのようにあらかじめ説明する。

面会や引取りについても、子どもの意向を聞いて判断するということを子どもに説明し、児童相談所として「安全を確認できない限り、親元に戻すことはない」という保証をする必要がある。

②子ども本人が、一時保護を躊躇したり拒否している場合

虐待を受けた子どもは、人間に対する不信感を抱いていたり、心を開いて本当の気持ちを表現できないことが多い。保護者の前では萎縮して保護者の意向にそった返事しかできないこともある。また、悪いのは自分だから仕方がないと思い込んでいたり、家を出ることで親から見捨てられるのではないかという不安から、自分からはなかなか判断できないでいるような場合もある。

したがって、虐待の事実があり、保護者からの分離が必要と判断される事例で、子ども本人が一時保護を躊躇したり、拒否する場合は、虐待の原因は子どもにあるのではないこと、児童相談所として「子どもの身の安全を確保するために、保護者には引き渡せない」という判断をしていることを子どもにわかりやすく伝える必要がある。

その上で、一時保護所について具体的な紹介をして、少しでも不安感の除去に努め、保護者の元を離れる心情を受け止めながら、一時保護の同意が得られるように説得する。

いずれにせよ、子どもが同意しているか否かにかかわらず、基本的には、本人が帰りたくないと言うから保護するのではなく、「子どもの最善の利益を守るために、児童相談所として保護者には引き渡せないという判断をした」という説明をすることが重要である。

一時保護所入所中の子どもに援助を行う際の留意点について、同手引きは次のように解説している。

7. 一時保護所入所中の子どもに対する援助のあり方

(2)子どもに援助を行う際の留意点

- ①虐待を受けた子どもは基本的に大人への不信感や恐怖心を抱いているので、受容的に接し、不安や緊張をやわらげることが必要である。
- ②一時保護所は、安心して生活できる場所であることを伝え、それを子どもが実感できているかを確認していく。
- ③子どもの気持ちを徐々に引き出し、気持ちの整理をできるように支えていくことが必要であり、子どもの心身の状況を見極め、自然に話ができるように心がける。
- ④子どもの行動面の特徴や問題行動をよく観察する。情緒不安定、集団不適応、攻撃的行動など、問題行動の現象面に巻き込まれることなく、まず大人との信頼関係を築き、情緒の安定を図りながら、子どもの混乱に寄り添い気持ちを整理しながら支援していくことが必要である。タイムアウトや個別的な対応など、子どもが自己をコントロールできるような適切な援助を実施する。
- ⑤一時保護所の生活で子どもが安定してくると、虐待に起因すると思われる様々な症状が出現することがあるが、子ども自身が動揺することがないように、受容的に話を聞き、安心感を持たせる。
- ⑥性的虐待の事例では、性化行動が見られることがあるので、注意して見守る。
- ⑦保護者の面会は、基本的に子どもの意思を尊重して対応する。面会時は必ず児童福祉司等の職員が同席して、短時間で終わるようにする。
- ⑦ 子どもの保護者に対する、揺れ動く気持ちがあることを認識しておくことが必要である。
- ⑨ネグレクトなどの事例では、社会的な常識に従った基本的生活習慣ができていない場合がある。基本的生活習慣ができていない場合には、生活上の基本的なルールを少しずつ習得できるように援助する。

その上で一時保護所は子どもの行動診断を行う。行動診断について、同手引きは次のように解説している。

1. 各種診断はどのように行うか

(3)行動診断

一時保護所での行動観察は子どもの生活態度、行動、対人関係等の状況を、共に生活するなかで、あるいは子どもに関わりながら客観的、具体的に観察することができるので、援助方針をたてる上で重要である。

①行動診断を行う上での留意点

行動診断の特徴は、日常生活場面に近い条件の下で、子どもに対し24時間の直接観察に基づくことにある。

しかし、虐待を受けてきた子どもは、心身共に傷ついており、さらに慣れた生活の場からの分離体験により不安感や緊張感が大きいため、保護をしてすぐに日常生活

と同様の言動が現れることは稀である。

入所当初は、新しい場所への緊張やとまどいもあり、自分の行動を抑制して、自分のありのままを見せないことが多い。また、職員に対して迎合するような態度や、同情を誘うような振る舞いを見せたり、「良い子」を演じているが、やがて職員や周囲の子どもに対し、過剰な甘え・要求、支配的な態度、反発・拒否、暴言・暴力など不適切な対人関係を見せはじめる子どももいる。また、心的外傷体験による問題行動や、身体症状、精神症状が現れてくることもある。したがって、短期間の一時保護の中では、問題となる行動がそのまま現れにくいこともあるので、職員が受容的に関わりながら、子どもの行動を一面的にとらえることなく、また様々な変化を見逃さないような注意が必要である。

子どもの本来の姿を知るため、生活場面では、危険を伴うような行動や、極度に他の子どもたちに迷惑をかけたり、不快な思いをさせたりする行動以外は、あまり禁止したり、制約したりすることなく、日課やルールについても子どもの状況に応じて柔軟に指導するなど受容的な対応が望ましい。

子どもは安心して自分を表出しても大丈夫だということが分かって、次第に自分の内面を表せるようになるので、一時保護所が自分にとって安全で、安心できる場所と感じられるように、職員の対応も含めて環境を整えることが大切である。

②診断のために行われる行動観察のポイント

子どもの言葉、行動についてはできるだけいねいに観察し記録する。言葉はそのまま具体的に記録し、どのような場面で、どのような表情でその話がされたのか、またどのような行動が現れたのかも記録しておく。

一時保護所では複数の職員が関わることになるので、主担当の職員が中心になって、他の職員の観察結果についても十分に情報を得、多面的な観察がされることが望まれる。また、観察は生活場面だけではなく、必要に応じて個別の面接等も併せて行うことが望ましい。

子どもの状況について、児童福祉司、児童心理司や医師に対し情報を提供し、子どもへの対応を依頼したり、一時保護所での対応の仕方、観察の視点等について助言を得るなど、協力を求めることも必要である。(後略)

3. 社会的養護制度と権利擁護システム

新しい社会的養育ビジョン(平成29年8月)では、「社会的養護」の定義を、子どもの成長発達の保障のため、確実に保護者の養育支援・子どもへの直接的な支援を届けることが必要であると行政機関が判断する場合で、サービスの開始と終了に行政機関が関与し、子どもに確実に支援を届けるサービス形態とし、「代替養育」の定義を、「社会的養護」のうち、保護者と子どもの分離が必要な場合に保障する分離した後の公的な養育としている。

代替養育には、施設養護と家庭養護がある。

(1) 児童福祉施設の概要

法に規定する児童福祉施設のうち、代替養育を担う施設は、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設等である。

大分県社会的養育推進計画（令和2（2020）年3月策定）の「7 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組」によると、平成30（2018）年度末の大分県の代替養育を必要とする子どもの総数は501名（母子生活支援施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設等に入所している子どもは含まない）であり、その内訳は児童養護施設321名、乳児院14名、里親112名、ファミリーホーム54名となっている。入所する子どもの生活がより家庭的なものとなるよう、小さな生活単位で、かつ地域の中で生活を送ることができる養育環境を整備することなどが求められている中、大分県内の児童養護施設や乳児院は、これまでも生活単位の小規模化（ユニット化）や地域分散化を進めてきており、平成30（2018）年度末時点で、ほぼ全ての児童養護施設や乳児院がユニットケアを実施し、うち4施設は本体施設の全てがユニット化されており、6施設が地域小規模児童養護施設又は分園型小規模グループケアを実施している。そして、これからの基本方向として、児童養護施設の小規模かつ地域分散化、児童養護施設等における施設養育の高機能化及び児童養護施設等の多機能化・機能転換等を一層推進することとしている。

それぞれの施設の概要と大分県内における設置状況は次のとおりである。

ア. 乳児院

乳児院は、乳児（保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、幼児を含む。）を入院させて、これを養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設とする。（法第37条）

表5-3 大分県内の乳児院

施設名	住 所
栄光園	別府市

イ. 児童養護施設

児童養護施設は、保護者のない児童（乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。）、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設とする。（法第41条）

表5-4 大分県内の児童養護施設

施設名	住 所
小百合ホーム	大分市
森の木	大分市
栄光園	別府市

光の園	別府市
別府平和園	別府市
清浄園	中津市
聖ヨゼフ寮	中津市
山家学園	由布市
鷹巣学園	玖珠町

ウ. 児童心理治療施設

児童心理治療施設は、家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童を、短期間、入所させ、又は保護者の下から通わせて、社会生活に適応するために必要な心理に関する治療及び生活指導を主として行い、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設とする。(法第 43 条の 2)

表 5-5 大分県内の児童心理治療施設

施設名	住 所
愛育学園はばたき	大分市

エ. 児童自立支援施設

児童自立支援施設は、不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設とする。(法第 44 条)

表 5-6 大分県内の児童自立支援施設

施設名	住 所
二豊学園	大分市

(2) 家庭養護の概要

里親及びファミリーホームで行う代替養育を家庭養護という。

平成 28 (2016) 年の「児童福祉法等の一部を改正する法律」(平成 28 年法律第 63 号)により、国・地方公共団体の責務として、まずは、子どもが家庭において健やかに養育されるよう保護者を支援し、家庭における養育が適当でない場合は、子どもが「家庭における養育環境と同様の養育環境」において継続的に養育されるよう必要な措置を講じ、子どもを家庭及び当該養育環境において養育することが適当でない場合にあっては、「できる限り良好な家庭的環境」において養育されるよう必要な措置を講じる「家庭養育優先原則」が明記された。

本県は、全国に先駆け平成 14 (2002) 年度以降、積極的に里親委託を推進しているところ

ろであり、平成 30(2018)年度末時点の里親等委託率は、全国の 20.5%に対し、本県は 33.1%に達している。

里親及びファミリーホームの概要と大分県内における登録状況は次のとおりである。

ア. 里親

里親とは、4人以下の保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童（以下「要保護児童」という。）を養育することを希望する者のうち、養育里親名簿に登録された「養育里親」、4人以下の要保護児童を養育すること及び養子縁組によって養親となることを希望する者のうち、養子縁組里親名簿に登録された「養子縁組里親」及び4人以下の要保護児童を養育することを希望する者(当該要保護児童の父母以外の親族であって、厚生労働省令で定めるものに限る。)のうち、都道府県知事が第 27 条第 1 項第 3 号の規定により児童を委託する者として適当と認めるものをいう。

(法第 6 条の 4)

表 5-7 里親登録状況（令和 2（2020）年 4 月 1 日現在）

住 所	里親登録数（組）	委託児童数（人）
大分市	69	32
別府市	19	7
中津市	13	4
日田市	9	3
佐伯市	15	8
臼杵市	5	1
津久見市	3	0
竹田市	3	3
豊後高田市	2	0
杵築市	13	12
宇佐市	8	5
豊後大野市	10	6
由布市	11	10
国東市	4	4
姫島村	0	0
日出町	11	6
九重町	2	3
玖珠町	5	6
合計	202	110

イ. ファミリーホーム

小規模住居型児童養育事業とは、法第 27 条第 1 項第 3 号の措置に係る児童について、厚生労働省令で定めるところにより、保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童の養育に関し相当の経験を有する者その他の厚生労働省令で定める者(次条に規定する里親を除く。)の住居において養育を行う事業をいう。(法第 6 条の 3 第 8 項)

表 5-8 ファミリーホーム登録状況 (令和 2 年 4 月 1 日現在)

住 所	届出数	委託児童数 (人)
大分市	1	0
別府市	1	0
日田市	1	5
佐伯市	2	9
臼杵市	1	4
豊後大野市	2	10
由布市	1	6
日出町	3	15
合計	12	49

(3) 社会的養護における権利擁護システム(苦情解決システム、被措置児童等虐待対応システム)

社会的養護における現行の権利擁護システムに、苦情解決システムや被措置児童等虐待対応システムがある。

権利擁護調査員が受け付けた子どもの意見表明の内容によっては、現行の権利擁護システムにより対応することもある。例えば食事に関する苦情等で、当該施設内の苦情解決システムに委ねることがより効率的であり有効であると考えられる場合は、児童福祉審議会の委員の判断により当該苦情解決システムで対応する。また、子どもの意見表明の内容が被措置児童等虐待に関するものであれば、直ちに被措置児童等虐待対応システムにより対応しなければならない。

社会的養護における現行の権利擁護システムは次のとおりである。

ア. 苦情解決システム

児童養護施設等へ入所している子どもやその保護者等からの苦情については、次の「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」(昭和 23 (1948) 年厚生省令第 63 号) 第 14 条の 3 の規定に従い、各施設等で対応している。

1 児童福祉施設は、その行った援助に関する入所している者又はその保護者等からの

苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設及び児童自立支援施設は、前項の必要な措置として、苦情の公正な解決を図るために、苦情の解決に当たって当該児童福祉施設の職員以外の者を関与させなければならない。

3 児童福祉施設は、その行った援助に関し、当該措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の提供若しくは法第 24 条第 5 項若しくは第 6 項の規定による措置に係る都道府県又は市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 児童福祉施設は、社会福祉法第 83 条に規定する運営適正化委員会が行う同法第 85 条第 1 項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

また、里親委託中の子どもからの苦情等については、次の「里親が行う養育に関する最低基準」（平成 14（2002）年厚生労働省令第 116 号）第 13 条の規定に従い対応している。

1 里親は、その行った養育に関する委託児童からの苦情その他の意思表示に対し、迅速かつ適切に対応しなければならない。

2 里親は、その行った養育に関し、都道府県知事から指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

イ. 被措置児童等虐待対応システム

被措置児童等虐待とは、小規模住居型児童養育事業に従事する者、里親若しくはその同居人、乳児院・児童養護施設等の施設長や職員等、一時保護所を設けている児童相談所の所長や職員等が委託児童・入所児童又は一時保護児童に行う次に掲げる行為をいう。

- ① 被措置児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- ② 被措置児童等にわいせつな行為をすること又は被措置児童等をしてわいせつな行為をさせること。
- ③ 被措置児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による前二号又は次号に掲げる行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。
- ④ 被措置児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の被措置児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

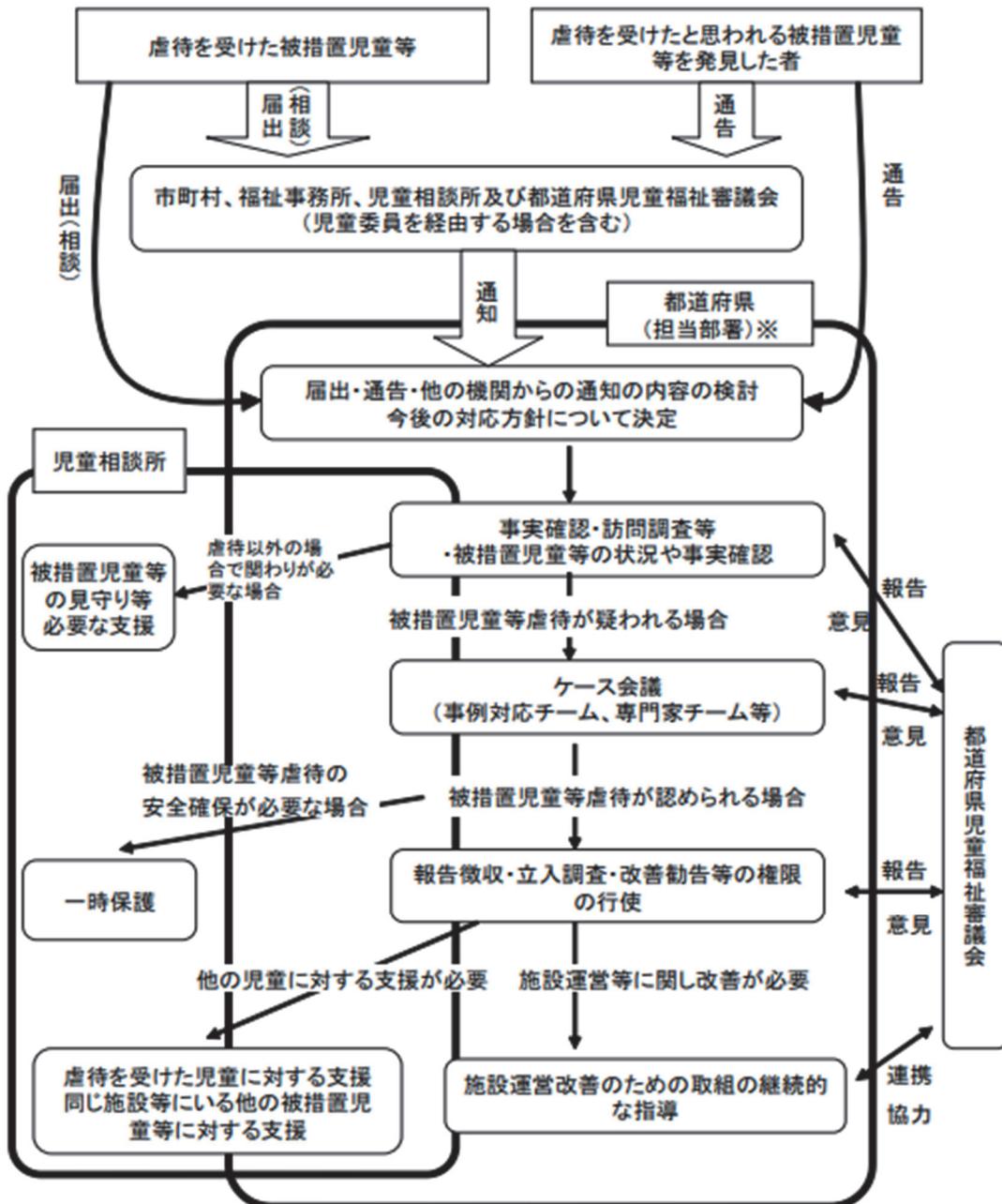
被措置児童等虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを児童相談所、都道府県の行政機関、都道府県児童福祉審議会等に通告しなければならない。また、被措置児

童等は、被措置児童等虐待を受けたときは、その旨を児童相談所、都道府県の行政機関又は都道府県児童福祉審議会に届け出ることができる。

被措置児童等虐待に係る通告や届出等を受けた都道府県は、調査、都道府県児童福祉審議会への報告、同審議会からの意見聴取、施設等に対する必要な指導等を実施し、都道府県児童福祉審議会は、通告や届出を受理した場合の都道府県への通知、対応についての意見陳述、必要に応じ関係者からの意見聴取や資料提供を求める等の対応を行い、児童相談所は、通告や届出を受理した場合の都道府県への通知を行うとともに、都道府県の求めに応じ、被措置児童等の調査や子どもの安全確保、施設等に対する必要な指導、家族や関係機関との調整等を行う。

「被措置児童等虐待対応ガイドライン」（平成 21（2009）年 3 月厚生労働省）に示されている被措置児童等虐待対応の流れ（イメージ）は次のとおりである。

被措置児童虐待対応の流れ(イメージ)



※ 各都道府県において担当の主担当となる担当部署を定めておく必要があります。

本県の担当部署は、大分県福祉保健部子ども・家庭支援課である。

図 5-5 被措置児童虐待対応の流れ (イメージ)

4. 児童福祉審議会の概要

(1) 児童福祉審議会とは

都道府県児童福祉審議会とは、法第 8 条第 1 項の規定により、児童福祉に関する事項を調

査審議するため都道府県に設置する審議会であり、法第8条第9項、第27条第6項、第33条の15第3項、第35条第6項、第46条第4項及び第59条第5項の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、法第8条第1項の規定により、その他の児童、妊産婦及び知的障害者の福祉に関する事項を調査審議することができる。都道府県児童福祉審議会は、都道府県知事の管理に属し、その諮問に答え、又は関係行政機関に意見を具申することができる。特に必要があると認めるときは、関係行政機関に対し、所属職員の出席説明及び資料の提出を求めることができる。また、特に必要があると認めるときは、児童、妊産婦及び知的障害者、これらの者の家族その他の関係者に対し、調査審議に必要な報告もしくは資料の提出を求め、又はその者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

本県においては、大分県社会福祉審議会児童福祉専門分科会に、児童相談部会、里親部会、母子福祉部会及び保育部会を置き、このうち、児童を児童福祉施設へ入所させる措置等に関する調査審議については、児童相談部会が行っている。

都道府県児童福祉審議会の委員は都道府県児童福祉審議会の権限に属する事項に関し、また、臨時委員は特別の事項を調査審議に関し、公正な判断をすることができる者であつて、かつ、児童又は知的障害者の福祉に関する事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事が任命している。

法第27条第6項において、都道府県知事は、児童を児童福祉施設へ入所させる措置を採る場合等には、児童福祉審議会の意見を聴かなければならないこととされており、児童福祉審議会への意見聴取については、「児童相談所運営指針」（平成2年3月厚生労働省）に、次のように規定されている。

第7節 都道府県児童福祉審議会への意見聴取

1. 趣旨

(1)法第27条第1項第1号から第3号までの措置（第3項の規定により採るもの及び第28条第1項第1号又は第2号ただし書の規定により採るものを除く。）若しくは第2項の措置を採る場合又は第1項第2号若しくは第3号若しくは第2項の措置を解除し、停止し、若しくは他の措置に変更する場合で、後に述べる要件に合致する場合は、都道府県児童福祉審議会の意見を聴かなければならない。（法第27条第6項）

この場合の意見聴取は、都道府県知事等の諮問に対し児童福祉審議会が答申を行うものである。（法第8条第5項）

児童福祉審議会において意見を聴く場合においては、意見を述べる者の心身の状況、その者の置かれている環境その他の状況に配慮しなければならない（法第8条第7項）。具体的には、意見を述べる子どもを支援する専門的知識及び技能を持つ職員の児童福祉審議会事務局への配置や、児童福祉審議会の場で子どもが安心して意見を述べることができる雰囲気づくり等が想定される。

なお、法第28条第4項、第6項又は第7項の規定による家庭裁判所の勧告を受けて、

法第 27 条第 1 項第 2 号の措置を採る場合については、都道府県児童福祉審議会の意見を聴く必要はない。

- (2)都道府県児童福祉審議会への意見聴取は、児童相談所における援助の決定の客観性と専門性の向上を図ることにより、子どもの最善の利益を確保しようとするものであり、この趣旨を十分踏まえ、積極的な活用を図るとともに、取り扱いに適正を期すること。

2. 都道府県児童福祉審議会の意見を聴かなければならない事例について

- (1)次の 2 つの要件のいずれかに合致する場合は、都道府県児童福祉審議会の意見を聴かなければならない。(令第 32 条)

ア. 子ども若しくはその保護者の意向が児童相談所の措置と一致しないとき

イ. 都道府県知事が必要と認めるとき

- (2)子ども若しくはその保護者の意向が児童相談所の措置と一致しないときとは、児童相談所の援助方針会議を経て出された援助方針と、子どももしくは保護者の双方もしくはいずれかの意向が一致しない場合をさす。子ども等の意向と児童相談所の援助方針が異なる事例は、子どもの真のニーズの把握並びにこれに基づく親への代弁・説得・調整、強制的介入、司法機関等関係機関との調整等、より幅広い専門性が求められるとともに、判断の客観性がより強く求められるからである。

具体的な事例を例示すると下記のとおりである。

ア. 保護者が子どもの監護を怠っている場合や親子浮浪の事例で、児童相談所としては子どもを施設入所させる必要があると判断しているが、保護者や子どもに問題意識がなく、保護者、子どもの双方が、施設入所を拒んでいる場合

イ. 親が行方不明等のため、子どもたちだけで生活している事例で、客観的に子どもの福祉が害されていると判断されるため、児童相談所としては施設入所を勧めているにもかかわらず、子どもが当該措置を強く拒んでいる場合

ウ. 触法・ぐ犯相談において、児童相談所としては施設入所措置が適当と判断しているが、保護者の意向が定まらず、子どもも施設入所を強く拒んでいる場合

エ. 法第 28 条に基づく施設入所措置に対する家庭裁判所の承認に関する申立てを行うべきかどうか児童相談所としては判断しかねる場合

オ. 子ども及び保護者の同意を得て施設入所措置を採った事例で、その後保護者等の意向が変化し、引き取りを強く要求している場合

- (3)都道府県知事が必要と認める場合とは、措置決定又は措置決定後の援助について、法律や医療等の幅広い分野における専門的な意見を求める必要があると判断する場合や、子ども又は保護者の意向の確認が不可能又は困難なため、子どもの最善の利益を確保する上でより客観的な意見を求める必要があると判断する場合等である。具体的な例としては下記のものと考えられるが、これらの例のほか、特に、虐待相談や施設での援助等に係る子どもからの苦情相談等、一般的に権利侵害性が強いと考えられる事例について

は、より客観的な判断が求められることから、積極的に都道府県児童福祉審議会の意見を求めることが望ましい。

ア. 児童相談所の援助方針と子ども又は保護者の意向は一致しているが、措置解除をめぐって、より幅広い観点からの客観的な意見を求めることが妥当と判断される場合
特に、児童福祉法第 28 条の規定に基づく措置の解除については、保護者に対する指導措置の効果や子どもの心身の状態、地域のサポート体制などについての総合的な評価に基づき検討し、判断する必要がある。このため、措置解除の客観性と専門性の向上の観点から、できる限り児童福祉審議会の意見聴取を行うよう努めること。また、児童相談所と子どもが入所している施設の意見が異なる場合なども意見聴取が必要である。

イ. 保護者が行方不明等でその意向が確認出来ず、かつ子どもが幼少等の理由によりその意向を明確に把握し難い場合

ウ. 措置変更の場合等で、保護者が行方不明等でその意向が確認出来ず、子どもは当該措置に同意の意を示しているが、子どもの最善の利益を確保する上で、より幅広い観点からの客観的な意見を求めることが妥当と判断される場合

エ. 一時保護について、児童相談所と保護者の意見が大きく対立しているような場合

3. 意向について

(1)「意思」が法的な意思形成能力に裏付けられた概念であるのに対し、「意向」は「意思とまでには至らない志向、気持ち」といった意味であり、子どもの最善の利益の観点から全ての子ども等の意向を、その年齢、成熟度等に応じて考慮することを基本とするものである。

従って、子どもの援助の決定に当たっては、子どもや保護者等に対し児童相談所の援助方針等について個々の年齢や理解力等に配慮しながら十分な説明を行い、その意向を把握するよう努める。

(2)意向の把握に当たっては、子どもや保護者等それぞれについて児童相談所の援助方針を承諾する場合は承諾書を、不承諾の場合はその理由を付した不承諾書を求めることを原則とするが、子ども等の年齢、その他の理由から承諾書・不承諾書により難しい場合は、児童相談所の説明方法や説明内容、これに対する子どもの反応等を克明に記録し、児童記録票綴に編綴しておく。

4. 手続き

(2)2(1)に該当する事例について、援助に関する児童相談所長の考えを付して事前に都道府県児童福祉審議会の意見を求めることを原則とするが、あらかじめ児童福祉審議会の意見を聴くいとまがない場合はこの限りでない。この場合、採った措置について速やかに都道府県児童福祉審議会に報告する。(令第 32 条)

- (2)児童相談所長は、都道府県児童福祉審議会に意見を求めようとするときは、原則として子どもや保護者等に対しその旨説明を行い、また児童福祉審議会の意見具申があったときは、その内容等について迅速かつ懇切に説明を行う。
- (3)児童相談所長は、都道府県児童福祉審議会に対し意見を求めるに当たっては、事例の概要や援助に関する意見、子ども及び保護者等の意向等を記載した資料を作成し、これに基づき説明を行い、その意見を求める。
- (4)児童相談所長は、都道府県児童福祉審議会の意見を尊重して援助の決定を行う。
- (5)都道府県児童福祉審議会の意見と実際の措置が異なった場合は、速やかに理由を付して都道府県児童福祉審議会に報告する。
- (6)都道府県児童福祉審議会の意見を聴取した事例について、その後の経過等を随時報告するとともに、児童相談所における相談や措置の状況等についても適宜報告することが望ましい。
- (7)都道府県児童福祉審議会に意見を求めるに当たり、人名を伏せる、審議終了後配付資料を回収する等、子どもや保護者等のプライバシー保護に十全の配慮を行う。
- なお、配付資料については必要最小限に止め、特に家庭裁判所の少年調査記録等、他機関の作成に係る資料等については当該機関の了解を得ずこれを提出することは認められないこと。

(2) 本県における子ども権利擁護部会の運営

子どもの意見表明に関する調査審議を行うためには、児童福祉審議会に「子どもの権利擁護部会」（仮称）を設置することや既存の部会を活用して取り組むことが考えられる。本県においては、令和2（2020）年度以降「子どもの権利擁護に係る実証モデル事業」により子どもの権利擁護に取り組む期間中は、既存の児童相談部会（委員8名、年6回開催）を活用する。その上で、当該モデル事業の実施状況も踏まえ、数年後の本格運用に合わせて児童相談部会の下に子どもの権利擁護部会（委員5名程度）を設置することを検討することとしている。

ア. 事務局の設置

事務局は児童相談部会の事務局である大分県福祉保健部こども・家庭支援課が担当する。事務局には担当者2名のほかに子ども権利擁護調査員1名を配置する。

イ. 事務局の役割

事務局は児童相談部会の開催日程の調整や審議に必要な資料の準備など運営に関することを行うほか、子ども権利擁護調査員が子ども意見表明の受付等の業務を行う。

ウ. 児童相談部会の開催方法

子どもの意見表明を受付けた子ども権利擁護調査員は、速やかに児童相談部会における審議日程を調整する。できる限り迅速に対応することが重要なため、2か月毎に開催

している定例会を待てない場合は臨時会の開催を調整する。可能な限り適時、臨機応変に開催することが求められていることから、臨時会は委員3名が出席すれば審議を行うことができることとしている。

(3) 子ども権利擁護調査員の役割と業務

ア. 子ども権利擁護調査員の役割

子ども権利擁護調査員は、児童福祉審議会が第三者機関として公正中立な調査審議を行い、また、適時・迅速に子どもからの意見表明に対応することができるよう必要な業務を行う。

イ. 子ども権利擁護調査員の業務

子ども権利擁護調査員の主な業務は次のとおりである。

- ①子どもから意見表明の受付
- ②子ども意見表明支援員への連絡
- ③児童福祉審議会開催日程の調整
- ④子ども意見表明支援員・関係機関への照会・調査
- ⑤児童福祉審議会の開催、調査結果の報告
- ⑥子どもへ審議結果の報告、児童相談所へ意見具申
- ⑦児童相談所の対応結果の確認、当該対応結果を子どもへ報告
- ⑧児童福祉審議会へ対応結果等を報告

(河野洋子 嶋岡真司 谷本幸子)

IV：各自治体における関連制度やアドボカシーの取り組み（詳細編）

【養成編】

この内容については、第3章大分県における子どもの権利擁護に係る実証モデル事業を参照。

C アドボカシーの過程と必要な態度・技術

I：意見表明等支援員（アドボケート）が求められている技術・態度

（アドボカシーの基本的な態度・技術）【基本編】

意見表明等支援員（以下「支援員」）が求められている技術・態度について、「意見表明等支援員養成のためのガイドライン案」で示された到達目標の「知識・技術」「態度」に基づき、概説する。その上で、面談における具体的な対応の留意事項について簡単に触れる。

1. 求められている「知識・技術」

- (1) こどもの権利および意見表明等支援員の果たす役割・内容についてこどもや関係機関・関係者に十分理解を得られるよう説明できる

こどもの権利、意見表明等支援事業の目的や利用のしかた、支援員の果たす役割や任務などについて、そのこどもの年齢や特性などに配慮しつつ、パンフレットや権利ノート及び動画などを活用しながら丁寧に分かりやすく繰り返し説明し、その都度こどもが的確に理解していることを適切に確認することが求められている。特にこどもは児童福祉審議会についての理解が難しく、繰り返し創意工夫した配慮ある説明が必要である。

また、関係機関・関係者に対しては、こどもの権利、意見表明等支援事業の目的・意義、支援員の役割等についての理解不足及び新たな取組への不安や負担感などから、形式的な理解に留まらず、本質的な理解と心底から納得が得られるように、必要に応じて心に届く丁寧な説明を繰り返すことが大切である。そしてその過程を通して、関係者との信頼関係の構築を図ることが重要である。

(2) 意見表明等支援に関する基本的な考え方を理解し、自然と身に付いた状態で実践できる

ある社会的養護経験者の方が「ケアワーカーの専門性は、専門性を感じさせないのが専門性である」と述べている。テクニックやスキルではない、そうした技術がアートとして自分の人間性に融合され、存在そのもの（being）をベースにして、こどもそのままのありよう（being）を尊重し、こどもとずっと向き合い、寄り添いながら生活を営み、ともに育ち合いながら歩み続けていることが内面に根付いており、意識せずに当たり前のようにできること、これが自然と身に付いた状態で実践できるということを意味しているのではないだろうか。

このように支援員は、基本的な考え方を理解し、それらに基づき、こどもの意見を傾聴し受け入れ、適切なサポートやフィードバック及び確認などをナチュラルに提供することができるようになることを求められている。こどもは、自然な態度としての無条件の愛やサポート及び自分を受け入れられる環境の提供によって、自己肯定感を育んでいる。

自然と身に付いた状態になるためには、意見表明等支援の反復や経験を通じて、必要な技術が自己の一部となり、自然な状態で発揮できるように、こどもアドボカシー活動への関心や情熱及び学び続ける姿勢を持ち、実践することが重要である。だからこそ、ゆっくりとじっくりとあせらずに進むことが大切なのである。

(3) 6原則など重要な考え方に基づいてこどもの声を傾聴し、こどもを中心にした意見形成支援・意見表明支援を行うことができる

こどもの声を傾聴することは、真剣にこどもの話に耳を傾け、その意見や感情を理解しようとする姿勢が大切である。こどもの話に割り込んだり、否定的な反応を示したりせず、じっくりと彼らの意見を聴く。また、非言語的なサインや表情にも注意を払い、より深い理解を目指して実践することが求められている。傾聴のポイントとしては、

- ①こどもの話は、安心できる環境（雰囲気）の中で傾聴すること。

- ②こどもの話に関心をもち、自分の考えや思いを挟まずに、相づちを打ちながら、共感しようとしつつ受け止めること。
- ③間を大切にし、こどものペースや進み具合に合わせて聴くこと。
- ④こどもが「理解されている」と感じるように理解できているか丁寧に確認すること。
- ⑤こどもの心情に想いを馳せながらネガティブな内容であっても受容の姿勢で聴くこと。
- ⑥こどもが自分の考えや思いについて見つめ、気づいたり自覚できるように聴くこと。

などである。

こどもの意見形成支援をするためには、こどもが気持ちを表出した時に尊重するとともに、こどもが受け止められたと実感できるように傾聴し、また表出したいと思う体験を繰り返し積み重ねていく事が重要である。こうした過程の中で、こども自身が、もやもやしていて自覚できていない自分の気持ち、思い、考え、意見に気づくように、十分に時間をかけてじっくり話を聴き、気持ちを整理するなど意見形成支援をしていくと、言葉などで表現できるようになっていく。

自分の気持ち、思い、意見などを認識できるようになり、それを相手に伝えたいという意思を示した時に、伝えるための意見表明支援をすることが必要である。意見表明支援をする際に、いざその場になるとこどもは心理的に不安になる場合が少なくない。支援員は、安定した態度でこどもに寄り添い、不安を軽減するための練習などその対応が重要である。

なお、こどもへの傾聴や意見形成・表明支援などのあり方については、別のパートでも述べられていますので参考にしてもらいたい。

(4) 言語や言語によらない意向・意見を理解し、年齢・発達の程度や障害の状態等に応じたこどもへの説明や傾聴・支援などができる

こどもの自己表現のしかたも多様であり、言語に限らず言語によらない表明のしかたをとるこどもやコミュニケーション特性のあるこどももいることから、支援員においても、こどもに応じた説明や傾聴・支援などその対応のあり方が求められている。具体的には、こどもの年齢や発達の状況等に応じてカード・クイズ・紙芝居・動画等の様々な説明ツールなどを活用して丁寧に分かりやすく伝えることである。

また支援員は、こどもから表現された行動・態度・表情といった非言語コミュニケーションをくみ取る技術を身につけることも必要である。さらに支援員は、乳幼児や障害児等のコミュニケーション特性などに留意し、非指示的アドボカシーやさまざまな方法を駆使して、一つ一つ丁寧に確認しながら繰り返し説明や傾聴・支援などを実施することが必要である。

(5) 記録の重要性と適切な記録方法を理解したうえで、的確に記録・文書管理ができる

記録は重要な情報を保存し、活動の詳細を示すための貴重な情報源である。的確な記録を残すことで、情報の正確性を確保する。支援員や関係者は、こどもとの面談の内容や支援の内容に関して的確な記録を作成することが必要である。記録には、日付、時刻、場所、こど

もや関係者の氏名、面談の詳細など、必要な情報を正確に記載することが重要である。支援員及び委託先団体事務局は、それが漏洩・紛失しないように厳重に管理・保管しなければならない。

2. 求められている「態度」

(1) こどもの権利保障実現を目指すことを常に意識し、こどもの権利を尊重し擁護する態度を身に付けている

こどもは、人間としての尊厳と権利を持っている。前述した通り「子どもはだんだんと人間になるのではなく、すでに人間である。」とは、子どもの権利条約の父といわれるヤヌシュ・コルチャックの言葉である。こどもは権利の主体であり、大人と同じ人間として尊重されるべき存在である。そのため、こどもの人権を尊重し、他の人と同様に平等・対等なかかわりやふれあいなどをすることが重要である。すべてのこどもは権利の行使の主体であることなどを常に意識し、その権利を尊重した意見表明等支援などをする態度を身につけることが大切である。

(2) こどものそのままのありようを尊重し、柔軟な姿勢を保ちながら、こどもと継続的な信頼関係を構築し、向き合い続けている

こどもは、その人権について無条件かつ何があっても絶対に尊重されていることを理解し感じていることが大切である。これは、こどもが何かを「する・しない」「できる・できない」といったこどもの行動 (doing) やパフォーマンスに基づく条件付きの尊重ではなく、こどものそのままのありよう (being) を尊重することが必要であることを意味している。こうした態度こそ、支援員として身につけるべき極めて重要な専門的態度の一つではないだろうか。

行動上の問題などの症状を呈している今のこどものありようは、生育環境がいかなる環境であったとしても、胎児の時からその生育環境の中に適応しようと精一杯努力してきた結果であり、今はこういうありようでしか、言葉や態度でしか表現できない状態にあるこどもとして理解し、存在そのものを尊重することが重要なのである。

したがって、支援員は、こども一人ひとりのそのままのありようを尊重し、その多様性に応じるための柔軟な姿勢を保持しながら、決して見捨てることなく継続的なつながりを大切にしつつ信頼関係を構築し、こどもと寄り添い向き合い続け、適切な支援を展開することを求められている。

(3) 解決が難しいジレンマなどに向き合いながら、自己を内省し、自己覚知に努めることができる

支援員は、言語・非言語を問わずこどもから表出した表現をよりの確に理解し、より適切に支援しようとするほど、そこにはずれが生じることになりジレンマや葛藤を抱え

ることになるというのが実践だと思う。

こうしたジレンマや葛藤に向き合うことは、自己の成長や発展につながる。困難な状況や複雑な問題に直面することで、自己の限界や課題を認識し、新たな視点やアプローチを模索する機会が生まれる。これによって、より柔軟な思考や創造的な対応策を見つけることができる。

自己を内省し、自分自身の行動や思考を客観的に振り返ることが重要である。自己の経験や対応を振り返り、意識的に考えたり分析したりすることを通じて、自分のバイアスや先入観、感情の影響などに気付く。また、他の支援員やSVからのフィードバックや観察、経験の振り返りを通じて、自己の行動や結果を評価し、学びを得ることも重要である。

自己を内省し、自己覚知を高めることは、自己をより深く理解することで、自己のコミュニケーションのパターンなどを把握し、より意識的に行動することができるようになり、適切な支援につながる。

(4) 常に自分や周りの人の人権を大切にし、関係性を継続できる

自分の権利を大切にすることは、周りの人の権利を大切にすることにつながる。支援員は、子どもの人権を尊重しコミュニケーションを大切にすることを楽しみながら豊かさを感じながら自然体で取り組むことが重要である。こうした取り組みを通して、支援員は、自他の権利や存在の多様性を尊重し、子どもなど周りの人との関係性を深め、継続できる態度を養い、相互により質の高いセルフアドボカシーやコミュニケーション力の形成はもとより、より豊かで健幸な人間性をともに形成していくことが大切である。

(5) メンバーやSVへの適切な情報共有・相談などにより、互いに頼り、支え合いながらチームとして、子どもの権利擁護に取り組む

支援者間で子どもについての理解が全く同じということはない。そこには必ずと言ってよいほど「ずれ」が生じるのである。他者との理解のしかたがずれているからこそ、その子どもに関する理解について、情報共有し相談することによって、その子どもの理解はより一層深まる。子どもの権利保障を中心に据えて、本質的な対話としてのずれによる対立的な、批判的なコミュニケーションを相互に取り続けながら、互いを尊重し、頼り合い、支え合いつつ関係性を深め、信頼関係を構築し、チームとして子どもと向き合うことこそ、子どもの権利擁護に取り組んでいくにふさわしい態度ではないだろうか。

また、何かあれば、一人で抱え込まずにメンバーやSVにSOSを出すことも支援者の身につけるべき重要な態度である。支援を受けながら楽しんで取り組んでみよう。

3. 面談における具体的な対応の留意事項

個別アドボカシー活動をする上で、大切なことは次のようなことである。

まずは、子どもの権利を実質的に擁護し保障するためのアドボカシー活動を実施するこ

とである。そのためには、子どもの権利及びその擁護や保障について、子ども意見表明支援員がよく理解しているとともに、自他の権利の実現に向けて自ら積極的に取り組んでいることである。

その上で、次のような点に留意しながら子どもアドボカシー活動を展開することが肝要である。

面談に臨む際の具体的な対応においては、

- ①こどもの求めによる座る場所や位置
- ②自然で適切な同じ高さでの目線
- ③理解しやすいシンプルで親しみやすい丁寧な言葉遣い、
- ④TPO に合った清潔で整った活動しやすい身だしなみ、
- ⑤快適に感じるような身体的な距離を保つなど自他の境界線に配慮した適切な距離感などについて留意することが必要である。

面談における説明・傾聴・意見形成・表明支援などの際の具体的な対応においては、

- ①安全・安心な環境で自由に発言しやすい雰囲気づくり。
- ②子ども意見表明支援員自身が安定し、自他の権利を大切にしていること。
- ③こどもの個人として尊厳や being を大切にしてい向き合い続けること(感謝、謝罪など)。
- ④コミュニケーションは非言語的コミュニケーションも重要であり、言動一致の姿勢や態度で子どもと向き合うこと。
- ⑤こどもの意見や気持ち及びその主体性を尊重する非指示的・非侵襲的なアプローチ。
- ⑥子ども意見表明支援員やそのシステム及びそのアクセスについてわかりやすく、活用してもらうように丁寧に説明すること。
- ⑦子どもの声を傾聴し、原則に基づき、「マイク」のような役割として意見表明支援してエンパワメントすること。
- ⑧子どもをエンパワメントすることが目的なので、ニュートラルな態度でうれしかったことや将来の夢や希望などポジティブな内容を聴くことも大切であること。
- ⑨偏りのない総合的な情報提供。
- ⑩表明の際の自分のペースでリラックスして発言できる環境の調整。
- ⑪子どもの意見表明支援の過程において諦めたり、見捨てたりしないこと。
- ⑫こどもの意見内容や表明手段の確認。
- ⑬子ども意見が可能な限り実現できるように努力すること。
- ⑭そして子どもをより深く理解するとともに信頼関係を構築していくこと。
- ⑮困難な相談は一人で抱え込まず、チームによる組織的対応が重要であり、すぐにSVなどに相談すること。
- ⑯本当に子どもを理解し、その意見を尊重し、意見表明支援をしているか、常にフィードバックし、その過程や支援の原則などについてセルフチェックすること。
- ⑰子どもや関係者からの評価に基づき、自分の実践などについて検討し、改善すること。

⑩解決しきることのないジレンマなどと向き合いながら、自己を内省し、常に人間性・専門性の向上のために自己研鑽、自己変革に努めること。
などについて留意することが必要である。

(相澤 仁)

II：訪問アドボカシーの過程と技術

【養成編】

この内容については、第4章大分方式によるこどもアドボカシー活動（意見表明等支援事業）を参照。

D こどもの多様性の理解

I：多様なこどもの理解と、その権利擁護

【基礎編】

1. こどもの多様性への理解

こどもの多様性とは、年齢、性別、人種、民族、文化、宗教、性的指向、身体的能力、精神的健康、経済的状況など、さまざまな側面での異なる特性や背景を持つこどもの存在を示している。こどもの多様性は、こどもが異なる経験、価値観、ニーズを持っていることを意味している。

こどもは、さまざまな文化的な背景や伝統を持っている。これには、言語、宗教、食文化などが含まれており、文化的な背景によって、こどもの習慣や価値観が異なる場合がある。外国にルーツを持つこどもの理解は、彼らの文化的背景や言語、宗教などを尊重し、異なる背景を持つこどもが自己のアイデンティティを維持できるように支援することが大切である。こどもが異なる文化や伝統に育まれることを尊重し、それに関連する権利を保護することが重要である。こどもの言語や宗教、文化的なアイデンティティを尊重し、それに適したサポートを提供する必要がある。

こどもは、身体的な特性においても多様である。身長、体型、肌の色、身体的能力などが異なる。身体的特性は、こどもの個性や自己認識に影響を与える可能性がある。

こどもは、性別や性的指向においても多様である。男性、女性、トランスジェンダー、その他の性的指向を持つこどもが存在する。性別と性的指向に関する多様性を理解し、尊重することが重要である。また、こどもの性的指向や性自認の多様性を受容し、それに関連する権利を保護することが重要である。すべてのこどもが差別やいじめから自由であり、自己を安全に表現できる社会を構築するための取り組みが必要である。また、こどもの性別に関する多様性を理解し、それに関連する権利を保護することが必要である。すべてのこどもが性別に関する偏見や差別から自由であり、自己を安全に表現できる環境を提供する必要がある。

こどもは、経済的な状況においても多様である。こどもの中には裕福な家庭で育ち、高い

教育や生活水準を享受している者もいるが、他方で貧困や経済的困難な状況で育っている子どもも少なくない。経済的背景の違いによって、子どもの教育、健康、機会に格差が生じることがあることが言われている。

子どもの多様性を理解し、尊重することは、包括的な支援やサービスを提供し、すべての子どもが健康で安全な環境で成長し、自己を実現するための基盤を築くために不可欠である。

2. 多様な子どもへの権利擁護

子どもの多様性を理解し、その権利を擁護することは、子どもが健全に成長し、自己を実現するために重要な点である。子どもが異なる文化的、社会的、経済的背景や、性別、性的指向、身体的・精神的な能力、言語、宗教などの多様性を持つことを認識し、それに伴う様々な生きづらさや困難を理解し、それぞれの個々のニーズや権利を尊重する必要がある。

こうした生きづらさへの理解と、それに関連する権利の擁護は、子どもが健康に成長し、自己を実現するために不可欠である。

多様な子どもの権利擁護には、以下のような具体的なアプローチが大切である。

多様な子どもへの態度として「障害のある子ども」、「療育が必要な子ども」「施設で生活している子ども」等の属性に囚われず、まずは子どもそのままのありよう（being）を尊重し、一人の人間として接することが大切である。また、どのように意見を聴いたら良いか、属性に囚われず、その子どもに応じた環境を整える必要がある。

多様な子どもが安心安全で支持的な環境で成長できるようにするための取り組みが必要である。家庭、学校、地域コミュニティが子どもの安全を確保し、差別や暴力から保護することが求められている。例えば、学校やコミュニティでの啓発活動や教育プログラムを通じて、差別やいじめに対する意識を高めることなどが考えられる。

多様な子どもが自らの声や意見、感情を表明し、その権利を主張できる機会、参加できる機会を提供することが重要である。また、彼らの声が政策やプログラムの開発に反映されるよう、彼らの意見を聴くシステムを確立することが必要である。

多様な子どもが生じる生きづらさや困難に対処するために必要とするサポートが提供されるような体制を整備する必要がある。医療、教育、心理社会的支援などのサービスが、子どものニーズに適切に対応できるよう、アクセス可能で柔軟な形で提供されるべきである。

これらの取り組みを通じて、多様な子どもが自己を受容し、自己を表現し、健康で幸福な生活（well-being な生活）を送り、自己を実現できるよう支援することが重要である。

（相澤 仁）

Ⅱ：こどもの発達段階とアドボカシー

【養成編】

1. 子どもの発達や心理

(1) こころの発達

通常、子どもは胎生期より母親との結びつきを感じながら育っていくものであり、出生後、共感的で情緒応答性のある母親（主たる養育者）との関わりの中で、基本的信頼感が育つ。当初、乳幼児にとって母親（主たる養育者）は絶対的な存在であるが、身体を自由に動かせるようになると、子どもは大人から離れることを試したり、自己主張をしたりするようになる。そのようにして、子どもは少しずつ自律に向けて歩いていくのである。

一般に第一次反抗期といわれる時期は、どの母親（主たる養育者）にとっても子どもの自己主張に手を焼く時期である。しかし、程よい母親（主たる養育者）との関係性の中で、子どもがその時期を乗り越えていくと、子どもの目の前に母親がいなくても、子どもは心の中の母親に安心感を抱くことができる。そして、困った場面では素直に母親に助けを求めるなど人に対する愛着のシステムがこころの中に育つと考えられている。愛着（アタッチメント）はそのようなプロセスを経て形成されていく。

(2) こころの問題

虐待など過酷な環境を生き抜いてきた子どもには、その程度により、様々な問題を抱えることになる。その一つに、愛着障害といわれる障害がある。愛着障害には、2つの型があり、一つは、例え苦痛を感じていたとしても、人との関わりを求めない型、もう一つは、誰かれとなく他者にくっつく型である。いずれにしても、共感性や社会性に問題を抱えており、後述する発達障害との鑑別が難しいケースが多い。

また、虐待によるこころの傷つきがトラウマとなり、突然今虐待を受けているかのように記憶が甦りパニックとなる「フラッシュバック」や、ボーっとして記憶が飛んでしまったりする「解離」などの症状を引き起こすこともある。

子ども達には、施設や里親における生活臨床を通して、愛着の問題を修復する支援が行われるが、医療機関や心理職による心理支援なども平行して行われている。

このような虐待を受けた子どもに共通する特性について、大石（2012）¹の9つの分類を以下に紹介する。

① 落ち着かない（多動と衝動性の亢進）

¹ 大石聡 子どもの問題（幼児学童期を中心に）、Ⅲ虐待による精神症状とその治療、奥山眞紀子・西澤哲・森田展彰編、虐待を受けた子どものケア・治療、診断と治療、pp106 - 112, 2012年

午前中のテンションは低めだが、次第に過覚醒（ハイテンション）となる。さかんに関わりを持つようとしてくるが、相手への配慮を欠くなど、対人トラブルが頻発する。

②眠れない（睡眠覚醒リズム障害）

夕方からテンションが高いことが多いことから入眠困難となりやすい。また、睡眠は長続きせず、中途覚醒することも多い。夜驚や夢遊を呈するケースもある。

③食事の不安定とトイレの失敗（摂食・排泄障害）

偏食・過食・異食・盗食などの食行動異常や、昼間の遺尿・異糞・夜尿などの排泄自立の困難がみられる。

④勉強できない（注意欠陥と学習障害）

ささいな刺激に反応して注意が逸れ興奮しやすいことは学習のマイナス作用となる。

⑤自分のしたことを覚えていない（解離）

生活感覚や記憶が断片化する。思春期に入ると、現実感覚が薄れ、離人症、解離下での自傷、人格の交代現象などが生じる場合もある。

⑥思い出しパニック（フラッシュバック）

冷凍保存されていた記憶が、何かのきっかけで突如解凍されて、侵入してくる。非常に苦痛を伴い、パニックになる。反復を強いる。

⑦こだわりや妙な癖がある

同じ服にこだわる、変なものを集める（不安から一定に保とうとしたり、物に魔術的な意味をつけて安心を得ようとしたりする。

⑧自傷してしまう（皮膚感覚の特異性）

過酷な環境の中で自分の感覚を鈍麻させなければ生きてこられなかったため、痛みの感覚に鈍い。解離による自己感覚障害も引き起こされる。

⑧ 内省することができない（感情失認と万能感の肥大）

愛着が成立しておらず、怒られても失う対象がないため、悲哀の感情が沸かない。子どものまま不安に耐えて生き抜くために万能感が肥大してしまう。（飯田法子）

奥山は、「こどもの発達段階とアドボカシー」について、こどもアドボカシー活動の手引き（案）において、次のように述べている。

こどもの発達には個人差があるし、年齢に比較して、言語での理解や表現が難しいこどももいる。この年齢ならこれができるはずという意識ではなく、常にそのこどもに最も適した伝え方や表現方法を模索していくことが必要である。加えて、通常は言語で対応できるこどもでも、話すことに躊躇するような内容に関しては、人形等を使って表現することが望ましいこともある。例えば、施設で生活している中学生のこどもでも、他のこどもから性的な被害を受けていることを伝えたいときに言葉で伝えるのが困難で、2体の人形で伝えたいことを表現してもらおうと、嫌だった体験を伝えることができる場合は多い。せっかく関係性ができて、そのようなことを知ってほしいと思っているのに、適切

な表現方法がなくて伝えられないのはこどものデメリットである。従って、言葉でのコミュニケーションが可能なこどもとであっても、こどもと話す時には、絵を描く道具や小さな人形は利用できるように配慮しておくことが望ましいであろう。

このように、言語以外の手法を取ることが望ましいのは必ずしも低年齢のこどもばかりではない。一方、幼児期のこどもでもそのこどもが理解できる言葉を選んで、やりとりをすることで、伝えることや表現を促すことは可能な場合が多い。決してやってはいけないことは、「この子は理解できないだろう」と最初からこどもと対話することを諦めてしまうことである。それを前提に、こどもの認知の発達に関して知っておくことは役立つことが多い。以下にそれぞれの発達段階でのこどもの声を聴くための留意点や方法について述べてみよう。

1. 乳児期前半

乳児期前半のこどもは、自分の身体のコントロールも難しく、移動も困難である。この時期のこどもは丁寧な観察が必要となる。成長曲線で身体発育の状況を把握したり、発達の状況を観察することが大切である。また、この時期のこどもの表現は泣く、笑う、声を出す、と言った感情表現が主体である。その感情表現がどの程度豊かであるかも観察が必要である。適切な養育を受けられていないこどもは表情や身体の動きが少ないことや泣いて訴えることも少ない場合もある。こどもにあった丁寧な関りがなされれば、こどもの泣き方などでこどもの要求がわかる。ただ、この時期のこどもは五感で環境を把握している。慣れている匂い、雰囲気、音、景色などを感じ取っている。慣れない環境に置かれることは緊張感を高めることになる。こどもの声を聞き取る役割の人は、なるべく安心できるように関わることで、こどもの思いを受け取るようにしたい。

2. 乳児期後半

乳児期後半になると、特定の大人との愛着関係が成立し、人見知りも出現する。従って、こどもの声を聴く人は、こどもにとって安心した存在になることが大切である。そのための時間をかける必要がある。この時期には、感情表現も豊かになり、身体の動きも統合されつつあり、抱っこを求めていることや何かを取りたそうにしていることもわかるようになる。ただ、持続性は少なく、7~8か月までは見えなくなったものはないものとして認識する傾向もある。それを理解しながら、そのこどものニーズを把握することが必要となる。

3. 幼児期前半

言葉が発達し、指差しもできるようになり、表現が大きく進む時期である。しかし、言葉だけで理解するのは困難であるし、象徴化も限られているので、絵を描いて説明するより、具体的に物で示す方が理解しやすいことが多い。1歳ぐらいで歩行が可能になり、始語もあり、外向きに探索行動が増加していくのだが、2歳ぐらいになると探索行動に不安を感じるようになることもある。また、自律したい気持ちと親の元での安心を求める気持ちのアンビバレンツに苛立っているこどももいる。そのような時期には、こども自

自身が自分の気持ちに自信がない場合もある。そのようなこどもの苛立ちを受け入れつつ、丁寧な関りの中でこどもの思いやニーズを把握する努力が必要となる。また、この時期はまだこどもは慣れていない人には不安が強い。できるだけ、そのこどもにとって安心できる大人と一緒にの方が係わりやすい。

4. 幼児期後半

この時期は、幼児期前半に比べると、愛着対象とのかかわりに安心感を持っていれば、他人を信じることもでき、初めての人にもそれなりに係われるようになる。ただ、こども同士のふざけでハイになってなかなか落ち着けなくなる時もあるし、多すぎる遊具は気を散らす原因になる。個別の思いやニーズを把握したいときには、あまり多すぎる刺激は避ける方が、こどもが対話に集中しやすくなる。

こどもを代弁する人のことをこどもが理解できるように説明する必要がある。この時期になると、かなり言語能力も象徴化も発達してきている。従って、こどもに合わせて話すことで、概ね把握することができることが多い。しかし、細かいところを説明するのは困難なので、細かいところは絵を描いたり、人形を使ったりして表現を促すなどの工夫が必要である。また、因果関係を論理的に話すことは難しい。そのために、わからないところを自分なりのストーリーで埋めてしまうことも少なくないが、それは嘘とは異なることを理解すべきである。また、自分の側からの見方が中心となり、相手からみたらどうなるかを表現することには限界があるこどもが多い。この時期の幼児期の認知の限界を把握したうえで、こどもの思いやニーズを的確に把握することが求められる。

5. 学童期

学童期になると、説明もかなりできるようになるし、具体的な因果関係を把握することができるようになる。しかし、抽象的な表現は困難であり、こどもに理解できる言葉を選んで話すことが求められる。また、こどもが表現をした言葉に関しても、こどもがその言葉に込めている意味を確かめることも必要となる。絵や人形などを用意しておくことは、こどもが語りやすくすることだけではなく、こどもが使っている言葉の意味を確かめることにも役に立つ。小学校低学年のこどもの中には、一生懸命に話すのだが、何を言いたいのかつかみきれないこともある。そのような場合、流して聞いてしまうのではなく、聞き返すなどでこちらが一生懸命に理解したいのだという姿を見せることも意味がある場合も少なくない。聞くことがこどもを傷つけるのではないかという不安は却ってこどもにとっては自分を受け入れられないように感じることもある。例えば、家族を亡くしたこどもと話をするとき、亡くなった家族のことに触れないことは却ってこどもにとって、本当の気持ちを言い出しにくいことに繋がる。性や死について触れるのを怖がっているのは大人である。仲間と共に不安な自分を乗り越えていくことが必要である。

6. 思春期

思春期になると、認知の上では、抽象的な表現もある程度わかるようになる。しかし、

一方で、大人を乗り越えて自立していく時期になることから、大人に対する反発が生じ、話すことに抵抗を示すこともある。自分から話したいと言っておきながら、いざ話そうとすると、ふてくされて話せないなどといったことも起こり得る。思春期のそのようなアンビバレンツ（両価的）気持ちに配慮し、時間をかけることが必要になる場合もある。また、大人を試すような言動も多くみられるようになる。思春期のこどもと話す時には、大人の側が動じないことも重要な要素になることが多い。「殺してやる」などの荒い言葉や自分を傷つける行為などが打ち明けられることもあるだろう。本人の辛さに共感しつつも、大人の側が動じてしまえば、こどもは大人を傷つけないために自分の思いを話さなくなる危険がある。特に思春期は性の問題や死への思いが強くなる時期でもある。学童期以上に、性や死などの大人にとっても話しにくいテーマに関する会話にも対応できることが求められる。

このような発達段階を理解しつつ、発達には個人差があることも意識し、それぞれのこどもと話しながら、最もこどもが表現しやすいかわりを探っていくことを意識して欲しい。

(奥山眞紀子)

Ⅲ：こどもの多様性に応じたアドボカシー

【養成編】

戦後の社会福祉そのものが「措置」による行政処分によって、措置対象者を集団一斉的に保護と称する体制の下に生活の場を決定した経緯がある。制度の創設期には、限定された措置施設での対応であった。しかし、時代の移り変わりと共にこどもの権利を擁護する人権意識の芽生えや諸外国の児童福祉の動向に鑑み、わが国も国際的な歩調を意識し、こども自身に内在する意思に着眼する社会的な支援のあり方が問われるようになってきた。すなわち、社会福祉基礎構造改革を経て、サービス提供者側からの従来の介入方法に対して、サービス受給者側からの人権が重んじられる支援のありようが議論されるに至った。この対象者への「措置」プロセスにおける個々人への尊厳性がより重要視されることとなる。このことは、重症心身障害を有するこどもにおいても特に求められる側面であり、この子らへの援助観とその実践は、わが国の支援内容の成熟度を測る一つの福祉の質が問われることとなる。障害児の父である糸賀一雄が「この子らを世の光に」との福祉思想を説いてから約80年を経て、糸賀の福祉観への接近がようやく認められることとなった。

従来のこどもへの施設体制や人的資源は限られていたが、度重なるこどもを取り巻く子ども福祉関連プランの改訂や新たなこどもを中心とした社会的養護の動向から一斉集団型処遇から以下の通り多様性を踏まえたこどもへの支援が整備されつつある。

ここでは、障害児へのアドボカシーを中心に述べることにする。

1. こどもを取り巻く社会機関・施設の概要

(1) 障害児通所支援

ア. 児童発達支援

障害児に対し、児童発達支援センター等に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の便宜を供与する。

イ. 医療型児童発達支援

肢体不自由のある児童に対し、医療型児童発達支援センター等の指定発達支援医療機関に通わせ、児童発達支援及び治療を行う。

ウ. 放課後等デイサービス

「学校教育法」に規定する学校（幼稚園及び大学を除く）に就学している障害児に対し、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センター等に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与する。

エ. 居宅訪問型児童発達支援

重度の障害状態等にある障害児であって、ア～ウを受けるために外出する事が著しく困難な者に対し、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練等を供与する。

オ. 保育所等訪問支援

保育所等に通う障害児又は、乳児院等に入所する障害児に対し、施設を訪問し、施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他の便宜を供与する。なお、訪問するのは、障害児支援に関する知識及び担当の経験を有する児童指導員、保育士、理学療法士、作業療法士、心理担当職員などである（多職種連携）。

(2) 障害児相談支援

ア. 障害児支援利用援助

通所給付決定等が行われた後に、指定障害児通所支援事業者等、関係者との連絡調整を行う。また、障害児通所支援の種類及び内容等を記載した障害児支援利用計画を作成する。

イ. 継続障害児支援利用援助

通所給付決定に係る障害児の保護者が、通所給付決定の有効期間内において、継続して障害児通所支援を適切に利用することができるよう、障害児支援利用計画が適切であるかどうかについて、一定期間ごとに利用状況を検証し、見直しを行う。

(3) 障害児入所施設

- ・ 障害児入所支援とは、①障害児入所施設に入所し、又は指定発達支援医療機関に入院する障害児に対して行われる保護、日常生活の指導及び知識技能の付与、②障害児入

所施設に入所し、又は指定発達支援医療機関に入院する障害児のうち知的障害のある児童、肢体不自由のある児童又は重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童（重症心身障害児）に対し行われる治療をいう。

- ・ 医療型障害児入所施設には、「医療法」に規定する病院として必要な設備のほか、訓練室及び浴室を設けることとなっている。

（４）医療的ケア児等への対応

- ・ 医療的ケア児とは、人口呼吸器を装着している児童その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある児童や重症心身障害児をいう。
- ・ 医療技術の進歩等を背景として、NICU等に長期間入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養等の医療的ケアが必要な障害児が増加していることを受け、医療的ケア児等の円滑な支援に関する規定が「児童福祉法」に設けられた。
- ・ 医療的ケア児等コーディネーターは、医療的ケア児等の支援を総合調整する者である。保健、医療、福祉、子育て、教育等の必要なサービスを総合的に調整し、医療的ケア児等とのその家族に対しサービスを紹介すると共に、関係機関と医療的ケア児等とその家族をつなぐことを業務としている。

また、上記のこどもを取り巻く社会機関・施設の動向に至るわが国の法制度の昨今の動向を以下に若干確認する。

2. 多様なこどもを取り巻く制度の動向

（１）障害者福祉と法制度

ア. 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

バリアフリー法（2006）として、従来のハートビル法（1994）と交通バリアフリー法（2000）の両法の整備が認められ、障害児を含む多様なこどもたちの社会参加が一層求められるようになる。なお、バリアフリーはわが国特有の造語であり、国際的な交通用語としては、「アクセシビリティ」が一般的である。後述する障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律と合わせて確認したい。

イ. 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律

通称「障害者虐待防止法」（2011）が制定された。これにより、児童、高齢、障害を含む3福祉対象において人権を尊重する虐待対応の法制度化に至った。むしろ障害児・者への本制度整備の遅れは、多様なこどもへの対応を進めるうえでも注視すべきであり、国民性にも着目したい。

（２）さらなる虐待防止における制度整備

障害者虐待防止の更なる推進のため、運営基準に以下の内容を盛り込む（※令和4

年度より義務化＜令和3年度は努力義務＞)

【現行】

①従業者への研修実施(努力義務)、②虐待の防止等のための責任者の設置(努力義務)

【見直し後】

①従業者の研修実施(義務化)、②虐待防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会を設置するとともに、委員会での検討結果を従業者に周知徹底する(義務化(新規))、③虐待防止のための責任者の設置(義務化)

※虐待防止委員会に求められる役割は、虐待の未然防止や虐待事案発生時の検証や再発防止の検討

3. 障害者差別解消法(2013)の概要と多様な障害のあるこどもの特徴および対応

障害者差別解消法を通して、多様な障害の特性(身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、難病など)に応じた生活上の障害や心理・行動の特徴および対応などについて以下のとおり確認を行う。

(1) 障害者差別解消法の施行

障害者差別解消法は、2013(平成25)年制定公布され、3年間の整備期間を経て2016(平成28)年「障害者差別解消法」が施行された。

本法の正式名称は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」であり、「障害のある人もない人も、お互いにその人らしさを認め合い、交流し、支え合いながら、ともに生きる社会、誰もが安心して暮らせる社会を目指す法律」である。

(2) 本法律の中心的課題について

本法律は次の2種を定めている。

ア. 「不当な差別的取扱いの禁止」

役所や会社、お店などの事業者が、障害がある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として差別することを禁止している。

イ. 「合理的配慮の提供」

障害のある人から、何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担の重すぎない範囲で対応することを求めている。なお、事業者についても、努力義務から義務となった。

4. 様々な障害の特性と私たちのサポート(配慮や対応)について

(1) 視覚障害のあるこども

生まれつきの先天性障害と人生の途中での中途(後天性)障害に分けられる。

先天性障害の場合の特徴として、色や形、大きさ等が理解できにくい現状である。一方で、中途障害の場合の特徴として、色や形、大きさ等を理解しながら生活することができ、空間

の認知状態に大きな差が生じると言われている。

なお、目が見えない者を盲人と示し、目が見える者を晴眼者としている。

【配慮・対応について】

「こちら」、「あちら」というあいまいな言葉ではなく、「右」、「2歩前」又は「時計の針」の方向を示す等、具体的な言葉でコミュニケーションを図ることが重要である。

(2) 聴覚・言語障害のあるこども

全く聞こえないろう者と聞こえにくい難聴者がいる。また、全く聞こえず、言葉が話せない言語障害を伴うろうあ者がいる。

【配慮・対応について】

「手話」、「筆談」「タブレット端末」を用いるなど、視覚で会話を心がける。また、口の形が見えるようにマスクを外して会話をした方が意思が伝わりやすくなる。口の動きを読み取りながら会話を理解する方法を口話法、又は読唇術という。これら聴覚障害者の人的支援となる養成講座としては、①手話養成講座、②要約筆記養成講座、③字幕養成講座などがあり、聴覚障害者への社会支援となっているが、人員が少ない傾向にあり、さらなる支援者の養成が求められる。

(3) 盲ろうのこども

目と耳の両方に障害がある者のことを示す。例えば、^{てのひら} 掌に文字を書いて伝える手書き文字や手話の形を手で触って読み取ってもらう触手話などの方法がある。

【配慮・対応について】

当事者にとって最適なコミュニケーション方法を当事者と確認し、必要なサポートを心がける。盲ろう者を含めて、多様なこどもへの支援については、一般に過不足がないサポートが必要である。

(4) 肢体不自由のこども

手や脚のマヒや身体の一部を損なうことで生じる障害の一種である。歩くことや手を使うことなど日常生活の様々な場面で困り事が生じる。特にADLの低下が顕著である。

【配慮・対応について】

困っていそうな時には積極的に声をかけ、当事者や家族に確認のうえ、必要に応じたサポートが求められる。

(5) 内部障害のあるこども

心臓や呼吸器、腎臓^{じんぞう}などの機能障害により疲労がたまりやすい等、日常生活に不便さを抱えている人もいる。外見ではわかりにくいいため、必要な介助を受けづらい状況にある場合が少なくない。

【配慮・対応について】

外見では分かりにくい不便さを抱えていることを理解し、望ましい対応を本人に確認しながら、できるだけ負担をかけない対応を心がける。また、手足の欠損やマヒのように外見からの理解が難しいため、疾病の障害に加えて、周囲の無理解という二重の負担感を覚える者もいるため個々人に対する丁寧な対応が必要となる。

(6) 重症心身障害のある子ども

先天性、後天性を問わず、肢体不自由等の重度の身体障害と重度の知的障害が重複した状態である。当事者一人では日常生活を送ることが困難で、全ての生活面において介助が必要となる。

【配慮・対応について】

車いすやストレッチャー等を見かけ、手助けが必要だと感じた時は、本人や介護者に声をかけるなどの配慮を心がける。また、常に介護者は本人に対して介護の支援が必要となるため介護者が介護から一時離れる介護者への支援となるレスパイトケアの必要性も認められる。

(7) 知的障害のある子ども

発達時期において脳に何らかの障害が生じたため、知的な遅れと社会生活への適応のしにくさが生じる。重度の障害のため常に同伴者と行動する子どももいる。一方、子どもが成長後に特別支援学校高等部卒業後は、障害が軽度の場合、働いている（就労している方も多くいる）。

【配慮・対応について】

言葉だけではなく、「絵」や「写真」等のコミュニケーション・ボードを使って言語的コミュニケーションに加えて、視覚的コミュニケーションも加えて、分かりやすく伝えるよう心がける。

(8) 発達障害のある子ども

自閉症、アルペルガー症候群等の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥・多動性障害等、脳機能の障害であって、通常低年齢において症状が発現する傾向にある。

【配慮・対応について】

会話をする時はあいまいな言葉や抽象的な言葉はさけて、できるだけ具体的に話すことが肝要である。また、記述も「鯉のエサ 100円」と表記するのではなく、「100円でコイのエサを購入後、エサを鯉にあげて下さい。」など、より具体的に明記することで発達障害児・者への理解が促進される場合もある。

(9) 精神障害のある子ども

統合失調症、うつ病、そううつ病等の精神疾患により、精神機能の障害が生じる。幻覚や妄想、不安や不眠等の精神症状や身体症状、行動の変化が認められる。

【配慮・対応について】

「〇〇してはダメ」と否定的な言葉ではなく、「〇〇しましょう」と肯定的な言葉で話しかけ、自己肯定感に留意するよう対応することが望ましい。

(10) てんかんのあるこども

脳の神経の一部が活発に活動しすぎるために、身体の一部あるいは全身がけいれんしたり、意識がなくなるなど、さまざまな症状のあるてんかん発作が繰り返し起きる。

【配慮・対応について】

発作に遭遇したら、周囲の人は冷静に対応することを心がけ、騒いだり身体をゆすったりしないようにする。発作が起こった際は、身体を横向きにし、頭の下に柔らかい物を置き静かに回復を待つよう心がける。

(11) 高次脳機能障害のあるこども

交通事故などの頭部のケガや、脳出血・脳梗塞等をはじめとした脳血管疾患や病気により脳に損傷を負い、「話す」「考える」「覚える」など、様々な脳の働きの一部に障害が現れる。上述した内部障害同様に外見からは分かりにくいいため、円滑な日常生活や集団社会生活を送りづらいこどももいる。

【配慮・対応について】

「説明や手順を簡単にする」、「やり取りの内容を確認する」など、環境を整えるよう配慮する。また、会話や説明の際は、分かりやすく休憩しながらゆっくりと対応することが必要である。

(12) 難病のあるこども

原因不明で治療法が未確立であり、治りづらい病気を持ったこどもである。長引いて慢性的経過をたどり、本人や家族の経済的、精神的、身体的な負担が大きくなる。

【配慮・対応について】

症状や体調に応じて、対応して欲しい内容を本人や家族に確認しながら、できるだけ負担をかけない対応を心がける。

以上のとおり、それぞれの障害の特性を理解し、個々に適切なサポートをすることで、地域に住む誰もが障害による差別を軽減し、豊かにくらししていくことができるよう周囲の社会的支援が一層求められる。すなわち、障害など多様なこども達と実際に接し、関わり合う機会が増えることで、お互いに理解し合っていくことが「共生社会」の実現への一歩となる。

(滝口 真)

1. こどもの状態像に合わせた配慮

「障害児入所施設・障害児通所支援事業所を利用するこどもの意見形成支援・意見表明支援のための手引き（案）」では、こどもの状態像に合わせた配慮について、下記のとおり述べられている。

<障害特性に対する合理的配慮>

知的な障害のある子どもには、非言語的な絵カードや身振り手振りサイン等でこどもが表出できるよう配慮する。伝える場合は、非言語な絵カードや身振り手振りサイン等の他、模倣をするなどしてこどもに伝える。こどもの話を聞く時、伝えるときは、こどもの顔を見て、話し、ゆとりや見通しをもっている安心していている場面で伝えるようにする。言葉で伝えられると覚えられないことがあるので、メモ等常に確認できる形で伝える。安心していているときに、絵カードやサインについて遊びながら、身に付けられる機会を設けていると良い。言語で伝える時は、具体的に一つずつ伝える。

発達障害のある子どもには、予定等の見通しを分かりやすくしたり、感覚の特性（感覚の過敏や鈍麻）に留意し、安心できる環境づくりが必要である。見通しを持つためには、1つずつ伝えたり、1番目・2番目というように順番に伝える。言葉で伝えられると覚えられないことがあるので、メモ等常に確認できる形で伝える。気になる予定や視覚や聴覚等の感覚から入る情報がある場面は避け、話すこと、話していることに集中できる場を準備する。言語で伝える時は、具体的に一つずつ伝える。

視覚に障害のある子どもには、聴覚、触覚及び保有する視覚等を十分に活用しながらコミュニケーションが行われるように配慮する。仕草、ジェスチャー、点字等、こどものコミュニケーション手段に合わせる配慮をする。

聴覚に障害のある子どもには、保有する聴覚や視覚的な情報等を十分に活用しながらコミュニケーションが行われるように配慮する。サイン、ジェスチャー、手話等、こどものコミュニケーション手段に合わせる配慮をする。

精神的に強い不安や緊張を示す子どもに対しては、活動内容や環境の設定を創意工夫する必要がある。こどもにとって信頼できる職員と一緒に活動しながら場に慣れていく、人の広がりを持つ等の配慮が必要である。少人数でゆったりと落ち着いた受容的な環境を用意することが必要である。事前に練習しておく等の配慮も必要である。

病弱・身体虚弱の子ども、医療的ケアが必要な子どもや重症心身障害のある子どもには、病気の状態等に十分に考慮し、休息等を取り入れる等、こどもに負担がないような配慮が必要である。（以上の6項目は「児童発達支援ガイドライン」をもとに作成）

重症心身障害のある子どもには、重度の知的障害及び重度の肢体不自由があるため、意思表示の困難さに配慮し、こどもの小さなサインを読み取るように努める。音声の他に目

や表情、筋緊張の状態変化などかすかな表出になる場合が多く見られる。生理的指標（酸素飽和度・心拍数・血圧・体温・脳波・筋電図など）を表出として利用する場合がある。視線入力意思伝達装置、バイタルサインによる会話等、ICTを活用して表現を促したり、遊び等を通じて表出されるサインを読み取るように努める。

複数の種類の障害を併せ有するこどもに対しては、それぞれの障害の特性に配慮した支援が必要である。

<トラウマを受けたこどもに対する配慮>

トラウマを受けたこどもには、強いストレス経験や衝動的な経験をしてきたことにより、生じているかもしれない不穏状態や不安・緊張状態に注意を向け気付くように心がけ、こどもにとっての安全、安心な環境を整える配慮をする。

こどもの目の前の言動は、そのこどもが出さざるを得ない言動であり、こどもの言動の背景にある思考、気持ちを理解する必要があるが、簡単なことではなく、職員間や外部の専門家を招いて、ケースカンファレンス等を開き、チームでこどもの状態像の検討・理解を進めるように心がけるなどの仕組みが必要である。こどもを理解し、職員も支援技術などを身に付け、こどもとの肯定的な関わり、ストレングスの視点でのコミュニケーションなどを心がける。

2. 非指示的アドボカシー

乳幼児や障害児など、実際には明確な言語的指示などによる意見表明が困難なこどもに対しては、意見表明等支援員は、代弁（提案）をすることになります。こどもはどのような内容や方法での代弁を望んでいるのか、下記の図表で示したような非指示的アドボカシーの実践過程において理解し確認した上で、代弁することが求められている。

表 5-9 乳幼児や障害児などのための非指示的アドボカシー

人間中心アプローチ	人権基盤アプローチ	観察アプローチ	最善の利益アプローチ
中心的な方法	補足的な方法	補足的な方法	補足的な方法
子どもと共に時間を過ごし子どもと意見表明等支援員の間で信頼関係を構築し、子どもの生活スタイルや選好などを理解し、それらをもとにその子どもの意思を推察してアドボカシーをする。	子どもの権利の擁護、保障を目的に法令に基づいてアドボカシーを実施する。	子どもの状態を理解するために様々な場면을観察すること、特に問題が発生している場面など生活に支障をきたしているような状況についてじっくりと観察し、何を訴えたいのか、その原因は何かなどを探っていく。	子どもの最善の利益の実現を目指して実施するものである。

「人間中心アプローチ」を基本としながら、4つのアプローチの中から、その子どもの状態や特性などにマッチするアプローチを活用し、非指示的アドボカシーを実施することが、肝要である。

ジェーン・ダリンブル/平野裕二訳 (2013) 「子どもアドボカシーのジレンマと対処方法」『子どもアドボカシー実践講座』(解放出版社) 及び堀正嗣編著 (2011) 「イギリスの子どもアドボカシー その政策と実践」(明石書店) を主に参照

障害があるこどもなどに対して、可能な限りそのこどもの意思表出できるよう、手話、トーキングエイド、文字盤、絵カード、マカトンなどのさまざまな方法を用いたり、合理的配慮や支援を行うが、最大限の努力を払ってもそのこどもの意思表出が困難な場合には、「最善の利益」(best interest)ではなく「意思と選好の最善の解釈」(best interpretation of will and preference)に基づいてアドボカシーを実施することが求められている。(国連・障害者権利委員会一般的意見第1号)。

IV：こどもの抱える困難と影響に関する理解

【養成編】

子どもの抱える困難と影響に関する理解について、小児科医から見たこども虐待への理解と、ライフスパンアプローチからみた子どもの多様性について概説する。

1. 小児科医から見たこども虐待への理解

(1) 養育者による不当処遇児との関わりを通して

私は1984年から94年までの間に福岡大学で直接経験した22例について、社会化という子どもの発達のプロセスの中の「家族の発達」が自分の専門であったので、虐待を受けた子どものお父さんとお母さん両方に、聞ける範囲でそのプロセスについてお話を記録して研究していた。(余談：当時、1980年から86年ぐらいの間に、大学の病院で保護された子どもさんへ治療をするが、子どもさんがある程度良くなったら、権限を児童相談所の方に移して見てもらう。ところが、児童相談所に行った段階では治った状態で行くので、もうびっくりするぐらい自宅に戻ってしまう。そして戻した結果、また亡くなってしまうと

ということが続いた。その当時、私たちは児童相談所の決断に口も出せなかったのでとても大変な状況だった。) その頃、自分の専門はネグレクトの中で体重増加不良の状態

(NOFTT ; Non-Organic Failure To Thrive ; 非器質性体重増加不良) で見つかった子どもの評価だった。私がこの話を福岡でしたところ、当時の主治医の先生が僕のところに来て、どうしても1人診てほしいと言った。その子が、当時、私が経験した NOFTT 事例の中で1番ひどかった子となり、3歳9カ月で、4200グラムで見つかった子どもであった。その子は、最重度の知的障害そして、最重度の肢体不自由児として手帳をもらって車椅子で来た。長期におよぶ重度の栄養障害の栄養からやり直して、見事に改善し、今もお元気で、喋り、歩ける状態で過ごしている方がいる。その後、重症児施設に勤務を始めて、その時に、肢体不自由児施設や知的障害児施設等の児童福祉施設を回った。その施設の中に、虐待の結果として、そうなった子どもがいて、お家に帰れないのでそこに居続けている子どもや、虐待で最重度の知的障害や肢体不自由児になっている子どももいた。この経験から、こういうことはどういったところで起こるのかを学んだ。最後は、福岡県の児童相談所で、メディカルスーパーバイザーという職種を初めて作り、私が4つの児童相談所(中央、久留米、大牟田、田川)を毎週巡回する状況で見てきた。その中で、昔の言葉で養護施設や教護院の仕事の時に、相澤先生と出会って、いろんな形で視点が重なるのがわかり、一緒に仕事を始めたのが、今回呼んでいただいた理由かなと思っている。

私たちは1992年頃、「虐待」という言葉使っていると、子どもを救えない、養育者と対立してしまう、支援が形にならないので、「マルトリートメント(不適切な養育)」を使うように、私と庄司順一先生とで変えようと話し合った。その理由は、地域に入ってケースを見て「虐待」と言われたら出せないが「不適切な養育」と言われたら該当すると思う、と地域で判断される経験を多くしたからである。以後、ネグレクトをマルトリートメントという診断名に変えると地域の発見者と共有できる事例があった。

前述の22例の家族背景を検討した。この22名に関しては、性格の問題というのがとても多かった。特に、爆発性や衝動性、非常に厳格、そういったパーソナリティの問題を持たれている方が多かった(13家族)。神経症の状況(2家族)、知的障害(2家族)、物質常用(1家族)、統合失調症(2家族)という方もおられて、そのライフイベントは、不和があって別居、離婚がある流れの中で起こる、繰り返す再婚や、家族の死別、養子縁組、お父さんやお母さんが施設の経験をされている状態や、高校中退から転職、原因不明の兄弟の死などの問題が22例の中で、お父さん、お母さん、おじいちゃん、おばあちゃんの人生の中まで見られるケースもあった。このうち13家族の虐待を加えたお母さんが、そうならざるを得なかったプロセスを支援者が理解したら、もう少し早く助けることができるのではないかと考え、「虐待の対応や支援のあり方」という話をするたびに、講演内容の中で訴えてきた。また、ライフイベントを、家族の発達というパターンで見ていくと、①不和・別居、離婚の繰り返しや、②養子縁組の中において心理的外傷を受けてしまった、③児童養護施設・自立支援施設等の経験がある、④貧困で非常に兄弟がたくさんいる中で

挫折を感じたり、厳格な生活を強いられている方もおられた。また、⑤脅迫性あるいはヒステリー家族、⑥統合失調症・知的障害・血族結婚多数などという状況であった。

その当時、子どもから聞いた話を集めると、ほとんどの子どもたちは「普通に生きたい」と言った。それは「朝起きたら、お母さんが、おはよう、ご飯あるよ、できようよとか言って、今日何って言ったら、お味噌汁だけやけどな、まあいい、それでいいとか、今日はもう食べんとか言ったら、何言っとんの、ご飯ぐらい食べていかんとどうすんのよ、などと言われる」、そんな普通の会話が自分にはないんだ。自分は、友達のところ遊びに行ったら、その家でお父さんお母さんたちと子どもたちのその会話を聞いて、自分はパニックになってしまった。自分の中で、そんなやりとりの経験はなかったから。どうしたらあんなになれるんやろうっていうのが、とてもショックだった」と言ってくれた。結局、身体的な虐待にしても、マルトリートメントにしても、亡くなると死亡事例という形で出るが、サバイバーで生きて、かつその状態に改善がなかった場合、反復性の身体的なものを繰り返すことによって、重症心身障害児になることがある。例えば、生後11か月で顔を殴られて、両方の眼球が白内障で、眼科に白内障の手術で来たが、その先生が話を聞いて紹介してくれて、実際にお会いしてみたら、虐待としか言いようがない状態だった。だから、肢体不自由の方も、整形外科に入院している子どもさんで、その子どもも虐待としか言えないような背景があって、整形外科の先生としてはそれ以上言えないので、僕の方に紹介されて診させてもらおうと、背景にそういうことがあったという事例があった。それから、知的な遅れが生じてしまったり、心理的な虐待の方も、これ繰り返されると、どうしても人格の問題が出てしまったりとか、反社会的な行動になってしまったり、その子ども自体が非行とか犯罪に手を染めるとかいったような状況になってしまう状態の子どもたちがいた。

この経験から、2001年に日本小児精神神経学会を別府で開催し、その会長講演の中で以下の提言をした。「子どもが普通に生きる権利をもっと保証されるべきではないか?」「予防にかかる行政的な費用と、不幸にも障害が発生した後にかかる行政的な費用を考えれば、もう少し工夫が必要ではないか?」と強く伝えた。平成28年の児童福祉法改正において、昭和22年からずっと変わらないままできていた児童福祉法が、初めて、理念の設定から抜本改正がなされた。第1条の子どもの最善の利益のところ、優先原則について述べられて、そして第2条の中で、基本的には子どものご両親がその養育の基本を一次的な責任を持ち、それがどうしてもうまくいかない場合は、第3条の2や第10条の2で、市町村がそれらをバックアップすることがしっかり示された。それを作るのに、相澤先生も含めて非常に苦労してそれができて、そして、成育基本法やこども基本法等の基本法に繋がったのが今の現状である。

(2) 子ども虐待に至りやすい背景

アメリカでは、1990年に、U.S. Advisory Board on Child Abuse and Neglectから、

「Child Abuse and Neglect: Critical First Steps in Response to a National Emergency」という報告が出され、本格的に虐待対応の抜本的な見直しが始まった。先行研究として、1981年にFriedmanが「子ども虐待に至りやすい養育者の特徴」を示した。①子どもへの対応の技術が不足している、②子どもの発達の知識が不足している、③養育者が不安とか怒りを覚えた時の自己コントロール能力が非常に未熟あるいは不適切である、④養育者自身に人格の問題やコミュニケーションスキルの問題および広義の精神疾患を含む精神障害や身体的障害がある、⑤子育てに困惑間を持つ養育者への地域の支援体制が整っていない、の5項目となる。1981年に⑤を明確に指摘していることがとても重要である。

さらに1987年には、Schmittが「7つの命取りになり得る症状」を訴えている。それは、頭にキーンとくるような「①独特の激しい泣き」、何度も何度も起きて泣くような「②夜中の寝くじりや夜驚」、食べる量が極端に少ない「③小食・食欲不振」の子ども、お母さんからの分離に不安を感じる等の「④分離不安」、「⑤探索行動」によって物を引き出したり壊したりして養育者が不安定になる等の状況、「⑥反抗期の行動」、「⑦トイレトレーニングへの抵抗」が示されている。

日本では、1990年代に小林美智子先生が報告した「乳幼児虐待の背景要因」がある。大阪で318名を対象とした合同調査において、周産期の問題、新生児について、乳幼児期について、養育の問題、親の問題、家族形態、生活の問題に分けて見たもので、先の22事例と同じような問題が出ていた。

現時点では、「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」が毎年報告されている。興味のある方は、現在、第19次報告までありますが、第10回の報告書が分かりやすいので参照していただきたい。特定妊婦の状態を見ていくと、死亡事例検証報告の第3次から10次までのまとめを出している。図1は、それに、中津市における25年間に経験した配慮のいる妊婦さんの状態を示す。妊娠中から生まれる時まで、生まれた後に限ってもいろんな問題がある。

筆者と中津市の地域医療対策課（母子保健主管課）と子育て支援課の保健師さんとともに、中津市内の経験も加えて1994年頃に整理したのが「養育者の状態判断におけるチェック項目」である。①養育者自身が健康であること、②他人とのコミュニケーションがうまく取れること、③自分が困った時に助けを求めることができる、④子どもの健康や発達に対する知識や子どもの扱い方の技術が充分ある（good enough）、⑤経済的に非常に困っていない、⑥子どもの兄弟にも大きな問題がない、⑦家族への支援システムがあって、⑧家族の結びつきがしっかりして、⑨地域の活動とか集団との関係が良好である、そして、⑩養育者自身の家族ともうまくいっている場合は、比較的、その家族が維持しやすくなる。

図1 特定妊婦並びに配慮のいる妊婦

子ども虐待による死亡事例検証報告の第3次から10次報告

(心中以外の虐待死：471人、第10次報告：51人)で妊娠期・周産期の問題を複数回答で整理すると下記のようなになる。

①望まない妊娠/計画していない妊娠、②若年(10代)妊娠、③妊婦健診未受診や母子健康手帳未発行、④妊娠中の問題：切迫流産・早産、喫煙やアルコールの常習、妊娠高血圧症候群、マタニティブルーズ、⑤胎児虐待、⑥出産時の異常：飛び込み出産、墜落分娩、帝王切開、⑦出産後の問題：低出生体重児、多胎、出生児の退院の遅れによる母子分離が長かった、NICUへの入院など

中津市における25年間に経験した配慮のいる妊婦さんは、

子どもを持つ資格がないと悩む妊婦、望まない妊娠に戸惑う妊婦、先に生まれた子の養育でネグレクトや虐待行為の既往のある妊婦、レイプやDVで不本意な妊娠をしたが中絶できない妊婦、妊娠届けをしない妊婦、母子健康手帳未交付の妊婦、若年妊婦、高齢者妊婦、妊婦健診未受診、飛び込み出産、墜落分娩、うつ病・統合失調症などの精神疾患、思春期や過去に心身症外来や精神科受診既往のある妊婦など

井上登生：母子保健における子ども虐待予防－コミュニティ・ケアと小児科医の役割
子どもの虐待とネグレクト：20：52－59，2018 より引用

2. ライフスパンアプローチからみた子どもの多様性について

ライフスパンアプローチにおいて、子どもの発達年齢区分を意識すること、社会化の発達段階からみた子どもの多様性の理解について概説する。

(1) 子どもの発達年代区分

発達行動小児科学からみた小児期の発達年齢区分を意識して、子どもの発達の年齢段階に応じた接触をすることが大切である。その基本的な年齢区分について、2016年10月、THE LANCET というジャーナルで、早期の子どもの発達年齢区分が整理された。発達年代の中心にあるのは、子どもが生まれる分娩・出産という1週間前後で、これがとても大事になることがわかっている。そして、その前の妊娠期を大きく3つに分けて、妊娠初期(3か月：～13週6日)、妊娠中期(4ヶ月：14週0日～27週6日)、妊娠末期(3か月：28週0日～)がある。ただ、妊娠末期は妊娠後期と呼ぶことになっている。さらに、妊娠期を考える前に、子どもの時期から青年期(10～22歳頃まで)で、10代の妊娠も思慮に入れて、妊娠期の前に付けて、ここをしっかりと見ていかないとうまくいかななくなるという考えを示している。もう1つ、青年期の中で思春期は最初の10歳から14歳頃までに位置し、ここがホルモンの変化が1番起こる、子どもたちが変わる大事なポイントである。日本小児科学会の比較的最近の報告書を見ても、青年期全体を思春期という表現を使っているところがあるので、ここは青年期の一部に思春期があると、ぜひ意識して変えてほしいと思う。その理由が、実は、国際的にはこの青年期を25歳まで伸ばすことに関して、非常に論議があった。というのも、国際比較となると国によって、特に女性の妊娠可能な時

期の考え方にかなり差があるからである。発達行動小児科学の専門の視点から見ると、青年期を25歳まで伸ばす考え方が必要と考えていたが、そのことが国際でも同じように認められたという感じである。ポイントは、日本は学童期の前の学校に上がる前までの6歳で区切っていることがあるが、子どもの発達に関わる方は5歳0か月で子どもたちが大きく変わるので、この5歳0か月から10歳頃まで、そして最近は発達が早い子がいるので、8歳ぐらいで大きく子どもたちが変わってくることをぜひ知ってほしい。私は、5歳0か月から8歳0か月で括って、そこを児童期中期、8歳0か月から15歳0か月を思春期と考え、その後を青年期という感じで括っている。

(2) 社会化の発達段階からみた子どもの多様性への理解

我が国には『児童心理学の進歩（金子書房）』という本がある。それを入り口に調べても、1980年代後半頃には、日本で「社会化」を扱う本はほとんど出ていなかった。一方、私が留学した1987年頃のロンドン大学児童・青年期精神医学部門では児童・青年期の精神医学や小児保健の発達に関する基礎知識として、児童心理、特に臨床心理を使うのが普通だった。私が医者になった1983年には、児童心理学の教科書としては有名なPaul H. MussenによるSocialization, Personality, and Social Developmentという本が、当時第4版、4巻に分かれて出版されていた。もう1つの大事な本は1980年出版の、スタンフォード大学のEleanor MaccobyによるSocial Development Psychological Growth and the Parent-Child Relationshipで、私はこれを重宝していた。そういった文献をベースに、社会化の発達課題を以下の23に整理した。

表5-10 社会化の発達段階

①子どもはどこから	⑩安全基地（ほっとする場所）としての家庭	⑰約束の重要性（命かけるや）
②世代サイクル	⑪仲間関係の始まり	⑱モデリング
③家族としての発達	⑫児童期中期における社会化の課題	⑲自分らしさの追求
④親になること	⑬社会化の場としての学校の役割	⑳自己価値を求めて
⑤母子間の愛着行動ときずなの発達	⑭先生の役割か	㉑自尊心の欠落状態
⑥きずなの確認行動としての第一次反抗期	⑮思春期の始まり；何がどのように変わるのか？	㉒愛着行動としての性行動（ホッとする場所を求めて）
⑦社会集団の第一歩としての保育園・幼稚園	⑯第2次反抗期の意味	㉓Levinsonの大人の発達から
⑧母子分離の始まり		
⑨家族機能の始まり		

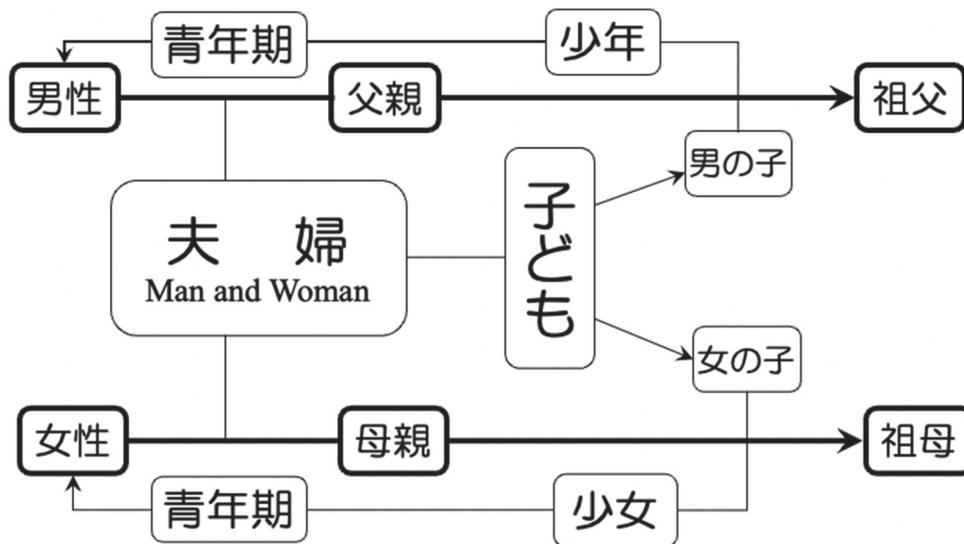


図2 世代サイクル;子どもを持つことを決心した男女の場合

①まず子どもはどこから ②世代サイクル

図2に世代サイクルを示す。まず、子どもを持つことを決心した男女を考えてほしい。男性の方を見ると、男性は、1人の男性として生きていくと同時に、子どもの父親として生きていく役割を持つことになる。女性も同じように、1人の女性として生きていくと同時に、母親として生きていく役割を持つことになる。この子どもが生まれて時間が経つ流れを、今度は、子どもの方から見ていくと、子どもは男の子になって、少年、青年期で男性、女の子も少女、青年期、女性となる。お母さんも年齢が上がり、自分の子どもがまた子どもを持つ頃になるとおじいちゃん、おばあちゃんになる。今のお父さん、お母さんたち、私たちが特に気になる家族で見ていくと、しばしば、例えばお母さんが1人の女性としていく生き方を強く強調したりとか、この全然反対で、1人の女性として生きていくことをうんと少なくしてしまい、母親としての自分だけで生き過ぎてしまうと、今度はお父さんとの関係がうまくいかなくなったりする場合をよく経験する。それから、男性の方はいつまでたっても父親になれずに、時に男性のままで行ってしまうような状態があった。最近でこそ、ファザーリング; Fatheringの問題で、お父さんが関わってくれることが増えてきて、僕ら、小児科でやっていると、予防接種とかの場面に、あるいは土曜日に、診療の場面に、お父さん、子どもだけで連れてこられるのが増えてきて、その辺も随分変わってきたんだなとは思っているのだが、あまりにも父親ばかりが子どものケアをしていると、気になる家族になる。

③家族としての発達 ④親になること

先ほどの家族の発達については、1985年にDuvallがMarriage and Family Developmentの第6版を出版した。特にアメリカは、いろんな国の人たちが、自分の国を

離れて、新しい土地を求めてアメリカに入国し、その第1世代はいろんなミックスを楽しむ状態があったが、それが育っていく段階で、長い間育ってきた国の、自分の母国のやり方を、中には否定して出てきたはずなのに、生活して夫婦になって生活すると、元々の国のやり方に戻ってしまう、あるいは戻そうとする中で、その家族の形態が分からなくなってしまう状態があった。その中で、Marriage and Family Development という本が、当時注目されて読まれていた。と同時に、小児科学でもザ・ファミリー・イズ・ザ・ペイシャント (Allmond I Buckman / Gofman : The Family is the Patient ; an Approach to behavioral pediatrics for the clinician. 1979) と言って、子どもたちが示す様々な困りを家族の病気として診ていた。つまり、子どもだけの問題、お母さんだけの問題やお父さんだけの問題ではなく、家族全体で見た時に、その子がどのように病んでいったのかがわかってくるという形で整理された大切な本である。ここではいくつかの家族のあり方を詳細に見ていて、それを事例検討で出して、この家族についてどう考えどう診断するかをずっとディスカッションしていた。

家族の発達における家族の形態の呼称として、1つは「固定家族 ; fixed family」、これは、子どもが生まれた家庭、子どもの方が自分で選ぶことができない家族である。そして「創造家族 ; creative family」は、子ども自身が大人になっていく状態で固定家族から去り、子どもが大人になり、パートナーと一緒に新しく創り出す家族である。

当時は、まず親になること、母親になることや、父親になるための本がベストセラーであった。そのペアレンティング・プロセスに関して重要なことを細かく分けている。

- (1)まず出会いの頃 初めてお互いを知った時
- (2)その時点での年齢
- (3)職種
- (4)恋愛・見合い
- (5)結婚の年月日
- (6)結婚後1年目の状態
- (7)結婚後3年から5年目
- (8)第1子の妊娠時の状況
- (9)第1子の出産後
- (10)その後の性関係
- (11)各々の固定家族への適応状況
- (12)各々の固定家族からの独立と創造家族への移行の状況
- (13)創造家族内における将来への展望と夫婦間の協力の程度

さらに、Pre-Parenting: A Guide for Planning Ahead という本では、先ほど説明した、妊娠の10か月を3つに分けている。まず、最初の3ヶ月に、妊娠の確認がされる。そして妊娠の継続の決定をして、2人きりの生活に新しく登場する生命の受け入れの準備の開始が行われる。真ん中の4ヶ月は、妊娠に伴い変化する自分自身の受容や、女性の変化を理解してサポートする夫、妊娠の安全な進行を共に喜ぶことが大事になる。そして、最後の3か月では、新しい生命のための空間作り、生命を人として捉えて名前や性別を楽しみながら話し合う時期、分娩・出産そのものへの不安との戦いと期待等がある。

この大切な時期に、特に最初の子どもさんが生まれてくるその時期に、社会的養護や虐待の問題がある家庭は、まず妊娠初期の段階から大変な課題が生じる。先ほど言った若年妊婦のこと考えてみよう。「妊娠した、どうしよう、親にも言われんし、どうしたらいい」とパートナーに言ったら、「そんなこと言われても、俺にはどうしようもできんぞ」と言われ、ひどい時は、墮ろせという話になって、お腹を蹴っ飛ばされた人もいるし、性

行為をいろんな人とたくさんしたら流産できるとか、高いところから飛び降りたらいいよとか、ひどいことを言われている人がいる。困りを抱えた妊婦さんに寄り添って、ニーズにそった知識を女性に提供するシステムがない。妊娠に対する恐怖、そしてそれに対する戦いの中で過ごす人たちがいる。そして、妊娠中期になると、さらに焦ってくる。どんどん体に変化する。それを自分の親にもバレないように、学校の先生たちにもバレないようにするにはどうするか、もうそんなことばかり考えている方たちがいる。その時、さらにこれが性的な虐待とか、レイプなどそういった問題で妊娠してしまう事態が起こってしまうと、個々の段階から、非常に大変な状況がその方たちに起こる。そのため、私たちがそういう子どもさんたちやご家庭のお父さん、お母さんたちが通ってきたプロセスのお話を聞くときに、今お話しているようなイメージを、ちゃんと私たちの頭の中に浮かべながら、そこを必死でなんとか自分たちで乗り切って、結果としてこうなってしまう、それに関してまだ受け入れきれていないような養育者のお話を、どういう風に聞いてあげられるかということがとても大事になることを知ってほしい。

それらをふまえて今の母子手帳で大事なところを見ていくと、妊娠中の経過を見るところがあり、現在は14回、妊娠中に受診できるようになっている。したがって、妊娠中の経過を見たところで、まず1番最初に病院受診したのが妊娠何か月、何週のところで受診しているのかが、すぐわかる。そして、それがすごく遅れている人では、第1子で、今は色々聞けないけども、何かきつと大変なことがあったのかもしれないなど、想像してあげることができるようになる。それから、その回数がすごく少ない人、1回目、2回目は行ったが、その後全然行ってない、次はもう出産の日になっている方たちがいる。そういう方たちを見分けるために、母子手帳も上手に使っていくと、いろんなことがわかる。そういう、妊娠中のところで大変になった女性が、最後、分娩になる。この分娩という、最も女性が不安になって、そして苦しみ、痛みで苦しい、色んな状況でマックスになるその時に、その生まれてくる子どもに対して、「〇〇ちゃん、母さん頑張る。母さん頑張るから」という感じで、生まれてくる子どもと一緒になれる人、それまでものすごく産むことに反対したり、悩んでた人が、最後の出産の時にそうなれた人と、同じ場面で、「あんたのせいで私はこんなきついんや、あんたなんか生まれん方が良かったんや」とか、それから、一切何も言わないで、泣きもしない、喜びもしないで、自分の感情を抑え込んでしまったまま出産してしまう女性がいる。実は、そういったことは、その子どもさんを産んだところの主任助産師さんや担当の助産師さんのお話を聞いたらわかる。お話を聞かせて頂くことで、そのお母さんになる人が出産の最初の段階でどういう状況だったかわかる。そういった大変な状況にあったことを、私たちが知りサポートしてあげるのと、何にも知らないままサポートするのは全然違ってくる。直接そのお母さんに話聞くのはなかなか難しいので、気になる子どもさんと、養育者の場合は、要対協で受理した時に、その産婦人科の担当さんにアポ取って、このお母さんの状況を教えていただき、それをこのお母さんの支援に十分使わせてもらおうやり方をすると、最初の子どもの妊娠で、最初に不安で大変に

なっている人たちを救う率がぐんと上がってくる。ところが、それがもう何にもわからな
いままに「赤ちゃん訪問で来ました。どうですか。大丈夫ですか」と普通の話だけされて
しまうと、配慮がない、1回目の訪問でも2度と来ないでくれと言われることもよくあ
る。そうすると、次の健診が4か月、1か月健診の後3ヶ月後になり、そういったところ
で事故が起こってしまう人たちもいることを伝えたい。

⑤ 母子間の愛着行動ときずなの発達

母子間の愛着行動と絆の形成も、よく母子相互関係と言われているが、それがとても大
事で、Mother-to-infant and infant-to-mother interactions (from Klaus, M.H. and
Kennell, J.H.: Parent-infant Bonding. 1982)に掲載された親子のきずなに関する有名な
図がある。それは、新生児に母親が母乳を与えようとしている場面で、お母さんが赤ちゃ
んにおっぱいをあげていて、母さん側から赤ちゃんの方へ、赤ちゃんの方から母さんの方
へという双方向の相互関係がポイントとなる。赤ちゃんが泣くという動作を通して、養育
者にサインを出して、それに対してお母さんがやさしく声をかけながら授乳という行動を
とおして反応しながら、その子どもの不安を心地良い状態に変えてあげるという、とても
大事な図である。子どもが何か不安になると、あるいは不快な状態があると泣く、その泣
き声に呼応してお世話をしてくれるお母さんがいる。ここでは、このお母さんの役目をし
てくれる人を「安全基地 security base」と呼ぶ。乳幼児期の母子相互関係を築くに
は、この安全基地の機能を欠くことはできない。安全基地となる人は、乳幼児と接する際
に、①なるべく同じ人で、②安定していて、③触れて、目と目を合わせて、高調性の音声
(マザリーズとも言います)を使って、泣いてる赤ちゃんに声をかける。その時に、③触
れて・目と目を合わせて・高調音というのがとても大事であるが、皆さん、お母さんが赤
ちゃんに、どうしたの〜とか、ほらほらほら、ママおるよ〜とか、日頃こう喋ってる喋り
方と全然違うような喋り方で赤ちゃんに声をかける。泣いてる赤ちゃんに、おっぱいかな
とか、オムツが濡れて気持ち悪いねとか、風が当たって寒かったねとか、ドアがバタンと
してびっくりしたねとか、そういう声かけで、赤ちゃんはそういう言葉の意味は全然わか
らないが、何か不安なことがあると、いつもこの人が来てくれて、自分の状態をいい感じ
に変えてくれる、そのようなターン・テイキングの繰り返しの中で、乳児は漠然とした感情
の整理を自然と始める。そういう風な状態を毎日毎日、もう何百、何千回と繰り返して
いく中で、どうもこの人が自分が困った時は助けてくれる人なんだ、なんとなくこの雰
囲気、ぼわんとした雰囲気が心地いいという感じを、赤ちゃんが感じ始めると、だんだんそ
のお母さんのことを認識していくことになる。生後7か月ぐらいの人見知りの頃に、実
は、この赤ちゃんは、初めてお母さんのことはっきりわかってきて、母さんじゃないとダ
メということがわかるようになる。

小児科医は、その1番大変な最初の時期を通り過ぎたお母さんたちに、予防接種や乳
幼児健診をしていくとき、たとえば、7ヶ月健診で来られて、赤ちゃんを僕らが抱き取っ

たら泣く、そういう時に、お母さんが抱き上げて声をかけるとピタッと泣き止む赤ちゃんを一緒に見ながら、お母さんのおかげで泣きやんだね、〇〇ちゃんはお母さんじゃないとダメって言ってるよ、赤ちゃんはよくわかってるよねと、とても順調に進んでいますよと、このシンプルな声かけをするだけで、後になって、お母さんたちから随分救われたと言ってくれることを多く経験する。

子どもたちは、このような相互関係を繰り返しながら、徐々に、確実に発達していく。そういった発達を、0から3歳のところでは次のような順番で見えていく。①身長、体重などの栄養・発育について、②感覚器（特に、視覚器と聴覚器）、運動系の発達が成熟しているということ、が基盤にある。今まで述べたような声かけを繰り返していると、聴覚が正常、視覚が正常、そしてその音を聞き分けられる、雰囲気を感じ取れる状態があって、③社会性の発達（愛着行動形成の発達）がさらに進んでいくようになっていく。そこに、④認知の発達のなかで、大脳機能の発達に問題があるなどの知的な問題が発生したりする。このような基盤が定型発達していく中で、⑤言語の獲得がすすみ、乳児は徐々に話をするようになる。

当時、Belinda Buckley：2003 Children's Communication Skills From Birth to Five Years Routledge ルートリッジがこの本出して、翌年に丸野俊一先生が翻訳本『0歳～5歳児までのコミュニケーションスキルの発達と診断-子ども・親・専門家をつなぐ-』北大路書房、2004を出している。とても大事な本で、共同注意などを詳しく教えてくれる本である。そして、青木豊先生が作成したサークルオブセキュリティの図は、近隣期になって、お母さんとの間に安全基地がしっかり確立された子どもさんたちが、先ほどのあの探索行動を出している時に、不安になって、親御さんを確認して、そして安定したらまた次の行動に移る流れを示している。

⑥きずなの確認行動としての第一次反抗期

とても大事な反抗期の意味を説明する。この経過で、母親、養育者；care-giver；ケアギバーが、子どもにとっての安全基地としての機能がしっかりできてくると、通常、2歳半から3歳後ぐらいまでに、第一次反抗期が始まる。それまで比較的母親の指示が通っていた子どもが、いやいやを連発したり、自分でやりたいことにこだわりを示し始める。この時に、安全基地である母親が必要以上に不安になったり、強く怒ったりすると、子どもは安全基地に対して不安を覚えるようになる。

その結果、子どもはそのような行動を出すのをやめたり、攻撃性を強く出したり、逆に極端におとなしくなったりして、時に拒食や睡眠の問題、排泄行動の問題が出たりする。第一次反抗期の行動の持続期間は、通常、6か月前後であるが、安全基地である母親が必要以上にイライラしたり、不安定になったりすると、長引いたりするので、こういう行動が出てきた時に、お母さんが「やってる、やってる」とか、「母子分離の準備が始まったな」くらいの気持ちで、子どもの成長を楽しんで見守れるような支援をするのがとても大

切である。今は、このような支援をしてくれるおじいちゃん、おばあちゃんや、お母さんのきょうだい等で子育てをサポートする人が少なくなっている。母さんたちにお聞きすると、ほとんどSNSで調べるか、友達にちょっと言ってみて、自分が比較的すんなり聞きやすい人の話を聞いて対応するやり方になっていて、安全基地の意味をこういう風なニュアンスでこう捉えている方が少なくなっていることもある。このようなことを見極めながら声かけすることが大切である。

⑦社会集団の第一歩としての保育園・幼稚園 ⑧母子分離の始まり ⑨家族機能の始まり ⑩安全基地（ほっとする場所）としての家庭

きずなの確認行動としての第一次反抗期を乗り越え、子どもたちが大きな不安を残さずに安全基地との距離を持って生活ができるようになると、通常は3歳を過ぎたぐらいから、社会集団の第一歩としての保育所・幼稚園が始まる。ところが、現在は保育所に90%ぐらいの子たちが入っていて、加えて、預け始めの年齢がどんどん低年齢化し始めている。乳幼児のケアギバーとして最適な人という意味での尊敬を持って、あえて「お母さん」と言わせてもらっているが、「今は子どもを見るのはお母さんに限られなくて、養育者という言い方で言ってください」ということが多くなってきた。乳幼児期はなるべく安定した人との良い関係を作ることが大切で、それがあって初めて社会化の場としての保育所等での生活が始まる。その中で、保育所等に移っていく段階で、お母さんとの関係がとても大事であることを改めて意識してほしい。

次に、乳児をお母さんが抱きしめた状態で、夫婦間で大声で喧嘩している状況を想像してほしい。これは、僕ら、発達行動小児科学の古い研究で、夫婦間で大声で喧嘩しているような状況のとき、こんなちっちゃい赤ちゃんでも泣き声も出さずに固まってしまって、母にしがみつки、声も出さず、じっと動かなくなってしまうのを捉えた動画や写真がある。この状況で、乳児には意味はわかるわけがないが、このお母さんが醸し出す、あるいはお父さんと一緒に醸し出す激しい喧嘩の雰囲気を感じ取って固まってしまうことがある。このような状態が日常茶飯事になってくると、乳幼児と母親の間に紡いでいくための愛着の形成やボンディング・フォーメーションに少なからず不安定の要素が強い関係が作られるようになることが乳幼児精神医学の中でも認められている。

⑩ 仲間関係の始まり

自発的に動けるようになり行動範囲が広がってくると、子どもたちは仲間を作るようになってくる。1980年代から仲間関係の発達（チルドレンズフレンドシップ；children's friendships、peer-relationships）の研究はあり、とても大事である。子どもたちの話を聞いていく時に、養育者にうまく相談できない、園の先生、学校の先生にうまく相談ができない、そうすると、子どもたちはしばしば子ども同士の中でいろいろと関係性を作る。このような関係を子どもたちがどのように作っていくのか、幼児の段階から知ってお

とくと色々なことが役に立つ。

発達段階が保育集団の中での生活時間が長くなると、安全基地であるお母さんと一定時間離れている間は、保育所の先生が安全基地になる。

安全基地である母親と離れて長い時間生活している保育所においては、所内の先生たちとの間の中で良い関係ができることが子どもたちの家以外での生活においてはとても重要な意味を持つようになる。その園の先生が作り出してくれている保育所という空間の中で、子どもたちは仲間関係をどんどん発達させていくので、園の先生たちが安全基地としての機能を出せているかどうかが重要となる。子どもたちにとってお母さんの元を離れている間に過ごしていて、かつ安全基地であった保育所の先生から、安全基地の機能として、退園時にお母さんに戻る時の状況や、自宅・保育所の両方で、安全基地としての報告を繋ぐ感じにすると、子どもは家にいても、保育所にいても、守られている感が育つのですが、最近はその感じがすごく難しくなっているところが多くなっている。

⑬社会化の場としての学校の役割 ⑭先生の役割

イギリスの Michael Rutter は、子どもが学校（中等教育）で過ごす時間（1万5千時間）について、子どもたちの社会性の発達に影響を与えること明示している（Michael Rutter, et al. : 1979 Fifteen Thousand Hours Secondary Schools and their effects on Children Open Books Pub.）。また、アメリカの John Holt は、学校教育の中で、子どもたちがどのように定型発達から外れていくのかをまとめた（John Holt : 1964 HOW CHILDREN FAIL Pitman Publishing Company）。そういった中で、2002年の「先生たち 本当に大丈夫？（読売新聞 2002. 12. 26）」の記事は、学校の先生たちの病気、それから休職者の増加、アルコール依存になってしまったなど、先生方もとてもとても大変な状態の中で頑張っていたのにこのような状態になると、学校内での安全基地である先生方の機能が低下し、しばしば子どもたちも大変になっていることもあると述べている。

イギリスでは、早い段階で教員の仕事、つまり教える仕事と社会性に関する仕事を別にして、それぞれの業務担当の両方が学校の中にいる状態になっている。日本は、今でこそスクールカウンセラーなどが出てきたが、全く足りないので、担任の先生がお1人で勉強も教えるし、家族の大変なところもケアするし、さらにAIが入って新しい教育が入ってきたりというとても大変な状況の中で、子どもたちが生活していることを意識していただけたらと思う。

⑫児童期中期における社会化の課題

児童中期（5歳から10歳ぐらいまでの間）について説明する。昔は子どもたちの問題行動が減る時期、潜伏期と言われていたが、実際は、次に進む段階の準備を子どもたちがどんどんやっている時期で、個々の中でしっかり対応しなければいけないことがわかってきた。この順番が大事で、子どもたちを見てあげてほしい。

- (1) 自尊心を支える; to sustain self-esteem
- (2) 社会に受け入れられていることを知る; to find social acceptance
- (3) 個性を社会に適合させていく ; to reconcile individuality with conformity
- (4) 役割モデルを自分のものにしようとする; to appropriate role models
- (5) 価値を確かめようとする ; to examine values
- (6) 家族の中において何かを成し遂げようとする; to "make it" in a family
- (7) 自分自身でできる事とその限界を探求する; to explore autonomy and its limits
- (8) 知識と技術を学ぶ; to acquire knowledge and skill
- (9) 自分自身の身体について知る; to live with one's body
- (10) 恐怖を自分で取り扱えるようになる; to deal with fears
- (11) 食欲（欲求）および衝動的な欲求を自分で取り扱えるようになる; to deal with appetites and drives
- (12) 自分自身の認識を洗練する; to refine self-awareness

(1) 自尊心を支える

まず最初に、子ども自身が自尊心を支えることができるかどうか。子どもたちが「僕ね、これできるんで、これすごいっちゃ、すごいやろ」とか「私ね、こんなこと、これはできるんよ、あんたできんやろ、私できるんで」とか、この年齢なので相手に配慮した言葉を選ぶことはできないが、万能感をもって、自分は〇〇ができる！と言葉にできること、特に安全基地である人に自慢げに言えることが大切である。なんでもできるっていう気持ち；万能感がある状態になることが最初の段階となる。

(2) 社会に受け入れられていることを知る

ところが、それをずっと続けていると、お友達の中で知らん顔をされたり、無視されたり、そういったことが起こってくる。要するに、自分はこれができるのと打ち出していくが、それをやりすぎると、社会に受け入れられないことがあることを学ぶのがこの段階である。

(3) 個性を社会に適合させていく

それが少しわかってきて、「僕、これができる」と言っていた子が少しそれを言うのをやめて、「僕もできるけどな、〇〇ちゃんもこれ上手やもんね」とか「〇〇ちゃんは、こっちが上手やけど、僕、これできんけん」とか、相手を見て状況を分かち合う、これはポールマッセンが書いていますが、シェアリング、ケアリング、ヘルピングである。幼児期にその辺のところのところがわかり始めると、自分を維持しながらも個性を社会に適合させていくことが、徐々にできるようになってくる。この社会行動認知の発達段階における子どもたちへの支援、あるいは寄り添いのあり方はとても重要で、幼児教育における醍醐味と言っても過言ではない。

(4) 役割モデルを自分のものにしようとする

そういった中で、役割モデルを自分のものにしようとする動きが出てくる。(1)～(3)の発達課題に到達してくると、子どもは様々な生活場面での役割モデルとなる対象を見つけ、それを自分の役割として取り入れようとする。子どもたちは対象が行なっていることをよく観察して、自分で模倣を始める。この時に、子どもがどこに着目して、どのように取り入れているかを支援者は一緒に見て感じるようになる。このような行動は2歳6か月を過ぎるころから始まるが、自分と他者を明確に区別しながら模倣行動を取り入れてくるのはこの発達年齢となる。共同注意、共同注視等の同調；attunementにつながる能力の発達にとって欠くことができないものとなる。

(5) 価値を確かめようとする

その中において、その物事の価値があることがだんだん分かってくる。この年齢の子どもたちと遊んでいると、大人が大事にしているものにわざと触ろうとして、大人の方をチラチラ見ながら反応を確かめる行為をよく見かける。また、直接、「これ、いくら？、これは？、これは？」等、次々と物の値段を聞いてきたり、「こっちとあっち、どっちが大事？」など、物に価値の違いがあることに気づき、それらを確認する行動が見られる。これも社会行動認知の発達上大切なポイントとなる。

(6) 家族の中において何かを成し遂げようとする

これまでに述べてきた状態になると、今度は家族の中においても、何かを成し遂げようとするの行動が出てくる。子どもたちの言い方を聞くと、「これ、僕がするんや」とか、「〇〇は僕の！（お風呂の栓をしに行く、タオルを取りに行く、洗濯物のこれをする等）」を繰り返し行ってくる時期がある。また、それらをお母さんと決めておくと、非常にそれにこだわってする時期が来る。そういった時に、子どもの発達として認めてあげていかないと「ずるい」とか「そんなんイヤやん、どうせ僕なんか」とか、自分がすることになっていたのに、下の子が急に自分がすると言い出した時に、「わかりました。では、今日は特別ね。あなたお兄ちゃんですよ、だから年下の〇〇にさせなさい」と急に変わられると、その子どもさんたちは「もういい。もうせん。」と言い始める。そういった時に、ちゃんと上の子が決まり事を主張してきて、ちゃんとできていた場合は、下の子が少々それ言ったとしても、「これは、今はお兄ちゃんのお仕事なんだから大切なんだよ。〇〇ちゃん、するって言ってくれてありがとうね。じゃあこれをさせてあげようね。」というようなやり方を言うと、お兄ちゃんがそれ見て落ち着いてくる、さらに、時に、「もういい。これさせる。させてあげる。」とお兄ちゃんが言ってきたりする。このような時が、兄が前述のシェアリング・ケアリング・ヘルピングを学ぶ良い機会になる。加えて、兄のこのような行動に対して、安全基地である母や父から、「偉いな、これは大事な仕事だったのに、弟にさしてあげるんやな。ありがとうね」と言葉を返してあげて、兄の行動を認め、褒めてあげると兄のこのような善意の行動が固定化されてくる。加えて、下の子が落ち着いたら、「じゃ、今度はお兄ちゃんにしてもらおう」、「お兄ちゃん、待っていてありがとうね」などと言いながら、作業を入れていってあげたりすると、その場が回る

ようになる。このような場面は、家庭教育・養育という大切な場面で、父・母だけでなく、祖父母等の身近な、ともに生活する大人から子どもが声をかけてもらえる機会が昔はすごくあったのだが、このような場面を作る時間が、一緒に過ごす時間がどんどん減ってしまっているのが、今の日本の現状である。

(7) 自分自身でできる事とその限界を探求する

そういった中で、子どもたちはモデリング；模倣行動を中心に自分自身でできることを増やしていく。ところが自分の意思でモデリングを繰り返しながら習得した技術では、自分自身でできることとその限界があることに気づくようになる。この段階に入って、初めて、子どもたちは、知識とか技術を学ぶことが楽しくなってくる。実は、子どもたちが本当にその状態になるのはのは8歳ぐらいである。この年齢がとても大事で、僕のふるさと中津市で子ども時代を過ごした福澤諭吉は、幼児教育の本も書いていて、その中に、「8歳までは獣たれ」と書いている。子どもが勉強したいとか言ってきてもさせるな、外に出してもっと遊べ遊べと言って、自分たちが工夫して遊ぶ遊びを薦めた。そして、それを続けていると前述の限界が出てくる。

(8) 知識と技術を学ぶ

そして、その時に初めて限界を超える方法を知りたいとか、教えてもらいたいというような意欲が子どもたちに出てきて、自分のやりたいことがあるから、それを学びたいんだっていうことになる。それならしょうがない、教えてやろう、勉強していいよと勉学を始めることを許可する。そこでは、子どもに勉強したいっていう気持ちのモチベーションを作らなくても、自分から学びたいという気持ちがマックスの状態になっている。そのため、学ぶスピードも、気持ちも前向きで、学んでできるようになることの喜びに満ち溢れた学びの場ができる。最近はや早い段階で幼児教育の場が出てきているが、それでも5歳0か月を過ぎてから、本格的に勉強させる方がいい。その前からでも勉強をする子はするが、通常は息切れして、他に身につけてほしい遊びを経験する時間が減ってくる。遊びを通して身につける仲間関係(1)～(7)が先だと思う。

(9) 自分自身の体について知る

次に、8歳を過ぎてくると、今度は自分自身の体についてわかってくる。体性感覚や内臓感覚の認知能力が発達してくると、体についても、それまで「ポンポンいたい」のひと言で終わっていたのが、「お腹の右の下のところ、ズキンズキン痛いとか、ギリギリ痛いとか、ズーンと痛い」とか、いろんな知識を洗練するようになってくる。それまで、親御さんを中心として教えられたことをそのまま正しいこととして認知し、考えていた子どもたちが、8歳前後ぐらいになってくると、1つ1つに対してチェックしだして、自分の感覚でそれを捉え直そうとする、とても大事な時期に入ってくる。このような社会行動認知の発達上重要な変換期に、いわゆる第2次反抗期と言われてしまう状態が始まる。親がそれまで比較的自分のペースで子育てできていたのができなくなるので、反抗期と言われてしまうが、私たちから言わせてもらおうと、この第2次成長期に入ってくると、子どもた

ちに、社会行動認知の発達上の変化が起こり、「既成概念の打ち壊し」や「自分らしさの追求」といった発達課題の段階に入る。自分；the sense of self と他人；the sense of others をしっかり弁別するようになって、次の段階に入っていく状況になる。

したがって、現在は児童期中期の課題をやり残したまま中途半端で大きくなってる子どもたちが本当に今たくさん増えていて、そういう子どもさんたちを診ていると、この子達は学ぶ機会がなかったんだと僕らは気がつく。そういった視点を持って支援の場で、子どもさんと一緒に過ごし、その養育者と一緒に過ごす中において、子どもたちにどういう形でそのプロセスを取り戻してもらえるかを考えることが、私たち子どもの支援をする人間として大事ですとお伝えしておきたい。

⑩思春期の始まり；何がどのように変わるのか？

思春期に入ると、最近では8歳ぐらいから始まるのだが、一番わかりやすいのは、女の子は初潮が始まる年から、男の子は身長が1年間で8cmから10cmぐらい一気に伸びる年がある。その年を真ん中に置いて、その前1年半、その後1年半ぐらいの間が、ホルモンの影響を大きく受けてくる、第2成長期、思春期；pubertyに入る。

⑪第2次反抗期の意味

この時期は、子どもたちにとって非常に大事な時期となる。思春期をうまく安定して過ごせるかによって、今後、家を出ること；leaving homeのテーマに入り、家族の中での自分の立ち位置やその他の家族の構成員との関係性などを認識した上で、安定して落ち着いて、安全基地からうまく離れて、大人の世界に、青年期に入っていけるかどうかが決まってくる、とても大事な年齢である。

⑫約束の重要性（命かけるや）

そして、特に思春期の場合によくあるのは、この約束の重要性を忘れられていることである。この時期の子どもたちの言葉や喋る内容は、本当に大人顔負けのことを言うところ。ところが、この約束の意味が、子どもと大人では全然違っている。大人は約束していても、いろんな経験から、こういう理由があったら、これは守れない時もあると経験している。一方で、子どもの方は約束したことでも守れないことを強く言うと、その時はなんとか理解したとしても、「約束1回破ったね」という気持ちが残る。ですから、親や養育者が何度もそういうことを繰り返していると、子どもの方はもうその人を信頼しなくなってくる。「どうせ嘘やん。どうせしないに決まっている」となってくる。親や養育者がそれに気づき修正しようとして、大人はこういうことがあって等説明しても、子どもの方はそれを受け入れる段階ではないので、うまくいかないという状態が起こる。つまり、思春期における子どもと親や養育者の関係性の問題には、この問題が背景にあり、大人がこの発達上の違いに気づいていない、あるいは軽視

している時があることがとても大事なところになる。この点を子どもと大人の違いにあることを認識してケアしなければならない。

⑱モデリング

少し遡るが児童期中期に入ってくると子どもたちは、自分に1番近いモデリングの対象として、お父さん、お母さんを見て、あんな風な男性には、女性にはなりたくない、あんな風な男性に、女性になりたいということを日々繰り返す。そして今度はより身近な大人として、学校の先生とかそういったものを求めて、あるいは友達の家のお父さん、お母さんに求めたり、きょうだいや親族の中に対象を見つけたりする。身近な人に対して求めることが嫌になってしまうと、今度は、俳優さんとか、アイドルやスターを追いかけしまったり、アニメの世界などに入っていったりして、モデリングの対象を求めてしまうことがある。そういった子どもの目を通した大人の世界を自分のものとして取り入れ始めている子どもたちの変化のプロセスに気付いてあげないと、うまくいかないことがある。

⑲自分らしさの追求 ⑳自己価値を求めて ㉑自尊心の欠落状態

そういった流れの中で、自分らしさの追求ということと、自己価値を求めてという変化が起こってくる。そして、このプロセスの中で、自尊心を維持できて、青年期に入っていた人たちはいいが、それがほとんどの場合、自尊心をひどく傷つけられたり、自尊心が欠落してしまって、「どうせ僕なんか」「どうせ私なんか」になってしまって、次の発達段階に進むと子どもたちはとても大変になることがある。

㉒愛着行動としての性行動（ホッとする場所を求めて）

それから、この間の愛着行動の発達がうまく積み上げられるといいが、それがうまくいかない、子どもたちはこの愛着行動としての性行動、僕らは性化行動って言いますが、そういった行動の中で、自分が生活している現実の世界で生きるのが嫌になって、最近ではSNS等を介して出会った見知らぬ大人や、それよりも身近な友達にそのホッとする場所を求めていくことが起こって、今いろんな問題が起こってきている。

㉓Levinsonの大人の発達から

以上のように、既成概念の打ち壊し、大人から言われたもの、それだけを信じていた子がそれを打ち壊して行って、そして自分らしさの追求から自己価値を求めてというような形で思春期は疾風怒涛で過ぎていく。子どもがその思春期の真っ只中の頃に、ちょうど大人の方も「大人の思春期」と言うが、40歳前後のところではそれが来ると、大人も、結婚して子どもができてこの年齢まで来た自分の人生を振り返り、こんなはずじゃなかったとか、こんな状態がいつまで続くんだろうとか、このままでいいのだろうかとかと動揺してしまうと、思春期の子がぶれてしまって、安全基地であるはずの大人もぶれてしまうという

家族はとてとたくさんある。この共振れ状態が思春期の子どもがいる家族に様々な影響を与えることは周知の事実で、この時期は家族がそのような状態になりやすい時期である、あるいは家族の発達段階で、家族機能の維持の意味からでも、そういった発達の一過程であるということを、まず養育者の方にしっかり伝える必要がある。この行動の意味をしっかり伝えて、じゃあこの子ならどうなりそうかを一緒に考えていくようなことが、私たちの仕事としてとても大事になっている。

大人の思春期（40歳から45歳）について、アメリカで1978年に出版された SEASONS OF A MAN'S LIFE では、40人の成人を10年間調査した結果、年齢と連動した発達パターンが明らかになり、人の人生に影響を与え、行動を形成し、感情的な状態や態度を支配し、大人の個人的な危機の根底にあることが示された。

（3）子どもたちは人間社会において最も vulnerable な一群である

適切な和訳のない vulnerable だが、「（適切な養育環境にないと、）無防備で攻撃を受けやすく、すきだらけで、弱くて、傷つきやすく、感じやすく、影響を受けやすい」等の意味で私は使っている。しかし、そのような子どもに、困難な状況が発生した時、子どもが助けを求めても養育環境が適切でないとか、あるいは、助けを求めたのに養育者や大人に逆に叱られる・身体的暴力や無視や言葉による心理的な暴力を受ける、ひどい時は、助けを求めた結果、その代償に性的な行為を要求されることもある。そのまま亡くなる事例もあるが、生き残った場合でもこのようなことが続くと、子どもは周囲の人に助けを求めなくなり、自分なりに解決する方法を模索し始める。しかし、十分な経験がないので、その子なりの解決方法で必死に何とかしてその場を凌ぐようになる。このような方法を子どもが身に着けると、その行為が反応性愛着（アタッチメント）障害とか、注意欠陥多動障害とか、反抗挑戦性障害、行為（素行）障害、摂食障害、小児うつ病など、いろんな言い方をされて、子どもにとっても、必ずしもプラスにならない診断名をつけられてしまうことがある。

一方、子どもが健康で、順調に育つ定型発達に必要な場を提供するためには、健康で安定した強い絆で結ばれた家族が必要になる。そのためには、その家族が住む地域との社会的文化的なつながり、家族が必要とする支援や住まい、経済的な安定が保証される必要がある。日本大学危機管理学部の鈴木秀洋教授が、次々と亡くなる子どもさんたち、その養育者を救うために緊急提言で作った本が『子を、親を、児童虐待から救う；先達32人 現場の知恵（公職研，2019）』である。この中で、前述の vulnerable について触れた。自著として、ライフスパンアプローチに関しては、小児科医に向けた本、奥山真紀子、氏家武、井上登生『子どもの心の診療医になるために』南山堂，2009の中で、臨床心理士としてまとめている。それから、杉山登志郎編『子ども虐待の新たなケア』学研プラス，2013では、児童虐待とアタッチメント障害について書いている。また、井上登生、河野洋子、相澤仁『おおいの子ども家庭福祉』明石書店，2022で、大分の活動をまとめている。

福岡大学時代に経験した重度の子ども虐待事例において、子どもさんや養育者が通った道を、学んだことをイメージしながらお話を聞いていくと、本当に悲惨な事例が多かった。チャイルド・ファーストの視点からはいずれも受け入れられる状態ではなかったが、どの親御さんの話を聞いても、その場その場で、何とか自分だけで困難を乗り越えてきたんだということに関して理解ができてしまった。とんでもない親だと思って話を聴き始めたが、そのプロセスを知ってしまうと、その場面では、そうするしかなかったんだな、とわかってきた。それなら、何を考えてどう助けていくのかを考え続けた40年間であった。

最後に、各世代を通じて必要なウェルビーイング保持の課題として、どのフェーズにおいても、その人が大丈夫かなというのを知るための4つのポイントをお伝えしたい。1つは、「夢を抱いて、それを実行するための努力が、その人なりにできてるかどうか」、その人なりの夢を持って、その人なりの努力ができているかどうか。次に、「仕事を持つこと」、これは役割を持つと訳してもいい。その人が今生きている中で、自分なりの役割、これをするのが私の仕事というものがあるだろうか。そして3番目にメンターである。「良き助言者を持っているか」これは、その人から言われたなら、言うこと聞いてみるかと思えるような人がいるか。そして最後に、「良い愛情関係を持つ」、これは子どもたちの言葉で言うと、「お母さん、僕ね、お母さん大好きなんや。お母さんも僕のこと大好きやもんね。お父さん、僕、お父さん大好きや、お父さんも僕のこと大好きやろ。大好きやもんね。」、こんな感じで子どもたちが言える時は、少々乱暴な言葉で養育者から子どもがやられても大丈夫。ところが、子どもたちが、全然そういう言葉も出なくなるし、じっと黙ってしまって語らなくなる状態になると、非常に大変なことがある。大人になっても同じである。こういったところをベースに置いて、わからなくなった時はこの4つで、その人は大丈夫かなと見ながらやっている。そういった視点で、皆さんのお仕事をこれからも続けていただけたらと思う。

(井上 登生)

E アドボカシーの実際

I : 社会的養護当事者・経験者から見る社会的養護やアドボカシーの現状

【基礎編・養成編】

ここでは、公表されている「子どもの権利擁護に関するワーキングチームのとりまとめ」の内容について、社会的養護のもとで暮らす子どもたちに聴いた意見を紹介する。

皆さんからいただいたご意見

(※実際の資料にはふりがなが付いています。)

5月中に実施した皆さんからのインタビューでいただいた意見を、権利擁護ワーキン

グのとりまとめに反映しました。以下が皆さんにいただいた意見をまとめたものです。ご協力ありがとうございました。

<皆さんのご意見まとめ>

1. これまでに意見をきかれたことはあるか

(1)一時保護されたとき

- ・説明は記憶にない。
- ・(一時保護所に行くときは) 共同生活の体験をしようねという説明だったと思う。
- ・一時保護入所前はどんなところに行くのか全然知らなかった
- ・心の準備ができるよう、細かい説明をしてくれたらよかった。
- ・一時保護のことを事前に知りたかった。
- ・一時保護所くる1分前に、一時保護所に行く事を察した。病院に行くと言われた。
- ・正直に言って欲しかった。
- ・一時保護所に行く車の中で行く先の情報を知りたかった。
- ・一時保護所の担当職員や児童心理司が話をきいてくれたが、ここに来る前は誰にも話していなかった。信用できる大人がいない。
- ・保護される前は学校の先生や友達に話せることは話していた。
- ・SNSを通じてカウンセリングの専門家に話していた。(児相に保護されるきっかけになった。)
- ・警察から家に帰りたくない理由をきかれたときに、児童相談所と家は嫌だと言ったが、警察から「良いところに行こう」と言われ、一時保護所に連れていかれた。
- ・泣いて、思いを伝えたときはきいてくれた。
- ・1日だけと言われて一時保護所にいると、5ヶ月いる。その時は、一時保護所は嫌といった。
- ・一時保護所に入ったとき、説明されたが、当初きいた期間より大幅に伸びた。
- ・一時保護所はいやだと言ったけれどいかされた。
- ・一時保護所ときは誘拐されたと思った。
- ・一時保護所ときは私物を取り上げられる。下着も渡される。
- ・一時保護所に意見箱が置かれているが、使われているのかどうかわからない。使っていないよとちゃんと説明されたこともない。
- ・一度意見箱に時間割についての意見を入れたが、何も返事はなかった。

(2)施設に入るとき

- ・施設に入るとき、大人は施設の説明をしてくれて、楽しそうと思った。
- ・記憶にない。10年以上前だから。
- ・(意見をきかれたかは) 記憶にないけど、見学に行つてここでもいいかなと思った。

- ・施設にするか里親にするかきかれた。
- ・家か施設かはきかれた。
- ・施設に行くかはきかれたがよくわからないまま決められた感じ。
- ・施設に行くことは一週間前に言われて心の準備ができなかった。
- ・この園に来る前、「ここで良い？」ってきかれて「嫌だ」と言ったけど、この園になった。その説明はほしかった。
- ・自分に関わるルールを作るときには、意見きいてほしい。自分たちが暮らしやすいように、ではなく大人が仕事しやすいようにルールが変わっていく。自分たちにとっては家なのに、大人にとっては職場だから。結局自分たちは仕事の材料なんだなって思う。
- ・よく分からないルールがあって、なんで？ってきいても「昔いろいろあった」、「大人の事情」で済まされる。
- ・意見箱はあるけど、1階の職員室の近くにあるからそこまでいかないといけない。1階に降りただけでも「何しにきたの？」ときかれるし。
- ・大人の都合で支配されていると感じる。こどもにはくわしいことを知らせたくないのではないかと感じる。
- ・自分のことなのに、ケースワークの進み具合がわからない
- ・こういうタイプの施設だとは想像していなかった。
- ・自由にしたかったので施設に行くことには反対だった。理由の説明はあったが、納得できない。
- ・自分がなぜここにいるかは自分が一番わかっているので、意見をきかれるといってもイメージがわからない。
- ・少年院か自立支援施設か、説明を受けて自分の意見をきいてくれた実感はあった。
- ・今日話してみてもすっきりした。意見きいてくれるのはとてもいい。

(3)その他

- ・児相の担当ケースワーカーについては、ほとんど意見をきかれたことがない。(担当者が) 変わりすぎて分からない。
- ・里親担当のケースワーカーの名前は比較的知られている。
- ・コロナになってからケースワーカーが来なくなった。
- ・実親のことについては、きいたことがある。
- ・なぜ里親家庭にいるのかについては、きいたことがある。
- ・気持ちや考えを自由に言いたい。
- ・ケースワーカーや児童心理司は他のこどもにも忙しく対応しているので、迷惑をかけないようにあまり意見を伝えないようにしている。
- ・ケースワーカーや児童心理司の業務スケジュールを前もって把握できれば意見を伝

- えやすい。呼ばれる日をホワイトボードに掲示するなど。
- ・相談すれば話はきいてくれるが、それを受けての対策をもっとやってほしい。
 - ・嫌だと言ってもいいと言われたので、「イヤ」と言ったが、「仕方がない」と説明された。
 - ・行きたくなかった。
 - ・この先どうなるか、意見を尊重してくれた。「あなたはどうしたい」ときいてくれた。自分の意見を言えた。
 - ・家で嫌なことがあったら通っていたデイサービスの先生に話していたが、そのことを親に怒られた。
 - ・大人の考えに合うことを言わないと、「言い訳だ」とか「それは違う」と言われる。
 - ・意見をきかれたことない。
 - ・(自立支援計画を作るとき、意見は) きかれていないと思う。
 - ・(自立支援計画については、) あるのは知っているけど、内容は知らない。
 - ・進路のことで決まっていく時に、自分の気持ちと違った方向にみちびこうとする時がある。

(中略)

2. 意見表明を支援する人について

(1) どんな人なら自分の意見や不満を言いやすい/言いにくい

- ・自分と年が近い人にきいてもらいたい。年が上の人は気をつかう。
- ・誰にも相談しない。
- ・友だちだけ。大人にはしない。
- ・大人は関係ない。
- ・児相の自分の担当の人がいい。
- ・知らないおじさんやおばさんには話したくない。頭がよさそうな人に話す。
- ・話しやすい人に言えば、その時はすっきりするけれど、問題が解決されるわけではないので、話をしなければならぬ。考えておくといった返答があるが、時間がかかる場合があるので、速やかに対応してもらいたい。
- ・児童相談所などに依頼しようとする止められるような発言があった時もあった。
- ・いろんな人に話をきかれることに慣れたからどっちでもいい。誰でもいい。
- ・同性がいい。話をきかれたくない。
- ・うそや隠し事をしない人。素直で正直な人。
- ・上っ面だけの人は嫌だ。気持ちにより添ってくれる人がいい。
- ・ネチネチ言わない人がいい。
- ・友達にも言いたくない。
- ・里親家庭のことも友達には言っていない。みじめな気持ちになるかも。

- ・母子家庭の友だちとかなら言うかも。似た経験をした人。
- ・中学の時は友達が家に来たから知っていた。
- ・自分に寄り添ってくれる人に言いたい。
- ・家族内なら何でも話せる。里子同士とか。
- ・学校には話せる人いない。園の人かな。
- ・おじさんは口軽そうで嫌だ。
- ・しっかりしている人、物事をぱっと解決できる人に話をきいてほしい。
- ・ちゃんと仕事する人がいい。
- ・やさしい印象の人がいい。
- ・他人に伝えていいこと、悪いことの線引きを最初に紙に書くなどしてハッキリさせたい。
- ・自分事におきかえて人に知られたら嫌だなと思うことは言わないようにしてほしい。
- ・ひみつを守ってくれる人。
- ・信頼できてないと無理。
- ・園の職員に裏切られたことあるから無理。言わないでと言ったことを言われて、それが原因で怒られたから言いたくない。
- ・学校の先生には話しやすいが、施設に連絡が入る。
- ・話せる職員とそうでない職員がいる。
- ・小さいころ、実際に社会的養護を経験した人にきいてほしい。
- ・経験していない人に「大丈夫」と言われても、素直に受け止められない。
- ・はじめましての人でも、人によって親近感がわく。
- ・児童相談所の職員という雰囲気がない人がいい。
- ・腹割って話せる人。
- ・学校のカウンセラーが話しやすい。
- ・経験と専門知識がある人に話をきいてほしい。
- ・親に通じていない人、他人に漏らさない人に話をきいてほしい。他人に伝わってしまうと思うと話したくなくなる。
- ・やさしくて面白い人。
- ・こどもの意見をきくのは良いが、デリケートな心の問題を他人に広めないでほしい。
- ・職員同士が共有しあうのが嫌。
- ・明るい人。
- ・理由を正論で返す人は嫌。気持ち、考えを受け止めて欲しい。
- ・ズバズバ言ってくる人は嫌。精神的にしんどくなる。
- ・反論してくると何も言えなくなる。

(2)どんな人なら信頼できるか

- ・何年も一緒だったら。園の職員になる可能性高い。
- ・ホーム違う職員さんに言いたいと思っても、「まずホームの職員頼って」って言われる。
- ・ここを退所した人とか。でも結構昔にいた人とかは嫌だ。

(3)どんな時に/何について意見を言いたいのか

- ・この先のこと。高校に行けるのか。
- ・つらい時、不安なことを吐き出したい。
- ・学校に行きたい。一時保護所の職員に行っても、ケアワーカーと話を進めるしかないと言われる。
- ・勉強が苦手なので、内申点が欲しいが、一時保護所にいるのももらえない。
- ・学校のイベントには、参加できるが授業に出られない。
- ・授業についていけない心配。
- ・進学先は自分で決めたい。制服で選ぶ。
- ・遊びに行くときにどこに行くかきいてほしい。
- ・外出するときにアクセサリーをつけたかったのにきいてもらえなかった。
- ・里親と話が合わないことがある。里親さんがたくさん話す。
- ・学校を休みたいときは仮病を使っている。
- ・習い事について意見をきいてほしい。意見をきいてくれて、今では（習い事を）やめている。
- ・学校の書類で名字が違うのが嫌。友達に見られないかドキドキする。
- ・学校で家族の話になると気まずい。親の年齢とか。きょうだいの話とか。
- ・説明するのが面倒くさい。
- ・児相の担当が代わったときに一から説明しないといけない。ちょっとした引継ぎがされていない。
- ・お金のことを教えてほしかった。大学進学にかかるお金とか。
- ・習い事をやめたいと言ってもやめさせてもらえない。
- ・学校は休みたいといったら休ませてくれるかなあ。コロナのせいもあるかも。

(4)どんな場所なら言いやすいか

- ・周囲にきかれない場所がいい。1対1で対面がいい。
- ・ファミレスなどがいい。
- ・家で2人きりできいてほしい。里親さんがいない方が気をつかわない。
- ・1対1など少人数で話をきいてほしい。
- ・家とは別の場所がいい。静かな場所。

- ・トラブルを起こした人がいる場所では話したくない。
- ・誰にもきかれない個室が良い。
- ・家だと筒抜けになる。ひみつにするとか言っても守られない。みんなでセンター（児相）に面談に行ったとき、言わないと言っていたのに車の中で（里親から？）怒られた。それ以来何も言わないようにした。
- ・1対1で静かな場所で話したい。
- ・堅苦しいよりは緩い雰囲気の方が話しやすい。
- ・関係者が周囲にいない環境がいい。
- ・知らない人が急に話をききに来るのは怖い。定期的（月1回など）に来てくれたらこちら意見をもとめられる。
- ・遊びながら、フレンドリーな雰囲気の方が話しやすい。
- ・1人1人個別にきいてくれたほうがちゃんと伝えられる。
- ・辛いことがあったときに周りの人にきかれたくない。
- ・公園など開放的な場所が話しやすい。
- ・開放的な場所よりも狭い個室の方が話しやすい。
- ・周りに人がいると言えない。
- ・家でも言えない。怒られるから。1対1は無理。思っていることを上手に言えない。恥ずかしい。
- ・園以外。どこから見られているか分からない。
- ・園の面会室は（壁が）ガラスだからいることがバレる。
- ・園は壁が薄い。前部屋で独り言いっていたら全部きかれていた。
- ・園は他のこどもと大人の声もきこえるし、キッチンとかで大人同士の声もきこえる。自分のこと話されてるのかなって思う。ききたくないのに。
- ・今日も（今いる会場に園の）大人がいると思っていた。いたらこんなカードとか選ばない。「ないです」と言うと思う。
- ・ここ（施設）は嫌だ。不安になる。けど、だからといって別の場所で重い雰囲気の中では嫌だ。
- ・気軽に話ししたい。
- ・どこでもいい。密室があれば。
- ・学校のスクールソーシャルワーカーがいる部屋。スクールソーシャルワーカーと仲が良かった。

(5)どんな手段なら相談しやすいか

- ・手紙は残っちゃうし電話はきかれる。
- ・LINEは伝わりにくい。
- ・園とは別の場所で口頭で話をきいてもらうのがいいかな。

- ・施設以外の人に電話するときは施設を通すことになっている。
- ・[意見をきいてくれる委員]に電話するのも施設職員を通して連絡した。
- ・(携帯がない場合、施設の人に言いたくないことを第三者委員に連絡するのは)無理。連絡できないから自分で解決する。
- ・(施設に来るというプランがいい?→) いいと思う。
- ・(毎週何曜日など定期的に来る方がいいのか、呼んだら来るっていうのがいいのか。→) 呼んだら来るのがいい。

(中略)

3. 児童福祉審議会について

- ・(児童福祉審議会を)知らない。
- ・どうやって言えばいいの?電話だと待たされそう。電話番号も知らない。
- ・LINEが使える環境は半分くらい。でも相談したらチェックが入りそう。
- ・お手紙とかの方法はないの?
- ・こどもの権利についてのプリントは見たことある。連絡先を書いたカードをもらった覚えはある。どこにいったか分からない。
- ・電話番号を知っていたとしても、よく知らない人に相談できない。誰が出るかも分からないのに電話できない。すぐに解決するとは思えない。そのあとどうなるのかも分からない。
- ・ひみつを守ってもらえるのか不安。
- ・里親のことを相談したら、里親のもとにいられなくなるのではないか。出ていけと言われて出ていく場所もないのに。大ごとにしたくないのに話が大きくなりそうで相談しにくい。
- ・家族内で話をするのが一番。それでよくなることもある。今の里親は話をきいてくれている。
- ・どんな仕組みがあるのか当事者に知れ渡っていない。知らないからあやしいものと思ってしまう安心して利用できない。
- ・一度相談ダイヤルに電話しようと思ったことがあるが、携帯電話は持っていないし、親の電話も使いづらいので難しい。
- ・文章で書くと誤解を招くので、電話でアクセスするのが良い。
- ・権利ノートのはがきを活用するのも良いのではないか。
- ・SNSでのやりとりがあるならやってみたい。時間を気にしなくて良いので。
- ・学校の授業などで教えて欲しい。
- ・ロングホームルームで取り扱ってはどうか。
- ・学校の先生がタッチすると親に連絡されてしまうので、直接第三者につなげたい。
- ・いじめアンケートを書いたことでいじめが更に悪化することもある。

- ・話をしたことを親には知られないようにしてほしい。
- ・在宅で危険を感じたら一時保護所に伝わるとよい。
- ・誰が見ているのか分からない、意見を入れても何も変わらない、なので意見を書かない。
- ・(ここ(施設)に不満を言いたいときの手段として電話をかけるというのがあるけど、)電話だと、園の職員に言わないとか架けられなくて、どこに架けるかきかれるからとめられる。
- ・他の手段としては手紙かな。スマホは高校生以上だし、支払いは自分になるから持てない子もいる。
- ・(児童福祉審議会について)知っている。電話だけではなく、手紙も活用できると良いと思う。
- ・(児童福祉審議会以外の権利機関は、) つくることについては賛成。
- ・(児童福祉審議会に電話がつながる9時~17時は、) 学校で、スマホを切っているのだからかけられない。公衆電話も学校にない。夜間と土日に電話がつながるようにしてほしい。
- ・アドボケイトのカードは小さくてなくなった。
- ・外部との連絡が制限されているので、電話でのアクセスは難しい。
- ・はがきの方がやりやすいかもしれない。

(中略)

4. その他

(1)現在の生活について

- ・1年も一時保護所にいるのは本当にストレス。飽きてしまう。
- ・一時保護所で課されるルールが職員によって違うので統一してほしい。
- ・制限が多い。そこまでする必要はないのではないかな。
- ・料理や洗濯など、何も教えてくれない。
- ・最低限のプリントとドリルだけ渡される。教えて欲しくても、教えてくれない。
- ・高校受験の相談にのってくれない。
- ・進路の相談ができない。
- ・「中3なんだから、自分で考えなさい」、「〇〇なんだから、自分で考えなさい」と言われる。
- ・心理司と看護師は話をきいてくれる。
- ・日記を書いているがそれに職員がコメントする。「つらい」と書いたら「自分から逃げるな」とコメントされた。
- ・不安しかない。「楽しい」、「安心」はない。
- ・お風呂は一人15分以内で入らないといけない。長くしてほしい。

- ・片頭痛があるが、薬をもらえない。耐えている。
- ・遊び道具がない。カードゲームしかない。飽きた。何もする事がないので娯楽(ごらく)を増やして欲しい。
- ・男女間でも話がしたい。
- ・寮のルールづくりをこども達で話し合いをして行ったことがある。また、先生から事前にこれで良いか確認してくれたこともあった。納得感が持てて良かった。
- ・バイト禁止の高校だから、携帯持てない。バイトできるように学校に掛け合ったけど、「施設だからって、携帯持つためにバイトしていいとか甘い考えがある」と言われた。
- ・権利ノートは持っていない。
- ・こどもの権利ノートの存在は知らない。
- ・ノートは学校で配るようにすればいい。
- ・ノートは家に持ち帰ると親に捨てられる。必要な場合に第三者につなげるような仕組みがあるとよい。
- ・[意見をきいてくれる委員]と仲良しになった。(なんで仲良しになれたのかは、)やさしそうなおばあちゃんだったし、いい事しか言わない。
- ・(こどもの声を仕組みに反映することについてどう思うか。協力してくれますか。→)うん(と首を縦に振る。)
- ・(20歳の誕生日まで施設にいられることは)知らない。
- ・(第三者(だいさんしゃ)評価について)意見をきかれたりしたことはある。
- ・(第三者(だいさんしゃ)評ときいてもピンとこないが)アンケートは知っている。
- ・189(いちはやく)は知らない。学校でポスター見たことある。
- ・ときどきは里子の集まりもあったほうがいい。ひみつが守られるなら。
- ・学校の担任の先生と定期的(ていきてき)に面会したい。
- ・ケアワーカーと話をして、話が進むと心の支えになる。
- ・心理司のサポートも心の支え。

(略)

2. 社会的養護経験者からの意見

次に、社会的養護経験者であり、本養成講座の講師でもある渡辺睦美の「小さな自己決定の経験を積み重ねたその先に、自分の人生と未来を描くことができる」と中村みどりの「アドボカシー実践における重要なポイント」を紹介する。

(1) 小さな自己決定の経験を積み重ねたその先に、自分の人生と未来を描くことができる

ここまでの経験を共有してから何を伝えたかったか。私はこの経験が現在のキャリアを

つくり、自分を作っています。この経験がなかったら、主に言葉で表現を行い、誰かに伝えていく。自分を活かし、大好きな仕事にたどり着くことができなかったと思います。

自分を見せないと、こどもたちは心を開いてくれません。関係をつくることもできません。取り繕っている自分を、こどもたちはとてもよく見ています。だからこそ自然体で関わる必要があるのではないのでしょうか。大人は相手との心の距離が近いとどうしても、恥ずかしくて言えないこと、できないことがあるかも知れません。苦しい瞬間もある。それでも本音で話して欲しい。そう思っている子どもたちは多いのではないのでしょうか。

生活のなかで「声を聴かれる」という経験を、さまざまな形で積み重ねてきたとお伝えしてきたと思います。これまでの人生、ほとんど声や思いを聞かれる機会・経験が与えられなかったこどもたちに対して、いざ自立を目前にしたタイミングで「あなたの人生はどうしたいの？」と、急に聞かれても答えられる訳がありません。小さな意思決定の経験を積み重ねていないからです。時間がかかってもいい。小さい選択を生活のなかで積み重ねることができてから初めて、スモールステップを設定することができる。そして、その小さな経験を積み重ねたその先に初めて、自分の人生を生きるためのきっかけを得る。

こどもにとってアドボカシーの機会とは、日々自分の人生を見つめ直し、自分の現在地を客観的に見つめ直す。そして描く未来を叶えるためにどうしたら良いのかを自分で逆算し実行に移す。自分で実行できない時は誰かを頼る選択をする。「うまくいかない」と感じた時は中で計画を変えても良い。計画を変えたときも自分で改めて逆算し、改めて自己決定をしていくこと。全ての過程において本来は、自分（こども・若者）主導だと思っています。

アドボカシーの持つ力は、計り知れません。自分の人生を生き抜くための指標となり、生きていくための道標となります。社会的養護・養育で育つこども・若者の人生はケアを離れる時が終わりではなく、ケアを離れてからが本番。

私たち大人がこどもにどれだけの自己決定の経験を提供できるか。私たち大人の課題なのはいつも考えています。独立した大人が、こどもの意見・意向を聞けば全てが解決する。そういう訳ではありません。養育者や保護者。地域で共に生活をしながらこどもを見守る存在（私は特にこっちかも）。学校。児童館。アドボケイト。さまざまなラベルを持った私たち大人がこどものことを信じる。

「こども自身が自分の人生の道を作っていくことができる。その力を持っている」 そう信じ、伝えていくことから、アドボカシーは始まっていくのではないのでしょうか。（渡辺陸美）

4. アドボカシー実践における重要なポイント

実践において重要なポイントを以下の通りまとめてみました。

① こどもの意見の取り扱い方

こどもたちにとって、サポートする大人が多くいる事で、それぞれの大人の役割が分かりにくいといった状況になっているかもしれません。支援員が何をやる人かわからないと、こどもたちもどこまでどのように意見を伝えて良いかわからないといった状況が想像されます。

支援員ができることを提示しつつ、子どもたちの意見がどのように取り扱われるかを事前に丁寧に説明する必要があります。子どもを中心に、子ども自身が意見表明するかどうかの決定をサポートしていく事が大切だと思います。

② 支援員の葛藤

例えば、支援員の役割が、「意見表明支援」であるという理解をしている場合、子どもが意見表明をしないといった決定をした場合に、本当に意見表明をしなくてもいいのか、「意見表明支援という役割を果たせていないのでは」ともやもやする事も出てくると思います。しかし、子どもたちがその時、その瞬間に感じたことや、決定を尊重することはとても大切です。「葛藤」そのものが支援員には必要であり、今この瞬間の「子どもたちの思い」に寄り添っていることを意味すると思います。

③ 子ども・若者 参画

「子ども自身の参画を促す」という視点で実践が取り組まれているのか、行政や民間団体も改めて確認をしていただけるとより良い実践に繋がると思います。

☆子ども参画取り組みをチェック

- 子どもに仕組みについて、子どもが理解できるような説明がおこなわれているか？
- アドボカシーの実践に関して、子どもと対等に対話する時間や機会が設けられているか？
- 子どもから聴いた話を仕組みにいかすための取り組みは行われているか？
- 子どもたちの意見等へのフィードバックを行っているか？
- ピアアドボカシーの仕組みや機会が確保されているか？

また、養成講座の内容のチェック機能として、特に社会的養護にかかわる子どもや経験者の視点が入っていることが重要だと考えています。

現在実践されている自治体や民間団体のみなさん、これから実践をしようとしているみなさんの参考になれば幸いです。
(中村みどり)

(子どもアドボカシー活動の手引きより)

II：演習（ロールプレイ）【養成編】

ここでは、大分県の養成研修で行った訪問先別のロールプレイを示す。ロールプレイには、対応のポイントとして、①望ましい対応と、②失敗からの学びとして望ましくない対応を含めている。ロールプレイの後に、参加者同士で気づきを共有してディスカッションする時間を設けた。

1. 一時保護所編

登場人物	アド1 (○○)・アド2 (□□)・子ども (☺)・調査員 (●●)・CW (▲▲)
小道具	机1・椅子5・確認書・説明用資料等

設 定	小5 おおいたあやかさん (先週に続き 2 回目)
-----	---------------------------

(1) 事前打合せ

アド1：あやかさんには、先週は耳うさの資料を使って説明しています。暫く学校に行けてないから色々気になるという内容でしたけど、話したらすっきりした・・・と、意見表明はありませんでした。前はここの椅子を選んで座っていました。

アド2：わかりました。じゃあ主に話すのは前回も会っている〇〇さんで、私はアドボケイト役割説明とサポートをします。今日は担当 CW さんおられますね。(迎えに行く)

(2) 子ども入室

子ども：こんにちは、おおいたあやかです。今日はこの前とは違う話をしに来たよ。

アド1：こんにちは、あやかさん。また会えて嬉しいです。〇〇さんでも△△△さんでもいいからね。今日はどこの席がいいかな。私達はここでいい？今日は1人アドボさんが交代しているけど、先週の話と一緒にしてもいいですか？⇒『はい。』

先週は学校が気になることを聴かせてくれたけど、そのことはだいじょうぶなの？

子ども：はい。

アド2：こんにちは。お話に来てくれてありがとう。はじめまして、私は□□です。□□さんでも☆☆☆でもどちらでもいいですよ。じゃあ少し私からお話させてね。今日は14時からのグループ活動に初めから参加したいかな？

子ども：・・・今日は間に合わなくてもいい。

アド2：アドボケイトのことは覚えていますか？

子ども：話を聞いても秘密にしてくれるんでしょ。それから・・・あれ、忘れちゃった・・・

アド2 (資料を示しながら)：そうだね、ありがとう。よく覚えていたね、では今日も説明させてね。3つあるよ。

①まず、アドボケイトは話を十分に否定せずに聴きます。

例えばここに書いてある様に、あやかさんが“家に帰りたい・・・”っていう気持ちになった時 それを誰かに言いたい時は、その気持ちが伝えられる様にあなたのマイクになって手伝います。

②アドボケイトは秘密を守ります。

でもね、もし秘密にすることであなたに暴力とかいじめとか危険があるとわかった時は、心配だから秘密にはできないの。一緒に力になってくれる人に話すことになるけど、あやかさんに理解してもらえるように必ず説明してから話すようにするね。

③残念ながら全部は叶えられないかもしれないけど、一生懸命力になります。

子ども：わかった。お願いします。・・・あのね、この間、嫌なことがあった・・・

アド1：そうだったの、何か嫌なことがあったのね。よかったらもう少し詳しく聴かせて

くれますか？

子ども：この前、ここにいる子とトランポリンで遊びたかったのに、鉄棒するって他の子
2人でどこかへ行っちゃった。だから1人ぼっちになって…。(悲しそう…涙)

アド1：そっか、その子と一緒にトランポリンで遊びたかったんだね。…また聴いても
いい？1人になった時どんな気持ちだったの？

子ども(ゆっくり)：…すごく悲しかった、2人が笑ってて楽しそうだったから。…ど
うしたら一緒に遊べたのかなあ、…手紙渡すとか？…でも、聞こなかったのか
もしれないし。もう少し大きい声で言えたらよかったのかな。(考えながら…)
「一緒に遊ぼう…？」

アド1：どちらもとてもいい考えだね、もし言ってみるなら私と練習してみる？

子ども：うん、練習する。

アド1：じゃあ私がその子だと思って少し大きな声で「一緒に遊ぼう」って言ってみよう
か

子ども：何て言えばいいかな 「トランポリンで一緒に遊ぼう！」「私も遊びたい！入れ
て！」

アド1：わあ、大きい声で言えたね。

アド2：ほんと、言えたね。どう？言えそう？

子ども：うん、言えそう！言ってみるね！

もう話は終わったけど…あのね、本当はもう一つあって…話そうかな やめようか
な…どうしよう…。

アド2：せっかくだから、話してみない？ね？せっかくだよ。

子ども：(…かなり沈黙)

私、“あやかちゃん”って呼ばれるのが嫌なんだよね。ピンクとかスカートとかも小さい
頃からからすごく気持ち悪いし…、やめて欲しいんだよね。それって言ってもい
いのかな。

アド1：よく話してくれたね、ありがとう。そうなんだね。もちろん大事なあなたの気持
ちは言っているんだよ。誰かに話せそう？どうやって伝えたい？

子ども：そうだ、私の担当の▲▲さんには言えるかも。

アド2：これは伝えたいことの確認書です。他の紙に気持ちを整理してから書いてもいい
し、

子ども：あ、これこの前も見た。これに書いてみる！えっと…

アド1：直接書くだね。そう、ここに名前・時間・一緒に・いつ・だれに・何を…。

子ども：ピンクとかスカートも気持ちが悪くなることは書かなくていい？

アド1：記載途中で→あんまり大きな字で書くと入らないから、少し小さくかけるかな？
字がすごく上手だね。素晴らしい！勉強も得意そうだね！

子ども：それは、言わなくていい。/え？そうかな・・・（困惑）あ、それから、これからのことがいつわかるか、どうなるのかも聴きたい。

アド1：わかった。今日は、CWさんがおられるから、今からここに来てもらってこの紙を見ながら自分で話すことができるかな？手伝ってほしいって印がついているから私達もここに居ていいの？

子ども：うん。アドボケイトさん2人が一緒にいてくれた方がいい。

アド2：じゃあ調査員さんに伝えてCWさんに来ていただくからね。ちょっと待っててね。

（3）調査員とCWを呼びに行く

調査員とCW：お待たせしました。

調査員：私もここで聴いていて良いですか？

子ども：良いです。

CW：何か私にお話があるって？どうぞ聴かせてください。

子ども：えっと、“あやかちゃん”とか呼ぶ大人っていうか職員さんが多くてすごく嫌です。子どもはまあ仕方ないと思うけど、大人に可愛い感じで呼ばれるのが気持ち悪い。それから、これからのことがいつ頃わかるのか・どうなるのか教えて欲しいです。

CW：よく話してくれましたね、どうもありがとう。わかりました。“あやかさん”はいいのかな？ちゃんではなくさんって職員は呼ぶようにするね。それから、これからについては今度の面談の時に少し話をする予定だったの。今、皆で考えていてまだはっきり決められていないけれど、あなたには自分の気持ちを話す、そして聴いてもらう権利があるからね、それは子どもの権利だよ。明後日水曜日の面談の時・・・でもいいかな？もし、それまでに何か心配になったり怖くなったりしたら私を呼んでくれていいし、居なかったらあやかさんが話せる一時保護所の先生でもいいし、今日みたいにアドボケイトの人達に聴いてもらったりしてもいいからね。

子ども：（微笑んで）うん、わかった。ドキドキしたけど話せてよかった。あ～ほっとした～。

CW：（微笑んで）良かったです。

調査員：一時保護所に帰ろうか？そろそろおやつだね。

子ども：うん、帰る。おやつ何だろー。（すっきりした様子）

アド1：伝えたいことしっかり伝えられた？がんばったね。

アド2：また話したくなったら来てね。待っています。

子ども：うん！ありがとうございました。バイバーイ👋

（4）対応のポイント

①望ましくない対応について

・確認書記載時の指示・評価⇒要らない!!字が大きくても上手でなくても勉強も関係ない。

・せっかくだから⇒要らない!!無理に誘導の様な言い方はしない。子どもの力を信じて次回へ。

②確認事項

・面談前に、既に知人の子どもではない様、名前・学年確認。何回目か等必要な情報も聴く。

・グループ活動・おやつ時間を確認し、なるべく子どもの希望に沿うよう配慮する。

・事前にCW等伝えたい人が所内におられるか、対応可能なのは何時までか等確認しておく。

・CW等不在の場合は、その旨を本人に説明し調査員に託すことになるが可か、後日再調整対応で可か確認し、了承を得て調査員に調整してもらう。(調査員へ委任希望の場合は代弁を委託する。)

・不安点・疑問点は、その都度別室で待機してくださっているSVに相談し指示を受ける。

・アドボケイト同士・調査員にも相談する。

2. 里親家庭・FH（ファミリーホーム）編

(1) 特色と要件

・児童を養育者（里親・HF事業者）の家庭に迎え入れて養育を行っている。

・家庭的な雰囲気の中で24時間子どもと一緒に生活を共にしながら信頼を築いている。

・里親・HF事業者は年齢も職業も様々で、日中は働いている人もいる。

・年齢要件は25歳以上で、研修受講後一定条件を満たせば、養育里親として認められる。FH事業者は、里親の経験や乳児院・児童養護施設等での養育経験があることが要件。

・里親家庭には1～4人、FHには5～6人の子どもたちが暮らす。

(2) FH訪問時の基本的な対応事例（2回目以降の訪問で設定）

アドボケイト

「こんにちは。子どもアドボケイトの〇〇です。前回に引き続き今日もよろしくお願いいたします」

「こんにちは。子どもアドボケイトの△△です。私ははじめて伺いました。どうぞよろしくお願いいたします」

里親（養育者）

「こんにちは、どうぞおあがりください」

※面談の部屋に通されるが、子どもたちが待っている場合もあれば、後からやってくることもある。

里親（養育者）

「今日は、高校生のア男は部活で遅くなります。中学2年生のB子と小学5年生のC子と3年生のD男がいます。よろしくお願いします。」

※子どもとの面談中、里親（養育者）は別室にいるが、一緒に遊びたいということもある。臨機応変に対応する。

アドボケイト（呼んでもらいたい名前で挨拶する）

「こんにちは、アドボケイトの〇ちゃんです。覚えてくれていたかな？今日は、新しいアドボさんと一緒に来たよ」

「初めまして。アドボケイトの△△です。△さんと呼んでね。みんなに会えてうれしいです。よろしくね。みんなのことは何て呼んだらいいかな？教えてくれる？」

子どもたち（それぞれ、呼ばれたい名前を覚えてもらう。）

※恥ずかしがったり何でもいい・・・と言ったりする場合があるので、ゆっくりと自分の希望を言える雰囲気をつくる。ほかの子が代弁してくれることもあるが、それでいいか本人に確認する。

※寸劇では、「私のはるちゃんて呼ばれてるよ」「なんでもいい」「・・・」（ほかの子が代弁）をアドリブで。

アドボケイト（子どもの表情を見ながら、子ども主導の時間であることを伝える）

「みんな今日もアドボさんと会ってくれてありがとう。これから12時までの間、みんなとお話したり遊んだりして、仲良くなりたいなと思っているよ。アドボさんと二人で話したいことがあったら別のお部屋で聞かせてもらうから教えてね。

それから、この時間に他にやりたいことがあったり疲れていたりして、途中でパスしたいと思ったらいつでもそうしていいからね。

じゃあ、今日したいことがある人は教えてくれる？」

※遊びの道具はセンターから準備された物がある。アドボケイトが個別に用意した物も持参してOK。子ども主導で進めていく。

タイミングを見ながら、「子どもの権利すごろく」や「気持ちのカード」などを使用する。

※寸劇では、「すごろく」の希望があったシナリオで短くやる??

アドボケイト

「そろそろ時間だね。今日はみんなで「子どもの権利すごろく」をして過ごしたけれど、どうだったかな？」

小学生の人は難しかったかな？」

子どもたち

「ちょっと難しかったけど、すごろくで上りまで行けた！」

「なんでやねん・・・というのがおもしろかった」

「こんなにいっぱい子どもの権利があるとは知らなかった」

アドボケイト

「そうそう。みんなにはたくさん大切な権利があるんだよ。

それが大切にされなかったら、「なんでやねん」てなるよね！

「なんでやねん」て思ったことがあったら、この次私たちが来た時にお話聞かせてね。

じゃあ、今日はこれでおしまいにしてね。」

※里親（養育者）、子どもたちとお別れの挨拶をして帰る。

（3）ロールプレイ（5分×3人 アドボケイト役・里親役・こども役）

ア. アドボケイトが初めて里親宅に訪問し、アドボケイトの説明をする場面

（アドボケイト役）あなたは、里親家庭に初回訪問（アドボケイトの役割について説明）の目的で行きました。目の前には、小学校低学年くらいの男児かなと思われる里子さんが、里親の隣に座っています。あなたがアドボケイトだったら、この子どもにどのように役割を伝えますか？また、その後にアドボケイトと少し話をするかどうかをたずねてみてください。

（こども役）小学校3年生の男児。「アドボケイト」について、一時保護所にいたときにケースワーカーからアドボケイトの話は聞いていたが、制度の意味もよくわからず、また実際にアドボケイトと会うのは初めて。

（里親役）里親歴20年以上のベテラン。これまで何人もの里子たちを大切に預かり社会に送り出してきた。本児をひきとって2年目。アドボケイトの話は行政担当者や児相のケースワーカー等から話は聞いていたが、制度の趣旨がよくわからず、アドボケイトが子どもにとってどんな役に立つのだろうか、里親の立場はどうなるのだろうか等、アドボケイトが入ることによって子どもとの関係が変わるのではないかな不安を抱く。

イ. アドボケイトの説明を聞いた里親は、それまで気になっていたアドボケイト活動の疑

問や、里子さんが自宅にきてから今までの生活について、里子さんの隣で一方的に話をはじめました。あなたはどのように対応しますか？（ジレンマの場面）

例：里親「この子は、最初うちにきたとき、好き嫌いが多くて食事に慣れるのに大変だった。いろいろ味付けを工夫して、少しでも栄養が偏らないようにとても気を遣った。今は給食も残さず食べれるようになってくれたけど…。勉強もできる方じゃなくて、毎日私と夫が交代で宿題をみてあげている。でも、まだ掛け算がしっかりできないのよね…。勉強がついていけなくなったらどうしたらいいかと心配で…。」

3. 児童養護施設編

当日の演習の流れ

(1) アドボケイト2名の自己紹介（アドボケイトをしようと思ったきっかけについて語ってもらう：背中を押してくれた人・言葉・経験など）

(2) 施設訪問の手順の説明

- ①事前に、調査員・大分大学権利擁護センターのSVが施設訪問し、アドボケイトの意義や訪問日程・訪問内容について打ち合わせをする。
 - ②年齢や人数に応じた説明や面談時間の確保ができるように、事前に担当で話し合い、役割分担し、必要なものを準備する。
 - ③当日は30分前に集合し、調査員・SV・施設職員と共に、活動の流れを確認する。
 - ④活動（説明・遊び・面談）
 - ⑤調査員・SV・施設職員と、活動の振り返りをし、次回の訪問について確認する。
- ※制度説明は2回施設訪問して行う。

(3) 施設での活動の実際についての説明（幼児5人に実施したA施設、中高生15人程度に実施したB施設それぞれについて説明する）

- ア. 訪問に際して心がけたこと。
- イ. 1回目・2回目実施した内容
- ウ. 子どもたちの様子・自身の感想
- エ. 実施後の子どもたちの様子（年代別）

(4) 施設訪問のポイントについての説明

- ・訪問する施設の理念や特徴を知っておくとよい。
- ・訪問は1時間程度の計画を立て、30分で説明し、残り30分で、遊び希望・面談希望・

部屋に戻るかを、子どもに選択してもらう。

- ・面談希望がある場合は、部屋を指定して行ってもらう等、可能な限り他の子にわからないような配慮が必要。
- ・2回の制度説明訪問は、可能な限り同じ人で訪問する。

(5) ロールプレイ

- ・ねらい

ロールプレイの実践や参加者による討議を通して、以下のア. 望ましい対応、イ. 不適切な対応に気がついてもらう。

ア. 望ましい対応

面談に来てくれて、ありがとうと伝える。名前の呼び方を丁寧に本人に確認する。子どもの言葉を繰り返し同意する。

イ. 不適切な対応

「父親との面会回数を増やしてほしい」という相談に対して「母親に会いたくない理由まで聞き出す」「何とかしてあげる」と約束する。

※望ましい対応、不適切な対応など、気が付いたことを発言してもらう。

ロールプレイ 1 (施設編)	
登場人物	高2子ども (◎◎)、アド1 (○○)、アド2 (◇◇)、調査員 (●●)
小道具	机1、椅子4、マイク3
場面設定	制度説明後の面談 10分
①傾聴と意見形成 (面談室)	
アド1：こんにちは。さっきも全体で、紹介したけど、アドボケイトの○○です。○○って呼んでね。	
アド2：こんにちは。「アドボケイトの◇◇です。◇◇って呼んでね。 <u>今日はお話に来てくれてありがとう。名前をきいてもいいかな？</u>	
子ども：はい。◎◎。	
アド2： <u>何と呼べばいいかな？◎◎さん？◎◎ちゃん？？呼んでもらいたい呼び方でいいよ。</u>	
子ども：◎◎さんでいいよ。	
アド1：じゃあ◎◎さん。何かお話があるんだよね。	
子ども：そう。お父さんとの面会だけど、月に1回なんだよね。だから、もう少し会いたい。あーお母さんには会わなくていいんだけどね。	
アド1：そうかあ。 <u>お父さんにもう少し会いたいんだね。</u>	
アド2： <u>お母さんにはどうして会いたくないのかな？</u>	

子ども：「私の顔二度と見たくない」って言われたし、弟ばかりかわいがるから。

アド2：お母さんとはうまくいってなかったんだね。

アド1：そうだったんだね。じゃあ、お父さんに、もう少し会うためにどうしたらいいか一緒に考えてみようね。絶対大丈夫だからね。

アド2：◎◎さん。誰に伝えたらいいと思う？例えば、園長さんとか職員さんとか・・・

子ども：はい。園長さんかな。

アド1：園長さんだね。園長さんがいるかどうか確認してくるね。(調査員に確認に行く。)

(確認)

アド2：伝え方が3つあるんだけど、1つは◎◎さんが直接園長さんに伝える。2つめは◎◎さんとアドボケイトと一緒に伝える。3つめは◎◎さんの代わりにアドボケイトが伝える。どの方法がいい？

子ども：2つめの私とアドボケイトと一緒に伝えるのがいい。

アド2：わかった。じゃあ「伝えること」の確認をするのに、この紙に書くんだけど、書いてもらっていいかな？

子ども：はい。いいです。(わからないところを聞きながら確認書に書く)できた。

アド2：確認書に書いたことを確認するね。(読み上げて確認する)これでいい？

子ども：いいよ。

アド1：では、園長先生がいるかどうか確認してくるね。

②確認 (調査員待機場所)

アド1：園長さんは在園でしたか？

調査員：園長さんは、今、不在なので、電話で伝えるか。後日私から伝えるか。後日アドボケイトさんに来てもらって伝えるか。になります。

アド1：わかりました。本人に確認してみます。

③意見表明 (面談室)

アド1：◎◎さん。今、園長さんが不在なので、電話で伝えるか。さっき最初にアドボケイトの説明した、県の調査員さんから後日伝えてもらうか。後日アドボケイトが来て一緒に伝えるか。どの方法がいいですか？

子ども：調査員さんから伝えてもらうでいいよ。

調査員：調査員の●●といいます。よろしくお願ひします。では、私から園長さんに伝えるということで、確認させて下さい。(読んで確認する)これでいいですか？

子ども：はい。お願ひします。

アド2：今日は相談にきてくれて、ありがとう。

アド1：来月また来るけど、お話があったら、いつでも私たちを呼ぶことができるので、その時は連絡してね。

子ども：ありがとうございました。さようなら。

ロールプレイ 2 (施設編)	
登場人物	高2子ども (◎◎)、アド1 (○○)、アド2 (◇◇)、施設職員 (Yお姉)、調査員 (●●)
場面設定	定期面談、アドボとの面談経験あり (10分)
<p>①傾聴と意見形成(面談室)</p> <p>アド1: こんにちは。ひさしぶりだね、アドボケイトの○○です。今回も○○って呼んでね。</p> <p>子ども: こんにちは。お久しぶりです (笑顔)</p> <p>アド2: こんにちは。私は初めましてだね、アドボケイトの◇◇です。◇◇って呼んでね。お名前聞いてもいいかな?</p> <p>子ども: ◎◎さんでお願いします。</p> <p>アド1: 前回と同じ、◎◎さんね。今日は何を話しに来てくれたの?</p> <p>子ども: 最近、部屋に置いていた物がなくなることがあるんです。文房具とか…。</p> <p>アド1: 施設のお部屋で、自分の物がなくなってしまうことがあるんだね。<u>誰かがとっていったのかな。</u></p> <p>子ども: うーん。わからないけど、みんなノックもせずに勝手に入ってくるし、そうかも。</p> <p>アド1: そっか、普段から自分以外も自由に出入りできる状況なんだね。</p> <p>子ども: そう、プライバシーとか全然なくて。それが嫌なんです。</p> <p>アド2: ◎◎さんは、自分のプライバシーを守りたいんだよね。嫌だなんて思ってることを施設の誰かに話してみたことはある?</p> <p>子ども: 一応話したこともあるけど、何も変わらなかった。</p> <p>アド1: 一度は自分で頑張って伝えたんだね、どうして何も変わらなかったんだろう。</p> <p>子ども: うん。その時は怒られちゃった。それでちょっと、担当の職員さん…Yお姉と気持ち悪い感じになっちゃって。それも話したかったんです。</p> <p>アド1: そうだったんだね。よく話してくれたね、ありがとう。それじゃあ、その二つのことについてどうしたらいいのか一緒に考えてみようか。</p> <p>子ども: はい。</p> <p>アド2: 今お話してくれたこと、どうしたら良くなるかな?</p> <p>子ども: うーん…やっぱり、Yお姉にちゃんとはなしたい。</p> <p>アド1: じゃあ伝えてみる? 自分で伝えることが難しかったら、私たちも一緒に伝えることもできるし、私たちが◎◎さんの代わりに伝えることもできるよ。</p> <p>子ども: じゃあ、一緒に伝えるのが良いです。</p> <p>アド2: うん、じゃあそうしよう。じゃあ今から、Yお姉がいるか確認してくるね。 (調査員に確認に行く→伝えられたら一度部屋に戻る)</p> <p>②確認</p>	

アド1：じゃあ、その間にこの紙に伝えたいことを書いてもらってもいいかな？（確認書を渡す）

子ども：（頷いて書き進める）これでいいですか？

アド1：あれ、Yお姉のことは書かなくていいの？

子ども：うん、言えたら言うけど書かなくていい。

アド1：そっか。じゃあ、内容を確認するね[読み上げる]。これで大丈夫かな？

子ども：はい。

アド1：よし！じゃあまた調査員さんに伝えてくるね。（移動）

確認書できました。Yさん対応できますか？

調査員：はい。対応できます。子どもさんに確認しますね。（一緒に部屋まで移動）

こんにちは。調査員の●●です。確認書を読み上げて確認しますね[読み上げ]。

子ども：はい。それでよいです。

調査員：では、Yさんと呼んできますね。

③意見表明

施設職員：何か言いたいことがあるって聞いたけど、何かな。

子ども：前も一回言ったんですけど、部屋で物がなくなることがあるから、みんなが勝手に部屋に入ってきたりするのがいやなんです。

施設職員：はあ…（溜息）前も言ったと思うけど、ちゃんと片付けてないからなくなったんじゃないの？ちゃんと探したの？

子ども：（黙って俯く）

アド2：すごく困っているみたいなので、◎◎さんの話をもう少し聞いてあげてくれませんか。

施設職員：…わかりました。（◎◎さんの方を見て）じゃあ、どうしてほしいの？

子ども：えっと、部屋に入る時はロックするとか、私に声をかけてほしい。あと、物を借りたときも許可をとるようになって下の子たちに言ってほしい。

施設職員：…わかりました。施設内でも共有しておきます。

アド1：これだけで大丈夫？（◎◎さんに尋ねる）

子ども：（頷く）

アド2：Yさん、ありがとうございました。よろしくお願いします。

施設職員：いえ、大丈夫です。もう戻っても良いですか？

アド1：はい、大丈夫です。ありがとうございました。（Yさん部屋から出る）

アド1：言いたいことは伝えられた？

子ども：うん。ちゃんと伝わってよかった（笑顔）

アド2：よかった。また何かあったり、話したいことができたりしたら来てね。

子ども：うん！今日はありがとうございました。

4. 制度説明を含む面談編

(1) 進行役挨拶

- ・ グルーに分かれて、グループ内で自己紹介 3 名 1 組 (約 2 分×3 名)
- ・ 演習の説明、時間配分&時間設定へのご協力お願い。

(2) 配役の説明

- ・ アドボ 1・アドボ 2 + 観察者・子ども (時間を区切って交代)
- ・ アドボ 1 役が主に進行し、アドボ 2 役はサポートと観察役とする。
- ・ 各場面の振り返りで、各々良かった点や課題・疑問点等を伝える。

(3) 演習の説明

- ・ 役割を決めて、各 6 分×3 名交代 (18 分) + 振り返り 2 分×3 名 (6 分)
- ・ 演習場面毎に全体振り返り (6 分)

(4) 質疑応答・まとめ

- ・ 参加者同士で演習全体のふりかえりを行う。

ロールプレイ 3 (一時保護所編)

テーマ 1 : 資料を使って制度説明「アドボケイトを伝える」

○子ども役の方は、学年・名前等を自由に決める。

テーマ 2 : 傾聴「いつ家に帰れるのか、教えてほしい。」

○子ども役は (小 3) の設定。

テーマ 3 : 意見形成⇒意見表明支援

「早く家に帰りたい。里親さん宅に永く暮らしたくない。」

○子ども役の設定は 2 と同様。「伝えることの確認」を実際に使用する。

(終了は、意見形成途中、または意見表明 (確認書記載) 途中でも構わない。)

上記のロールプレイのための教材は、いずれもアドボケイトが作成したものである。

Ⅲ : 自己覚知や内省への理解

【養成編】

1. 自己覚知と内省

自己覚知とは、自分の感情、考え、信念、価値観、行動パターンなど自分自身や自身の内面についての理解や認識を意味する。自己覚知するによって、自己の強みや弱みなどを理解し、自分自身を客観的に見つめることができる。これにより、自分の態度や行動などの背景にある動機や価値観などを理解し、より意識的に行動することが可能になる。

内省とは、自己覚知を深めるために自分自身の内面に向き合い、アドボカシー活動における自身の態度や行動をふりかえり、そこから学びを得るプロセスである。内省は、自分の感情や思考、行動について客観的に考え、自己理解を深めるための重要な手段である。内省の過程では、実践や経験から得られた洞察や教訓を活かし、今後の活動に活かすための方法などを検討することになる。

意見表明等支援員は、自己覚知と内省によって、自分自身や他者との関係などについてより深い理解を得ることができるため、その都度自己覚知と内省を行うことが必要である。

具体的には、意見表明等支援員は自らの活動実践についてふりかえることが求められる。こどもに対してどのような感情や反応があったのか、その感情や反応がどのような影響を与えたのかを考えることが大切である。その感情や反応について分析し、その背景や理由、影響を理解する。また、実践において何がうまくいったのか、何がうまくいかなかったのか、その理由は何かを検討することが重要である。自分の感情や行動などに関する洞察を深めることによって、次にどのような態度や行動を取るべきかを検討でき、同じ状況に再び直面した場合に、より良い結果を得るための具体的な対応について考えることができる。

なお、ふりかえりについては、前述した「ふりかえり」(p 176)を参照されたい。

ここでは、意見表明等支援員が活動実践後に記録として「ふりかえりと気づき」について書いている。その中から今後の活動実践に役立つと思われる内容について紹介するので、参照されたい。

(1) ふりかえりと気づき

- ・面談の内容は、こどもが感じる辛いことや悩んでもやもやしていることだけでなく、嬉しかったことや楽しかったことなどの気持ちを聴くことも、とても大切なことだと改めて感じました。
- ・面談をしたこどもは、連続 3 回目の面談でした。1 週間間にそのこどもの心境に様々な変化があり、その気持ちをため込まずに吐き出す場所があることは重要だと思いました。
- ・面談後のアンケートはこどもの率直な感想を聴けるためとても意味のある取り組みだと思いました。
- ・数回の面談を通して、こどもの表情がどんどん明るくなった。こどもにとって、周囲に頼って自分で〇〇した結果、できるようになった経験が将来どこかで強みになると嬉しい。
- ・こどもが、意見表明書の伝えたいことを箇条書きのような形で書いていた。こどもの

話をあらかじめ聞いていない、何も知らない人が見ても理解出来るような意見表明書にはなっておらず、ざっくりとした内容となっていました。そういった時には、「どうしてそのことを伝えたいのか、どういう風に変えて欲しいのか」など、詳しく自分の気持ちを書いていいんだよというような声かけをする必要があったと感じた。

- こどもは最初は面談を希望していたが、保護所で取り組んでいる活動が長引いたりした場合、面談をしないという希望に変更になるというケースに出会い、こどもの気持ちは状況によってすぐに変化することもあるということをしかりと受け止めて、理解しておくことが大切だと感じた。
- 最初、伝えたいことがあると言っていたため、最終的に何も伝えることがないという判断をされた際は、話しやすくなるように自分が何かもっと声をかけるべきだったのではないかと、自分自身に聞き出す力がなかったのではないかとということにも感じたが、こどもの心情は常に変化していくことを受け止め、「話さない」という気持ちを吐き出してくれたことに感謝し、その時のこどもの気持ちを第一に優先し、そのまま受け止めていくことが大切である。沈黙の時間についても、アドボケイトの経験を重ねるうちに、大事なものであると感じられるようになった。
- こどもがうまく気持ちを表すことができなかつたり、伝えたいことが曖昧であったりした場合、こどもの気持ちを誘導してしまわないよう気を配りながら、時間をかけて一緒に伝わる言葉を考えようと思った。
- 自分自身のクセを意識して取り組むこと、常にこども主体であるということ意識しておくこと。無理に意見表明につなげないこと。
- 自分の思い込みや配慮できていなかった点に気づくことができたため、今後「自分の子ども像に勝手に当てはめないようにする」、「子どもの言葉全てが本音だと思い込まない」などといったことに気をつけようと思った。
- 外勤する CW に、電話でこどもの確認したいことや不安な気持ちをすぐに伝えることができ、こどもの精神的な安定につながったことがよかった。
- こどもが不安な気持ちを話してくれたらそれに共感しすぎて更に不安をあおるようなことになっていたかもしれないので、注意していきたい。
- 年齢によって言葉を選んでいるつもりだったが、年齢でなく「その子が理解できる言葉」を選ぶ必要があったと学んだ。
- 嫌な気持ちの尺度を 10 段階で表すとどれくらい嫌なのかを聞くと 10 だと答えた。こどもの口調や態度など、表面に現れている部分が本当の気持ちであるとは限らないのだと考えた。見えている、聞こえている部分のみでこどもの気持ちを決めつけてしまわないようにしようと思った。
- 少し慣れが出てきた今こそ、再度気を引き締めなければならないと思った。
- 面談の際、こどもが「職員に話して怒られたらどうしよう」と怒られることを恐れていたため、「大丈夫、きっと怒られないよ」と言ってしまった。こどもが自分の意見をよ

り伝えやすくなると思って掛けた言葉だったが、後から「憶測で言うのは良くない」と思った。確かに、そのこどもと施設職員との関係は今後も続いていくため、アドボケイトの憶測の発言で、こどもに変に期待させたりしてしまうのは良くないと思った。

- こどもが話し始めていたが、アドボケイトが持つカバンの中の遊び道具が役割説明の際に見えてしまい、話すことよりも遊びに興味を持たせてしまったこと。
- 遊び希望のこどもに、もう少しアドボケイトの仕事をさせてもらえるよう、切り替えの工夫が必要だと思った。
- こどもに選択を、というのは大事なことだがそれを強制する雰囲気になってしまっただけではいけないと感じた。アドボケイトの在りようを考えるに、とりあえず、どう？ちょっと座っていかない？どんな人なのか見ていかない？くらいのライトなスタートもこどもによってはありなのではないかと実感した。
- 児福審へ、という話がでて、初めてのことでうろたえてしまった。心構えは大事だと改めて思った。
- 面談前から、脱走しようとしたり暴れるかもしれない、と言われとても緊張した。窓を開けて外を見たい、と言われた時は椅子の上に乗ったり飛んだりすると危ないけど背伸び(ちょうどそれで顔がでて外が見えるくらいの身長)で見ると危険がないように外を見ていたら、ぽつぽつと自分の思いを話してくれた。危ないことは回避する、でも大丈夫なことは応じる、というバランスがとても難しいと感じた。
- 面談に慣れて来ると誘導したくなる気持ちが前面に出るのではないかと反省した。こどもに任せるということをもう一度自身に言い聞かせる必要があるかと感じた。
- 説明の時に、冊子の方ばかり見てしまって、来てくれている子の注意が逸れてしまっていることに自分で気づけなかったという反省点がある。相手の顔を見て、分かっているか確認しながら話す大切さを感じると共に、説明する時はいかに興味を持って話を聞いてもらうかも大切なんだろうと感じた。
- 私は緊張してしまい、相槌をうったり頷いたりすることしかできなかった。私の緊張はきっとこどもにも伝わってしまうので、こどもがリラックスして話せる、居心地のよい空間を作るために、なるべく落ち着きを保てるよう努めたい。伝えたいことの確認書に記入する際、「伝えること」の欄になるべく詳しく、たくさん書いたほうが伝わりやすい、次につながりやすいということを伝える声掛けの難しさを感じた。SVに確認したところ、「〇〇した方がよい」という善し悪しの評価をするような声掛けではなく、こどもが自分の気持ちと向き合い、ありのままを書き表せるよう、「時間はたくさんあるよ」、「じっくり考えていいよ」等の声掛けが望ましいということを学ぶことができた。
- 遊びたいとの意向は叶えられたと思うが、アドボケイトとしての本来活動はできなかった。次回は「お仕事をさせてね。」等と時間設定を予め伝えておき、タイマーや

残り時間を自覚できるツールがあれば使用したい。

(2) 定例会における活動のふりかえりに関するディスカッション

また、定例会において意見表明等支援員からのリクエストのあった討議テーマについて定期的にグループディスカッションをしているので、紹介する。

ア. 討議テーマ1：逃げ出そうとしたり暴れたりしたりするリスクのあるこどもの場合のアドボケイトの対応について

もし暴れたりする時はアドボにも身を守る権利があるんだよ、と言ってやめてもらおうという話をし冷静に迎えられた。窓を開けて外を見たい、と言われた時、危険がないように外を見ていたら、ぽつぽつと自分の思いを話してくれた。危ないことは回避する、でも大丈夫なことは応じる、というバランスがとても難しいと感じた。一時保護所への帰りに、戻りたくない逃げ出すチャンスを伺っていたように見えたが、最終的には職員さんが迎えに来てくれたことで、無事戻ることができた。4人体制で送り迎えしたことは良かったと思った。ただ、これが低学年で体の小さい子だったので対応できたが、もし中高生男子だとどうすればよかったのか、どうすればよいのか。

(ア) グループ1からの報告

テーマ1について、安全確保のためにもまず落ち着いていただくことが大事ということ話をした。「やめてほしい」という言葉を使うのではなく、状況をずらしながら、否定せずに肯定的につたえていく、その子自身の持っているバックグラウンドも苦しいものがあるかもしれないので、配慮しながら。ただ、危ない時は緊急度を優先してほしい。例えば、窓を見ながら椅子の上に上がって話したいと言われたら、「やめて」ではなく、「ここに降りて」とか、「こっちに来て座らない？」というところから、あなたの今の気持ちがどういう気持ちか聞いていくことが大切になるのではないかと、という話をした。「安全性を考えた場合に、それは私も悲しかったよ」とか、そういったことはいってもいいのではないかと。ちょっと違う話で、解離性同一障害の方は、何かのスイッチでどうなるかわからない状況を抱えている。だから、これからもしかして、起こりうる状況なのかもしれないと話が進んだ。

(イ) グループ2からの報告

テーマ1については、冷静に対応するのが第一で、話ができるならする。エスカレートする場合は、SVやコーディネーターにSOSを出す、という話に落ち着いた。

(ウ) グループ3からの報告

テーマ1について、切れるという行動には、そこに何か言いたいことが隠れているのではないかと考える必要があると思う。アドボケイトの嫌とか悲しいという気持ちを伝えるのは、危機的な状況でなければ横に置いて、一呼吸置いて、子どもの気持ちを

に焦点を当てたい、という話が出ました。社会的ルールについては、大きな声を出したり、許容できないことを大げさに言うことに関しては、本当に子どもの見方であるか試されているのかもしれない、という意見もあった。

(エ) スーパーバイザー (SV) のコメント

(SV1) 本当に命の危険がある時は、人間だからやめると言ってしまうと思うが、少しずつ話をずらしていく、「ここに座ってみて」とか、ちょっと落ち着いたら声をかけてみて、「どんな気持ちだったんだろう、教えてくれる？」話せそうなら気持ちを聞くような声かけをするのもいいのではないだろうか。カウンセリングのような場では、アドボさんも悲しかったという気持ちは割と伝える場合もある。

(SV2) そのこどもの感情について、上から押さえてしまうと火に油を注ぐことになってしまうので、受け入れて、受容していくことが必要になり、冷静さを取り戻していくチャンスをこちらが与えていくと、冷静さを取り戻すことになるのかと思う。その体験を通して、本人に気づきを持ってもらうことも必要だと思う。このアドボケイト活動もそうだが、対象のお子さんは、自分に権利があるとか、自分の感情を自分がコントロールするとか、いろんな関係性の中に自分がいるというような、こどもに気づきを与えていく関係性が限られている。例えば職員とか友達とか。我々が育った環境というのは、おじいちゃん、おばあちゃんがいたり、近所のおじいちゃん、おばあちゃんがいたりとか、いろんなどまり木があったと思う。そのとまり木の1つとしてアドボケイトをこどもに活用してもらおうという側面があってもいいと思う。

(SV3) 自傷他害がエスカレートする場合には、その状況によるがこれを止めざるを得ないと思う。ただ、大声を出すのはよろしくない。私は、思春期のすぐ切れるようなこどもたちと生活をともにしていたので、彼らから学んだこととしては、「どうしたのかな」という、ニュートラルな姿勢でこどもに聞いていくことが大切。こちらの言葉がこどもに入りそうな時は、こどもが自分でまだ冷静にいられてる状況なので、「じゃあ、少し待つよ」というような対応ができると思う。ただ、待っている間に、こちら側が待ちきれずに、「もう大丈夫かな」みたいなことで少し刺激をすると、またすぐエスカレートするのが多いので、「冷静になったら お話してくれる?」「そこまでちゃんと待つね」というような待ち方をすることが大切。だけど、そういうことを言いながら対応していても、どうしてもコントロールできなくて行動化しちゃうような場合には、人を呼んで止めた方が良いと思うし、アドボケイトにも権利があるので、攻撃をしてくるとか向かってくる時には、自分の権利として、「やめてください」というのは、しっかり伝えることがとても大切なことになる。人と人と向き合うエチケットとして、きちんとこどもに

伝えることは、大切なことだと思う。

IV：困難なケースへの対処・葛藤

【養成編】

1. 困難なケースに直面した際の対応のあり方について

例えば、暴力など安全面に対するリスクがあるケースに面談する場合には、実施場所や面談方法の見直し、複数による面談、サポート体制の確保など、安全な活動を実施するための環境づくりが必要になる。

意見表明等支援員（以下「支援員」）は、困難なケースに直面することは避けられないことであるが、冷静に対処し、適切なサポートや連携を持つことでより良い支援を提供することができる。必要に応じてスーパーバイザー（以下「SV」）と相談し、スーパービジョンを受けることが重要である。専門家の意見や知識を仰ぐことで、より適切なアプローチを見つけることができる。また、経験豊富な支援員と相談することも有益である。他の支援員や専門家の知見や経験を借りることで、新たな視点やアイデアを得ることができる。

子どもが意見表明した内容というのは、どれ一つとっても軽く扱う意見などない。

考えに考え、迷いに迷って勇気をもって発言している意見の背景には、重大な問題が潜んでいる可能性が少なくない。支援員は子どもにとってはその時に真剣に悩み考えていた問題であると考えてより迅速に適切に対応することが求められている。

ましてや、子どもの意見が、虐待やいじめなど人権侵害が疑われる内容である場合には、例えそれが軽いと思われる内容であっても、軽視せずに SV に相談することが必要である。

支援員が困難なケースに対処する際には、アドボカシー活動に関する専門知識と豊富な経験を持っている SV に相談して、支援員の葛藤やジレンマを受け止めてもらいながら的確なサポートを提供してもらうことが必要である。したがってこのような SV を組織に配置することは必要不可欠なのである。

支援員に求められている態度のところで触れたように、何かあれば、一人で抱え込まずにメンバーや SV に SOS を出すことも支援者として求められている重要な態度である。遠慮は無用である。支援を受けながら楽しんで活動に取り組んでみよう。

また、困難なケースに取り組む際には、自身のセルフケアも欠かせない。ストレスや負担を軽減するために、自分自身の健康やメンタルウェルビーイングを優先し、適切な休息やリラクゼーションを取り入れることが必要である。

困難なケースに直面しても、冷静沈着に対応して問題の解決を図ることが苦にならず、むしろ楽しめるようになった時にこの活動の妙味を感じるようになるのかもしれない……。

2. 実際のケースでの葛藤やジレンマ

(1) エピソード1

友人関係で困ったことについて意見を述べたものの、こどもからはどうしてほしいのか発言がないにもかかわらず、こどもからの発言を待つことができずに、「仲直りするためにどうしてもほしいのかな」と質問をしてしまいました。

(2) エピソード2

こどもが支援員に話した意見表明の内容と指導員に話せた内容が違っていた。こどもに「この内容については話さなくてもよいの」と、水を向けたくなりましたが、こどもの思いを大切にしてくださいとこどもに任せました。

(3) エピソード3

「この間、同室のAさんが、私に話しかけて来て、『土曜日の夜、抜け出して彼氏とバイクでツーリングに行くので、職員にばれると彼氏に会えなくなるし、規則違反だから退所が伸びてしまうから、絶対に言わないでね。友達でしょ約束してしてね。言ったら絶交だからね。』とされたので、『うん、わかった』と言ってしまったんです。それが今日なんです。でもAさんが心配なんです。どうしたらよいか悩んでいるんです。」との話だったので、どうしたら良いのか考えている内に自分自身の不安が強くなってしまい「それは職員に話した方が良いと思うよ」と自分の判断を言ってしまいました。

このように、支援員は類似した意見表明等支援の過程を通して、同じような葛藤やジレンマを抱えることになる。その都度、支援員は悩み、迷いながら、決断して対応しなければならない。その際の重要な判断材料になるのが、基本的な原則や考え方である。

- ① 支援員は、こどもとの面談の過程の中で、こどもの意見が不利益につながるような内容であっても、最善の利益のためと思われる支援ではなく、こどもの指示や求めに応じて、こどもの声をニュートラルな姿勢や態度で傾聴して、支援できているか。
- ② 意見形成支援においてこどもが総合的に検討する上で必要な情報を偏りなく提供できているか。
- ③ 意見表明支援の際には、こどもが「聴いてくれるだけでいい」と言っているにも関わらず、こどもを意見表明につなげるように誘導していないか。
- ④ こどもが他の人に話さないでほしいと言った情報であっても、その情報が虐待を受けている、非行をしているなど要保護児童に該当する場合には、支援員は法律によって通告義務が課されているため、児童相談所等に通告しなければならない。また、そのこどもや第三者に危害が及ぶリスクがあるケースでは、伝えるべき場合もあるが、こどもの権利と福祉などを最優先に考え、適切に判断できているか。その場合、こどもに対して、その理由をわかりやく納得が得られるように誠実に伝えることができているか。

など、自分自身の発言や態度について、基本的な原則や考え方に照らし合わせ、確認しながら決断をして、こどもへの意見表明等支援を行うことが求められている。

但し、④の場合には、守秘義務の解除や児童相談所等への通告など、責任ある組織的判断を求められるため、すぐにSVにその状況を的確に報告した上で相談して、チームとして検討して決断することが必要である。

また、活動後、関係した複数の支援員を中心にしたグループでディスカッションを開催して、葛藤やジレンマを抱えた場面についての振り返りを行い、どう対応することが効果的だったのかなどの検討をすることが必要である。その結果を踏まえて今後の対応方針や対応フローを策定し、メンバー間で確認をして、次の活動につなげていくことが大切である。

こうした個人やチームによる振り返りは、葛藤やジレンマを抱える場面において活動を適切かつ効果的に展開していくためには、とても重要な取り組みであり、支援員の専門性・人間性を高めるための取り組みでもあり、組織力を充実強化するための取り組みでもある。

V : 活動する組織の理解

【養成編】

マニュアルにおいて、「意見表明等支援の実施は児童相談所等とは別の機関が担うことを基本として、地域の弁護士会推薦の弁護士や福祉専門職団体などの児童福祉に関わる職能団体、NPO 法人、社会的養護の当事者団体など、適切な機関に都道府県等が委託する、あるいは補助をするなどの方法を採用すべきである。(中略)

外部委託を行う場合、意見表明等支援員の所属組織では、こどもとの利益相反を避けるために自律的な運営がなされている必要がある。なお、ここでの「自律的な運営」には、具体的には組織としての運営方針の策定、組織としての意見表明等支援員の任用(採用、養成、登録/等)、配置(当該意見表明等支援員が担当する訪問先の割当てに関する事項)、人事評価などが含まれる。都道府県等には、こうした所属組織の自律的な運営を尊重し、不必要な関与を行わないよう留意する。

また、意見表明等支援員の所属組織では、特に訪問開始までの着実な準備を行う趣旨から、組織全体の事業責任者や準備・訪問日程調整等を担う職員など、複数名の担当職員がいることが望ましい。」と提言している。

1. 大分大学権利擁護教育研究センター

こうした提言を踏まえて、大分県より委託を受けて、大分大学大学院福祉健康科学研究科附属権利擁護教育研究センターで実施している「こどもアドボカシー活動」に関する事業の運営体制は次のとおりである。

(1) スタッフ体制

センター長、副センター長、スーパーバイザー、コーディネーター、事務局等の6名体制である。(なお、センター長、副センター長はスーパーバイザーを兼ねる。)

(2) 委託業務の位置づけ

大分大学大学院福祉健康科学研究科の本来業務である教育・研究と同じ位置付けで、実施している。

【参考】 大分大学大学院福祉健康科学研究科附属権利擁護教育研究センター細則

令和2年4月1日制定

令和2年福祉健康科学研究科設置準備室細則第3号

(趣旨)

第1条 この細則は、大分大学大学院福祉健康科学研究科規程（令和2年福祉健康科学研究科設置準備室規程第1号）第5条第3項の規定により、大分県をはじめとする国内を中心とした子ども及び若者の権利擁護に関する教育研究等を通し、我が国の重要課題である地域共生社会の実現に寄与することを目的として設置する、大分大学大学院福祉健康科学研究科附属権利擁護教育研究センター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(業務)

第2条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 子ども及び若者の権利擁護に関する調査・研究
- (2) 総合的及び多角的な支援の実践
- (3) 専門職及び地域住民に対する研修・啓発活動
- (4) 高度な専門性を持った人材の養成
- (5) その他センターの目的を達成するために必要な事項

(構成)

第3条 センターは、次の各号に掲げる職員をもって構成する。

- (1) センター長
- (2) センター次長
- (3) 大学院福祉健康科学研究科（以下「研究科」という。）担当の教員のうち、研究科長が指名する者
- (4) その他研究科長が必要と認める者

(センター長)

第4条 センター長は、センターの業務を掌理する。

- 2 センター長は、研究科の教授のうちから、研究科委員会の議を経て、研究科長が指名

する。

3 センター長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 欠員が生じた場合の補欠のセンター長の任期は、前任者の残任期間とする。

(センター次長)

第5条 センター次長は、センター長を補佐し、センター長が欠けたとき、又は事故があるときはその職務を代行する。

2 センター次長は、本学の教員のうちから、センター長が指名する。

3 センター次長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 欠員が生じた場合の補欠のセンター次長の任期は、前任者の残任期間とする。

(事務)

第6条 センターに関する事務は、福祉健康科学部事務部総務係において処理する。

(雑則)

第7条 この細則に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は別に定める。

附 則

この細則は、令和2年4月1日から施行する。

(3) 主な業務内容

本センターの主な業務は、前述してきたように次の通りである。

- ・意見表明等支援員の養成・研修
- ・定期訪問によるアドボカシー活動などの連絡・調整・実施
- ・関係者・関係機関との連絡・調整
- ・記録の作成・保管
- ・個人情報の管理・保管 など

6. 意見表明等支援員に対する研修

(1) 2022年度研修

2022年度は、前述のとおり、社会的養護経験者など外部講師を招聘して次のような研修を実施するとともに、子どもアドボカシーセンター福岡との交流会などを通して多くのことを学習した。

- ① 講演「社会的養護経験者の視点でみる子どもアドボケイトの価値と課題」講師 川村 涼太郎
- ② 講演「子どもアドボカシーセンター福岡の実践報告」講師 安孫子健輔

- ③ 交流会「子どもアドボカシーセンター福岡との交流会」
- ④ 社会的養護経験者とのディスカッション 講師 渡辺睦美、中村みどり
- ⑤ 講演「トラウマを抱えた子どもの理解（脳の影響を踏まえて）」講師 奥山眞紀子
- ⑥ 社会的養護経験者とのディスカッション 講演「意見表明等支援（アドボカシー）事業の円滑な実施に向けて」講師 畑山麗衣

ア. 講演・社会的養護経験者とのディスカッションの概要

(ア) 講演「社会的養護経験者の視点でみる子どもアドボケイトの価値と課題」

講師 川村涼太郎氏

社会的養護経験者の体験から「子どもアドボケイトの価値と課題」「子どもアドボケイトの大切な心構え」について講演してもらった。大切な心構えとして「子どもより先に、大人が意見を言わない」「何もかも本音だと思い込まない」「子どもとの信頼関係を築いていくのは簡単ではない」「子どもの「特別な存在」になる可能性をすべての大人がもっている」などを取り上げて説明して頂いた。

(イ) 講演「子どもアドボカシーセンター福岡の実践報告」講師 安孫子健輔氏

福岡市の子どもアドボカシー活動団体「子どもアドボカシーセンター福岡」の理事長安孫子氏より、福岡市における子どもアドボカシーの取り組みについて、写真やスライド資料を共有しながら、主に事業内容および活動概要を中心に実践報告いただいた。

実践報告を聴いて、職員を介さずにアドボケイト利用しているところに大分との違いを感じた。職員との関係性のあり方や施設に設置するボックスの使い方（鍵はアドボガが管理し直接ボックスを確認するのはアドボケイトのみ）について、大分でもできるようになればよいと思う。子どもが安心してアドボケイトと話ができる環境づくりがよいと思った。

(ウ) 社会的養護経験者とのディスカッション 講師 渡辺睦美氏、中村みどり氏

Children's Views and Voices 副代表の中村みどり氏と SOS 子どもの村 JAPAN の渡辺睦美氏から、社会的養護当事者の立場からこれまでの社会的養護の経験等を踏まえ、参加した子どもアドボケイトからの質疑応答に答える形でディスカッションを行った。

ディスカッションの中で、「どうせ私なんて」と考える人や大人に対する諦めを抱く人が多いような気がする。職員の理解をどう促すかが難しい。子どもの権利に対する理解について課題を感じている。「自分のことを自分で決めることができる権利は、17歳-18歳からでも必要。言葉と行動が一致していることが大事だと思う。子どもに対して説明する責任は大人の義務」といったコメントを頂いた。

(エ) 講演「虐待を受けた子どもの理解と意見表明」講師 奥山眞紀子氏

子ども虐待防止センターの奥山眞紀子氏より、主に「虐待を受けた子どもの理解」、「アタッチメント形成不全」、「子どものトラウマ」、「虐待を受けた子どもの意見を聴くために」の観点からご講演いただいた。アドボケイトだけではなく、児童相談所職員、

県内の児童福祉施設職員、サークル学生にも講演開催の案内を行い、多くの方が参加した。

「傾聴」から「理解」へそして「聞いてあげるから」から「聞かせてもらう」へ。子どもの目線で子どもの立場から。信頼できる大人ができれば子どもの将来へそして成長発達に影響する。子どもの「うそ」には背景があるので真剣に付き合う人がいてもいい。子どもが体験を延々と話す場合、止めると欲求不満になる場合があるので聴くことが大切である。但しその後気持ちが落ちる可能性がある場合は、職員にお願いするような対応も必要である。

(オ) 講演「意見表明等支援（アドボカシー）事業の円滑な実施に向けて」

講師 畑山麗衣氏

社会的養護経験者である特定非営利活動法人 Giving Tree（事務局・相談員 里子・ユース担当）の畑山麗衣氏より、12月に行われた「Jaspcan」で講演された「移行期にある子どもとの対話をすすめるために一当事者ユースが作成した絵本の現場での活用に向けて」の内容をもとにご講演いただいた。

アドボカシー活動において「一ヶ月間嬉しかったことも聞いてもらえるのはすごく嬉しいだろうと思います。また困ったことあったとか不安なことあったってのは、すごく本当に気持ちも含めてネガティブになっていくんですね。そこだけを取り上げ続ける必要はあまりないので、特にこうなりたいをアドボケイトさんがサポートしてくれたとか、誰か大人のサポートしてくれたっていう実感は、ケアを離れていく子たちになどにとって、すごく重要と思います。」といったコメントを頂いた。

イ. 交流会の概要

大分と福岡市で活動している子どもアドボケイト同士のオンライン交流会を開催した。それぞれの地域における取り組み内容について発表を行った。また事前にまとめた質問事項等も含め、お互いの活動状況等について、グループディスカッションのなかで共有した。

具体的には、お絵描きや折り紙など子どもとのコミュニケーションツールやアイデア、活動後の振り返りの方法や内部研修の内容、独立アドボケイトとして職員や子どもたち（小学生、中学生、高校生）それぞれどのような距離感で接しているかなどについてグループディスカッションをした。

(2) 2023年度研修

2023年度は、次のような講演、交流会を実施した。その概要は以下の通りである。

ア. 講演

(ア) 講演：こどもの「ために」からこどもと「ともに」-大分のみなさんと一緒に考え

る 講師：川瀬信一氏（内閣府参与、全国こどもアドボカシー協議会理事、一般社団法人「子どもの声からはじめよう」代表理事）

a. 子どもの声からはじめようの取り組みから見えてきた成果と課題

<こどもの視点>

成果：対話が安心感につながっている、意見を言っていることを実感、独立した立場が理解されている、秘密を守る存在としての信頼感、ケースワークへのはたらきかけ

課題：訪問時間・面談時間が短い、自ら相談できない児童への対応、プライバシーに配慮した声掛け、外国語やハンディキャップ対応、意見表明後のフォローアップ

<児童相談所の視点>

成果：子どもが話にくいことを担当者以外に話すことが出来る機会に、一時保護所の生活のしやすさ、職員が把握していないことを知りアセスメントが多角的に、ケースワーク促進のきっかけに子どもとのコミュニケーションで改善すべき点が明らかに

課題：職員への周知が不十分、担当福祉司の焦りや不全感、アドボカシー活動の見えにくさ（訪問日が土曜日のため）、表明から対応までのタイムラグ（土曜日に表明→月曜日に対応）、他児童相談所からの保護委託ケースへの対応

b. いつ子どもの声を聴くのか

- ・児童相談所に保護される時
- ・家に戻ることや親と離れて生活すること等を行政が判断するとき
- ・施設や里親家庭で生活しているとき
- ・施設や里親家庭のあとに備えるとき
- ・施設や里親家庭を離れたあと

c. 市民とともにチームで進める子どもアドボカシー

- ・市民によるアドボカシーをSV・アドバイザー（学識経験者や有資格者）が支える様々な方々による対話によって、アドボカシーの文化を築く
- ・アドボカシーはジグソーパズルのように、それぞれの立場が補完し合い子どもの声を聴くことが大切

d. なぜ第三者が話を聞くことが必要なのか

- ・専門職として、また養育者として、時に子どもの気持ちに反することをしないといけないことがある。例：注射はいや！
- ・利害関係が強いほど、本音は伝えにくい。相手を傷付けたり、関係をぎくしゃくさせたくないからだ。例：こんなこと言ったら嫌われてしまうかも。一緒にいられなくなる？私が我慢すればいい。

e. アドボカシーのジレンマとネガティブケイパビリティ

- ・「たたかれるからおうちに帰りたくない（たたかれるのは痛い。最近、どんどん強くたたかれるように。もうがまんできない）」
- ・「やっぱりおうちに帰りたい（先生や友達は味方でいてくれる。兄弟とも離れたくない。）」
- ➡相手や環境によって、伝えたいことが変化することもある。
- ・相手のことを理解したつもりになってはいけない。相手のことを理解するために声をかけ、耳を傾け続ける。
- ・帯木蓬生(2017) 『ネガティブケイパビリティ 答えの出ない事態に耐える力』
答えの出ないものに共に向き合い続ける力を

f. 早く家に帰りたい

- ・一時保護所の生活って全然慣れない。こどもは「早く家に帰りたい」とスマホもネットも使えないし、友だちとも会えない。こんなだったら、暴力や暴言をがまんしてでも「早く家に帰りたい」と言っています。
- ・「家ででの生活で心配なことはない？」と訊くと、「大丈夫」と言っています。
- ➡児童の意見：早期の家庭復帰を希望。

g. コミュニケーション氷山

- ・私たちが誰かと話しているときに発する単語や句や文は、「コミュニケーション氷山」の一角でしかない。相手の言っていることがきちんと理解されるには、氷山の水面下に隠れた部分が重要となる。
- ・モーテン・H・クリスチャンセン ニック・チェイター 『言語はこうしてうまれるー「即興する脳とジェスチャーゲーム」』
コミュニケーションは自分と相手との共同作業

(イ) 講演：これからのこども施策と人材養成 講師：自見はなこ氏（内閣府大臣政務官）

- ・成育基本法における個別政策展開について
- ・家族関係支出の推移と国際比較
- ・こども家庭庁及びこども基本法について
- ・健康に影響する社会的決定要因について
- ・ウェルビーイングについて
- ・加速化プランについて
- ・こども家庭ソーシャルワーカーについて

などについて、具体例をあげてとてもわかりやすく説得力のある内容であった。

(ウ) 講演：子どもの声を聴く際のポイント 講師：塩尻真由美氏（とちぎユースアフターケア事業協同組合 相談支援員、社会的養護経験者で3児の母）

a. 子どもの声を聞く際のポイント

- ・施設や里親の職員さんは忙しく声をかけづらいと感じていた。また、自分の入所理由など全てを知っているから「安心して話してね」と言われても怖かった。
- ・A先生は私の話を穏やかに聞いてくれて、話しているうちに重要な話になっていった。A先生の周囲の信頼できる大人に出会うことができ、少しずつ安心できるようになった。周囲の人々に自分の話をして自己開示するようになった。
- ・今活動している居場所は、家のようなマンションの一室で、何気なく声かけできるようにしている。話を聞く方法は、対面、LINE、電話などである。
- ・施設で親の面談がない子に話を聞く人が来たら、子どもは空気を壊さないように気をつけて、相手に嫌われないよう顔色を見ると思う。私はどちらがいい？と聞かれても、周囲に決められてきたから、自分で選ぶことができないから「何でもいい」となったり、質問が苦手だった。
- ・1対1で話すよりも、2対1で話す方が”まぎれる”ことができ私はいいと思う。
- ・仕事ではなくマイクになる。何か（表現活動など）をしながら話ができると良いと思う。
- ・訪問する人はできれば同じ人がいい。「私のために来てくれた」、「あなたに会いに来るよ」というのが私だったら嬉しい。

イ. 交流会

(ア) 九州地区アドボケイト交流会

表5-11 九州地区アドボケイト交流会概要

日付	内容	参加者
2023. 9. 2 14:00～16:30 トナリビト事務所 [Me:vo (みいぼ)] (熊本市内) ハイブリッド	1. 開会あいさつ 2. 各団体の紹介 (福岡、熊本、沖縄、大分) 3. グループディスカッション 4. 全体会 5. 閉会あいさつ	子どもアドボカシーセンター福岡 特定非営利活動法人おきなわ CAP センター 子どもアドボカシーセンター熊本 Me:vo (みいぼ) 大分大学権利擁護教育研究センター

a. 現地参加者からの主な感想・意見等 (一部抜粋)

- ・各地区の状況を資料や説明で知るだけでなく、ディスカッションや懇親会等、実際に集まることが重要で、それぞれの現状を確認することができて良かった。沖縄地区は、台風の時期で開催時期に配慮する必要がある。各地域の活動はバラバラで、九州地区の予算があるわけではないので、今回のようにゆるく繋がっていく交流を続けていきたい。
- ・グループ討議で、熊本では秘密の中身を、3つに分けているようで、1つ目は命に関わること、2つ目は犯罪に関わること、3つ目はスタッフの共有と決めていて、むや

みにスタッフ間で共有しないことを強調されていた。その辺りをもう少し学びたいと思った。

- ・職員の感想で、アドボケイトさんが入ることで、自分に子どもが話してもらうことを手放してみようと、いい意味でそう考えたというのが印象的だった。
- ・沖縄・福岡地区は、地域や学校、職員への説明を5,6回しているそうで、システムアドボカシーも同時に進行するのは大事だと思った。CAPさんが入っているところは学校に入っているが、大分ではなかなか難しいのかなと感じた。
- ・大分のやり方に凝り固まらずに、他の良いやり方を挑戦していきたい。1つは、アドボケイトと子どもがダイレクトにやり取りできるBOXやSNSなど、その辺を少しずつやっつけていければと思う。
- ・ディスカッションでは、4地区の方が入って交流し、それぞれの特徴を伺うことができて良かった。私の班では、行政と繋がっていくことや、子どもと直接は話してそれが実現できたかどうかを確認するところまでは経験が浅いという方がいて、そこはどうなっているのか、難しいことは多いだろうと話していた。
- ・私のグループ討議では、各地区の取組について話しました。社会的擁護の子どもに限らず、小中学校の子どもを含めて、全ての子どもに対してアドボカシーの必要性を伝えていくのが大切だよねという話になりました。アドボケイトは、学校関係者や大学生など色んな職種に属しているので、地域の取組や学校の読み聞かせなど、権利についての本を読んでみるとか、ボランティアとして子どもを関わる時に、権利について関わるような活動をしていくと、どんどん広がっていいねと話した。みんなが子どもの為に何ができるか、熱意を持ってディスカッションできたので参加して良かったと思った。

(イ) 大分県児童養護施設協議会と大分大学権利擁護教育研究センターとの意見交換会

ここでは、児童養護施設協議会（施設長、理事長、権利擁護担当職員等）からの質問や要望に対する応答などを中心に報告する。

- ・本年度でモデル事業が終了するが、次年度以降は継続できるのか質問したい。→次年度から国策となり、引き続き大学が県の事業を受託する形でセンターを継続していきます。
- ・アドボカシー活動の回数を重ねると、こどもの様子も変わってくると思う。こどもは、施設職員などの近い存在の人や、初めて会う人にはなじめないと話をするのは難しいこともある。アドボカシー活動の制度説明もまたお願いできればと思う。
- ・当日参加するこどもの人数等を、前もって確認していても「このこどもが参加するなら自分も参加する」と増えることがあり、当日人数が変わることはある。今後は直前になっても、お知らせしていこうと思う。
- ・制度説明は、年齢を分けて説明して頂いた。最近の傾向として入所期間が短くなって

おり、まだ制度説明を聞いていない子どもがいる。また、一度聞いただけで理解できるわけでないので、全体への説明を検討して頂きたい。

- アドボケイト訪問について、子どもたちは遊ぶ時間の認識が強いかもしれない。遊んで満足しているようで「まだ遊びたい」となかなか退室できないこともある。
- 特性の強い子ども、実年齢とところのズレがある等の子どもが増えていると感じている。そのような子どもに対しては、全体とは別に個別対応が必要かもしれない。毎年、年度初めに制度説明して頂けるとよいのではないか。
- 本年度は予算の関係で、アドボケイト訪問が学期毎になり、参加者が減っているように感じる。次年度の訪問日について教えて頂きたい。→県の予算の関係で、調査員の訪問できる日数が限られており、訪問数が減っている。ただし、制度説明のみであれば、調査員の方が同行しなくてよいので訪問は可能である。また、アドボケイトからセンターへ訪問数の増加を希望している。
- 同じ子どもが希望することが多くなっている。遊ぶことを「表現活動」と説明して頂き理解できたところもあるので、参加していない子どもにも説明できればと思う。職員への説明機会もあると良いと思う。→SVが同行する際は、職員へ説明します。
- 遊ぶのがメインになっている。職員と子どもに制度説明をしていただければと思う。
- 遊ぶのがメインになっている。貸し出す部屋の必要な配慮があれば教えてもらいたい。→子どもは他の人に聞かれない話もあると思うので、広い空間であれば、話が聞こえないような隅の場所を仕切ってもらえると安心して話せると思う。
- 遊びメインになって、楽しい声が聞こえてくると、私も私もと参加する子どもが増えていくことがある。子どもの人数が多くなった時に、職員が数分間入っていったが、その対応が良かったのか、配慮することがあれば教えてほしい。→子どものニーズにあわせて対応して頂ければ幸いである。
- 小学生男子の参加が継続している。ただし、宿題が終わらず、当日人数が変わることがある。特性の強い子どもがいて、話を聞いても毎回違うことがあり、何を言うのかと心配することや不安になることもあるが、先ほどの説明で話を聞くだけということでも少し安心した。
- 参加する子どもは、ほぼ同じメンバーが参加している。自分の意見を話せる子どもは、アドボケイトに参加していて、他の機会でも、どこでも話す。一方で、要望できない子は、参加することが言い出せなくて、偏りがあると感じている。→中高生の男子は特に参加してくれないが、人権双六で遊ぶなど、つながりの機会をつくることができると参加してくれる。また、子どもからアドボケイトへのアクセス方法について検討している。大分県でも目安箱の取り組みをしている施設もあるが、福岡市では目安箱が置いてあり、子どもが紙で申告して、アドボケイトが開ける仕組みがある。
- 各ユニットにポストと記入用紙を設置している。子どもたちに「(職員は) 何を書いたか絶対に見ないからね」と説明しているが、前は直前まで0人だった。「アドボ

ケイトさんて何？」というこどももいて、そのようなこどもたちに声かけして、ワークをして、楽しく参加していた。

- 施設でいつも一緒にいるのに「生活の中で話してもらえないのは悲しいなあ」と思うことがある。もし、職員に伝えた方が改善するような内容があれば、こどもに確認して、職員にフィードバックしてもらえると良いのかなと思った。→こどもと話す、職員さんの忙しい様子を見て配慮していることや、職員さんにお世話してもらったこと、楽しい経験をして嬉しい気持ちになったことを伝えてくれるこどももいる。話を聞いてもらうことで安心している。
- 遊びたいというこどもが多い。参加者は少しずつ増えている。大人への不信感があることが多いので、遊びや面談で話をすることで治療できればと考えている。
- こどもたちの心の声を聞くのはとても難しいが、モデル事業を始めたあの時点と今日では、大きく変化している。これからの方向性をどう持っていくのか、現場を見て知っていくこと、疑問を感じたら対話するこういう機会が必要だと思う。こどもと大人の考えは、信頼関係ができなければ無理である。日常のつぶやきの中で、「あの先生明日来る？」と楽しみにするような関係性ができるとうい。私はこういう機会が必要だと思っている。養育制度を熟成させていくのは、本当にこどもが主体性を持って、自ら言葉で書くことができ、大人に伝えることができること。本当の心の中の心の声を聞くのは非常に難しく、メリット、デメリットの両方の声があるので、場合によっては非常に効力が強くなり、いろんな形で出てくることになる。こどもの声を聞くことは大変重要なんだと、その聞き方と方向性をどう持っていくのかは大事で、我々職員の間で、何のためにこういうことができたのかまず理解する必要がある。その理解をもとに、その現場を見て知って、自分がそれになることが必要だ。そこからでないこの会話は出てこない。ここに不安を持ったりすることが大変まずいことだとか、我々の職場の中で一切不安は持たないということは最悪で、その中にこどもがいるわけだから、今お話が色々あったように、その方法が遊びであろうと何であろうと、何かのきっかけにそのこどもと信頼関係ができれば、ひょっとしたつぶやきの中にもこどもの心を見ることができるようではないか、私は常にそう思っている。だから、その方法のあり方は、やっぱりこどもと会いたい。もっと簡単に言うと、こどもが安全で明日来る。ものすごくそれをこどもが楽しみにしているという関係になった時には、多分これはもう成功している。だから、こどもとそういう関係作りをする中で、色々な形の出会いをする人の中に、それができる人がいたり、怒られたり、こどもの考えを非日常ではなく日常の声として知り、皆様方と一緒に努力して頂くことになった。

ウ. アドボカシー活動に関する研修会

アドボケイト1期生～候補生（3期生）を対象に、アドボカシー活動における表現活動やその他の活動の課題に対応した講演、ロールプレイを含む2日間の研修を実施し

た。以下に、研修会のプログラムと参加者からの主な感想を掲載する。

表 5-12 アドボカシー活動に関する研修会

2/11(日) 12:40-13:00	受付・資料配付
13:00-13:15	開会挨拶 相澤仁先生(権利擁護教育研究センター センター長/大分大学福祉健康科学部 教授)
13:15-14:45	「子どもの表現活動とこころの育ち」(質疑応答含めて90分間) 河野伸子先生(大分大学福祉健康科学部 教授 専門:発達心理学)
14:45-15:00	休憩・設営
15:00-17:00	表現活動におけるツールの活用(グループに分かれて時間を区切りながら、カード等を試用します)
17:00-18:00	解散・休憩時間(返信用封筒が不足している方へ配付など) 情報交換会に参加される方は、会費をスタッフまでお願いいたします。
18:00-20:00	夕食を含む情報交換会 (会場:同 講義室 会費:一般2,000円 学生1,000円) ※食事・お茶、おつまみ・飲み物を用意します(持ち込み可能)。
2/12(土) 8:40-9:00	8:30 施設全体の開館 受付・(追加資料がある場合は配付いたします)
9:00-10:00	「社会的養護経験者(里親家庭経験者)の講演」永田勝利氏(作新学院大学 4年) 講演40分後、質疑応答20分
10:00-11:50	1. ロールプレイ(各テーマ説明の後、各30分程度) ①導入しづらい子どもの導入場面 滝口真先生(大分大学福祉健康科学部 准教授) ②後日意見表明する際の流れ 相澤仁先生 2. 協議(各20分程度) ①後日意見表明する際の流れについて(ロールプレイをふまえたまとめ) ②FH訪問の際の資料について(2/12講義をふまえたまとめ) ③表現活動の中で持参する物や一人の子どもが持ち帰る物の量を限定すべきかどうか(2/11講義とツール活用をふまえたまとめ)
11:50-12:00	閉会挨拶
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>【持ち物】筆記用具、証明書(吊り下げ名札)、 情報交換会に参加する方は会費 参考資料として持参するとよいもの: 手引き(候補生は演習の紙ファイル)</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>【会場】J:COM ホルトホール大分 2階 サテライトキャンパスおおいた 講義室</p> </div> 	

a. 研修参加者の主な感想・意見等(一部抜粋)

- ・遊びが子どもの成長にどう影響するのかについてくわしく知ることができてよかったです。プレイセラピーとの違いをふまえつつ、取り入れたいと思いました。
- ・子どもが上手く表現できない気持ち(不快、さみしい)等を、言葉にする部分がすごく分かりやすかったです。ただ、最近は子どもがグズるとすぐにスマホで動画を見せて気をまぎらわせる親が多いように思います。そのくり返しでは気持ちを表せなくなりそう。
- ・日常を再認識できました。意識して子どもの心の声をくみとり表現できるサポートができ

るようになりたいと思います。

- ・アドボケイトの活動が表現活動中心になってはいけませんが、遊びを通してコミュニケーションを取り、子どもが気持ちを表現できるようなかかわりができたら良いなと思いました。
- ・子どもにとっての「遊び」がもつ意味を学ぶことができました。親子関係における愛着形成についても学習でき、ためになりました！
- ・乳幼児期のひとつひとつのかかわりが成長に大切だとは理解していたが、改めて母や家族の安定したかかわりが必要なことを理解できた。遊びの治療適機能については、認識がなかった。アドボケイト活動で、どう扱っていくのか課題である。
- ・子どもの成長と心の成長がよく理解できました。子育ての経験があるので、分かっていたことも言語化されることで、新たな学びにつながりました。プレイセラピーとは違う部分もありますが、「ただの遊び」で終わらせない工夫をしていきたい。子どもの心理的発達について詳しくご教示いただき、大変勉強になった。このような子どもの心や体に関する専門的な学びを今後も定期的にできると大変たすかります。
- ・表現活動から、子どもの話したいことを聞く方向へもっていくのが難しいなあと感じました。遊んでおわり、アドボや権利を知ってもらっておわりにならないように子どもがすっきりしておられるようにしたいです。
- ・実際に使ってみながら、子どもとのあそび方の工夫についてグループで話しあうことができ、今後の活動に生かせると思った。
- ・ただ、楽しい、だけでなく、対象年齢を考えることの大切さを実感。子どもとルールを考えてもいいかもしれないと思った。
- ・様々なゲーム、カルタを実際にやらせてもらい、これは使えるという、有効であるものを見つけられました。
- ・ツールを使うことを目的とするのではなく、コミュニケーションのツールとして、自由にルールを決めるということもいいと思った。
- ・年齢に応じたツールの活用方法が分かって良かったです。ルールはルールで守りつつ、応用しながら子どもの自由な意見を引き出せるツールとして活用したいと思います。
- ・後日の対応は未経験だったので、今後のためにRPできてよかったです。色々なパターンで考えることができ、1、2期生の経験からリアルな環境をつくることができたように思います。
- ・それぞれの役割で行ったことでアドボケイトの視点で学ぶことができた。子どもの不安がすこしでも解消できるように、意見表明につなげられたらと思います。「子ども主導」を念頭に私たちアドボケイトの役割がより理解できました。また、他の方のロールプレイを見てとても勉強になりました。他のグループの意見を聞いて、同じように感じる場面もあり、これまでの経験から改善点がみつけられました。
- ・①子どもとの距離を縮める手段はこれからも取得していきたい。②後日の意見表明につい

ては理解できた。自分は3期生なので、できれば通常の？面談をもっとロールプレイしたいとも思った。

- ・ケースワーカーへの意見表明は、今まで経験が少なかったので、今回ロールプレイとして体験することができてよかったです。実際に表明を行う際にアドボ1人であったとしても落ち着いて参加できればいいなと思います。
- ・後日訪問については、難しい対応だが、ロールプレイすることで課題がみえてきた。特に、最後に子どもに確認する点は、図や番号でわかりやすくすることで、子どもにきちんと伝わると思った。後日になりそうな時は、事前に当日の流れとアドボケイトと再度確認できることを子どもに伝えることで、安心できると思った。

7. 意見表明等支援員（アドボケイト）からのメッセージ

これまでのアドボケイト活動（一時保護所・児童福祉施設・里親・ファミリーホーム）を振り返っていただき、意見表明等支援員（アドボケイト）として会得した内容や今後の課題及び成功体験・失敗体験からの学びなどについて認めてもらった。

（1）アドボケイトって学び続けること

今年度もアドボケイトとして、子どもたちとのたくさん出合いをいただいて、ニックネームで呼んでくれる子どもも増えた。施設訪問する日は、遊びに使うグッズを用意しながら、前回の訪問時での反省を思い出し、グッズの置き方なども考える。また、チームできているアドボケイトのグッズとの組み合わせなども話し合いながら、子どもたちを待つのも楽しい。遊び希望の子どもへも、さりげなくこちらの仕事として、「こころかるた」や「今、どんな気持ち？」カードを用意して置いたり、帰り際に「今日の気持ちを教えて。」と投げかけたりしている。その問いかけに、子どもは、カードを選んで答えてくれる。「そうなんだ、教えてくれてありがとう。」と答えるが、このような気持ちを表明できる工夫が、必要だなと感じている。

また、親しくなれば情も深くなり、信頼関係が子どもと築けることは大切だが、自分がニュートラルな気持ちでいつも話を聴いているかなど、振り返りがますます重要だと思う。幸い、私たちは、ペアで面談を受けているので、その場でのお互いの振り返りやSVを含む振り返りなど丁寧にしていき、次の機会に活かしたいと思う。そして、子どもの権利意識をエンパワーしていくという気持ちをいつも忘れず、自分の達成感のための自己満足、自己存在感のためのアドボ活動ではないことを意識して生きたいと思う。

（2）できることとできないこと

子どもアドボケイトとして活動を始め2年目を迎えた。1年目は1期生とペアになり学びながらの実践であったが、今期からは同じ2期生でも初めて実践に参加するメンバーもいるためいつまでも新人ではられない。そこで私は、可能な限り積極的にアドボケイト活

動に参加しようと2年目に挑んだ。

活動場所は一時保護所や児童養護施設で、そこで様々な子どもたちとの出会いがあった。意見要望を携え最初から話をしてくれる子、アドボさんとはどんな人なのかとあえず様子をうかがいに来た子、試験の気晴らしをしたいと来てくれた子、アドボケイトはよくわからないが遊びに来てくれた子、自分ひとりでは抱えきれない想いを聞いてほしくて来た子など、当然だが面談に来た理由も話の内容も程度もそれぞれ違う。私は、アドボケイトは子どもに寄り添うマイクであることを強く意識しそれらを傾聴、遊びやリラックスする時間を求められればその時間を共有した。そのなかで、最初の意見と真に言いたいことが変わっていったり、遊びの中で本音が漏れてきたりすることも多くあった。子どもたちに共通して感じたのは、彼や彼女たちを思い動いてくれる大人は多くいるが、アドボケイトとの面談のように改めてゆっくりと向き合える時間が少ないのでは、ということだ。誤解のないように言うておくが、ここでいう子どもたちの周りの大人は、環境を整え生活を支えてくれるかけがえのない存在であることは我々アドボケイトも子どもたちも十分理解している。しているからこそ、言いづらいことであつたり、日常の他の要望に埋没してしまうことがあつたりするのだろうと推測する。

積極的なアドボケイト活動と同時に、SVの先生が用意してくださった様々な立場の方の話を講演という形で聴きアドボケイトのメンバーと共有することで、新たな知識やものの見方を知ることもできた。まだ本格的に活動に踏み切れず迷っている人には、とても頼りになる1期生とのペアから始めてみてほしいと、強く思う。

自身の今後の課題としては、アドボケイトとしてできることとできないことを再確認することである。ある子どもが、自己紹介が終わるなり自身のつらい体験を話し始めたことがあつた。非常に感情的になっておりずっと泣いていたのだが我々はただただ傾聴するしかなかった。面談後、そこまでいくと心理の領域ではないのかという話になったが、アドボケイトとしては子どもの意思で話していることを途中で止めるのもその子どもの意思に反することではないか、となった。〇〇の領域、と言われると門外漢の人間からすると非常に戸惑い躊躇するが、その子どもとは何の関係もなく何も知らない第三者、また守秘義務があるアドボケイトにただ聞いてもらうことは、決して悪いことではないように思うのだ。こういったジレンマや疑問点を常に明確にしておくことでよりよいマイクでありたい。また、今後アドボケイトの役割が変わっていく可能性も出てきた今、1期生のみなさんのように積極的にアクションを起こせない性質である自分に何ができて何ができないのかを改めて見直し、自分自身が活動を継続していく術を見つけたいと思う。

(3) 子どもアドボケイト活動の中で意識していること

子どもアドボケイト活動を初めて2年目になる。

私が子どもアドボケイト活動の中で意識していることは、子どもの気持ちを聴くこと。子どもの話を聴くために、まずはどんな気持ちなのかを知ることだと思っている。それは私た

ち大人が思う感情とは違うことがありそして、なかなか言葉にできない子どももいるからだ。私の思い込みや固定観念にとらわれないようにフラットであることを心がけている。

言葉にできない子どもや目を合わせるのが苦手な子どもはお絵かき、折り紙、ぬり絵など、その他遊びを通してのノンバーバルコミュニケーションを意識している。遊びの中で、ふっと話出すこともあるからだ。そして、この関係性が次に繋がり、自分で伝えることを選択することがある。

子どもが自分の言いたかったことをアドボケイトに話せたとき「安心した」「スッキリした」「モヤモヤが晴れた」と気持ちを伝えてくれる。

子どもが自分の気持ちや言いたいことを言える環境を守ること、そしていずれはセルフアドボカシーに繋がることを意識している。

とは言え、どうすれば良かったのか、本当にこれで良かったのか・・・といつもジレンマに陥ってしまう。陥ったとき活動後の振り返りが私にとって、とても重要で先輩アドボケイトやSVに意見、アドバイスをもらい学習させてもらっている。

先日、先輩アドボケイトからこんな話を聞いた。アドボケイトをいつでも呼べる連絡先を記したカードをお守りのように持っている子どもがいるそうだ。「話をしたいときにはいつでも聞いてくれる場所があるんだ」と、心の拠り所のような存在でいられると良いと思う。

時折、初めて面談に臨んだときのあの緊張感を思い出すことがある、今はあの時の緊張とはまた違う思いで子どもと向き合っている。これからも声なき声に耳を傾け、気持ちに寄り添っていききたい、そして学びを深めるとともに、様々な考え方にも触れてみたいと思う。

(4)「意見表明を支援する」というアドボカシーの基本原則

アドボケイトとしての活動も3年目に入り、多くの子もたちと出会うことができた。

短時間の面談であっても、子どもたちが安心して話ができ、制度や権利を知り、意見表明につながられるよう、見てすぐ理解できる簡単な絵や図を準備したり、必ず伝えなくてはならないことを、簡潔に伝えられるよう準備したりした。また、面談後は振り返りを丁寧に行い、対応の疑問点やジレンマは、チーフアドボケイト会議で意見交換した後、SV 事前会議で指導いただき、SV 会議で共有できるよう努めた。

一時保護所でかかわった子どもさんと施設で再会したとき、「〇〇（私の愛称）が来ているから話にきた。」と、面談を希望してくれた時や、退所が近い子どもさんから「もうすぐ退所なので、お礼にきた。」と言ってもらえた時など、自分なりに評価できる点もある。

しかし、訪問が増えてくると、虐待とまでは言えないものの、早急に職員に伝えて改善した方がよいと思う事案を担当したとき、子どもが言いたくないと言えば、何も伝えることができない。たとえ意見表明しても、解決に向けてアドボケイトが動くことはできず、施設の体制や職員に対して不満を募らせてしまうことがある。

そのことを言葉にしなくても、雰囲気子どもに伝わってしまうことがあるのではないかとこの助言を受け、アドボケイトは改善のために存在するのではなく、あくまでも「意見

表明を支援する」という、アドボカシーの基本原則を改めて認識することとなり、活動に慣れてきた分、基本の重要性を痛感することも少なくない。

先日、社会的養護経験者の友人から「中1で施設に入ったころ、何も信じられずに、心はズタズタで、生きることも諦めていた。これから施設勤務する人に、家庭の事情のある子の行動の裏にある内面を感じてくれる職員になってほしいことを伝えて。」と、はじめて当時の友人の思いと願いが綴られたメッセージが届いた。

また、厳しい家庭環境で育ち、両親に激しく反発してきた後輩が、アドボカシーの研修を受ける機会を得たとき、「親も完璧ではないことを、はじめて自覚でき、自己分析できたことで生きやすくなった。子どもにも、中高生時期までに、アドボカシーの精神を伝えてほしい。」と言われた。

一度限りかもしれない子どもたちとの出会いを大切に、「意見表明を支援する」という、アドボカシーの基本原則をしっかりと意識し、子どもの言葉や行動から、内面を感じられるよう真摯に向き合いたい。そして、すべての大人に、すべての子どもたちに、アドボカシーが伝わることを願い、一歩ずつ歩みを確実にしていきたい。

(5) 体験を重ねて見えてきたアドボケイト活動

子どもの気持ちや意見をきいて、それを伝えたい人に伝える役目としてアドボケイト活動をしている。

一言に『傾聴』といっても、その解釈には幅があり、ただただ子どもたちが言っていることをそのまま意見表明として伝えても、その子どもたちの思いが伝わらなければ意味がないと考えてしまう。だが、一方で、アドボケイトはただ伝書鳩のように、働かなければいけないという思いが葛藤を生んだ。

最初は、詰め込んだ知識もままならぬまま、右も左もわからない中で、アドボケイトの役目をほぼつかみきれずに、一期生のアドボケイトの皆様を見よう見まねで、訪問を重ねていたように思う。

訪問を重ねるうちに、わたしなりに理解したアドボケイトの役目は、まず、子どもたちに、

- ①気持ちを感じて表現してもらうこと
- ②子どもには権利があつて、それを主張することができるを知ってもらうこと
- ③子どもの権利とはどんなものがあるのか知ってもらうこと
- ④アドボケイトは、あなたたちの気持ちや意見や権利主張を手伝うことができることを知ってもらうこと
- ⑤子どもたちの気持ちや意見、権利主張を伝えるサポートをすること

子どもたちの役に立てる存在になれるまでに、まずその信頼関係構築のプロセスがある。

アドボケイトとして、この1年数か月、養護施設や一時保護所、里親さんのお宅への訪問を重ねてきたが、なかなか、アドボケイトとしての自覚もさることながら、信頼関係の構築への自信も持てない日が続いている。

私のアドボケイトとしての活動は、不安の連続であった。先輩方を見ていると、疑心暗鬼を繰り返しながらも、子どもたちのために何ができるか、常にアドボケイトの在り方を試行錯誤されていた。その姿に、不安だらけの私でさえ、勇気をもらってきた。不安な気持ちを聞いてくれたり、活動の中で気づいたことをシェアしてくださったからだ。

具体的に言うと、ある時、なにかとくっついてくるお子さんがいた。最後には膝に乗ってきそうな勢いだった。つい、情にほだされ抱きしめたくなる自分がいた。その場では、距離感の持ち方に気を付けないといけないことを教えられた。とあるときは、大勢の子どもと遊んでいた時、名前を覚えきれない私は、メモ用紙を取り出して、「なんてよんでほしい？」と子どもの言う呼び名をメモを取り出したとき、メモを取ることに注意を受けた。また、一時的に、遊んでいる間だけにつかうものだからねと、フォローもしていただいた。また、言葉の表現も意識するといいいという知識も教えてもらった。私は、不用意に「頭いいね」と子どもに声をかけた時、『頭』は、体を表現する言葉だから、体の部位を使った慣用語は使わない方がよいことを教えていただいた。

慣れない未知のことの多い活動の中でも、こうして周りの方々に導かれながら、私の不安は、だんだんと薄れ、皆さんと一緒に活動できることで安心が生まれ、アドボケイトとしての活動で子どもたちの未来に貢献できればと思えるようになっていく。

昨年は、県との話し合いもあり、SVの先生方のご指導もあり、経験者の方々の講演も聞けたりと、学びやコミュニケーションの機会をもらったことも活動への意欲を育て、アドボケイトの存在が明確になり、確実に活動を進めていけることに自信が持てるようになっていく。

(6) アドボケイト活動における子どもとの関係性

私がアドボケイトとして活動する上で意識していたことは、子どもに「来てくれてありがとう」という思いをしっかりと伝えることだ。現状の制度では、アドボケイトを呼ぶ際に職員の方を通す必要があり、年齢が上がり「話したいことがあるから」と来てくれる子ほど、アドボケイトとの面談への行きにくさを感じるのではないかと考える。そのため、来てくれたということに対する感謝の気持ちを伝えることを心がけた。

私が担当する一時保護所は、毎回行くメンバーが固定されているわけではないことや子どもの入れ替わりが多いことから、来てくれた子どもとの関りが一度きりになってしまうことがほとんどだった。そのため、初対面の子と、どのようにして短時間のうちに関係性を構築するのかということが課題になった。子どもと共にできる遊びや絵本を読むといった活動を最初に挟むことで、年齢が低い子どもとはある程度距離を縮めることができたのではないかと感じるが、ある程度年齢が上の子どもの場合、どのように距離を縮めていけばいいのか難しいと感じた。そのため、比較的年齢が高い子とどのように関係を構築していくのが適当なのかについて今後も考えていきたい。

また、私自身の今後の課題としては、意見表明をする際に子どもと一緒に考えどうしたい

のかを決定していくということだ。限られた時間の中で意見表明をするため、どうしても丁寧に子どもと意見の表明先や方法等について考えることができてなかったのではないかと感じる部分がある。アドボケイトはあくまでも子どものセルフアドボカシーを高めるための手段の一つであるため、時間に制限があり難しい部分もあるが、最大限「子どもが自ら考え意思決定する」というプロセスを大切にしていきたい。そのためにも、どのような方法があるのか、どのような選択肢があるのかといったことについて最低限学んでおく必要があると感じた。

(7) 一時保護所でのアドボケイト活動を通して

高めようと意識してきた専門性は、アドボケイトに話をしてくれた子どもさんの話す内容を、疑わずに素直に聞き入れることである。子どもさんの話を素直に聞き入れて、アドボケイトの存在意義であるマイクになることを徹底していた。また、子どもさんたちと短時間で距離を縮めるようにするために、遊びを通じて、悩み事が無いかを探っていた。遊びを通じて心の距離が近くなることにより、自然と自分の過去やマイナスな気持ち、プラスな気持ちについて話してくれるようになった経験もある。また、このプロセスにおいて、私は、特に、遊びだけでは終わらせないように意識していた。遊びだけで終わらせてしまうと楽しい思い出は残るが、アドボケイトとして機能していないように感じる。そのため、アドボケイトに来てくれた子どもさん自身が遊びたいと言い、遊びが始まったとしても、会話の方向性はアドボケイトに通ずることを意識していた。

また、今後の課題については、意見表明支援が行われそうな場合に、話を掘り出そうと急がないということである。意見表明支援が行われる場合、手続きを踏まないといけないため、時間制限もあることから、どんどん話を進めていこうとしてしまう傾向にあった。このことにより、子供さんたちは、「なんとなく今までとは違う」と感じてしまうこともあるのではないかと思った。そのため、急ぐことなく着実に話を聞いていく必要性があると考えた。

(8) 学生子どもアドボケイトとしての責務と課題

私が子どもアドボケイトとして活動するにあたって意識していたことは、子どもが話しやすい雰囲気作りをすることである。環境要因として部屋の雰囲気作りももちろん大事なことであるが、私は自分自身の表情や態度、声のトーン等に特に配慮をしていた。具体的に述べると、最初に出会った時の表情は笑顔で迎えること、話を聴いている時は聴いていることが子どもに伝わるように適度な相槌を打つこと、声のトーンは高くしつつも落ち着きのあるものになるように心がけていたこと等である。私は学生ということもあり、年齢が近いため話しやすいと言ってくれる子どもも中にはいた。一方で、直接言われたことはないが、もう1人のペアである大人の方にはばかり視線を合わせて話す子どももいた。その原因として、もちろん私の個人的な要素もあるだろうが、その中の1つに年齢も関係してくるのではないかと考えた。上記にある通り、学生であるが故に、子どもに安心感を与えられていない

のではないかと感じることもあり、より一層、自分自身の表情や態度、声のトーン等に気を付け、子どもが話しやすい相手になることに努めた。

また、今後の自分自身の課題については、動じない心を持つことである。今年度は昨年度と異なり、一時保護所だけでなく児童養護施設にも行かせていただいた。その中で、当然のことではあるが、一時保護所と児童養護施設に入所している子どもの悩みが大きく異なっていると感じる事が多くあった。そして、児童養護施設内部での人間関係や性的指向等、多くの悩みを聞く中で、私自身がその悩みの大きさや深刻さ等に動じてしまう瞬間があった。話を聴いている側が動じてしまうと、子どもに安心感を与えることが出来ないのはもちろん、不信感を与えてしまうことにつながりかねない。したがって、どんな時も動じない心が子どもアドボケイトには必要であり、私の今後の課題である。

(9) 環境によって左右されることなく子どもの可能性を広げたい

子どもアドボケイトとしての直接的な活動は数回であったが、直接的な関わりだけでなくアドボケイト仲間の方々の考えを聞いたり会議の中で聴講したりすることで施設や保護所のあり方、そしてそこにいる子どもたちについて多くの学びを得られた。保護所や施設などで過ごす子どもたちの多くは、現状を知ったり、思いを伝えたりする選択肢が少ない。我慢することと諦めることは違う。子どもは、自分の願いがいつか叶うと知っているとい我慢、努力ができる。子どもアドボケイトは限られた活動の中で、子どもの中に生まれた願いを声にするサポートをすることで、子どもが自分自身を諦めない存在になれるのだ。

子どもは可能性のかたまりである。すべての子どもに平等に可能性を広げるチャンスがあるのだ。保護所や施設にいる子どもたちも同じである。子どもアドボケイトの活動は、子どもの小さな願いをマイクのかわりとなって届ける。

私自身はキッズコーチングという仕事やしつもんメンタルトレーナーとしての日々の仕事を通して、子どもや子どもと関わる大人に常にどうありたいか、どうすればできるのかと問いかけ、気づきを引き出している。その答えは経験したことや知っていることの中に存在する。アドボケイト活動で会う子どもたち自身に、自分の長所や個性を知って大切にしてほしいと願っている。短い時間の中で、私がコーチとして唯一できることは“承認すること”である。アドボケイトとして接する中で出てきた子どもの思いや個性を承認することで、子どもの中により良い気づきが生まれることを願っている。

課題は、仕事柄、解決思考を用いた問いかけをしそうになるが、それはアドボケイトの範疇ではないと思われるので、そのような問いをしないよう気をつけている。

子どもアドボケイト活動がもっと浸透すると、施設や保護所の子どもたちもそうでない子どもたちも、自分の願いを声に出せるようになる。その権利が当たり前を守られるようになれば、環境に左右されることなく子どもの可能性は広がり続けるのである。

(10) マイクになる難しさ

活動を重ねるなかで、真剣に子どもの気持ちや願いに寄り添っているつもりでも、果たして“本当に”子どもが伝えたい、言葉にならない気持ちや声が聴けているのだろうか？理解に近づけているのだろうか？自分は雑音を入れることなくマイクになれているのだろうか？また、子どもの抱えている背景や特性に実は必要な配慮等があるのであれば、一瞬一瞬の対応が本人にとって適切なのだろうか？等悩むことが増えてきた。そして意見表明の有無に関わらず、その後、本人が本当に「伝えたいことが伝えられた。」「話してよかった。」等と思っているのだろうか？アドボケイトとして次に考えるべき事は？等フィードバックのシステムに難題も感じながら、正誤不明の反省やジレンマ等に苛まれる事も多かった。

自己覚知の必要性・重要性についても実感しており、例えば「傾聴」は 真摯な姿勢で聴かせていただく基本だと思うが、例えば共感力が高いことはデメリットにもなり、子どもの“言葉”や“非言語コミュニケーション”から本人の気持ち以上の気持ちを強く察したり受け取ってしまい無意識に子どもの喜怒哀楽の感情を誤認したりコントロールしてしまう危険性があり、またアドボケイト自らが感情を大きく揺さぶられ続ける状況に陥り共感疲労の蓄積だけでなく認識や対応を誤る危険性がおおいにあることも感じている。こうした懸念やジレンマ等が完全に都度消えることは難しいが、じっと待ち・信じ・諦めず・耐える力をつけながらも、個人で抱え込まずSVを受けながらにチーム内で振り返り課題を見極め共有し、皆で建設的に意見交換し考察を深め活動の推進に努めたいと思う。

今後は更に様々な研修等に積極的に参加させていただきながら知識や理解を深め、情報や書籍からも真のアドボケイトの専門性を学び実践に活かしていきたい。

子ども達には、内なる力と大切な権利があるからだ。

自身の理想とする人間性の要素は、愛・寛容・親切・誠実・自制等だと考えているが、更に知恵・対話能力の向上が自身の今後の大きな課題である。

(11) 成功体験、失敗体験、Aからの学び

こどもが、不定期に訪問するアドボケイトと、安心して頼れると思える関係になるには、時間が必要になるが、それをサポートしてくれる表現活動がある。

はじめてのファミリーホームの訪問で、年齢差のあるこどもたちを2グループに分け、私は小学校低学年3人と活動することになった。

動画から入り、アドボクイズ、どちらがすき？、きもちカード（いま、どんなきもち？）と、進めていこうとするも、Aはすべて最初にしたと強く要求し、なかなか次に譲らず、けんかがはじまり、ついに他のこどもが部屋を出て、養父に報告にいくという状況になってしまった。何とかみんなで集中できる遊びで、時間を稼いだが、大失敗である。

4ヶ月後再訪問するにあたり、Aが順番や物に固執せず、権利や気持ちを学べるグッズとして、権利すごろく（子どものけんり なんでもやねん！すごろく）を選んだ。低学年でも理解できるように、「子どもの権利条約」をわかりやすい言葉にしたり、すごろくやピンを大

きくしたりし、「なんでやねん」のカードは、活動の中で、子どもたちに書いてもらうことにした。

導入に絵本「ころべばいいのに」(ヨシタケシンスケ)を読み聞かせ、「なんでやねん」と思ったことを書いてもらおうと、3人共に内緒にしてほしい内容を書き、私に折りたたんで渡してきた。ゲームでは「なんでやねん!」と大声で叫ぶことだけになったが、けんかになることもなく、「なるほど!」「なんでやねん!」のかけ声で、気持ちがまとまり、子どもの権利を学べた活動になった。次回は、子どもたちが書いてくれた内緒の話から、個人面談や意見表明できることに、つなげていけるのではないかと、ヒントももらえた。

ファミリーホームでは、アドボケイトの役割を、子どもたちに理解してもらうことは難しい環境にあるが、表現活動を工夫することで、少しずつ進めていきたいと思う。

(12) 学生がアドボケイト活動に参加する意義

私は、学生として子どもたちの意見表明をお手伝いしている。基本的にアドボケイトは大半の人が、社会人であり、学生で活動している人は少ない。そのような中で、学生がアドボケイト活動に加わる意義について考察していく。

まず、子どもからした学生アドボケイトが活動するメリットは、やはり年齢が近いため、話しやすさがあることだと考える。面談に来る子どもは、自分が好むゲームや歌手、キャラクターの話をするところがあるが、その際、学生は子どもとの年が近いため、分かる部分も多い。そのため、子どもも自分が話したいこと(好きな物、こと)を話して共感してくれる相手がいるため、アドボケイトに対する警戒心も溶け、何か話したいことがあったらアドボケイトさんに相談しようという子どもとの関係づくりの面で貢献できるのではないかと考える。

次に、学生が子どもアドボケイト活動に参加することは、子どものために社会に向けた活動を学生のうちからできることであると考え。学生は、一時保護所や施設などの社会的養護の状態にある子どもと関わる機会はアルバイトなどで自分から求めようとするれば、あるだろうが、そこでも、実際に子どもの誰かに相談したい悩みは聞くことができないだろう。

なぜなら、アルバイトやボランティアという形であれば、子どもたちから悩みを聞くことができ、秘密にしてねと言われても、雇用主や依頼主がいるため、施設の職員さんに報告する義務が生じてくるからである。そのことを子どもも把握しているため、職員さんと大学生はつながっているから悩みを相談するのはやめておこうかなという思考になる子どももいるであろう。そのため、施設の職員さんとは違う第3の支援者として、アドボケイトが介入することで、子どもたちが抱えている気持ちや考えを聞き、職員さんたちにも子どもが話した内容は子どもに確認してからでないと話してはいけないとあらかじめ決まっているため、裏切る形にもならず、子どものために何か活動ができているという達成感にもつながる。

この子どもの生の声を聴いて、意見表明のお手伝いをするというアドボケイト活動は大学生にとって本当に貴重な経験である。この支援の現場を経験することで、卒業後、支援者

となった際にも子どもの権利について注意しながら関わることができ、自信につながるのではないかと考える。

以上が私が考える学生がアドボケイト活動に参加する意義である。

(13) 「あなたの意見を尊重するよ、大切にするよ」という姿勢を見せる

他のアドボケイトに伝えたいことではありませんが、活動を行っている際に少し気になっていることについて書かせていただきます。

アドボケイト利用経験のある子どもとの面談についてです。私は一時保護所にしか行ったことがないので、他でのことについてはわかりませんが、一時保護所では、アドボケイト側がどうペアを組んでどの子どもと面談を行うのかを決めます。面談予定の子が以前アドボケイトを利用した際に面談を担当したアドボケイトがその場にいたときに、一期一会の関係だからとその子どもと面談をしたことがない別のアドボケイトが面談を担当するという場面がありました。

もし、面談予定の子と話しをしたことがあるアドボケイトがいるのであれば、継続して同じアドボケイトに来てもらうか、別のアドボケイトに来てもらうのかを子どもに決めてもらうことができたら良いのではないかと考えます。なぜなら、前回の話の内容とつながっている（つながりがある）ことについて話をしたいときに、アドボケイトが変わってしまうと1から話しをしないといけないことになり、子どもの負担が増えてしまうのではないかと考えるからです。また、子どもによって、はじめてあった人の方が話しやすいと感じる子もいれば、ある程度話をしてみて、自分が信頼できると思えた人の方が話しやすいと感じる子もいると思います。毎回前回と同じアドボケイトがいるとは限りませんが、もし面談をしたことがあるアドボケイトがいる場合には子ども側に同じアドボケイトと面談を行うかどうかの選択権があるといいなと思いました。

次に、アドボケイトサークルで作成したアドボケイト紹介用の掲示についてです。各訪問施設にあると思いますが、アドボケイトの紹介をするだけでなく、各アドボケイトの写真やプロフィールと掲示しているのであれば、子どもの希望するアドボケイトと面談ができるようになるとより良いのではないかと考えます。ただし、アドボケイトを希望できるようにすると、一部の人に希望が偏ってしまうことも考えられるため、あまり現実的ではないのかもしれません。

アドボケイトは子どもの意見表明を支援する役割を担っているからこそ、面談がはじまる前から「あなたの意見を尊重するよ、大切にするよ」という姿勢を見せることで子どもたちの安心感や信頼度合いが変わってくるのではないのでしょうか。

(14) 子どもアドボケイト活動における成功体験、失敗体験

まだ、アドボケイトとしての活動を始めたばかりのためにまだ面談回数は少ないものの、面談ごとに学びや気づきがあるのを感じます。

毎回、面談が終わって面談室から退出する子どもの顔が入室時と比べると良い表情であることを感じます。「話したい内容を聞いてもらって気持ちがすっきりした」や、「折り紙やお絵かきなどをしながら話ができただけから楽しかった」と面談をした子どもからの発言がみられるとうれしい気持ちとなります。

失敗体験としては、面談希望のこどもより「友達に悪口を言われて嫌な気持ちになっている」と言われ、経験の浅い私は面談をしながらどうしたらよいのかわからなくなりました。ベテランのペアアドボケイトさんが聞き取りを続け、それは以前の話であり、現在の内容ではないことや現在は安心して快適に生活していることを確認していました。

時系列や登場人物、経緯などを順序だてて話すことが難しい場合もあるために、子どもの話したい内容を聞きながら話の整理をしたり不足している情報を確認して補いながら、話の内容を把握することが大切であることを学びました。また、最後に「アドボケイトは、来週も来るよ。(来月も来るよ)。アドボケイトさんは変わるかもしれないけど、聞いてほしいことがあるならば聞くよ」ということを毎回伝えることも重要であることに気づきました。

まだ面談回数が少なくこれから経験を積んでいく状態ではありますが、今後も継続して活動に参加していきたいと思っています。

(15) 初めての展開に戸惑い悩んだ例

A 養護施設の定期訪問時に小学校中学年男児と面談する機会がありました。男児は入室すると声掛けには応じず暫く落ち着きなく部屋を歩き回った後にやっと、「何でも話していいって本当？」と言いき、実は嫌なことがあると話し始めましたが、話をするのは苦手な様で、どういう内容か一つ一つ確認しながら聴かせていただきました。その状況は彼にとってとても辛い・悲しい内容で、迷った末、自分を知る職員にお願いしたいことがあるとのことで、“伝えたいことの確認書”に記載してもらうことになりました。一生懸命に気持ちを書き終えた後は、“自分で話しても多分ダメだと思うからアドボケイトに自分の代わりに伝えて欲しい”との強い要望があり、本人退室後に希望通り その子を知る職員にお越しいただき確認書に沿って代弁することになりました。

お越しくくださった職員には 本人と打ち合わせた通り確認書記載に沿って代弁させていただいたのですが、その方は一読されると、この要望に対応することはできないと言われ、用紙を少し遠くに置かれ、本人に多々課題があること等対応できかねる理由を話されました。私達はただ、その子どもさんの気持ちを受け止めていただき、何らかの返答を本人にお返しいただきたい旨をお願いしたのですが、その方は気分を害されたまま退室して行かれた様に見受けられました。その後、都度 SV に相談することは勿論ですが、面談内容によっては施設担当の職員の方にも同席していただくことになりました。子どもの意見・意向に寄り添い、その内容が確かに伝えたい相手の方へ届く為に気持ちも言葉も尽くしていたつもりでしたが、同時に職員の方のご苦労やお考えに触れる機会にもなり、難しさを痛感しました。

(16) 感激し一緒に喜び合った事例

B 児童養護施設の定期訪問時に小学校高学年男児と面談する機会があり、意見表明がありました。何ヶ月もどうしても納得できずムカついてモヤモヤしていることがあり、児童相談所で相談したら「アドボケイトさんにも話してみたら？」と言われたので、来てくれるのをずっと待っていました、とのことでした。事情によりその日の対応叶わず後日意見表明となり、本人は「いつでもよい。」と記載してくれてはいましたが、暫く日数が空いてしまったことで私は申し訳ない気持ちと我慢し続けているであろうことがとても心配でした。

しかし当日、彼は、伝えたい職員を前に「せつかく来てくれたのにごめんなさい。もう気持ちが変わったので、このことは無くていいです。」と意見表明を取り下げました。

その後、実は前回怖くて絶対言えないと言っていた職員に勇気を出して自分から話しかけただけでなく、その方が思いがけず「やっと話してくれたね、待ってたよ。」と言ってくれたとのことで、びっくりした気持ち・とても嬉しかった気持ちや、その後も解決に向けて話し合いができ、解決し、すっきりしていることを大きな声で元気に話してくれました。

「自分でも俺ってすげえなと思った。うん、やっぱ人に話をするって大事なんやなあってホントわかったわ！」と前回と全く違う自信に溢れた笑顔で近況も聴かせてくれました。ひたすら「すごいなあ。よかったなあ。安心したなあ。」等と時間いっぱい一緒に喜び合いました。

終話の際に言ってくれた言葉は、「次はいつ来るん？アドボケイトさん達に来る日が決まったらすぐわかるから、その日は宿題最速で終わらせて、俺絶対来る。俺ずっと毎回来るから！」でした。

8. スーパーバイザーの養成・確保

意見表明等支援事業は緒に就いたばかりであり、先駆的に実践をはじめた活動団体であっても、トータルしてまるまる3年間（約1000日間）実践を積んだアドボケイトはいないのが現状である。また、活動場所においても、一時保護所、児童養護施設が中心であり、里親・ファミリーホーム、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害児施設などを対象に含めて活動している団体は少ないのが実状である。

また、我が国においては、学識経験者であっても海外を中心とした制度的な研究を専門としている者はいるものの、独立アドボケイトとして団体に身を置いて、多年にわたり実践経験を積み上げながら実践研究をしてきたものはおらず、その効果などエビデンスに基づいた実践研究の成果も積みあがっていないに等しいのが現状である。

さらに、意見表明等支援の対象である社会的養護のもとで生活をしているこどもや一時保護されたこどもは、小児期逆境体験をもっているものが多く、特に一時保護されたばかりのこどもは、分離不安、見捨てられ不安、見通しのもてない不安、適応に対する不安など様々な不安を抱えている場合が少なくない。

このような状態にあるこどもと向き合う意見表明等支援員は心の安定を図った上でアド

ボカシー活動を行うことが必要であり、そのためには、実践場面で適切なスーパービジョン（以下 SV）のできるスーパーバイザーの存在が重要となる。

本センターでは、スタッフがその役割を担わせてもらっている。スーパーバイザーが可能な限り実践現場に同行し意見表明等支援員に寄り添うように努めているが、スーパーバイザーの存在は、意見表明等支援員にとって、バックアップ体制そのものである。スーパーバイザーは現場の活動にコミットする中で、具体的に SV を行っており、実践を通してその力量形成を図っている。

また、意見表明等支援員は、遊びなどの表現活動場面での表情や態度、非言語的コミュニケーションによる意見（views）表出を、注意深く観察し、そのこどもの表現から見えてくる不自然さ、イライラ感、もやもや感などを読み取ることが要求されているのである。

そうした気づきのセンスを形成してもらうことが大切であり、意見表明等支援員が、5感などをフル活用してこどもの様子を観察し、特に何かを感じた時などにナチュラルにこどものコミュニケーションを図れるようにサポートすることも大切であり、その点がスーパーバイザーに求められている専門性といえる。

また、こどもがコミュニケーションをとるまで、あせらずにじっくりと待つことも重要である。適切なタイミングでうなずきや身振りを使い、こどもが自分の思いや感情を表現しやすい環境をつくりながら、こどもが自分のペースで話すことができるように配慮することも大切である。そうした態度が養われるように支援することもスーパーバイザーには求められている。

さらに、意見表明等支援員のジレンマや葛藤として、一様に示される内容が、ニュートラルやフラットな態度でこどもの話を積極的に聴くことの難しさである。意見表明等支援員に求められていることは、こどもの話に対して適切な反応を示し、理解を確認するために質問を行うが、自分の意見や判断を押し付けることはしないこと。こどもが話す内容に対して、肯定的な評価や否定的なジャッジメントをせずに、こどもの話をただ素直に聴くだけでなく、理解しようとする姿勢を示すことである。ところが多くの意見表明等支援員は、「自分の考えを伝えたい」「思わず評価をしてしまった」「良くないと思った感情を表情に出してしまった」などの体験をもっている。こうした言動を表出せずに、自分の価値観や期待をこどもに押し付けず、こどもの意見や感情そのものを尊重することができるようにサポートすることもスーパーバイザーには求められている。

センターでは、意見表明等支援員が、このような人間性・専門性を形成できるように、活動後に「ふりかえり」の時間をつくり、活動についてのピア・スーパービジョンやスタッフが参加してのスーパービジョンを実施して、相互の力量形成を図っている。

また、月例で定例会を開催して、前述した通り、意見表明等支援員から出されたジレンマや葛藤、あるいは疑問などについて、グループディスカッションなどを通して検討し、メンバー相互の力量形成を図っている。

さらには、児童相談所や児童福祉施設の関係者との会議を開催して、相互の立場を尊重し

た連携のあり方などについて協議して相互理解を図っている。また、児童相談所職員に対する定期的な研修をはじめ、定期的な施設訪問をした際に新人職員に対する意見表明等支援事業などを理解するための講義や研修を行っており、職員からの疑問や質問に答えたりしながら、職員の理解促進や連携強化を図るとともに、こうした取り組みを通してスーパーバイザーとしての力量形成を図っている。

スーパーバイザーであるスタッフには、研修が必要であり、団体としてNPO法人全国子どもアドボカシー協議会に加入して、開催される交流会やセミナーなどに積極的に参加している。また、関連する学会などが開催する大会などに参加して、発表などを通して、力量形成を図っている。

現在、スーパーバイザーであるスタッフは3人いるが、子ども家庭福祉、障害福祉、福祉心理学とそれぞれ専門領域が異なっており、相互に課題共有を通して、協力しながら実施している。

以上のようにこれからのアドボケイト活動の拡充においてはスーパーバイザーの養成・育成は中心的課題の一つであり、アドボケイトの質的担保にも影響されることからスーパービジョンに特化した研修プログラムの開発も求められてこよう。

9. 子ども権利擁護調査員の確保・研修

子ども権利擁護調査員は、子どもからの意見表明に適時適切な対応のため、子どもが被包感や安心感、あるいは受け止められているという思いを抱いてもらえるように、子どもから確認書などによって表明された意見内容や面談のしかたなどについて、子どもからヒアリングし、その内容を的確に理解しているかなどについて丁寧に確認しながら進めていくことが求められている。

その上で、子どもの意見表明の相手と連絡を取り、その相手に子どもの意見内容について伝えて、子どもとの面談の日程調整をすることになる。

その際に、大切なことは、子どもの意見がどのような内容であっても、その子どもにとってはとても重要なことであって、できる限り子どもが納得感を得られるように、丁寧かつ迅速に対応してもらいたいことを、子どもの立場に立って伝えることである。

そして、子どもとその相手との面談にあたっては、まず子どもに伝える意見内容と、意見表明等支援員との面談希望について確認することや、スムーズなコミュニケーションが図られるようにその場の環境づくりを行い、和やかな雰囲気の中で話し合いを展開するよう配慮することが求められている。

特に子ども自身が勇気をもって、意見表明を発したが、不十分な対応や後回しにされる経験からは、失望感や喪失感を覚えることになる。従来抱えている各自固有の問題について意見表明したばかりに二重の困惑や失望を抱くことにもなりかねない。その意味からも子どもに意見表明をして良かったと思ってもらえるようにディスカッションを展開し、自尊心や自己肯定感などを育めるように最後まで丁寧に対応することが大切である。そのため

にも、アドボケイト研修の受講はもとより、子ども権利擁護調査員に対する研修を実施することが必要である。

子ども権利擁護調査員は、このような専門的な調整を行うことが求められており、児童福祉審議会に関する制度や意見表明等支援事業など子ども家庭福祉分野に精通しているとともに、公平中立に調査や調整を実施することのできる資質と専門性を身につけた異なる資格・経験を有する人材を常勤で複数確保することが必要である。これについては前述したガイドラインでも同様な提言をしている。

(相澤 仁・飯田法子・滝口 真)

第6章 アドボカシーサークル活動

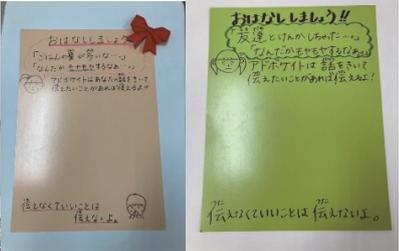
学内に 2021 年度の 10 月より、学生アドボケイトをメンバーとして、子どもアドボカシー活動のためのツールの作成など、具体的な活動を通して子どもアドボカシー活動について理解を深めるとともに、和やかで気軽に参加できる雰囲気の中で、メンバー間の交流を通して関係性を構築することなどを目的としたサークルを設置して、活動を開始した。

1. サークル活動の経緯

(1) 2021 年度

表 6-1 2021 年度 子どもアドボカシーサークル活動

回	日程	活動概要
1	2021.10.4	1. 開催日時について 2. サークル名称について → 「子どもアドボケイトサークル」 3. 活動内容について 4. その他 ①サークルのリーフレットづくり ②議事録作成者の選出
2	2021.10.21	1. 学生記録シート記入 2. 自己紹介 学年・氏名、サークル加入動機、趣味・特技 自己PR、サークルへの希望 活動に対する思い（4年生のみ） 3. 4年生による一時保護所のロールプレイング
3	2021.11.4	1. ポスター作りの解説 2. 自己紹介カード制作の練習 3. 縮小版ポスターレイアウトの作成 4. ポスターレイアウトに色付け 5. 権利擁護カードの内容確認
4	2021.11.25	ポスター作り 
5	2021.12.9	1. ポスター作り

		 
6	2021. 12. 9	<p>1. ポスター作り</p>  

(2) 2022 年度

ア. 大分大学アドボカシーサークル活動概要 (2022 年度)

表 6-2 2022 年度 子どもアドボカシーサークル活動

日時	活動・行事等	内容
2022. 4. 21 13:10～ (大分大学)	第 1 回子どもアドボカシーサークル (ミーティング)	<ol style="list-style-type: none"> 挨拶 (相澤先生) 子どもと児童福祉審議会委員との交流会について(案内) 今年度の活動予定案について グループディスカッション
2022. 5. 12 13:10～ (大分大学)	第 2 回子どもアドボカシーサークル (ミーティング)	<ol style="list-style-type: none"> 挨拶 (相澤先生) 活動内容について (提案: アドボ新聞作成等) 検討事項 (サークル生の連絡体制について) その他 (サークル活動体験等)
2022. 6. 2 13:10～ (大分大学)	第 3 回子どもアドボカシーサークル (ミーティング)	<ol style="list-style-type: none"> 挨拶 (相澤先生) 検討事項に関するディスカッション <ol style="list-style-type: none"> サークル活動の運営主体について サークル部長・副部長等の役員選出 サークルで活動したい事について
2022. 6. 9 13:10～	第 4 回子どもアドボカシーサークル	<ol style="list-style-type: none"> サークル内の連絡体制について (LINE グループの作成)

(大分大学)	(ミーティング)	<ul style="list-style-type: none"> 2. 役員決め 3. サークル活動でしたいこと 4. 自己紹介・アイスブレイク 5. 権利すごろく・気持ちカードで遊ぶ
2022. 6. 23 13:10～ (大分大学)	第5回子どもアドボカシーサークル	<ul style="list-style-type: none"> 1. 講義 (吉田研究支援者) 「児童養護施設・一時保護所・児童自立支援施設・児童心理治療施設について」 2. 検討事項に関するディスカッション <ul style="list-style-type: none"> (1) サークル活動の時間設定について (2) 児童福祉審議会の紹介動画作成について
2022. 6. 30 13:10～ (大分大学)	第6回子どもアドボカシーサークル	「子どもと児童福祉審議委員との交流会」で上映する動画作成に関する話し合い
2022. 7. 7 13:10～ (大分大学)	第7回子どもアドボカシーサークル	<p>動画作成 (撮影)</p> <p>タイトル「児福審ってなあに？」</p>
2022. 7. 15 13:10～ (大分大学)	第8回子どもアドボカシーサークル	動画作成 (撮影)
2022. 7. 21 13:10～ (大分大学)	第9回子どもアドボカシーサークル	動画作成 (撮影)
2022. 7. 28 13:10～ (大分大学)	第10回子どもアドボカシーサークル	動画作成 (撮影および編集)
2022. 9. 23 16:00～ (大分大学)	SV 研修会への参加 (希望者のみ)	9月SV会議で企画された「社会的養護経験者とのディスカッション (講師:中山みどりさん・渡辺睦美さん)
2022. 10. 20 10:40～	第11回子どもアドボカシーサークル	<ul style="list-style-type: none"> 1. 後期の活動予定について等 <ul style="list-style-type: none"> (1) 動画視聴 (2) 製作内容とスケジュールについて 2. 絵葉書作成 3. 連絡事項 <ul style="list-style-type: none"> (1) 11/19 奥山真紀子さんの講演 (2) 11/23 子どもと児童福祉審議会委員との交

		流会（作成した動画が上映される予定）
2022. 10. 27 10:40～	第12回子どもアドボカシーサークル	制作活動（子どもに送る絵葉書）
2022. 11. 17 10:40～	第13回子どもアドボカシーサークル	製作活動(11/23 子どもと児童福審議会委員との交流会に飾る掲示物作成)
2022. 11. 23	「子どもと児童福祉審議会委員との交流会」 (希望者のみ)	「子どもと児童福祉審議会委員との交流会」の運営補助等
2022. 12. 15 10:40～	第14回子どもアドボカシーサークル	1. アドボ新聞製作の構成を考える 2. 絵葉書製作活動
2022. 12. 22 10:40～	第15回子どもアドボカシーサークル	1. アドボ新聞製作担当割り 2. 絵葉書製作活動
2023. 1. 26 10:40～	第16回子どもアドボカシーサークル	活動のまとめ（アドボ新聞記事・絵葉書編集）
2023. 3. 15 18:30～	SV 会議への参加（講演会）（希望者のみ）	講師:畑山麗衣さん(特定非営利活動法人 Giving Tree（事務局・相談員 里子・ユース担当）
2023. 3. 17	施設訪問 (希望者のみ)	作成したアドボ新聞と絵葉書を児童養護施設に届ける（別府：「光の園」訪問）



写真6-1 ミーティングの様子



写真6-2 「児福審ってなあに」の撮影場面



写真6-3 「児福審ってなあに」撮影準備



写真6-4 「児福審ってなあに」出演者



写真 6-5 サークル学生のみなさん



写真 6-6 交流会当日の準備



写真 6-7 「見福審ってなあとに」ポスター



写真 6-8 アドボケイトポスター1



写真 6-9 アドボケイトポスター2

イ. あどぼだより

今年度のサークル活動は、11月に行われた「子どもと児童福祉審議会委員との交流会」に向けて、児童福祉審議会の紹介動画と子どもアドボカシー活動の周知・啓発活動の一つとして、子どもたち向けの「子どもアドボカシー新聞（名称：「あどぼだより）」の製作活動を中心に行った。その他、子どもアドボケイトの活動をより身近に知ってもらうために絵葉書やポスター等も作成し、県内の児童養護施設に配布した。



写真6-10 子どもアドボカシー新聞（名称：「あどぼだより）」

(2) 2023年度

表6-3 2023年度 アドボカシーサークル活動の記録（会場：大分大学）

回	日時/参加者	活動内容
1	2023年4月19日2限	<ol style="list-style-type: none"> 1. グループに分かれて自己紹介 2. アドボケイト新聞の確認 3. 今年度サークルで行ってみたい活動について検討
2	2023年4月26日2限	<ol style="list-style-type: none"> 1. 活動日程の報告 <ul style="list-style-type: none"> ・6月まで水曜2限で開催、その後は再調整。 ・6月7・21日アドボケイト吉田由美子先生の講演、事前課題（社会的養護、子どもの権利、子どもアドボカシー） 2. 今後の活動内容を検討 <ul style="list-style-type: none"> ・遊び道具と紙芝居の作成 3. LINE登録（学生間の連絡用）

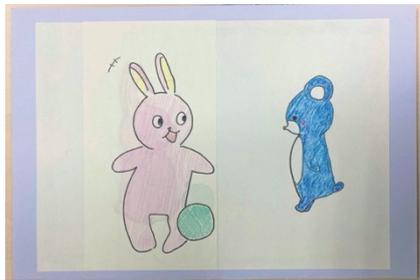
3	2023年5月10日2限	<p>1. 既存の遊び道具、紙芝居の紹介</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部長がきもちカード、こころかるた、紙芝居を紹介 ・希望するグループを検討し2グループに分かれた。 <p>2. グループに分かれて構想を練る時間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遊び道具、紙芝居を確認し、気づいた点を意見交換 ・次回の作業に必要な文具を確認
4	2023年5月17日2限	<p>1. 遊び道具、紙芝居案の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遊び道具と紙芝居作成グループに分かれて作業した。
5	2023年5月24日2限	<p>1. 遊び道具、紙芝居案の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遊び道具と紙芝居2グループに分かれて作業した。 <p>2. 養成研修会のチラシを配付</p>
6	2023年5月31日2限	<p>1. 遊び道具、紙芝居案の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遊び道具と紙芝居2グループに分かれて作業した。 <p>2. 養成研修会のチラシを配付</p>
7	2023年6月7日2限	<p>1. 「社会的養護施設について学ぶ～大分県の子どもアドボケイトが活動する現場を中心に～」大分県ヤングケアラー専門アドバイザー 吉田由美子講師</p> <p>学年混合グループで傾聴のロールプレイを行った。</p>
		 <p>写真 講演の様子</p>
		 <p>写真 ロールプレイの様子</p>
8	2023年6月14日2限	<p>1. 遊び道具、紙芝居案の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・紙芝居グループでキャラクターを思案していたところ、相澤先生から「聞くゾウ」の紹介があり、学生たちが気に入って活動のキャラクターとして採用した。 <p>2. メーリングリスト作成の準備（学生-教職員間の連絡用）</p>
9	2023年6月21日2限	<p>1. 「子どもアドボケイトのロールプレイ演習」大分県ヤングケアラー専門アドバイザー 吉田由美子講師</p> <p>2. 7/27(木)川瀬信一さんによる講演を案内</p> <p>3. 次回以降の日程調整</p> <ul style="list-style-type: none"> ・来週から水曜2限と、木曜2,4限に開催する。
10	2023年6月28日2限	<p>1. 遊び道具作り</p> <p>2. 大学開放イベント（11/5）の説明と展示の検討</p>

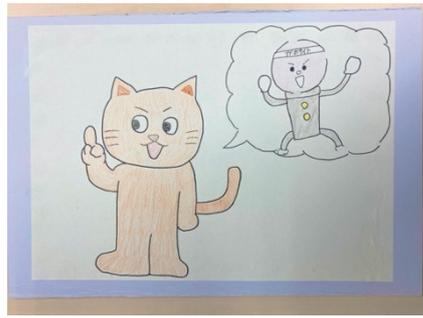
		<ul style="list-style-type: none"> ・アドボだよりや「児福審ってなあに？」の動画、現在作成している遊び道具の写真などを紹介する。
11	2023年7月6日2限	1. 遊び道具作り <ul style="list-style-type: none"> ・子どもとの関係づくり、子どもへのアドボケイトの紹介のため
12	2023年7月12日2限	1. 遊び道具、紙芝居案の作成 2. 開放イベント（11/5）の打合せ
13	2023年7月20日2限	1. 遊び道具、紙芝居案の作成
14	2023年10月19日4限	1. 遊び道具、紙芝居案の作成
15	2023年10月24日2限	1. 遊び道具の作成 <ul style="list-style-type: none"> ・遊び道具の作成状況を確認して、作成中のカードに縁取り等の色塗りをした。
16	2023年11月2日4限	1. 開放イベントの会場設営  写真 動画視聴と展示スペースの設営
17	2023年11月7日2限	1. 遊び道具、紙芝居の作成
18	2023年11月16日4限	1. 遊び道具、紙芝居、聞くゾウの作成
19	2023年11月21日2限	1. 権利双六のシートとカードの整理
20	2023年11月30日4限	1. 権利双六のシートとカードの整理
21	2023年12月5日2限	1. 権利双六のカードの整理
22	2023年12月14日4限	1. 聞くゾウのイラスト作成
23	2023年12月19日2限	1. 聞くゾウのイラスト作成

24	2024年1月11日4限	1. 新しく購入したカードの使用 2. 聞くゾウのイラストの検討 3. 新聞/たよりの作成の検討
25	2024年1月16日2限	1. 新聞/たよりの記事検討 ・アドボカシーサークルの紹介、大学開放イベントでの活動紹介、クイズ、編集作業等
26	2024年1月25日4限	1. ワードウルフの作成 2. 新聞/たよりのクイズの検討
27	2024年3月15日午後	1. 児童養護施設清浄園の視察 ・サークル活動の説明、たよりの紹介と配布 ・作成した紙芝居と遊び道具の説明

ア. 2023年度の活動作品（紙芝居・遊び道具・ロゴの作成）

表6-4 2023年度 アドボカシーサークル活動の作品

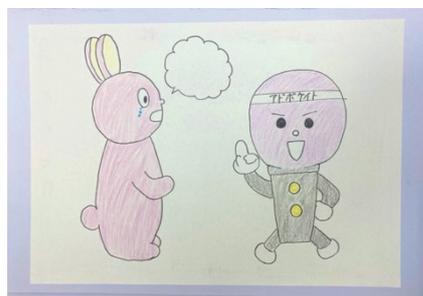
① 紙芝居「はなしてみよう、ほんとうのきもち」	
	あるところに、うさぎさんとくまさんがいました。うさぎさんとくまさんは仲良しで、いつも一緒に遊んでいました。
	ある日、うさぎさんとくまさんは、けんかをしてしまいました。くまさんがうさぎさんのにんじんを食べてしまったのです。 う 「くまさんとはもう絶交だびょん！」 く 「ぼくだってもう知らないくま」
	うさぎさんはおうちに帰って、悲しくなりました。 う 「もうくまさんとは遊べないのかな... 悲しい」



そこへ、隣に住んでいる友達のねこさんがやってきて、うさぎさんの話を聞いてくれました。

う「くまさんとけんかしてしまって、自分の気持ちを上手く伝えることができなくて困っているぴよん...」

ね「それなら、アドボケイトさんに相談してみるといいにゃ！アドボケイトさんは、うさぎさんの話を聴いて、その気持ちが伝わるように一緒に考えてくれる人だにゃ」うさぎさんはねこさんの話を聞いて、アドボケイトさんに相談することに決めました。



うさぎさんはアドボケイトさんに話を聴いてもらいました。う「くまさんとけんかしちゃったぴよん... 仲直りしたいけど、くまさんにどう伝えればいいのかわからないぴよん」アドボケイトさんはうさぎさんの話をちゃんと聞いてくれました。ア「うさぎさんはどう伝えたいアド？自分からくまさんに伝えるのが怖いなら、ぼくがくまさんにお話しするアド！」そして、

うさぎさんはアドボケイトさんに自分の気持ちを伝えてもらうよう頼むことにしました。



アドボケイトさんはくまさんに会いにいきました。

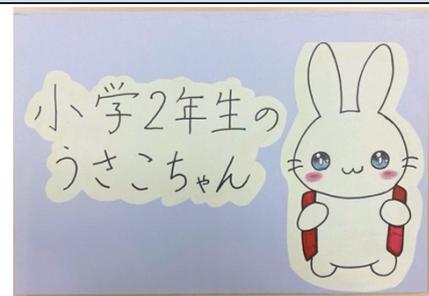
ア「うさぎさんはくまさんと仲直りしたいって言ったアド。くまさんはどう思うアド？」

く「僕もうさぎさんと仲直りしたかったくま。にんじんを食べちゃったことを謝りたいくま」



こうしてうさぎさんとくまさんは仲直りすることができました。めでたしめでたし。

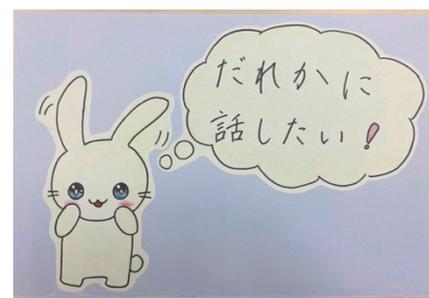
② 紙芝居「小学2年生のうさこちゃん」



施設で暮らす小学2年生のうさこちゃん



ある日、かけっこで1位をとりました。



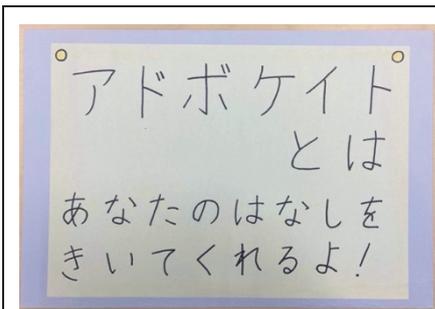
うさこちゃんは嬉しくて施設の人に話したい!!



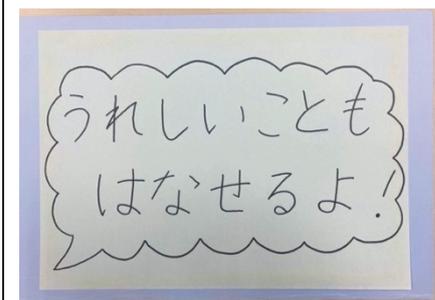
でも施設の人は忙しそうで...



嬉しいことが伝えられないうさこちゃんは悲しくなっちゃった。



そんな時、うさこちゃんは施設に貼ってあった「アドボケイト」のポスターを見つけました。



それには「うれしいことも話せるよ」と書いてありました。



アドボケイトさんにうれしいことも話せると知り、うれしくなったうさこちゃん。

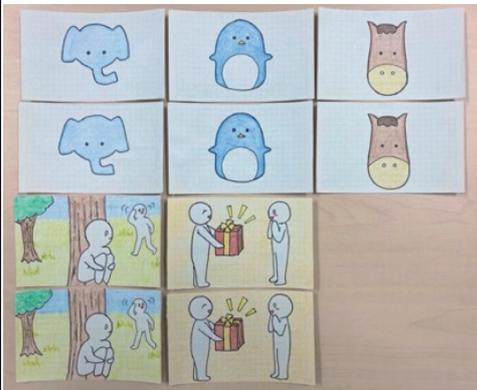


それを見たうさこちゃんはアドボケイトさんにかけてこのことを話すことにしました。
かけてこのことを話せたうさこちゃん。



うれしいことを話せてスッキリ！
次もがんばろうと思えました。

③遊び道具



「きもちの絵合わせあそび」

【使い方】全てのカードを裏面(絵がない面)にして置き、同じ絵を合わせていき、カードを取っていく順番を決める。そして、順番に2枚ずつひっくり返していき、揃えば自分の手持ちとなる。その際、動物カードはそのまま手持ちにすることができ、人間カードは、その絵が表す状況について感じることや想うことなどの「きもち」を一言述べると、カードを自分の手持ちにできる(もちろん、一言述べられなくても手持ちにすることは可能)。この「きもちの絵合わせあそび」は、2人以上で遊ぶことができ、基本は神経衰弱の遊び方と同じ。この遊び道具を通して、様々な場面における「きもち」の共有ができる機会をはかる。

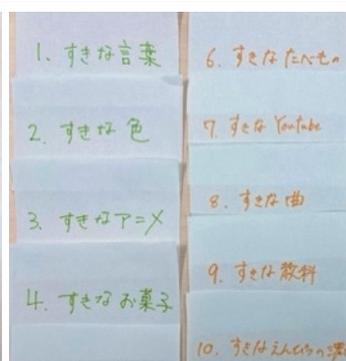
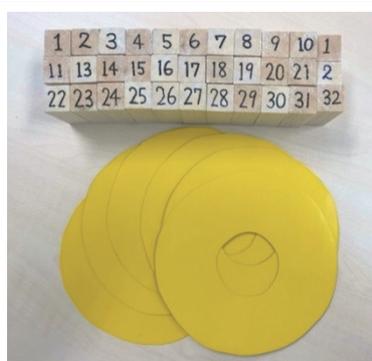
【使い方】全てのカードを裏面(絵がない面)にして置き、同じ絵を合わせていき、カードを取っていく順番を決める。そして、順番に2枚ずつひっくり返していき、揃えば自分の手持ちとなる。その際、動物カードはそのまま手持ちにすることができ、人間カードは、その絵が表す状況について感じることや想うことなどの「きもち」を一言述べると、カードを自分の手持ちにできる(もちろん、一言述べられなくても手持ちにすることは可能)。この「きもちの絵合わせあそび」は、2人以上で遊ぶことができ、基本は神経衰弱の遊び方と同じ。この遊び道具を通して、様々な場面における「きもち」の共有ができる機会をはかる。



「気持ちワードウルフ」

【使い方】ワードウルフとは、各々に話すテーマ(例えば犬と猫)が与えられ、その中で一人だけ異なるお題を与えられた少数派(ワードウルフ)を探し出すゲームです。制限時間内に全員で会話をし、最後に少数派だと思える人に投票をします。自分が少数派か多数派かは分かりません。逆にワードウルフは会話の流れで自分がワードウルフだとわかったら、会話を他の人に合わせ自分が少数派とばれないようにします。気持ちワードウルフでは、嬉しいと楽しいなどの気持ちが書いてあるカードを配り、どんな時にその気持ちになるかエピソードや場面を話し合うことで少数派を探します。全員が話し合いに入れるように、時間内の自由会話ではなく、順番に1人1つ話すのを1~2周しても良いと思います。ワードウルフが分からない人もいると思うので、最初の練習用としてうどんとそばのお題カードも作っています。

【使い方】ワードウルフとは、各々に話すテーマ(例えば犬と猫)が与えられ、その中で一人だけ異なるお題を与えられた少数派(ワードウルフ)を探し出すゲームです。制限時間内に全員で会話をし、最後に少数派だと思える人に投票をします。自分が少数派か多数派かは分かりません。逆にワードウルフは会話の流れで自分がワードウルフだとわかったら、会話を他の人に合わせ自分が少数派とばれないようにします。気持ちワードウルフでは、嬉しいと楽しいなどの気持ちが書いてあるカードを配り、どんな時にその気持ちになるかエピソードや場面を話し合うことで少数派を探します。全員が話し合いに入れるように、時間内の自由会話ではなく、順番に1人1つ話すのを1~2周しても良いと思います。ワードウルフが分からない人もいると思うので、最初の練習用としてうどんとそばのお題カードも作っています。

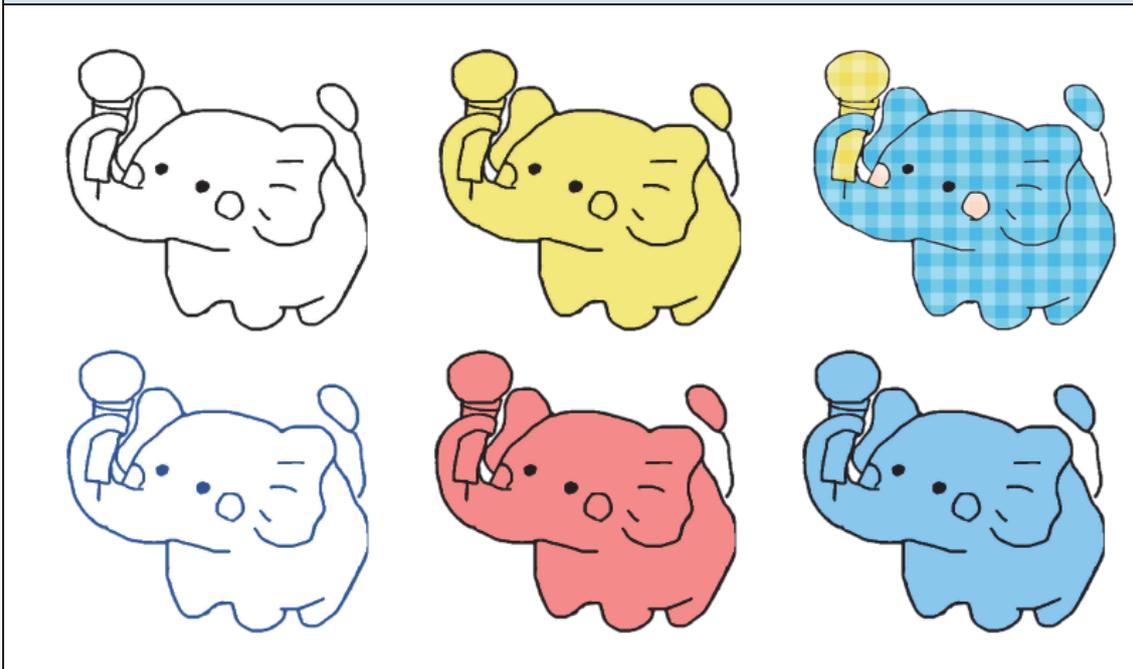


【使い方】事前にジェンガの木の裏に書かれた番号ごとの質問を考えておく(例え

ば、好きな食べ物は？など右の質問票などを作っておく)。数人で順番にジェンガを崩さないように木を取っていく。取った木の裏に書かれた番号に応じた質問に答えることで、遊びながら自分のことを周りに知ってもらおうと同時に相手のことを知ることができる。(答えたくない質問の場合は答えなくても良い)。崩れてしまったら、もう一度積み上げてやり直しても良いし、感想を聞いたり周りの人への質問などをしたりする時間に移ってゲームを終わっても良い。

⑦ロゴ (まきぞう案)

おおきな耳とマイクでお話しを聴いてくれる



2. サークル活動報告

(1) サークル活動を通して感想や学んだこと

私は、サークル活動を通して、子どもの権利や立場を無意識的に軽く見ていたことに気づくことができたと思う。この活動に参加する前は、子どもが伝えにくいことや言いたいことを聞いてそれを子どもに代わって誰かに伝えることがアドボカシーの意味であり、大切なことだと思っていた。しかし、実際に活動されているアドボケイトの方や児童福祉の現場で働いている方々の話を聞いて、子どもの意見を聞くことは子どもを一人の人として認めていることに繋がるということを学んだ。子どもの願いを叶えるためではなく、子どもの意見を聞いてそれをどう反映していくのが大人の役割であり、たとえ子どものためだと思っても、子どもの意見なしに独断で決めてはいけないと思った。

サークル活動の中で1番印象に残っているのは、児童福祉審議委員と大分県内の児童養護施設の子どもたちとの交流会である。交流会では、私は子どもたちに子どもの権利や児福審のことについて知ってもらうためにサポーターとして参加した。最初は小学生には少し

内容が難しく楽しんでもらえないのではないかと不安を感じていたが、「楽しかった」や「児福審について分かった」という子どもたちの声を聞くことができ嬉しかった。また、サークルの学生と大学の先生方と協力して作った児福審の劇の映像もたくさんの人に褒めていただけて嬉しかった。来年はよりバージョンアップした続編の映像を作って、より多くの子どもたちや大人に「子どもの権利」や「アドボケイト」について知ってほしいと思う。

(2) 子どもアドボカシーサークルの活動

児童養護施設等に配布するためのポスター（絵はがき）作り、サークルの新聞作り、児福審の役割を紹介するビデオ作りなどに取り組んだ。ポスター作りでは、子どもアドボケイトについて理解しやすいように簡単な言葉で伝えることに注意した。また子どもの興味をひくために画用紙で仕掛けを作ったり折り紙で立体的な花を作ったりといった工夫もした。

新聞作りでは、新聞のコーナーごとにチームに分かれて文章や写真等を決めていった。私は、児福審交流会に参加したこともあり、交流会を通して感じたことや学んだことについての記事を担当したが、改めて貴重な体験を振り返ることができ、自分の考えを整理する機会になった。

ビデオ作りでは、サークルメンバーで配役や撮影係を決め、児福審や子どもアドボケイト、ケースワーカーが子どもにどのように関わっていくのかを事例を用いて表現した。またこのビデオは、実際に児福審交流会で披露された。子どもたちに、自分の悩みを相談できる相手がいるということが少しでも伝わっていると嬉しい。このビデオ作りでは、ほとんど先輩方の指示を聞く形で、自分からできることを探して動くことができなかつたので、またこのような活動をする際には、今回の経験を活かして自分から積極的に動いていきたい。

(3) サークル活動を通して-感想や学んだこと-

大分大学に入学し、初めて加入したサークルがこの「子どもアドボカシーサークル」でした。前期間は、児童福祉審議会委員との交流会において、子どもたちにアドボケイトの活動や役割などを知ってもらうための動画作りを行いました。実際の流れを基に、子どもの意見表明の場やその過程を1・2年生が中心に演じ、周囲のサポートも加わり編集を行いました。さらには、子どもたちにより分かりやすく楽しく知ってもらうため、サークルメンバーそれぞれが記したアドボケイトの紹介カードを用いて大きな新聞を作成しました。どちらも、アドボカシーやアドボケイトの知識のない子どもたちや初めて耳にする子どもたちに向けたものであるため、興味を惹きつけるための工夫を行うことに苦戦しました。

児童福祉審議会委員との交流会当日では、多くの子どもたちや実際に活動するアドボケイトの方が大学に訪問してくださいました。受付として子どもたちを迎えた際には、新聞の目の前で立ち止まり真剣に見つめていた子どもの姿を見ることができました。また、全体会が終了し動画を流した際には、集中して見てくれている子どもたちの様子から言葉では表せないほどの達成感と嬉しさがこみ上げてきました。このような貴重な経験ができたこと

に感謝の気持ちでいっぱいです。

後期間では、各施設に配布するアドボカシーやアドボケイトについてのカードや新聞作りを行いました。1・2年生で作成する記事の役割分担を行い、それぞれのグループで協力し、最後はそれらをまとめるという作業内容でした。3月中には、別府市の施設一か所に訪問し、作成した新聞を届ける予定です。

このように、この一年間のサークル活動では多くの経験によりたくさんのことを学び、感じたことがありました。何より、子どもたちの現状を知ったり、自分の子どもの時を振り返ったりすることができ、私自身がどのように行動していくべきなのかを考え直すきっかけにもなりました。そして、自分自身のアドボカシーやアドボケイトについての知識不足も痛感したことから、今では「子どもアドボカシー基礎講座」を受講し、より理解し活用できる方法を追求することに繋がっています。来年度も、このサークル活動を通じて多くのことを学んでいきたいと強く考えます。

(4) サークル活動を通して

私はアドボケイトサークルに前期しか参加することができませんでした。楽しく自由に活動することができたと思います。特に印象に残っている活動は「児福審ってなぁに」の動画制作をしたことです。メンバーで役割分担をして、役の練習をしたり折り紙で飾りを作ったり楽しく活動することができました。また、動画を作成していく中で児童相談所のことや児童福祉審議会についても一緒に学ぶことができました。講義で学ぶだけでなく、サークル活動を通して学年を超えてサークルメンバーと一緒に楽しく学ぶことができて良かったです。

また、サークル活動は学生主体で行う感じでしたが、先生方が活動の機会を下さり、全面的にサポートをして下さったということもあり、他の機関と繋がって活動することができました。実際に児童相談所においてもらうためのアドボケイトの説明カードの作成や、新聞記事作成などをしました。メンバーそれぞれが子ども達に分りやすく伝えるために、また目に入りやすいように工夫して作成に取り組むことができていたと思います。個人的にこの2つの活動にあまり参加することができなかつたので、後悔がありますが新学期からまた活動に積極的に参加していきたいと思います。

第7章 調査研究報告

1. こどもアドボカシー活動に関するこどもへのアンケート調査について（2021年度）

4つの児童養護施設に訪問して、対象であるこどもにこどもアドボカシー活動について説明をし、それに関するアンケート調査を実施した。

下記の「こどもアドボカシー活動に関するこどもへのアンケート調査」の結果をみるとわかるように、『こどもアドボケイト』についての説明はわかりやすかったですか？』という質問に対して、「わかった」と回答したこどもは、73.1%であった。

『児童福祉審議会』についての説明はわかりやすかったですか？』という質問に対して、「わかった」と回答したこどもは、60.6%であった。

「こどもアドボケイトの『アニメ動画』はわかりやすかったですか？』という質問に対して、「わかった」と回答したこどもは、76.9%であった。

「こどもアドボケイトに連絡する方法はわかりましたか？』という質問に対して、「わかった」と回答したこどもは、70.2%であった。

こどもアドボカシー活動に関する説明については、ある程度理解しているものの、他の内容に比して児童福祉審議会についての説明はわかりづらいことを示唆する結果が出ている。

そのため、児童福祉審議会については、図や絵、あるいは動画を活用するなど創意工夫を凝らしてわかりやすい説明をすることが必要である。

「困った時、意見を言いたい時に『こどもアドボケイト』に連絡しようと思いますか？』という質問に対して、「思う」と回答したこどもは、46.2%であった。この結果は、アドボケイトに対する信頼感ができていないことを示唆しており、活動を通して形成することが必要である。

「こどもアドボケイトの訪問回数はどれくらいがよいですか？』という質問に対して、最も多かった回答は、「必要な時」であり、47.1%であった。こうした結果を踏まえて、訪問のあり方についても検討する必要がある。

表7-1 子どもアドボカシー活動に関する子どもへのアンケート調査

n = 104

質問1 「子どもアドボカイト」についての説明はわかりやすかったですか？						
データの個数 / 質問1	わかった	少しわかった	あまりわからない	わからない		
行ラベル	1	2	3	4	未記入	総計
高校生	20	4	0	0		24
小学生	33	9	2	0		44
中学生	20	5	0	0		25
幼児	3	2	5	1		11
総計	76(73.1)	20(19.2)	7(6.7)	1(1.0)		104(100.0)
質問2 「児童福祉審議会」についての説明はわかりやすかったですか？						
データの個数 / 質問2	わかった	少しわかった	あまりわからない	わからない		
行ラベル	1	2	3	4	未記入	総計
高校生	18	6	0	0		24
小学生	27	14	1	2		44
中学生	16	9	0	0		25
幼児	2	0	5	4		11
総計	63(60.6)	29(27.9)	6(5.8)	6(5.8)		104(100.0)
質問3 子どもアドボカイトの「アニメ動画」はわかりやすかったですか？						
データの個数 / 質問3	わかった	少しわかった	あまりわからない	わからない		
行ラベル	1	2	3	4	未記入	総計
高校生	21	3	0	0		24
小学生	37	5	1	1		44
中学生	19	5	0	0	1	25
幼児	3	0	6	2		11
総計	80(76.9)	13(12.5)	7(6.7)	3(2.9)	1	104(100.0)
質問4 子どもアドボカイトに連絡する方法は分かりましたか？						
データの個数 / 質問4	わかった	少しわかった	あまりわからない	わからない		
行ラベル	1	2	3	4	未記入	総計
高校生	18	4	0	0	2	24
小学生	35	5	1	3		44
中学生	19	4	0	2		25
幼児	1	2	4	4		11
総計	73(70.2)	15(14.4)	5(4.8)	9(8.7)	2(1.9)	104(100.0)
質問5 困った時、意見を言いたい時に「子どもアドボカイト」に連絡しようと思いますか？						
データの個数 / 質問5	思う	少し思う	あまり思わない	思わない		
行ラベル	1	2	3	4	未記入	総計
高校生	11	9	2	0	2	24
小学生	21	16	3	4		44
中学生	13	6	3	3		25
幼児	3	1	4	3		11
総計	48(46.2)	32(30.8)	12(11.5)	10(9.7)	2(1.9)	104(100.0)
質問6 子どもアドボカイトの訪問回数はおどれくらいがよいですか？						
データの個数 / 質問6	1~2ヶ月	学期ごと	必要な時	来なくていい		
行ラベル	1	2	3	4	未記入	総計
高校生	3	2	14	3	2	24
小学生	15	11	16	2		44
中学生	6	3	14	2		25
幼児	2	3	5	1		11
総計	26(25.0)	19(18.3)	49(47.1)	8(7.7)	2(1.9)	104(100.0)

(相澤 仁)

2. 児童養護施設の子どもと児童福祉審議会との交流会参加児童のアンケート調査
 【回答数：36名（中学生6名・小学生30名）】 調査年月日：2022年11月23日

○ 今回のイベントは楽しめましたか？

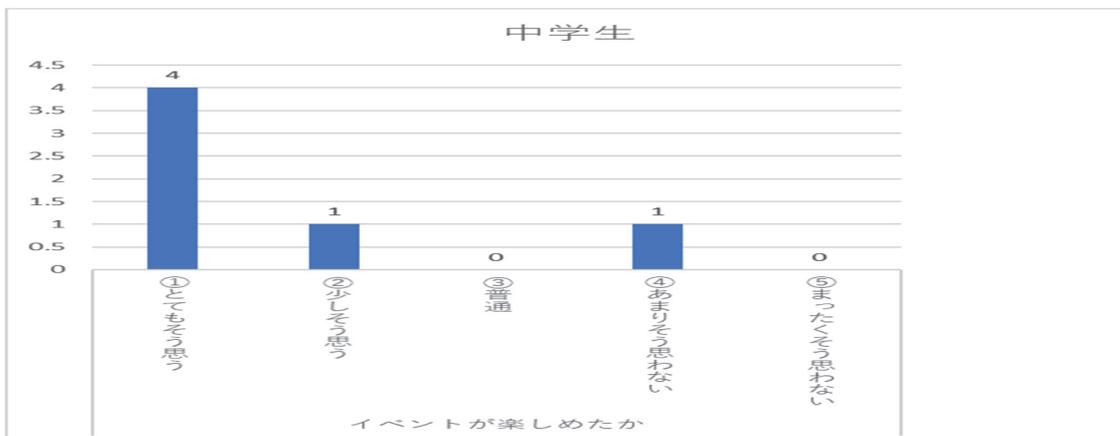


図7-2-1 イベントを楽しめたか（中学生）

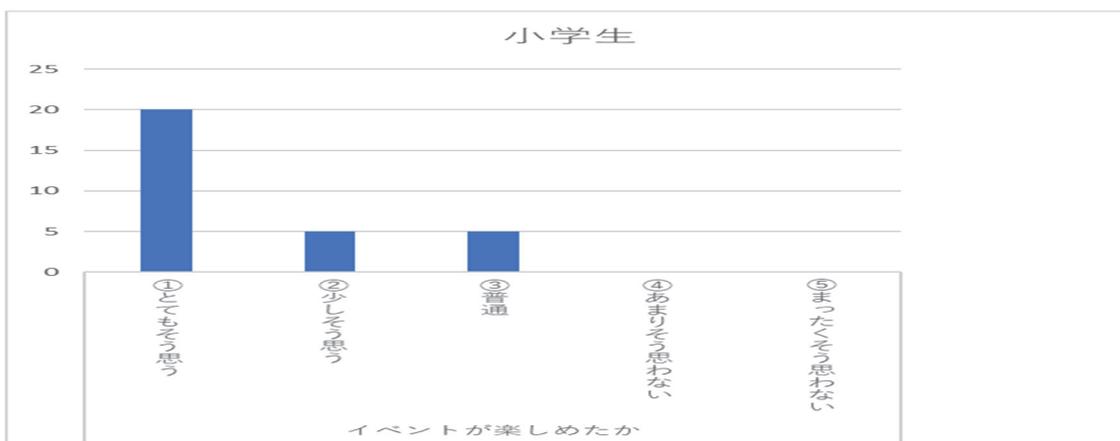


図7-2-2 イベントを楽しめたか（小学生）

○ 「児福審（じふくしん）ってなあに」の紹介動画はわかりやすかったですか。

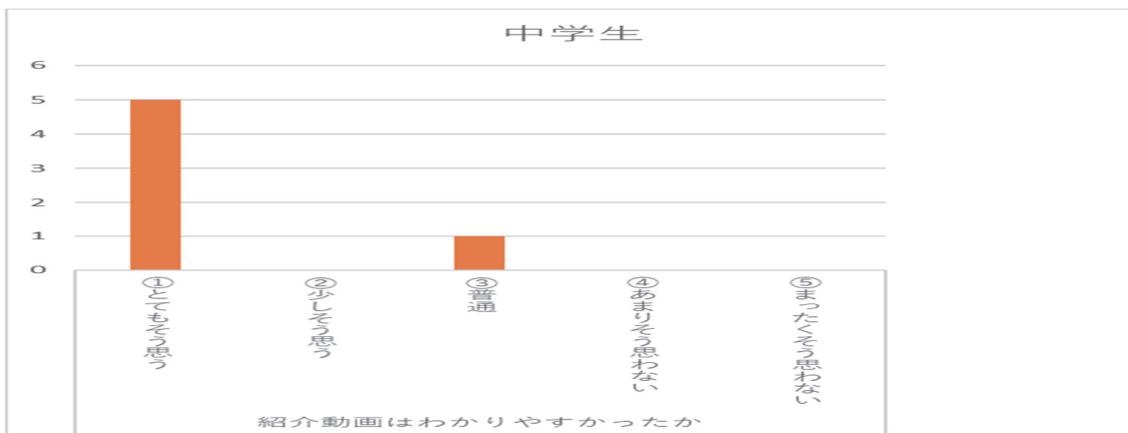


図7-2-3 「児福審ってなあに」の紹介動画のわかりやすさ（中学生）

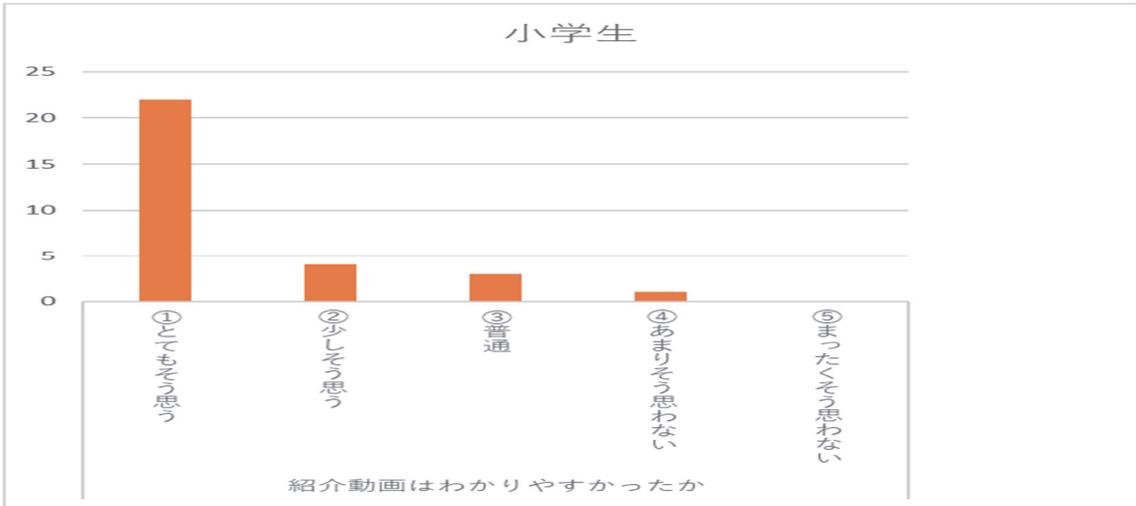


図7-2-4 「児福審ってなあに」の紹介動画のわかりやすさ（小学生）

○ 困ったとき、意見を言いたいときに「児福審」に話をしようと思いますか。

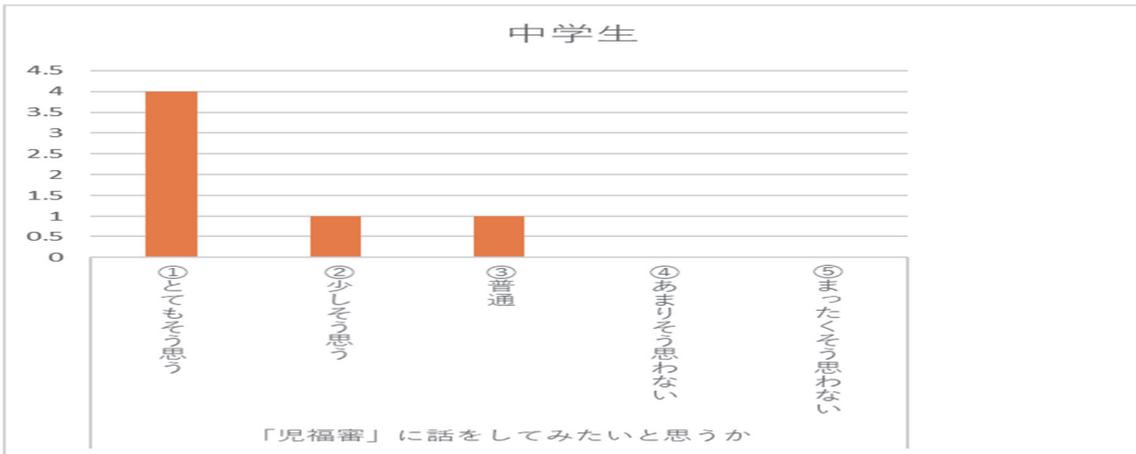


図7-2-5 「児福審」への意見表明（中学生）

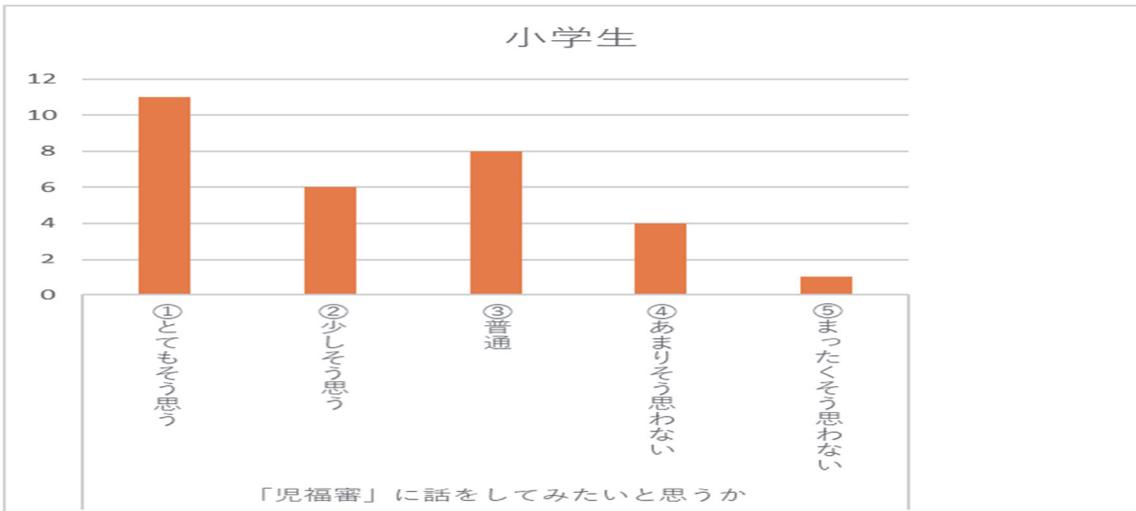


図7-2-6 「児福審」への意見表明（小学生）

表 7-2-1 子どもからの意見・感想

	<p>その他（ご意見・ご感想 6などありましたらご自由にご記入ください）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・アドボケイトとじふくしのちがいがわかった(小) ・またきたいとおもった (小5) ・ほかのしせつの人とかかわったことがなかったけどかわれたしゲームとかもできて良かった (小5) ・とても楽しかったです (小6) ・けんりがかいてあったスゴロクをして、いろいろなけんりがあることがわかった、とてもたのしかったです (小5) ・ゲームなどが楽しかったです。感想を言うのが緊張したけどがんばりました (小5) ・とても仲よくできたからたのしかったです (小6) ・ありがとうございました(^) (小5) ・すごろくのなんでやねんカードがおもしろかった (小4) ・とてもたのしくできてよかったです (小4) ・児福審のことやアドボケイトについてわからなかったけど、これをきっかけにわかるようになったからうれしかったです (小6) ・サイコロがたのしかったです (小3) ・またして、いろいろなことをまなびやすかった。すごくてのしかったです! (小6) ・おもしろかった!! (小3) ・「スゴロク」をしてみてルール説明をした後、皆さんがルールがわかっていて、ルールをちゃんと守ってくれたので、良かったなと思います。今日は、楽しかったなと思いました (小6) ・スゴロク一番でよかった (小5) ・児福審について改めて知ることができました (中3) ・ない、楽しかった!! (中1) ・ない、楽しかった!! (中)
--	--	--

(吉田由美子・相澤 仁)

3. こどもへのインタビューからみる活動のあり方について

一時保護所においてモデル的に実施した施設アドボカシー活動に対して、こどもからどのような評価が得られているのかを明らかにするため、アドボケイトと面談したこどもを対象にスーパーバイザー2名によるインタビュー調査を実施した。ここでは、学会発表資料に基づき、調査内容の概略を書いておく。なお、詳しくは本学部の紀要に論文を掲載している。

- ・調査期間は2021年3月～11月
- ・アドボケイトとの面談後にアンケート・インタビュー調査に協力してくれたこどもは、28名（小学1年生から中学3年生で、性別は女性17名、男性11名）

なお、インタビュー協力依頼及び実施は、アドボケイトとの個別面談を行ったこどもを対象に面談直後に、こども向けに作成した調査協力依頼文書を配布して説明し、了解を得られたこどもに実施した。児童相談所所長の許可を得ている。また、大分大学大学院福祉社会科学部研究倫理審査委員会の承認を得ている。

・面談についての評価

とても良かった24名(85.7%)

まあまあ良かった4名(14.3%)

あまり良くなかった0名(0.0%)

良くなかった 0名(0.0%)

この結果は、「この活動システムや活動のあり方については概ね良い」とこどもが全体的には肯定的に評価していることを示唆しているといえよう。したがってこの活動システムや方法などを基本にしながらも、常にこどもの中心に据えた活動の質の向上を図ることが重要である。

肯定的な評価をしているこどもからも、その活動における部分的なあり方について「良くなかった点」を4名のこどもが、「今後のアドバイス」として意見を表明してくれたこどもが6名いた。こうした意見を大切にして、常に質の向上を図ることが必要である。

ここで、具体的なインタビューでの語りを紹介してみる。まず肯定的な語りについて触れ、次に助言的・否定的な語りについて言及する。

(1) 肯定的な語り

ア. アドボケイトの導入から傾聴の段階

こどもは、アドボケイトの優しさや笑顔など人柄が良いと感じ、アドボケイトのクイズや遊びなどの楽しい話や秘密保持の説明があったことで話しやすくなったと評価していた。

また、話しをすると「真剣に聴いてくれた。めちゃくちゃ嬉しかった。」「何より私のその意見を尊重してくれた。」「嫌なことも遠慮なく話せるから、とてもいいと思いました。」「自分の気持ちわかってくれたから。」など、聴いてくれたことに対する肯定的な評価を語っていたこどもが多かった。

イ. 意見を伝える段階

表明したいことや伝えたいことを本人の気持ちを間違えないように「伝えること確認書」に書くことによって言語化できたことを評価していた。こどもの意向が実現するように、不満が受け流されずに聴き、伝えたい人に伝えるといった「実行してくれた」ことを評価していた。

ウ. 利用による影響

この点については、「最後…ありがとうございました。聴いてくれてこっちは、ぱーっとなって明るくなれたから。うん、ちょっとなんか光が差したみたい。暗闇に。」といった語りなど、不安な気持ちから「明るくなった」「すっきりした」ことが語られた。また、「自分で言えるようになったっていうか、先生にも言えるようになった。」など後日職員さんに自分で気持ちを言えるようになったことも語っていた。セルフアドボカシーの形成に影響を与えることが示させていると評することができよ

う。

(2) 助言的・否定的な語り

インタビューでこどもが語った良くなかった内容は、「初めて会う人だから話しにくかった。」という初対面での話しにくさや、「もっと時間があるといいと思った」など個々のニーズに合った面談時間や時間帯についてであった。また、「やっぱこう口で伝えるっていうのが、やっぱその人の感情とか思いが結構こもってるから。その辺がまあ、うまく伝えられないかもしれないなみたいな。」という、別の児童相談所にいる児童福祉司に紙でのみ要望を伝えるのでは本人の「感情」が伝わらないという内容であった。

今後のアドバイスの内容としては、緊張するからアドボケイトは2名ではなく1名がいい、人形などを使って話しやすくする工夫がほしい、児童福祉司を呼ぶときの説明が早口で説明がわからなかったため、ゆっくり話してほしいとのことであった。自明のことではあるが、こども1人ひとりの状況などに応じた熟慮ある対応が求められていることが示唆された。

以上のように、こどもたちはおおむね良い評価をしているものの、こどもたちの要望や提案などを踏まえつつ、次年度にはさらに質の向上を図っていきたい。

引用・参考文献：栄留里美，相澤仁「一時保護所入所児童が語る「アドボケイト」の評価：A 自治体のインタビュー調査の分析から」大分大学福祉健康科学部紀要『福祉健康科学』第3号，p1-16，大分大学福祉健康科学部，2023

(相澤 仁)

4. 児童相談所職員へのアンケート調査によるアドボカシー活動の影響について

2022年6月に大分県の児童相談所職員(45名)を対象に、こどもアドボカシー活動開始により「児童相談所業務などにおいて変化した面」と「職員自身の業務活動などに与えた影響や効果」などについて自由記述によるアンケート調査を実施した。なお、分析においては、児童相談所に勤務して3か月未満の者(5名)のデータについては除外した。

(1) 児童相談所の業務活動において変化した面

分析の結果、「行動面の変化」「意識面の変化」「予測される変化」「課題」の4つに分類された。「行動面の変化」には「面接機会の増加」「自分の不十分さへの可視化」の2つの項目が生成された。「意識面の変化」には「意見表明への意識の高まり」「権利擁護への意識の高まり」の2つの項目が生成された。「予測される変化」には「こどもとの関係づくりへの貢献」「アドボケイト参加による包含的な環境づくり」の2つの項目が生成された。「課題」には「自分の役割の認識」「支援者支援の必要性」の2つの項目が生成された。

ア. 行動面の変化

(ア) 面接機会の増加

- ・ 普段の保護者面談だけでは知ることができなかったことを児童から聞くことができました。
- ・ 担当児童と直接話す機会が増えた。

(イ) 自分の不十分さへの可視化

- ・ 自分の説明で不十分だったところが可視化でき、むしろありがたいと思った。

イ. 意識面の変化

(ア) 意見表明への意識の高まり

- ・ 児相全体がこどもの意思や気持ちを重要視するという風潮が以前よりも強くなりありがたいです。
- ・ こどもの意見を聴くということをみんなが念頭におくようになった。

(イ) 権利擁護への意識の高まり

- ・ こどもに丁寧な対応を行うことが浸透してきた。
- ・ こどもの権利擁護に対する意識が高まった。

ウ. 予測される変化

(ア) こどもとの関係づくりへの貢献

- ・ こどもと児相の接触が増えるので関係構築につながるのでは。
- ・ まだ、実感はないが、こどもの声が見相にとどきやすくなる。逆に言えば、子どもとの関わり、声がとどく関係性づくりが求められる。

(イ) アドボケート参加による包含的な環境づくり

- ・ こどもがたくさんの人に見守ってもらえることの重要性やケア的効果に対する理解が深まる。
- ・ 施設内での風通しがよくなりそうな点

エ. 課題

(ア) 自分の役割の認識

- ・ 各職種の役割をきちんと理解しておかなければならないと思いました。

(イ) 支援者支援の必要性

- ・ 批判的な意見表明があった際の支援者へのフォローの必要性

上記の結果から、児童相談所の業務活動において変化した面において、行動面では、こどもと職員との面接機会の増加が示された。意識面では、意見表明や権利擁護の意識の高まりについて職員の回答は少なくなく、児童相談所の業務活動に影響を与えていることが示された。職員は、今後こどもとの関係づくりや包括的な環境づくりに機能していくであろうと予測していることも示された。

(2) 職員自身の業務活動に与えた影響や効果

職員自身の業務活動に与えた影響や効果についての結果、下記に示したように、「行動面への影響・効果」「意識面への影響・効果」「課題」「その他」の4つに分類された。「行動面への影響・効果」には「丁寧な説明」「関係性の深まり」の2つの項目が生成された。「意識面への影響・効果」には「関係性の深まり」「意見表明への意識の高まり」「権利擁護への意識の高まり」「尊重・傾聴の姿勢」の4つの項目が生成された。「課題」には「業

務・時間とのすむ分け」「こどもとの関係性」「対象児童の範囲」の3つの項目が生成された。「その他」には「心理職に対する理解の深まり」「肯定的評価」の2つの項目が生成された。

ア. 行動面への影響・効果

(ア) 丁寧な説明

- ・こどもの処遇などを説明する時、丁寧に説明するよう心がけている。
- ・児童に疑問を持たせる前に、ていねいな説明を心がけるようになった。

(イ) 関係性の深まり

- ・児との関係づくり

イ. 意識面への影響・効果

(ア) 関係性の深まり

- ・児童の悩みを聴くことができ、児童との関係性がよくなったように感じた。

(イ) 意見表明への意識の高まり

- ・こどもの気持ちをきちんと聴いて、それをしっかり対応しようという意識が高まった。
- ・保護中、通所時の心理面接時に挙げたこどもからの意向や質問に可能な限り、真摯に応えること。児相の立場、業務、今後の方針などきちんと言葉にして説明する責任を果たすこと。をより意識するようになりました。

(ウ) 権利擁護への意識の高まり

- ・自分自身の意識として、こどもの権利擁護について、より意識を向けてこどもに対応するようになったと感じる。
- ・こどもの権利擁護の意識が高くなった。

(エ) 尊重・傾聴の姿勢

- ・よりこどもの気持ちを尊重するようになったと思う。
- ・こどもの声に耳に傾けることの大切さを改めて感じるようになった。

ウ. 課題

(ア) 業務・時間とのすむ分け

- ・心理面接とアドボカシーの区別があいまいになる感じもあり、良い面もあれば、課題面もあるように思う。

(イ) こどもとの関係性

- ・意見表明された意向にそえず、「CW 嫌い」と別のところと言われるようになりました。

(ウ) 対象児童の範囲

- ・意見表明できない「在宅児童」をどのように救えるか、考えていきたい。

エ. その他

(ア) 心理職に対する理解の深まり

- ・心理としてこどもの心情を伝えやすくなり、さらに理解してもらいやすくなりました。感謝しています

(イ) 肯定的評価

- ・すばらしい取り組みだと思います。

(1)と(2)の結果は、独立アドボカシー活動が、児童相談所という組織レベルと職員自身という個人レベルにおいて、こどもへの丁寧な説明や傾聴、こどもの声を大切にされた対応という意識やこどもの権利擁護に対する意識などが高めるといった制度的アドボカシー活動に影響を与えることを示唆している。

ただし、回答者の中には「無回答」「特になし」「わからない」といった者が一定数いることから、すべての職員がこのような影響を受けているわけではないので、こうした影響や効果が全体に波及していくようにしていくことが課題である。

(相澤 仁)

5. 大分県における子どもの権利擁護に係る実証モデル事業に関する調査報告

—児童養護施設職員へのアンケート調査を通して—

飯田法子, 相澤仁, 滝口真, 吉田由美子

子どもアドボカシー研究第1号, p81-87, 子どもアドボカシー学会, 2023

(1) 研究の概略

本研究は、大分県と大分大学権利擁護研究支援センターが共同で実施した子どもの権利擁護に係る実証モデル事業について、事業説明を受けた時点の児童養護施設職員が制度をどのように認識しているのかを明らかにし、改善すべき点を把握することを目的としたもので、2022年度の子どもアドボカシー学会に掲載されたものである。ここでは論文を一部抜粋・改変のうえ引用する。

本研究は、2020年度の本事業開始から2021年度の間事業を実践した児童養護施設職員(6施設)に対して、当初の事業説明直後に無記名自由記述式のアンケート調査を行った結果を質的に分析し考察したものである。アンケート内容は、本事業に対する「質問・疑問・要望」および「感想など」であり、「質問・疑問・要望」については6施設から、「感想など」については5施設から回収された。アンケート結果のうち、「質問・疑問・要望」の回答数は《86》であった。また、「感想など」についての回答数は《122》で、そのうち有効回答は《116》であった。〈中略〉

(2) 総合考察

ア. 児童養護施設職員の「質問・疑問・要望」の結果から推察されること

施設職員においては、子どもが職員に都合のよいようにアドボケイトを利用してしまっているのではないかと、子どもの願いが叶えられない場合の子どもへの不安感への対応をどうするのか、といった不安が職員に多く存在していることがわかった。また、これらの不安に対処するために、アドボケイトと職員との連携が情報共有など必要なのではないかとという意見

も多く示され、その点では、独立アドボケイトの存在の意義が正しくは理解されていない点が懸念された。このことから、職員に対しては、事前研修だけではなく定期的な研修を実施し、職員が不安を感じている点を取りあげつつも、本活動の意義を伝え、不安への対処について、意見を出し合い、検討及び修正を加えるなどの実践を継続していく必要がある点が示唆された。

本調査は活動の実施前に行ったものであり、この時点では施設内での具体的なイメージが沸かないことや、システムを整えるにあたっての課題と考えられる点が多数あげられていた。このため、実施においては、施設に応じた具体的な取り組みへの提案が必要であると考えられよう。

イ. 児童養護施設職員の「感想など」から推察されること

全体的には、理解した、良い活動だ、大切だ、といった肯定的な評価が得られているものの、良いと思うが職員の理解が必要だ、制度に意味がないなどの否定的な感想や意見も散見されることを踏まえて、インフォームドコンセントを実施していくことが必要と考えられる。課題については、施設毎に事情が異なることが想定されるため、取り組みながら意見を聴き、改善していくという臨機応変さや柔軟性が必要となってくると考えられる。

ウ. 本研究の限界と今後の課題

子どもの権利擁護に係る実証モデル事業を実施している自治体が少なく、大分県における子どもの権利擁護に係る実証モデル事業のみを対象にした研究成果であり、対象が限られていたことは本研究の課題である。また、大分県内で事業説明が未だなされていない施設については本調査も未実施であり、大分県内の児童養護施設の全てを踏まえた結果ではない点も本研究の限界と考えられる。

今回の結果からは、施設側からの意見を聴取しながら施設の現状に即した対応ができるよう、さらに職員への研修を重ねていくことが必要である点が示唆された。それらを通して、独立アドボケイトの活用により良い実践を展開できるよう、改善・推進・発展させ、職員などによる制度的アドボカシー活動などの充実・強化に結びつけていくことを目指す必要がある。また、今回の調査を通して、改めて関係者からの評価・参画の重要性を再認識した。

今後はモデル事業を実施している自治体を対象に加えて、子どもや関係者による評価に関する量的調査・質的調査を実施して、より効果的な子どもアドボケイトの活動実践の在り方について明らかにしていきたい。具体的には、子どもや関係者に対して、子どもアドボカシー活動に関するアンケート・インタビュー調査等を実施し、事後評価を得るとともに、要望や改善点などについて意見を聴取することを考えている。それらを踏まえ、これまでアドボカシー活動に関わったアドボケイトやスーパーバイザー自身が自己評価を行い、明らかになった反省点などを材料にして、今後取り組むべき課題や目標を立て、その達成を目指して真摯に向き合い努力し、今後の活動に活かしていかなければならないと考えている。

(飯田 法子)

6. 児童福祉施設に入所しているこどもへのアドボカシー訪問活動についてのアンケート調査（速報値）

対象:大分県内の児童福祉施設9か所に在籍するこども 258 名

調査期間:令和5年11・12月

1. 対象者の属性

(1)性別

性別については、表1-1をみるとわかるように、女児38.0%、男児41.5%、その他1.2%、未回答19.4%であった。

表 1-1 性別

	(人)	
	N	割合
女児	98	38.0
男児	107	41.5
その他	3	1.2
未回答	50	19.4
合計	258	100.0

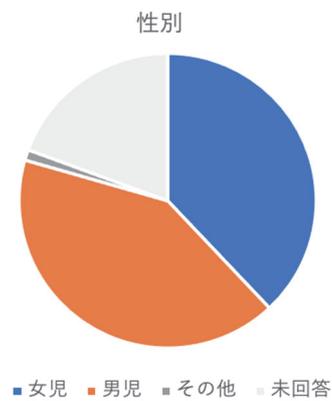


図 1-1 性別

(2)現在の年齢

表 1-2 現在の年齢

	N	割合
2	1	0.4
3	1	0.4
4	3	1.2
5	6	2.3
6	8	3.1
7	13	5.0
8	10	3.9
9	17	6.6
10	14	5.4
11	19	7.4
12	18	7.0
13	31	12.0
14	24	9.3
15	25	9.7
16	18	7.0
17	8	3.1
18	7	2.7
19	2	0.8
未回答	33	12.8
合計	258	100.0

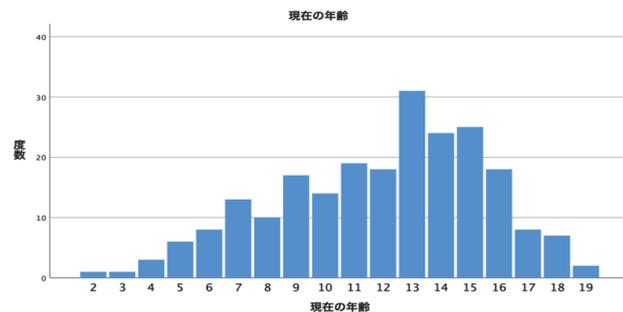


図 1-2 現在の年齢

(3) 入所時の年齢

表 1-3 入所時の年齢

	N	割合
0	1	0.4
1	6	2.3
2	28	10.9
3	15	5.8
4	15	5.8
5	8	3.1
6	14	5.4
7	11	4.3
8	16	6.2
9	13	5.0
10	17	6.6
11	15	5.8
12	17	6.6
13	19	7.4
14	12	4.7
15	5	1.9
16	2	0.8
17	1	0.4
未回答	43	16.7
合計	258	100.0

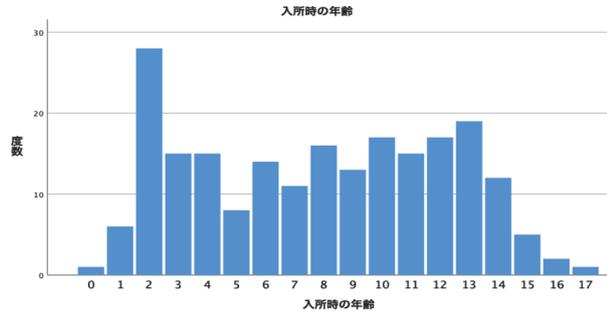


図 1-3 入所時の年齢

2. アドボケイトの訪問活動について

(1) あなたは、アドボケイトの説明をうけましたか。

アドボケイトの説明を受けたこどもは全体の70.9%であった。受けていないこどもは、9.7%、わからないと回答したこどもは、18.6%であった。

表 2-1

	N	割合
はい	183	70.9
いいえ	25	9.7
わからない	48	18.6
未回答	2	0.8
合計	258	100.0

(2) あなたは、アドボケイトはどんな人か知っていますか。

アドボケイトはどんな人か知っているこどもは、「知っている」「少し知っている」を合わせると、全体の65.5%であった。「あまり知らない」「知らない」を合わせると34.2%であった。約3分の2のこどもがアドボケイトについて知っているということが示された。

表 2-2

	N	割合
知っている	111	43.0
少し知っている	58	22.5
あまり知らない	28	10.9
知らない	60	23.3
未回答	1	0.4
合計	258	100.0

(3)あなたは、アドボケイトと何をしましたか。(複数回答)

話をしたこどもは、31.3%、いっしょに相手に伝えたこどもは、6.3%、遊んだこどもは、27.3%、何もしていないこどもは、35.2%であった。

表 2-3 アドボケイトとの活動

	N	割合
はなしをした	95	31.3
いっしょに相手につたえた	19	6.3
あそんだ	83	27.3
何もしていない	107	35.2
合計	304	100.0

(4)あなたは、アドボケイトと話したり遊んだりしてどうかんじましたか。

「とてもよかった」「まあまあよかった」と回答したこどもは、全体の49.2%であった。「あまりよくなかった」「よくなかった」と回答したこどもは、5.4%であった。

表 2-4

	N	割合
とてもよかった	80	31.0
まあまあよかった	47	18.2
あまりよくなかった	9	3.5
よくなかった	5	1.9
していない	102	39.5
未回答	15	5.8
合計	258	100.0

(5)あなたは、アドボケイトと話しやすかったですか。

「話しやすかった」「まあまあ話しやすかった」と回答したこどもは、全体の43.4%であった。「あまり話しやすくなかった」「話しにくかった」と回答したこどもは、7.0%であった。

表 2-5

	N	割合
話しやすかった	74	28.7
まあまあ話しやすかった	38	14.7
あまり話しやすくなかった	9	3.5
話しにくかった	9	3.5
話をしていない	111	43.0
未回答	17	6.6
合計	258	100.0

(6) アドボケイトはあなたの話をていねいに聴いてもらいましたか。

表 2-6

	N	割合
聴いてもらえた	102	39.5
少し聴いてもらえた	10	3.9
あまり聴いてもらえなかった	3	1.2
聴いてもらえなかった	1	0.4
話をしていない	126	48.8
未回答	16	6.2
合計	258	100.0

(7) あなたは、アドボケイトにどのくらい会いに来てほしいと思いますか。

一番多かった回答は、「呼んだ時に来てくれればよい」の43.4%、次いで「毎月1回」の17.4%、続いて「学期に1回」13.6%であった。「来てほしくない」と回答したこどもは、13.2%であった。

表 2-7

	N	割合
学期に1回	35	13.6
2か月に1回	19	7.4
毎月1回	45	17.4
呼んだ時に来てくれればよい	112	43.4
来てほしくない	34	13.2
未回答	13	5.0
合計	258	100.0

(8) アドボケイトが来るようになって、あなたは職員の先生方に今までより話をしやすくなりましたか。

アドボケイトと話した・遊んだ・意見表明した経験のあるこども（活動あり群）と何もしなかった（活動なし群）とを比較した表 2-8-2 をみるとわかるように、活動あり群が「しやすくなった」「少ししやすくなった」に回答した割合は47.8%であるのに対し

て、活動なし群は12.8%であり、活動あり群の方が職員に今までより話をしやすくなった割合は明らかに高いことが示された。

表 2-8-1

	N	割合
しやすくなった	51	19.8
少ししやすくなった	27	10.5
変わらない	139	53.9
しにくくなった	11	4.3
未回答	30	11.6
合計	258	100.0

表 2-8-2

	しやすくなつた	少ししやすくなった	変わらない	しにくくなつた	合計
活動あり群	44(31.4)	23(16.4)	69(49.3)	4(2.9)	140(100)
活動なし群	7(8.1)	4(4.7)	68(79.1)	7(9.2)	86(100)

※ 活動あり:アドボケイトと話した・遊んだ・意見表明した経験のあるこども

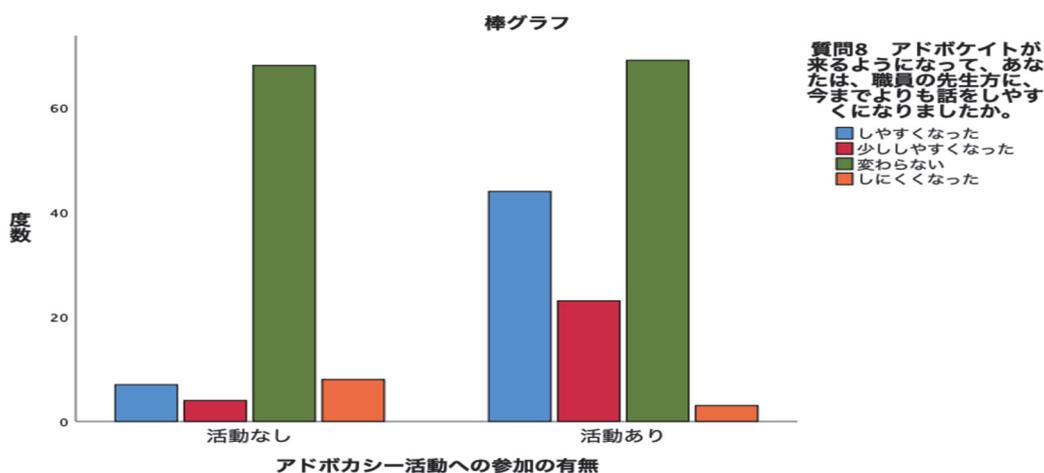


図 2-8-1

(9) アドボケイトが来るようになって、職員の先生方は、今までよりもあなたの話を聴くようになりましたか。

アドボケイトと話した・遊んだ・意見表明した経験のあるこども（活動あり群）と何もしなかった（活動なし群）とを比較した表 2-9-2 をみるとわかるように、活動あり群が「聴くようになった」「少し聴くようになった」と回答した割合は54.6%であるのに対して、活動なし群は13.7%であり、活動あり群の方が、職員が今までよりこどもの話を聴くようになった割合が明らかに高いことが示された。

表 2-9-1

	N	割合
聴くようになった	61	23.6
少し聴くようになった	27	10.5
変わらない	136	52.7
聴かなくなった	6	2.3
未回答	28	10.9
合計	258	100.0

表 2-9-2

	聴くように なった	少し聴くよう になった	変わらない	聴かなくな った	合計
活動あり群	54(38.8)	22(15.8)	61(43.9)	2(1.4)	139(100)
活動なし群	7(8.0)	5(5.7)	72(81.8)	4(4.5)	88(100)

※ 活動あり：アドボケイトと話した・遊んだ・意見表明した経験のあるこども

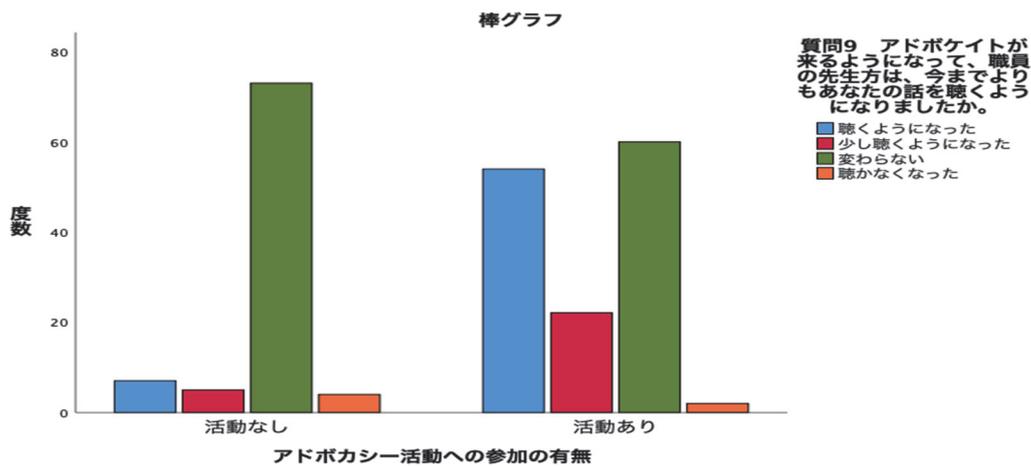


図 2-9-1

(10) アドボケイトが来て、ふれあうようになって、よかったところはありますか。

表 2-10-2 をみるとわかるように、活動あり群が、ふれあうようになってよかったところが「ある」と回答した割合が 50.9% であるのに対して、活動なし群は 2.5% であり、活動あり群の方が、アドボケイトが来てふれあうようになってよかったところがある割合が明らかに高いことが示された。

表 2-10-1

	N	割合
ある	60	23.3
ない	136	52.7
未回答	62	24.0
合計	258	100.0

表 2-10-2

	ある	ない	合計
活動あり群	58(50.9)	56(49.1)	114(100)
活動なし群	2(2.5)	77(97.5)	79(100)

(11)アドボケイトが来て、ふれあうようになって、よくないところはありますか。
よくないところが「ある」と回答したこどもは、わずか1.6%であった。

表 2-11

	N	割合
ある	4	1.6
ない	190	73.6
未回答	64	24.8
合計	258	100.0

(相澤 仁)

【引用・参考文献】

1. 雑誌

no.	著者名	出版年	論文名	雑誌名	出版社名
1	栄留里美, 相澤仁	2023	一時保護所入所児童が語る 「アドボケイト」の評 価 : A 自治体のインタビュー ー調査の分析から	大分大学福祉 健康科学部紀 要『福祉健康 科学』第3号	大分大学福祉 健康科学部
2	飯田法子, 相澤仁, 滝 口真, 吉田 由美子	2023	大分県における子どもの権 利擁護に係る実証モデル事 業に関する調査報告: 児童 養護施設職員へのアンケ ー調査を通して	子どもアドボ カシー研究第 1号	子どもアドボ カシー学会
3	當銘美菜	2023	乳幼児期の外国につながる 子どもの保育をめぐる現状 と課題—子どもたちの「こ とば」が聴かれる場の創出 —	目白大学総合 科学研究	目白大学
4	藤岡孝志	2023	「被懲戒の歴史」と「子ど もと親の相互意見表明」を 踏まえた子育て支援プログ ラムの構築に関する研究	日本社会事業 大学研究紀要	日本社会事業 大学
5	甲斐田万智 子, 南雲勇 多	2023	子どもの権利と持続可能な 開発目標(SDGs)達成に向け た取り組み: こども基本法 とこども家庭庁を求める子 どもアドボカシーに焦点を あてて	文京学院大学 総合研究所紀 要	文京学院大学 総合研究所
6	高橋温	2023	子どもの権利条約 意見表 明権	児童養護	全国社会福祉 協議会・全国 児童養護施設 協議会
7	林大介	2023	子どもの声を自治体に活か す: 主権者としての子ども の意見表明・参加のあり方	都市問題	後藤・安田記 念東京都市研 究所
8	岸部峻	2023	外傷・事故	小児看護	へるす出版
9	浦弘文	2023	社会的養護における子ども の意見表明権: 子どもが自 分の人生を歩くために	家庭の法と裁 判	日本加除出版
10	谷口由希子	2023	児童養護施設で生活する子 どもの主体的な選択と支援 の仕組み: 子どもの意見表 明権に着目して	名古屋市立大 学大学院人間 文化研究科人 間文化研究	名古屋市立大 学大学院人間 文化研究科

11	原田綾子	2023	家事司法システムにおける子どもの意見表明権の保障：子どもの最善の利益のための子ども包摂的プラクティスの発展に向けて	法社会学	有斐閣
12	喜多明人	2023	子どもの意見表明・参加の権利…"どうする?先生": 子ども基本法の施行を前にして	演劇と教育	晩成書房
13	相澤仁	2022	子どものウェルビーイングとアドボカシー	世界の児童と母性	資生堂社会福祉事業財団
14	安孫子健輔	2022	貧困・子ども・人権(第40回)社会全体で子どもの声を聴く：NPO 法人全国子どもアドボカシー協議会の発足	ヒューマンライツ	部落解放・人権研究所
15	金子宗徳	2022	武蔵野市「子どもの権利に関する条例」を巡って：「子どもの意見表明権」が孕む危険性	国体文化：日本国体学会機関誌：里見日本文化学研究所発表機関：立正教団発表機関	日本国体学会
16		2022	教育法規あ・ら・か・る・と 子ども基本法と意見表明権	内外教育	時事通信社
17	奥村仁美	2022	子どもに届く「子どもアドボカシー」	はらっぱ：子どもの人権・反差別・平和を考える	子ども情報研究センター
18	余谷暢之	2022	小児科医のアドボカシー活動を発展させるために	医学のあゆみ	医歯薬出版
19	近藤真理子	2022	学習集団づくりにおけるキーコンピテンシーと学習権の保障	日本の科学者	日本科学者会議
20	マケイラジェームス	2022	アメリカ・カリフォルニア州におけるユースアドボカシー：#Funds4YOUth:コロナ禍で安定性を求めたユースリーダーの奮闘	子どもの虐待とネグレクト：日本子ども虐待防止学会学術雑誌	日本子ども虐待防止学会
21	近藤真理子	2022	コロナウィルス禍における子どもの権利保障：意見表明権の扱いから	研究紀要	常磐会学園大学
22	松倉聡史	2022	子どもの権利条約における親子の面会交流の意義と面会交流調停の課題ー別居親	旭川大学短期大学部紀要	旭川大学短期大学部

			の父親からの面会交流申立て事案からの考察—		
23	藤岡孝志	2022	『子どもの権利擁護3モデル』に基づく子育て支援臨床アプローチの構築に関する研究—養育者の「被懲戒の歴史」に着目して—	日本社会事業 大学研究紀要	日本社会事業 大学
24	山岸利次	2022	教育法・今日の焦点(第6回)理念型としての意見表明権: With コロナ期における「子どもの権利」と教育	季刊教育法	エイデル研究所
25	山屋春恵	2022	社会的養護施設における訪問アドボカシー実践に関する研究: 神奈川県における子どもの意見表明支援事業を中心に	常葉大学保育 学部紀要	常葉大学保育 学部
26	伊藤嘉余子, 藤井健志, 井上翔一	2022	児童養護施設職員にとっての「子どもの声を聴くこと」の現状と課題: 児童養護施設職員アンケート調査からの考察	社会問題研究	大阪府立大学 人間社会システム科学研究科 人間社会学専攻 社会福祉学分野
27	相澤仁	2022	これからの社会福祉の展望 社会的養護における子どものアドボカシーの現状とこれから	月刊福祉	全国社会福祉 協議会
28	佐々木幸寿	2022	学校の制度と実践の基盤的権利: 子どもの権利条約における意見表明権、意見を聴取される権利	武蔵大学人文 学会雑誌	武蔵大学人文 学会
29	堀正嗣	2022	子どものメンタルヘルスと「子どもアドボカシー」	都市問題	後藤・安田記念 東京都市研究所
30	甲斐田万智子, 南雲勇多	2022	持続可能な開発目標(SDGs)達成に向けた子どもアドボカシー: コロナ禍の子どもの声	文京学院大学 総合研究所紀要	文京学院大学 総合研究所
31	長村敏生	2022	小児科医が子どもの事故予防にかかわる意義	小児科診療	診断と治療社
32	伊藤太一	2022	小児科医が変えた米国の事故予防の歴史と事故予防教育	小児科診療	診断と治療社
33	細川美幸	2022	特別支援が必要な子どもたちへの意見形成・意見表明支援(アドボカシー)の一	西南学院大学 人間科学論集	西南学院大学 学術研究所

			考察 ― 保育者養成と臨床心理士の可能性 ―		
34	西あかね	2022	「たすけて」と言える社会へ「ありがとう」があふれる社会へ：大学への移行支援プログラムにおける取り組み	LD, ADHD & ASD：学習障害・注意欠陥/多動性障害・自閉症スペクトラム障害	明治図書出版
35	森村美和子	2022	セルフアドボカシーを育てる上で小学校段階で大切にしたいこと：自分研究の実践を通じて	LD, ADHD & ASD：学習障害・注意欠陥/多動性障害・自閉症スペクトラム障害	明治図書出版
36	鈴木慶太	2022	一般雇用でも障害者雇用でも自らを戦力化するために：就労移行支援における取り組み	LD, ADHD & ASD：学習障害・注意欠陥/多動性障害・自閉症スペクトラム障害	明治図書出版
37	近藤真理子	2022	子どもの意見表明権から見たコロナウイルス禍における発達保障	日本の科学者	日本科学者会議
38	木谷秀勝	2022	自己理解から社会参加に向けて	LD, ADHD & ASD：学習障害・注意欠陥/多動性障害・自閉症スペクトラム障害	明治図書出版
39	伊藤陽子	2022	正しい自己理解と成功体験をもたせて：中学校における取り組み	LD, ADHD & ASD：学習障害・注意欠陥/多動性障害・自閉症スペクトラム障害	明治図書出版
40	西野恵子	2022	想いを形に：セルフアドボカシーを育む取り組み：高等学校 通級による指導における取り組み	LD, ADHD & ASD：学習障害・注意欠陥/多動性障害・自閉症スペクトラム障害	明治図書出版
41	片岡美華	2022	発達障害のある人の「セルフアドボカシー」	LD, ADHD & ASD：学習障害・注意欠陥/多動性障害・	明治図書出版

				自閉症スペクトラム障害	
42	西村優紀美	2022	発達障害大学生に対する支援：自己理解とセルフアドボカシー	LD, ADHD & ASD：学習障害・注意欠陥/多動性障害・自閉症スペクトラム障害	明治図書出版
43	栄留里美	2022	子どもの人権と命を守る子どもアドボカシーとは	実践自治	イマジン出版
44	栄留里美	2022	子どもの声を聴き、反映する取り組み：子どもアドボカシーの意味と活動例	教育と医学	慶應義塾大学出版会
45	溝田めぐみ	2022	保育における子どもの人権研究：子どもの意見表明権に注目して	香蘭女子短期大学研究紀要	香蘭女子短期大学
46	山本真知子	2022	里親制度における子どもアドボカシーの課題と展望：ピアサポートとピアアドボカシーに焦点を当てて	人間関係学研究：大妻女子大学人間関係学部紀要	大妻女子大学人間関係学部
47	中田喜一	2021	「子ども家庭福祉」における「子どもの最善の利益」の体制の現在－家族への介入に関する議論からの考察－	神戸医療福祉大学紀要	神戸医療福祉大学
48	塚本智宏	2021	子どもの意見表明・参加の権利と"三分の一配分"への権利：子どもの権利思想の探求者 J.コルチャックに学ぶ	はらっぱ：子どもの人権・反差別・平和を考える	子ども情報研究センター
49	大場信一	2021	社会的養護にかかわる子どもの人権について：権利擁護・意見表明権の重要性について考える	DIO：data information, opinions：連合総研レポート：資料・情報・意見	連合総合生活開発研究所
50	藤野興一	2021	鳥取県に子どもたちと一緒に闘うアドボカシーを構築したい	社会福祉研究	鉄道弘済会社会福祉第一部
51	和田浩	2021	アドボカシー委員会：子どもの貧困問題検討会	外来小児科	日本外来小児科学会
52	NPO 法人 子どもアドボカシーセ	2021	人と人をつなぐ実践 子どもたちの声が当たり前で尊重される社会をめざす：NPO 法	月刊福祉	全国社会福祉協議会

	ンター OSAKA		人子どもアドボカシーセン ターOSAKA		
53	川上知幸	2021	子どもアドボカシーの「独 立性」がもたらす意義と課 題：児童福祉・教育現場の 実践から	金城学院大学 論集. 社会科学 編	金城学院大学
54	橋本眞奈美	2021	社会的養護における子ども の意見表明権とソーシャル ワーカー	九州ジャーナ ルオブソーシ ヤルワーク	九州ソーシャ ルワーク学会
55	加藤彰男	2021	子どもたちは権利の主体で す=the child as a subject of rights：意見表明権と参 加	新英語教育	高文研
56	栄留里美	2021	イングランドにおける子ど もアドボカイトの養成方法 に関する研究：トレーナー へのインタビュー調査をも とに	九州社会福祉 学	日本社会福祉 学会九州部会
57	浅田明日香	2021	意見表明権成立過程の子ど も親：意見表明権の主体に 焦点を当てて	あいち保育研 究所研究紀要	あいち保育研 究所
58	三石初雄	2021	原体験教育と授業での「深 い学び」往還の可能性を探 る：自然に関わることの教 育的価値の学校史的探究	子どもと自然 学会誌	子どもと自然 学会事務局
59	山屋春恵	2021	児童福祉施設における子ど もの権利擁護：アドボカシ ー実践の可能性を中心に	常葉大学保育 学部紀要	常葉大学保育 学部
60	梅野潤子	2021	新型コロナウイルス感染拡 大状況における子どもの権 利ーインターネットを通じ た子どもに対する情報提供 及び意見表明の機会提供ー	長崎国際大学 論叢	長崎国際大学
61	佐々木幸寿	2021	教育の危機管理 野田市児 童虐待死亡事件と「子ども アドボカシー」の考え方	週刊教育資料	教育公論社
62		2021	子ども権利擁護ワーキング が意見表明権で議論	週刊保健衛生 ニュース	社会保険実務 研究所
63	甲斐田万智 子, 南雲勇 多	2021	持続可能な開発目標(SDGs) 達成における子どもアドボ カシーの意義	文京学院大学 総合研究所紀 要	文京学院大学 総合研究所
64	佐藤剛	2021	子どもの意見表明とファミ リーソーシャルワーク	児童養護	全国社会福祉 協議会・全国

					児童養護施設協議会
65	青井美帆, 奥野哲也	2021	一時保護中の子どもの意見表明権	子どもの虹情報研修センター紀要	横浜博萌会子どもの虹情報研修センター
66	田中洋	2021	学校の一斉臨時休業要請に見る法的課題	スクール・コンプライアンス研究	日本スクール・コンプライアンス学会
67	前橋信和	2021	子どものアドボカシーを考える：子どもの権利擁護に関するワーキングチームを通して	権利擁護・虐待防止	全国社会福祉協議会
68	伊藤健治	2021	子どもの権利保障における意見表明権の意義	日本教育法学会年報	有斐閣
69	竹内元	2021	実践記録にある子どもの意見表明を聴く：基調との対話	生活指導	全国生活指導研究協議会
70	福山文子	2021	書評 堀正嗣著『子どもの心の声を聴く：子どもアドボカシー入門』	公教育計画研究：公教育計画学会年報	公教育計画学会
71		2020	ブックレビュー 小野善郎, 薬師寺真編著 児童虐待対応と「子どもの意見表明権」：一時保護所での子どもの人権を保障する取り組み	子どもの虐待とネグレクト：日本子ども虐待防止学会学術雑誌	日本子ども虐待防止学会
72	栄留里美	2020	児童養護施設における訪問アドボカシー実践の評価研究：子ども・施設職員へのインタビュー調査に基づく考察	子ども家庭福祉学	日本子ども家庭福祉学会
73	大谷美紀子	2020	「子どもの権利条約」浸透に向けての日本の課題	世界の児童と母性	資生堂社会福祉事業財団
74	高橋直紹	2020	「子どもの手続代理人」を超えて「子どもの代理人」へ：子どもの最善の利益のために	世界の児童と母性	資生堂社会福祉事業財団
75	都留和光	2020	「第45回資生堂児童福祉海外研修」報告に代えて海外研修の意義とポーランド「オンブズマン事務所」について	世界の児童と母性	資生堂社会福祉事業財団
76	小澤さおり	2020	「豊島区子どもの権利に関する条例」とその取り組み	世界の児童と母性	資生堂社会福祉事業財団

77	山口亮子	2020	アメリカの CASA/GAL 制度にみる子どものアドボカシー	世界の児童と母性	資生堂社会福祉事業財団
78	西野博之	2020	ありのままの自分でいい：子どもたちの心の声を聴き続けるとのこと	世界の児童と母性	資生堂社会福祉事業財団
79	吉田恒雄	2020	わが国における子どもの権利と権利擁護をめぐる：立法等による対応の推移について	世界の児童と母性	資生堂社会福祉事業財団
80	堀正嗣	2020	子どもアドボカシーとは	世界の児童と母性	資生堂社会福祉事業財団
81	石倉尚	2020	子どもの意見を聴くということ：一時保護所に保護されている子どもへの意見聴取を通して	世界の児童と母性	資生堂社会福祉事業財団
82	熊澤美香	2020	子どもの権利と子どもホスピス	小児看護	へるす出版
83	薬師寺真	2020	子どもの権利の実現に向けた児童福祉実践活動：保護される権利と参画する権利の緊張関係の狭間で考えたこと	世界の児童と母性	資生堂社会福祉事業財団
84	栄留里美	2020	施設訪問アドボカシーの取り組みについて	世界の児童と母性	資生堂社会福祉事業財団
85	香坂ちひろ	2020	社会的養護に当事者参画を：子どもたちが「自分の人生に自分がない」と感じなくて済むように	世界の児童と母性	資生堂社会福祉事業財団
86	小野善郎	2020	児童福祉の根幹としての「子どもの意見表明権」	子育て支援と心理臨床	福村出版
87	柴田恵理子	2020	講演記録 ニック・ミッジリー先生のご講演「子どものアドボケイト(権利擁護者)としてのアンナ・フロイト」への討論	精神分析研究	日本精神分析学会
88	ニックミッジリー, 野川猛, 三上謙一, 平野直己	2020	講演記録 子どものアドボケイト(権利擁護者)としてのアンナ・フロイト	精神分析研究	日本精神分析学会
89	澤田稔	2020	教育問題法律相談(No.551) 子どもの意見表明権の保障：演劇部の場合	週刊教育資料	教育公論社

90	二宮周平	2020	基調講演 子どもの意見表明権と子どもへの情報提供：尊厳と育ちへのサポート	離婚・再婚家族と子ども研究	日本離婚・再婚家族と子ども研究学会
91		2020	「子どもの意見表明権と実践」アンケートのまとめ	家教連家庭科研究	家庭科教育研究者連盟
92	掛川亜季	2020	学校現場と子どもの意見表明	家教連家庭科研究	家庭科教育研究者連盟
93	澤田悦子	2020	子どもの権利条約を意識した1つの試み：「意見表明」の力大切に：友と自分の生活交流	家教連家庭科研究	家庭科教育研究者連盟
94	海野りつ子	2020	小学校家庭科新教科書の特徴	家教連家庭科研究	家庭科教育研究者連盟
95	鈴木晴香	2020	小学校実践 子どもたちのくらしから始まる家庭科の授業	家教連家庭科研究	家庭科教育研究者連盟
96	笥敏子	2020	中学校実践 子どもが学んだこと、考えたことを伝える場面をつくる試み	家教連家庭科研究	家庭科教育研究者連盟
97	森下育代	2020	特別支援教育実践 輝く笑顔と自信を育てる：個別支援学級からの発信	家教連家庭科研究	家庭科教育研究者連盟
98	大西斎	2020	日本国憲法の改正手続に関する法律 105 条の検討	東京未来大学研究紀要	学校法人 三幸学園 東京未来大学
99	正木遥香	2020	子どもの権利擁護に向けた啓発講座の実践：2018 年度大分大学公開講座「子どもアドボカシーって何だろう？」報告	大分大学高等教育開発センター紀要	大分大学高等教育開発センター
100	昇慶一	2020	児童福祉審議会の現状と課題について	研究紀要	常磐会学園大学
101	栄留里美	2020	児童養護施設における訪問アドボカシー試行実践の意義と課題：子どもへのグループインタビュー調査に基づく考察	九州社会福祉学	日本社会福祉学会九州部会
102	山岡祐衣	2020	子どものアドボカイトとしての小児科医：虐待予防に向けた国内外の取り組み	外来小児科	日本外来小児科学会
103	千葉直紀	2020	保育・教育現場における子どもの人権：子どもの意見表明権に着目して	紀要	上田女子短期大学
104	上森さくら	2020	「参加したい!」という声を誘い出す楽しい活動を	生活指導	全国生活指導研究協議会

105	里中広美	2020	ぐちゃぐちゃが止まらない	生活指導	全国生活指導研究協議会
106	星野寛	2020	ただの公園じゃなくなった気がする	生活指導	全国生活指導研究協議会
107	森山良太	2020	みんなそのままでもいいんだよ	生活指導	全国生活指導研究協議会
108	安ウンギョン	2020	学校における子どもの意見表明及び参加保障の課題：生徒会を中心に	工学院大学教職課程学芸員課程年報	工学院大学教職課程研究室
109	大西健司	2020	子どもの意見表明権と最善の利益原則との関係についての一考察：医療上の子どもの決定権をめぐる英国判例を契機に	杏林社会科学 研究	杏林大学社会科学学会
110	武内一, 佐藤洋一, 徳丸由紀子	2020	子ども自身が語る子どもの権利条約：和歌山と大阪での日本初の取り組み	社会医学研究：日本社会医学学会機関誌	日本社会医学会事務局
111	藤井啓之	2020	実践報告の読み取り 意見表明から社会制作へ	生活指導	全国生活指導研究協議会
112	二見妙子	2020	書評 堀正嗣編、栄留里美、久佐賀眞里、鳥海直美、農野寛治『独立子どもアドボカシーサービスの構築に向けて』	公教育計画研究：公教育計画学会年報	公教育計画学会
113	高橋味央	2020	生活困難層の子どもを包摂する教師の葛藤と対処戦略：子どもアドボカシーとしての教育実践	人間教育と福祉	日本教育福祉学会
114	鶴飼雄介	2020	誰もが安心して生活できる居場所づくり	生活指導	全国生活指導研究協議会
115	吉葉研司	2019	「100のことば」を奏で続けることの大切さ：「意見表明権」保障から「子どもの権利」を考える	子どもの文化	文民教育協会 子どもの文化研究所
116	奥野哲也, 石倉尚, 薬師寺真, 佐藤靖啓, 小野善郎	2019	大会企画シンポジウム 虐待対応における子どもの意見表明権：子どもの視点で考える児童相談所と所内に配置される弁護士, 精神科医のあるべき姿	子どもの虐待とネグレクト：日本子ども虐待防止学会学術雑誌	日本子ども虐待防止学会
117	澤田稔	2019	教育問題法律相談(No.507) 子どもアドボケイトとは	週刊教育資料	教育公論社
118	二宮周平	2019	子どもの意見表明権と子どもへの情報提供：『子どものためのハンドブック 親	教育と医学	慶應義塾大学出版会

			の別居・親の離婚』について		
119	石田かづ子	2019	子どもの声を聴く(第3回) 子どもの暴言・暴力を意見 表明につなぐ	子どものしあ わせ：母と教 師を結ぶ雑誌	福音館書店
120	川瀬信一	2019	「新たな当事者」の登場と これからの当事者参画	子どもの虐待 とネグレクト： 日本子ども虐 待防止学会学 術雑誌	日本子ども虐 待防止学会
121	栄留里美	2019	イギリスのアドボカシー制 度と国内における訪問アド ボケイトの取り組み	子どもの虐待 とネグレクト： 日本子ども虐 待防止学会学 術雑誌	日本子ども虐 待防止学会
122	長瀬正子, 谷口由希子	2019	社会的養護の当事者の 「声」：施設等退所後に困 難な状況にある当事者に焦 点をあてて	子どもの虐待 とネグレクト： 日本子ども虐 待防止学会学 術雑誌	日本子ども虐 待防止学会
123	アイデクー ザ	2019	当事者参画に力をそそぐ： 子ども家庭福祉システムを 愛情に基づいたものに変革 するために	子どもの虐待 とネグレクト： 日本子ども虐 待防止学会学 術雑誌	日本子ども虐 待防止学会
124	中村みどり	2019	日本における社会的養護当 事者活動の15年と課題： CVVの歩みから	子どもの虐待 とネグレクト： 日本子ども虐 待防止学会学 術雑誌	日本子ども虐 待防止学会
125	永野咲	2019	日本における当事者参画の 現状と課題	子どもの虐待 とネグレクト： 日本子ども虐 待防止学会学 術雑誌	日本子ども虐 待防止学会
126	大塚浮子	2019	子どもを主体とした学校ソ ーシャルワーク理論の構 築：パワー交互作用モデル と子どもアドボカシー研究 の統合を目指して(豊田謙 二教授、橋本公雄教授退職 記念号)	社会関係研究	熊本学園大学 社会関係学会 『社会関係研 究』編集委員 会

127	新島一彦	2019	児童福祉法改正、民法改正および保育所保育指針、認定こども園教育・保育要領、幼稚園教育要領の改訂から見る子どもの権利条約(子どもの力を伸ばす 子どもの権利条約：アタッチメント理論をベースに 12 条「意見表明権」を問い直す：児童福祉法および民法の改正並びに保育所保育指針等の改正から見る権利条約)	教職研究：平成国際大学教職支援センター紀要	平成国際大学教職支援センター
128	大西健司	2019	子どもの意見表明権と大人の応答義務	津田塾大学紀要	津田塾大学全学研修・紀要委員会
129	名尾利香	2019	離婚問題と子どもの意見表明権	桃山学院大学社会学論集	桃山学院大学総合研究所
130	木附千晶	2019	日本の子どもたちが国連で意見表明「一人ひとりにきちんと向き合って!」と	保育通信	全国私立保育連盟
131	辻舞	2019	発達障害と診断された子どもの"声"からみる支援者の在り方に関する研究：アドボケイト機能を用いた調査より(2018年度学生研究奨励賞受賞論文要約)	社会事業研究	日本社会事業大学社会福祉学会
132	開田(青山)有希	2019	指定管理者の変更後の子どもからみた学童保育の現状と課題：子どもの権利保障の視点から	学童保育：日本学童保育学会紀要	日本学童保育学会
133	浅田明日香	2018	応答的な関係による意見表明権の保障に関する一考察：児童養護施設における自立支援に焦点をあてて	子ども家庭福祉学	日本子ども家庭福祉学会
134	鳥海直美	2018	すべての子どもに思いが聴かれる経験を：子どもアドボカシーのめざすもの	はらっぱ：子どもの人権・反差別・平和を考える	子ども情報研究センター
135	奥村仁美	2018	子どもの声を聴くこと、そして伝えること：障害児施設訪問アドボケイトに取り組んで	はらっぱ：子どもの人権・反差別・平和を考える	子ども情報研究センター
136	栄留里美	2018	英国における独立子どもアドボカシーの実践方法に関する研究：施設訪問アドボ	福祉社会科学	大分大学大学院福祉社会科学研究所

			カシー実践者へのインタビュー調査を通して		
137	新島一彦, 木附千晶	2018	子どもの力を伸ばす 子どもの権利条約：アタッチメント理論をベースに12条「意見表明権」を問い直す：児童福祉法および民法の改正から見る権利条約	教職研究：平成国際大学教職支援センター紀要	平成国際大学教職支援センター
138	寺澤好之	2018	子どもの意見表明・参加に基づく施策づくり	子どもの権利研究	子どもの権利条約総合研究所
139	浅田明日香	2018	子どもと保育者の相互的な関係：泣き場面での意見表明に着目して	愛知県立大学教育福祉学部論集	愛知県立大学教育福祉学部
140	岸部峻, 森川和彦, 友常雅子, 井上信明	2018	子どもの外傷予防に対する小児医療従事者の意識	日本小児科学会雑誌	日本小児科学会
141	江南健志, 斎藤富由起	2018	公園をなくしたことは子どもたちにとってどういう経験だったか：子どもの意見表明権と『心の声』	千里金蘭大学紀要	千里金蘭大学
142	名尾利香	2017	子どもの権利条約と意見表明権	桃山学院大学社会学論集	桃山学院大学
143	栄留里美	2017	イギリスの子どもアドボカシーの取り組みと日本への導入可能性	世界の児童と母性	資生堂社会福祉事業財団
144	阿比留久美	2017	子どもの文化を生み出す「居場所」(第6回)子どもの居場所を広げる大人のかかわり：子どもの意見表明権と「わがまま」	子どものしあわせ：母と教師を結ぶ雑誌	福音館書店
145	萩原佑亮	2017	特集巻頭言にかえて「小児救急」とは何か?	救急医学	へるす出版
146	佐藤寿哲	2017	医療分野における子どもの自己決定権に関する文献レビュー	大阪総合保育大学紀要	大阪総合保育大学
147	古川知子	2017	非行問題と子どもアドボカシー：学校教育における子どもの人権尊重の観点から(清水篤教授ご退任記念号)	神戸親和女子大学児童教育学研究	神戸親和女子大学児童教育学会
148	飯田雅子	2017	札幌市下水道科学館リニューアルに子どもの視点を活かす	科学技術コミュニケーション	北海道大学高等教育推進機構 (CoSTEP)

149	大塚美和子	2017	スクールソーシャルワークの実践展開(3)子どものアドボカシー	ソーシャルワーク研究：社会福祉実践の総合研究誌	中央法規出版
150	井上信明	2015	小児科医と子どもの外傷	小児科臨床	総合医学社
151	井上健朗	2015	社会福祉の立場から医療と教育の保障を考える	小児看護	へるす出版
152	子ども家庭相談室	2015	特集 子どもの意見表明をいかに支えるか：ちょっと待って、ちょっと待って!おとなの都合	はらっぱ：子どもの人権・反差別・平和を考える	子ども情報研究センター
153	石田暁	2015	高校生の意見表明：文化祭「仰げば尊し」の取り組みから	ひろば：京都の教育	京都教育センター+「ひろば・京都の教育」刊行委員会
154	齋藤尚志	2015	学校統廃合における「子どもの意見の尊重」①	夙川学院短期大学研究紀要	学校法人 夙川学院 夙川学院短期大学
155	金子真理子	2015	子どもの「意見表明権」の社会的意義：二つの教育実践の分析をもとに	子ども社会研究	日本子ども社会学会
156	栄留里美	2014	児童養護施設入所児童に対する権利代弁機能の検討	鹿児島国際大学大学院学術論集	鹿児島国際大学大学院
157	堀井二実	2014	子どもの人権と保育教育(第19回)保育所・幼稚園におけるアドボカシー	はらっぱ：子どもの人権・反差別・平和を考える	子ども情報研究センター
158	栄留里美	2014	ソーシャルワーカーのアドボカシー機能の課題：子どもの『最善の利益』めぐるイギリスの独立アドボケイトとの比較から	九州社会福祉学年報	東洋大学社会福祉学会九州部会
159	永淵泰一郎	2014	子どもの意見表明権をめぐる保育の課題	はらっぱ：子どもの人権・反差別・平和を考える	子ども情報研究センター
160	田中文子	2014	子どもの最善の利益と意見表明権：子ども情報研究センターの取り組み	社会福祉研究	鉄道弘済会社会福祉第一部
161	堀正嗣	2014	子どもアドボカシー入門：子どもの声がおとなに届くために	部落解放	解放出版社

162	中村朋子	2013	子どものしあわせづくり 養護教諭の活動とアドボカ シー：子どもの権利を守る ために	心とからだの 健康：子ども の生きる力を 育む	健学社
163	林浩康	2013	子どもの最善の利益に適っ た児童福祉システムの再構 築	世界の児童と 母性	資生堂社会福 祉事業財団
164	加藤芳明, 山屋春恵	2013	児童養護施設における子ど もの権利擁護：神奈川県 子ども人権審査委員会にお けるシステムアドボカシー の取り組みから	世界の児童と 母性	資生堂社会福 祉事業財団
165	矢吹芳洋	2013	自治体における子どもの意 見表明及び参加保障の仕組 と課題：上越市子どもの権 利に関する条例を手掛かり として	専修大学人文 科学研究所月 報	専修大学人文 科学研究所
166	比嘉昌哉	2013	スクールソーシャルワー カーのアドボカシー機能遂行 のプロセス：子ども支援に 焦点を当てて	沖縄国際大学 人間福祉研究	沖縄国際大学 人間福祉学会
167	烏海直美	2013	学齢期の知的障害児への相 談支援モデルの開発：〈子 どもからはじめる個人将来計 画〉を用いた相談支援の アクションリサーチ	四天王寺大学 紀要	四天王寺大学
168	森本志磨子	2012	社会的養護におけるアドボ ケイト制度の実現に向けて	はらっぱ：子 どもの人権・ 反差別・平和 を考える	子ども情報研 究センター
169	烏海直美	2012	障害をもつ子どもの思いを 聴くということ：「子ども からはじめる個人将来計 画」の取り組みから	はらっぱ：子 どもの人権・ 反差別・平和 を考える	子ども情報研 究センター
170	大森順子	2012	親が離婚するとき、子ども の気持ちを聴くというシス テムが必要：離婚時の子ど もアドボケイトの役割	はらっぱ：子 どもの人権・ 反差別・平和 を考える	子ども情報研 究センター
171	森田明美	2012	東洋大学教授 森田明美氏 に聞く(下)子どもに意見表 明の場を	週刊教育資料	教育公論社
172	森本直子	2012	子どもの権利条約からみた 改正臓器移植法の課題：意 見表明権を中心に	ジュリスコン サルタス	関東学院大学 法学研究所

173	ジェーンダ リンプル, ヒラリーホ ーラン	2012	イギリスの子どもアドボカ シーから学ぶ	はらっぱ：子 どもの人権・ 反差別・平和 を考える	子ども情報研 究センター
174	子ども情報 研究センタ ー	2012	イギリスの子どもアドボカ シーと「子ども家庭相談室」	はらっぱ：子 どもの人権・ 反差別・平和 を考える	子ども情報研 究センター
175	山下早苗, 神ノ川博, 長澤芳	2012	医師による病名病状説明が 子どもに行われる時の看護 師役割	日本小児看護 学会誌	一般社団法人 日本小児看護 学会
176	住友剛	2012	書評 堀正嗣編著、栄留里 美、河原畑優子、ジェー ン・ダリンプル著『イギリ スの子どもアドボカシー その政策と実践』	公教育計画研 究：公教育計 画学会年報	公教育計画学 会
177	鈴木ゆみ	2011	スクールカウンセラーの多 文化カウンセリングコンピ テンスの獲得に向けて：臨 床心理士養成課程の大学院 案内とシラバスの分析	明治学院大学 大学院心理学 研究科心理学 専攻紀要	明治学院大学 大学院文学研 究科心理学研 究科心理学専 攻
178	新井麻美子, 山田咲樹子	2011	子どもの施設入所を巡る看 護師の倫理的葛藤につい て：医療チームによる関わ りから学んだこと	日本小児看護 学会誌	一般社団法人 日本小児看護 学会
179	田中英高	2010	臓器移植に関わる法律 臓 器移植法	Modern physician = モダンフィジ シャン	新興医学出版 社
180	浦野東洋一	2010	「在日外国人の子どもの学 校教育」に関する一考察： 大阪地裁「平 18(ワ)1883 号」平成 20.9.26 判決を素 材に	帝京大学文学 部教育学科紀 要	帝京大学
181	森田明彦, 森田明美	2010	研究チーム 子どもの貧困 問題への福祉的対応 子ど もの意見表明権の実質的保 障のための条件：ワークシ ョップ:国連子どもの権利委 員会に対する個人通報制度 を巡る課題を手がかりにし て	東洋大学人間 科学総合研究 所紀要	東洋大学人間 科学総合研究 所
182	渡邊充佳	2010	代弁を通じた子ども参加： 兵庫県川西市における子ど もオンブズパーソン活動の 検討	生活科学研究 誌	『生活科学研 究誌』編集委 員会

183		2010	事業事例 子どもの意見表明の支援と権利救済活動：川西市	子どもの権利研究	子どもの権利条約総合研究所
184	中野綾美	2010	子どもの権利・家族の権利を擁護する小児看護の役割	小児看護	へるす出版
185	柳澤靖明	2009	学校に「協働」という名の和を!：子どもたちの「今」、そして「未来」のために(第8回)子どもとともにつくる学校 子どもの意見表明権の実現	学校事務	学事出版
186	川村麻衣子	2009	子どもの権利条約「意見表明権」が教えてくれるもの	高校のひろば	旬報社
187	黒岩哲彦, 掛川亜季, 五嶋俊信	2008	判例研究 いじめ被害を受けた中学生の意見表明が裁判上の和解手続きにおいてなされた和解事例	季刊教育法	エイデル研究所
188	針塚瑞樹	2008	子どもの「自己決定」に関する一考察：子どもの意見表明・参加の権利を中心に	九州教育学会研究紀要	九州教育学会
189	中川律	2007	判例研究 公立学校教員の式典における意見表明：都立養護学校絵つきブラウス事件控訴審判決[東京高裁平成18.12.26判決]	季刊教育法	エイデル研究所
190	堀尾輝久	2007	乳幼児期における子どもの権利の実践(まとめ) 「人権」…「子どもの権利」、そして、「意見表明権」をどのように考えるか	子どもの文化	文民教育協会 子どもの文化研究所
191	松井潔	2007	胎児期・新生児期・乳児期の障害への支援	脳と発達	THE JAPANESE SOCIETY OF CHILD NEUROLOG Y
192	家庭問題情報センター	2005	ファミリーカウンセラーの窓から(70)子どもの意見表明権について考える：面会交流援助の経験から	住民行政の窓	日本加除出版
193	小川恭子	2005	父性的枠づけと母性的ケアについて	世界の児童と母性	資生堂社会福祉事業財団
194	福田雅章	2005	あらためて「こどもの居場所」を検証する：子どもの意見表明権こそは、人間関	月刊社会教育	旬報社

			係を形成し、居場所を実現する権利である		
195	伊藤香代	2005	子どもと意見表明・参加 たじみ子ども会議：子ども スタッフの子どもたち	子どもの権利 研究	子どもの権利 条約総合研究 所
196	山本克彦	2005	子どもと意見表明・参加 子どもの意見表明・参加と 子ども支援	子どもの権利 研究	子どもの権利 条約総合研究 所
197	土屋和彦	2005	子ども施策と子ども計画 子どもの意見表明・参加の 行動計画づくり	子どもの権利 研究	子どもの権利 条約総合研究 所
198	多久和祥司	2004	子どもの意見表明を生かした イラク戦争学習：紙上討論 「しゃべり場」が生んだ 戦争の争点	教育	旬報社
199	松本千秋	2004	私たちの意見表明 国立、 届ける会、そして今の私	月刊社会教育	旬報社
200	守屋志歩	2004	私たちの意見表明 命を助 けられた学校	月刊社会教育	旬報社
201	市川和彦	2004	活動報告 軽度知的障害者 とのワークショップの取り 組みから：施設内虐待に対 する子どもたちによるセルフ ・アドボカシーの可能性	子どもの虐待 とネグレク ト：日本子ど も虐待防止学 会学術雑誌	日本子ども虐 待防止学会
202	爾,寛明	2004	子ども参加・参画型保育に おける「話し合い活動」の 充実に関しての一考察： 子どもの権利条約における 意見表明能力の育成におけ る話し合い活動の取り組み 方について	佛教大學大學 院紀要	佛教大学大學 院
203	LotharKrap pmann, 堀 尾輝久	2004	対談 「子どものために」 ではなく「子どもの視点か ら」：子どもの最善の利益 と意見表明権をとらえなお す	クレスコ	大月書店
204	喜多明人	2004	子どもの意見表明・参加の 権利をめぐる現代的課題	教育評論	アドバンテー ジサーバー
205	浦野東洋一	2004	「開かれた学校づくり」の フィールド・ワーク	立命館高等教 育研究	立命館大学大 学教育開発・ 支援センター
206	大日方真史	2004	学校文化の特性と子ども参 加の追求：学校参加研究の 課題を探る	子どもの権利 研究	子どもの権利 条約総合研究 所

207	和田真也	2004	現代の学校と子どもの意見表明・参加の権利	子どもの権利研究	子どもの権利条約総合研究所
208	荒牧重人	2004	子どもの意見表明・参加の権利論の展開と課題	子どもの権利研究	子どもの権利条約総合研究所
209	二宮周平	2004	子どもの意見表明権と家族・福祉法制	子どもの権利研究	子どもの権利条約総合研究所
210	子どもの権利条約総合研究所	2004	子どもの権利条約批准 10 周年記念 特集 子どもの意見表明・参加の権利	子どもの権利研究	子どもの権利条約総合研究所
211	山田由紀子	2004	修復的司法と少年の意見表明	子どもの権利研究	子どもの権利条約総合研究所
212	川村百合	2004	少年の意見表明権の保障と付添人活動	子どもの権利研究	子どもの権利条約総合研究所
213	子どもの権利条約総合研究所	2004	少年司法における「対話」：意見表明権との関連で	子どもの権利研究	子どもの権利条約総合研究所
214	田中文子, 山下裕子	2004	地域・NPO と子どもの意見表明・参加の権利：意見表明・参加権と「聴く」ということ	子どもの権利研究	子どもの権利条約総合研究所
215	寺尾絢彦	2004	調査官をめぐる課題：郡山少年事件が提起するもの	子どもの権利研究	子どもの権利条約総合研究所
216	加藤鉄三郎	2004	子どもの権利条約「意見表明権」における権利行使の促進に関する考察	神学と人文：大阪キリスト教短期大学紀要	大阪キリスト教短期大学
217	世取山洋介	2003	子どもの意見表明権の Vygotsky 心理学に基づく存在論的正当化とその法的含意	法政理論	新潟大学法学会
218	進藤敬子	2003	これ以上封じ込めないで子どもの「意見表明権」	人権と教育：障害児と親と教師をむすぶ	障害者の教育権を実現する会
219	赤坂正浩	2002	入門講座 ファーストステップ憲法(7)必要なのは子ども扱い?大人扱い?:子どもの人権	法学教室	有斐閣
220	大和田叙奈	2002	児童福祉法と子どもの権利：意見表明権を保障する視点から	司法福祉学研究	日本司法福祉学会

221	福田雅章	2001	子どもの権利の本質とはなにか：自己決定権と意見表明権のはさまで	子どものしあわせ：母と教師を結ぶ雑誌	福音館書店
222	荒牧重人	2001	提言1 子どもの意見表明・参加	学校運営	全国公立学校教頭会
223	藤井佐知子	2001	提言2 学校は「社会化」の場：子どもの参加・意見表明を支える知的基盤の形成を	学校運営	全国公立学校教頭会
224	小宮山健治	2001	提言3 川崎市子どもの権利条約の概要	学校運営	全国公立学校教頭会
225	柴田長生	2001	提言4 意見表明の尊重は、まず聞くことから：開かれた関係性をめざして	学校運営	全国公立学校教頭会
226	岡林保幸	2001	提言5 子どもの意見の尊重と開かれた学校づくり推進委員会	学校運営	全国公立学校教頭会
227	全国公立学校教頭会	2001	特集 子どもの参加と意見表明	学校運営	全国公立学校教頭会
228	山田雅太	2001	ポートフォリオ 川崎市子ども権利条例子ども委員会：権利条例づくりに子どもの立場から意見表明を行う	子どもの文化	文民教育協会 子どもの文化研究所
229	石田文三	2000	新しい子ども観	子ども家庭福祉情報	恩賜財団母子愛育会
230	田丸敏高, 井戸垣直美, 志満津陽子	2000	子どもの秘密と自我の発達: 権利主張としての意見表明の分析を通じて	鳥取大学教育地域科学部紀要. 教育・人文科学	鳥取大学教育地域科学部
231	小笠原彩子	2000	分科会報告 児童相談所を中心とする救済制度の課題と方向性	子どもの虐待とネグレクト：日本子ども虐待防止学会学術雑誌	日本子ども虐待防止学会
232	田丸敏高	2000	子どもの権利と教育の課題：意見表明権の発達心理学的検討を通じて	鳥取大学教育地域科学部教育実践研究指導センター研究年報	鳥取大学教育地域科学部附属教育実践研究指導センター
233	中川明	1999	子どもの意見表明権と表現の自由に関する一考察：いわゆる「ゲルニカ訴訟」の『意見書』から	北大法学論集	北海道大学法学部

234	許斐有	1999	児童福祉領域における子どもの権利擁護の課題：カナダのアドボカシーシステムを手がかりとして	子ども情報研究センター研究紀要	子ども情報研究センター
235	許斐有	1999	カナダ・オンタリオ州のアドボカシー機関	世界の児童と母性	資生堂社会福祉事業財団
236	津崎哲雄	1999	英国における児童福祉施設監査制度と子どもの意見表明	社会学部論集	佛教大学社会学部
237	岩堂美智子	1998	カナダに学んだ「アドボカシー」と「ピアレンティング」	女性ライフサイクル研究	女性ライフサイクル研究所
238	渋井哲也	1998	シリーズ子どもを考える世界の先駆けとなった日本の子どもの意見表明	金曜日	金曜日
239	金井塚康弘	1998	「子どもの権利条約」ってなんですか？：子どもからの意見表明	消費者情報	関西消費者協会
240	堀正嗣	1998	障害者運動におけるアドボカシーと子どもアドボカシー	子ども情報研究センター研究紀要	子ども情報研究センター
241	二宮周平	1998	家族法と子どもの意見表明権：子どもの権利条約の視点から	立命館法學	立命館大学法学会
242	城戸金蔵	1997	「児童の権利に関する条約」ウォッチング(7)子どもも参画できる社会の実現をめざして：「みやぎ子ども議会」の開催と子どもの意見表明権の行使について	世界の児童と母性	資生堂社会福祉事業財団
243	植田一夫	1997	自分の存在を実感できる学校に：子どもの意見表明権を軸にすえて	教育	旬報社
244	吉松正秀	1996	沖縄学習のなかでの子どもの意見表明：「総合学習・沖縄より」	教育	旬報社
245		1996	検証7 「意見表明の権利」から見て	子どものしあわせ：母と教師を結ぶ雑誌	福音館書店
246	小宮山健治	1996	川崎市における子どもの意見表明：「川崎子ども議会」のとりくみから	子どものしあわせ：母と教師を結ぶ雑誌	福音館書店
247	東京都生活文化局女性青少年部青少年課	1996	東京都における青年の意見表明制度	子どものしあわせ：母と教師を結ぶ雑誌	福音館書店

248	米沢広一	1995	「意見表明権」(12条)の検討	自由と正義	日本弁護士連合会
249	三笠市幌内 中分会	1994	学校現場における「意見表明権」：校則に対するおとなの意見・子どもの意見：北海道	教育評論	アドバンテージサーバー
250	長谷川真人	1994	「子どもの意見表明権と施設養護改革」論に対する意見：〔「社会福祉研究」〕第57号「津崎論文」を読んで	社会福祉研究	鉄道弘済会社会福祉第一部
251	鈴木隆史	1994	子どもの権利条約における「子どもの権利行使主体性」の意味：子どもの意見表明権の2様性について	児童青年精神医学とその近接領域：日本児童青年精神医学会誌	日本児童青年精神医学会
252	鈴木隆史	1994	子どもの権利条約における「意見表明権」（総論）－親権体系への受容について－	早稲田法学	早稲田大学法学会
253	桜井智恵子, 堀真一郎	1994	子どもの権利条約における意見表明権とその具体化の原則：子どもの自由を保障する視点から	大阪市立大学生活科学部紀要	大阪市立大学生活科学部
254	津崎哲雄	1993	子どもの意見表明権と施設養護改革	社会福祉研究	鉄道弘済会社会福祉第一部
255	長畑正道	1993	子どものアドボカシーと小児神経科医	脳と発達	THE JAPANESE SOCIETY OF CHILD NEUROLOGY
256	世取山洋介	1992	こどもの権利条約をめぐる議論の状況：意見表明権および市民的自由の意義付けを中心にして	法の科学：民主主義科学者協会法律部会機関誌	日本評論社
257	島ノ江一彦	1991	高校生が意見表明権に期待すること	季刊教育法	エイデル研究所
258	大田堯	1991	子どもに最善の利益を与える大人の役目	季刊教育法	エイデル研究所
259	下村哲夫	1991	子どもの意見表明権と学校	季刊教育法	エイデル研究所
260	喜多明人	1991	子どもの意見表面権と親・教師への期待	季刊教育法	エイデル研究所

261	名古屋大学 教育法研究 会	1991	子どもの権利に関する条約	季刊教育法	エイデル研究 所
262	野田晋	1991	中学生と子どもの意見表明 権	季刊教育法	エイデル研究 所
263	喜多明人	1990	学校生活と「子どもの権利 条約」：子どもの意見表明 権を考える	教育評論	アドバンテー ジサーバー
264	世取山洋介	1990	報告 人権の国際的保障と 子ども：子どもの精神的自 由および意見表明権の承認 の意義について	日本教育法学 会年報	有斐閣

2. 本・書籍

no.	著者名	出版年	図書/タイトル	出版社等
1	畑千鶴乃, 菊池 幸工, 藤野謙一	2023	子どもアドボカシー：つながり・声・リ ソースをつくるインケアユースの物語	明石書店
2	井上登生, 河野 洋子, 相澤仁	2022	おおいたの子ども家庭福祉：子育て満足 度日本一をめざして	明石書店
3	栄留里美, 鳥海 直美, 堀正嗣, 吉 池毅志	2022	施設訪問アドボカシーの理論と実践～児 童養護施設・障害児施設・障害者施設に おけるアクションリサーチ～	明石書店
4	永野咲	2021	「語れないこと/語られること/語るこ とー社会的養護のもとで育った若者たち の声」村上靖彦編著『すき間の子ども、 すき間の支援ー一人ひとりの「語り」と 経験の可視化』	明石書店
5	栄留里美, 鳥海 直美, 堀正嗣, 吉 池毅志	2021	アドボカシーってなに? ～施設訪問アド ボカシーの はじめかた～	解放出版社
6	栄留里美, 長瀬 正子, 永野咲	2021	子どもアドボカシーと当事者参画のモヤ モヤとこれから：子どもの「声」を大切 にする社会ってどんなこと?	明石書店
7	堀正嗣	2020	子どもの心の声を聴く：子どもアドボカ シー入門	岩波ブック レット
8	堀正嗣	2020	子どもアドボカイト養成講座：子どもの 声を聴き権利を守るために	明石書店

9	小野善郎, 薬師寺真, 佐藤靖啓, 奥野哲也, 土方彬弘, 中濱孔貴, 石倉尚, 青井美帆	2019	児童虐待対応と「子どもの意見表明権」：一時保護所での子どもの人権を保障する取り組み	明石書店
10	相澤仁, 林浩康 編著	2019	社会的養護Ⅰ	中央法規出版
11	相澤仁, 村井美紀, 大竹智編	2019	社会的養護Ⅱ	中央法規出版
12	塚本智宏	2019	コルチャックと「子どもの権利」の源流	子どもの未来社
13	畑千鶴乃, 大谷由紀子, 菊池幸工	2018	子どもの権利最前線カナダ・オンタリオ州の挑戦：子どもの声を聴くコミュニティハブとアドボカシー事務所	かもがわ出版
14	堀正嗣, 栄留里美, 久佐賀眞里, 鳥海直美, 農野寛治	2018	独立子どもアドボカシーサービスの構築に向けて：児童養護施設と障害児施設の子どもと職員へのインタビュー調査から	解放出版社
15	公益社団法人子ども情報研究センター	2018	「都道府県」児童福祉審議会を活用した子どもの権利養護の仕組み」調査研究報告書	平成 29 年度子ども・子育て支援推進調査研究事業報告書
16	塚本智宏	2018	“子どもに”ではなく“子どもと”ーコルチャック先生の子育て・教育メッセージ	かりん舎
17	栄留里美	2015	社会的養護児童のアドボカシー意見表明権の保障を目指して	明石書店
18	International Forster Care Alliance	2015	ストラテジック・シェアリング Strategic Sharing	International Forster Care Alliance 講義テキスト
19	堀正嗣, 公益社団法人子ども情	2013	子どもアドボカシー実践講座：福祉・教育・司法の場で子どもの声を支援するために	解放出版社

	報研究センター 編著			
20	相澤仁, 松原康 雄編著	2013	子どもの権利擁護と里親家庭・施設づくり	明石書店
21	堀正嗣, 栄留里 美, 河原畑優子, DalrympleJane	2011	イギリスの子どもアドボカシー : その政策と実践	明石書店
22	堀正嗣, 栄留里 美	2009	子どもソーシャルワークとアドボカシー 実践	明石書店
23	奥田睦子編著	2009	ヒア・パイ・ライト(子どもの意見を聴く)の理念と手法: 若者の自立支援と社会参画を進めるイギリスの取り組み	萌文社
24	宮地尚子	2007	環状島=トラウマの地政学	みすず書房
25	世取山洋介	2006	子どもの意見表明権の発達思想的基礎付けとその法哲学的および法解釈学的意味	科学研究費 補助金(基盤 B)報告書
26	二宮周平	2005	子どもの権利主体性を前提とした子どもの意見表明権を家族法の中でいかに定着させるか	二宮周平
27	子どもの権利条 約総合研究所	2004	特集・子どもの意見表明・参加の権利	日本評論社
28	塚本智宏	2004	コルチャック 子どもの権利の尊重ー子どもはすでに人間である	子どもの未 来社
29	厚生労働省雇用 均等・児童家庭 局家庭福祉課監 修	2002	子どもの権利を擁護するために: 児童福祉施設で子どもとかかわるあなたへ	日本児童福 祉協会
30	子どもの権利条 約をすすめる会	1996	ぼくのわたしの意見表明: 7689人から親・学校・社会へ	こうち書房, 桐書房
31	FletcherBarbara, 津崎哲雄, 千葉 茂明	1995	こどもの声: 里親家庭・居住施設で暮すこどもの意見表明	英国 SW 研 究会, 子どもの 声研究会
32	Otto Friedrich Bollnow (森昭・ 岡田渥美訳)	1969	教育を支えるもの	黎明書房

3. WEB

no.	著者名	掲載年	タイトル	URL
1	NPO 法人全国子どもアドボカシー協議会	2023	こどもアドボカシー活動の手引き (案)	https://drive.google.com/file/d/1nV-p4DcoKqhW5MdqfsIfq7NTGq1JYcGI/view?usp=sharing
2	こども家庭庁	2023	こども基本法 (令和5年4月1日施行)	https://www.cfa.go.jp/policies/kodomo-kihon
3	子どもの権利条約総合研究所	2023	子どもの権利条例等を制定する自治体一覧 (2023年5月現在)	https://npocrc.org/data/#2
4	みずほりサーチ&テクノロジーズ株式会社	2023	「権利擁護スタートアップマニュアル作成に関する調査研究報告書」令和4年度厚生労働省委託事業	https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/7bbba95c-5cbf-4767-af55-67acd3408fc5/36a5101a/policies_jidougyakuta_i_Revised-Child-Welfare-ActResearch_01.pdf
5	みずほりサーチ&テクノロジーズ株式会社	2023	障害児入所施設及び障害児通所支援事業所を利用する障害のある子どもの権利擁護の在り方に関する調査研究報告書	https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/001113514.pdf
6	三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング	2023	「アドボケイト(意見・意向表明支援)における研修プログラム策定及び好事例収集のための調査研究報告書」令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業	https://www.murc.jp/wp-content/uploads/2023/04/koukai_230413_06.pdf
7	厚労省子どもの権利擁護に関するワーキングチーム	2021	子どもへのフィードバック (開催日:2021年12月23日) いただいたご意見まとめ	https://www.mhlw.go.jp/content/000900894.pdf
8	厚労省子どもの権利擁護に関するワーキングチーム	2021	子どもの権利擁護に関するワーキングチーム とりまとめ	https://www.mhlw.go.jp/content/11907000/000785665.pdf
9	厚労省子どもの権利擁護に関する	2021	とりまとめ (参考1) 子どもの権利擁護の枠組み	https://www.mhlw.go.jp/content/11907000/000785667.pdf

	るワーキングチーム			
10	三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング	2021	「子どもの意見表明を中心とした子ども の権利擁護に関する調査研究報告書」令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業	https://www.murc.jp/wp-content/uploads/2021/04/koukai_210426_9.pdf
11	セーブ・ザ・チルドレン	2021	子どもの体やこころを傷つける罰のない社会を目指して	https://www.savechildren.or.jp/news/publications/download/php_report202103.pdf
12	三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング	2020	「アドボケイト制度の構築に関する調査研究報告書」令和元年度子ども・子育て支援推進調査研究事業	https://www.murc.jp/wp-content/uploads/2020/04/koukai_200427_7_1.pdf
13	厚生労働省	2020	子どもの権利擁護に関するワーキングチーム（2020年～2021年）	https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-kodomo_554389_00015.html
14	セーブ・ザ・チルドレン	2020	たたくのはやめて！子どもに対する体罰を禁止するために：よくある質問集<子どもと若者のみなさんへ>	https://www.savechildren.or.jp/news/publications/download/php_faq_2020_children.pdf
15	セーブ・ザ・チルドレン	2020	学校における体罰を禁止するために：よくある質問集	https://www.savechildren.or.jp/news/publications/download/php_faq_2020_school.pdf
16	三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング	2019	「子どもの権利擁護に新たに取り組む自治体にとって参考となるガイドラインに関する調査研究報告書」平成30年度子ども・子育て支援推進調査研究事業	https://www.murc.jp/wp-content/uploads/2019/04/koukai_190426_13.pdf
17	A R C 平野裕二の子ども権利・国際情報サイト	2019	子どもの権利委員会の総括所見日本語訳（国別1993年～）	https://w.atwiki.jp/childrights/pages/41.html
18	A R C 平野裕二の子ども権利・国際情報サイト	2019	国連・子どもの権利委員会の一般的意見／一般的討議勧告（2001年～）	https://w.atwiki.jp/childrights/pages/32.html
19	セーブ・ザ・チルドレン	2019	3万人アンケートから見る子どもの権利に関する意識	https://www.savechildren.or.jp/news/publications/download/kodomonokenri_sassi.pdf

20	セーブ・ザ・チルドレン	2019	子どものすこやかな育ちのために	https://www.savechildren.or.jp/news/publications/download/sukoyakanasodachi.pdf
21	セーブ・ザ・チルドレン	2019	たたかない、怒鳴らない ポジティブな子育て	https://www.savechildren.or.jp/news/publications/download/positivekosodate.pdf
22	セーブ・ザ・チルドレン	2018	子どもの体やこころを傷つける罰のない社会を目指して	https://www.savechildren.or.jp/jpnem/jpn/pdf/php_report201802.pdf
23	セーブ・ザ・チルドレン	2018	報告書 シンポジウム 子どもに対する体罰等の禁止に向けて 子どもをたたかない、怒鳴らない社会を目指して	https://www.savechildren.or.jp/jpnem/jpn/pdf/php_report201805.pdf
24	セーブ・ザ・チルドレン	2017	子どもに対するあらゆる体罰を禁止するために よくある質問集	https://www.savechildren.or.jp/news/publications/download/php_faq_2019_general.pdf
25	セーブ・ザ・チルドレン・スウェーデンと国際組織のグローバル・イニシアチブ	2010	子どもに対する体罰を終わらせるための手引き	https://www.savechildren.or.jp/work/protection/ECP_Manual.pdf
26	セーブ・ザ・チルドレン	2009	子どもに対する暴力のない社会を目指して体罰を禁止したスウェーデン 35年のあゆみ	https://www.savechildren.or.jp/scjcms/dat/img/blog/1713/1412921460115.pdf
27	国連（外務省HP）	1989	児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）	https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jido/zenbun.html
28	日本弁護士連合会	1989	子どもの権利条約 選択議定書	https://www.nichibenren.or.jp/activity/international/library/human_rights/child_protocol.html
29	日本弁護士連合会	1998	子どもの権利条約 報告書審査（第1回 1998年～5回）	https://www.nichibenren.or.jp/activity/international/library/human_rights/child_report-1st.html

（白木里恵子・相澤 仁）

■メッセージ等執筆者 (50音順)

一宮宜枝・江藤志歩・大澤まゆみ・川元冴夏・木村玲子・熊本珠来・佐藤淳子・塩月まどか・
重石多鶴子・立花悠人・田中歩美・田中佐和・中尾暖奈・中原未結・那賀みく・橋本純子・
波多野裕美・三苫満江・村岡佑紀・村上晶子・森田帆南・吉野かおり

■主な執筆者一覧 (50音順)

相澤 仁	1章 2章 3章 4章 5章 6章 7章 引用・参考文献
飯田法子	4章3節 5章5・8・9
井上登生	5章5
奥山眞紀子	5章5
河野洋子	5章5
嶋岡真司	4章3節 5章5
白木里恵子	3章2節1 4章3節 6章 7章6 引用・参考文献
滝口真	5章5・8・9
谷本幸子	4章3節 5章5
吉田由美子	3章2節1 4章3節 6章 7章2・5

